

# 日本考古学協会東日本大震災対策特別委員会報告書

東日本大震災対策特別委員会編

2017年

一般社団法人日本考古学協会



# 序

2011年3月11日に起きた東北地方の太平洋沖を震源とする巨大地震と大津波、それによって引き起こされた原子力発電所の深刻な事故は、私たちの社会がこれまで経験したことのないような大きな被害をもたらしました。その東日本大震災から6年が経過しましたが、災害の深い傷跡は未だ癒えず、復興の歩みは途上にあり今後も長く続いていくように見えます。

日本考古学協会は、震災後まもなく3月26日の理事会で特別委員会準備会を立ち上げ、2011年5月28日に立正大学で開催された第77回総会において「東日本大震災対策特別委員会」を設置しました。本書は5年間にわたる特別委員会の活動の経緯と今後の課題をまとめたものです。

特別委員会は、復興事業と埋蔵文化財の保護について、被災した自治体の教育委員会と協議して問題点の集約を行った上で文化庁への要望等を行ない、関係する自治体の教育委員会等の協力を得て、被災県で地域住民の方々に復興調査成果報告会を開くなど、被災地域社会の再生の一助となるような活動を実施してきました。また、毎年度の総会において、特別委員会の活動経過と課題を報告するセッションを開催するとともに、文化財防災ネットワーク推進会議に参画しました。

この間、こうした特別委員会の活動に対して、会員の皆様をはじめとして多くの方々、諸機関・諸団体からご支援をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

協会は、1995年の阪神・淡路大震災のときには特別委員会を設置して対応にあたりましたが、「東日本大震災対策特別委員会」の活動がほぼ終了した2016年4月には熊本地震が発生し、5月28日に東京学芸大学で開催された第82回総会において「平成28年熊本地震対策特別委員会」を設置しました。このように、地震、豪雨による土砂災害や洪水などの災害が近年多発している状況を踏まえて、現在協会の常置委員会の中に災害に対応する委員会を設置する方向で検討しています。「災害と考古学」に関わる問題について、日本考古学協会が蓄積してきた経験や知識を継承していくことは必要不可欠であり、本書が今後の災害対応に資することを願っています。

2017年3月

一般社団法人日本考古学協会会長 谷川章雄

## 例 言

1. 本書は一般社団法人日本考古学協会に設置した「東日本大震災対策特別委員会」の活動報告書である。
2. 特別委員会の活動については会報 174・176・178・181・184 号に掲載してきたが、本書が委員会活動の最終報告書となる。
3. 執筆は委員の他、鎌田 勉、藤沢 敦、本間 宏、田中 裕、黒田大介の各氏から被災各県の文化財レスキューの取り組み及びマスコミ報道についての原稿を賜った。執筆者名は分担した項目に記した。本報告書の構成等は委員会で決定し、編集は渋谷孝雄が行った。
4. 図表は執筆者が作成したが、写真は調査主体の各教育委員会から提供されたものがあり、掲載頁にその旨を記載した。

序 文	一般社団法人日本考古学協会会長	谷川 章雄	i
はじめに	一般社団法人日本考古学協会東日本大震災対策特別委員会委員長	渋谷 孝雄	1
第 I 部 特別委員会報告			
第 1 章 特別委員会設置の趣旨と経緯			
(1) 特別委員会設置の経緯		佐藤 宏之	5
(2) 設置の趣旨と委員会の体制		佐藤 宏之	6
(3) 特別委員会活動の概要		佐藤 宏之	7
第 2 章 被災状況と対応			
(1) 会員の被災状況と対応		佐藤 宏之	12
(2) 文化財レスキュー活動への支援		佐藤 宏之	12
第 3 章 特別委員会の活動			
(1) 被災直後の実情調査		石川日出志	14
(2) 被災自治体へのアンケート調査		渋谷 孝雄	16
(3) 被災自治体への実情調査		佐藤 宏之・石川 日出志・渡邊 泰伸・高倉 敏明・玉川 一郎・菊地 芳朗	21
(4) 被災 3 県教育委員会との面談		渋谷 孝雄	34
(5) 声 明		佐藤 宏之	41
(6) 総会セッション		佐藤 宏之	42
(7) 文化庁面談		渋谷 孝雄	44
(8) 文化財防災ネットワーク推進会議への参画		飯島 義雄	50
第 4 章 復興調査への対応と調査の成果			
(1) 岩手県		八木 光則	54
(2) 宮城県		高倉 敏明	72
(3) 福島県		玉川 一郎	93
(4) 福島第一原発事故への対応		菊地 芳朗・玉川 一郎	106
(5) 復興調査成果報告会		河野 一也	114
(6) 第 I 部のまとめ		佐藤 宏之	136
第 II 部 学会・博物館の活動と埋文行政の取り組み			
第 5 章 文化財レスキューの取り組み			
(1) 岩手県		鎌田 勉	139
(2) 宮城県		藤沢 敦	141
(3) 福島県		本間 宏	143
(4) 茨城県		田中 裕	148
第 6 章 文化庁の諸政策とアンケート結果			
(1) 復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いをめぐる文化庁の政策		渋谷 孝雄	150
(2) 復興事業に関連する発掘調査についてのアンケートと結果		八木 光則	167
第 7 章 マスコミ報道と復興調査			
(1) 復興事業と埋蔵文化財に関する報道		渡邊 泰伸	191
(2) マスコミの復興調査報道の課題	岩手日報論説委員	黒田 大介	196
第 8 章 震災に関する研究・普及活動			
(1) 考古学関連学会・研究会・科研費		富山 直人	200
(2) 学術会議		石川日出志	204

(3) 博物館等の展示普及活動 .....	富山 直人・飯島 義雄	206
第Ⅲ部 総括と提言		
第9章 特別委員会活動の総括		
(1) 職員派遣と調査体制及び発掘調査 .....	渋谷 孝雄	219
(2) 発掘調査報告書 .....	渋谷 孝雄	225
(3) 復興調査の意義と活用 .....	渋谷 孝雄	226
(4) 考古学の力の再確認 .....	渋谷 孝雄	228
第10章 今後への提言		
(1) 復興調査の見通し 報告書積み残し問題 .....	佐藤 宏之	229
(2) 文化財行政の再建 .....	佐藤 宏之	229
(3) 原発事故に伴う今後の埋蔵文化財行政.....	佐藤 宏之	230
(4) 将来の大災害に向けた対策 .....	佐藤 宏之	230
(5) 学協会・自治体・国の連携 .....	佐藤 宏之	231
英文要旨 .....	Robert Condon & Katsuyuki Okamura	232

# はじめに

2011年3月11日14時46分に発生したマグニチュード9.0の東北太平洋沖地震(東日本大震災)は大きな被害をもたらした。1都1府20県が被災し、その被害状況は死者(関連死含む)19,475名、行方不明者2,587名、負傷者6,221名、全壊した住居121,744棟、半壊した住居279,744棟に上った。

特に大津波におそわれた岩手、宮城、福島の前3県では死者19,363名、行方不明者2,583名、負傷者4,539名、全壊した住居121,700棟、半壊した住居241,274棟と、その被害は甚大であった。

それに加え、東京電力福島第一原子力発電所の津波被災、全電力喪失がもたらした炉心溶融事故による放射能被害は福島県双葉郡を中心とする広範囲な地域の住民が避難を余儀なくされ、6年が経過しようとしている現在も帰還できない地域も少なくない。

阪神・淡路大震災では被災後まもなく、復旧・復興事業が始まったが、東日本大震災では行方不明者の搜索、被災した建物の瓦礫撤去に長期間を要し、復興計画の策定も遅れたが、文化庁と被災3県教育委員会は復興事業計画と埋蔵文化財の調整では、可能な限り現状保存を図ることとし、発掘調査をできるだけ回避する方針を示した。

当初は「埋蔵文化財は復興の壁」との報道も見られたが、結果的には、それぞれの関係者の努力により、復興事業への支障は皆無であったとあってよい。全国から派遣された280名を越える専門職員の方々とともに進められた発掘調査の現地説明会には被災者でもある多くの地域住民の方が参加して耳を傾けるなど、その調査成果が地域再興に果たす役割も極めて大きいことを物語っている。

一般社団法人日本考古学協会は被災後まもなく、準備委員会を立ち上げ、2011年5月の第77回総会で「東日本大震災対策特別委員会」を設置し、復興事業と埋蔵文化財の保護について被災自治体教育委員会と協議し、問題点の集約を行った上で文化庁への要望も行ってきた。また、関係自治体教育委員等の協力を得て、被災3県で2回ずつ、合わせて6回にわたって復興調査の成果を地域住民の方に報告する活動などを行ってきた。

本書は、その5年間にわたる特別委員会の活動の経過と課題をまとめたものである。復興事業に伴う埋蔵文化財の調査は現在も継続し、特に、原発被災地域では大きな課題が残されたままである。発掘調査の成果をまとめる調査報告書の刊行も道半ば、そして、調査成果の活用も残された大きな課題であり、今後も、日本考古学協会として課題が解決されるよう注視していきたい。



第 I 部  
特別委員会報告



## 第1章 特別委員会設置の趣旨と経緯

### (1) 特別委員会設置の経緯

佐藤 宏之

2011年3月11日の東日本大震災発災を受けて、協会理事会と事務局は直ちに対応を開始した。震災の被災範囲が広く激甚であることから、まず3月中は被災会員の安否と被災状況の確認に集中した(第2章(1))。続く3月理事会(26日開催)において対応を協議した結果、1995年阪神・淡路大震災時の協会の対応を参考に、以下の対応をとることが決定された。

- ①「東日本大震災緊急対応特別委員会準備会」を設置し、石川・近藤・佐藤・渋谷の各理事(当時)が担当する。
- ②緊急の会長声明を発出するための準備を開始する(4月1日発出)。
- ③第77回総会(5月28日)にて「東日本大震災対策特別委員会」の設置提案を行う。
- ④同総会時に大震災対応に関する決議を行う(実際には決議は行わず、同総会から導入されたセッションにて「緊急報告会」を行うことで代えさせていただいた)
- ⑤被災会員への対応として、旧会費規則第4条(現協会規則第12条)と内規「会費免除期間の基準」を準用する。

3月理事会の決定を受けて発足した準備会は、4月以降特に被害の大きかった岩手・宮城・福島・茨城各県等の会員の被災状況の調査と、被災会員と文化財レスキュー活動への支援、文化財の被災状況や復興・再興等に関する文化庁や関係行政機関・民間組織等との連携を開始した。被災住民の初期避難が一段落しつつあった4月になり、いち早く活動を開始した文化財レスキュー(各県資料ネット等)や被災会員等からの寄せられた情報によって、文化財の被災状況が次第に判明し始めた。一方文化庁では、3月末に「文化財レスキュー活動」の開始を通告し、4月2週目から実際の事業が開始されたことを受けて、準備会は文化庁と

情報・意見交換を行った(4月14日)。同時に協会HPに、緊急の会長声明「日本考古学協会会員ならびに関係者の皆様へ」(4月1日発出)を掲載した(第3章(5))。

4月理事会(23日午後)の午前中に第1回準備会を開催し、以下の事項を審議し、午後の理事会にて承認した。

- ①特別委員会の設置要綱(第1章(2))の検討。
- ②特別委員会活動と被災文化財レスキュー活動を支援するための募金活動を開始する。窓口として協会(口座設置)以外にも、募金活動を行っている文化庁とNPO法人宮城歴史資料保全ネットワークを紹介する。
- ③第77回総会にて、募金を呼びかける。
- ④同総会のセッションで「緊急報告会」を開催する(第3章(6))。
- ⑤各県との連絡窓口の確認。

5月に入り、準備会は初めて被災地である岩手県・宮城県の現地を視察し、岩手考古学会・宮城考古学会等と情報・意見交換を行った(5月13・14日)。

岩手・宮城の現地視察および関係機関との情報交換の結果、5月理事会(5月27日)では以下のような事項を審議・決定した。

- ①被災があまりにも甚大であるため、被災現地は人命救済と生活手段の確保に追われている状況であり、復興計画を立案する段階ではないので、特別委員会の今後の活動計画を具体的に立てられる状況ではない。明日の第77回総会では、設置を認めていただき、今後の状況をみながら対応を考えていくことにする。
- ②そのため当面は担当理事4名の体制で発足し、順次委員を補充することにする。
- ③「会費規則」に基づいて被災会員への対応と募金活動による支援金集めを進める。

## (2) 特別委員会設置の趣旨と委員会の体制

佐藤 宏之

委員会設置の経過を踏まえ、第77回国学院大学総会(5月28日)にて、特別委員会の設置を提案し、承認を得た。当日行った提案の趣旨と背景の説明は、以下の通りである。

### 1. 特別委員会設置提案の趣旨

3月11日に起こった東日本大震災は、東北日本を中心に、未曾有の規模での被害を我が国にもたらした。地震・津波・原発問題という三重の被害はきわめて甚大かつ広範囲に及び、しかも長期にわたる対策を必要としている。人的被害はもちろぬ、文化財および文化財関連施設の被災状況は苛烈をきわめており、その支援・対策を行うことは急務の課題であると考え。そこで、日本考古学協会は、協会の特別委員会規定に則り、本総会において、東日本大震災対策特別委員会の設置を提案する。

### 2. 提案の背景

提案内容の説明にはいる前に、提案に至った背景と経過の説明をする。協会では、去る3月26日の理事会にて、本日の総会において東日本大震災対策特別委員会の設置を提案することと、そのための準備会を設置することに決定した。準備会は、佐藤・石川の2名の総務担当理事、および渋谷・近藤を合わせた4名の協会理事で発足し、早速被災会員の安否確認や被災文化財・関連施設に関する情報の収集に着手した。また同時に、文化庁や関係行政機関・学協会・民間団体等との連絡・連携をとり始めた。しかしながら、本大震災が予想を超える被害をもたらしたために、4月始め頃までは、なかなか情報すら集まらない状況が続いた。こうした中、3月末に文化庁が「文化財レスキュー事業」の開始を通知し、4月2週目くらいから実際の事業が始まったのを受けて、4月14日には、準備会のメンバーと文化庁の担当部局との面談を行った。「文化財レスキュー事業」は、主として地震・津波被災地での文化財救出活動を目的としており、いわば初動の活動といえる。岩手県・宮城県等の自治体においても、文化庁や市町村と連携した救済活動に着手している。同時に

東北地方では、既存のNPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク(宮城県)・山形文化遺産防災ネットワーク(山形県)・ふくしま歴史資料保存ネットワーク(福島県)があり、大震災直後から救済・支援活動が開始されている。4月には、岩手県でも、岩手歴史民俗ネットワークが新たに立ち上がり活動を開始した。

なお国・自治体・民間団体等の救済活動の詳細については、明日行われる緊急報告会の席で詳しく報告されることになっているので、ここでは省略する。

震災がおこったのが3月中ごろで、救済活動の本格化も4月当初になり、国・地方の予算措置の谷間であったため、救済活動の資金不足が深刻であるという認識をもった理事会では、4月23日の理事会において、寄付金・支援金をお願いを協会公式サイトに掲載し、広く浄財を求めることに決した(6月20日付掲載)。協会に寄せられた浄財については、本日認められれば、本特別委員会で扱いを決定することになる。なお協会の会費規定第4条に被災会員の会費を一定期間免除する規定があるので、活用いただきたい。なお本人からの「申し出」規定となっているので、積極的な申し出をお願いする(会費規定略、第2章(1))。

また準備会では、5月13・14日に宮城県・岩手県へ出かけ、被災現況の現地視察と現地関係機関・関係者等との協議・面談を行った。このように、現状では、被災状況の確認と文化財救済活動に力点が置かれているといわざるをえない。特別委員会の設置を認めていただければ、特別委員会は、関係する国・地方行政団体・機関・学協会・民間団体等と連携しながら、まずはこれらの活動を第一とし、やがて興起するであろう埋蔵文化財の取り扱いに関する諸課題に対応していくことになる。

3. 日本大震災緊急対応特別委員会設置要綱  
第1条(趣旨) 一般社団法人日本考古学協会(以下、「本協会」という。)は、東日本大震災で被災した本協会会員の生命、財産及び被災地域の文化

財、文化財保管施設等を救済、援助する対応策を検討するため、特別委員会規定第1条に基づき、特別委員会を設置する。

第2条（名称） 本特別委員会は「東日本大震災対策特別委員会」と称する。

第3条（委員の委嘱と委員長の選任） 本特別委員会の委員は10名程度とし、理事及び本協会の会員中から本協会会長が委嘱する。

2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

第4条（組織） 本特別委員会は、諸課題に対応するため、必要により「部会」を置くことができる。「部会」には代表者を置く。

第5条（会議） 本特別委員会は委員長が招集するものとし、必要に応じ随時開催する。

第6条（事業計画年度） 本特別委員会は、原則として2011年5月から2016年5月までの5カ年計画とする。

第7条（予算等） 本特別委員会に係る予算措置は本協会運営費及び寄付金をもって充てる。

附 則 この要綱は、2011年5月28日から施行する。

上記の提案の趣旨と背景説明にある通り、委員会は当初準備会を構成した4名の協会担当理事の体制で発足し、埋蔵文化財保護対策委員会と密接な連携・調整を行いながら活動を開始した。なお5月臨時理事会において、委員長に渋谷理事を、副委員長に近藤理事を選任した。

### （3） 特別委員会活動の概要

佐藤 宏之

#### 1. 委員会の開催状況

委員会は準備会を含め、活動期間を通じて以下の18回開催した。報告書の別稿と重複する部分もあるが、記録整理の意味から概要をまとめておく。

- ① 2011年4月23日（準備会、協会事務局）
- ② 2012年6月25日（事務局）
- ③ 2012年8月16日（幹事会、事務局）
- ④ 2012年10月20日（西南学院大学）
- ⑤ 2013年1月6日（事務局）
- ⑥ 2013年5月25日（駒澤大学）
- ⑦ 2013年8月10日（事務局）
- ⑧ 2013年10月19日（長野県社会福祉総合センター）
- ⑨ 2014年1月26日（仙台市博物館）
- ⑩ 2014年5月17日（日本大学）
- ⑪ 2014年7月11日（事務局）
- ⑫ 2014年10月11日（だて歴史の杜カルチャーセンター）
- ⑬ 2015年2月1日（福島県文化センター）
- ⑭ 2015年5月23日（帝京大学）
- ⑮ 2015年7月31日（事務局）
- ⑯ 2015年10月17日（奈良大学）
- ⑰ 2016年1月31日（サンライフ南相馬）
- ⑱ 2016年5月15日（事務局）

#### 2. 2011年度の活動概要

委員会の構成（2012年5月まで）

委員長：渋谷孝雄、副委員長：近藤英夫、  
委員：石川日出志・佐藤宏之（以上理事）

本年度は、「提案の背景（本章（2）－2）」で説明したように、担当理事4名の体制で活動を開始した。そのため各担当理事と事務局が各自情報収集と被災地との連携に努め、理事会のうちに検討会を開催することとしたので、委員会は開催しなかった。また以降の活動は、埋文委との密接な連携・協力のもと、実施した。7月12日付で新たな会長声明「東日本大震災復興事業に伴う文化財の保存・調査に臨む」（第3章（5））を发出し、被災地域の再生・復興と調和のとれた文化財の取り扱いを求めた。会報No.173（8月刊行）にて上記会長声明と特別委員会設置要綱を載録し、あわせて「東日本大震災に係る被災申請書の提出手続きについて」および「東日本大震災被災会員及び被災文化財救済活動への支援にご協力を」を掲載した。

7月17・18日に福島・茨城両県の現地視察と関係者・機関等との情報・意見交換を行った。5月の宮城・岩手の現地視察を含め、いまだ捜索活動の継続、被災者の生活の確保等が継続しており、文化財の本格的な救済活動を行える状況にはないが、次第に文化財の被災が甚大であることも判明しつつあった。また福島では、福島第一原発事故による放射能汚染のため、当該地域への立ち入りが制限され、実態把握すら困難であった。

そのため10月理事会において、それまでに会員から寄せられた浄財を「岩手歴史民俗ネットワーク」「NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク」「ふくしま歴史資料保全ネットワーク」に、各10万円ずつ寄付し、初動の文化財レスキュー活動に資することとした。また会報No.174(12月刊行)にて、最初の特別委員会活動報告を行った。

一方文化庁は、9月28日付で2012年度から地方自治法による埋蔵文化財調査職員の被災地への派遣を全国の自治体に要請し、年末に向けて国の第3次補正予算の成立等によって、2012年度以降復興交付金による復興計画に伴う埋蔵文化財の調査計画の策定が本格化することが予想されたので、文化財の被災の実態と担当職員の体制、予算・人員の確保、協会への要望等の課題を具体的に調査するために、11月24日付で岩手・宮城・福島・茨城の46関係市町村の担当部局に対して、アンケート調査を実施した(第3章(2))。

同時に委員会体制の強化を図るため、2012年1月理事会にて審議し、特別委員会の委員構成を13人程度とし、現担当理事4名に加えて、岩手・宮城・福島等の被災地枠3名と、特別委員会規則による会員からの公募委員3名に改めることが承認された。この決定に従い、会報No.175(2012年1月刊行)にて委員公募を実施した。

市町村アンケートの結果を受けて、2012年2月に被災3県(岩手・宮城・福島、2月16～17日)の県教育委員会担当者と、復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の見通しに関する意見交換を行った(第3章(4))。その結果①来年度以降の復興調査費用は、国が措置する復興交付金でまかなえる。②津波被災地域の生活復興(住宅等)に関する復興計画の策定はこれからのので、次年度は復興道路に位置付けられた高速道路・高規格道路等の調査がメイン。③人員は他県から派遣職員を充当。④埋蔵文化財調査は「復興の壁」ではないことを周知する。⑤原発事故汚染対策の慎重な策定等が近々の検討課題となった。

これを受けて4月に文化庁と面談を行い、意見交換をし、被災各県・市町村からの要望を伝えた(4月24日、第3章(7)－2)。文化庁の基本方針は「通常の文化財行政の枠組みで対応」にあるため、その方針を遵守した議論を行った。

4月理事会(4月28日)において、委員会の体制強化を審議し、3部会制(後述)と被災3県枠として各県考古学会に推薦を依頼することとした。続く5月理事会(5月25日)において、新たな委員会の構成が承認され、翌26日の立正大学

総会にて承認を受けた。また26日の総会で活動報告を行い、27日の研究発表では委員会セッション「東日本大震災から1年：文化財の被災と復興へ向けて」を組み、これまでの活動経過と課題について報告した(第3章(6))。

### 3. 2012年度の活動概要

委員会の構成(2012年5月～)

委員長：渋谷孝雄(継続)、副委員長：近藤英夫(理事)

事務局：石川日出志(継続)・佐藤宏之(継続)・水村孝行(協会事務局)

第1部会(復興調査等)：近藤英夫\*・佐藤宏之・高倉敏明(宮城)・熊谷常正(岩手)・玉川一郎(福島)

第2部会(被災文化財・研究会記録等)：河野一也(理事)\*・石川日出志・富山直人(公募)

第3部会(文化財レスキュー・放射能汚染文化財等)：菊地芳朗(理事)\*・渡邊泰伸(公募)・飯島義雄(公募)

\* 部会長

2012年度は、上記の12名からなる新たな委員会構成として、本格的な活動を開始した。第1回委員会を6月25日に協会事務局で開催し、今後の活動計画と見通しを協議し、情報交換を行った。その結果復興調査が本格化するの秋以降であると考えられることがわかり、秋の大会(西南学院大学)時の次回委員会までに各自情報収集に努めることを決した。また委員長・副委員長・事務局で幹事会を構成し、機動的に対応することとした。8月会報No.176にて、委員会活動の報告を行った。

8月16日に幹事会(協会事務局)を開催し、以下の対応について協議した。①協会公式サイトに震災関係の情報を英文で発信することを理事会にて決定されたことを受けた準備②情報交換。特に「埋文調査＝足かせ」報道への対応③被災自治体への忘失報告書類の寄贈を会員に依頼④次回委員会の内容。今後委員会は年4回開催を基本とし、うち2回は総大会時に開催⑤秋に予定する現地視察の内容検討。

第2回委員会を西南学院大学大会に合わせて開催し、以下の項目について協議した(10月20日)。①被災3県の現状と課題。本項目は以降の委員会で必ず立てることとし、被災3県選出委員から行うこととした。担当職員の補充を進めて

いるが、正職・任期付・派遣・再任用ともに不足。応募者少ない。この状況はしばらく継続した。②自治法派遣以外に、首長間交渉での派遣例増加③財団間派遣の実現の検討④福島では展望が見えない。町自体の移転、汚染土の中間貯蔵施設計画、除染問題、盛り土・土取り、汚染文化財のレスキュー等⑤マイナス報道(埋蔵文化財足かせ論)への対応⑥現地視察の分担調整⑦日本学術会議アンケートへの対応⑧文化庁への要望等。

上記の決定を受けて、11月から12月にかけて被災3県の現状視察と関係機関等との意見・情報交換を実施した(第3章(3))。

第3回委員会を1月に開催し、以下の項目について協議した(1月6日)。①被災3県視察の報告と協議②調査担当職員確保の課題③民間調査機関活用の方策④試掘や盛り土対応等に関わる被災3県の対応差(基準が異なる)⑤文化庁面談の日程⑥2013年度総会時の委員会セッションの内容⑦被災文化財等救援委員会(国立文化財機構)主催報告会への参加(1月23日・2月4日・22日)⑧復興調査成果報告会の開催検討⑨3月会報に掲載する委員会報告の内容の検討。

2月に文化庁との情報・意見交換のための面談を埋文委と合同(以降埋文委と合同とし、被災3県選出委員が面談に加わる体制とした)で行った(3月1日、(第3章(7)-3)。また3月会報No.178において、これまでの委員会活動を報告した。

#### 4. 2013年度の活動概要

委員会の構成は昨年度と同様であるが、岩手県選出の委員は、熊谷委員から八木光則委員に交代した。

5月駒澤大学総会時に第1回委員会を開催し、以下の項目について協議を行った(5月25日)。①2月の文化庁面談報告②とその後の国の対応についての報告(財団間職員派遣の実現、派遣職員の担当遺跡報告書作成への配慮要請、民間調査機関活用の要望等)③会員からの「埋文調査足かせ」報道に関する問い合わせへの対応④日本博物館協会発出の「福島再生宣言」に対する賛同⑤被災文化財等救済委員会主催報告会の参加報告と協議⑥科学技術学術審議会からの情報提供(古地震記録のデータベース化等)⑦「原発事故被災文化財収蔵活用施設設置案」(福島大学うつくしまふくしま未来支援センター立案)の紹介⑧被災3県の現状と課題⑨復興調査の成果報告会の立案⑩現地説明会での出張報告等。総会にて活動報告を行

い、翌26日の研究発表にて委員会セッション「東日本大震災と埋蔵文化財-レスキュー・復興調査-」を開催した(第3章(6))。

続いて8月に第2回委員会を開催した(8月10日協会事務局)。今回から、岩手選出の委員が熊谷委員から八木委員に交代した。以下の項目について協議した。①被災3県の復興調査等の現状と課題。岩手:整理作業を複数の内陸他市に委託する事例あり。発掘優先。民間調査機関導入を希望する市町があるが、県との調整難航。派遣職員による調査の課題(派遣元と派遣先の経験知[土層認識・手順等]の差異等)。財団による大規模調査盛ん等。宮城:調査量膨大。派遣職員の市町村への直接派遣実現要望が強いが県との調整難航。復興計画策定の遅れにより調査計画が立たない等。福島:試掘対象面積が膨大。除染した汚染土を一時保管するための中間貯蔵施設計画が立案されており、その課題を検討。文化財レスキューが立ち入り制限により難航(第4章(4))。放射能汚染地域での埋蔵文化財対策等②復興調査成果報告会の内容③現地説明会での出張報告会④被災現地視察と関係者・機関等からの聞き取り調査(10月下旬~12月)の内容等。

10月長野大会に合わせて、第3回委員会を開催し、以下の項目について協議した(10月19日)。①被災3県の復興調査等の現状と課題。岩手:順調であるが調査員・作業員は不足。宮城:復興道路(高速道・高規格道)関係の調査が主。一部整理の民間委託。福島:文化財レスキューにより「まほろん」に仮収蔵等②整理と報告書作成問題(報告書積み残しの恐れ)の検討を開始③復興調査成果報告会開催の決定(2014年1月、盛岡/仙台各1日)④被災現地視察は昨年と同様に実施する⑤他機関からのアンケートに対応等。

11月から2014年1月にかけて、昨年同様被災3県の現地視察と聞き取り調査を実施した。地域の分担と担当委員は、昨年と同じである。岩手では野田村以南の津波被災が顕著であるが、従来ほとんど調査経験のなかった沿岸市町村への派遣職員の直接派遣が実現したので、課題山積ではあるがおおむね発掘は順調に進んでいる。対照的に宮城は津波被災範囲が広大であるため、事業量が膨大となり終結が見通せない。福島では原発事故立ち入り制限区域外の南北(相馬・南相馬・いわき等)における調査が主体であるが、復興計画策定の遅れが顕著である。いずれの県でも、整理と報告書作成が展望できない状態である(第4章(1)~(4))。

1月末に初めての復興調査成果報告会を被災現地で開催した。1月25日盛岡(岩手大学)、1月26日仙台(仙台市立博物館)とも盛況であった(第4章(5))。

仙台での報告会のおりに、第4回委員会を開催し、下記の事項について協議した。①被災3県の復興調査等の現状と課題。岩手:来年度が調査量のピークと予想。宮城:南三陸町新井田館跡遺跡の現地説明会に出張報告者(東北学院大学・七海雅人教授[日本中世史])を派遣して調査成果の意義を説明。福島:盛り土・製鉄遺跡対応が困難。②被災現地視察報告③5月総会での委員会セッションの構成と内容④文化庁面談⑤来年度の復興調査成果報告会の開催地等。

また3月会報No.181にて、委員会活動の報告を行った。3月4日に埋文委と合同で文化庁面談を実施した。

## 5. 2014年度の活動概要

委員会体制は2013年度と同様。5月の日大総会にあわせて、第1回委員会を開催し、下記の事項について協議を行った(5月17日)。①文化庁面談の報告。現地からの要望を伝えて協議。特に2015年度で終了予定の復興交付金の延長要望、報告書作成期間と予算の確保、原発事故関係の調査について協議した(第4章(4))。②被災3県の復興調査等の現状と課題。岩手:派遣職員・整理作業場所・収蔵施設の不足が顕著。宮城:文化庁・3県1市調整会議で報告書の簡略化が指示された。事業量膨大。福島:原発事故旧警戒区域内と外に埋文調査に対する温度差あり。③復興事業関係予算の延長に関する会長声明(第3章(5))の準備④原発事故立ち入り禁止区域内の埋蔵文化財の取り扱い等。

総会にて委員会の活動報告を行い、翌18日の総会研究発表に置いて委員会セッション「東日本大震災の復興調査の成果と課題」を設定し、これまでの委員会活動と被災現地の現状と課題について、担当委員から報告した(第3章(6))。

7月に第2回委員会を開催し、下記の事項について協議を行った(7月11日協会事務局)。①被災3県の復興調査等の現状と課題②会長声明案文の検討(9月27日発出、第3章(5))③中間貯蔵施設と埋蔵文化財調査の課題④復興調査成果報告会の日程と内容⑤文科省パブリック・コメントへの対応等。

10月の伊達大会に合わせて、第3回委員会を開催し、下記の事項について協議を行った(10

月11日)。①被災3県の復興調査等の現状と課題。岩手:調査は概ね順調だが、課題山積。宮城:事業量膨大で調査員・期間等著しく不足。福島:原発事故立ち入り制限区域以外は概ね順調だが、ソーラーパネル・野菜工場等の経済復興計画対応調査が顕著になる②会長声明発出の報告③復興調査成果報告会の概要決定④委員会活動報告書(本書)の構成案検討等。

1月末から2月初めにかけて、岩手(1月31日宮古市)と福島(2月1日福島市)で、2回目の復興調査成果報告会を開催した(第4章(5))。成果報告会に合わせて第4回委員会を開催し、以下の事項について協議した(2月1日)。①被災3県の復興調査等の現状と課題。岩手:事業量膨大で担当者の健康問題深刻化。宮城:県直営体制のため事業量に対応しきれていない。岩手同様今後の派遣職員不足の可能性あり。福島:経済復興対応が増大の可能性。中間貯蔵施設問題継続②5月総会時の委員会セッション内容の検討③被災3県教育委員会との面談(2月23・24日、第3章(4)-2)④文化庁面談(3月3日、第3章(7)-4)⑤文化財レスキュー⑥震災委報告書の構成(本書)等。

3月会報No.184にて、活動報告を行った。

## 6. 2015年度の活動概要

委員会の体制は前年度を踏襲。5月帝京大学総会に合わせて、第1回委員会を開催し、下記の事項について協議した(5月23日)。①被災3県の復興調査等の現状と課題。岩手:順調だが今年度も事業量は膨大。現場優先のため整理・報告書作成は見通せない。収蔵庫の確保も課題。宮城:市町村への直接派遣が実現。高速道・JR常磐線の調査は終了見込み。石巻市・山元町は残る。福島:福島再生加速化交付金事業が加わり、今後調査量(経済復興関係)の増大が予測。原発事故立ち入り制限区域以外は通常体制に戻る。②今年度で終了予定の復興交付金後の予算措置問題③被災3県教委との面談報告④文化庁面談報告⑤総会セッションの確認⑥文化遺産防災ネットワーク推進会議への参画⑦今後の活動計画等。

総会にて活動報告を行い、翌5月24日の総会研究発表の委員会セッション「東日本大震災から5年目-復興調査が抱える諸課題と大規模災害と考古学について考える-」にて、委員会活動と復興調査の見通しについて報告した(第3章(6))。

7月に第2回委員会を開催し、下記の事項について協議を行った(7月31日協会事務局)。①被

災3県の復興調査等の現状と課題。3県とも5月以降大きな動きなし。②文化遺産防災ネットワーク推進会議に参加(7月28日)③復興調査成果報告会の日程と内容④報告書作成のため、復興関連埋文調査アンケート調査の実施を計画⑤震災委報告書の構成案(2016年度未刊行)⑥委員会の本格的な活動は今年度で終了し、報告書の刊行のみ2016年度に回す。2017年度以降は担当理事を設けて対応。

10月の奈良大会に合わせて、第3回委員会を開催し、下記の事項について協議を行った(10月17日)。①被災3県の復興調査等の現状と課題。岩手：復興調査は一段落。整理・報告書刊行と収蔵施設問題は未解決。宮城：事業量は相変わらず膨大。来年度の派遣は県のみ。福島：南相馬を残して、復興調査はほぼ順調。中間貯蔵施設問題は進展なし。②文化遺産防災ネットワーク推進会議への出席(11月5日)③復興調査成果報告会の内容確定(1月30日宮城県名取市、1月31日福島県南相馬市)④復興関連埋文調査関係者アンケートの内容⑤震災委報告書の構成案の確認⑥宮城県合戦原遺跡の装飾古墳保存問題等。

1月末に宮城と福島で3回目の復興調査成果報告会を開催した(第4章(5))。都合3回の開催により、岩手・宮城・福島で各2回ずつ開催した。

成果報告会に合わせて、第4回委員会を開催し、下記の事項について協議した(1月31日)。①被災3県の復興調査等の現状と課題。岩手：復興交付金は2020年度まで延長となる。発掘は順調だが整理・報告書刊行はこの期限までに行う必要がある。宮城：調査・整理・報告書いずれも終結の見通しが立たない。福島：前回同様。②文化遺産防災ネットワーク推進会議参加報告(第3章(8))③茨城県常総市水損文書レスキュー参加報告(第3章(8))④文化遺産防災国際シンポジウムの紹介⑤復興関連埋文調査アンケート実施の決定(送付先機関：県・市町村、個人：担当者・派遣職員等、

会長名で依頼、4月15日メ切後集約(第6章(5))⑥協会HPリニューアルに伴う「災害と考古学」コーナー案文の作成⑦5月総会時の委員会セッションの構成案⑧今後の活動計画等。

3月会報No.187にて、最後の委員会活動報告を行った。3月10日に、文化庁面談を行った(第3章(7)－6)。

## 7. 2016年度の活動概要

委員会の体制は前年度と同じ。委員会活動は基本的に前年度で終了し、今年度は報告書刊行を主として、補足的な活動を行うこととした。

5月に第1回委員会を開催し、以下の事項について協議した(5月15日協会事務局)。①被災3県の復興調査等の現状と課題。岩手：明確な復興調査は終了。宮城：高台移転関係は終了し、今後は漁村関係、付け替え道路、圃場整備等が主。復興調査は継続。福島：本格的な復興調査が開始されつつある。②文化庁面談の報告(第3章(7)－6)。③文化遺産防災ネットワーク推進会議④4月に発災した熊本地震への対応(5月総会にて平成28年熊本地震対策特別委員会を設置)⑤復興関連埋文調査アンケート実施報告と分析(第6章(2))⑥総会時の委員会セッションの確認⑦委員会報告書の刊行計画の確認等。

今年度の委員会の開催はこの1回のみとした。東京学芸大学にて開催された総会(5月28日)で最後の活動報告を行い、翌29日の研究発表の委員会セッション「東日本大震災対策特別委員会の5年間の活動-復興調査支援の取組と調査成果の還元および残された課題」において、5年間に及んだ委員会活動の総括と今後の展望について報告した(第3章(6))。2017年3月本書を刊行し、委員会活動は終了する。

## 第2章 被災状況と対応

### (1) 会員の被災状況と対応

佐藤 宏之

前述のように、協会は大震災発災直後から、会員の安否確認と被災状況の調査に乗り出した。発災直後しばらくは効果的な通信手段が制限されていたこともあり、青森・岩手・宮城・福島・茨城各県在住の協会員 504 名の安否確認は、自治体関係者が被災者の生活手段確保・支援に専念していたことも預かって容易ではなかった。協会員の人的被害がなかったことが確認されたのは総会(2011年5月28日)直前であった。

しかしながら、多くの会員が何らかの被災をされていたことは確認されたので、前述のように、2011年4月1日発出の会長声明にて被災情報の提供のお願いと会費免除規定の適用をお知らせし、HPや会報等で告知した。

#### 会費規定

第4条 災害等により、甚大な被害を受けた会員に対して、別に基準を定め、本人の申し出に基づいて、一定期間会費を免除する。(後略)(現協会規則第12条)

#### 「会費免除期間の基準」内規

第1条 会費規則第4条に定める災害等による被害会員に対する会費免除の期間は次の通りとする。

(1) 全壊・全焼・大規模半壊等の場合。10年間

(2) 半壊・半焼・一部損壊等の場合。5年間

第2条 協会が頒布した刊行物が滅失した場合には、在庫の範囲内で再配布する。

しかしながら、この規定には福島原発事故による避難等は想定されてなかったので、原発事故の被災者・避難者にも準用する(5年間の会費免除)ことが理事会において承認された。その結果5年間免除53名、10年間免除6名となった(2012年3月末で申請受付終了)。

### (2) 文化財レスキュー活動への支援

佐藤 宏之

阪神・淡路大震災では文化財救済活動の着手に遅れがみられたことの反省から、各地で災害時に文化財救援活動を行うボランティア組織の設立が進んでいた。宮城・福島と山形では、NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク(宮城県)・ふくしま歴史資料保存ネットワーク(福島県)・山形文化遺産防災ネット(山形県)が発災前に発足していたので、大震災発生直後から文化財のレスキュー活動を開始した。岩手では、2011年4月に入り岩手歴史民俗ネットワークが立ち上がり、地震・津波被害に対応した活動を開始した。

これらの民間ボランティア団体の動きに呼応するように、国や県等の地方自治体による文化財救出活動も始まった。文化庁は2011年3月30日付(文化庁次長決定)で「東北地方太平洋沖地震(当時、4月1日に東日本大震災と命名)被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)実施要

項」を通知し、4月2週目くらいから実際の事業が始まった。「文化財レスキュー事業」の詳細は以下の通りである。①文化庁(事務局:美術学芸課)の主導の下、国立文化財機構の中に「被災文化財等救援委員会」(東京文化財研究所)を設置する。現地には奈良文化財研究所から派遣されたチームによる現地本部を設置して、協会を含む文化財・美術関係団体、被災各県教育委員会、レスキュー隊(各ネット組織)等からなる連携組織体を設立する。②全国の地方自治体から担当職員の派遣を要請する。③当該県内の博物館等の収蔵施設に被災文化財の一時保管を要請する。④(公財)文化財保護・芸術研究助成財団を窓口として、広く寄付金・義援金の提供を呼びかける。⑤事業の実施期間は、2011年4月1日から2012年3月31日までとする。

文化庁からの協力依頼を受けた協会は、本事

業に協力することに決し、前述したように、4月14日文化庁担当者との面談(準備会)を行った(以降文化庁とは定期的に面談)。さらに2011年4月理事会において、本事業の寄付金への協力を会員に呼びかけることとした。

以降委員会は、「文化財レスキュー事業」の進展を注視してきたが、被災文化財の初動的な救出活動は困難を極めた。本来文化財の価値に優劣はないはずであるが、文化庁の基本方針が「従来の文化財行政の枠内で対応する」ことにあった(このこと自体に反論はない)ため、指定文化財と未指定文化財の区別(費用負担等)が第一の壁となった。例えば津波被害が顕著であった宮城県では、民家の土蔵等に収蔵されていた古文書・民具等の歴史資料の救出が課題となり、各「ネット」による救出活動は、すべての文化財を対象とした。そのため人員と活動資金の不足が問題となったので、協会は2011年10月理事会において、

それまでに会員から寄せられた浄財を被災3県の「岩手歴史民俗ネットワーク」「NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク」「ふくしま歴史資料保全ネットワーク」に、各10万円ずつ寄付することとした。同時にレスキュー活動への協力を、ひろく会員に呼び掛けた。

文化財救出活動に携わった被災自治体の文化財担当職員を始め関係者のご努力には深く感謝するとともに、心からの敬意を表したい。特に福島では、原発事故に伴う放射能汚染地帯からの文化財レスキューは、筆舌に尽くしがたい困難を伴った。

なお当初1ケ年の事業期間で始まった「文化財レスキュー活動」は、被災の甚大さから国の予算措置を受けて延長され、最終的には国立文化財機構を中心とした常設の「文化遺産防災ネットワーク推進会議」へと移行した(第3章(8))。

## 第3章 特別委員会の活動

### (1) 被災直後の実情調査

石川 日出志

#### 1. 宮城県・岩手県の実情把握（2011年5月13日～14日）

2011年3月26日開催理事会で、東日本大震災緊急対応特別委員会が設置され、石川日出志・近藤英夫・佐藤宏之・渋谷孝雄の4理事で準備会を構成した。会員の被災状況、被災文化財やレスキュー活動に関する情報収集、文化庁や関係組織との情報交換を進めた上で、5月28日第77回総会で東日本大震災対策特別委員会を設置することとした。特別委設置後の活動を具体化するためには、被災地の実情を把握する必要があると判断して、5月13～14日に近藤・佐藤・渋谷3名で、岩手・宮城両県の現地視察を行い、関係組織との情報交換を行った。

13日は午前中に宮城県教育庁文化財保護課、午後にNPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課、岩手県考古学会・岩手歴史民俗ネットワーク、14日は午前中に宮城県考古学会から情報提供を頂いた。また、14日午後は仙台市立博物館に設置された文化財レスキュー現地対策本部を訪問したのち、石巻・奥松島・野蒜・松島・多賀城等沿岸部の被災地を視察した。

宮城県文化財保護課では、復興計画策定上の問題点、現在の市町埋蔵文化財担当職員の状況、埋蔵文化財包蔵地の被災状況と今後の埋蔵文化財調査の見通し、埋蔵文化財収蔵庫の被災状況について、情報提供を受けた。宮城歴史資料保全ネットワークでは、レスキュー活動は同ネットワークが未指定各種文化財を中心に、県教委が指定文化財を主とするレスキューの分担状況や、レスキュー活動の実情を伺った。岩手県生涯学習文化課では、三陸沿岸部各市町村の博物館・文化財収蔵庫の被災とレスキュー活動の状況や、三陸道の整備計画に伴う調査体制の問題などについて情報提供を受けた。特に陸前高田市立博物館および大槌町・山田町文化財収蔵庫の被災が深刻であり、レスキュー作業が精力的に進められている状況を伺った。岩手県考古学会・岩手歴史民俗ネットワークでは、文化財の被災情報を同ネットワークが中心となって行っていることや、被災の地域差、被災住民の高台移転意向、市町村文化財担当職員の

ほとんどが被災者支援に従事している状況などの情報提供があった。

宮城県考古学会からは、宮城県内だけでなく福島県内の文化財被災状況および諸課題を仔細に伺った。津波による人的被災が深刻な地域では、まずご遺体の搜索が優先される現実や、福島原子力発電所周辺の放射能汚染問題など深刻な事態についても所見等が示された。

いずれも、津波被災と原発被災の深刻さを痛感させられるとともに、広域にわたる文化財被災と、今後復興事業に伴う埋蔵文化財調査の体制組織の問題は大規模かつ深刻であることを痛感させられた。

#### 2. 茨城県・福島県の実情視察（2011年7月17日～18日）

5月の宮城・岩手両県での実情把握に次いで、特別委として渋谷委員長および石川・近藤・佐藤の4委員で、茨城県と福島県の主に被災遺跡の状況について視察を行った。

17日に、埋蔵文化財保護対策委員会茨城県担当委員および各市町村文化財担当者に同行・現地解説を頂いて、県指定史跡水戸城跡（水戸市）、県指定史跡日下ヶ塚古墳・大洗町収蔵庫（大洗町）、石神城跡（東海村）、立野遺跡（北茨城市）の被災状況を見学し、意見交換を行った。水戸城跡は水郡線が走る堀跡斜面で崩落、日下ヶ塚古墳は前方後円墳の後円部3か所に亀裂、石神城跡でも外周部土塁に亀裂、海岸崖際に立地する立野遺跡でも各所に亀裂が生じている。

18日も各組織の文化財担当者の立会と解説により、福島県内の国指定史跡小峰城跡（白河市）、福島県文化財センター白河館まほろん（白河市）、須賀川市文化財収蔵庫（須賀川市）、国指定史跡桜井古墳・国指定史跡泉官衙遺跡（南相馬市）の視察と意見交換を行った。小峰城跡は、今回の震災で、明治以降に修復された石垣が大規模に崩壊したが、江戸時代のままに残っている石垣と三重櫓の再建で整備された石垣は無傷であった。前年に国指定となり整備を始める矢先での被災で、石垣復元には多数の年月と予算が必要になる。まほろんでは、屋外の復元住居に周壁の崩れや支柱の

浮き上がりなどの被害が発生し、収蔵庫も屋根ブレースや柱脚の破断が生じたが、収蔵棚の保護テープにより収蔵品の飛び出し落下はなく、効果が絶大であったという。須賀川市文化財収蔵庫は川べりに設けられていたが、上流の人造湖が地震で決壊したために濁流が直撃して、考古資料・民具・図書などの収蔵資料が多数流出した。前方後方墳の桜井古墳は、地震によって前方部・後方部の復元墳丘に亀裂が生じ、低地部のガイダンス施設・駐車場は液状化現象被害が生じた。陸奥国行方郡衙の郡家とされる泉官衙跡は津波が指定地のかなりの範囲に及んだが、深刻な文化財被害はない。

2日間にわたる視察は、遺跡と文化財収蔵施設等の被災状況の視察とそれへの対応策を考えさせるものであった。日下ヶ塚古墳・桜井古墳・石神城跡・水戸城跡・小峰城跡は、地震の強い横揺れ・縦揺れによって墳丘・土塁・石垣に損傷が生じたものである。桜井古墳は復元墳丘にひび割れ状の亀裂が生じた程度であるが、日下ヶ塚古墳と石神城跡・水戸城跡は墳丘や土塁・台地斜面部に生じた規模の大きい亀裂であり、今後の雨水浸透により亀裂の拡大が危惧されるとともに、復旧の方法に大きな課題を残すように思われる。小峰城跡は、石垣が大規模に崩落したために、崩落した石垣の回収と復元という大規模で年月を要する復旧工事が必須である。石垣どうしが縦揺れによって打ち割りあう状況も現れていた。

文化財収蔵庫のうち須賀川市収蔵庫の被災は深刻で収蔵資料のかなりが流失した。上流の人造湖の崩壊は想定外とはいえ、収蔵庫地点下の土層を見ると、洪水砂層が厚く堆積しており、過去に繰り返し洪水被害を受けたことが明瞭である。収蔵庫の建設地点の選択に考古学・地質学の知見が生かされなかったことになる。一方、まほろんの収蔵庫の保護テープは収蔵資料の飛び出し防止が有

効に機能した実例である。一方、まほろんでは、復元住居の主柱の浮き上がり現象が顕著に認められたことにも注目したい。

被災文化財のレスキューについては、大きな課題がある。何よりも福島原発による避難指示区域、特に帰還困難区域における文化財の取り扱いの問題である。南相馬市では61箇所の国・県・市指定文化財のうち、原発から20 km以内にある41の文化財は、視察の時点では被害があったかどうか確認されていない。大熊・双葉・富岡・浪江4町内でも文化財の被災状況の把握やレスキュー活動も今後どれだけ可能なのか見通しが立たない状況にある。

岩手県では個人住宅の建設に伴う小規模な発掘調査が始まっている。これは、通常の文化財行政の枠内の事業として実施されているにすぎない。復興計画は8月末日が各市町村から県への返答期限とされているが、高台移転について住民の意見がまとまる気配はなく、遅れる見通しとのこと。復興計画がまとまらないと、埋蔵文化財の調査事業量についての予測もできないため、埋蔵文化財の復興調査がいつからできるのか見通しは立っていない状況にある。

被害の大きい3県でも管下の市町村の事業量をまだ把握できていないため、派遣要請人数も不明であり、9月以降にならないと具体的な動きは出てこないようである。

復興調査にかかる経費をどこが負担するのかも問題となろう。被災地の負担能力は決して高くはない。

当委員会では秋頃から委員を募集し体制を充実・強化して問題解決にあたることを考えたが、この視察の時点ではまだ具体的な動きが見えない状況であり、しばらくは、現体制で情報収集に努めることとした。

## (2) 被災自治体へのアンケート調査

渋谷 孝雄

2011年12月に津波で被災した岩手県から茨城県の太平洋沿岸地域の市町村と被害の大きかった岩手、宮城、福島県教育委員会に対し、復興事業に伴う埋蔵文化財の調査についてのアンケートを実施した。アンケート調査の項目は次頁のとおりである。

復興事業に伴う埋蔵文化財の調査について、国としてどう臨むのかがまだ未定であったが、被災市町村がどのように考えているのかを把握することは、国及び県教委に対する要望をまとめる際に不可欠との判断で実施した。

岩手県11、宮城県10、福島県7、茨城県7の合計35の市町村と岩手、宮城、福島の3県の教育委員会から回答があった。考古学協会に望むことを除いた各項目の回答状況は表に示した。

その概要を記すと以下のようにまとめられる。

復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査がないという市町村は8市町村にとどまり、21市町村があると回答し、原発被災地域を中心として6市町村は復興計画が未定のためか、不明ないしは未回答であった。

調査事業量はまだ把握されていなかったにもかかわらず、回答のあった福島、茨城の各1町村を除く圧倒的多数の市町村は現有職員での対応は不可能との回答であった。不足する職員は2012年度には22～27人、2013年度には25～30人以上、2014年度には21～26人以上、2015年度16～21人、2016年度15～19人にのぼる見通しであるとのことであった。

不足する調査員は地方自治法の職員派遣を活用できるよう県に要請したいというものが最も多

く、臨時を含む職員を新規採用すると回答した市町村に加え、民間事業者への委託も考慮している市町村もあった。

考古学協会に望むことには、以下のような切実な問題が記されていた。

○復興関連の発掘調査依頼を受けているが、本来業務に追われ、全く現場に出ることができない。また、遺跡が高台移転等復興の阻害要因と言われており、「文化財保護」を声に出しにくい状況である。ぜひ、真の復興には先人の築いた歴史と文化を知ることが必要であると、国民の皆様に訴えていただきたい。

○震災復興事業にかかる埋蔵文化財事業の必要性を全国的にアピールして欲しい。

○県・国への要望書をまとめ、地方自治体の現状や課題などを伝えてほしい。

○被災者側に発掘調査の必要性を理解してもらえよう各市町村も働きかけているとは思われるが、協会側からも周知・理解への後押しをしていただきたい。

○無償での調査にかかる指導・助言を頂きたい。

○人員を増員する際、募集についての情報提供など（各調査機関を退職したOBも含めて）。

○調査員の支援ネットワークづくり。



2011年度に実施した復興のための埋蔵文化財の発掘調査に関するアンケート調査結果(岩手県)

県名	No.	市町村名	問1 復興計画に伴う埋蔵文化財の発掘調査の有無	問2 問1の1(有)の場合の、遺跡数、発掘必要面積の把握について	問3 問2で1又は2の場合の調査担当職員について	問4 年度毎に不足する職員数について 平成24～28年度	H24 岩手県の市町村派遣予定	問5 不足する職員への対応について	問6 国庫補助に係る事業者負担について
岩手県		岩手県	無			不明			
	1	洋野町	無						
	2	久慈市	復興に伴う個人住宅用地等の発掘の実施については、今後住民の意向をとりまとして、用地選定の予定であり、現時点では未定である。						2 負担の見通しは立たず
	3	野田村	有				個人住宅調査随時支援		
	4	普代村							
	5	田野畑村	有				個人住宅調査随時支援		
	6	岩泉町	無				復興関連個人住宅調査はなし。		4-その他 埋蔵文化財の復興調査にかかる分はないと思われるが、いざとなつた時必要額を確保できるかは不安
	7	宮古市	有	2 概数を把握	2 現有職員での対応不可 能	事業量が確定していないので調査員の具体的数量については不確定である。	遺跡面積230,000㎡の内高台移動造成地90,000㎡を県理文が受託予定。個人住宅調査随時支援。	1 2 3 1 岩手県等に對して発掘調査の支援を求めらる	1 費用負担に問題無し
	8	山田町	有	3 把握していない		H24-2人/H25-2人/H26-2人/H27-2人/H28-2人 事業費の積算から報告書の作成までできる職員を必要としています。	個人住宅調査随時支援	1 文化庁主導 県教育委員会に對し、文化財専門職員の派遣を要望しています。	2 負担の見通しは立たず 逼迫した財政状況の中、町費の持ち出しは厳しいです。
	9	大槌町	有	3 把握していない	2 現有職員での対応不可 能	H24-1人/H25-1人/H26-1人/H27-1人/H28-1人	個人住宅調査随時支援	1 文化庁主導	
	10	釜石市	有	4 把握していない	2 現有職員での対応不可 能	H24-2人/H25-2人/H26-2人/H27-2人/H28-2人	個人住宅調査随時支援	3 当市の財政負担の許容範囲内での職員派遣の活用及び民間事業者への委託	2 負担の見通しは立たず
	11	大船渡市	有	2 概数を把握	2 現有職員での対応不可 能	H24-2人/H25-2人/H26-2人/H27-2人/H28-2人	個人住宅調査随時支援	1 文化庁主導 3 ( )内未記入	2 負担の見通しは立たず
12	陸前高田市	有	2 概数を把握 (大幅に増加する可能性有)	2 現有職員での対応不可 能	H24-4人/H25-4人/H26-4人/H27-3人/H28-3人	個人住宅調査随時支援	1 文化庁主導	2 負担の見通しは立たず	
岩手県市町村 不足人数 合計					H24-11人/H25-11人/H26-11人/H27-10人/H28-10人	H24の県の派遣要請人数 10人			

2011年度に実施した復興のための埋蔵文化財の発掘調査に関するアンケート調査結果（宮城県）

県名	No.	市町村名	問1 復興計画に伴う埋蔵文化財の発掘調査の有無	問2 問1の1の場合の、遺跡数、発掘必要面積の把握について	問3 問2で1又は2の場合の調査担当職員について	問4 年度毎に不足する職員数について 平成24～28年度	H24 宮城県の市町村派遣予定	問5 不足する職員への対応について	問6 国庫補助に係る事業者負担について
宮城県		宮城県				H24上半期9人/下半期17人 H25～27-26人/H28-27人			
	1	気仙沼市	有	2 概数を把握	2 現有職員での対応不可	H24-2人/H25-2～3人/H26-2～3人/H27-2～3人/H28-2～3人 理文専門職以外にも、建築系技師事務担当も不足している状況。	未定	3 その他 未定。今後どのくらいの調査がでてくるか見えてこない状況にあります。(高台移転や個人住宅の新築、三陸自動車道など公共事業が入ってきてます・・・)	2 負担の見通しは立たず
	2	南三陸町					未定		
	3	女川町	有	1 把握している(運動数は把握しているが、必要面積は把握していない)	2 現有職員での対応不可		未定	3 その他 宮城県文化財保護課に依頼する	1 実用負担に問題無し
	4	石巻市	有	2 概数を把握	3 現有職員での対応不可	H24-不明/H25-不明/H26-不明/H27-不明/H28-不明	未定	3 その他 現在検討中	4 その他 復興交付金基幹事業を充当予定
	5	東松島市	有	2 概数を把握	2 現有職員での対応不可	H24-1～2人/H25-1～2人/H26-1～2人/H27-1～2人/H28-1～2人	未定	1 文化庁主導	1 実用負担に問題無し
	6	松島町					未定		
	7	利府町	無(2011年12月1日現在)				未定	4 その他 復興計画に伴う発掘調査無し	
	8	塩竈市	有	2 概数を把握	2 現有職員での対応不可	H24-2人/H25-2人/H26-2人/H27-2人/H28-2人	未定	1 文化庁主導	
	9	七ヶ浜町	有	3 概数を把握	3 概数を把握	H24/H25-1～2人/H26-1～2人/H27-1～2人/H28-1～2人	未定	1 文化庁主導	2 負担の見通しは立たず
	10	多賀城市	有	2 概数を把握	2 現有職員での対応不可	H24-2人/H25-2～4人/H26-2～4人/H27-2～4人/H28-2～4人 予定であり、事業規模等によっては変動する可能性あり	未定	3 その他 県から派遣される他自治体職員を活用する	1 実用負担に問題無し
	11	仙台市	有	3 把握していない			未定	1 文化庁主導	2 負担の見通しは立たず
	12	名取市					未定		
	13	岩沼市					未定		
	14	亶理町	有	3 把握していない 見通しは立たない			未定	1 文化庁主導 活用したいが大規模調査対応が優先になると思われるので、市町村レベルの調査への活用が可能かによる。 2 新規に職員を採用補助調査員として検討中。	2 負担の見通しは立たず
15	山元町					未定			
宮城県市町村不足人数合計						H24の県の派遣要請上半期9人、下半期17人			

2011年度に実施した復興のための埋蔵文化財の発掘調査に関するアンケート調査結果（福島・茨城県）

県名	No.	市町村名	問1 復興計画に伴う埋蔵文化財の発掘調査の有無	問2 問1の1の場合の、遺跡、発掘必要面積の把握について	問3 問2で1又は2の場合の調査担当職員について	問4 年度毎に不足する職員数について平成24～28年度	H24 福島県の市町村派遣予定	問5 不足する職員への対応について	問6 国庫補助に係る事業者負担について
福島県		福島県				H24-1名（沿岸市町村へ派遣）			
	1	新地町	有	2 概数を把握	1 現有職員で対応可能				1 実用負担に問題無し
	2	相馬市							
	3	南相馬市	有	2 概数を把握	2 現有職員での対応不可	H24-4人/H25-4人/H26-4人/H27-0/H28-0		1 文化庁主導 2 新規に職員を採用	1 実用負担に問題無し 2 負担の見通しは立たず
	4	浪江町	無						
	5	双葉町	無						
	6	大熊町	不明	3 把握していない	2 現有職員での対応不可	不明		3 東京電力福島第一発電所のあ る町のため、放射能汚染がひ どく、発掘どころ言う段階 ではありません。立ち入りも 難しい状況です。町内の多く が数十～数百単位で立ち入 りを制限される可能性があり ます。 4 その他 現状では調査は不可能です。	4 その他 今後発掘調査をすることが難し いです。
	7	富岡町	不明						
	8	楡葉町							
	9	広野町							
福島県市町村不足人数合計	10	いわき市	有	2 概数を把握	2 現有職員での対応不可	H24-4人/H25-4人/H26-未定/H27-未定/H28-未定		3 発掘調査は市が設立した財団 法人が行うため、財団で人員 を増員する予定である	4 その他 3次補正の補助事業の内容を見 極めながら、復興担当部署同士 で検討中。
						H24-8人/H25-8人/H26-4人	H24の県の派遣要請1人		
茨城県	No.	市町村名	問1 復興計画に伴う埋蔵文化財の発掘調査の有無	問2 問1の1の場合の、遺跡、発掘必要面積の把握について	問3 問2で1又は2の場合の調査担当職員について	問4 年度毎に不足する職員数について平成24～28年度	H24 福島県の市町村派遣予定	問5 不足する職員への対応について	問6 国庫補助に係る事業者負担について
	1	東海村	有	1 把握している	1 現有職員で対応可能				1 実用負担に問題無し
	2	鉾田市	無		2 現有職員での対応不可			3 専門的な知識を持った職員の 採用・人員の増は見込めない し、発掘調査だけが仕事では ないので何とも言えない。	2 負担の見通しは立たず
3	鹿嶋市	無					3 特に考えていない	2 負担の見通しは立たず	

### (3) 被災自治体への実情調査

佐藤 宏之・石川 日出志・渡邊 泰伸・高倉 敏明・玉川 一郎・菊地 芳朗

はじめに

2011年3月に発災した東日本大震災により、同年度前半は被災者の初期の救出・捜索活動、避難と生活の確保、文化財レスキュー活動等が展開されたが、秋になると復興に向けた動きが開始された。復興計画の策定と復興調査が開始され、翌2012年度には復興交付金を受けた復興調査が本格化したので、委員会は被災3県教委や文化庁との面談及び聞き取り調査以外に、直接被災現地の現況を視察し、関係者・自治体等の機関等からの聞き取り調査と意見交換を行うこととした。

被災自治体への実情調査は、2012年11～12月と2013年11～2014年1月にかけて、2回実施した。調査は、12人の委員を2人1班に分け、岩手・宮城・福島を南北に分けた6地域を分担して行った。両年度とも担当は同じ。

岩手北部：渋谷・佐藤

岩手南部：熊谷・石川・八木

宮城北部：高倉・富山

宮城南部：渡邊・飯島

福島北部：玉川・河野

福島南部：菊地・近藤

#### 1. 岩手県北部(野田村～大槌町)

岩手北部は、渋谷と佐藤が担当した。

##### (1) 2012年度

11月12・13日に実施。宮古市以南と以北で被災状況が大きく異なるために、復興調査対応状況が異なる。以北では復興調査がほぼ順調に進み、今年度ピークを越える。以南は、復興計画確定の遅れに伴って事業量の確定が遅れている。特に山田町では調査対象面積が33万㎡に上る。

宮古市・山田町・大槌町一帯は製鉄関係遺跡が集中している。市町村と県の間で調査への意識のズレが生じており、来年度の調査員不足は必至。

試掘調査の主体は市町村教委であり、県教委は調査職員を派遣するだけとなっている。市町村で調査の準備を整えないと県教委の調査職員の派遣も受け入れできない。このため市町村の事務量が増大し、専門職員が配置されている市町村でもこの対応に忙殺されている。

本調査は財団が受託することとなっているが、対応可能か不安。市町村教委は事務処理もできる

職員の派遣を求めており、県教委を通さず全国の自治体から直接派遣の受け入れを行っており、そのような形での人材派遣を強く望んでいる。

また、財団がすべての本調査を希望通りの期間に受託してくれるのか不安をもっており、市町村は民間組織の導入を希望しているが、県のハードルは極めて高い。民間調査機関を導入しないと、破たんする危険性が高いのではないかと。

##### (2) 2013年度

12月17・18日に実施。野田村では専門職不在であったが滝沢村から1名派遣で対応。

田野畑村では専門職はいたが、現在は他部署に配置されている。青年海外協力隊経験者が来年度派遣される予定。三陸道関連で調査が増加するもようで、県埋文が対応する予定。復興交付金未執行が発生して次年度査定が厳しくなる問題が出ている。

一方宮古市は体制が整っている。膨大な事業量があるが、ほぼ順調に進捗しており、調査は復興交付金年限内で対応できる見込み。しかし、報告書は、現在の積算でも平成30年度までかかる点は、復興交付金では賄えない。文化庁は補助金対応を検討しているらしいが、それでは地元負担が生じるので困難である。

山田町では重機による試掘がなかなかできず、手掘りしている。報告書作成の余裕はない。できるだけ県で調査担当して、報告書作成まで行ってほしい。

大槌町では試掘で個人住宅予定地に遺跡なし。しかし試掘を進める。課題としては、被災市街地が、周知化していない近世遺跡で、調査したい意向だが、可能か検討を要する。

市町村への派遣が実現したことにより、現地状況に対応できるようになったことが大きい。

以上当時の切迫した状況を記録するために、あえて委員会での報告記録をそのまま再録した。

(佐藤宏之)

#### 2. 岩手県南部

岩手県南部は、2012年度は熊谷、2013年度は石川と八木が現地視察を行った。

##### (1) 2012年度

陸前高田と釜石市は実地視察を行ったが、それ以外は担当者に電話連絡して情報収集するにとどまった。釜石市は市単独で試掘調査を実施しており、次年度以後は民間導入が必要と考えているとのことである。しかし、釜石市以外の市町村は民間導入には慎重であり、市町村間で差異が生じている。陸前高田市では、国史跡の中沢浜貝塚は現地状況を把握しているが、指定史跡以外の遺跡は現地確認すらできていない状況にある。主査(県派遣)は事務のみ担当で、現地に出られる状況にはないとのことである。

大船渡市では、公営住宅予定地が決定し、峰岸1.3万㎡・浦浜東6000㎡の2地区のみ埋蔵文化財調査が実施される予定だという。遺跡範囲の未確定のまま、住宅が建設されている。国史跡蛸ノ浦貝塚で、地権者からの住宅の高台移転要望が出されており、新聞報道にも取り上げられたが、その後、高台移転希望は取り下げられた。

## (2) 2013年度

11月26・27両日、激甚な津波被害を受けた三陸沿岸部の釜石市(26日)・大船渡市・陸前高田市(27日)を主たる視察地としたが、陸前高田市堂の前貝塚の調査資料を分割して整理作業が行われている北上市埋蔵文化財センターと花巻市総合文化財センター(26日)も視察を行った。

北上市と花巻市がこの整理作業を受託したのは、まず陸前高田市では今年度ようやく1名の職員が採用されたものの、全資料の整理作業に携わる状況にはないこと、および県内でスタッフや土器の復原や実測のできる作業員がいて対応し得るのはこの2市程度であること、県南で陸前高田市に近いことによる。単年度の概算払い方式による委託契約で、北上市はコンテナ140個、花巻市は108個および土偶約500点にのぼる。

陸前高田市は津波被災により文化財担当職員が亡くなられたことから、発掘調査は単年度派遣の職員によって行われた。竪穴住居跡や土坑などの遺構出土遺物は陸前高田市で整理し、大量の包含層および遺構外出土遺物を2市で分割して作業を進めている。整理作業は3市の担当者で打合せをした上で行っているものの、実際には細部は2市で蓄積された方法で進めている。遺物は縄文時代後期前半が多く、中期後半がこれに次ぐが、2市で分割したために遺物の分類や、遺物の実測図と拓本を作成する選別基準が細部ではどうしてもずれが生じてしまう危惧がある。復元実測する土器が2市それぞれ約100個体にも上る大量の遺物があり、作業量が多い。委託契約で作業を進

めているが、本務と併行して作業を行うために、作業のやりくりで苦慮しているという。それ以上に問題なのは、発掘調査時の記録・データが、全体平面図など著しく限られているため、遺跡の具体的状況が十分把握できない点であり、当惑している。遠隔地からの派遣職員による調査であるため、遺跡の地域的特性に十分適応できないままに調査が進められてしまうこともあり得るかもしれない。

他県からの派遣職員が担当した調査については、発掘情報の作成法や引き継ぎ方の標準を定めないと、調査成果が報告書に適正に反映できないし、将来の活用にも影響が出てくる。また、整理作業を外部委託しても、納品された図やデータをもとに報告書を執筆し、まとめあげることができるのか心配でもある。版下だけでなく、撮影した写真データや実測原図も陸前高田市に戻すことになるが、その整理・保管法については、将来を見込む必要があり、重要な課題である。これらに戻しても、まだ収容できる施設がないことも問題である。

なお、堂の前貝塚は、広い平坦地にあるために次々に個人住宅の建設が進められている。陸前高田市内の縄文時代遺跡の中で、もっとも大規模な遺跡であるが、上記のような課題がクリアされないまま発掘調査が進められるならば、遺跡の理解が不全となる心配がある。

釜石市教育委員会では、復興事業に伴う片岸貝塚・小滝沢遺跡・川原遺跡の3遺跡の発掘調査状況を見学するとともに、市教委において状況を伺った。片岸貝塚は縄文時代の貝塚で、竪穴住居も検出中で、区画整理の道路部分を調査。小滝沢遺跡は古代の竪穴住居・竪穴が検出されているが、繰り返し津波浸水域内でも住居が構築されていることがわかる事例である。今回の震災で約1m沈下しているという。川原遺跡は古代・中世(鎌倉期)の集落で、海に近い低地の縁に立地する。盛り土10mの予定とのこと。日本文化財保護協会が受託し、民間組織3社がこの遺跡を担当している。

調査体制は、1調査を〔市教委1名+派遣1名+保護協会1名〕とし、このほか1名が現場を担当せず全体の統括を行っている。県センターや県博職員も随時調査支援を行っている。この体制(市+派遣)の良さは、試掘に1名を割けることが可能な点とのことである。

文化財保護協会は、〔調査員(正式名称は「主任作業員」)1名+作業員+重機〕を担当しても

らい、年度内に整理・報告書作成までという契約だが、物理的に難しい状況にある。しかし、調査は次年度も続くので、名目よりも実際に整理・報告書作成まで保護協会で担当してもらおう考えである。作業員は50名ほしいが、なかなか集まらず、県埋文セ・大船渡市・遠野市などからバスで送迎してやっと30名を確保したが不足である。

大船渡市教育委員会では、市教委職員と派遣職員と双方から実情を伺い、調査中の小出館跡や、綾里文化財整理室で宮野貝塚と中村遺跡（ともに縄文時代）の整理作業を担当される派遣職員から実情と課題を伺った。小出館跡は、文献に記事はなく、調査前は小規模城館と推測されていたが、調査により大規模な濠と土塁を伴う大造成が行われた城館跡で、16世紀内の短期に焼失した。

関西からの派遣職員は、阪神淡路大震災での経験から、今回の派遣を希望した。年度末までに報告書原稿の入稿できるまで仕上げ、次年度に印刷する。単年度で帰るので、積み残しの作業がないように心がけているが、けっこうストレスを感じる。資料の整理法や用具など各地の方式を採用している、など多くの具体的な課題やその解決策を採っている点が注目された。

陸前高田市教育委員会では、調査中の軍見洞（ぐみぼら）遺跡を見学し、市教委担当者と派遣職員から現況を伺い、山田教育長と面談した。復興調査は今年度後半から本格化した。今泉地区の防災集落区画整理事業調査は終了した。中沢遺跡2000㎡（7000㎡のうち）が12月から、小泉館跡4万㎡は試掘の予定。高田城跡は試掘を実施し、対象地区は後世の地表削平が著しいもようである。遺物は縄文土器片のみだが、12月に県教委と協議するが、次年度4月から本調査に入る予定。川口遺跡は県埋文センターが調査へ。堂の前遺跡内の個人住宅建設に伴う調査は一段落した。個人住宅が相次いでおり、今後も見込まれ、平成27年内に終えるのは難しい。試掘が27万㎡に及ぶもよう。防災集落・高台移転事業の遅延により、集団移転から個人住宅建設に転換する事例が増えていることが背景にある。震災前の担当者は被災して亡くなられたので、今年1月に新規職員を採用した。派遣職員は、今年度3名で、次年度から1名増員を要望している。嘱託2名で遺跡ごとに担当を決めている。作業員が不足しており、特に男性作業員が集まらないなどの課題が示された。

今回の視察でいくつもの課題・問題を感じた。

#### (1) 整理・報告書作成業務の他市委託の問題

①. 調査情報の不備： 前年度に発掘調査した堂の前貝塚の出土資料の整理・報告書用作成版下作成業務を北上市と花巻市に委託している。しかし、調査に関する記録が不備であり、整理作業に支障をきたしている。

②. 分割した問題： 2市に分割したために、整理作業を進める上で、資料の選別や、分類基準などに差異が生じる可能性が高い。また、整理作業で作成されたデータを整合的に収納するのにも困難を伴う。

③. 報告書作成上の問題： 受託側が整理から版下作成までを行うとしても、調査を担当した派遣職員はすでに帰っており、納品後に当該市が調査報告書を刊行するのに、大きな困難をきたすであろう。

#### (2) 派遣と民間：

①. 全国からの派遣職員の数と期間： 人員増は限界にきており、今年度下半期から期間3ヶ月の派遣が始まっている。しかし、遺跡や土層・遺物などの特性、調査法などが派遣元とかなり異なってるり場合があり、それをクリアするのに困難をきたす場合が生じるであろう。

②. 調査（発掘・整理）の方法と引き継ぎ： 派遣は3か月・半年・1年単位であり、調査も整理もともに後継への引き継ぎに苦慮されている。調査法や記録方法、整理の方法、資料や図面・データの収納法などの標準化ができておらず、どの自治体でも担当者・派遣職員とも苦慮されている。

③. 担当者・派遣・民間組織： これら3者が協同して次から次へと発掘調査を実施しているが、派遣は1年以内で、報告書刊行や、収納まで担当することはかなりの困難がある。一方、民間組織は継続することが可能であり、報告書刊行までを担当することもできる。しかしながら、地域の特性に見合う内容を保証するための監理・支援は必須であり、その条件を整える必要もある。

④. 民間組織の調査支援： 民間組織の参入には③のメリット・デメリットがある。自ら調査組織をもつわけではない日本文化財保護協会が受託して、各民間調査組織に業務を分配する点については、異論があろう。一方、自治体職員が調査のすべてを担当する負担を軽減するために支援業務（重機・測量など）を民間に託す県もある。

#### (3) 調査の成果：

大船渡市小出館跡など、事前には文献にも表れ

ない遺跡が調査で重要遺跡と認識されるなど、優れた成果もある。

(石川日出志)

### 3. 宮城県北部

宮城県北部は高倉と富山が担当した。

#### (1) 2012年度

12月7日に大きな被害を受けた気仙沼市と南三陸町、石巻市の3市町を対象として実施した。

気仙沼市は市街地全域が被災しており、復興事業は相当の量が予定されている。この時点で、個人住宅、集団移転等合わせて64カ所の調査が実施、計画されている。高台移転に係る波怒棄館遺跡の本調査が本年7月から面積11,000㎡を対象として行われている。市教委の専門職員は3名で、うち1名が個人住宅担当、1名が文化振興担当、1名がミュージアム事業と集団移転の調査を担当しているが、集団移転の調査員不足については、県教委から5名(県職員1名、派遣職員4名)の調査員の派遣を受けている。

集団移転に係る調査の主体は、市教委であるため、リーダーシップをとらないと行けないが、調査現場のお世話係や調査に係る事務の役割もあり、市教委と県教委、派遣職員とのコミュニケーションに苦慮しているとのこと。出土遺物の整理場所や収蔵施設も未整備であるため、整理計画が立てられていない。

東日本大震災で被災した文化財としては、展示施設3カ所が被災したため、廃校になった学校を文化財レスキューで使用している。また、磐井崎、唐桑の漁村では、民俗資料館等の施設が被災した、それらの資料を搬出している。古建築尾形家住宅の柱材等の材料の保存、家財資料等は国立歴史民俗博物館へ運搬している。登録文化財の建造物5件についても、復元修理を検討しているとのこと。

さらに、国の天然記念物として指定された(平成23年度指定)十八鳴浜と九九鳴き浜が被災したため、樹木や砂を処置することも行う等、文化財担当部署では、仕事内容が多岐に及んでおり、事務量も増加している状況である。

聞き取り調査後は、集団移転の調査が行われている波怒棄館遺跡の現地視察を行った。

南三陸町は調査を担当できる専門職員がいないため、長野県原村から職員の直接派遣を受けている。津波により町全体が壊滅的な被害を受けたため、町の機能を丘陵部に移転する予定であるが、その移転先が中世の館跡である新井田館跡の遺跡

がある。高台移転は、市町が主体の事業とされており、本事業は町が主体で、県は支援をする立場とされているが、町としては対応不可能な状態にある。それでも現在は、原村からの直接派遣を受けて事前調査に向けた事務処理を行っている状況で、発掘調査は、県教委に協力依頼を行っている。南三陸町は、これまで調査を行った経験がないため、調査担当者や事務担当者、調査作業員など全てが不足している。さらに、人的な支援の外にも機材等の物資に関する支援も必要である。

石巻市は、市職員数は2名(事務1名、調査1名)、嘱託2名(現場担当1名)、期限付職員1名の体制である。さらに、2015年4月から新採で調査担当職員1名が決定している。県内では数少ない複数の専門職員を抱える自治体であるが、浜単位の集団移転計画もあり、現時点で調査件数は10件、道路建設工事に係わる件数は11件が予定されている。そのため、現有の職員体制では対応が不可能であるため、高台移転の中沢遺跡の調査に県から4名の職員派遣が行われている。調査費用については、復興予算で対応しているが、整理費や報告書代は予算化されておらず、後年度に予算化する予定である。報告書作成は、市の分担で行うこととされているが、市だけでは、対応は困難とされている。

#### (2) 2013年度

11月11日～12日に南三陸町、気仙沼市、女川町、石巻市の4市町を対象として実施した。

気仙沼市は、波怒棄館遺跡の調査が終了し、台の下貝塚、台の下館跡の調査が行われている。さらに公共事業に伴う確認調査、高台移転関連調査が7遺跡、災害公営住宅整備が1遺跡、道路建設関係が3遺跡(避難道路)、個人住宅関係、中小企業等建設確認・本調査の協議40件、調査3遺跡などが計画されており、今後調査件数が増加する予定である。今年度の調査体制は、市職員が7名(昨年同様3名に市の任期付職員1名、派遣2名、県の任期付き職員1名)体制で、さらに、県からの調査支援として派遣職員7名が高台移転等の調査に従事している。今後の調査件数が増加すると予想されており、長期計画での担当職員の確保と体制の確立が急務であるとの課題を抱えている。また、遺物整理に関して、整理作業の増加に伴い整理場所と保管場所の問題も抱えている。

聞き取り調査後は、発掘調査中の台の下遺跡等の現地視察を行った。

南三陸町は、町の中心部を移転する丘陵部の新井田館跡の調査に県から5名の職員が派遣され

て調査が行われており、3月に終了の見込みである。

調査終了後は、調査員がいなくなるため報告書の作成は県にお願いをしている。

町の調査体制は、派遣職員3名(長野県原村、秋田県、東京都世田谷区)と嘱託職員1名の4名体制が整備されたが、来年度は未定である。町の職員体制は、派遣職員により賄われているため、不安定な状況であり、今後安定的な人員確保が急務である。

聞き取り調査終了後、現在調査中の新井田館跡の現地視察を行った。

女川町は文化財担当の専門職員が不在であるため、県からの派遣職員を要望している。来年度以降公共事業に伴う確認調査が48件、高台移転関連の調査が20件ほど予定されているが、埋蔵文化財の調整と調査がほとんど進んでいない状況である。派遣職員の確保と事務体制の確立等問題は山積みしている。

石巻市は、今年度職員1名増員され専門職員3名と任期付き職員1名で復興調査に当たっている。縄文前期の中沢遺跡の遺物整理が進められているが、2012年度の出土品500箱の水洗い、接合、遺物抽出の作業を民間調査会社へ委託している。空撮、遺跡平面図、データ整理も委託して作業が進められている。しかし、発掘調査の現場調査員と民間委託整理作業との連携がうまく取られていない等の問題がある。集団移転の調査や個人住宅関連の試掘調査や立会調査も行われている。集団移転に関しては、移転戸数に変更があり計画変更が生じるなど、事業側の調整不足で調査が進まない問題を抱えている。

(高倉敏明)

#### 4. 宮城県南部

宮城県南部は渡邊と飯島が担当した。

##### (1) 2012年度

11月7日～8日に山元町、亶理町、岩沼市、白石市、名取市、七ヶ浜町、東松島町を訪問した。

山元町は、震災復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査は、防災集団移転(町事業)の計画が最終段階とのこと。県・町事業として進められている常磐自動車道関連の調査対象遺跡は20数カ所であり、今年度末の調査終了見込みは約85%、20万㎡で、今年度の対象は約3万㎡(町1万㎡、県2万㎡)である。縄文時代の環状集落の谷沢遺跡、平安時代の鏡が出土した製鉄関連遺跡の涌沢遺跡は県教育委員会と町教育委員会が分担して実施した。道

路関連の調査で日向遺跡、石垣遺跡、的場遺跡、日向北遺跡など多数の調査を行った。8月2日に調査結果を発表した。

JR常磐線移転事業に伴う調査は、路線敷の用地買収がこれから行われ予定なので調査は来年度にずれ込む予定である。

町の調査体制は専門職員2名(内1名期限付)、嘱託3名で、町の対応はギリギリであり、町での職員増は困難である。不足する職員については県からの派遣に期待している。今のところ民間調査機関の導入は考えていない。考古学協会へは助言を期待したいとのこと。

亶理町では個人住宅・企業の新築に伴うものは継続しているが、集団移転に係る事業は対応の必要がなくなった。ほ場整備を予定している地区に既知の12遺跡があるが、詳細な計画は未定である。

町の調査担当職員は1名であり、震災復興に関連する調査は対応困難である。宮城県教育委員会の協力・指導を仰ぐ予定で、町単独での対応は厳しい。平成25年以降1～2名の調査員が必要であろう。教育委員会では臨時職員などの採用を強く希望している。

復興庁における予算の査定にあたっては、当初予算よりは減額されたが、現状では対応できている。しかし、調査の必要性や内容の理解が不十分で困惑している。町独自の人的交流もなく専門職員の確保については今後の不安がある。民間の調査機関については、測量業務等、部分導入は検討したいと考えている。

考古学協会による支援は県教委との連携もあるので今後検討していきたい。情報提供や相談をさせていただければと思う。また、復興部局へ埋蔵文化財発掘への理解と認識を深めていただくよう働きかけて欲しいとのこと。

岩沼市では震災復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査は、集団移転に係る1件は試掘の結果、遺構がなかった。市事業の「千年希望の丘」構想については、51基の丘の地点選定・用地買収等は今後である。市事業の「国際産業医療都市構想」は未定動きは遅い。他に貞山堀の改築計画がある。ほ場整備(県営、調査は市)は、2012年度は確認調査の予定である。

調査体制は職員1名、嘱託1名である。復興計画は未確定であるが、本格化した場合には対応不可能である。不足する職員に対しては、県の支援に期待している。

復興庁は一次申請に対しては満額回答である。

民間調査機関の導入については、復興事業の遅延を避けるため、調査員の派遣を考えてみたい。考古学協会には被災した特殊な資料の修復等に助言してもらいたいとのこと。

名取市では震災復興計画に伴う発掘調査は、現地再興（閑上地区）計画に係わり試掘・確認調査を実施中である。ほ場整備（海水被覆地区）は広範囲にわたるが、掘削は限定的である。個人住宅の移転に関しては、随時実施している。集団移転地区（約100戸）は、遺跡がなかった。区画整理に係る土取りについては遺跡地を避けた。

現在の調査体制は職員6名。調査担当5名であり、不足する場合は派遣職員も活用し、任期付き、あるいは関連市町村からの派遣を考慮したい。復興庁は要求に対して満額回答であった。県教委の人的支援は十分である。民間調査機関の導入は支援の実績があり最後の手段と考えている。

七ヶ浜町では震災復興計画に伴う発掘調査は護岸工事等に伴う3件が終了した。今後の集落移転の計画が1件あるが未定である。

保護行政の体制は職員2名、非常勤2名で調査担当は1名である。県道の付け替えに伴う治山事業に関連する長須賀遺跡の試掘調査は県から4名の派遣を得て実施した。ルートは現道のままとなるかも知れない。今後の職員不足の場合の対応は未定であるが、県の派遣職員に頼りたい。民間調査機関の導入は今のところ考えていない。日本考古学協会に対しては、担当者の専門外のことを相談に乗って欲しいとのこと。

東松島市では震災復興計画に伴う調査は、確認・試掘調査が中心である。津波により矢本横穴が露出した。JR仙石線の付け替えにかかる事業は伐採後における確認調査が必要である。

2012年度の調査は全て震災関連で、個人住宅（随時）、金山貝塚（11月上旬 影響ないか）、亀岡館跡（11月上旬）、野蒜館跡（2月上旬 影響ないか）、野蒜築港跡（新鳴瀬川 11月中旬～12月上旬）、野蒜築港跡（鳴瀬川）（1月中旬～2月上旬）、横山貝塚・西権助遺跡（11月下旬～12月中旬）、矢本横穴墓群（12月下旬～1月下旬）などが予定されている。

埋蔵文化財担当者は2名（内1名 里浜資料館勤務）で、事務担当1名である。県へ調査協力を依頼しており、1月から任期付き職員が派遣される可能性がある。民間調査機関の導入は今のところ考えていない。復興庁は要求に対して、十分な調査予算をつけている。

まとめ

訪問した自治体の対応に共通するのは、埋蔵文化財保護行政については、財団法人や民間に委ねることなく、行政が直営で行うべきであるとする県の方針に依拠していると想定される点であった。

そして、このことは埋文行政の事業区分の役割分担のあり方とも係わっている。つまり、宮城県においては、国・県・旧公社公団等に係わる事業であっても、対象遺跡の所在地の自治体が調査に当たるとを原則とし、県は所在地の自治体を支援する立場である。県は調整の結果、必要があれば県職員を市町村からの依頼に基づいて派遣し、あるいは嘱託などの臨時職員を紹介するなどして調査体制を組んでいるものと想定される。

常磐自動車道の建設では町と県の職員が分担して調査を実施していた。国・県・旧公社公団等の事業は上記の方法で県と市町村で対応するとしても、民間の大規模事業についてはどのように対応するのであろうか。市町村が単独で対応するのであろうか。こうした方式の評価をするにあたっては、こうした方法でこれまで市町村の埋文保護行政の体制は強化されてきたどうか、さらに今後強化される見込みであるかが問われよう。

文化庁の方針もあり、宮城県では発掘調査の基準の内、盛土基準の弾力的運用がなされているとする。資料によれば、「盛り土をして道路を作る場合は、地中の遺跡が直接壊されないため、遺構の分布及び部分的な調査のみを行っています。水路などを掘削工事する部分は、壊されてしまうため、全ての遺構を完全に調査しています。」とある。この「遺構の分布及び部分的な調査のみ」とする具体的内容を把握する必要があるものと思う。

## (2) 2013年度

12月10日～11日の日程で亘理町、山元町、岩沼市、白石市、名取市、東松島町、七ヶ浜町を訪問した。

亘理町では集団高台移転に伴う調査対象地はなかったが、個人の宅地造成への調査対応が倍以上に増え、遺跡数・発掘調査面積は増加している。宅地の場合は調査対象を建物部分に限定している。今後、復興事業に伴う大規模土取りと、それへの取り付け道路の調査増が心配である。さらに、ほ場整備計画が復興交付金対応事業として始まった。予定されていたほ場整備については宮城県から調査員2名が派遣された。悠里館（町立図書館・町立郷土資料館）の常設展示室・保管室は被害を受けたが修復した。

調査体制は担当者1名で県教育委員会の協力が不可欠である。国指定史跡三十三間堂官衙遺跡は地震による被害はなかったが、避難場所となり整備は2年間できない。今後、遺跡整備委員会を組織して実施したい。震災関連事業が多く、調査する職員の不足で宮城県教育委員会への協力依頼しているのが現状である。町臨時職員などの採用を切望しているが実現していない。調査と事務処理体制の強化が必要である。調査の民間委託は測量業務などの部分委託は考えているが、宮城県教育委員会との兼ね合いがあり対応は今後の課題である。

山元町では集団移転関係では合戦原遺跡で大規模調査(5～6万㎡)が行われている。2013年4月から確認調査を実施したが医療廃棄物と未買収などで調査が遅れている。2014年12月いっばいでの終了を要請されている。津波避難拠点事業では国道6号線から役場へのアクセス道路関連の山下館跡(中世城館)は用地買収が進まず調査は遅れている。2014年3月中の終了を要請されている。

ほ場整備(旧JR常磐線沿線500ha)では、既知の12～13遺跡が含まれ、基本設計は未実施であるが2015年度末までには4～5万㎡の調査が必要である。この他に個人住宅造成関連の調査が増加している。土取りに係る調査はha単位での山城の調査予定があり、今後、3～4遺跡の調査が必要である。これらの調査は公共事業を対象とする復興交付金は使えない。復興工事に係る無断土取りも増加している。

町内のJR常磐線の付け替えに伴う調査事業は、宮城県教育委員会が主体で実施している。ここでも古代亘理郡に係る遺跡が発見されている。

町の調査体制は職員1名と臨時職員1名、常磐自動車関連では調査補助員2名が配置された。現在は臨時職員が退職し、職員一人体制となった。各種の人的支援を受けて調査を行っているが調査員のみならず事務職員のバックアップも必要である。この他に高速道路関連の報告書を6冊、他にも5冊抱えている。これまでの調査は遺物の出土量は少ないが、整理期間が限られており、担当者の作業量が多い。また、課内の職員を2名復興事業へ割いており、町職員の人手不足のなか、文化財事業の優先順位は高くない。

宮城県では震災復興調査での空撮、測量支援などの民間委託が可能となってきた。しかし遺物実測などの外部委託では業務量が少ないと単価が折り合わない。また、委託に対する理解不足から内

部調整が困難である。

文化庁通知に基づく「柔軟な対応」は現場担当者に任せられ担当者の負担が多い。全部掘ったほうが楽な場合があり大きなメリットはない。宮城県では報告書の簡素化がいられているが判断する基準がない。山元町歴史民俗資料館の展示も正規職員の担当で業務量が多すぎ、対応に苦慮している。

岩沼市では下水道復興計画による排水場建設(316㎡)の調査を実施した。東日本大震災の津波堆積物の下に、16～17世紀と8～9世紀と想定される二時期の津波堆積物と考えられる砂層を検出した。津波を考える遺跡として見学会を実施し、2013年5月の日本考古学協会で口頭発表をした。

宮城県農政局の排水機場建設に伴い、貞山堀(江戸期の運河)の316㎡の断面調査を実施した。その他、ほ場整備が計画されその中に既知の7遺跡が含まれ、確認調査が必要となる。大規模な切土を伴う工事はなく、切土部分のみ調査となる。また、通常の河川改修に伴う調査(3,000㎡)、貞山堀の4ヵ所の調査、長谷寺横穴群関連の調査などがある。

2014年度からは平常の調査が多くなるが、復興事業でないので支援は受けられない。岩沼市の「国際産業医療都市構想」は動いていない。調査体制は職員1名、嘱託職員1名であったが、嘱託が一般事務採用となり商工観光課配属となってしまった。この事を宮城県教育委員会が知っているため、まず市内部での体制強化を求められている。市内部で調査体制の強化を訴えているが改善されない。

予算は復興交付金でカバーできている。大規模な高台移転計画はされておらず、これまでの調査での出土遺物も少なく、どうにか対応しているが文化財の事務処理、出前講座対応も必要で、すべて1人で行わなければならない大変である。測量業務は民間へ委託している。

白石市では白石城の石垣が崩落したとの情報を基に、内陸部の白石市を訪問地に加えたが、震災による被害は少なく、市指定史跡白石城(益岡城)は企画情報課が修復事業を実施したとのこと。

名取市では、2013年度に震災関連復興調査では閑上地区の区画整理事業関連の確認調査を実施した。ほ場整備事業関連調査では東部道路東側、閑上地区～下増田地区(30ha)の確認調査を行った。また、東部道路西側についても確認調査を実施した。被災者の個人住宅の移転、店舗、工場な

どの開発に関連した確認調査 50～60 件を実施した。開発事業は増加している。

調査体制は調査担当 2 名、嘱託職員 3 名、宮城県任期付職員 1 名、支援職員 1 名である。2013 年に新規採用 1 名を決定したが辞退されてしまった。次年度に 1 名採用の予定がある。

壊滅した閑上地区の区画整理、ほ場整備など東部道路西側の集団移転に係る事業はこれからである。閑上地区の住民で同地区に戻ることを希望する住民が 3 割を切り、市長の交代、地区の指導者の多くが亡くなっていることもあり、先行きが不透明である。

土取りについては 3,000㎡以上の場合には遺跡所在地を避けてもらっている。通常の事業では、東北電力や宮城県の病院に係る調査事業が入る可能性がある。国指定史跡雷神山古墳の後円部墳丘の落ち込みは旧軍による掘削と思われ元に復した。改めて整備したい。

東松島市では個人住宅、高台移転関連で 20 件の確認調査を実施した。亀岡館（江戸時代の建物跡を検出）、金山貝塚（壊滅）、横山貝塚（遺構なし）、西権助遺跡（遺構なし）、野蒜館（丘陵裾部で遺構なし）、その中で、「大舎人」の墨書土器が出土したことで著名な矢本横穴墓群で新規に 5 基を確認、内 4 基を埋戻した。2014 年度に報告書を刊行する予定である。

土取りについては事前協議で遺跡所在地を避けている。JR 仙石線の付け替え工事は確認調査だけで済んだ。野蒜築港跡（明治時代の未完成の港跡）や東名運河を周知の遺跡としている。国交省関連の調査で、港跡から野蒜石を使用した下水道遺構が検出された。長さ 10m 程であったが、市街地に造られた最古の下水道遺構の例として注目された。遺構の 3 次元測量を行い遺構も保存できた。

調査体制は職員 2 名、県派遣任期付職員 3 名、奥松島歴史資料館担当 1 名である。

宮城県の治山事業関連事業である矢本横穴群の調査は、奥松島縄文歴史資料館の臨時職員が担当する予定である。担当者の負担は大きいのが現体制でやりくりして乗り切るしかない。今後の復興事業に関連してほ場整備事業が計画されており、調査体制の強化の要望を出し続けている。

七ヶ浜町では震災関連は遺跡隣接地における確認調査で遺構が確認されず本調査に至る案件はない。

調査体制は文化財担当者 2 名、非常勤職員 2 名である。長須賀遺跡の宮城県関連調査では宮城県

教育委員会から延べ 3 名の派遣があった。津波の災害危険地域（レッドゾーン）にある表浜貝塚は都市公園の計画があり確認調査を行ったが、計画変更で対応可能で遺跡は残される見込みである。七ヶ浜町の海に面する集落は高台移転する予定であるが、高台移転候補地には遺跡は見られない。災害復興事業関係の事業量は把握できたが、2014 年からは農業基盤整備事業が始まり、その予定地に既知の遺跡が 8 カ所含まれている。貝塚や製塩遺構の検出が見込まれている。

#### まとめ

高台移転に伴う調査は予想以上に進んでいる。対象市町村の状況は、これから事業量のピークを迎える市町と事業量が把握できピークを越えた市町に 2 分される。今後はほ場整備、土取り、取り付け道路など面積の多い事業が増えてくる可能性がある。次の段階の調査体制を考えなければならない。

各市町村とも現在の調査体制に問題を抱えている。山元町、岩沼市など職員が 1 人の体制では調査担当者の負担が多すぎる。各種の支援を受けて発掘調査は実施できても、出土遺構・遺物の整理そして報告書刊行には、多大な時間と労力が必要である。

また、調査に伴う事務処理体制の強化も必要である。調査員が現場も事務処理も同時に行うのは無理がある。これまで語られなかった部分である。

遺構の測量、出土遺物の一次整理など、調査の各段階での民間活用はすでに行われている。現状では、民間調査機関を調査体制の中にどのように組み込こむのか、柔軟な対応が課題である。民間調査機関の導入を望む声は大きく、発掘調査の直営方式を前提としている宮城県の今後の対応を注視していきたい。

市町村の調査体制の早急な強化は難しいのが現状である。正規職員の募集を行っても応募者がどのくらい集まるか疑問である。支援職員の方々は一定期間すぎると帰るといった現実があり報告書作成の業務は確実に残る。

聴き取の中で切実な意見として出てきたのは、以下のようなことであった。

第一はオフサイトセンターの必要性である、被災地では自らが被災者のため被災文化財の対策の立ち上げが遅れ即応できなかった。地域の拠点博物館などに緊急時の連絡網の機能を持たせられないか。

第二に収納品、報告書などのデジタル化であ

る。今後、想定される震災に備えて文化財のデジタルを活用した管理保管の必要性で、白石市ではすでに取り組んでいる。

第三は震災に対する対応基準を整備し地域格差を是正することである。

第四は緊急時に「相談できる人と機関」が欲しいという要望であった。平常の調査でも一人で多様な遺跡に対応しなければならない市町村の調査担当者が最も切望することである。オフサイトセンターなどの公的ネットワークで専門的に対応する仕組みが切望されている。

第五は東日本大震災の記憶を継承し後世に適切に伝える方法を考える必要があることである。

第六は東日本大震災で被災した文化財を日本はどのように対応したのかを、諸外国が注視している。この体験を日本国内はもちろん海外へも発信する必要がある。

(渡邊泰伸)

## 5. 福島県北部

福島県では、双葉郡の多くの自治体が原発事故の避難指示により、役場も含めて全町避難をしている。このため、双葉郡の沿岸被災自治体のうち、広野町以外は今回の実情調査の対象から外し、新地町・相馬市・南相馬市を福島県北部、南の広野町・いわき市を福島南部とした。福島県北部は玉川と河野が担当した。

### (1) 2012年度

11月29・30日に南相馬市・相馬市・新地町を訪問し、現地視察と関係者との意見交換などを行った。

29日は南相馬市教育委員会文化財課を訪ね、南相馬市における復興計画に伴う埋蔵文化財の調査計画と課題などについて懇談した。

文化財課の埋文専門職員は、震災前は6名が配置されていたが、2012年度は4名体制である。2名の埋文専門職員が建築住宅課などの他部署に配置されているが、13年度は文化財課に戻るよう申し入れている。

復興調査に関しては、試掘調査が必要な防災集団移転、災害公営住宅、被災者住宅再建、常磐道鹿島サービスエリア、工業団地関係、県道関係で対象面積501,650㎡以上あり、本調査面積90,300㎡以上が想定されている。9月から一部の試掘調査を文化財課で実施したが、本格的な調査は12月以降になる。2012年度は基本的には文化財課の職員で対応し、場合によっては県の支援を受ける。

国指定史跡の観音堂石仏は覆屋が倒壊し、石仏が風雨にさらされているため、12月に保存修理委員会を立ち上げ、薬師堂石仏を含めた大悲山石仏群全体の保存管理について検討することになっている。

問題点・要望として、①文化財課の体制は、2013年度は文化財課と博物館に専門職員を戻してもらい、10名程度の体制が可能であるが、県から自治法派遣職員の支援を受けることも考えている。②小高区が4月の区域再編で立ち入りができるようになったが、除染(原町区は南相馬市、小高区は国の直轄)が進まず、復興事業が大幅に遅れているため試掘調査の計画が未確定で、本調査が短期決戦になる恐れがある。復興交付金による事業の期間を考えると、現地調査は2013・14年度の2カ年で対応することになるのではないかと。③調査が本格化した場合、資料整理や収蔵する施設不足が懸念されるので、民間の施設を復興交付金事業として買い上げができないか協議している。④地震によって地盤低下した水田については、盛り土によるほ場整備が実施されることになった。県営のほ場整備に伴う埋文調査は県教委が担当することになったが、丘陵地を土取り場にした場合、多くの製鉄遺跡が対象になる可能性がある。⑤復興事業に伴う埋文調査については、県教委とも調整しながら対応しているので、現状では日本考古学協会への特別な要望はない。

現地視察では次の内容を確認した。

①国指定史跡の薬師堂石仏、観音堂石仏の被害状況を視察した。薬師堂石仏の一部に崩落が見られた。観音堂石仏は覆屋が南西方向に全壊していた。薬師堂石仏、観音堂石仏は保存修理委員会を設置し、環境・修理計画・修理工事・覆屋の復元を計画しているが、観音堂石仏については覆屋復元の前に前庭部の発掘調査を実施するよう助言した。

②国指定史跡浦尻貝塚は整備のための発掘調査中に大震災に遭遇し、台地の裾部まで瓦礫が漂着したとのことで、調査区を土嚢で保護しブルーシート覆っていたが一部剥がれていた。

③国指定史跡泉宮衛遺跡は、遺跡の一面を津波に襲われ瓦礫が漂着したとのことであったが、現状では瓦礫は片付けられていた。一部の水田では表土の剥ぎ取りが行われていた。

④国指定史跡桜井古墳は、指定地の北側間際まで冠水したが、墳丘には大きな損壊がなかった。

相馬市は、30日に教育委員会生涯学習課で関係者と面談した。

相馬市教委生涯学習課には2名の埋文専門職員が配置されていたが、震災後に1名は社会福祉課に配転され、主幹が文化財全体を担当している。

震災による文化財の被害は、国指定建造物の中村神社が一部損壊し、雨漏りが確認されている。また県指定史跡中村城跡は、4カ所で石垣が崩落したとの説明であった。

復興調査関連の実情として次の点を確認した。

①災害公営住宅団地造成地は大小あるが、9カ所が設定されている。そのうち刈敷田や明神前住宅団地は既に造成工事が行われ、一部では住宅の建設が進行している。造成工事が始まった団地は、周知の遺跡がない場所を選定した。その他の団地予定地も周知の遺跡の無い場所に該当しているが、多くが山林であり、伐採後に表面調査する必要がある。確認された場合は試掘し本調査の有無を確認する予定である。

②復興事業に伴う埋文調査費用については、復興交付金の申請をしていない。7次（2013年度）には調査費を計上している。

③被災者の個人住宅建築に伴う試掘調査を、市内遺跡発掘調査事業（文化庁の補助事業）で対応している。遺構が確認された場合は、盛り土による対応を求めている。

次の問題点・要望を確認した。

①復興調査全体を1名の専門職員で対応するには厳しいものがある。生活支援のため他部署に配転された専門職員の復帰が課題である。

②細田・荒田・南の入・鷲山・狐穴地区の災害公営住宅団地予定地には周知の遺跡はないが表面調査が必要であり、12月以降に県教委の自治法支援職員で現地調査するよう調整している。本年度内に試掘・本発掘が必要になった場合は財源をどうするかが課題になる。

③県教委が担当することになったほ場整備・防潮堤の土取り場の問題については、県教委と月1回の協議を行っている。この中で2013年度の相馬市への自治法派遣職員についても要望していきたい。

④県教委の指導を受けて対応するので、現段階で日本考古学協会への特別な要望はない。

新地町では30日午後に関係者と面談し、次の内容を確認した。

教育総務課に1名の埋文専門職員（臨時職員）が配置され、文化財全般の事務を担当している。災害公営住宅は、作田東、作田西、岡、雁小屋、大戸浜の5カ所の造成が計画されている。一般

住宅と災害公営住宅を併合する計画である。作田東は試掘が終了し遺跡が確認された。作田西・岡は試掘中で遺跡を確認し、本調査が必要であるが盛土で対応する。雁小屋は伐採してから試掘、大戸浜は2013年2・3月に試掘を予定している。各地区の道路については試掘をしてから調査をするかどうかを決める。基本的には遺跡が確認されても盛り土工法で対応し、本調査面積を極力減少させる方針である。

JR常磐線の付け替えは、現状より西に30度振るが、遺跡が無い所に設定できた。北の宮城県山元町では、4遺跡が予定路線に入り苦慮しているらしい。

確認した問題点・要望は以下の通りである。

①復興事業に伴う埋文調査は、対象遺跡も思ったよりも少なく、本調査が必要な場合も盛土を多用し調査面積を減らしているため、今のところは現在の体制で対応が可能である。また、復興交付金による埋文調査費も、2012年度で5,700千円を確保してある。

②今後の試掘で本調査が必要になり、調査員不足が問題になった場合は、県の自治法派遣職員の支援を受けることで県教委と調整している。現時点で日本考古学協会への要望はない。

③町教委では発掘作業員は6,000円で雇用しているが、復興事業による瓦礫集めや草刈り作業では軽作業ながら12,000円の賃金が支払われる。そのため、発掘作業員がなかなか集まらなくなっている。単価を引き上げると作業員を社会保険に加入させることになるなどの課題がある。

## （2）2013年度

11月27日・28日に実施した。新地町は担当者の急用で実施できなかったが、福島県教委による新地町福田地区の土取り場の試掘調査の現地を視察することができた。

南相馬市では、文化財課の埋文専門職員が2013年度は6名体制に戻った。県からの自治法派遣職員（長野県・富山県の2名は通年）、12月からは奈文研から2名の支援がある。また、1月からOB職員1名を南相馬市の臨時職員で確保することが内定している。

2013年度は、原町区と鹿島区で防災集団移転、災害公営住宅、個人住宅、工業団地などで約40箇所の試掘を予定し、11月で約30箇所が終了する。防災集団移転は数カ所で事業内容が固まらないため、2014年度に試掘調査がずれ込む可能性が高い。小高区の試掘は、除染の遅れから2014年度は無理な状況にある。本年度に本調査が必要

な遺跡は、個人住宅3箇所（内2箇所800㎡は終了）、常磐道アクセス道路（樫の木沢C遺跡、7,500㎡）、災害公営住宅1箇所（中才遺跡、800㎡）が確定している。12月以降の試掘の結果で、年度内の本調査が加わると厳しい状況になる。

常磐道アクセス道路の樫の木沢C遺跡の7,500㎡を11月から本調査している。製鉄遺跡で9世紀後半の箱形炉が1箇所と排滓場、木炭焼成土坑数基が発見されている。地下式の炭窯が発見されず、奈文研の支援で12月末で調査が終了できそうである。1月から鹿島区の災害公営住宅で中才遺跡（縄文後・晩期の包含層）を3月末まで本調査する。

国史跡の観音堂石仏は、覆屋の復旧のため試掘確認調査を10月から実施している。下層から9世紀後半の土師器や礎石らしき遺構が発見され、造営年代が確定した。12月中旬に現地説明会を開催し、調査を終了する。調査の結果をもとに保存修理委員会を開催し、復旧覆屋の設計を年度内に行い、2014年度の早い段階で建設工事を予定している。

今後の課題と要望は次の通りである。

①小高区が区域再編で立ち入りができるようになったが、環境省による除染が進まず、復興事業が大幅に遅れている。そのため小高区の試掘調査の見通しが立たない。

②原町区・鹿島区では2014年度の試掘調査で860,000㎡が残っており、本調査は工業団地2箇所で23,000㎡、防災集団移転で10,000㎡が確定している。工業団地の1箇所は工事着手が延期される可能性がでてきたので、本調査は20,000㎡で収まるなら県からの支援職員で何とか対応できる。2015年度は県教委からの市町村技術支援として2014年度プラス2名程度の増員をお願いしたい。

③ほ場整備と県道などの調査は県教委が担当することになり土取り場の試掘が進んでいるが、試掘の結果を受けて農林や土木事務所が避けた場所を民間が買い上げて土取り場とするケースがある。この調査は市町村教委が担当することになり負担が増大する。

④復興事業に伴う埋文調査については、県教委とも調整しながら対応しているので、現状では日本考古学協会などへの特別な要望はない。

相馬市では29日に実情調査を実施したが、2015年度は専門職員が再任用され業務を担当しているほか、1名の臨時職員がいる。他部署に配転された専門職員は戻らず。

4箇所で石垣が崩落した福島県指定史跡中村城跡は、2013年度は手つかずのままで、2014年度に予算を確保して復旧する予定である。

復興事業関係の埋文対応はほぼ終了した。遺跡を外して事業が計画されたことや、試掘調査で遺構がでなかったことが大きな理由である。ただし、復興道路の追加路線計画があり、このうち東部123号線追加路線にあたる原釜の荒田溜池の北側水際に十数カ所の鉄滓の分布を確認した。奈良・平安時代の製鉄遺跡である可能性が大きく、年度内、無理であれば2014年度の当初に試掘調査を実施する。個人住宅建築に伴う試掘調査を、市内遺跡発掘調査事業（文化庁の補助事業）で対応している。遺構が確認された場合は、盛り土による対応を求め、本調査を避けている。

確認した問題点・要望は以下の通りである。

①再任用の専門職員での対応には厳しいものがある。正職員の補充が課題である。

②復興道路の東部123号線追加路線にあたる金草・荒田の製鉄遺跡の試掘調査で、本調査ができた場合は、県教委から市町村技術支援として自治法派遣職員の支援を受けたいと考えている。

③県教委の指導を受けて対応するので、現段階で日本考古学協会への特別な要望はない。

新地町福田地区の土取り場予定地を見学し、福島県教育委員会の関係職員から、以下の内容を聞き取った。

復興事業のうち県が事業主体となる事業（防潮堤・防潮林・県の復興住宅・県営ほ場整備・県道など）の埋文調査は県教委が対応することになり、文化財課に復興調査チームを設けて対応している。2013年度は県職員4名、財団からの出向2名、自治法派遣職員9名の体制で、直営の試掘調査と市町村への技術支援をしている。試掘調査の一部を県の財団に委託している。

現地見学した福田地区の土取り場（44.3ha）は土木事務所が予定している山林で、表面調査と試掘調査で古代の製鉄遺跡であることが明らかになっている。12月中旬までの予定で復興調査チームと財団が分担して試掘していて、排滓場・木炭窯の陥没跡・木炭焼成土坑などが数地点で確認されていた。

福田地区の土取り予定地については、試掘の結果をもとに土木事務所と協議するが、製鉄炉などの分布域を地区から除外させ、本調査範囲を極力狭くすることで考えは一致しているとのことであった。

県教育委員会の文化財担当者との聞き取りで確

認した問題点・要望は以下の通りである。

①県教委の本調査は、南相馬市金沢地区（土取り場）・鹿島区右田地区（ほ場整備）などで2014年度から開始する。福田地区の土取り場も2014年度の本調査になる可能性が高い。財団に余裕が出てきたので、金沢地区は財団に本調査を委託するが、今後の協議で面積が増大すれば調査員不足が問題になる。

②南相馬市鹿島区のほ場整備は、将来の畑地化に備えて間隔の狭い暗渠を設置する方向で調整が進められている。この工法が決定されると遺跡を盛り土で保存し、本調査を回避することが不可能になり、広大な本調査が必要になる。

③2014年度の自治法派遣職員を、県教委は本年度プラス2名程度を文化庁に要望する。

（玉川 一郎）

## 6 福島県南部

福島県南部は、近藤と菊地が担当した。福島県が他県と異なるのは、「浜通り」と呼ばれる沿岸地域の中ほどに位置する東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故によって、視察時点では許可証をもたなければ原発周辺地域への立ち入りが許されず、浜通りが南北に分断される状況となっていたことである。

### （1）2012年度

調査先とその概要 12月12日・13日に福島県教育庁文化財課（福島市）、（財）福島県文化振興財団（まほろん；白河市）、双葉郡広野町教育委員会、いわき市教育委員会文化課を訪問した。

福島県文化財課では、①原発に関する立ち入り制限区域内の文化財レスキュー事業、および、②復興計画に伴う埋蔵文化財の調査体制、について話を聞いた。①については、立ち入り制限区域内の被災文化財のうち、双葉町・大熊町・富岡町の公設施設の展示・収蔵品を現地から運びだし、旧相馬女子高に仮置してあること、運び出した資料は収蔵品の全てでなくお多くの文化財が避難区域内に残っていること、白河市にある福島県文化財センター白河館「まほろん」敷地内にこれらの収容施設（100㎡×2棟）が年度内に完成する予定であること、3町以外の文化財や個人蔵資料は現在のところ区域外に運び出す予定はないこと、などの説明を受けた。②については、県職員1名と派遣職員5名の6名で「復興班」が編成されているが、次年度は高台移転の調査も増加する見込みであるため派遣職員の増員を文化庁に要求していること、などの説明を受けた。

「まほろん」では、福島県文化財課での聞き取り①の活動で救出された文化財を保管する施設の保管体制等について聞きとりを行うとともに、建設予定地を視察した。同財団は「まほろん」の指定管理者で、被災文化財の保管業務を県から委託される方向であり、その場合には整理作業を進め、受け入れ後に展示公開を予定していることなどの説明を受けた。

広野町教育委員会では、おもに同町の埋蔵文化財対応を聞いた。同町は視察時点で居住制限のない自治体としては福島第一原発に最も近い町であったが、それまで文化財専門職員を配置しておらず、ほとんど発掘調査等が行われていなかった。2012年度から県の担当者（他県からの派遣職員）が頻繁に町に入り支援したことで役場内外に理解者が増え、文化財専門職員の採用を検討し始めていた（このことはのちに実現）。聞き取り後、震災後に開発計画が立てられ試掘が行われた町内遺跡（桜田遺跡等）の現状を視察した。桜田遺跡は翌年本発掘調査が行われる予定とのことであった。

いわき市教育委員会では、同市の埋蔵文化財対応について聞いた。いわき市は避難区域住民の避難先や原発等作業員の宿泊地として人口が増加し、住宅やホテル建設等にもなう確認・試掘調査の増加が見込まれていた。また、「高台移転」については、移転に伴う調査が本格化するのとは2013年度後半と見込まれるとのことであった。高台移転計画が具体化した場所は少ないが、これが本格化した場合、多くの埋蔵文化財の調査が見込まれることから予断を許さないと考えられた。その後、沿岸部薄磯地区の高台移転予定地を視察した。

成果と課題 文化財レスキュー事業、復興調査とも、福島県は原発事故の影響によって他県に比べ遅れがみられ、2013年度から本格化するものと見込まれた。県文化財課は従来教員主体の組織であったが、他県からの派遣職員の加入により広野町のように埋蔵文化財調査が適切に行われるとともに新規採用の動きが始まるなど、良い影響が表れているように見受けられた。

一方で、2013年度は文化財レスキュー事業・復興調査とも、業務量が一気に増加するものと考えられ、これに対応するための行政内の体制充実が不可欠と考えられた。また、原発事故の影響は相当長期化すると考えられることから、県および市町村教委は長期的な展望をもって行政対応することが必要と考えられた。

## (2) 2013年度

**調査先とその概要** 2014年1月8日・9日に福島県教育庁文化財課、(財)福島県文化振興財団(まほろん; 白河市)、双葉郡広野町教育委員会、いわき市教育委員会文化課、(財)いわき市教育文化事業団を訪問した。

福島県文化財課では、①復興計画にともなう埋蔵文化財の調査体制および状況、および、②原発立ち入り制限区域内の埋蔵文化財の取り扱い、について話を伺った。①について、文化財課の中に設けられた「復興チーム」は、職員16名のうち県財団からの派遣2名、他自治体からの派遣10名、県職員4名からなり、2012年度から大きく増員された。県財団にも財団間派遣によって6名の応援が来ているとのことであった。各県からの派遣職員は職場にはならない存在となっており、今後2年間はこの態勢が継続する予定とのことであった。開発側との調整は順調に進み開発の遅れが出ていないこと、マスコミによるネガティブな取り上げ方も落ち着きイメージが改善されつつあること、一方で来年度以降に南相馬市では土取りが本格化する見込みで予断を許さないことなどの説明を受けた。②については、双葉町・大熊町・楢葉町に放射性廃棄物の中間貯蔵施設建設計画が進んでいるが、その時点では国と協議を行っていないとの説明を受けた。

「まほろん」では、先述のとおり県の委託を受け、原発事故避難区域内3町(双葉町・大熊町・富岡町)の文化財の受け入れと整理が行われていた。文化庁「被災ミュージアム再興事業」の補助を受けて2012年度末に仮保管施設2棟が完成し、3町の文化財の一部が移送されていた。これに対し、まほろんは期限付職員3名を雇用し、受け入れ資料の整理を進めていた。保存環境に関し東京文化財研究所の密な支援を受けていること、受け入れ後の2013年6月に双葉郡の展示を開催する予定であること、指定管理者であるため受け入れ等は県の決定を待つしかなく、先が見えない不安があることなどの説明を受けた。

広野町教育委員会では、前年に引き続き同町の埋蔵文化財対応を聞いた。同町の桜田IV遺跡の調査は2012年度末～2013年度初めに県と奈文研の支援で行われ、古代の駅家とみられる重要遺構が確認されたことから調査後に復興調査としては3県で初めて一部保存が決まるという大きな成果があげられた。同年度に同町に採用された期限付職員と派遣職員によって桜田IV遺跡の整理作業が進められ、同年度中に概報が刊行予定であり、

2014年度の文化庁「列島展」に出展されるとのことであった。視察時は試掘対応だけで本発掘の予定はなく、比較的落ち着いた状態であるが、広野駅東側の復興事業が本格化する予定であることから、大規模調査となる可能性もあるとの説明を受けた。その後、一部保存が決まった桜田IV遺跡(災害公営住宅工事現場)および富岡町の現状を視察した。

いわき市教育委員会では、同市の埋蔵文化財対応について聞いた。同市教委は昨年度組織改編を行ったが人員配置に変化はなく、係長1名、埋蔵文化財専門員2名で埋蔵文化財の保護にあっている。市教委は調整業務のみで、確認・試掘・発掘は、いわき市教育文化事業団に委託している。2013年度は試掘が多かったものの埋蔵文化財調査が大幅に増え、業務量としてギリギリの状態になりつつあること、今後の見通しがえられず不安が大きいこと、報告書経費込みで復興交付金をえており報告書刊行は事業計画に組み込んであることなどを聞いた。

(財)いわき市教育文化事業団(いわき市考古資料館)は、正規職員6名、嘱託職員5名の11名体制でいわき市の埋蔵文化財発掘を全面的に受託している。立て続く試掘・本調査に加え、2014年度末刊行予定の報告書を複数抱え業務量としてギリギリの状態にあること、市教委の埋蔵文化財専門員は元事業団職員であることや、そのための利点や弊害について聞いた。同事業団の聞き取りにより、市教委だけでは十分把握できなかった現場の状況を知ることができ非常に有益であった。

**成果と課題** 2013年度は福島県内の復興調査が本格的に始まり、県外から県教委・県財団・市町村教委に派遣された多数の職員がそれらの事業の大きな支えとなった年であった。復興調査開始当初、マスコミによって報じられた「発掘調査が復興の足かせ」といった論調が、行政の迅速な調整対応や広野町桜田IV遺跡の一部保存決定等により大きく改善されたことは明るい展望といえることができる。

しかし、いずれの訪問先も立て続く復興事業に日々追われているとの印象が強く感じられ、しかも、その収束が見えないことに職員の疲労が蓄積しているように見受けられた。このことに対し、新規採用や派遣職員の受け入れによって軽減に努めた組織もある一方、従来体制を維持したままの組織もあり、福島県内の行政の姿勢が鮮明になってきた。また、新たな問題として発掘調査終

了後の報告書の刊行があり、これへの対応も行政のなかでしだいに大きな課題となってきた。

一方、建設計画が明らかになった中間貯蔵施設の予定地内に存在する埋蔵文化財をどのように取り扱うかについて、視察当時は国・県の姿勢が明確でなく、行方が注目された。また、避難区域内にある町村における開発行為についても、当該町村の行政に十分な体力がないことから、その取り扱いが大きな課題と考えられた。

避難区域内における文化財レスキューについて

は、「まほろん」に仮保管施設が設置されたことで最悪の状況を脱することになったが、一方で、民間所蔵の文化財が手つかずであること、「被災ミュージアム再興事業」の枠組みに入っていない町村の文化財は救出の対象外であること、保管後の将来の展望が見えないことなどの問題がみえ、これらへの対応が新たな問題として浮上することとなった。

(菊地芳朗)

## (4) 被災3県教育委員会との面談

渋谷 孝雄

特別委員会では復興事業に伴う発掘調査に関する課題や問題点を共有し、そのスムーズな進行を支援するという立場から、その調査を進め、又は指導する立場にある岩手、宮城、福島各県教育委員会の文化財所管課との面談・協議を2011年度と2014年度に実施した。その結果の概要は以下のとおりである。

### 1. 2011年度の面談(2012年2月16～17日)

今回の協議は、復興事業の本格的開始にあたり、被災3県教委から埋文調査への対応とその準備状況について聞き取りを行い、協会として協力可能な事項について協議することを目的とした。

この面談の協会側の出席者は渋谷孝雄、石川日出志、佐藤宏之の各委員(理事)である。

### (1) 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課との協議

岩手県庁 16日

対応者：菅 常久(文化財専門員)

#### 1) 国交省関係(県主体の埋文調査)

国直轄の復興道路関係がメインとなる。以下の道路が復興道路と位置づけられた結果、道路の供用が急がされており、そのための埋文調査が急務となる。

・三陸自動車道(沿岸)。2017年度供用開始予定。全長122km。影響範囲内にはすでに100箇所程度の周知の遺跡が確認されているが、計画路線の多くが山間部を通るため、トンネルまたは盛り土等で、できるだけ埋文調査を回避する予定。先週から分布調査を開始。2012年度は分布調査と試掘。本調査は2013年度以降の予定。本調査は財団に委託予定。今のところ対応可能と予想。

・東北横断自動車道(釜石線)。事業路線は17kmと短い。三陸自動車道とは異なり段丘等の開けた地形を通るため、大規模遺跡が存在する可能性がある。工法も開削が主なので、埋文調査が必要。

・宮古盛岡横断道路。国道106号線、全長48km。現在設計中。トンネルが主となるが、宮古市内では調査を要するとみられる。2012年度に分布調査と試掘。埋文調査事業量は不明。

#### 2) 市町村関係埋文調査

・復興計画構想はほぼ出揃う。それに基づき、具体的な計画を策定する段階へ。原則市町村対応だが、県が応援・支援。他県派遣職員を「出張」により応援派遣の予定。

・高台移転や集落移転はケースバイケース。5軒(以上)が一単位となるので、小規模移転が頻出する可能性はある。ただし、宮古では大規模移転が計画されており、財団が受託予定。しかし、実面積は少ないと予想。それ以外は、それほど多くないと思われる。

#### 3) その他

・復興公営住宅、被災企業(零細は補助対応に格上げ)、学校建設、病院等の埋文調査は、原則市町村対応→復興交付金は市町村申請が原則のため。

・レスキューはほぼ終了。しかし、被災文化財の保管場所の問題がある。

・調査支援業務(電子平板等)には積極的に民間導入を予定だが、調査本体への導入は未定。他県財団からの派遣は法的に困難。

・調査員を確保しても、地元での作業員の確保に限界がある。

#### 4) 日本考古学協会への要望

埋文調査の理解に向けて世論形成に尽力してほしい。

#### 5) 岩手県の復興調査の現状と課題のまとめ

- ・岩手県の津波被災は限定的なので、集団移転の規模・頻度は他県よりも低い。復興道路関係がメインと予想される。
- ・現段階では事業量の把握は困難。2012年度は試掘調査主体であり、その結果によって、その後の事業量が決まることになるため、2012年度の調査事業は重要である。
- ・2012年度後半から、他県への派遣依頼職員数は相当程度増える予想。これは3県とも共通するので、調査員の確保が来年度以降大きな問題となる。
- ・調査費は全て復興一括交付金によって措置されるが、その申請主体が市町村にあるので、県との調整も大きな課題となる。

#### (2) 宮城県教育庁文化財保護課との協議

宮城県庁 16日

対応者：山田晃弘(技術副参事)・天野順陽(埋蔵文化財第一班長)

##### 1) 県主体の埋文調査

復興道路が中心となる。

- ・三陸自動車道(沿岸)。仙台港北IC～利府中IC間の4車線化+多賀城IC建設。この結果2kmおきにIC設置。特に多賀城ICは特別史跡多賀城跡に隣接する山王遺跡を通る。特別史跡部分は回避するが、大規模調査を予定。2015年度供用開始なので、4月から調査を開始する。

2万㎡で100人の調査体制(調査員10人+作業員90人)を組む。山王遺跡は、都市計画道路と区画整理事業の計画もある。志津川IC以北(岩手県境)までは今後ルートが決定される予定。

- ・常磐自動車道山元IC～福島県境。2014年度供用開始。県と山元町が担当。既定年度計画分は発掘調査中。震災対応分は現在分布調査中。4月からの調査開始を予定。

##### 2) 市町主体の埋文調査

- ・沿岸部15市町を中心に復興事業計画を策定中。具体的な事業については、今後調整の予定。
- ・土地区画整理(多賀城市)、復興公営住宅、集団移転に伴う土地造成(大規模団地造成計画が山元町、東松島市野蒜地区、南三陸町にある)、JR常磐線・仙石線(ともに路線を内陸側に変更予定)、県道等の嵩上げ。

##### 3) その他

- ・発掘調査体制。市町村教委主体が原則。しかし、

県教委が協力か主体となって調査を担当する。他県派遣職員を「出張」により調査支援する。東北歴史博物館・多賀城跡調査研究所(計3人)からも応援を受ける。

- ・他県派遣職員の要望。2012年度上半期9人、下半期から17人に増員予定。2013～15年度は26人程度。
- ・レスキューの山は越えたがまだ継続。救出文化財の保管場所の確保問題は深刻。
- ・復興庁による市町の復興事業計画の審査が厳しく、特に埋文にあまり理解がないのが大きな問題となっている(3次補正から)。

#### 4) 宮城県の復興調査の現状と課題のまとめ

- ・宮城県の津波被災は広範囲で深刻のため、集団移転に伴う土地造成の規模が大きく、埋文調査も増大が予想される。復興道路は限定的だが、事業区内に重要遺跡があり、埋文調査の事業量は少なくない。

- ・復興道路関係の事業量は想定可能だが、復興事業を立案する市町の事業の具体化は今後となるので、総事業量を把握することは現段階では困難である。

- ・岩手県同様、2012年度後半から他県派遣依頼職員の派遣依頼数が飛躍的に増加すると予想される。この確保が問題となる。

- ・復興事業計画の策定と申請は市町権限のため、調査の全体像は今後にかかる。さらに、通常とは異なり、復興庁に認可・審査権限が集約されたため、文化庁との別の調整が必要となっている。これが現在遅れの原因となりつつある。

#### (3) 福島県教育庁文化財課との協議

福島県庁 17日

対応者：菅野忠男(文化財課長)・大平好一(文化財課主幹)・丹野隆明(文化財課)

##### 1) 地震・津波被災の状況

- ・被害件数：国指定80、県指定63 計143件。
- ・主要被災：城跡石垣は、通常の災害復興で対応。津波被災は観海堂(新地町)以外は一部浸水のみ。

##### 2) 国直轄道路関係

復興道路関係は以下のとおり。

- ・常磐道(県北) 12kmが対象。2013年度までに調査。事業量は2011年度の3倍程度。

- ・福島中央道 現在確認調査中。

非復興道路関係は以下のとおり。

- ・会津縦貫道 非復興道路だが、予算が潤沢に付き、早期着工の予定。埋文調査事業量確認中。

##### 3) 復興事業関係(市町)

- ・警戒地域を除いた新地町・相馬市・南相馬市・いわき市が対象。復興事業計画は申請済み。事業量は多いが、いわき市(財団対応が可能)を除き担当者が少ないか、いない市町ばかりのため、支援が欠かせない。この調査には他県派遣職員を「出張」支援させる予定。
- ・派遣受入れ数は、2012年度上半期1人、下半期から増員、25年度から2ケタとなる見込み。

#### 4) 原発事故関係

- ・警戒区域の文化財被災状況の確認は、一部を除きほぼ終了。放射能除染が最大の課題。破損していない施設内に収蔵されていた文化財の汚染被害はほぼないが、破損施設内の文化財は除染が必要。
- ・警戒区域内の資料館・収蔵庫(双葉町・大熊町・富岡町・楢葉町)の収蔵資料のレスキューを協議中。旧相馬女子高を候補地としているが、通常のレスキュー(警戒区域はボランティアで対応不可能)ができないため、その方法を検討中。
- ・警戒区域内に建設が予定されている中間貯蔵施設(3×3km規模)内の周知の埋蔵文化財包蔵地の有無やその取り扱いについては、現段階で検討していないとのこと。
- ・遺跡の除染問題について尋ねたところ、整備中の福島市の史跡宮畑遺跡で除染しただけであった。いまのところ、遺跡の除染要望はほとんどない。

#### 5) 日本考古学協会への要望

- ・「まほろん」の入館数(特に県外)が激減しているが、風評被害によるものである。協会として、風評被害の解消に協力してもらいたい。
- ・レスキュー事業を展開するための保管場所として、県外施設の可能性を検討している。もちろん規制値以下の線量の文化財に限るが、それに協力願いたい。
- ・調査員の不足している市町の支援を現状の他県派遣職員に頼るのは負担が大きい。例えば、嘱託として他県の埋文職員OB等を活用できないか研究願いたい。

#### 6) 福島県の復興調査の現状と課題のまとめ

- ・福島県の復興事業は、警戒区域を除くと規模は大きくないが、県の南と北で計画がある。今後事業量の増大が予想でき、それに伴い、他県派遣要望職員数も飛躍的に増大することになるので、これへの対応が必要。
- ・福島県の最大の問題は、原発事故に関連するものである。警戒区域の文化財レスキューも継続しており、風評被害にも悩まされている。今後、

警戒地域およびその周辺地域における埋文保護や調査体制の確保が大きな問題となろう。

#### (4) 2012年度の面談のまとめ

- ・各県の復興に伴う埋文事業は、大きく二つにまとめられる。

一つは、国直轄事業で、復興道路が主体となる。復興道路は予算が潤沢に措置され、供用開始が急がされるので、単年度あたりの事業量が膨大になると予想できる。さらに宮城県等では、大規模集団移転に伴う土地造成の事前調査が発生する。

二つ目は、復興事業計画を主担する市町村の事業関連である。これは各自治体により事情が異なるので、きめ細かい対応が必要となる。

- ・これらに伴う埋文調査の体制は、文化庁が主導する自治法に基づく他県からの職員派遣によって対応することになっているが、現実には各種の問題点が多い。県担当の調査以外に、市町村への支援は他県職員の「出張」によって対応することになっているが、必要人数の確保、他県職員の負担増、受入県の負担等の問題がある。特に、2012年度後半から予想される派遣要望数の増大は、他都道府県の派遣可能数をはるかに上回る可能性がある。法的に困難とされた他県公益財団職員からの派遣や、福島県から要望があった退職専門職の活用等の方策を至急検討する必要がある。

- ・文化財レスキュー活動は、岩手・宮城でも継続しており、特に福島では現在進行形である。救出した文化財の保管場所の確保を当該県に限定することなく、全国的な支援(保管の引き受け等)が可能かどうかを検討すべきであろう。

- ・福島県における原発放射能問題は深刻である。まだ本格的な復興事業計画を立案できる段階に至っていないと考えるべきであろう。警戒区域内の文化財の保護をどのように図るのか。例えば、中間貯蔵施設の建設問題に象徴されるように、除染をすすめるにあたって必要不可欠な施設・事業を行う際にも、埋蔵文化財保護の理念を尊重してゆかねばならないであろう。中間貯蔵施設建設予定地は、周知の埋蔵文化財包蔵地を極力回避することが望まれ、遺跡内の除染にあたっては、保護の対象となる遺跡本体を傷めないような方法を採用することが必要であろう。また、警戒区域外での埋蔵文化財に関する風評被害の解消に努める活動を行うべきであろう。

- ・調査費負担の問題は、交付金等によってとりあえず回避されることになったが、復興庁が創設

されたことにより、既存の文化庁と「二重」行政に陥りつつある。この問題はいずれ解消されると期待できるが、復興に伴う埋文行政の進捗を損なう要因となりえるので、注視が必要であろう。

## 2. 2014年度の面談(2015年2月23～24日)

復興事業関連発掘調査等の現状と課題について、被災3県の担当者から聴取し、3月に予定されている文化庁面談の際の要望事項を取り纏めることを目的とした。

各県教委に事前に連絡した聴取項目は以下のとおりである。

1)2014年度の復興事業に伴う発掘調査の実績(県と市町村)

2)2015年度の復興事業に伴う発掘調査の事業計画

県———発掘予定箇所数、面積、調査経費

市町村——発掘予定箇所数、面積、調査経費

3) 必要な調査担当職員数

県———県職員の数、派遣職員の要請数、合計数

市町村——市町村職員の数、派遣職員の要請数、合計数

※県の市町村への支援のあり方についてもお聞かせください

4) 整理・報告書作成の状況

県———発掘遺跡数、整理終了(中)遺跡数、報告書刊行遺跡数

市町村——発掘遺跡数、整理終了(中)遺跡数、報告書刊行遺跡数

5) 今後発掘調査が必要な遺跡数、面積、経費と終了見込み年度

県、市町村とも

6) 復興事業に伴う発掘調査の問題点

調査員確保、調査経費、整理・報告書作成等についての諸課題の有無

7) 文化財レスキュー事業の成果と今後の方針

8) 復興調査成果の公開・活用について

9) 中間貯蔵施設建設予定地内の埋蔵文化財の取扱について(福島県のみ)

この面談の協会特別委員会の出席者は渋谷孝雄(委員長3県)、菊地芳朗(委員・協会理事3県)、佐藤宏之(委員・協会理事岩手・宮城県)、八木光則(委員岩手県)、高倉敏明(委員宮城県)、玉川一郎(委員福島県)である。

(1) 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課との面談・協議

岩手県庁 23日

対応者:菅 常久(文化財専門員)・半澤武彦(文化財専門員)

1)2014年度の復興事業に伴う発掘調査の実績(県と市町村)

県

分布調査——2013年度(291遺跡)、2014年度(84遺跡、52件)

試掘調査——2013年度(258遺跡)、2014年度(93遺跡、66件)

発掘調査——2014年度(44遺跡、175,000㎡)  
市町村(6市町村が発掘)

2014年度は23,000㎡

野田村、田野畑村、岩泉町は終了。

宮古市(高台移転は100%終了。連絡道路の調査が残る)。大船渡市、陸前高田市は終了の方向、釜石市も2014年度がピーク。

山田町、大槌町は2015年度にピーク。

2)2015年度の復興事業に伴う発掘調査の事業計画

県———発掘予定箇所数(36遺跡)、面積(180,000㎡)、調査経費(未確定)

市町村——発掘予定箇所数(未確定)、面積(未確定)、調査経費(未確定)

※2015年度は34,000㎡の予定があるが、実際にはこれよりは減ることが確実。

3) 必要な調査担当職員数

県———県職員の数、派遣職員の要請数、合計数

2014年度は合わせて37名の派遣職員の応援を得た。2015年度は半減とはいかないが要望も下回っている。対応は十分可能と考えている。

市町村——市町村職員の数、派遣職員の要請数、合計数

2014年度は県外市町村から沿岸市町に延べ19名の派遣があった。総務省ルートと、文化庁ルートを合わせた人数。

※県の市町村への支援のあり方についてもお聞かせください。

定期的な協議から、その都度の対応指導と試掘支援、協議支援が変わった。臨機応変に対応しながら指導を行っている。

4) 整理・報告書作成の状況

県———発掘遺跡数、整理終了(中)遺跡数、報告書刊行遺跡数(いずれも数字の提示はない)。

県埋文センターは事業量が大きくなってきたが、通常対応で報告書作成に大きな問題・

課題はない。

市町村——発掘遺跡数、整理終了(中)遺跡数、

報告書刊行遺跡数(いずれも数字の提示はない)。市町村の報告書作成は遅れている。野田村では整理の相当部分まで県埋文センターに委託して進めている。報告書の最終チェックを、既に帰還した派遣職員の方に対応していただくような形で進められないか検討中。

また、文化庁からの指導もあり、交付金事業が終了する2015年度以降まで報告書作成が残る遺跡をピックアップする作業を始めた。その対応策を検討するため。整理作業を民間調査機関に委託する予定はない。

県教委で、簡略化のための報告書作成のマニュアルを作る予定もない。

#### 5) 今後発掘調査が必要な遺跡数、面積、経費と終了見込み年度

※県、市町村とも少なくとも、今後2～3年は調査が続く。三陸沿岸自動車道は2018年度頃までかかる可能性がある。地権者との関係で用地買収が進まないなどの問題を抱えている遺跡の調査が残っている。

#### 6) 復興事業に伴う発掘調査の問題点

調査員確保、調査経費、整理・報告書作成等についての諸課題の有無

岩手県の復興道路は3路線。

宮古・盛岡道路の埋文調査は試掘が終了。発掘が1カ所1,000㎡を残すのみ。

東北横断自動車道秋田釜石線の試掘調査が終了。発掘調査は1カ所2,400㎡を残すのみ。

三陸沿岸自動車道の試掘は92%終了。試掘で残るのは用紙買収で問題を抱えているところで、今のところ見通しはない。釜石以北では発掘が必要な67遺跡の内、44カ所が終了あるいは調査中。釜石以南は13遺跡の内6カ所が終了もしくは調査中。6割程度が終わった。

岩手県内では埋蔵文化財のせいで事業が遅れたという声は聞こえてこない。

#### 7) 文化財レスキュー事業の成果と今後の方針

詳細を把握していない。

#### 8) 復興調査成果の公開・活用について

県埋文センターで受託した高台移転事業などに伴う出土品を各市町村に譲与したいと考えているが、収蔵施設がないという問題がある。

陸前高田市では交付金で建てた仮置き場の収蔵庫も2015年度には解体の可能性もある。自前で掘ったものを含め、収蔵施設不足は深刻である。出土品は地元にあつてこそ活かせるものな

ので、交付金事業他、地元負担のない方向での施設建設の要望をお願いしたいとのこと。

#### 9) その他

岩手県では復興事業に伴う調査は山場を越えた。しかし、一般文化財を含め震災後の文化財保護行政の充実、特に担当する職員の充実には声を大きくして市町村指導をしていきたい。

#### (2) 宮城県教育庁文化財保護課との面談・協議 宮城県庁 24日

対応者：天野順陽(技術補佐)

#### 1) 2014年度の復興事業に伴う発掘調査の実績 (県と市町)

県

試掘確認調査29遺跡(住居6、道路6、ほ場整備18)

発掘調査4遺跡(多賀城市2、山元町2)

市町

発掘調査14遺跡(気仙沼市2、南三陸町1、石巻市3、女川町3、多賀城市1、山元町2)

#### 2) 2015年度の復興事業に伴う発掘調査の事業計画

県——発掘予定箇所数、面積、調査経費

三陸沿岸道路の3遺跡、JR常磐線1遺跡の発掘調査。

※大規模な調査はほとんどない。三陸道は現段階で用地未買収。

試掘・確認調査は防災集団移転事業で女川町で1遺跡、土地区画整理事業で山元町で1遺跡を予定。ほ場整備関連では気仙沼市、南三陸町、石巻市、東松島市、多賀城市、名取市、山元町で合計63遺跡が対象となっている。漁業集落防災機能強化事業関連では気仙沼市、女川町で合計17遺跡、防潮堤・海岸堤防復旧では気仙沼市、南三陸町で計2遺跡、道路関係では気仙沼市、女川町、石巻市、山元町で合計30遺跡が対象となっている。

市町——発掘予定箇所数、面積、調査経費

気仙沼市は防災集団移転3遺跡の8,700㎡に面積不明1遺跡の発掘調査。南三陸町では個人住宅の発掘調査。石巻市では防災集団移転で2遺跡の発掘調査。東松島市ではほ場整備の試掘確認調査後に、これらの発掘調査が実施される予定。多賀城市ではほ場整備関連の試掘後に発掘調査が行われる予定。更に、土地区画・災害公営住宅に関連した1遺跡の発掘調査を実施予定。名取市でもほ場整備事業の発掘調査が予定されている。山元町では土地区画整理事業で1遺跡の発掘調査が予定されている。

### 3) 必要な調査担当職員数

県———県職員の数、派遣職員の要請数、  
合計数

県職員 25 名、自治法派遣職員 12 名を要望、  
合計 37 名

市町———市町村職員の数、派遣職員の要請数、  
合計数

被災市町村の専門職員は、任期付きを含め  
気仙沼市 4 名、南三陸町 0 名、石巻市 3 名、  
女川町 0 名、東松島市 3 名、塩竈市 0 名、松  
島町 1 名、七ヶ浜町 1 名、利府町 1 名、多賀  
城市 10 名、名取市 5 名、岩沼市 1 名、亘理町 1 名、  
山元町 2 名の合計 32 名。派遣は 7 名を要請。

### 4) 整理・報告書作成の状況

県———発掘遺跡数、整理終了(中)遺跡数、  
報告書刊行遺跡数

市町———発掘遺跡数、整理終了(中)遺跡数、  
報告書刊行遺跡数

宮城県では復興関係の発掘調査の主体は市町  
で、調査員の不足する市町には県職員(自治法  
派遣含む)を派遣している。そのため、報告書  
作成や整理も県からの派遣職員が最後まで、責  
任を持つことになっているが、復興調査関係の  
報告書は掲載する遺物を必要最小限とすること  
などの特別ルールで作成することとしている。

2014 年度は県教委の報告書を 2 冊刊行し、  
2015 年度には 5 冊、2016 年度に 8 冊刊行す  
る予定で整理を進めている。

### 5) 今後発掘調査が必要な遺跡数、面積、経費と 終了見込み年度

県、市町村とも復興道路や JR 移転の調査は  
おおそ終了しているが、用地が取得できず、  
調査に入れなかったところが残っている。高台移転  
に係る発掘調査は 2015 年度で終了する見  
込み。ほ場整備関連の試掘調査が増えるが、調  
整により発掘調査は最小限にする方向で協議を  
進めるため、調査規模は大きくはならない。

自治法派遣職員は 2015 年度まで要請する。  
場合によっては 2016 年も必要になるかも知れ  
ない。

### 6) 復興事業に伴う発掘調査の問題点

調査員確保、調査経費、整理・報告書作成等  
についての諸課題の有無。

用地買収の遅れで調査に入れられないものがある  
こと。ただし、これまでに、発掘調査で工事が  
遅れた、できなかったという例は皆無である。

### 7) 文化財レスキュー事業の成果と今後の方針

詳細を把握していない。

### 8) 復興調査成果の公開・活用について

現地説明会は 2012 年度 6 回、13 年度 7 回、  
14 年度 9 回開催。100 名以上の参加者がある  
ものが多い。

宮城県遺跡調査成果報告会(宮城県考古学会)、  
古代城柵官衙検討会(多賀城跡調査研究所)、  
東日本大震災復興に伴う発掘調査の成果報告  
会(日本考古学協会)、各種研修会での調査  
成果の発表。

宮城の調査遺跡パネル展(宮城県庁)、発掘  
された日本列島展(東北歴史博物館)、JR 常磐  
線関連遺跡「熊の作遺跡出土遺物」(山元町中  
央公民館)での展示。

宮城県教育庁文化財保護課や岡山県古代吉備  
文化財センターのホームページ(後者は岡山県  
からの派遣職員が「東北の大地からのたより」  
として派遣元のホームページに掲載)。

派遣職員の方が戻ってから派遣元や関係施設  
で、報告会を実施している例も多い。

### 9) その他

発掘遺物の収蔵施設の問題はないか。

県で試掘した遺物は微量、最終的には東北歴  
史博物館に入る。市町で被災した収蔵施設の内、  
石巻市と東松島市は交付金で新しい施設をつ  
くった。今のところ、収蔵施設に対する要望  
はない。

### (3) 福島県教育庁文化財課との面談・協議

福島県庁 24 日

対応者：津田雅美(課長)・金澤 昭(副課長  
兼主任主査)・佐藤耕三(副課長兼専  
門文化財主査)・木田寿憲(専門文化  
財主査)

### 1) 2014 年度の復興事業に伴う発掘調査の実績 (県と市町村)

県

分布調査対象面積 132 万㎡、  
試掘対象面積 90 万㎡、  
発掘調査 39,000㎡の調査を実施。

市町(面積未把握)

新地町は試掘調査 2 件、工事立ち会い 1 件。  
相馬市は踏査 2 件、試掘 2 件。  
南相馬市は発掘調査 1 件、試掘調査 9 件。  
浪江町は試掘確認調査 1 件(専門職員不在の  
ため県が協力)。  
大熊町は試掘調査 4 件(職員再募集)。  
楢葉町は分布調査 1 件、試掘確認調査 1 件。  
川内村は試掘 確認調査 1 件(専門職員不在  
県が協力)。

広野町は発掘調査1件、分布、試掘調査1件(県協力)。

いわき市は本調査1件、分布・試掘調査1件。

各市町ともメガソーラー建設が目立つ。

## 2) 2015年度の復興事業に伴う発掘調査の事業計画

県———発掘予定箇所数、面積、調査経費

分布調査(土取り場、ほ場再整備等)約173万㎡。試掘確認調査(土取り場、ほ場再整備、海岸防災林、道路改良等)約110万㎡。本調査(財団委託)約22,000㎡。

市町———発掘予定箇所数、面積、調査経費(面積等未把握)

新地町は個人住宅、立ち会い・試掘。南相馬市は植物工場やほ場整備関連の発掘調査2件、

分布・試掘4件。浪江町は試掘1件。双町は中間貯蔵施設関連。大熊町は復興事業関連発掘調査と中間貯蔵施設関連。富岡町は除染が終わればメガソーラー用地などの分布調査。楢葉町は作業員宿舎やメガソーラー関連の調査と県で対応するスマートインターで発掘調査。川内村は工業団地整備の分布調査。広野町は広野駅前東側開発事業関連調査。いわき市は大規模災害公営住宅建設関連発掘調査。

## 3) 必要な調査担当職員数

県———県職員の数、派遣職員の要請数、合計数

県職員5名、財団職員2名に加え他県派遣職員3.5名を要請。

市町———市町職員の数、派遣職員の要請数、合計数

南相馬市に直接派遣1名を要請。

※この他財団間派遣を3名(東京・栃木・山形)を予定。

## 4) 整理・報告書作成の状況

県———発掘遺跡数、整理終了(中)遺跡数、報告書刊行遺跡数

交付金事業に伴う報告書は県教委が2014年度内に2冊、15年度に2冊を刊行予定。

市町———発掘遺跡数、整理終了(中)遺跡数、報告書刊行遺跡数

新地町は試掘調査報告書を刊行予定。南相馬市は8冊の報告書を刊行すべく、整理を進めている。このうち防災集団移転にかかる東町遺跡の遺物量が多く苦慮しているが、交付金事業の終了時期を睨みながら場合によっては概報もあり得るか。いわき市-8冊の刊行を予定。広野、大熊、楢葉各町は未定。

市町は交付金事業が終わる2015年度中に刊行予定。

## 5) 今後発掘調査が必要な遺跡数、面積、経費と終了見込み年度

県、市町村とも北部と南部は終息に向かう。南相馬以南、広野以北は原発被災地で終わりは見えない。交付金事業にかわる制度がどのようなものになるか、自治法派遣の継続が可能かどうかとも今の段階では不透明。南相馬の駐在制度は来年以降も続けたいが自治法派遣が切れればそれも難しい。2015年7月頃までは、今後どうなるかの回答が欲しい。

## 6) 復興事業に伴う発掘調査の問題点

調査員確保、調査経費、整理・報告書作成等についての諸課題の有無

原発被災地域では開発事業計画がなかなか出てこない。また、専門職員不在の町も多く、情報を掴むのが遅いため埋蔵文化財との調整を迅速にすることが難しい所がある。

調査員、作業員、重機の確保が困難。特に、除染や原発対応の賃金単価が上昇し、作業員の確保が原発被災地域で困難になっている。

## 7) 文化財レスキュー事業の成果と今後の方針

原発被災地域での資料館などの公的施設にあった資料のレスキューは2013年度で終わった。個人所蔵で寄贈や寄託希望のある資料のレスキューが今後の課題だが、富岡町を除き所在調査も進んでいない。個人住宅の解体が加速すると思うが、その前に手を打つ必要がある。

「被災ミュージアム再興事業」は2015年度で終了することが決定した。福島では上記の個人所蔵にほとんど手を付けていないので、16年度終了予定が更に、遅れる見込みである。この事業にかわる補助事業や交付金事業を望んでいる。被災ミュージアム再興事業でまほろんに建設した施設の管理費などの維持費の問題もある。救援本部の存続についても予算的裏付けがなくなると厳しい。

## 8) 復興調査成果の公開・活用について

県事業は、現地説明会、白河館のホームページ、発掘された日本列島展への出品、市町村事業は、現地説明会、広報誌での公開・活用を行っている。

## 9) 中間貯蔵施設建設予定地内の埋蔵文化財の取扱について

特別な措置を執ることは考えていない。通常の埋文行政と同じ扱いをする。用地買収は難航している。しかし、必要なら試掘確認調査を実

施しての調整も必要になると考えている。しかし、用地交渉を考慮すれば 2015 年度の調査は難しいのではないかと予測している。線量が高

い地域なので現地調査をする場合、線量と時間制限を受けることになる。施設は遺跡を外してつくことを前提に調整を進めている。

## (5) 声 明

佐藤 宏之

東日本大震災への対応に際して、協会から発出した声明は 3 回である。以下にその全文を収録する。

「1. 緊急会長声明 (2011 年 4 月 1 日発出)

「日本考古学協会会員ならびに関係者の皆様へ」

千年に一度とも言われる、このたびの東日本大震災について、まず多数の犠牲者に深く哀悼の意を表し、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。特に会員の方々の安否について大変心配をしております。どんなことでも情報をお持ちの方はぜひ協会事務局にお知らせください。

日本考古学協会としては、もとより被災地の文化財や関連施設の被害についても心を痛めていますが、今は何よりも被災された皆様の生命、健康、そして生活の安全が第一と考え、その一日も早い復興を願っています。

日本考古学協会は 3 月 26 日の理事会で「東日本大震災緊急対応特別委員会準備会」を発足させました。各種情報の収集・整理を進めた上で、5 月 28 日、國學院大學で開催する第 77 回総会で本特別委員会の設置をお認めいただく予定です。総会で本協会としての考えを公表し、たとえば被災会員の会費減免措置や支援のための募金活動、さらに関連学協会・各機関と連携して歴史・文化遺産や文化財の復興支援も迅速に進める所存です。

会員の皆様には、ぜひこうした方針・作業についてご希望や忌憚のないご意見をお寄せくださるよう、切にお願いいたします。

会長 菊池徹夫

2. 会長声明「東日本大震災復興事業に伴う文化財の保存・調査に望む」

東日本大震災から 4 ヶ月が過ぎました。震災の犠牲になられた方々には、改めて哀悼の意を表します。また、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。とりわけ、福島県の皆様には、原発事故の速やかな終息を願っております。

日本考古学協会には、困難な状況の中、各地域で復旧・復興に向けたさまざまな取り組みが始

まっていることが伝わってきています。地元の皆様を始め、多くの方々による地域再生に向けてのご努力に敬意を表し、これらの取り組みに本協会もできる限りの協力をさせていただきます。

さて、このたび大きな被害を受けた東北、北関東の太平洋沿岸は、先史時代以来、多様で個性豊かな文化が展開した地域です。そこでは史跡を含む多くの遺跡の所在が知られており、うちいくつかは地域の歴史を体感できる場として整備され、公開されています。さらに、これらを顕彰する博物館等の施設も各地につくられてきました。その中には、今回大きな被害を受けたものもあります。今後の復興事業推進にあたりましては、史跡を保全し、文化財を保管、活用する施設をできる限り旧状に復する努力を尽くされるようお願いいたします。

また、各地元の方々には、厳しい状況の中ではありますが、これら事業に、ご理解とご協力とをお願いしたいと考えます。

次に、復旧・復興事業の過程で、新たな遺跡調査など、さまざまな行政的措置をとらねばならないことが予測されます。その際は、あくまで文化財保護法の趣旨に基づき、十分な配慮のもとに実施されますようお願いいたします。

かつて、阪神・淡路大震災の復興事業では、「埋蔵文化財は地域における人々が懸命に生きてきた証であり、愛着を持つことのできる再生都市の形成には、その地域の文化や文化遺産の持つ魅力や歴史は不可欠である」とする兵庫県文化財保護審議会から発せられた声に、全国の自治体が呼応し、自治体の枠を越えて協力体制をつくりました。これによって復興事業に伴う遺跡の発掘調査が円滑に進められ、神戸市周辺地域における先史時代以来の歴史の厚みを改めて知ることができるようになりました。

復旧・復興に際しては、住民生活の復旧が第一義であることは言うまでもありません。その上でさらに、こうした阪神・淡路での経験を踏まえ、今回も、国・県・市町村が一体となって、地域の歴史と文化・記憶の再生への取り組みがなされる

ことを切望しております。このことが、地域再生の核をつくることになるからです。この点についても、それぞれ地域の方々のご理解とご協力とをお願いしたいと考えます。

本協会は、本年度の総会において東日本大震災対策特別委員会を立ち上げました。今後は、行政や、すでに活動を行っている各地の文化財レスキュー活動、そして関連学会と連携しながら、地域の復旧・復興に積極的に協力していく所存です。

2011年7月12日  
一般社団法人日本考古学協会  
会長 菊池 徹夫

### 3. 会長声明「東日本大震災復興事業に伴う埋蔵文化財関係予算措置の延長要望に関する声明」

東日本大震災から3年を経過し、各地で復興に向けた取り組みや事業が本格的に行われています。このたび大きな被害を受けた東北の太平洋沿岸は、先史時代以来、多様で個性豊かな文化が展開した地域です。そこには史跡を含む多くの遺跡や文化財が所在しており、復興事業の過程で新たな遺跡調査の必要性が生じ、文化財保護法の趣旨に則って、全国の地方行政体・組織・機関などからの支援のもと、地元自治体・教育委員会などによって、献身的な事前調査が行われています。日本考古学協会は、円滑な復興と埋蔵文化財保護の両立を図るこれらの活動を積極的に支援し、協力して参りました。

これらの調査は、国が措置した復興に伴う特別予算である復興交付金によって賄われて参りましたが、その期限が平成27年度末に設定されてお

ります。しかし、復興事業計画の策定等の遅延から埋蔵文化財調査に要する期間も当初の予定を越えることが現実視されます。このままでは、この期限内に全ての復興調査業務を完了することは困難と言わざるをえません。

記録保存措置として実施される遺跡調査業務は、現地での発掘業務だけではなく、現地調査終了後に出土遺物と記録類を整理・分析し、遺跡発掘調査報告書として刊行することによって完了となります。これによって発掘調査された遺跡の文化財としての価値や意義を社会にひろく還元し、かつ将来にわたって活用することができるものです。

今回の大震災は、地域の生命・財産に甚大な被害をもたらしました。そして、被災地域の復興に向けて全力を挙げた努力が各方面で繰り広げられています。埋蔵文化財の発掘調査もその一部であり、東北地方沿岸部の諸地域で育まれた歴史・文化の魅力を再認識する機会ともなり、調査成果は地域の復興に資する重要な資産というべきものです。

東日本大震災の復興事業は平成27年度末までに終了するのは困難だと予想されます。日本考古学協会は、復興事業を完遂するまで復興事業関係予算措置が延長されることによって、震災からの復興と埋蔵文化財保護の両立が図られるべきであると考え、関係諸機関の理解を求めます。

2014年9月27日  
一般社団法人日本考古学協会  
会長 高倉 洋彰  
(鏡文略)

## (6) 協会セッション

佐藤 宏之

協会では、大震災発災以降の2011年から2016年まで都合6回、総会の研究発表の場において、東日本大震災に関わる本特別委員会主催のセッションを開催し、会員に対して毎年の委員会活動や被災地の実情等を報告してきた。以下はその記録である。

1. 第77回総会(2011年5月29日国学院大学)  
「緊急報告会:東日本大震災に直面して-被災地からの報告及び阪神淡路大震災に学ぶ」  
1. 佐藤宏之(委員)「趣旨説明」

2. 熊谷常正(盛岡大学)  
「岩手県の被災状況」
  3. 辻 秀人(東北学院大学)  
「福島県・宮城県の被災状況」
  4. 櫃本誠一(理事)  
「阪神・淡路大震災と埋蔵文化財」
  5. 討論 司会:石川日出志・佐藤宏之(委員)
2. 第78回総会(2012年5月27日立正大学)  
「東日本大震災から1年:文化財の被災と復興へ

向けて」

1. 渋谷孝雄 (委員長) 挨拶・趣旨説明
  2. 高橋憲太郎 (宮古市教育委員会)  
「岩手県宮古市における東日本大震災の復興に向けた埋蔵文化財の発掘調査の実施状況」
  3. 藤沢 敦 (宮城県考古学会)  
「宮城県における文化財レスキューの経過と復興に向けた埋蔵文化財発掘調査の課題」
  4. 本間 宏 (福島県文化振興事業団)  
「福島県の被災文化財救出と放射能問題」
  5. 田中 裕 (茨城大学)  
「埋蔵文化財の震災被害とその後の影響 - 茨城県での文化財救出活動を通して -」
  6. 討論 司会: 石川日出志・佐藤宏之 (委員)
3. 第79回総会 (2013年5月26日駒沢大学)  
「東日本大震災と埋蔵文化財 - レスキュー・復興調査 -」
- 1 佐藤宏之 (委員)  
「趣旨説明・特別委員会報告」
  2. 幡野寛治 (気仙沼市教育委員会)  
「復興調査の現状と課題」
  3. 三瓶秀文 (福島県富岡町教育委員会)  
「福島第一原子力発電所事故と文化財」
  4. 討論 司会: 石川日出志・佐藤宏之 (委員)
4. 第80回総会 (2014年5月18日日本大学)  
「東日本大震災の復興調査の成果と課題」
1. 石川日出志 (委員) 「趣旨説明 特別委員会報告」
  2. 八木光則 (委員) 「岩手県における復興調査の成果と課題」
  3. 高倉敏明 (委員) 「宮城県における復興調査の成果と課題」
  4. 玉川一郎 (委員) 「福島県における復興調査の成果と課題」
5. 討論 司会: 佐藤宏之 (委員)
5. 第81回総会 (2015年5月24日帝京大学)  
「東日本大震災から5年目 - 復興調査が抱える諸課題と大規模災害と考古学について考える -」
1. 渋谷孝雄 (委員長) 「趣旨説明」
  2. 八木光則 (委員)  
「岩手県内の復興調査の見通し」
  3. 高倉敏明 (委員)  
「宮城県内の復興調査の見通し」
  4. 玉川一郎 (委員)  
「福島県内の復興調査の見通し」
  5. 飯島義雄 (委員)  
「文化財レスキューの成果と課題」
  6. 菊地芳朗 (委員)  
「震災考古学の可能性」
  7. 討論 司会: 石川日出志・佐藤宏之 (委員)
6. 第82回総会 (2016年5月29日東京学芸大学)  
「東日本大震災対策特別委員会の5年間の活動 - 復興調査支援の取組と調査成果の還元および残された課題」
1. 渋谷孝雄 (委員長) 「趣旨説明」
  2. 八木光則 (委員)  
「岩手県内の復興調査の成果と課題」
  3. 高倉敏明 (委員)  
「宮城県内の復興調査の成果と課題」
  4. 玉川一郎 (委員)  
「福島県内の復興調査の成果と課題」
  5. 菊地芳朗 (委員)  
「福島第一原発事故被災地域の文化財保護対策の課題」
  6. 石川日出志 (委員)  
「5年間の活動から見た今後への提言」
  7. 討論 司会: 佐藤宏之 (委員)

## (7) 文化庁面談

渋谷 孝雄

特別委員会では東日本大震災の伴う被災文化財の救済や復興事業に伴う埋蔵文化財調査の諸課題について、国の文化財行政を主管する文化庁と情報交換を行い、連携して被災地を支援する活動を行いたいとの観点から、文化庁の担当者との面談を震災直後の2011年4月から合わせて6回行ってきた。その概要は以下のとおりである。

### 1. 2011年4月14日(木)の特別委員会準備会と文化庁との面談

出席者：文化庁記念物課（瀬田主任調査官・近江調査官）、美術学芸課（原田主任調査官・建石調査官）、考古学協会（石川・近藤・佐藤・渋谷（準備会担当理事）・水村（協会事務局長））

2011年3月23日の理事会で5月総会時に東日本大震災対策特別委員会の設置を提案することとし、準備会を立ち上げた。準備会では会員の安否確認と文化財の被災状況についての情報収集を直ちに開始した。協会は来る5月総会時に特別委員会を組織し、文化庁・各県教育委員会・関連学協会等と連携して、被災文化財（関係者・関連施設含む）の救済や文化財の取り扱いに関する支援活動を始めることを説明し、文化庁からは美術学芸課が担当する被災文化財レスキュー事業のあらましの説明があったが、埋蔵文化財を所管する記念物課は情報収集の段階ということであった。今は、情報収集による現状把握に努める段階であり、今後も連絡をとりあいながら、連携していくことを確認した。

### 2. 2012年4月24日(火)の面談

出席者：文化庁記念物課（瀬田主任調査官・堀係長）、考古学協会（渋谷・近藤・佐藤（特別委））

渋谷委員長から、協会特別委のこれまでの活動について紹介があり、特に年末に実施した被災市町村に対する復興調査アンケート結果をみると、復興調査費自体は復興事業交付金で措置されるが、今後調査を担当する人員不足が深刻となる恐れが高いこと、また、市町村の専門職員は遺跡が高台移転等の復興事業の阻害要因といわれ、自治体内部で「文化財保護を声高に言える状況にない」とのことで、職務遂行に不安を感じているとの声がある。市町村へ万全の支援ができるよう配慮をお願いしたいとの説明を行った。続いて佐藤

委員から、今年度後半以降不足が予想される人材確保の方法・体制、それに関連して民間調査機関の導入・活用、放射能汚染文化財のレスキューや除染、中間貯蔵施設問題等に関する文化庁の考え方と対応について意見を伺いたいと申し入れを行った。

記念物課の堀氏から、上記に関する文化庁の取り組みについて説明があった。

まず第一に試掘や協議を通じて、でき得る限り現状保存を図ることとし、発掘調査をしないように調整することを優先している。発掘調査費は、復興事業交付金から措置されるので、現段階では地元負担はほとんどないはず。復興庁の第1次申請時には若干の混乱があったが、現在の第2次申請段階では改善された。復興事業交付金は2015年度までとなっており、市町村の復興事業にかかる発掘調査費はこの予算で対応が可能である。これまでに、市町村が発掘調査に必要な予算を計上できずにいるという情報は得ていない。各県でも、市町村とタイアップして臨もうとしており、今のところ問題はないと考えている。ただし復興事業の査定は津波被害を主対象に想定しているため、内陸部では査定が厳しい。

人員不足が予想される市町村には、できるだけ県から応援を派遣する体制を作っている。また、専門職員が未配置の市町村の発掘調査は県が行うことで各県と調整をしている。月1回のペースで、文化庁と被災3県の連絡会議を開催しており、要望を吸い上げる体制とした。人員不足等の問題が発生した場合には、全国の教育委員会に追加応援の要請を図る等の対応をとることになっている。少なくとも今年度下半期には、人員不足は発生しないと予想している。

民間調査機関の活用は、現段階ではそこまで至っていないと認識している。民間機関の活用は、調査の遅延等やむを得ない場合には、文化庁の指針を遵守し、適切な方法（教育委員会が必ず監査する等）で行うことを条件に認めることとしている。ただし、これは地元教育委員会の考え方が優先であり、市町村と県が共同で復興事業計画を申請することも可能なので、優先順位は低いと考えている。被災3県ではこれまでも、民間調査期間の活用には慎重であったということもあり、あくまでも、支援業務等が優先されると思わ

れる。

放射能汚染文化財の問題は、文化財だけに限られる問題ではないため、地元教育委員会の対応を支援することとしている。中間貯蔵施設予定地には周知の埋蔵文化財登録地を回避するよう要望している。

近藤委員から、「埋文は復興の障害」とする報道が最近目に付くが、文化庁として埋文調査の必要性を強く訴えて欲しいとする要望が出された。このことについて、堀氏から、以下のような説明があり、禰宜田主任調査官からも補足があった。

阪神・淡路大震災の事例では、復興当初は同様の指摘が相次いだが、半年後復興調査が本格化して復興が軌道に乗り始めるとこのような声は次第になくなった。今回は本格的な復興予算である3次補正の交付金が地元へ届いたのが年度末だったため、復興の遅れから、このような声が出てきていると考える。従って、復興調査が始まり復興が本格化する今後は、次第になくなっていくのではないかと。

ちなみに、4月20日に福島で開催した連絡会議では文化庁長官に挨拶してもらった。文化庁としても、積極的に埋文調査の意義を訴える活動をしていくつもりである。

以上、今回の面談では文化庁と協会の基本姿勢に違いはないことを相互確認できた。不足が予想される人員確保の方策は、いままでの方法以外に特段の手当てを考えている様子は窺えなかったが、これは、まだ具体的な不足人員の発生が予測できないためと考えられる。民間調査機関の活用を全面否定する姿勢は示さなかったが、優先度は相当低いと認識していると考えられた。放射能汚染文化財の問題については、明確な対応策を有していないと判断される。

### 3. 2013年3月1日(火)の面談

出席者：文化庁記念物課（水ノ江・近江・荒川調査官）、考古学協会（渋谷・近藤・佐藤・玉川・高倉・飯島（特別委））

渋谷委員長から、協会特別委のこの1年間の活動の概要について説明があり、昨年11・12月に実施した被災3県の津波被災市町村に対する訪問・聞き取り調査結果に基づいて、2013年度以降本格化が想定される復興調査に関する文化庁の体制作りと対応について意見を伺いたいとする申し入れを行った。続いて、その具体的な訪問・聞き取り内容について、岩手県の例を佐藤委員から、宮城県の例を高倉委員から、福島県の例を玉

川委員から説明した。

岩手については、試掘確認業務全てを対応しなければならぬ市町村担当者の負担が極めて大きく、既往の県の応援体制では来年度以降破綻する可能性が高いこと。そのため他県からの派遣職員を直接市町村へ派遣してもらいたいこと。本調査の委託先である県埋文センターの受託能力に不安があること。一刻の遅滞も許されない復興調査対応のため、現状では厳しいハードルが課されている民間調査機関の活用を柔軟化できるよう、県に指導してもらいたいこと。現在の復興予算は2015年度で期限切れとなるが、現状では調査で手いっぱいであり、整理や報告書作成期間・予算の確保は難しいと思われるので、国として対策を考慮願いたいこと（これは3県共通）、等を説明した。

宮城県については、市町村が本調査を担当することが基本とされているためさらに状況は厳しく、専門職がないにも拘わらず町全体が高台移転する復興計画がある南三陸町の例をもとに説明し、文化庁の具体的な対応方法について説明を求めた。

福島については、原発避難地域である双葉郡内の文化財の保存と活用に対して国が具体的に関与してもらいたいこと。高濃度放射能汚染地域における埋文調査のガイドラインを国が牽引して作成してもらいたいこと。岩手・宮城に比べて復興計画の策定が遅れているので現在は復興調査の対応がどうか可能であるが、来年度以降は調査能力を超えた事業量が発生すると予測されるので、国としての対応策を考慮されたいこと、等を申し入れた。

水ノ江・近江氏から、上記に関する文化庁の取り組みについて説明があった。

4月1日から新たに自治法に基づく50人の他県派遣職員（法人間派遣含む）を派遣するが、この中から陸前高田市3名、大船渡市2名、山田町2名、宮古市3名を直接市町村に派遣する。県埋文にも法人職員を派遣する。いずれもすでに文化庁HPで発表した。

人員不足に対応するため、岩手・宮城では市町村担当者の公募（正職・任期付き共に）を行ったが、応募者が少なかったし、内定者からの辞退もあった。協会はこれらに応募するように関係個所に働き掛ける等助力願いたい。

福島原発被災関係の復興予算は、現政権になった以降別枠で国として検討中である。放射能汚染文化財の保全と活用や埋文調査のガイドライ

ン作成等は、この関連で議論されると思われる。

現在の復興予算は2015年度で終了するが、埋文に限らず復興関係事業全体がこの期間内で終了するとは思われないと国も認識している。国として何らかの措置が講じられると思われるが、埋文に関しては、報告書作成までの体制確保と予算付けを図る所存である。今年度最初の復興関連の報告書が数冊刊行される予定である。

現在事業量が担当機関の能力を超えてオーバーフローした例はないが、来年度以降オーバーフローした場合には、民間調査機関を導入することは当然と考えている。このことは、すでに昨年通知済み(4/18付け「調査の弾力的運用通知」)である。ただし、あくまでも公共機関が調査を実施するのが原則であり「オーバーフローしそう」という理由で民間調査機関を導入することはない。

高倉委員は、派遣職員では遺物整理と報告書作成が市町村の仕事として残されてしまう可能性が高く、市町村にはその能力はない。そこで民間調査機関への委託という論理が働くが、このことについてどのように考えているのか、という質問を行い、また、岩手県の市町村への直接派遣が実現したということだが、専門職員が不在の南三陸町にも、派遣して頂きたいとの要望を行った。

現在、文化庁と被災3県1市(仙台市)との間で月1回の定例会議をもっており、その中でこのことを議論している。要望があれば議論の対象となる。

近藤副委員長は、「まほろん」はレスキュー文化財の恒久的保存施設と考えているか、という質問を行い、文化庁からは、石巻市等にすでに収蔵庫の建築予算を交付金で付けているが、「まほろん」については、現在検討中の原発被災関係復興予算の枠組みの中で議論されると思われるとの返答があった。

飯島委員からの文化財レスキュー組織がこの3月に解散するので、新たな組織が立ち上がる予定という報道(2013年1月)があったが、具体的にはどのようなものになるのかとの質問には、美術工芸課が担当しているので詳細は承知していないが、検討中と聞いているとのことであった。

文化庁からは、被災県市町村では新規の職員(正職・任期付き共に)を今後も公募する予定なので、協会からも応援して頂きたいとの要望があり、これについては積極的に協力したい旨伝えた。

昨年 の 面 談 時 も そ う で あ っ た が、文化庁と協会の基本姿勢に違いはないことを改めて相互確認が

できた。また、不足が予想される調査担当職員の補充方法に努力していることが窺えた。特に被災市町村への直接派遣を実現させたことは評価できる。昨年は否定的であった民間調査機関の活用についても、条件付きながら受容の方向に転換した。復興調査の遅滞防止対策には有効であると考えられるので、これも一定の前進と考えられる。ただし、被災3県とも民間調査機関導入のためのガイドラインを作成していないので、その作成を急ぐ必要がある。丸投げではなく、厳密な行程管理とそのため の 体 制 作 り 等、 が 必 須 な 課 題 と なる。

放射能汚染文化財の問題については、原発関連復興予算に関して国全体で検討が進んでおり、その枠組みの中で検討可能になるという展望が示された。このことは一定の前進と評価できよう。

#### 4. 2014年3月4日(火)の面談

出席者：文化庁記念物課(禰宜田主任調査官・近江調査官)、考古学協会(渋谷・石川・佐藤・八木・高倉・玉川(特別委))

渋谷委員長から日程をとって頂いたことのお礼と、この1年の日本考古学協会の取組みを説明。宮城県南三陸町で開催された現地説明会で専門家からの説明して頂いたこと、昨年に続いて被災地の市町村の視察と聴取りを行ったこと、1月に盛岡と仙台で復興調査の成果報告会を開催したことなどを説明した。次に、被災3県の現状と課題について各委員から説明した。

八木委員からは岩手県の現状と課題を説明した。派遣職員に関連し、派遣先の実情に慣れないことで苦勞されており、マニュアル作成などが必要なのではないか。派遣のリレーで情報継承に問題が生じている。調査事業は今後も継続するが、派遣は今後も可能か、心配である。また、報告書は交付金のある2015年度までには終わらない。復興交付金終了後の経費の問題がある。従来のように補助金方式では地元負担が発生するので、配慮が必要である。

高倉委員は宮城県の実情と課題を説明した。担当者のいない市町村では県職員と派遣職員で対応しているが、派遣期間以後を心配している。高台移転にともなう調査は予想以上に良い成果が上がっている。今後はほ場整備や土地区画整理事業など面積の多い事業が増えてくると予想されている。

2014年以降も相当数の調査事業があることが予想され、対応できるかどうか心配。2015年

度以降も調査は続くが調査費用と、報告書作成の問題が残る。震災に伴う調査の緩和措置はいつまでなのか、また、沿岸市町で、報告書作成などに民間導入を望む声がある。復興調査に対する市民の関心が高く、復興調査の現地説明会の参加者も非常に多い。

玉川委員は福島県内について説明した。遅れていた復興調査がようやく進んできた。福島では原発問題に関する課題が多い。避難指示解除地区が、今年4月から始まる。これに伴って解除された地区での埋文調査が発生する。福島県だけでなく、文化庁からも支援をお願いしたい。避難の長期化にともない、救済された文化財の公開・活用を望む声もでてきた。また、中間貯蔵施設建設が3町で行われる方向であり、埋蔵文化財包蔵地の扱いをどうするかの問題がある。通常の取り扱いが難しいとしても、文化財保護法上、将来に禍根を残さないような取り組みをしてほしい。これについては、県内の埋文担当者たちも懸念している。文化庁からの強い指導をお願いしたい。

また、被災地の視察と聴取りからの要望について、佐藤委員と石川委員が説明した。

2014・15年度の調査職員派遣の見通しと派遣先について、佐藤委員から次のような説明があった。今年度の聞き取りで出た話題は、市町村への直接派遣が実現したのが大きな成果だという認識が示された。今後の計画が見通せるようになったので、市民向けの説明が明るくなった。市町村は派遣問題に強い関心を持っている。来年度以降も、専門職員の安定した派遣を望む声大きい。派遣が途切れると復興調査は直ちに滞ることになる。

2015年度までの期間内でかなりの現地調査が終了するようだが、2015年度以降に残る報告書作成も多く、引き続き財政支援が必要である。今年度から復興予算の査定が厳しくなっているという。

整理・報告書作成作業について、基金で対応することも検討されているようだが、その場合、次年度査定で切られる危険性を回避しなければならない。

2016年度以降の復興交付金の延長も深刻な課題である。復興予算査定が厳しくなっており、現地の事情に対応できる柔軟化が求められている。また、2015年度までの復興交付金事業期間では、調査も報告書作成も終了できないことが明らかであり、その延長が必須と考える。そして、整理・報告書作成の財政的・人的支援を配慮していただ

きたい。

整理・報告書作成については、各地でずいぶん苦勞されている。陸前高田市の堂の前貝塚の調査資料を、県央2市で整理しているが、調査データの提供のないままという問題が出ている。また、派遣職員は、調査データや整理資料をどう継承すればよいか苦慮している。他市町村でも、報告書作成が可能な体制をどうつくるか悩んでおり、具体的な仕組みづくりが必要なのではないか。

以上の協会側からの課題や要望について文化庁側からは以下のような見解と意見が出された。

整理・報告書作成問題は、阪神淡路大震災の経験を踏まえて、3県と検討を進めている。仙台市など報告書が出始めているが、3県・市町村ごとのかなりバラバラの印象がある。大規模調査遺跡では、担当者が引継ぎできるよう、派遣職員が必ず記録を残すよう3県で話し合っ統一している。年報を作成し、誰がどこをいつ、どこを担当したか等のデータを残す。岩手県以外の2県は、冬場も調査実施のため、整理期間をとれない。整理については民間委託もあり得ると提案している。阪神淡路でもまだでていない例がある。今回は、身の丈に合った報告書を作成しよう話し合っている。

復興庁には、調査が期間後も残ると伝えている。期間後の延長は、復興庁が言い出すことは困難なので、3県知事レベルの政策判断となるのではないかと考えている。

派遣元の体力が維持できるかの問題については、今後派遣できないという事例も出てきている。出す側はなかなか困難で3か月でもとお願いしているが、確かに今後は不透明であると思う。

調査費や整理・報告書作成費は補助金では市町村は耐えられないことは認識している。

日本考古学協会と同様に、復興事業に伴う調査についてはプラス志向で考えており、列島展での展示やパンフレットの作成などを進めている。

また、次のような意見交換があった。

阪神淡路では報告書作成に10年あまりかかっている。協会としては、今回はそれ以上となるのではと危惧している。

整理の民間委託など、復興交付金期間に前倒しして作業を進めるという考えでいる。交付金の理解が、文化庁A4事業は、試掘・確認・個人住宅等は一括で、運用可能。本調査は事業単位で費用がつくので、立案すれば満額予算つく。できるだけ将来に禍根を残さないように、努力している。

双葉郡関係では、復興交付金とはべつに福島再

生化事業で対応できる。A 4 事業のような方式で、復興交付金より柔軟な対応が可能である。

基金化の問題はどうか？

埋文は基金を取り崩して使っている。基金の残額を見ながら進めている。しかし、現状では2015年度までである。

協会としては線量が高い遺跡の調査はできないと考える。現地の実態をよく調査して対応していただきたい。事後、扱いを公表してほしい。また、福島県の調査体制の整備に努めてほしい。

今回を機に、福島県は教員を回す方式であったのを改めるなど、体制整備につなげたい。

自治法派遣の継続についてはどうか。

来年度 85 名を求めたが、事業の削減などもあり、かなり少なくなっている。数字の上で減っているが、事業者の問題と、市町村の努力でクリアしている。住宅関係は先が見えてきており、70%くらいに。災害公園も 65%に削減の見通しである。今後は道路と津波浸水地区対応が課題だと考えている。復興庁や首長ともよい関係ができてきている。首長も理解が進んでいる。市民の理解も進んでいるという実感がある。

## 5. 2015年3月3日(火)の面談

出席者：文化庁記念物課（榎宜田主任調査官・近江調査官・田村企画調整係長）、考古学協会（渋谷・石川・佐藤・八木・高倉・玉川(特別委)）

冒頭、渋谷委員長から面談設定に御礼を述べ、岩手県宮古市と福島市で開催した日本考古学協会主催の東日本大震災復興に伴う発掘調査の成果報告会の様子を報告した。被災3県からは実情調査を踏まえたうえで、現在抱えているそれぞれの課題を述べた。

- 被災地の埋文担当職員は休む暇がないほど多忙となっており、疲労の蓄積が見える。それへの対応が必要である。
- 発掘調査自体は、県ごとの差異はあるが、山を越えつつある。しかし、宮城県では、三陸道では未買収地が多いため調査に入れないう状況があり、またほ場整備事業計画が多く、今後10年ほどかかるもようである。
- 福島原発被災地の調査等の問題もあり、各県とも長いスパンで支援していく必要がある。資料整理・報告書作成が大きな課題となっている。市町村では派遣職員に調査を任せため、調査終了後に市町村担当者が取りまとめるのが厳しい状況がある。また、そのための人員不足と予算措置も大きな懸念事項である。

・発掘資料の収蔵庫も場所が確保できない事例や復興交付金で対応できない場合がみられる。

・福島原発被災地における中間貯蔵施設建設については、環境庁との折衝で対応案の検討が進んでいると聞く。しかし、放射線量の問題から試掘確認調査でも多くの課題があり、ケースバイケースで対応していく必要がある。

以上の課題を踏まえると、特に復興交付金と自治法派遣の期限切れの問題が、特に大きな課題だと考えるとして、文化庁の意見を求めた。

これに対して、文化庁側から次のような説明・見解が示された。

- 2016年度以降も復興交付金で対応できるようにしようと考えてはいるが、具体的には未定である。今後の発掘調査と報告書作成に必要な額を積算してもらい、予算要求することから始める。埋文調査関係は2015年で終わることをめぐることは、復興局スタッフとの協議はできている。あとは政府内でどう対処しているか、文化庁としては最善を尽くしたい。
- 自治法派遣は2015年度までである。しかし、復興交付金の延長と連動するものであり、必要性は説明して働きかける。埋蔵文化財に限らず諸部門に関係する問題である。
- 福島県は、原子力関係で、福島再生加速化交付金という別枠予算があり、これに基づいてより長期的な対応が可能だと考える。中間貯蔵施設については、福島県と環境庁が定期的に会合をもち、文化庁もオブザーバー出席している。しかし、完全防御を要するため、作業は4～5時間が限度なので、多くの制約があることを考えねばならない。周知の包蔵地は極力掘削からはずし、試掘により遺跡範囲を絞り、回避する方針である。現実的にできる対応をする。
- 被災地の職員が疲労・疲弊している点については、注意していきたい。これまで派遣職員ばかり注意していたが。また、次のような意見交換があった。
- 調査のピークは越えるが、経済復興に伴う調査は今後増えると予想される。どこまで復興交付金で対応できるのか。
- 個人住宅等は交付金対象だが、外から来る事業は、通常の原因者負担となる。復興事業と連動しているので、遅延させるのは難しい。土取りは、民間企業となると対象外となる。まず調査を減らす、調査員の負担を減らすような検討を行う。
- 派遣は、通常の発掘調査を担当するのは可能か。

派遣は復興事業に縛られないので可能であり、すでに実施例もある。

- ・報告書作成。2015年度中にすべて積算しないと、それ以外は難しいのか。

難しい状況である。埋蔵文化財が忘れられないよう頑張っていきたい。政府レベルの話で難しい点もあるが。

- ・調査資料の収蔵庫については厳しいところがある。また、目先の調査で目一杯で、調査後の収蔵庫の問題にまで対応できていないようだ。復興交付金でできるのだが、建てる考えがあっても用地がないなど、まだそこまで対応できていないのだろう。復興交付金で対応できるよう、重要視して対応していこうと考える。

## 6. 2016年3月10日(木)の面談

出席者：文化庁記念物課(禰宜田主任調査官・近江調査官・国武調査官。小畑専門官)

考古学協会(渋谷・近藤・八木・高倉・玉川(特別委))

冒頭、渋谷委員長から面談設定への謝辞をのべ、その後、協会が捉えている被災3県ごとの実情調査結果を紹介し、課題となる点について申し述べた。

- ・岩手県の状況と課題(八木)

復興調査のうち、現地調査は比較的順調にすすんでおり、ほぼ完了の目処がついている。

問題は、遺物・記録類の整理と、報告書作成の件である。これについては、宮古市などでは見通しが持てない状況である。さらに、事業を収束させるために、報告書刊行を急ぐケースもあり、対応に苦慮している。

- ・宮城県の状況と課題(高倉)

宮城県でも、高台移転等の復興調査の現地調査の部分については、ほぼ目処がついている状況である。報告書については2020年度(予算的措置が保証される)までに、どのような計画をたてて進めるのが課題となっている。県教委の提唱する「簡略化」の考え方に疑問を持っている市町村職員の声もある。県教委からの丁寧な説明が望まれる。さらに、もともと多くの文

化財関係職員をもっていない市町村では、他県からの派遣職員が引き上げたあとの人員確保が懸念されている。

- ・福島県の状況と課題(玉川)

県では、新規に職員3名を採用し、埋文保護体制の維持を図っている。県内の被災地域の復興調査であるが、開発にあたって大規模な発掘調査を避けるべく配慮したことにより、一定の目処がついている。他県と違い、原発の問題が大きな課題となっている。南相馬市は、土取りや(経済再生のための)工場建設の対応に追われている。職員のオーバーワークが心配である。また、報告書の作成に苦慮している。双葉郡内の自治体はどれも弱体化しているし、専門職の確保もうまくいっていない。

これに対し、文化庁側から次のような説明・見解が示された。

各県の状況は、把握している。2020年までは、復興交付金の枠組内で対処する。派遣職員の問題についてであるが、文化財関係職員に関しては、2016年度は、25名を予定している。来年度以降については、協議することが前提だが、福島県を中心に考えたい。

また、震災委から、5年間の復興調査について、文化庁のデータを提供して欲しい旨伝えたと、2015年度に年度に『中間報告』を作成するので、それを利用して欲しいということであった。

さらに、考古学協会の東日本大震災対策特別委員会は、来年度には解散することになっていることから、その後は協会理事会内に担当部署を設けることで対応したい旨、文化庁に伝えるとともに、これまで、当委員会の要望に対応した施策を取っていただいたことに感謝の意を表した。

また、被災3県に共通する課題となっている「報告書作成」について、5年間の延長期間をいただいたが、それでも、その中で完了できる見通しがたっていない。今後、平常業務に忙殺される中で対応しなければならない市町村職員に寄り添った指導をお願いしたい旨伝え、締めくくった。

## (8) 文化財防災ネットワークへの参画

飯島 義雄

### 1. 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会の解散

東日本大震災により被災した文化財に対し、国・県・市町村等の諸機関により、またボランティア団体である各「文化財保全ネットワーク」等により献身的なレスキュー活動が行われ、多くの文化財が救出され、その洗浄・修復などが実施された。その中でも、文化庁が震災発生直後の2011年4月15日に発足させた「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」がその中核となり、被災自治体と連携しつつ文化財レスキュー活動が行われ、教訓化すべき多様な経験が蓄積された。そして福島県内の原発事故に伴う警戒区域等での文化財レスキューは引き続き対応しつつ、2013年3月31日同救援委員会は解散し、同救援委員会としての文化財レスキュー活動は終了した。

### 2. 文化財防災ネットワーク推進本部の設置

その後、2014年度からの文化庁補助事業として、「文化財防災ネットワーク推進事業」の実施が予算化され、「東日本大震災等における文化財等救出の対応を踏まえ、文化庁と連携しつつ非常災害時における文化財等の防災に関するネットワークを構築するとともに、そのために必要な人材育成、情報の収集・分析・発信を行い、それらを踏まえ有事における迅速な文化財等の救出活動を行うための体制を構築するため」、国立文化財機構に「文化財防災ネットワーク推進本部」が設置された。

同本部の主な事業内容は、

- (1) 次期中期計画に向けた国立文化財機構が果たすべき文化財の防災・救援業務のあり方に関する研究
- (2) 文化財防災・救出に関する情報の収集
- (3) 文化財防災・救出に関する指導・助言・研修
- (4) 保存科学等に基づく被災文化財の保管環境、安定化処置及び修理等に関する研究
- (5) 有事における文化財防災・救出ネットワークの構築
- (6) 文化財防災・救出に関する国際連携、である。

本事業は文化庁の補助事業であり、期間は当面2014年度末までであるが、次年度以降も継続し、

将来的には常置を目指す、とされた。

### 3. 文化遺産防災ネットワーク推進会議の設置

前記「文化財防災ネットワーク推進本部」の事業のひとつである「有事における文化財防災・救出ネットワークの構築」を目指し、「非常災害時における迅速な文化遺産の救出活動を行うために、国内の関係機関間のネットワークの構築の必要性と今後の取り組みについて共通理解を得ることを目的として、文化財防災ネットワーク」に「文化遺産防災ネットワーク推進会議」が設置され、第1回会議は、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会の構成団体を主とした次の諸機関・団体が参画し、2014年10月21日に東京国立博物館内で開催された。

- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人国立美術館
- ・大学共同利用機関法人人間文化研究機構
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・全国科学博物館協議会
- ・国立国会図書館
- ・一般社団法人文化財保存修復学会
- ・日本文化財科学会
- ・公益財団法人日本博物館協会
- ・全国美術館会議
- ・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
- ・全国大学博物館学講座協議会
- ・NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク
- ・歴史資料ネットワーク
- ・公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団

上記第1回会議では、文化財防災ネットワーク推進事業の内容が説明され、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業及び福島県内被災文化財等救援事業の報告等がなされた。

その後、下記の機関が同推進会議に参画した。

- ・公益社団法人日本図書館協会
- ・西日本自然史系博物館ネットワーク
- ・全国歴史民俗系博物館協議会
- ・大学博物館等協議会

### 4. 日本考古学協会の文化遺産防災ネットワーク推進会議への参画

2015年5月23日、本協会第81回総会が開催された帝京大学（東京都八王子市）での2015年

度第1回東日本大震災対策特別委員会会議において、文化遺産防災ネットワーク推進会議への参画について議論・承認し、7月の理事会での承認を経て同ネットワーク推進本部長宛て参画申請文を送付した。会議へは、2015年11月5日の文化遺産防災ネットワーク推進会議、有識者会議合同会議（第3回推進会議に相当）から参加した（菊地・飯島）。同合同会議では、当該年度の各構成機関の事業が報告されるとともに、地域防災計画関係法令等における文化財の防災対策の現状と、都道府県地域防災計画における文化財等の保全に関する記載の状況が報告された。地域防災計画への文化財保全対策については遅れているとされ、都道府県が個別に取り組むのは非効率であり、文化財防災ネットワークの事業の中で改訂版のモデルを作成する必要性が提案された。また、会議直前の関東・東北豪雨により鬼怒川が決壊し、常総市役所行政文書が被った水損被害の状況が報告され、レスキュー活動への支援が要請された。

#### 5. 常総市水損行政文書レスキューへの参加

2015年11月9日、文化遺産防災ネットワーク推進会議の事務局である独立行政法人国立文化財機構から、日本考古学協会も加わった同推進会議構成団体へ、常総市の行政文書レスキューについて、市の依頼でとりまとめを代行している茨城史料ネットからの連絡として、常総市水損行政文書レスキューへの協力依頼がメールで寄せられた。

翌10日、日本考古学協会事務局より、東日本大震災対策特別委員会の渋谷委員長と、11月5日に開催された文化遺産防災ネットワーク推進会議・文化遺産防災ネットワーク有識者会議合同会議に出席した委員（菊地・飯島）宛てメールが転送された。

13日、飯島は群馬県立文書館の職員とともに常総市へ赴き、午前9時から休憩・昼食を挟んで午後3時30分までレスキュー活動に参加した。

当日、作業の中心的役割を担うボランティアの林 貴史氏の指示の下、シルバー人材センター派遣の2人の作業員とともに総勢5名で、上記市役所敷地内にあり被災資料が搬入された旧庁舎第一分庁舎の3階において作業に当たった。その内容は、一度新聞紙・キッチンペーパーでサンドイッチされた水損史料を開き、史料をエタノールによる洗浄の後、キッチンペーパー・板ダンボールでサンドイッチし、史料が収納されていた封筒の属性の記載されていた部分と保存されていた書

架の位置を記した紙（濡れている場合には書き換えて）を添え、スズランテープで結わえることであった。

本活動において、文化財レスキューにおける一次レスキュー・安定化処理、そして再生には膨大な人手・経費等が必要であることを実感した。

また、文化遺産防災ネットワーク推進会議の事務局である独立行政法人国立文化財機構から、2016年2月17日付けで日本考古学協会へ、常総市水損行政文書レスキューへの協力依頼がメールが寄せられたのを受け、4月18日飯島は2回目のレスキュー活動に、前回同様群馬県立文書館の職員とともに、午前9時から午後4時まで、昼食を挟み、自然乾燥の済んだ文書の開頁作業にあたった。初回（2015年11月13日）は、文書のエタノール洗浄と送風乾燥によるカビ繁殖の抑制のための作業が中心であったが、今回は次の段階に入り、乾燥した文書を解体して1ページごとに開く作業を実施した。この2回目は、常総市行政文書保全指導員の林貴史氏の指導で、市の臨時職員1名、シルバー人材センター派遣の3名、茨城史料ネットのボランティア1名、そして我々2名の実質7名で作業に従事した。

気の遠くなるような作業であるが、着実に進行していた。前回、カビが活性化していたが、現状ではほとんど不活性化が計られていた。これまでの乾燥化があって、初めて開頁化がなされることを理解させられた。

なお、奈文研での凍結乾燥用として搬出された文書はダンボール箱80箱分とのことであった。

当被災文化財は公文書であり、レスキューの主体が自治体ということもあったが、文化財レスキュー事業における人・経費・場所等々そしてレスキュー終了後の保管・活用を考えると、文化財レスキュー事業の実施にあたっては、文化財保護行政の基礎団体である市町村が主体となり、国・県が一体となり、ボランティア等が支えるという基本的な体制を構築することが不可欠であることを痛感したところである。

#### 6. 第4回文化遺産防災ネットワーク推進会議

2016年3月11日、第4回文化遺産防災ネットワーク推進会議が開催され、日中韓文物防災学術検討会、文化財防災ネットワーク推進事業の2015年度活動報告、2016年度事業予定、防災基本計画等が報告された。

文化庁の石崎憲寛文化財部伝統文化課文化財保護調整室長は、前回の会議で指摘された、各都道

府県間の地域防災計画における文化財の位置付けのバラツキの存在については、各都道府県に情報提供を行い、まず、まわりの自治体がどうなっているかを知り、各地域の実情に応じた対応を求めた、とした。防災基本計画の修正は火山噴火の対策が契機となり、各省庁へ問い合わせがあり、文化庁から「文化財の保護」の要素を入れたところである。しかし、対象とした文化財は「建造物」を念頭に置いており、他の文化財を含めての再修正が必要であると認識している、とした。さらに、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の2府7県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財建造物の被災調査に関する要領」を定めているが、今後建造物から全文化財分野へ対象を広げる必要がある、とした。

また、独立行政法人東京国立文化財研究所保存修復科学センターの吉原大志アソシエートフェローは、阪神淡路大震災と東日本大震災の際の文化財レスキュー活動を比較すると、4団体が14団体へ、史料ネットは21団体に急増し、文化遺産・地域歴史遺産の防災という考え方が深化した、とした。そして、2015年2月に開催された全国史料ネット研究交流集会で採択された『『地域歴史遺産』の保全・継承に向けての神戸宣言』は重要であり、地域ごとの諸条件に即した関係作りの視点が重要である、とした。

(参考)

『地域歴史遺産』の保全・継承に向けての神戸宣言

(前文略)

#### 一、基本的な考え方

歴史文化に関わる多様な専門家と地域の歴史文化の多様な担い手が、ともに手を取りあって、文化財等の保存・継承活動を一層強めていきます。

#### 一、専門家の役割

多様な分野の専門家は、その専門領域を超えて、地域の方々との持続的な連携を進め、相互につながりを強めていきます。

#### 一、市民の役割

地域の歴史文化の担い手である市民は、文化遺産の保存・継承活動へ積極的に参加し、またその活動を支援します。

#### 一、政府、地方公共団体等の役割

政府、地方公共団体および大学等が、この活動を支援し、地域の歴史文化を豊かにするための基礎的な環境を、縦割りを超えて整備するよう求め

ます。

2015年2月15日

「全国史料ネット研究交流集会」参加者一同

## 6. まとめ

文化遺産防災ネットワーク推進会議」を構成する団体は、国（独立行政法人）の機関、日本博物館協会等の全国組織、「史料ネット」、そして「文化財」関連の学会等が中心であり、日本考古学協会のように専門学術分野の「学会」は異色と言える。

多様な被災文化財の中で、「考古資料」を対象として「考古学」の立場から救済・復旧に関わるとともに、自治体の文化財担当に多くの協会員が携わり、地域の文化財の保護活動を日常的に行い、地域における信頼を得ていることは、協会と文化財レスキューを考える際には重要な事柄と思われる。

また、一方では、文化財レスキューにあたっては指定・非指定という区分は念頭に置かれず、指定文化財の保護という観点だけではなく、文化財レスキューにより指定文化財の保護行政は包含されてしまう、と言えよう。そして、置かれている環境によるが、否応なしに自治体は「文化財レスキュー」の動きに巻き込まれてしまう。

そうであるとすれば、そうしたことを前提にして、協会そして協会の「文化財レスキュー」への取り組みはなされなければならないのではないかと考えられる。

具体的には、自治体の文化財担当者は、考古資料以外の文化財、総ての文化財を対象として他分野の学会や団体、そして地域と連携し、地域における「文化財レスキュー」対策に加わる必要があろう。学会である本協会は、そうした自治体の文化財担当者を支援する必要があるのではなかろうか。

また、東日本大震災以後、関東・東北豪雨、熊本地震、そして台風10号と、大規模な災害が頻発している。そうした中、文化庁の補助事業として始まった文化財防災ネットワーク推進事業も、継起する災害に迅速に対応している。当協会としても、文化遺産防災ネットワーク推進会議に参画しながら、文化財防災の大きな流れを踏まえつつ、文化財及び文化財保存施設の復旧・復興、そして復興事業に伴う埋蔵文化財の事前調査と保護行政の円滑な遂行に向け、積極的な支援・協力が求められていよう。そのためには、これまでの当協会の災害対策体制を見直し、大地震の発生に際

して組織していた特別委員会を改め、経験や知識の確実な継承を計る常置化を検討する必要があるだろう。

なお、文化遺産防災ネットワーク推進会議には、2016年11月29日の第5回会議から独立行政法人国立公文書館が参画した。

今後、地方自治体の多数の文化財担当者が定年退職を迎える時代となってきた。現状では定年退職とともに協会から脱会する様子も見受けられる。地域における文化財担当者の信用力が災害

時の文化財レスキューに必要とされるとする経験が報告されており、文化財担当者の経験や知識とともに長年にわたって培われてきた地域での信用力を生かす方策を立案・提議することも必要になるのではないだろうか。

また、当震災委が解散した後、各委員は各組織あるいは各地域に戻り、次の災害に備え、実情に応じて活動することとし、毎年協会の春の総会時に集い、情報交換と経験交流を行う機会を持つこととしては如何であろうか。

## 第4章 復興調査への対応と調査の成果

### (1) 岩手県

八木 光則

#### 1. 岩手県の文化財の被災状況

##### (1) 文化財の被災とレスキュー

岩手県における東日本大震災による被害は死者・不明者6,255人、全半壊家屋26,077棟、避難者約55,000人と、甚大なものであった。

県の内陸部でも地震による指定文化財の建造物や仏像などに被害が出たが、全壊するほどのものはなかった。しかし沿岸部は津波により指定や登録文化財となっている建造物が流出、あるいは浸水を受けたものなどが陸前高田市や宮古市で見られた。郷土芸能に関わる衣裳や用具なども各地で流失し、その担い手も震災の犠牲になるなど、大きな被害となった。

石碑も津波被害を受け、被害調査が行われた市町村もあるが、指定文化財以外は被災状況が公表されていないため、実態はよくわかっていない。

また山田町と陸前高田市で博物館施設が被災し、所蔵資料も壊滅的な被害を受けた。全国からの支援によるレスキューが行われ、特に陸前高田市では膨大な資料が救出された。現在その安定化処理を継続中で、試行錯誤の中で蓄積された技術は今後の被災資料の扱いに大きな財産となりつつある。

史跡や埋蔵文化財包蔵地の直接的な被害はほとんどなかったが、埋蔵文化財収蔵庫が山田町で完全に流失し、跡形すらも残らなかった。陸前高田市でも津波の被害を受けたが、県内教育委員会の埋蔵文化財担当者らによってレスキューされ、洗浄や再整理が行われている。

##### (2) 復興事業に関わる埋蔵文化財の調査

岩手県沿岸12市町村の被害状況は必ずしも一様ではなく、右図のように比較的南部に集中する傾向にある。復興事業に関わる埋蔵文化財の調査も、家屋の倒壊数や割合が高台移転の規模に大きく影響している。

復興調査は、大震災の翌年度の2011年度から始められた。高台移転にともなう個人住宅や宅地造成など震災直後から復興に向けた動きが始まり、文化財行政の迅速な対応も開始された。

被災地全域での復興調査が本格化するのには2012年度からで、全国からの派遣職員の支援を

受け、また地元市町村の埋蔵文化財担当職員の増員が図られて、調査が急ピッチに進められるようになった。そして2015年には復興調査（現地調査）にメドがつき始める段階にまで至った。

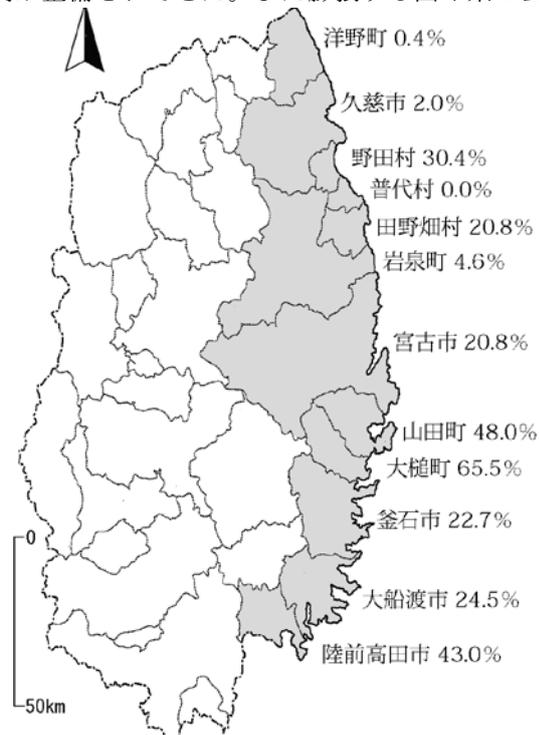
しかし順調に見える復興調査も当初から大方の理解を得られていたわけではなく、関係者の並々ならぬ努力と地域のアイディティを大事にする人々の支えによって実現されたものであった。

#### 2. 岩手県の復興調査の体制

##### (1) 岩手県教育委員会等の体制整備

岩手県における発掘調査は、震災前まで岩手県教育委員会、(公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター（以下県埋文センター）、市町村教育委員会を主体に、一部民間発掘調査機関が実施してきた。

調査体制の整備は1970年代から始まる。東北縦貫自動車道、東北新幹線やダム、道路などの建設事業にともなって、まず岩手県教育委員会の体制が整備されてきた。また膨張する国や県の公共



岩手県における震災による家屋倒壊割合

(越野修三2012『東日本大震災津波』ぎょうせい所載データを基に作図)

事業に対応するため財団の岩手県埋蔵文化財センター（のちに現名称に変更）が設立されたのも1978年だった。

県埋文センターの設立にともない、開発事業との調整や試掘調査などが文化課（現在は生涯学習文化課）の埋蔵文化財実務となる。その後埋蔵文化財担当、平泉柳之御所遺跡担当、世界遺産担当に分かれる。2010年度で課長を除く専門職員は9名で、埋蔵文化財担当は4名であった。

震災後も4名体制であったが、全国からの職員派遣が始まった2012年度から通常業務担当と合わせ埋蔵文化財7名となり、柳之御所、世界遺産担当から埋蔵文化財担当への支援が行われている。翌年度からは8名となっている。

県埋文センターは、全国的な趨勢の中で財団法人として、1978年に設立された。県教委の調整を受けて主に国や県の事業に係る埋蔵文化財調査を実施してきた。調査の職員は法人採用の職員、県教委からの出向（教員を含む）で構成されている。設立当初は県出向職員と財団職員14名で発足し、漸次増員され、2001年度の50名がピークとなる。その後県出向職員を減員し、2010年度で調査担当職員は25名であった。

震災後大幅に増員されるのは2013年度からとなる。県出向3名を含む33名に加え、OB職員など任期付職員10名、他県法人から3名、合わせて46名と大幅に増強され、これに期限付調査員が加わる体制となった。さらに調査を沿岸部に集中する調整も行われ、復興調査を円滑に進める体制が整えられた。

## (2) 沿岸市町村の体制

市町村教育委員会も、1970年代後半から体制整備が始まる。それまでも何人かの担当職員が配置されていたが、市町村における公共や民間事業、史跡保存のための調査が増えたことにより、埋蔵文化財担当職員数は大幅に増員されてきた。

ただしこのような体制整備は内陸部を中心に進められてきた。沿岸部の宮古市はいち早く専門職員を採用したが、多くは1990年代になってからの体制整備となった。そして専門職員数増加の全国的なピークとなった2000年を境に新たな職員採用はほとんどみられなくなった。

2010年度、沿岸12市町村のうち正職員7名をかかえる宮古市のほかは職員1名だけが8市町村、無配置は3町村であった。9市町村で非常勤職員5名を含め20名の体制であった。そういつた中で年度末に東日本大震災が発生した。

震災直後は埋蔵文化財担当職員も例外なく避難

所などの対応や被災者の支援に追われ、文化財行政は一時停止状態となる。ただ被災者支援の経験は、それぞれの自治体職員間の結びつきを強め、困難な状況に立ち向かう精神力を強めることとなった（翌年、岩手県内陸から派遣職員として沿岸に赴いた筆者が、もっとも強く感じた点である）。

2011年度は、犠牲になった職員や、震災とは異なる理由での異動と退職があり、3名の減員となった。翌12年度には年度途中であったが、釜石市2名、陸前高田市1名の増員が行われた。陸前高田市では震災前の担当職員が震災で犠牲になっており、博物館学芸員や非常勤職員が橋渡し役となったものの、それまでの文化財行政と様変わりすることとなった。

2013年度は、久慈市での増員、岩泉町での復帰、大船渡市での異動補充者の新規採用、宮古市と大槌町で任期付きや再任用職員の採用が行われた。非常勤職員を合わせ29名の体制となった。

2014年度は大槌町で埋蔵文化財調査課が新設され専門職の課長が配置された。大船渡市では非常勤職員が任期付き職員となり、30名体制となった。

2015年度は野田村と山田町で新規採用が行われ、町村で震災後初めての採用となった。大槌町でも再任用職員が増員されている。この結果33名となった。

このように、岩手県の沿岸市町村は震災を契機に職員体制を整備し、複数配置の市町村も増えてきた。高台移転造成地などの発掘調査が増えたことが大きな理由であるが、個人住宅などの事前チェックが震災前より機能し始めたこと、埋蔵文化財だけでなく広く文化財への対応を求められることが増えたことも要因となっている。また先に触れたように、自治体内で職員間のつながりが深まったことによって文化財への庁内の理解が進んだことも影響していると思われる。

いずれにしても、専門職員の確保は、それぞれの自治体の危機感と各教育委員会の努力、文化庁や県教委の後押しによるもので、今後の長期にわたる文化財行政の体制が整えられたことは喜ばしい。

## (3) 派遣職員による調査支援

2012年度から文化庁、総務省による全国からの復興調査の支援が始まった。当初は両省庁それぞれの動きで、文化庁が総務省ルートで埋蔵文化財担当者の派遣を把握していなかったが、翌年度から改善されるようになった。

県教委へは12年度10名、13年度8名、14年度12名、15年度8名の派遣、県埋文センターへは13年度3名、14年度6名、15年度4名の派遣が実現した。ほとんどは通年の派遣であった。また職員を送り出す県によっては派遣のために定数増を図ったところもあった。

派遣職員はそれぞれの機関で中堅～ベテラン職員が多く、対応能力の高い人ばかりで、岩手県の遺跡のさまざまな状況に対応して、調査に専念した。ただ派遣職員はそれぞれ豊富な文化行政実務を経験しており、そのノウハウを岩手県でも参考にするなど、人材を生かす進め方があっても良かったかと思われる。

また道府県からの派遣職員が被災市町村の調査の支援に入った際に、当初行き違いもみられた。道府県の職員は比較的大規模で環境の整った調査を日常的に経験しており、市町村の小規模発掘にとまどうこともあり、一方で器材の調達や作業員の賃金計算などが市町村の事務が過大な負担となることもあった。県教委の調整などで次第に解消されてきたものの早めの対応が求められる点であった。

被災市町村への派遣は、3～6ヶ月や1～2年の期間で行われた。2012年には8名(実質6名)、13年度には大幅に増え、のべ20名(実質14.5名)の派遣があり、要望のあった市町村にほぼ充当することができている。このほか数週間～1ヶ月程度の短期派遣も行われている。14年度にはのべ

19名(実質15名)、15年度にはのべ12名(実質9名)となっている。

派遣職員の増減は復興調査の増減にほぼ対応したのとなっているものの、15年度以降は全国の自治体にとって職員派遣を継続することが次第に困難になっていることも一因となっている。

また岩手県内の被災地以外の市町村では、花巻・奥州市が職員の派遣に代えて県営事業の発掘調査を行って、間接的に支援することも行われた。さらに花巻・北上市が陸前高田市から遺物整理作業を受託した例、盛岡市職員が派遣職員として調査した大船渡市の遺跡の報告書作成を盛岡市が受託した例もあり、内陸市町村からの可能な範囲での支援も行われた。

#### (4) 復興調査の分担と調査の運営方式

震災前から、県教委は国や県公共事業に関し事前協議や分布調査、試掘調査を実施し、その結果に基づき県埋文センターが発掘調査を実施してきた。市町村教委はそれぞれの市町村の公共事業や個人住宅及び民間開発事業の事前協議、分布調査、試掘調査、本調査を実施してきた。ただし大形開発事業に伴う発掘調査については市町村等からの委託を受けて県埋文センターが実施する場合もあった。

震災後も基本的にこの方針が踏襲されたものの、一部柔軟な対応もとられた。専門職員不在や少人数の町村には県教委が事前調整から発掘調査まで支援することも行われた。また大規模な高台

岩手県における埋蔵文化財専門職員の動向(市町村は沿岸部のみ)

市町村	2010年度	2011年度	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度	
	職員数	専門職員数	職員数	派遣職員	職員数	派遣職員	職員数	派遣職員	職員数	派遣職員
岩手県	4	4	7	10	8	8	8	8	8	8
岩手県埋文センター	25	24	22	0	33(10)	3	33(14)	3+0.5	31(10)	5
洋野町	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0
久慈市	1	1	1	0	2	4月採用	0	2	0	2
野田村	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1
普代村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田野畑村	1	0	退職	0	0	0	0	0	1	0
岩泉町	1	0	異動	0	0	1	異動 復帰	0	1	0
宮古市	7(2)	7(2)	7(4)	1	9(4)	任期付2	1+1.25	9(3)	任期付2	3+0.5
山田町	1	1	1	0.5+0.5	1	2	1(1)	1.25	2(1)	1
大槌町	0	0	0	0	0.4	任期付	1+0.25	2	課長 任期付	0.9
釜石市	1	1	2	10月2 名採用	1	3	1	3	0.25	3
大船渡市	1(1)	1(1)	1(1)	2+0.5	1(3)	異動 4月採	4	4	任期付2	2
陸前高田市	1(2)	0(2)	被災	0.25(2)	1月採用	0.5	1(2)	3	1(2)	4
計	44(5)	40(5)	42.3(7)	16	60.4(19)	26	65(20)	31.4	66(16)	19.32

( )は非常勤及び任期付き職員、外教  
県教委は世界遺産、柳之御所遺跡担当を含まず

年度途中異動の職員数は月数で計算  
県埋文センターは調査課長・補佐を含む

移転に伴う調査を県埋文センターが実施することも各地でみられた。

前述のように、内陸の市町村教委では県営圃場整備に伴う調査を肩代わりし、県教委や埋文センターが沿岸へ集中できる後方支援的な運用も行われた。

このような柔軟な対応によって円滑な復興調査を推進することができた意義は大きい。

調査運営は、県埋文センターが事業の主体者である国道事務所や被災市町村などと委託契約を結ぶほかは、基本的に直営で実施された。

そういった中で釜石市では、市の専門職員を現場担当者としつつも、民間発掘調査機関へ委託する方式（調査員の常駐、作業員の雇用や労務管理、重機稼働や測量など）を採った。

また大船渡市でも1遺跡の調査だけであったが、市の専門職員（派遣職員を含む）の全面的な調査指揮のもと、調査員の常駐以外を地元建設業者へ委託をしたこともあった。

両市の方式は、全面委託に近い方式と範囲を最大限広げた部分委託との違いがある。いずれの方式も調査担当者が調査に係る事務処理などに時間を取られることなく調査に専念できた意味で、限られた時間や人員の中で効率よく調査を進めるメリットが大きかった。またそうしなければ調査を短期間に終えることはできなかったと思われる。ただ全面的な民間発掘調査機関の導入については県内でも議論がほとんど進んでおらず、県全体の課題として残されている。

なお、復興調査の原因は、高台移転関連（防災集団移転促進、漁業集落防災機能強化、津波復興拠点整備、災害公営住宅整備事業など）、区画整理（復興土地区画整理、農業基盤整備事業など）、復興道路（三陸沿岸道路、国道106号宮古西道路建設事業、市町村道など）、個人や民間業者による住宅建築や宅地造成がおもなものである。

### 3. 岩手県の復興調査の進捗状況

#### (1) 復興調査の進展

震災直後の2011年度は遺体捜索中で、多くの被災者が避難所生活を強いられていた。瓦礫処理が始まり、仮設住宅への入居が順次始まっていたが、生活再建の見通しはまだ立てられない状況にあった。

そういった中で被災した個人が自ら土地を確保し住宅を建築する動きが出始めた。この年度に行われた38件の試掘のうち3件の公共事業を除けば個人住宅などに対応するものであった。また本

調査7件のほとんどは個人住宅や宅地造成に伴うものであった。特に宮古市での試掘、本調査の件数が多く、震災前から埋蔵文化財行政が整備されていたことが大きな要因となっていると思われる。

2012年度は、高台移転等の計画策定、農地転用や用地取得、森林伐採の遅れなどで、調査に入ることができない状態が前半でみられた。後半になって次第に調査に入る条件が整い始め、件数も増えてきた。復興調査全体で調査件数34件、面積93,817㎡、のべ調査日数2,095日となった。

専門職員のいない野田村や田野畑村でも個人住宅建築や高台移転の宅地造成に伴う調査が派遣職員の支援を受けた県教委と県埋文センターによって実施されている。宮古市では個人住宅の試掘が急増し、高台移転地の本調査も動き出した。山田町、釜石市、大船渡市でも高台移転地の集中的な試掘調査が行われ、事業地の絞り込みが行われた。陸前高田市では農業基盤整備事業に伴う試掘調査が県教委によって行われている。

県埋文センターも、2011年度まで内陸部で多く行われていた発掘調査が12年度から沿岸部での調査に集中するようになってきた。その多くは三陸自動車道の前倒し建設や復興道路などで占められている。

2013年度は調査件数74件、調査面積270,182㎡、のべ調査日数6,221日と、件数、面積ともピークを迎える。前年度の途中での採用や新年度の任期付き職員も含めた専門職員の採用や派遣職員の増員によって、試掘、本調査の体制が整ったこと、復興計画が決まり、用地取得や森林伐採などの調査に入る条件が整備されたことによる。

試掘調査は特に野田村、田野畑村、陸前高田市で多く行われ、復興事業用地の決定が各市町村でほぼ出揃ったことになる。

本調査も前年度の調査面積が3倍となり、特に高台移転と道路建設関連が著しい増加をみせた。そのうち190,223㎡を県埋文センターが担当し、調査にあたった職員個人への負担はかなり大きなものだったと推察される。個人住宅建築や民間による宅地造成も前年度からの調査量を維持している。

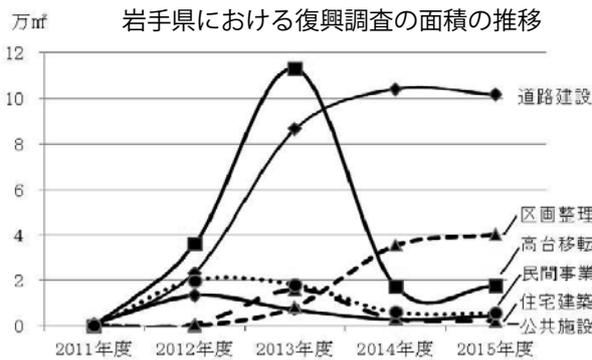
2014年度は調査件数63件、調査面積169,177㎡、のべ調査日数6,271日と、件数や面積がやや減少する。試掘調査は全体で半数以下の件数になるが、山田町以南ではまだ大規模面積の試掘が継続されている。

本調査は、高台移転や区画整理関連が宮古市以

岩手県における復興関連本発掘調査

市町村	調査原因	2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			計		
		件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数
洋野町	道路建設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	13,710	470	5	17,470	510	11	31,180	980
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	13,710	470	5	17,470	510	11	31,180	980
久慈市	道路建設	0	0	0	1	7,500	30	3	11,690	166	2	9,500	272	0	0	0	6	28,690	468
	公共施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,230	193	1	2,230	193
	小計	0	0	0	1	7,500	30	3	11,690	166	2	9,500	272	1	2,230	193	7	30,920	661
野田村	住宅建築	0	0	0	7	4,331	353	4	1,655	129	1	410	30	2	576	56	14	6,972	568
	高台移転	0	0	0	1	7,010	50	1	6,351	100	0	0	0	0	0	0	2	13,361	150
	道路建設	0	0	0	0	0	0	1	7,300	88	3	11,140	227	2	5,500	113	6	23,940	428
	民間事業	0	0	0	1	15,573	0	1	12,000	174	0	0	0	0	0	0	2	27,573	174
	小計	0	0	0	9	26,914	403	7	27,306	491	4	11,550	257	4	6,076	169	24	71,846	1,320
普代村	道路建設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	768	180	0	0	0	1	768	180
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	768	180	0	0	0	1	768	180
田野畑村	住宅建築	0	0	0	0	0	0	1	252	52	3	611	144	0	0	0	4	863	196
	高台移転	0	0	0	1	18,192	136	2	15,351	263	0	0	0	0	0	0	3	33,543	399
	道路建設	0	0	0	0	0	0	3	6,770	252	4	8,745	310	0	0	0	7	15,515	562
	民間事業	0	0	0	1	420	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	420	240
	小計	0	0	0	2	18,612	376	6	22,373	567	7	9,356	454	0	0	0	15	50,341	1,397
岩泉町	道路建設	0	0	0	0	0	0	1	1,900	94	0	0	0	0	0	0	1	1,900	94
	その他	0	0	0	0	0	0	1	21,100	100	0	0	0	0	0	0	1	21,100	100
	小計	0	0	0	0	0	0	2	23,000	194	0	0	0	0	0	0	2	23,000	194
宮古市	住宅建築	4	991	169	5	2,056	175	6	1,351	168	0	0	0	0	0	0	15	4,398	512
	高台移転	0	0	0	4	6,061	109	7	13,516	576	3	9,627	403	0	0	0	14	29,204	1,088
	道路建設	1	330	18	1	16,000	123	6	14,005	391	16	41,197	1,844	16	66,030	1,835	40	137,562	4,211
	公共施設	0	0	0	1	360	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	360	20
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,700	110	1	8,700	110
	小計	5	1,321	187	11	24,477	427	19	28,872	1,135	19	50,824	2,247	17	74,730	1,945	71	180,224	5,941
山田町	住宅建築	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,300	102	2	1,300	102
	高台移転	0	0	0	0	0	0	3	56,500	421	2	7,740	274	3	12,153	336	8	76,393	1,031
	道路建設	0	0	0	0	0	0	8	33,010	927	5	14,660	823	3	8,108	304	16	55,778	2,054
	小計	0	0	0	0	0	0	11	89,510	1,348	7	22,400	1,097	8	21,561	742	26	133,471	3,187
大槌町	住宅建築	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	170	58	0	0	0	2	170	58
	高台移転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	657	62	1	657	62
	区画整理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6,875	45	3	4,916	249	5	11,791	294
	道路建設	0	0	0	0	0	0	1	3,900	58	2	4,050	107	2	2,350	59	5	10,300	224
	小計	0	0	0	0	0	0	1	3,900	58	6	11,095	210	6	7,923	370	13	22,918	638
釜石市	住宅建築	0	0	0	0	0	0	1	78	33	0	0	0	0	0	0	1	78	33
	高台移転	0	0	0	1	1,100	51	1	3,000	99	0	0	0	2	4,709	340	4	8,809	490
	区画整理	0	0	0	0	0	0	3	2,575	205	0	0	0	1	566	224	4	3,141	429
	道路建設	0	0	0	0	0	0	1	874	35	0	0	0	2	1,976	52	3	2,850	87
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	477	101	0	0	0	1	477	101
	小計	0	0	0	1	1,100	51	6	6,527	372	1	477	101	5	7,251	616	13	15,355	1,140
大船渡市	住宅建築	1	135	54	1	112	68	2	400	105	2	608	102	2	796	118	8	2,051	447
	高台移転	0	0	0	2	3,680	115	3	16,132	535	0	0	0	0	0	0	5	19,812	650
	道路建設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	145	46	0	0	0	1	145	46
	公共施設	0	0	0	1	411	58	2	15,800	356	1	375	54	0	0	0	4	16,586	468
	民間事業	0	0	0	1	450	52	0	0	0	2	6,261	184	1	2,808	214	4	9,519	450
	小計	1	135	54	5	4,653	293	7	32,332	996	6	7,389	386	3	3,604	332	22	48,113	2,061
陸前高田市	住宅建築	0	0	0	4	6,911	443	8	3,522	518	1	974	28	2	1,915	114	15	13,322	1,103
	高台移転	0	0	0	0	0	0	1	2,100	116	0	0	0	0	0	0	1	2,100	116
	区画整理	0	0	0	0	0	0	1	6,050	94	2	28,400	409	2	34,775	175	5	69,225	678
	道路建設	0	0	0	0	0	0	1	6,950	65	0	0	0	0	0	0	1	6,950	65
	公共施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,734	160	0	0	0	1	2,734	160
	民間事業	1	210	16	1	3,650	72	1	6,050	101	0	0	0	1	3,067	78	4	12,977	267
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
	小計	1	210	16	5	10,561	515	12	24,672	894	4	32,108	597	6	39,757	367	28	107,308	2,389
合計	住宅建築	5	1,126	223	17	13,410	1,039	22	7,258	1,005	9	2,773	362	8	4,587	390	61	29,154	3,019
	高台移転	0	0	0	9	36,043	461	18	112,950	2,110	5	17,367	677	6	17,519	738	38	183,879	3,986
	区画整理	0	0	0	0	0	0	4	8,625	299	4	35,275	454	6	40,257	648	14	84,157	1,401
	道路建設	1	330	18	2	23,500	153	25	86,399	2,076	40	103,915	4,279	30	101,434	2,873	98	315,578	9,399
	公共施設	0	0	0	2	771	78	2	15,800	356	2	3,109	214	1	2,230	193	7	21,910	841
	民間事業	1	210	16	4	20,093	364	2	18,050	275	2	6,261	184	2	5,875	292	11	50,489	1,131
	その他	0	0	0	0	0	0	1	21,100	100	1	477	101	2	8,700	110	4	30,277	311
	計	7	1,666	257	34	93,817	2,095	74	270,182	6,221	63	169,177	6,271	55	180,602	5,244	233	715,444	20,088

出典：文化庁記念物課2016『東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護 中間報告』  
 岩手県教育委員会2012～2016『岩手県内遺跡発掘調査報告書（平成23～26年度 復興関係）』及び資料提供による  
 （公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター2012～2016『年報 平成23～27年度版』



南で行われたが、その面積は 17,367㎡と、前年度の 1/6 程度に急減し、代わって区画整理事業が 4 倍の 35,275㎡に増えている。かさ上げ地など各地の都市計画が決定されだしたことが大きい。三陸沿岸道路は山田町以北で大規模に行われ、宮古西道路関連なども増加し、復興調査の主要な調査となってきている。

2015 年度は、ほぼ前年度の状況が継続し、道路建設が全体の半分以上の事業量となる。三陸沿岸道路だけでなく、高台移転地を結んだり防災避難路となる市町村道の整備が増加したことによる。区画整理や高台移転関連もまだ一定量の規模となっている。

なお、2016 年度の復興調査は、調査件数 39 件、調査面積 120,420㎡、調査のべ日数 3,527 日と縮小傾向にある。高台移転や区画整理、住宅建築、公共事業（防災公園）を合わせても 7 件 4,839㎡で、ほかには三陸沿岸道路や復興に関連する道路整備の調査となっており、復興調査の原因も大きく様変わりしてきている。

## (2) 整理作業及び報告書の作成

発掘調査が進むにつれて膨大な調査資料が山積し、資料整理や報告書刊行についての懸念が次第に顕在化してきた。阪神淡路大震災時の調査でも課題となっており、そのことは東北でも認識され、当初から懸念されていたことでもあった。

2011～15 年度まで 233 件の復興本調査が行われてきた。これに対し整理作業が終了し、報告書が刊行されたものは 84 件となっている（2016 年 12 月末現在）。

県埋文センターは 105 件の調査のうち 49 件分の報告書が刊行されている。震災前に比べるとややペースが落ちてきているが、現場優先で、12 月末まで現地調査が行われており、整理期間が短いことが影響している。膨大な未整理資料をかかえ、やや時間はかかるものの近年中に報告書刊行がなされるものと思われる。

市町村にあつては県教委が実質的に調査を担当したものについては 7 割ほどが刊行されている。これは、県教委が派遣職員とともに、効率よく報告書刊行に結びつけたことが大きいと思われる。

それに対し、単独での調査分や県教委が支援に入るも市町村教委が調査主体となったものについては未刊行が多い。市町村では担当者が整理作業にほとんど従事できていないことが最大の理由で、明確な整理作業方針を打ち出すことができていない。特に現場優先で、整理作業は現場が落ち着いてからという意識が強く働いていたことも影響している。

報告書が刊行されたやや特殊な事例として、派遣職員を中心に仕上げた例や、大船渡市と盛岡市との自治体間の委託契約により派遣された職員が資料を持ち帰り、報告書刊行まで成し遂げた例がある。

課題はやはり市町村の報告書刊行が厳しい状況にあることである。復興・創生期間の 2020 年度までの刊行であるが、日常業務で忙殺される中で整理作業を組むことが容易でない市町村が多い。

また現場調査で派遣職員への依存度が高く、派遣終了後の整理作業体制に不安を抱えているのが大方の市町村である。

## (3) 復興調査の普及活動

復興調査が本格化し始める頃、一部マスコミで、復興事業を阻害または遅らせる要因として、遺跡の調査が「復興の壁」としてやり玉に挙げられた。しかし、復興事業そのものが住民合意や用地取得など発掘調査の前段階で遅滞していることが明らかになり、かえって発掘調査が比較的スムーズに進行していることにより、このような報道は陰をひそめた。逆にいえばこういった報道を受けて復興の足枷にならないように、文化財行政側が体制整備を急いだ面もあったといえる。

それよりも、復興調査そのものが被災された住民に好意的に受け止められていることが大きい。発掘調査に直接携わる作業員も仮設住宅に住みながら参加する人も少なくなく、自らの地域の歴史を日々感じながら作業にあたっていたことも大きい。

もちろん発掘調査による事業の遅延が生じることについては 1970 年代以降の潜在的な抵抗感もあることは否めない。しかし、現地で調査に直接不満をぶつけられたという話は聞こえてきていない。かえって現地説明会では、仮設住宅に暮らす人たちも含め 100 人を超す参加者が常にあった。

2012 年 5 月の宮古市や 6 月の野田村で、三県

岩手県における復興関連試掘調査

市町村	調査原因	2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			計		
		件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数
久慈市	道路建設				1	-	1		-	8						2	-	9	
	小計				1	-	1	1	-	8						2	-	9	
野田村	住宅建築	1	331	1	3	1,369	5	5	3,733	5					9	5,433	11		
	高台移転							1	4,627	2					1	4,627	2		
	道路建設							1	13,740	3					1	13,740	3		
	公共施設	1	1,500	1				1	500	1					2	2,000	2		
	民間事業							2	29,955	11					2	29,955	11		
	その他							1	1	1					1	1	1		
小計	2	1,831	2	3	1,369	5	11	52,556	23					16	55,756	30			
田野畑村	住宅建築							5	124	5					5	124	5		
	道路建設							2	2,090	2					2	2,090	2		
	公共施設							1	84	1					1	84	1		
	その他										2	132	2		2	132	2		
	小計							8	2,298	8	2	132	2		10	2,430	10		
岩泉町	その他				1	43	2				1	40	1		2	83	3		
	小計				1	43	2				1	40	1		2	83	3		
宮古市	住宅建築	15	3,103	177	8	993	68	10	885	62	1	20	4		34	5,001	311		
	高台移転				5	1,841	90	6	2,990	70					11	4,831	160		
	道路建設				2	-	2	1	-	18	21	1,053	121	1	23	15	25		
	公共施設	1	136	3	1	340	26	1	355	44	1	600	11		4	1,431	84		
	民間事業	1	680	3	3	272	19								4	952	22		
	その他							3	178	3	1	72	15		4	250	18		
	小計	17	3,919	183	19	3,446	205	21	4,408	197	24	1,745	151	1	23	15	82		
山田町	住宅建築				1	1,000	30	4	1,266	12	5	3,931	70		10	6,197	112		
	高台移転				1	-	2	5	69,700	75	3	7,813	150	6	16,680	21	15		
	区画整理							2	2,000	15	1	10,418	30		3	12,418	45		
	道路建設							2	870	3	9	4,000	38		11	4,870	41		
	公共施設	1	-	-				1	1,500	7	1	11,000	30		3	12,500	37		
	民間事業														0	0	0		
	その他	1	-	-	14	179,050	630								15	179,050	630		
	小計	2	-	-	16	180,050	662	14	75,336	112	19	37,162	318	6	16,680	21	57		
大槌町	住宅建築				6	-	7	12	124	12	3	-	3		21	124	22		
	高台移転							3	99	4				3	99	4			
	区画整理							7	348	35				7	348	35			
	道路建設				1	-	1	1	50	1	3	7,460	4		5	7,510	6		
	公共施設				1	-	1	4	135	7					5	135	8		
	民間事業				2	-	2	6	105	6			1	47	1	9	152	9	
	その他				1	-	2	2							1	0	2		
	小計				11	-	13	33	861	65	6	7,460	7	1	47	1	51		
釜石市	住宅建築							6	-	6	2	-	2	1	300	1	9		
	高台移転				9	-	13			2	7,243	5	2	1,165	4	13	-		
	区画整理				5	-	9	3		8	2	803	2	1	2,200	2	11		
	道路建設				2	-	2			4	7,350	8			6	-	10		
	公共施設				1	-	1	1	-	1					2	-	2		
	民間事業														0	-	0		
	その他	4	-	4	1	-	2								5	-	6		
	小計	4	-	4	18	-	27	10	-	15	10	15,396	17	4	3,665	7	46		
大船渡市	住宅建築	8	69	8	12	669	14	5	119	6	11	741	16	1	37	2	37		
	高台移転				29	8,188	46			2	70	4			31	8,258	50		
	道路建設				2	-	2			4	2,700	5			6	2,700	7		
	公共施設				6	877	60	1	62	3	2	299	2	1	92	2	10		
	民間事業	3	75	5	5	1,201	10	4	451	11	1	4	1	1	149	1	14		
	その他				1	81	2			1	240	3	1	155	1	3	476		
	小計	11	144	13	55	11,016	134	10	632	20	21	4,054	31	4	433	6	101		
陸前高田市	住宅建築	1	18	1				10	14,258	13	6	4,466	7	8	7,485	19	25		
	高台移転							9	48,527	48					9	48,527	48		
	区画整理				8	23,332	8	1	7,520	8	6	70,257	76	2	115,000	11	17		
	道路建設							3	2,558	3					3	2,558	3		
	公共施設							2	26,468	7	2	35,492	7	2	1,645	22	6		
	民間事業	1	58	1				1	84	9	1	30	5		3	172	15		
	その他							1	1,629	1					1	1,629	1		
	小計	2	76	2	8	23,332	8	27	101,044	89	15	110,245	95	12	124,130	52	64		
複数市町村	道路建設				36	-	54	84	-	98						120	-		
	小計				36	-	54	84	-	98						120	-		
合計	住宅建築	25	3,521	187	30	4,031	124	57	20,509	121	28	9,158	102	10	7,822	22	150		
	高台移転	0	0	0	44	10,029	151	24	125,943	199	7	15,126	159	8	17,845	25	83		
	区画整理	0	0	0	13	23,332	17	13	9,868	66	9	81,478	108	3	117,200	13	38		
	道路建設	0	0	0	44	-	62	95	19,308	136	41	22,563	176	1	23	15	181		
	公共施設	3	1,636	4	9	1,217	88	12	29,104	71	6	47,391	50	3	1,737	24	33		
	民間事業	5	813	9	10	1,473	31	13	30,595	37	2	34	6	2	196	2	32		
	その他	5	-	4	18	179,174	638	5	1,808	5	5	484	21	1	155	1	34		
	計	38	5,970	204	168	219,256	1,111	219	237,135	635	98	176,234	622	28	144,978	102	551		

出典：文化庁記念物課2016『東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護 中間報告』  
 岩手県教育委員会2012～2016『岩手県内遺跡発掘調査報告書（平成23～26年度 復興関係）』及び資料提供による  
 （公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター2012～2016『年報 平成23～27年度版』

で初めての現地説明会が開かれた。調査への反発も予想されたが、多くの参加者があり、地域の人たちにとって復興調査を「復興の壁」と決してみていることが示された。その後沿岸各地で現地説明会が積極的に開催されるようになった。

現地説明会や遺跡公開は233件の本調査で82回行われている。このうち県埋文センターが調査した遺跡の半数以上の58遺跡で実施されており、同センターが意識的に普及活動を実施したものと評価できる。市町村は小面積の調査などで現地説明会を開催できる条件が整わないながらも、それぞれの状況に応じて説明会を開催している。県教委が支援に入った市町村で派遣職員の積極的な動きもみられた。

年度別では、2012年度から15年度までにそれぞれ9回、29回、28回、16回開催されている。マスコミでもその様子が報道されることも多く、特に地元紙に大きく取り上げられた。

このようなことからマスコミの論調も、遺跡調査を含めた文化的復興と復興工事を合わせて「復興の両輪」の認識のもとに報道されるように変化してきた。

#### (4) 展示・講演会・研究会

展示・講演会・研究会も各所で行われた。すべてを把握しているわけではないが、確認された活動を別表にまとめた。

遺跡調査報告会・展示は宮古市・山田町・陸前高田市などで、講演と合わせ、毎年継続開催されている。野田村でも調査に合わせたホットなテーマでフォーラムが継続している。

陸前高田市では文化財等保存活用計画や歴史防災公園整備計画の策定が行われたが、策定委員会による報告会も開催された。いずれも地域文化の魅力地域に再認識してもらう内容であった。

岩手県立博物館では2015年度に「海に生きた歴史—復興調査が語る一万年の海との共生」と題して、それまでの復興調査からピックアップした遺跡の紹介を行っている。また沿岸4市町村で移動展と講演も行い、成果の広い普及を図った。

さらに沿岸市町村教育委員会と研究団体などが共同して研究会やシンポジウムを開催する例もみられた。岩手考古学会、蝦夷研究会、いわて高等教育コンソーシアムなどとの共催である。これらには参加者の少ない会もあったが、今後も継続的な活動、定着が望まれる。

#### (5) 遺跡の保存

復興事業は被災者や地域社会の一刻も早い復興を目指しており、注目される遺跡の保存について

あまり声を大にすることは憚られていた。しかし、被災地では震災直後から遺跡の調査を含め地域の歴史や文化への関心の高さが示されていた。現地説明会などで多くの地域住民の参加がみられたのもその表れである。

遺跡保存の例として、縄文時代中～後期の貝塚が検出された釜石市屋形遺跡が挙げられる。漁港からの避難道路建設工事で削られる予定の貝塚部分が歩道にして保存されることとなった。漁業に携わる地域の熱意によって保存が決定されたものである。

また大槌町赤浜Ⅱ遺跡では縄文中期の竪穴住居の廃絶後に組まれた配石や集石遺構の一部が、高台移転の造成工事の計画変更によって保存されることとなった。

このほか、縄文後期の特異な配石遺構が確認された洋野町西平内Ⅰ遺跡、12世紀の居館の区画大溝をもつ宮古市田鎖車堂前遺跡、陸前高田市の象徴的な城館である高田城跡の保存についても話題となったが、種々の事情により保存は難しい状況にある。工事区域外の隣接地にも遺構が残されるので、継続的な調査や保全が望まれる。

## 4. 復興調査の成果

### (1) 縄文～弥生時代

復興調査によって多くの遺跡から、新たな事実が明らかになってきている。

縄文時代では早期から晩期までの集落遺跡が沿岸部でそろい、質量ともに豊富になった。早期の集落は久慈市外屋敷ⅩⅨ、山田町石峠Ⅱ遺跡で確認され、地床炉や不整配置の小柱穴など早期特有の竪穴住居跡が検出されている。

前期は遺跡数も増え、普代村力持、田野畑村野場Ⅰ、宮古市向新田Ⅲ遺跡、山田町石峠Ⅱ、大船渡市峯岸遺跡など、沿岸北部から南部まで集落遺跡が調査されている。前期後半のいわゆるロングハウス型の大型住居跡も宮古市赤前Ⅲ遺跡などで確認されている。

中期の集落遺跡は、高密度の竪穴住居群で構成されている遺跡がいくつも調査された。山麓緩斜面に中期中～後葉の住居跡数十棟～百数十棟が幾重にも重複して、大きな塊状にかたまっている。その下位には低湿地が隣接しており、大木土器文化圏の環状集落や円筒土器文化圏の帯状集落とは異なる三陸独自の集落形態となっている。

また宮古市の高根遺跡、山田町の石峠Ⅱ、沢田Ⅲ、間木戸Ⅰ、浜川目沢田Ⅰ遺跡といった大規模遺跡が狭い地域に集中するのも特異で、拠点集落

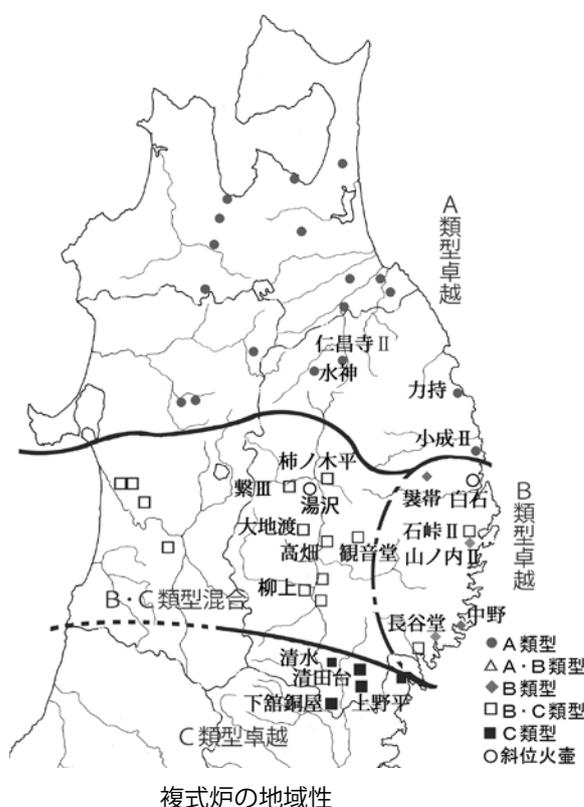
岩手県における復興調査関係の展示・講演会・研究会

No.	年度	市町村	名称	期日	会場	主催
1	2015	02久慈市	白樺大学閉講式及び全体学習会	2016/2/26(金)	久慈市総合福祉センター	社会福祉法人久慈市社会福祉協議会
2	2015	02久慈市	侍浜町老人クラブ連合会30周年記念事業講演会	2016/1/29(金)	侍の湯 きのご屋	侍浜町老人クラブ連合会
3	2013	03野田村	野田村考古学フォーラムー2013年度遺跡報告会	2014/3/1(土)	野田村生涯学習センター	野田村教育委員会
4	2014	03野田村	北三陸の蝦夷・蕨手刀	2014/7/26(土)	野田村生涯学習センター	岩手考古学会(野田村教育委員会共催)
5	2014	03野田村	野田村考古学フォーラムⅡー中世の野田村を考える	2015/3/14(土)	野田村生涯学習センター	野田村教育委員会
6	2015	03野田村	野田村考古学フォーラムⅢー八稜鏡と蕨手刀(同時開催:県立博物館移動展)	2016/1/31(土)	野田村生涯学習センター	野田村教育委員会
7	2015	06岩泉町	発掘調査報告会	2015	岩泉町小本生活改善センター	岩泉町教育委員会(岩手県教育委員会)
8	2012	07宮古市	公開シンポジウム 閉伊の蝦夷	2012/9/8(土)	宮古市山口公民館	宮古市教育委員会・蝦夷研究会
9	2012	07宮古市	宮古市遺跡調査報告会	2013/3/3(日)	宮古市立図書館	宮古市教育委員会
10	2013	07宮古市	復興支援交流展	2013/7~	宮古市立図書館・名古屋市	宮古市教育委員会・名古屋市
11	2013	07宮古市	公開シンポジウム 古代三陸の鉄	2013/9/21(土)	宮古市シートピアなあと	宮古市教育委員会・蝦夷研究会
12	2013	07宮古市	未来へ伝えていくためにー復興事業関連発掘調査資料展	2014/2/6(木)~2/16(日)	宮古市立図書館	宮古市教育委員会
13	2014	07宮古市	復興支援交流展	2014/7~	宮古市立図書館・堺市	宮古市教育委員会
14	2014	07宮古市	公開シンポジウム 海に生きた古代三陸の蝦夷	2014/9/20(土)	宮古市シートピアなあと	宮古市教育委員会・蝦夷研究会
15	2014	07宮古市	東日本大震災復興に伴う発掘調査の成果報告会	2015/1/31(土)	宮古市市民会館	日本考古学協会(岩手県教育委員会・宮古市教育委員会・岩手考古学会等の共催)
16	2015	07宮古市	企画展講演会「派遣職員は見た!~こんなにちがう地域の歴史~」	2015/8/9(日)	宮古市立図書館2階 視聴覚室	宮古市教育委員会
17	2015	07宮古市	公開シンポジウム 古代三陸の昆布	2015/12/5(土)	宮古市市民会館	宮古市教育委員会・蝦夷研究会
18	2014	07宮古市	第10回ふるさと博物館企画展	2015/2/7(土)~2/22(日)	宮古市立図書館	宮古市教育委員会
19	2015	07宮古市	第11回ふるさと博物館企画展	2015/7/30(木)~8/16(日)	宮古市立図書館	宮古市教育委員会
20	2015	07宮古市	復興支援交流展	2015/7~	宮古市立図書館・小田原市	宮古市教育委員会
21	2015	07宮古市	宮古市遺跡調査報告会ー海に生きた歴史(同時開催:県立博物館移動展)	2016/2/7(日)	宮古市立図書館	宮古市教育委員会・岩手県立博物館
22	2013	08山田町	発掘調査速報展	2013/11	山田町中央公民館	山田町教育委員会
23	2014	08山田町	発掘調査速報展	2014/11	山田町中央公民館	山田町教育委員会
24	2014	08山田町	山田の石碑 報告と語る会	2014/12/6(土)	山田町中央公民館	岩手歴史民俗ネットワーク(山田町教育委員会・岩手県立大学・いわて高等教育コンソーシアム共催)
25	2015	08山田町	発掘調査速報展	2015/10	山田町中央公民館	山田町教育委員会
26	2014	09大槌町	歴史文化遺産講座	2014/11/1・2・22・23(土・日)	大槌町中央公民館	いわて高等教育コンソーシアム(大槌町教育委員会・岩手歴史民俗ネットワーク共催)
27	2014	09大槌町	ふるさと大槌学講座	2014/7/26(土)	大槌町中央公民館	大槌町教育委員会
28	2015	09大槌町	赤浜Ⅱ遺跡発掘体験学習会	2015/7/14(火)~7/15(水)	大槌町赤浜	大槌町教育委員会
29	2015	09大槌町	海に生きた歴史ー移動展示会	2016/1/16(土)~1/17(日)	大槌町中央公民館	大槌町教育委員会・岩手県立博物館
30	2015	10釜石市	小佐野公民館 歴史講座 市内に眠る遺跡	2015/6/1(月)	小佐野コミュニティ会館 小ホール	釜石市立小佐野公民館
31	2015	10釜石市	発掘された釜石史2ー平成26年度埋蔵文化財事業報告展ー	2016/2/17(水)~3/31(木)	釜石市郷土資料館	釜石市郷土資料館
32	2014	12陸前高田市	陸前高田市文化財等保存活用計画策定調査事業・中沢浜貝塚歴史防災公園整備基本計画策定事業 合同説明	2014/10/26(日)	陸前高田市竹駒地区コミュニティセンター	同策定委員会(陸前高田市教育委員会後援)
33	2014	12陸前高田市	陸前高田の歴史文化の魅力ー文化財等保存活用策定調査事業報告会	2014/8/31(日)	陸前高田市米崎地区コミュニティセンター	陸前高田市文化財等保存活用計画策定委員会(陸前高田市教育委員会後援)
34	2014	12陸前高田市	陸前高田市遺跡調査報告会	2015/3/7(土)		陸前高田市教育委員会
35	2015	12陸前高田市	陸前高田市遺跡調査報告会(同時開催:県立博物館移動展)	2016/2/6(土)	陸前高田市コミュニティホール	陸前高田市教育委員会・岩手県立博物館
36	2015	全市町村	海に生きた歴史ー復興調査が語る一万年の海との共生	2016/1/14(木)~3/6(日)	岩手県立博物館	岩手県立博物館

や集団領域を考えるうえで新たな沿岸部の事例を加えることとなった。

中期後葉の複式炉をもつ竪穴住居跡も多数確認され、図のような三陸の地域性が明らかになりつつある。 岩手県における複式炉の類型

類型	前庭部			石囲炉	埋甕部		住居柱配置	
	形状	附属柱穴	周囲区画	数	直立埋甕	斜位埋甕	規格性	床中央ピット
A類型	長方形	外側	石囲	1~3	なし	なし	不整多	なし
B類型	楕円形	両脇中央	なし	1~3	なし	あり・なし	不整少	あり
C類型	台形	両脇壁際	石囲・溝	1~2	あり	なし	規格性あり	あり



複式炉の地域性

後期の集落は、中期の多かった宮古市や山田町ではほとんどみられなくなり、北の洋野町～田野畑村あたりにまとまるようになる。その洋野町西平内Ⅰ遺跡では径25mと40～50m二重の環状～弧状配石遺構が確認された。時期は後期前葉(十腰内Ⅰ式期)で、その上面が晩期前後の整地で覆われている。配石遺構の半分ほどが調査区外にのびており、今後範囲確認調査が町教委で計画されている。

晩期の集落遺跡は2遺跡と少ないが、他の時期より標高が低い位置に立地する傾向が指摘され

ている。

弥生時代の集落遺跡では、田野畑村の浜岩泉Ⅲ遺跡で後期の竪穴住居跡6棟が検出されている。当地方の該期集落でまとまって住居跡が検出される例は少なく、良好な資料が提供された。

古墳時代の遺物として、宮古市日吉町で中期の土師器が出土し、東北南部から八戸などに至る交易や移動の沿岸ルートが裏付けられるものと注目されている。また陸前高田市愛宕下遺跡で前期併行の後北C<sub>2</sub>・D式土器が出土している。

## (2) 古代～近世

古代の集落遺跡と製鉄遺跡では、三陸の古代集落は、リアス海岸のような複雑に樹枝状にのびるやせ尾根上の9～10世紀の集落がこれまで注目されていた。復興調査の山麓斜面の調査により宮古市大森遺跡や山田町沢田Ⅲ遺跡など7～8世紀の集落の実体が明らかになってきている。これにより三陸(特に宮古～大槌周辺)では山麓斜面から次第に標高の高いやせ尾根に上がる傾向が読み取れるようになってきた。

野田村中平遺跡や平清水Ⅲ遺跡でも7～8世紀の集落跡が調査され、沿岸北部に濃密に該期の集落が密集していることが確認された。

また製鉄遺跡の調査例も増加し、三陸古代製鉄が宮古市～釜石市にかけてかなりの集中度をもって操業されていたことが裏付けられた。特に山田町で多くの製鉄炉が新たに確認されている。

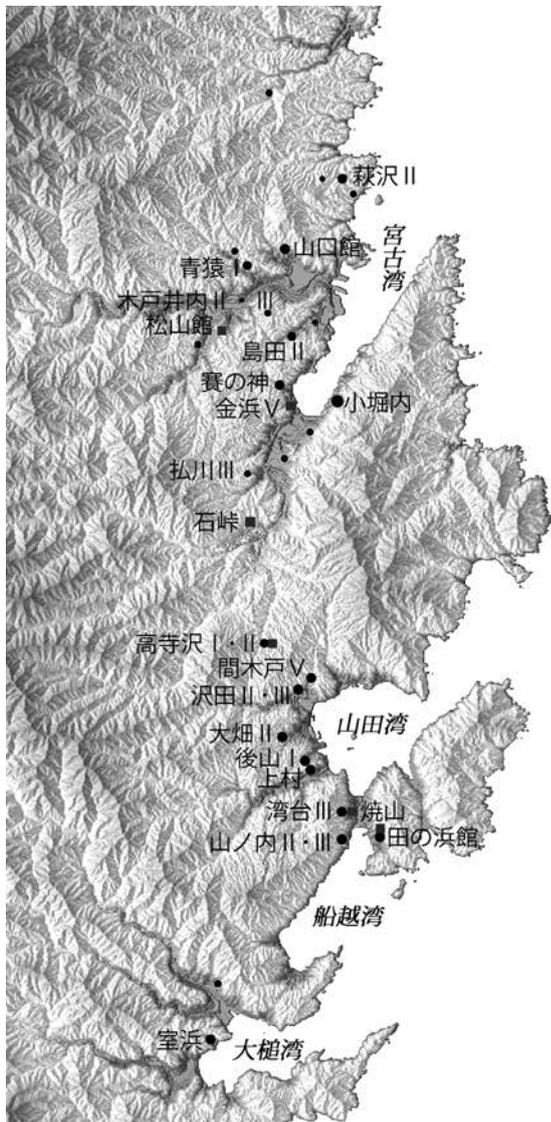
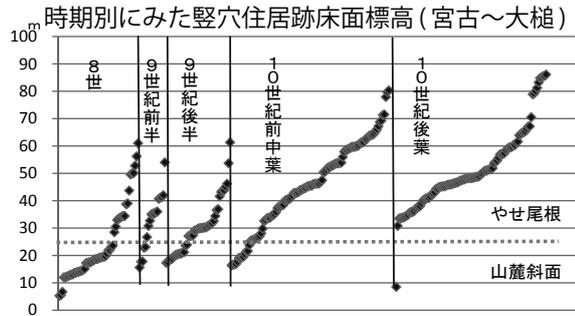
製鉄炉の<sup>14</sup>C年代測定によれば12～14世紀の年代が出される製鉄炉も増えてきた。それらは炉体が大きく、地下構造が丁寧に作られており、小規模で地下構造がほとんどない古代のものとの違いが明らかになってきている。古代の半地下式竪形炉の系譜が中世に生きていることは興味深い。中世製鉄炉の範囲は野田村上代川遺跡(2016年度調査)から大船渡市鍛冶沢遺跡まで、古代から分布範囲が大きく拡大している。

久慈市昼場沢遺跡の竪穴住居跡から八稜鏡が出土し、鏡背に毛彫りによる阿弥陀三尊が描かれていた。令制郡設置地域外での宗教の浸透を考える上で注目される。

12世紀の遺構が注目された宮古市田鎖車堂前遺跡では、沖積微高地に縄文中期集落や7～10世紀の古代集落が営まれ、多数の竪穴住居跡が検出されている。それに加え12世紀の大溝による区画が確認された。一部が二重になる大溝の区画内から四面縁～廂の掘立柱建物跡が検出されているが、時期的な検討が今後委ねられている。周辺から12世紀のかわらけ、中国産白磁碗、常滑・

渥美産陶器、さらに小札、馬具、毛抜きなど出土している。当遺跡は、かわらけや陶磁器の組成などから平泉とは異なる三陸沿岸に伸張した有力勢力の拠点と考えられる。

中世城館の久慈市宇部館跡、野田村新館跡、伏津館跡、宮古市荷竹日向Ⅰ遺跡、陸前高田市花館跡、高田城跡が調査されている。いずれも平城をもたずリアス地形に対応した城館配置などが明らか



古代～中世の製鉄炉分布

大きい点—製鉄炉 小さい点—鍛冶炉

かにされている。文献資料のほとんどない中世史の重要な資料となるものである。このほかにも城館遺跡に登録されている遺跡でも調査が行われたが、城館に関わる遺構は検出されていない。

なお城館遺跡が集中的に調査されたことにより、調査前に描かれた縄張り図と発掘調査の成果との突き合わせ、ひいては縄張り図の精度を高めることが課題として浮かび上がってきている。

江戸時代の遺跡として、大槌町町方遺跡で復興調査において唯一江戸時代の市街地が調査された。部分的ではあったが、盛岡藩の代官所所在地であった大槌の町場の建物跡や数度にわたる整地の跡などが検出された。

また陸前高田市の県指定吉田家住宅は震災で流失したが、再建を検討するため住宅跡を調査した。その結果現存していた建物が幕末～明治期のものであることなどが確認されている。

## 5. 復興調査の課題と今後に残る遺産

### (1) 復興調査の課題

復興調査は、時間的制約が大きい中で円滑な調査が求められ、これまででない調査体制が組まれた。岩手県では2015年度までのべ125名の派遣職員の支援を仰いできた。

派遣職員は慣れない土地で、派遣元で扱っていた時代や遺構、土壌が異なり、苦勞している場合が多い。また調査の方法もそれぞれの積み重ねがあり、統一的な成果になり得ないことも懸念される。そのため一定期間の研修期間を設けるなり、地元で即した基本的な調査マニュアルを作成するなどの方策が必要となるであろう。

復興調査の成果は、年度内に報告書を刊行できない場合がほとんどなため、派遣職員に現場データをどのような形で残してもらおうかも、大きな問題である。期間が短いほどデータを整理する期間は限られ、うまく引き継がれないままに終わる可能性が考えられる。短期派遣も念頭においた整理作業のマニュアルづくりが必要である。

整理作業報告書刊行については前述のように、必ずしも楽観視できないところもある。市町村においては、報告書刊行されたのは派遣職員が大きく関わったものが多く、自前での刊行はまだ少ない。2016～20年度までの復興・創生期間で報告書作成の年限が切られており、それまでの刊行が求められている。現在、各市町村では鋭意刊行に向けて取り組んでいるが、こういった危機感から各市町村も遺物実測などを委託にまわすなど効率良く報告書作成を行おうとしている。また整理

と報告書作成の県埋文センターへの委託も検討され具体的に動き出している。

## (2) 今後に残る遺産

復興にともなう発掘調査を通じて以下の四つの財産が残された。それらは何もしなければ風化していくものであり、財産を生かす取り組みが今後ともきわめて大事である。

財産の一つ目は人々の地域への熱い思いである。震災直後に各地で郷土芸能が被災者を励まし、集会では必ず唱歌の「故郷」が歌われた。津波により個人や地域の財産が大きく失われたことにより、家族の絆や地域のアイデンティティが強く意識され始めたことが、地元の遺跡への高い関心の背景にあると考えられる。今後はそういった関心を維持し、また高めていく努力が行政や研究団体などに求められるであろう。

二つ目は発掘調査の多様な成果がある。人々の支持を得て実施した復興調査の成果をそれぞれの地域へ還元することは当然のことであり、調査者

の義務でもある。また岩手県では内陸部中心といっても過言でないほど沿岸部の歴史記述のスペースが少なかった。復興調査の成果によってほぼ同じ分量の記述になることはまちがいない。

三つ目に職員派遣など全国の支援の環である。派遣期間に培われた人的なつながりが、今後全国各地で起こりうる災害のときに大いに役立つものと期待される。そのためにも派遣職員を受け入れた被災地からの継続的な情報発信も必要ではないだろうか。

四つ目は増員された文化財担当職員であり、今後に残る大きな財産となっている。おそらくは復興調査などがなければ増員が難しかったと思われるが、文化財全般を担当する職員として地域文化の向上に向けての活躍が期待される。

今後この四つの財産を関連させながら生かすことによって被災地の文化的復興のみならず、社会全体の文化力の向上に大きく貢献するものと信ずる。

岩手県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（1）

No.	所在地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
001	洋野町	2014	南鹿糠 I 遺跡	岩手県教委	875	162	三陸沿岸道路	2015	—
002	洋野町	2014	黒坂遺跡	岩手県教委	145	4	三陸沿岸道路	2015	—
003	洋野町	2014	サンニヤ II 遺跡	岩手県教委	700	33	三陸沿岸道路	2015	—
004	洋野町	2014	下向遺跡	県埋文センター	2,400	34	三陸沿岸道路	2014	—
005	洋野町	2014	西平内 I 遺跡	県埋文センター	3,250	180	三陸沿岸道路	—	2014/8/8
006	洋野町	2014	南川尻遺跡	県埋文センター	6,340	57	三陸沿岸道路	2014	—
007	洋野町	2015	南鹿糠 I 遺跡	県埋文センター	4,420	162	三陸沿岸道路	—	—
008	洋野町	2015	西平内 I 遺跡	県埋文センター	2,250	166	三陸沿岸道路	—	2015/9/2
009	洋野町	2015	上のマッカ遺跡	県埋文センター	3,700	102	三陸沿岸道路	—	2015/9/2
010	洋野町	2015	北鹿糠遺跡	県埋文センター	5,300	42	三陸沿岸道路	—	—
011	洋野町	2015	サンニヤ遺跡	県埋文センター	1,800	38	三陸沿岸道路	2015	—
012	久慈市	2012	北野X II 遺跡	久慈市教委(県教委支援)	7,500	30	三陸沿岸道路	—	—
013	久慈市	2013	外屋敷X IX 遺跡	県埋文センター	5,640	81	三陸沿岸道路	2014	2013/11/28
014	久慈市	2013	北野X III 遺跡	県埋文センター	3,700	28	三陸沿岸道路	2013	—
015	久慈市	2013	北野X II 遺跡	久慈市教委	2,350	57	三陸沿岸道路	—	—
016	久慈市	2014	宇部館跡	県埋文センター	1,950	136	三陸沿岸道路	2015	2014/9/13
017	久慈市	2014	北ノ越遺跡	県埋文センター	7,550	136	三陸沿岸道路	2015	2014/9/13
018	久慈市	2015	昼場沢遺跡	久慈市教委	2,230	193	防災公園整備事業	—	—
019	野田村	2012	中平遺跡	野田村教委(県教委支援)	796	85	個人住宅	2013	—
020	野田村	2012	中平遺跡	野田村教委(県教委支援)	280	22	個人住宅	2013	2012
021	野田村	2012	蒲沢遺跡	野田村教委(県教委支援)	7,010	50	防災集団移転促進事業	2014	—
022	野田村	2012	大平野遺跡	野田村教委(県教委支援)	1,125	30	個人住宅	—	—
023	野田村	2012	中平遺跡	野田村教委(県教委支援)	700	65	個人住宅	2013	2012
024	野田村	2012	古館山遺跡	野田村教委(県教委支援)	450	5	個人住宅	2013	—
025	野田村	2012	中平遺跡	野田村教委(県教委支援)	280	46	個人住宅	2012	—
026	野田村	2012	中平遺跡	野田村教委(県教委支援)	700	100	個人住宅	2012	—
027	野田村	2012	新館遺跡	野田村教委(県教委支援)	15,573	—	宅地造成	2013	—
028	野田村	2013	中平遺跡	岩手県教委	721	25	個人住宅	—	—
029	野田村	2013	野場 I 遺跡	県埋文センター	6,351	100	漁業集団移転促進事業	—	2013/6/29
030	野田村	2013	伏津館跡	県埋文センター	7,300	88	三陸沿岸道路	—	—
031	野田村	2013	平清水 III 遺跡	野田村・岩手県教委	12,000	174	バイオマス発電所建設	—	—
032	野田村	2013	中平遺跡	野田村教委	500	64	個人住宅	—	—
033	野田村	2013	中平遺跡	野田村教委	239	19	個人住宅	—	—
034	野田村	2013	大平野遺跡	野田村教委	195	21	個人住宅	—	—
035	野田村	2014	伏津館跡	県埋文センター	7,000	131	三陸沿岸道路	—	2014/7/16
036	野田村	2014	上泉沢遺跡	県埋文センター	1,540	44	三陸沿岸道路	—	2014/9/19
037	野田村	2014	中平遺跡	県埋文センター	2,600	52	三陸沿岸道路	—	2014/11/1
038	野田村	2014	中平遺跡	野田村教委	410	30	個人住宅	—	—
039	野田村	2015	中平遺跡	県埋文センター	5,200	96	三陸沿岸道路	—	2015/10/24
040	野田村	2015	上泉沢遺跡	県埋文センター	300	17	三陸沿岸道路	—	—

岩手県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（２）

No.	所在地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
041	野田村	2015	大平野遺跡	野田村教委	500	33	個人住宅建築	—	—
042	野田村	2015	中平遺跡	野田村教委	76	23	個人住宅建築	—	—
043	普代村	2014	力持遺跡	県埋文センター	768	180	三陸沿岸道路	—	2014/11/15
044	田野畑村	2012	野場Ⅰ遺跡	県埋文センター	18,192	136	災害公営住宅整備事業	2014	2012/11/17
045	田野畑村	2012	机遺跡	田野畑村教委	420	240	携帯電話事業	2012	—
046	田野畑村	2013	中野遺跡	県埋文センター	9,000	163	防災集団移転促進事業	—	—
047	田野畑村	2013	野場Ⅰ遺跡	県埋文センター	6,351	100	漁業集落防災機能強化事業	—	2013/6/29
048	田野畑村	2013	島越ⅩⅥ遺跡	県埋文センター	3,100	96	三陸沿岸道路	2014	—
049	田野畑村	2013	浜岩泉Ⅲ遺跡	県埋文センター	2,070	124	三陸沿岸道路	2015	2013/11/23
050	田野畑村	2013	菅窪遺跡	県埋文センター	1,600	32	三陸沿岸道路	2014	—
051	田野畑村	2013	和野Ⅰ遺跡	田野畑村教委	252	52	個人住宅	2014	—
052	田野畑村	2014	菅窪長屋構Ⅱ遺跡	県埋文センター	1,200	94	三陸沿岸道路	2015	2014/6/21
053	田野畑村	2014	菅窪長屋構Ⅲ遺跡	県埋文センター	2,900	94	三陸沿岸道路	2015	2014/6/21
054	田野畑村	2014	沼袋Ⅱ遺跡	県埋文センター	3,695	61	三陸沿岸道路	2014	—
055	田野畑村	2014	沼袋Ⅲ遺跡	県埋文センター	950	61	三陸沿岸道路	2014	—
056	田野畑村	2014	和野Ⅰ遺跡	田野畑村教委	117	42	個人住宅	2015	—
057	田野畑村	2014	年呂郎Ⅱ遺跡	田野畑村教委	242	50	個人住宅	2015	—
058	田野畑村	2014	和野Ⅰ遺跡	田野畑村教委	252	52	個人住宅	2014	—
059	岩泉町	2013	小成Ⅱ遺跡	県埋文センター	1,900	94	三陸沿岸道路	2014	2013/8/3
060	岩泉町	2013	腰廻館跡	岩泉町教委(県教委支援)	21,100	100	移転地盛土採取	—	2013
061	宮古市	2011	佐原Ⅱ遺跡	県埋文センター	330	18	宮古市	2012	—
062	宮古市	2011	千鶴Ⅳ遺跡	宮古市教委	508	10	個人住宅	—	—
063	宮古市	2011	檜内Ⅰ遺跡(A地点)	宮古市教委	103	85	個人住宅	—	—
064	宮古市	2011	檜内Ⅰ遺跡(B地点)	宮古市教委	80	23	個人住宅	—	—
065	宮古市	2011	重茂館遺跡群	宮古市教委	300	51	個人住宅	—	—
066	宮古市	2012	松山館・今ヶ洞遺跡	県埋文センター	16,000	123	宮古西道路建設	2013	2012/7/14
067	宮古市	2012	古里Ⅴ遺跡	宮古市教委	840	36	個人住宅	—	—
068	宮古市	2012	赤前Ⅰ牛子沢遺跡	宮古市教委	360	46	個人住宅	—	2012
069	宮古市	2012	火付遺跡	宮古市教委	360	21	個人住宅	—	—
070	宮古市	2012	檜内Ⅰ遺跡5次調査	宮古市教委	132	43	個人住宅	—	—
071	宮古市	2012	赤前Ⅴ・柳沢遺跡	宮古市教委	364	29	個人住宅	—	—
072	宮古市	2012	千鶴Ⅲ遺跡	宮古市教委	1,800	38	集団移転促進事業	—	—
073	宮古市	2012	白石遺跡	宮古市教委	1,811	47	集団移転促進事業	—	—
074	宮古市	2012	白石遺跡	宮古市教委	2,000	15	集団移転促進事業	—	—
075	宮古市	2012	高浜Ⅱ遺跡	宮古市教委	450	9	災害公営住宅整備事業	—	—
076	宮古市	2012	重茂館遺跡群	宮古市教委	360	20	仮設住宅建設に伴う小学校仮設グラウンド整備	—	—
077	宮古市	2013	木戸井内Ⅴ遺跡	岩手県教委	50	8	宮古西道路整備事業	—	—
078	宮古市	2013	津軽石大森遺跡	県埋文センター	3,455	140	三陸沿岸道路	2014	2013/7/6
079	宮古市	2013	金浜Ⅴ遺跡	県埋文センター	1,600	37	三陸沿岸道路	2013	—
080	宮古市	2013	赤前Ⅲ遺跡	県埋文センター	5,900	124	防災集団移転促進事業	—	2013/11/9

岩手県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（3）

No.	所在地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
081	宮古市	2013	弘川Ⅱ遺跡	県埋文センター	1,600	81	三陸沿岸道路	2014	—
082	宮古市	2013	弘川Ⅲ遺跡	県埋文センター	4,800	81	三陸沿岸道路	2014	—
083	宮古市	2013	乙部遺跡	県埋文センター	2,500	44	三陸沿岸道路	2013	—
084	宮古市	2013	赤前Ⅴ・柳沢遺跡	宮古市教委	231	21	個人住宅	—	—
085	宮古市	2013	檜内Ⅰ遺跡6次調査	宮古市教委	202	25	個人住宅	—	—
086	宮古市	2013	越田松長根Ⅰ遺跡	宮古市教委	110	17	個人住宅	—	—
087	宮古市	2013	越田松長根Ⅰ遺跡	宮古市教委	499	13	個人住宅	—	—
088	宮古市	2013	高浜Ⅴ・下地神遺跡	宮古市教委	45	51	個人住宅	—	—
089	宮古市	2013	赤前Ⅳ・八牧田遺跡	宮古市教委	264	41	個人住宅	—	—
090	宮古市	2013	白石遺跡	宮古市教委	2,000	72	集団移転促進事業	—	—
091	宮古市	2013	高浜Ⅱ・今ヶ洞遺跡	宮古市教委	450	40	集団移転促進事業	—	—
092	宮古市	2013	千鶏Ⅱ遺跡2次調査	宮古市教委	1,800	38	漁業集落防災機能強化事業	—	—
093	宮古市	2013	重茂館遺跡群	宮古市教委	1,565	98	漁業集落防災機能強化事業	—	2013/6/8
094	宮古市	2013	乙部Ⅱ遺跡	宮古市教委	155	60	防災集団移転促進事業	—	—
095	宮古市	2013	日の出町Ⅱ遺跡	宮古市教委	1,646	144	災害公営住宅整備事業	—	—
096	宮古市	2014	牛沢遺跡	岩手県教委	780	26	三陸沿岸道路	2015	—
097	宮古市	2014	駿達Ⅰ遺跡	岩手県教委	330	12	三陸沿岸道路	2015	—
098	宮古市	2014	和井内西遊跡	岩手県教委	1,236	197	道路整備事業	—	—
099	宮古市	2014	沼里遺跡	県埋文センター	400	26	三陸沿岸道路	—	—
100	宮古市	2014	赤前Ⅲ遺跡	県埋文センター	6,627	156	防災集団移転促進事業	2015	2014/7/15
101	宮古市	2014	高根遺跡	県埋文センター	2,690	220	三陸沿岸道路	—	—
102	宮古市	2014	青野滝北Ⅰ遺跡	県埋文センター	4,200	163	三陸沿岸道路	2015	2014/8/23
103	宮古市	2014	青野滝北Ⅱ遺跡	県埋文センター	2,100	72	三陸沿岸道路	2015	2014/8/23
104	宮古市	2014	青野滝北Ⅲ遺跡	県埋文センター	2,300	174	三陸沿岸道路	2015	2014/8/23
105	宮古市	2014	木戸井内Ⅵ遺跡	県埋文センター	3,240	48	宮古西道路整備事業	2015	2014/5/17
106	宮古市	2014	荷竹日向Ⅰ遺跡	県埋文センター	15,600	261	三陸沿岸道路	2015	—
107	宮古市	2014	磯鶏石崎遺跡	県埋文センター	618	39	宮古西道路整備事業	—	—
108	宮古市	2014	田鎖車堂前遺跡	県埋文センター	2,650	304	宮古西道路整備事業	—	2014/10/25
109	宮古市	2014	千鶏Ⅳ遺跡	県埋文センター	2,000	197	道路整備事業	2015	—
110	宮古市	2014	向新田Ⅲ遺跡	県埋文センター	2,005	81	三陸沿岸道路	2015	—
111	宮古市	2014	津軽石大森遺跡	宮古市教委	2,750	217	津波復興拠点整備事業	—	2014/6/21
112	宮古市	2014	津軽石大森遺跡	宮古市教委	250	30	津波復興拠点整備事業 地内の道路拡幅	—	2014/9/6
113	宮古市	2014	金浜館遺跡	宮古市教委	598	21	市道整備事業	—	—
114	宮古市	2014	越田松長根Ⅰ遺跡	宮古市教委	450	3	市道整備事業	—	—
115	宮古市	2015	越田松長根Ⅰ遺跡	県埋文センター	4,830	114	市道整備事業	—	2015/7/4
116	宮古市	2015	田鎖車堂前遺跡	県埋文センター	9,100	258	宮古西道路整備事業	—	2015/11/21
117	宮古市	2015	田鎖遺跡	県埋文センター	4,830	83	宮古西道路整備事業	—	—
118	宮古市	2015	千鶏Ⅳ遺跡	県埋文センター	8,400	113	三陸沿岸道路	—	2015/7/23
119	宮古市	2015	荷竹日向Ⅰ遺跡	県埋文センター	3,100	30	三陸沿岸道路	—	—
120	宮古市	2015	根井沢穴田Ⅳ遺跡	県埋文センター	600	30	三陸沿岸道路	—	—

岩手県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（４）

No.	所在地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
121	宮古市	2015	高根遺跡	県埋文センター	5,470	239	三陸沿岸道路	—	—
122	宮古市	2015	青猿Ⅰ遺跡	県埋文センター	11,000	221	三陸沿岸道路	—	—
123	宮古市	2015	荷竹日影Ⅱ遺跡	県埋文センター	2,100	54	三陸沿岸道路	—	—
124	宮古市	2015	袋帯遺跡	県埋文センター	1,600	72	地域連携道路整備事業	—	2015/7/11
125	宮古市	2015	山口駒込Ⅰ遺跡	県埋文センター	3,656	149	三陸沿岸道路	—	—
126	宮古市	2015	赤前Ⅲ遺跡	県埋文センター	2,670	116	市道整備事業	—	—
127	宮古市	2015	乙部野Ⅱ遺跡	県埋文センター	4,494	138	三陸沿岸道路	—	2015/11/15
128	宮古市	2015	重津部Ⅰ遺跡	県埋文センター	8,700	110	河川等災害復旧事業	—	—
129	宮古市	2015	越田松長根Ⅰ遺跡	宮古市教委	2,700	91	市道整備事業	—	2015/7/4
130	宮古市	2015	島田Ⅲ遺跡	宮古市教委	800	32	市道整備事業	—	—
131	宮古市	2015	赤前Ⅲ・Ⅳ遺跡	宮古市教委	680	95	市道整備事業	—	—
132	山田町	2013	間木戸一里塚	岩手県教委	1,600	5	三陸沿岸道路	—	—
133	山田町	2013	田の浜館遺跡	県埋文センター	52,700	138	防災集団移転促進事業	2014	2013/8/2
134	山田町	2013	沢田Ⅲ遺跡	県埋文センター	6,000	242	三陸沿岸道路	—	2013/10/26
135	山田町	2013	間木戸Ⅱ遺跡	県埋文センター	1,510	114	三陸沿岸道路	2014	2013/6/29
136	山田町	2013	間木戸Ⅴ遺跡	県埋文センター	1,200	83	三陸沿岸道路	2014	2013/6/29
137	山田町	2013	石峠Ⅱ遺跡	県埋文センター	4,700	173	三陸沿岸道路	2014	—
138	山田町	2013	豊間根新田Ⅰ遺跡	県埋文センター	15,400	166	三陸沿岸道路	—	2013/11/16
139	山田町	2013	焼山遺跡	県埋文センター	1,800	73	防災集団移転促進事業	2015	2013/11/2
140	山田町	2013	間木戸Ⅰ遺跡	県埋文センター	1,600	24	三陸沿岸道路	—	—
141	山田町	2013	割畑沢Ⅰ遺跡	山田町教委	2,000	210	防災集団移転促進事業	—	2013
142	山田町	2013	畠中遺跡	山田町教委	1,000	120	道路建設	—	2013
143	山田町	2014	焼山遺跡	県埋文センター	1,500	75	防災集団移転促進事業	2015	2014/5/30
144	山田町	2014	石峠Ⅱ遺跡	県埋文センター	1,400	212	三陸沿岸道路	—	2014/10/18
145	山田町	2014	沢田Ⅲ遺跡	県埋文センター	3,600	235	三陸沿岸道路	—	2014/9/6
146	山田町	2014	間木戸Ⅰ遺跡	県埋文センター	7,660	256	三陸沿岸道路	—	—
147	山田町	2014	浜川目沢田Ⅰ遺跡	県埋文センター	6,240	199	防災集団移転促進事業	—	2014/10/18
148	山田町	2014	間木戸一里塚	山田町教委	1,000	60	三陸復興道路	2014	—
149	山田町	2014	間木戸一里塚	山田町教委	1,000	60	三陸復興道路	2014	—
150	山田町	2015	クク井遺跡	県埋文センター	4,800	101	防災集団移転促進事業	—	2015/6/20
151	山田町	2015	石峠Ⅱ遺跡	県埋文センター	3,598	110	三陸沿岸道路	—	2015/7/11
152	山田町	2015	間木戸Ⅰ遺跡	県埋文センター	2,140	113	三陸沿岸道路	—	2015/6/20
153	山田町	2015	川半貝塚	県埋文センター	5,000	115	災害公営住宅整備事業	—	2015/10/16
154	山田町	2015	房の沢Ⅳ遺跡	県埋文センター	2,370	81	三陸沿岸道路	2015	—
155	山田町	2015	岩ヶ沢遺跡	山田町教委	300	11	個人住宅	—	—
156	山田町	2015	川向Ⅰ遺跡	山田町教委	1,000	91	避難所建設	—	2015/11/20
157	山田町	2015	岩ヶ沢遺跡	山田町教委	2,353	120	防災集団移転促進事業	—	—
158	大槌町	2013	松磯遺跡	県埋文センター	3,900	58	三陸沿岸道路	2015	—
159	大槌町	2014	田屋遺跡	県埋文センター	3,600	95	三陸沿岸道路	—	—
160	大槌町	2014	赤浜Ⅱ遺跡	県埋文センター	1,875	45	土地区画整理事業	—	—

岩手県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（５）

No.	所在地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
161	大槌町	2014	松磯遺跡	県埋文センター	450	12	三陸沿岸道路	2015	—
162	大槌町	2014	夏本遺跡	大槌町教委	85	29	個人住宅	—	—
163	大槌町	2014	夏本遺跡	大槌町教委	85	29	個人住宅	—	—
164	大槌町	2014	町方遺跡	大槌町教委(県教委支援)	5,000	—	土地区画整理事業	—	2014/8/3
165	大槌町	2015	赤浜Ⅱ遺跡	県埋文センター	3,445	117	土地区画整理事業	—	2015/6/21
166	大槌町	2015	白石遺跡	県埋文センター	550	19	三陸沿岸道路	2015	—
167	大槌町	2015	田屋遺跡	県埋文センター	1,800	40	三陸沿岸道路	—	—
168	大槌町	2015	赤浜Ⅲ遺跡	大槌町教委	657	62	防災集団移転促進事業	—	—
169	大槌町	2015	赤浜Ⅱ遺跡	大槌町教委	1,439	123	土地区画整理事業	—	—
170	大槌町	2015	御社地	大槌町教委	32	9	土地区画整理事業	—	—
171	釜石市	2012	屋形遺跡	県埋文センター	1,100	51	漁業集落防災機能強化事業	2013	2012/11/25
172	釜石市	2013	不動ノ滝遺跡	県埋文センター	874	35	東北横断自動車道釜石秋田線	2013	2013/5/8
173	釜石市	2013	小滝沢遺跡	県埋文センター	1,060	28	復興土地区画整理事業	2013	—
174	釜石市	2013	上前遺跡	釜石市教委	78	33	個人住宅	2014	—
175	釜石市	2013	横瀬遺跡	釜石市教委	3,000	99	防災集団移転促進事業	—	2013/12/21
176	釜石市	2013	片岸貝塚	釜石市教委	415	92	復興土地区画整理事業	—	2013/12/21
177	釜石市	2013	川原遺跡	釜石市教委	1,100	85	復興土地区画整理事業	—	2013/12/21
178	釜石市	2014	平田遺跡	釜石市教委	477	101	平田幼稚園建築	2014	2014/12/6
179	釜石市	2015	小白浜遺跡	県埋文センター	1,000	44	三陸沿岸道路	—	—
180	釜石市	2015	野川前遺跡	釜石市教委	2,209	140	防災集団移転促進事業	—	2015/10/24
181	釜石市	2015	屋形遺跡	釜石市教委	2,500	200	漁業集落防災機能強化事業	—	2015/10/3
182	釜石市	2015	下の沢遺跡・仁田代遺跡	釜石市教委	566	224	土地区画整理調査事業	—	—
183	釜石市	2015	泉沢屋敷遺跡	釜石市教委	976	8	市道整備事業	—	—
184	大船渡市	2011	宮野貝塚	大船渡市教委	135	54	個人住宅	2015	—
185	大船渡市	2012	中野遺跡	県埋文センター	3,050	57	防災集団移転促進事業	2014	2012/11/20
186	大船渡市	2012	宮野貝塚	大船渡市教委	112	68	個人住宅	2015	—
187	大船渡市	2012	船造遺跡	大船渡市教委	630	58	防災集団移転促進事業	2014	—
188	大船渡市	2012	鍛冶沢遺跡	大船渡市教委	411	58	学校建設用取付道路	2014	—
189	大船渡市	2012	清水遺跡	大船渡市教委	450	52	宅地造成	—	—
190	大船渡市	2013	峯岸遺跡	県埋文センター	4,512	207	防災集団移転促進事業	2014	2013/10/12
191	大船渡市	2013	中野遺跡	県埋文センター	9,000	159	防災集団移転促進事業	—	2013/8/3
192	大船渡市	2013	中村遺跡	大船渡市教委	2,620	169	防災集団移転促進事業	2014	2012/9/21
193	大船渡市	2013	田代遺跡	大船渡市教委	300	46	個人住宅	—	—
194	大船渡市	2013	長谷堂貝塚群	大船渡市教委	100	59	個人住宅	—	—
195	大船渡市	2013	宮野貝塚	大船渡市教委	800	196	分遺所再建	2014	—
196	大船渡市	2013	小出館遺跡	大船渡市教委	15,000	160	学校建設	2014	2013/12/14
197	大船渡市	2014	扇洞遺跡	岩手県教委	145	46	三陸沿岸道路	2015	—
198	大船渡市	2014	宮野貝塚	県埋文センター	375	54	警察施設災害復旧事業	2015	2014/9/6
199	大船渡市	2014	長谷堂貝塚群	大船渡市教委	108	52	個人住宅	—	—
200	大船渡市	2014	宮野貝塚	大船渡市教委	500	50	住宅兼店舗	2015	2014/12/1

岩手県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（6）

No.	所在地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
201	大船渡市	2014	長谷寺遺跡	大船渡市教委	3,088	133	宅地造成	—	2014/10/5
202	大船渡市	2014	小出 I 遺跡	大船渡市教委	3,173	51	宅地造成	—	—
203	大船渡市	2015	大洞貝塚	大船渡市教委	743	74	個人住宅	2015	—
204	大船渡市	2015	長洞遺跡	大船渡市教委	53	44	個人住宅	2015	—
205	大船渡市	2015	小出 I 遺跡	大船渡市教委	2,808	214	宅地造成	—	—
206	陸前高田市	2011	中西 I 遺跡	陸前高田市教委	210	16	宅地造成	—	—
207	陸前高田市	2012	飯盛場遺跡	県埋文センター	3,650	73	個人住宅	—	2014/11/22
208	陸前高田市	2012	堂の前貝塚	陸前高田市教委 (県教委支援)	914	127	個人住宅	—	—
209	陸前高田市	2012	飯森場遺跡	陸前高田市教委	3,650	72	宅地造成	—	—
210	陸前高田市	2012	堂の前貝塚	陸前高田市教委 (県教委支援)	1,429	119	個人住宅	—	2012/9/29
211	陸前高田市	2012	堂の前貝塚	陸前高田市教委 (県教委支援)	918	124	個人住宅	—	—
212	陸前高田市	2013	花館跡	県埋文センター	6,050	94	土地造成事業	2014	2013/6/15
213	陸前高田市	2013	上長部館跡	県埋文センター	6,950	65	唐桑高田道路	2013	—
214	陸前高田市	2013	飯森場遺跡	県埋文センター	6,050	101	宅地造成	—	2013/6/15
215	陸前高田市	2013	堂の前貝塚	陸前高田市教委	438	49	個人住宅	—	2013/8/24
216	陸前高田市	2013	堂の前貝塚	陸前高田市教委	130	30	個人住宅	—	—
217	陸前高田市	2013	堂の前貝塚	陸前高田市教委	450	99	個人住宅	—	—
218	陸前高田市	2013	堂の前貝塚	陸前高田市教委	514	143	個人住宅	—	—
219	陸前高田市	2013	雲南遺跡	陸前高田市教委	583	88	個人住宅	—	—
220	陸前高田市	2013	洲浜貝塚	陸前高田市教委	400	15	個人住宅	—	—
221	陸前高田市	2013	神崎遺跡	陸前高田市教委	512	69	個人住宅	—	—
222	陸前高田市	2013	三日市 II 遺跡	陸前高田市教委	495	25	個人住宅	—	—
223	陸前高田市	2013	中沢遺跡	陸前高田市教委	2,100	116	防災集団移転促進事業	—	—
224	陸前高田市	2014	高田城跡	県埋文センター	27,000	236	土地区画整理事業	—	2014/11/8
225	陸前高田市	2014	蛇ヶ崎城	陸前高田市教委	974	28	個人住宅	—	—
226	陸前高田市	2014	愛岩下 II 遺跡	陸前高田市教委	1,400	173	区画整理事業	2015	—
227	陸前高田市	2014	堂の前貝塚	陸前高田市教委 (県教委支援)	2,734	160	高田幼稚園の復旧	—	2014/12/13
228	陸前高田市	2015	西和野 I 遺跡	県埋文センター	12,775	32	土地区画整理事業	—	—
229	陸前高田市	2015	高田城跡	県埋文センター	22,000	143	土地区画整理事業	—	—
230	陸前高田市	2015	二日市貝塚	陸前高田市教委	812	50	個人住宅	—	—
231	陸前高田市	2015	川内遺跡	陸前高田市教委	1,103	64	個人住宅	—	—
232	陸前高田市	2015	堂の前貝塚	陸前高田市教委	3,067	78	宅地造成	—	—
233	陸前高田市	2015	大肝煎吉田家住宅跡	陸前高田市教委	—	—	県指定重要文化財復元検討事業	—	—

## (2) 宮城県

高倉 敏明

はじめに

東日本大震災により被害を受けた遺跡は、太平洋沿岸部全域の15市町に及んでいる。埋蔵文化財の取扱いについて、文化庁は2011年4月28日付け、及び2012年4月17日付けの文化庁次長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」により、円滑な復興と埋蔵文化財保護の両立を図るため、迅速な埋蔵文化財発掘調査を実施するよう指示した。これらの文化庁通知を受けて、宮城県教育庁文化財保護課では県内各市町に対して、2011年6月3日付け教育庁通知を出して対応を周知している。

宮城県では、県内各市町村の埋蔵文化財担当及び震災復興関連課を対象として「復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る連絡調整会議」を開催して、県内市町村の調査体制の強化及び内陸市町村から沿岸市町への支援体制構築・充実について協力を求めてきた。さらに、復興調査の実施に当たっては、宮城県発掘調査規準の弾力的運用を図り、本発掘調査の対象は原則として工事によって壊される範囲までに止め、盛土施行等によって遺構が壊されない場合は遺構の確認調査として調査期間の短縮を図ってきた。

また、復興事業に伴う発掘調査報告書の作成に関しても簡略化の基本的な方針を明らかにするなど、阪神淡路大震災の反省にたった積極的な課題対応を目指していると思われる。

本章では、これまで行われてきた宮城県の復興調査への対応と調査の成果について述べることにしたい。

### 1. 宮城県の文化財の被害と復旧

#### (1) 文化財の被災状況

宮城県の文化財被害状況については、県が被害状況調査をまとめたものがある。国・県・市町村が指定した文化財は、指定台帳等があるためその実数を把握することは出来るが、未指定文化財の数は、把握できないため東日本大震災によって被害を受けた文化財は数限りなく、無数の文化財が被害を受けたという他ない。

指定文化財にあっては、建造物や美術工芸品の有形文化財、有形無形の民俗文化財、特別史跡・史跡、特別名勝・名勝・天然記念物の記念物、さ

らに、登録文化財では建造物や美術工芸品等の有形文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財を合わせた総数で351件の被害が報告されている。

地震による被害としては、建造物や史跡等の記念物に大きな被害が出ている。例えば、史跡及び名勝の「旧有備館及び庭園」は、母屋が倒壊したほか、登録文化財の建造物である気仙沼市の「男山本店店舗」は3階建ての建物のうち1、2階が倒壊し、3階部分だけが崩れ落ちて残った。史跡では仙台城の石垣が崩落したり、変形したりしており、崩れた石が市道を塞いで通行に支障が生じていた。

津波による被害は、極めて深刻である。沿岸部に所在する沖積平地では海岸線の奥深くまで海水が入り込み、大きな被害を被っている。岩沼市下郷に所在する市内最古の古建築でもある遍照寺等の寺社、仏堂や山元町の指定文化財である八重垣神社等も流出した。

また、多賀城市八幡地区全体が浸水したため、地区内に所在している板倉や土蔵に被害を受けるとともに、中に所蔵されていた文書、書物、民俗資料が水損するなどの被害が生じている。天然記念物では、杉が海水に弱いことから指定物件の中に一部立ち枯れが出るなどの被害が生じた。

一方、埋蔵文化財については、地中に所在する性格上被害の実態は不明であるが、津波によって土砂が堆積したり、削り取られたりして現況が変化した土地に所在する遺跡を調査した県の報告を参考にすると、被害を受けた15市町の遺跡数は、519件に及ぶ。その遺跡の面積は、全体で12,724,932㎡である。

#### (2) 被災した文化財とレスキュー活動

東日本大震災による大きな揺れと巨大津波による被害は、日常生活を完全に破壊すると同時に、多くの自治体の行政機能も完全にマヒしてしまった。各自治体の文化財担当職員の多くは、市民の被害者救済の生活支援業務や避難所運営のための災害対策活動に従事することになり、本来の業務に戻るまでには有る程度の期間を要した。

宮城県では、文化庁との協議のうえ、文化財レスキュー活動が実施されることになった。この事

業は、東京国立文化財研究所を始めとする国立文化財機構が事務局を務めた被災文化財等救援委員会による文化財レスキュー事業で、県により作成された救援リストによって行われた。本事業で対象となった施設は、石巻文化センター、牡鹿町資料収蔵庫、門脇小学校民具資料展示室、東松島市野蒜の文化財収蔵庫等の津波被害にあった施設で、考古遺物や図面類、歴史・民俗資料、美術資料等多量の資料がレスキューされた。

これらのレスキュー活動の中核となる組織がNPO法人宮城歴史資料保全ネットワークで、県内の大学や研究機関、宮城県考古学会、全国から駆けつけてくれた大勢のボランティアの方々が作業に従事してくれた。県は、文化財レスキュー事業に関わった被災資料の所在する市町村の教育委員会と一時保管を行っている博物館・美術館等で構成する宮城県被災文化財等保全連絡会議を結成し、資料の避難先の保存環境や資料の修復に向けての保存処置について協同で当たる体制を作ったのであるが、それ以外の自治体や地域内で多様な救援活動も行われており、県内全体でみると総体としての被災文化財の救援活動のあり方に問題を残したものと思われる。

## 2. 宮城県の復興調査の体制

### (1) 県の体制

宮城県では、2012年度以降、県文化財保護課の埋蔵担当職員22名に加え、東北歴史博物館と多賀城跡調査研究所から3名の調査員、さらに自治法派遣職員の応援を得て調査体制の強化を図ってきた。

派遣人数は、県へ派遣される文化庁ルートとしては、2012年度の17名から13年度は24名に増員されたが、14年度は17名、15年度は12名に減員されている。さらに、沿岸市町へ派遣された職員は、文化庁ルートと市町村へ直接派遣されたもので、2012年度2名、13年度10名、14年度12名(上半期13名)、15年度10名(上半期12名)で、この4年間で派遣職員の総数は、107名を数えている。

さらに、2013年度より内陸市町から沿岸市町への専門職員の支援を実施している。2013年度は沿岸市町への短期支援が行われたが、2014年度からは、県が実施している内陸部の調査に市町の職員を派遣する間接的支援が行われている。しかし、派遣に応じる市町村が少ないため、有効な手段とはなっていない。

### (2) 市町村の体制

県内の沿岸市町で文化財専門職員が配置されていない市町は、南三陸町と女川町の2町であるが、その他では、仙台市と多賀城市を除くと専門職員数が1名～3名を有する市町がほとんどである。そのため、復興調査の調査体制が整わなく、県へ派遣の要請を行う市町が多く、県も対応に苦慮している状況である。

南三陸町では、文化財行政担当事務も含めて復興調査の準備を行うための職員を確保するため、行政の繋がりを有する長野県原村から2012年度～13年度にわたって職員を派遣して頂いた。職員数の少ない原村の職員派遣には、頭の下がる思いである。その他にも2013年度には東京都世田谷区職員1名、秋田県職員1名が派遣され、2014年度については、県文化財保護課職員1名の派遣が行われ、臨時的な体制整備が行われた。女川町についても、専門職員不在であるため、県からの派遣で試掘を行って来たが、高台移転を含め復興調査に関する調整や調査がほとんど進捗しておらず、派遣職員の確保と事務体制の整備や作業員の確保等課題が山積みしていたが、2014年度以降県文化財保護課職員1名が町の専門職員として派遣されている。

また、県総務部採用の任期付職員1名が2013年1月から東松島市へ派遣されている。

## 3. 宮城県の復興調査の進捗状況

はじめに、復興調査の県と市町の業務分担について述べる。宮城県では、復興交付金基幹事業に位置づけられた沿岸市町の防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等については、分布・試掘調査を県が担当し、確認調査・本発掘調査は市町が主体で調査が行われてきた。さらに、復興交付金基幹事業以外の復興事業や個人住宅・企業再建に伴う調査についても市町が主体で行っている。中でも三陸沿岸道路建設やJR常磐線移設事業に係る大規模な復興調査の実施に当たっては、県が調査主体として実施している。

宮城県の主な復興事業としては、①三陸沿岸道路・常磐道路・JR常磐線移設工事、②防災集団移転促進事業(高台移転)や土地区画整理事業等、③県道・市道建設、④ほ場整備事業、⑤個人住宅・民間企業等の再建等に分類されているが、これまでの調査の進捗を見ると、①の三陸沿岸道路建設について山王遺跡・市川橋遺跡(多賀城市)の調査は、2014年度に終了した。しかし、三陸沿岸道路歌津インター以北の土地買収が遅れており、開通にまだ時間がかかりそうである。

宮城県における復興関連試掘調査

市町村	調査原因	2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			計		
		件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数
気仙沼市	住宅建築	4	95	5	29	2,135	54	22	1,046	39	6	1,674	94	61	4,950	192
	高台移転				3	3,409	36	3	4,299	120	4	2,643	121	10	10,351	277
	区画整理										1	2,700	90	1	2,700	90
	公共施設	1	20	1				2	195	6	2	117	11	5	332	18
	民間事業	3	23	3	4	452	6	1	73	1	2	138	4	10	686	14
	その他							1	240					5	240	5
	小計	8	138	9	36	5,996	96	29	5,853	171	15	7,272	320	88	19,259	596
南三陸町	住宅建築							1	12		1	102	2	3	114	3
	高台移転				1	1,707	22							1	1,707	22
	区画整理										3	2,088	27	3	2,088	27
	道路建設										3	1,305	30	3	1,305	30
	民間事業										1	505	11	1	505	11
	その他										1	117	2	1	117	2
	小計				1	1,707	22	1	12	1	10	4,117	72	12	5,836	95
女川町	高台移転				2	440	17	1	680	26	2	570	24	5	1,690	67
	区画整理							1	3,079	55	2	517	14	3	3,596	69
	その他							1	600	10				1	600	10
	小計				2	440	17	3	4,359	91	4	1,087	38	9	5,886	146
石巻市	住宅建築							6	33	6	7	61	8	13	94	14
	高台移転				3	8,946	81	2	808	12	2	1,540	32	7	11,294	125
	民間事業										2	244	3	2	244	3
	その他										2	23	2	2	23	2
	小計				3	8,946	81	8	841	18	13	1,868	45	24	11,655	144
	高台移転	4	63	59	18	660	83	11	490	24	6	327	52	39	1,540	218
東松島市	高台移転				5	572	384	2	188	8				7	760	392
	区画整理							2	128	3				2	128	3
	公共施設				2	217	7	3	126	92	16	874	195	20	1,217	293
	民間事業				1	66	1	2	69	2	1	20	1	5	155	5
	小計	4	63	59	26	1,515	475	20	1,001	129	23	1,221	248	73	3,800	911
	住宅建築				1	3	1				1	18	1	2	21	2
	公共施設							1	94	2				1	94	2
小計				1	3	1	1	94	2	1	18	1	3	115	4	
多賀城市	区画整理							1	2,400	46	3	4,245	697	4	6,645	743
	公共施設							1	54	9	1	1,062	18	2	1,116	27
	その他										1	7	4	7	4	
	小計							2	2,454	55	5	5,314	719	7	7,768	774
塩釜市	高台移転				2	336	34							2	336	34
	公共施設							2	22	2				2	22	2
	小計				2	336	34	2	22	2				4	358	36
七ヶ浜町	住宅建築	1	5	2										1	5	2
	区画整理										8	281	289	8	281	289
	公共施設				3	1,329	82	3	1,433	270	1	30	30	7	2,792	382
	小計	1	5	2	3	1,329	82	3	1,433	270	9	311	319	16	3,078	673
利府町	住宅建築	1	48	1	3	126	3							4	174	4
	民間事業				1	12	1							1	12	1
	小計	1	48	1	4	138	4							5	186	5
仙台市	住宅建築				4	100	4	6	179	22	2	34	2	12	313	28
	区画整理							1	546	29	2	168	46	3	714	75
	公共施設										1	15	1	1	15	1
	民間事業							1	20	1	1	668	180	2	688	181
	小計				4	100	4	8	745	52	6	885	229	18	1,730	285
名取市	住宅建築	6	55	6	12	167	22	14	177	14	5	44	5	37	443	47
	区画整理				1	2,880	36	1	7,343	117	5	3,824	106	7	14,047	259
	公共施設							3	33	3	2	50	2	5	83	5
	民間事業	2	423	10	2	93	13				5	292	8	7	808	31
	小計	8	478	16	15	3,140	71	18	7,553	134	17	4,210	121	56	15,381	342
亶理町	住宅建築	3	108	3	8	201	9	1	35	1	1	20	1	13	364	14
	区画整理							1	900	22	1	200	20	2	1,100	42
	民間事業				1	900	7							1	900	7
	小計	3	108	3	9	1,101	16	2	935	23	2	220	21	16	2,364	63
岩沼市	住宅建築				1	8	1							1	8	1
	区画整理										7	635	86	7	635	86
	道路建設										1	60	1	1	60	1
	公共施設				1	55	20	3	574	35	3	100	5	7	729	60
	小計				2	63	21	3	574	35	11	795	92	16	1,432	148
山元町	住宅建築	1	2	1	1	55	1	3	414	5	6	275	8	11	746	15
	高台移転							1	8,000	120	1	135	20	2	8,135	140
	区画整理							2	690	65				2	690	65
	民間事業	2	670	4				1	146	2				3	816	6
	その他				1	20	1							1	20	1
	小計	3	672	5	2	75	2	7	9,250	192	7	410	28	19	10,407	227
合計	住宅建築	20	376	77	77	3,455	178	64	2,386	112	36	2,555	173	197	8,772	540
	高台移転	0	0	0	16	15,410	574	9	13,975	286	9	4,888	197	34	34,273	1,057
	区画整理	0	0	0	1	2,880	36	9	15,086	337	32	14,658	1,375	42	32,624	1,748
	道路建設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,365	31	4	1,365	31
	公共施設	1	20	1	6	1,601	109	18	2,531	419	26	2,248	262	51	6,400	791
	民間事業	7	1,116	17	9	1,523	28	5	308	6	12	1,867	207	33	4,814	258
	その他	0	0	0	1	20	1	2	840	15	4	147	8	7	1,007	24
	計	28	1,512	95	110	24,889	926	107	35,126	1,175	123	27,728	2,253	368	89,255	4,449

文化庁記念物課 2016 『東日本大震災の復興と埋蔵文化財 中間報告』から

常磐自動車道路建設に係る調査については、山元インター以南の涌沢遺跡(山元町)など24遺跡を県と町が分担して調査を実施し、2013年度に終了している。

J R常磐線移設工事に伴う調査は、熊の作遺跡や新中永窪遺跡ほか8遺跡(山元町)の調査が行われ、2015年度で終了している。

また、③の県道改良工事に係る調査については、多賀城インターに接続する県道泉塩釜線(山王遺跡)の調査が県主体で行われ、2014年度で終了した。今後は、女川町、石巻市、山元町などで計画されており、調査が実施される予定である。

②の防災集団移転促進事業(高台移転)については、2012年度から15年度にわたって行われている。その主なものは、気仙沼市波怒棄館遺跡、台の下遺跡、南三陸町新井田館跡、女川町内山遺跡・崎山遺跡、石巻市中沢遺跡、羽黒下遺跡、山元町合戦原遺跡などがある。以上のような震災以降続いていた、防災集団移転促進事業(高台移転)に関連する大規模な遺跡の復興調査は、一部を除き終了している。④のほ場整備事業、漁業集落整備事業に係わる大規模遺跡の調査は、一部を除き終了しているが、今後は、気仙沼市、石巻市、多賀城市、山元町等で調査は行われる予定である。⑤の個人住宅や民間企業の移転等に伴う調査は、震災直後から市町が担当する業務として増加しており、今後もこれまでと同程度の調査が見込まれる。

各年度別の復興調査の進捗状況について、以下に簡単にまとめる。

#### (1) 2011年度

宮城県では、沿岸部15市町を中心に復興事業計画を策定中で、具体的な事業については、今後調整が必要であるが土地区画整理事業や復興公営住宅、集団移転に伴う大規模な土地造成が2、3の市町で計画されている。また、沿岸部の市町の半数は、専門職員が未配置か1名体制であるため、県教委が協力または主体となって調査を担当することになるため、この体制を組むために他県派遣職員の出張により調査支援することを考えているとのこと。

その様な状況にあって、調査が行われた遺跡がある。常磐自動車道山元IC以南の建設に伴う調査で、県主体で行われる遺跡では、6月13日から西石山原遺跡の調査が開始された。このほか、内手遺跡、上宮前遺跡、北山神遺跡、南山神遺跡、上小山遺跡の調査も予定されている。西石山遺跡

からは、縄文時代中期の集落跡で、竪穴住居跡や土壌が発見されている。内手遺跡は、奈良時代の窯跡群で、計画地域内に10基以上の窯跡の存在が予想されている。県主体の調査以外で、山元町が主体で行われる調査も計画されている。

#### (2) 2012年度

事業計画の早期把握のため、2012年3月に県内の事業関係者と市町村に対して、県から文書で事業照会を行うとともに、教育委員会にも情報収集・提供を要請し、事業計画の初期段階で事業者等と遺跡の保存協議を進めるよう要望された。その結果、貝塚の保存状態が良好である石巻市牡鹿給分浜貝塚を高台移転候補地から除外するなど、複数の事業で遺跡との係わりを回避、軽減することが出来た。

復興調査は、三陸沿岸道路関係の多賀城市山王遺跡及び常磐自動車道の山元町谷原遺跡・涌沢遺跡の調査が開始された。さらに、沿岸市町の復興事業である防災集団移転促進事業(高台移転)に係る調査として、気仙沼市波怒棄館遺跡と石巻市中沢遺跡の本発掘調査が10月下旬から行われている。波怒棄館遺跡、中沢遺跡の本発掘調査は、気仙沼市、石巻市がそれぞれ調査主体となり、市職員が中心となり宮城県職員、自治法派遣職員、宮城県任期付職員、総務省ルート派遣職員が支援する形で進められている。

#### (3) 2013年度

2013年度は、防災集団移転促進事業(高台移転)土地区画整理事業、道路建設事業、J R常磐線移設事業等の大規模な復興事業が本格化し、個人住宅や企業の移転等も進められている。

まず、復興道路建設事業関係では、三陸沿岸道路建設事業に係る調査のうち多賀城市山王遺跡・市川橋遺跡の調査は、県が主体で行われ2013年度に大部分が終了している。常磐自動車道については、山元町涌沢遺跡など24遺跡の調査が県と町の分担で行われ、2013年度前半で終了し報告書作成が進められている。一方、県道については、多賀城インターに接続する泉塩釜線に係る多賀城市山王遺跡の調査が県主体で行われているが、2014年度前半には終了の予定である。

J R常磐線移設事業については、2013年度から熊の作遺跡などの調査が県主体で行われ、8遺跡のうち7遺跡の調査が終了している。

次に、沿岸市町が主体で行われた防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等と係わりのある遺跡は、約80遺跡あり2013年度までに約50遺跡の試掘・確認調査が行われた。そのうち、111

宮城県における復興関連本発掘調査

市町村	調査原因	2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			計		
		件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数
気仙沼市	住宅建築				5	645	63	4	2,211	263							9	2,856	326
	高台移転				1	6,000	161	2	13,342	400	3	14,037	174	2	680	75	8	34,059	810
	区画整理																0	0	0
	道路建設				2	685	14							2	552	6	4	1,237	20
	民間事業				2	311	26	1	120	46							3	431	72
小計	0	0	0	10	7,641	264	7	15,673	709	3	14,037	174	4	1,232	81	24	38,583	1,228	
南三陸町	住宅建築							1	20,000	360	1	800	74				1	147	1
	高台移転				1	1,200	25										3	22,000	459
	区画整理													1	67	2	1	67	2
	道路建設													5	544	35	5	544	35
	ほ場整備													1	220	12	1	220	12
民間事業				1	950	9							2	1,406	41	3	2,356	50	
小計	0	0	0	2	2,150	34	1	20,000	360	1	800	74	10	2,384	91	14	25,334	559	
女川町	区画整理										3	5,330	221				3	5,330	221
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5,330	221	0	0	0	3	5,330	221
石巻市	高台移転							1	19,800	129	2	12,178	206	1	8,500	150	4	40,478	485
	公共施設										1	45	5				1	45	5
小計	0	0	0	0	0	0	1	19,800	129	3	12,223	211	1	8,500	150	5	40,523	490	
東松島市	住宅建築										1	66	18				1	66	18
	公共施設							1	100	11	2	48	75				3	148	86
	民間事業										1	90	8				1	90	8
	小計	0	0	0	0	0	0	1	100	11	4	204	101	0	0	0	5	304	112
多賀城市	住宅建築	14	488	112	26	1,313	374	11	461	199	4	194	54				55	2,456	739
	区画整理																0	0	0
	道路建設				2	15,352	616	2	24,855	510				1	1,310	91	5	41,517	1,217
	ほ場整備													1	6,389	115	1	6,389	115
	公共施設	1	52	16				1	26	2				1	8,000	38	3	8,078	56
民間事業	4	274	69	5	1,004	158	4	1,309	223	2	797	216				15	3,384	666	
小計	19	814	197	33	17,669	1,148	18	26,651	934	6	991	270	3	15,699	244	79	61,824	2,793	
塩釜市	公共施設													3	1,499	17	3	1,499	17
	その他													1	258	17	1	258	17
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,757	34	4	1,757	34	
仙台市	住宅建築	51	1,154	96	27	627	106	7	275	76	5	100	22	13	444	71	103	2,600	371
	区画整理										2	1,679	127				2	1,679	127
	公共施設										2	332	50				2	332	50
	ほ場整備										2	640	100				2	640	100
	民間事業				7	532	87							1	20	1	8	552	88
小計	51	1,154	96	34	1,159	193	7	275	76	11	2,751	299	14	464	72	117	5,803	736	
名取市	住宅建築				2	57	12										2	57	12
	民間事業	1	789	30	1	90	12										2	879	42
	小計	1	789	30	3	147	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	936	54
岩沼市	住宅建築	1	21	6	2	95	8										3	116	14
	高台移転				1	1,100	9										1	1,100	9
	公共施設				1	135	16	3	590	32				1	312	8	5	1,037	56
	ほ場整備										7	635	70				7	635	70
	民間事業							2	539	30							2	539	30
小計	1	21	6	4	1,330	33	5	1,129	62	7	635	70	1	312	8	18	3,427	179	
山元町	住宅建築				1	450	7	2	650	20							3	1,100	27
	高台移転										1	6,500	120	1	13,055	165	2	19,555	285
	区画整理																0	0	0
	道路建設	14	25,230	578	12	26,650	365	1	500	30	1	3,500	70	1	380	2	29	56,260	1,045
	鉄道建設				3	8,790	200	8	17,400	334							12	26,490	556
	ほ場整備													2	5,888	62	2	5,888	62
	公共施設							1	1,100	20							1	1,100	20
民間事業	1	1,770	60													1	1,770	60	
小計	15	27,000	638	16	35,890	572	12	19,650	404	2	10,000	190	5	19,623	251	50	112,163	2,055	
栗原市	道路建設													2	3,856	40	2	3,856	40
	小計													2	3,856	40	2	3,856	40
登米市	民間事業	1	1,650	4	1	2,620	20										2	4,270	24
	小計	1	1,650	4	1	2,620	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,270	24
合計	住宅建築	66	1,663	214	63	3,187	570	24	3,597	558	10	360	94	14	591	72	177	9,398	1,508
	高台移転	0	0	0	3	8,300	195	4	53,142	889	7	33,515	574	4	22,235	390	18	117,192	2,048
	区画整理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7,009	348	1	67	2	6	7,076	350
	道路建設	14	25,230	578	16	42,687	995	3	25,355	540	1	3,500	70	11	6,642	174	45	103,414	2,357
	ほ場整備	0	0	0	1	135	16	6	1,816	65	5	425	130	5	9,811	63	18	12,239	290
	民間事業	7	4,483	163	17	5,507	312	7	1,968	299	3	887	224	3	1,426	42	37	14,271	1,040
	鉄道建設	0	0	0	3	8,790	200	8	17,400	334	0	0	0	0	0	0	12	26,490	556
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	258	17	1	258	17
	計	88	31,428	971	103	68,606	2,288	52	103,278	2,685	40	46,971	1,610	44	53,827	971	327	304,110	8,525

文化庁記念物課 2016 『東日本大震災の復興と埋蔵文化財 中間報告』に各自自治体提供の2015年度実績を加えた。

遺跡が本発掘調査となり気仙沼市波怒棄館遺跡・石巻市中沢遺跡は、2013年度半ばで終了し、南三陸町新井田館跡については、2013年度中にほぼ終了の見込みとなった。気仙沼市台の下館跡・台の下貝塚も2014年度初めまでには終了の見込みである。

その他、大規模なほ場整備事業が気仙沼市、南三陸町、石巻市、亘理町、名取市、山元町などで

予定されており、2013年度からは、亘理町や名取市で確認調査が実施されている。また、被災市町が主体で実施している個人住宅や零細・中小企業の移転等に伴う調査については、それぞれの市町が随時対応しているが、いずれも例年を上回る件数の届出があり、対応に苦慮している状況にある。

(4) 2014年度

2014年度は、昨年度から引き続き大規模な調査が継続して行われている。まず、復興道路建設事業関係では、三陸沿岸道路建設に係る調査のうち、多賀城市山王遺跡・市川橋遺跡の調査は、県主体で行われ2014年度で終了した。一方、歌津インター以北では気仙沼市小屋館城跡など4遺跡が関わりをもつが、2014年度は、このうち卯名沢貝塚の試掘調査を行っただけで、残り3遺跡は2015年度以降の調査となる。

県道泉塩釜線改良に係る調査については、多賀城市山王遺跡の調査は県主体で行われ、2014年度で終了した。今後は、気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、山元町などでも県道改良工事が計画されており、確認調査が行われる予定となっている。

J R常磐線移設事業については、山元町熊の作遺跡等の調査が県主体で行われ、2014年度でほぼ終了した。

沿岸市町主体で行われた防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等、ほ場整備事業等と係わりのある遺跡は、211遺跡であり、2014年度までに97遺跡の試掘・確認調査が実施されている。試掘・確認調査の結果、2014年度に本発掘調査が実施された遺跡は、12遺跡である。その主なものを紹介すると、気仙沼市台の下館跡、台の下貝塚、南三陸町新井田館跡、山元町山下館跡については、2014年度で終了した。石巻市羽黒下遺跡、多賀城市八幡沖遺跡、山元町合戦原遺跡他については、2014年度に調査が開始され、2015年度に終了する見込である。

残る遺跡については、2015年度以降で条件が整い次第試掘・確認調査が実施される予定である。その半数以上を占めるのが広大な面積が対象となるほ場整備事業である。気仙沼市、南三陸町、石巻市、多賀城市、亘理町、名取市、山元町などで予定されており、2015年度以降に本格化すると思われる。

また、個人住宅や零細・中小企業の移転等に伴う調査については、急激な件数の増加はないが、2014年度と同程度の調査件数が見込まれている。

#### (5) 2015年度

復興道路建設事業関係のうち、三陸沿岸道路建設に係る調査対象は大きく多賀城市部分と気仙沼市部分がある。このうち、多賀城市部分の多賀城インター設置と4車線化工事に係る山王遺跡・市川橋遺跡の調査は、2011年度から県主体で行われ、2014年度に終了している。これにより、1989年に着手されていたインター部分の長

年にわたる調査が終了した。気仙沼市部分については、2015年度10月時点で4遺跡の調査が残っており、2015年度はこのうち石川原遺跡の確認調査が行われた。石川原遺跡については、2013年度に本線部分の本発掘調査は終了している。今回は付帯工事の市道改良工事にともない、2013年度調査区の西側隣接地の確認調査が実施されたものである。調査の結果、縄文時代の竪穴住居等が発見されたため、2016年度以降に本発掘調査を実施する予定である。2015年度末時点で未調査の遺跡は、小屋館城跡、忍館跡の2遺跡で、2016年度以降土地買収等の条件が整い次第、調査着手する予定である。

常磐自動車道関係では、坂元インター建設計画が具体化したため、2014・15年度に県が法羅遺跡の一部を対象に確認調査が実施されたが、遺構・遺物は確認されなかった。

J R常磐線移設事業関係については、2014年度までにほぼ終了していたが、残る一部の調査も2015年度前半で終了した。

沿岸市町復興事業については、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等、ほ場整備事業等と係わりのある遺跡は、268遺跡を数え、2015年度までに192遺跡の試掘・確認調査が実施された。試掘・確認調査の結果、2015年度に本発掘調査を実施した遺跡は、5遺跡で多賀城市八幡沖遺跡、山元町合戦原遺跡、石巻市羽黒下遺跡などがある。このうち、羽黒下遺跡は2015年度11月に調査が終了した。合戦原遺跡は、一部を除き終了しており、この結果、高台移転等に係る大規模調査は終了となった。

しかし、2016年度以降は、気仙沼市、南三陸町、石巻市、多賀城市、山元町等ではほ場整備事業、県道・市町道建設事業、漁業集落整備事業に係る調査が見込まれており、条件整備が整い次第、試掘・確認調査が実施される予定である。

また、個人住宅や零細・中小企業の移転等に伴う調査については、急激な件数の増加はないと見られるが、例年と同数程度の調査が見込まれている。

#### 4. 宮城県の復興調査の成果

復興調査は、これからも続いていくことと思われるが、日本考古学協会東日本大震災対策特別委員会の活動期間が5ヶ年間で終了するため、この間の調査成果を以下に簡単にまとめて報告する。

(1) 沿岸部の縄文集落の実態が明らかになった  
○気仙沼市波怒棄館遺跡



写真1 波怒棄館遺跡全景 (気仙沼市教育委員会提供)

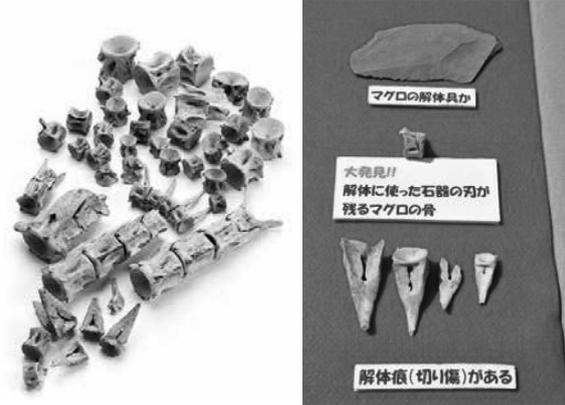


写真2 波怒棄館遺跡から大量に出土したマグロの骨  
(気仙沼市教育委員会提供)



写真3 中沢遺跡の大型建物跡

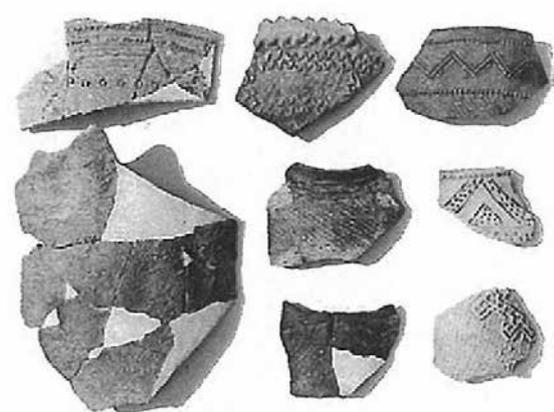


写真4 中沢遺跡から出土した縄文土器



写真5 合戦原遺跡全景



写真6 合戦原遺跡38号墓で発見された線刻画



写真7 合戦原遺跡出土遺物 須恵器



鐙



蕨手刀

写真5～7：山元町教育委員会提供

- ・調査主体：気仙沼市教育委員会
- ・調査原因：高台移転
- ・調査面積：約 6,000㎡
- ・調査期間：2012 年 7 月～ 13 年 9 月

#### 【調査成果】

- ・丘陵上部削平により住居跡は発見されなかったが、縄文時代の遺物包含層、土壙から縄文土器、石器、石棒、骨角器（釣針）、装飾品（櫛、耳飾り）、獣骨（鹿・猪）、魚骨（マグロ・イガイ）などが出土。
- ・縄文集落は早期末葉～中期初頭、晩期後葉で、縄文時代前期後葉の貝塚から大量のマグロの骨や石器、骨角器が出土。
- ・マグロ漁のムラとみられる人々の生業や食生活を知る貴重な資料を得た。
- ・これまでは発掘調査が行われたことがない唐桑地区の初めての調査で、地域の歴史を知る上で、貴重な資料となる。

#### ○石巻市中沢遺跡

- ・調査主体：石巻市教育委員会
- ・調査原因：高台移転
- ・調査面積：約 20,000㎡
- ・調査期間：2012 年 6 月～ 13 年 10 月

#### 【調査成果】

- ・縄文時代前期～中期にわたる集落遺跡で、丘陵上から発見された竪穴住居跡や建物跡は、地形に沿って弧状に並ぶ。これらの遺構の時期は、概ね大木 4 式期の中に収まることから、計画的に配置されたものと考えている。建物跡は、長辺約 23 m、短辺約 7 m の大型を呈し、沿岸部では初めての発見である。
- ・出土遺物は、およそ 1,000 箱を超えており、その大部分は縄文前期の土器で、6 カ所の遺物包含層から出土している。土器類の他に多種多様な石器類や土偶、玦状耳飾り、男根状石製品、線刻礫といった祭祀関係の製品も出土している。

#### (2) 大規模な横穴墓群の調査と東北では珍しい刻線画が発見された

#### ○山元町合戦原遺跡

- ・調査主体：山元町教育委員会
- ・調査原因：高台移転・災害公営住宅建設
- ・調査面積：13,000㎡
- ・調査期間：2013 年 4 月～ 16 年 3 月

#### 【調査成果】

- ・7 世紀～ 8 世紀にかけての横穴墓群、古代の製鉄炉・木炭窯・焼成土壙などが確認された。
- ・調査範囲が横穴墓の分布範囲全体に及んでお

り、横穴墓の全容を把握する上で貴重な調査となっており、横穴墓 54 基を一度に調査している点でも学術的に貴重である。

- ・玄室奥壁に複数の刻線画が描かれており、人、鳥、「さしば」、「ゆき」等の図柄もあり、これだけ豊富な図柄を描いた刻線画は東北では初めての発見である。
- ・玄門から装飾付き金銅製大刀が出土した横穴墓や銅製の壺鐙、馬具や直刀、鉄鏃などの鉄製品が多く出土した横穴墓も発見されている。
- ・製鉄関連遺構として製鉄炉 3 基、地下式木炭窯 20 基、竪穴建物 2 軒が発見されている。
- ・年代は、土器の出土が少なく明確な時期は不明であるが、製鉄炉の特徴などから 8 世紀前半～ 9 世紀代にかけて営まれたものと推定される。

#### (3) 古代亶理郡の役所に係わる遺跡が発見された

#### ○山元町熊の作遺跡

- ・調査主体：宮城県教育委員会
- ・調査原因：J R 常磐線移設工事
- ・調査面積：約 2,400㎡
- ・調査期間：2013 年 4 月～ 11 月

#### 【調査成果】

- ・検出した遺構は掘立柱建物跡 21 棟（うち 1 棟は四脚門）、竪穴住居跡 12 軒、材木列 6 条などで、7 世紀から 9 世紀の大型竪穴住居跡や掘立柱建物跡が確認された。
- ・「坂本願」と書かれた墨書土器や大宝律令の郡里制が施行された 8 世紀初め頃の木簡が出土した。
- ・木簡は長さ 31.6cm、幅 7cm を測る。「信夫郡安岐里人 大伴部法麻呂丈部伊麻呂 大伴部□麻呂 丈部黒麻呂」の文字が記されており、郡里制（701～717）の表記をもつ多賀城創建以前の木簡で、信夫郡安岐里（福島市と川俣町の境付近）の大伴部法麻呂以下の人名を記している。
- ・この木簡は、東北で出土した年代が解る最古の木簡で、8 世紀初め頃の律令制的な国郡里制、籍帳制による統治を示す貴重な資料である。
- ・墨書土器は約 40 点が出土している。8 世紀中頃から 9 世紀頃の須恵器の杯類が主体で、「坂本願」「大領」「子弟」「明」「全」「吉」などの文字がみられる。
- ・以上のことから、熊の作遺跡は亶理郡衙関連遺跡として考えられている。



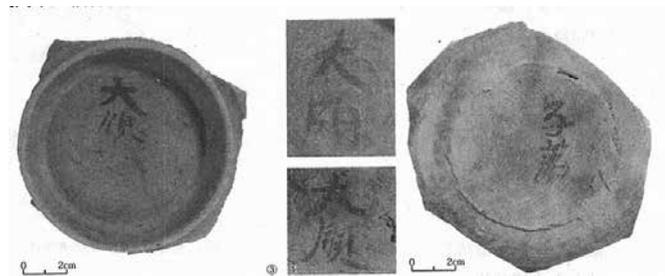
写真8 熊の作遺跡



木簡



墨書土器「坂本願」



墨書土器

「大領」

「子弟」

写真9 熊の作遺跡出土遺物(木簡・墨書土器)



写真10 新中永窪遺跡(左:木炭窯 中:製鉄炉 右:須恵器窯)



写真11 多賀城市山王遺跡・市川橋遺跡



写真11 多賀城市山王遺跡・市川橋遺跡出土遺物(鳥形須恵器)

写真8～11:宮城県教育委員会提供

#### ○山元町新中永窪遺跡

- ・調査主体：宮城県教育委員会
- ・調査原因：常磐線復旧工事
- ・調査面積：2,900㎡
- ・調査期間：2013年12月～14年7月

#### 【調査成果】

- ・奈良時代～平安時代の集落遺跡であり、生産遺跡でもある。
- ・竪穴住居跡7軒、製鉄炉1基、須恵器や木炭を焼いた窯8基等が発見されている。
- ・製鉄炉は、竪型炉と呼ばれる形式の炉で、足踏み式の鞆が設置される構造を有する。
- ・木炭窯は、横口付木炭窯と言われるもので、製鉄炉の竪型炉とともに県内では調査例が少ない構造のもので、保存状態も良好である。
- ・古代の生産遺跡のようすを知る上で貴重な遺跡であり、山元町の南に隣接する南相馬市の横大同遺跡(国指定史跡)など大規模な生産遺跡に関連するものと考えられる。

#### (4) 多賀城の時代とその前後の時代の様相を知る資料が蓄積された。

#### ○多賀城市山王遺跡・市川橋遺跡

- ・調査主体：宮城県教育委員会
- ・調査原因：三陸沿岸道路4車線化工事
- ・調査面積：28,200㎡ 多賀城IC建設工事
- ・調査期間：2012年3月～14年6月

#### 【調査成果】

- ・多賀城跡の南西200m～300mの地点の調査で、古墳時代後期後半、奈良時代後半～平安時代、及び中世の遺構・遺物が出土した。
- ・古墳時代後期後半の集落は、調査区の西側には広がらず、この時期の集落の広がりを確定することが出来た。
- ・奈良時代には道路は建設されてはおらず、溝と材木扉に囲まれたやや西に傾く長方形の区画の中に、竪穴住居や掘立柱建物などがみられる。
- ・平安時代に整備された北3西5区、北3西6区、北2西6区の各街区を広く調査し建物、小溝(畑)の分布や建物の規模、井戸の構造等に違いがあることがあきらかとなった。

#### (5) 津波堆積物の堆積層を発見した

#### ○岩沼市高大瀬遺跡

- ・調査主体：岩沼市教育委員会
- ・調査原因：矢野目排水機場建設
- ・調査面積：316㎡
- ・調査期間：2013年7月～11月

#### 【調査成果】

- ・調査区から古代の土師器、近世の陶磁器片が出土した。
- ・西側水田域に東日本大震災の津波による土砂が堆積しており、津波堆積層の特徴や津波が水田面を浸食した様子など詳しく記録することが出来た。
- ・東日本大震災による津波堆積層の下から古い時代の津波による可能性がある堆積層が2層確認され、年代も推定できた。

#### (6) 中世の山城の実態が明らかになった

#### ○南三陸町新井田館跡

- ・調査主体：南三陸町教育委員会
- ・調査原因：津波復興拠点整備事業
- ・調査面積：約20,000㎡
- ・調査期間：2013年3月～14年3月

#### 【調査成果】

- ・中世山城の本格的な調査で、保存状態が良好な山城の全体を調査することは、全国的にも珍しく、詳細な調査をすることで新井田館跡や南三陸町の歴史を明らかにするだけでなく、県内外のこの時期の山城を理解する上で、貴重な成果を得られた。
- ・構造としては、平場6カ所、堀6条、土塁8条を検出した。山上の平場2カ所から大型の建物を確認した。遺構変遷は2度の改修が行われ、1度目の改修は、全域に及ぶ大規模な改修であったことが明らかとなった。
- ・堀は、最大で幅8m、深さ3m、土塁頂部から堀底まで高低差は5mの規模を確認した。
- ・出土遺物は、陶器、石鉢、砥石、羽口、鉄滓、銭貨などが出土した。
- ・築造年代は、15世紀前半頃(室町時代)で、17世紀(江戸時代)には廃絶したと思われる。

#### 4. 復興調査の課題

東日本大震災に対する復興調査の課題は、被災した県ごとに様々な問題を抱えていると言える。それは、調査体制や調査機関の差違によるところ、さらには、県内市町村の文化財専門職員の配置状況によっても異なるものと見られるからである。

最後に復興調査の課題について私見をまとめて記述する。

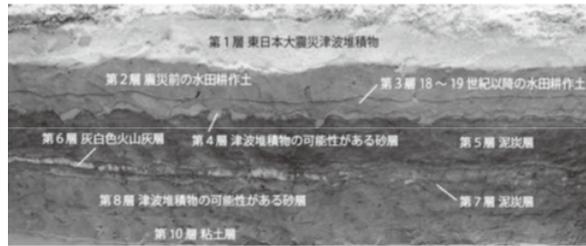
#### (1) 復興調査の体制について

宮城県では、これまで財団法人などの調査機関を持たず直営で発掘調査を行ってきた。

さらに、市町村が民間調査機関と委託を結んで



写真 13 岩沼市高大瀬遺跡



第4層：慶長津波堆積物？とみられる土層で、厚さ5cmほどの黄褐色細砂。年代は、16世紀～17C中頃。  
 第8層：貞観津波堆積物？厚さ20cmほどの青褐色粗砂。年代は、8世紀前半～9世紀後半頃。

写真 14 岩沼市高大瀬遺跡遺跡土層セクション図



写真 15 南三陸町新井田館跡全景 (南三陸町教育委員会提供)



新井田館跡の調査成果に対する学術的な意義等について説明

東北学院大学 七海雅人教授

写真 16 南三陸町新井田館跡現地説明会で協会から支援

写真 13・14：岩沼市教育委員会提供

調査を行うことを認めてこなかった。しかし、今回のような未曾有の大災害に対する復興調査に関しては、非常時の手段として、整理作業のみにかかわらず民間調査機関の積極的な活用を考えてもいいのではないだろうか。

宮城県の復興調査に対する調査体制は、文化財保護課職員と東北歴史博物館及び多賀城跡調査研究所から応援の職員を加えて25名体制とし、それに調査支援体制として全国からの文化庁ルートによる自治法派遣職員を加えて調査体制の強化を図ってきた。年度ごとの派遣職員数は、前述したとおりであるが、2012年度から15年度までの派遣職員数は、総員107名に上る。自治法派遣による職員の応援を得て高台移転等の大規模な調査に派遣をして対応してきたが、派遣期間の長期化は、派遣元の自治体にも大きな負担を掛けることになり、調査体制整備の根本的な問題解決とはならない。したがって、宮城県としては、復興事業への調査支援体制について、内陸市町から沿岸市町への支援体制の強化を図るとしているが、これまでは有効な手段となっておらず、今後は県内全体の市町村を対象として「オール宮城」での職員派遣の支援体制の方法について検討する必要があると考える。

あると考える。

### (2) 復興調査の県と市町の業務分担について

宮城県では沿岸市町の防災集団移転促進事業(高台移転)や土地区画整理事業等については、分布・試掘調査を県が担当し、確認調査・本発掘調査を市町が主体で行うことで行われてきた。私は、宮城県が行って来た業務分担として、分布・試掘調査を県が担当する方式は沿岸市町の職員体制を考えると、調査の有無を迅速に確認するためには、的を射た方法であったと考えている。県と市町の役割分担に関しては、3県それぞれの方式で行われている。県の体制がそれぞれ異なることから、文化庁はやむを得ないとして県の主体性に期待しているようであるが、共通する被害対応に対して共通の対応マニュアルが必要であると思われる。

### (3) 復興調査の今後の見通しについて

高台移転等の大規模な遺跡の調査によって、地域の歴史にとって欠かせないような成果が数多く発見された。概観すると、北から高台移転等の波怒棄館遺跡(気仙沼市)、新井田館跡(南三陸町)、中沢遺跡(石巻市)、三陸沿岸道路関係の山王・市川橋遺跡(多賀城市)、JR常磐線移設工事関

係の熊の作遺跡(山元町)、高台移転等の合戦原遺跡(山元町)などがその代表例としてあげられる。これら大規模な調査はほぼ終了したことから、復興調査のピークは過ぎたものと考えているようであるが、未だに土地買収が遅れていることから調査に入れない遺跡があることや、広範囲にわたるほ場整備事業、道路改良工事、漁業集落整備事業等について今後、気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、多賀城市、山元町等で継続して調査が行われる予定であると言う。さらに、大規模遺跡から発見された多量の遺物の整理作業や復興調査の報告書作成を考えると、まだまだ先が見えない状況であると敢えて厳しい見方をせざるをえない。

#### (4) 遺物整理と調査報告書作成の問題について

沿岸市町が主体で行われた高台移転等の大規模遺跡の調査では、膨大な出土遺物の整理と報告書作成が大きな問題となっている。宮城県では、発掘調査報告書の作成に当たって「報告書作成の簡略化」を提唱し市町に提示した。その基本的な考えは、

- ◆調査した遺跡は、内容にかかわらず報告する
- ◆報告書は必要最小限の内容とする
- ◆調査主体となった県又は市町が整理・刊行する  
〈市町の遺物整理体制が整わない場合は、県が協力〉
- ◆遺物整理期間中でも必要な場合は、復興調査を優先する
- ◆作業の一部を民間会社に委託することを検討するというものである。

その基本的な考えについて、疑問を感じている複数の市町担当者の声を聞いている。県は、阪神淡路の復興調査で報告書が未刊になっているという実態から、報告書を刊行するための方策として簡略化を打ち出したものと思われるが、例えば、調査成果を納めた遺跡の報告書等についての必要最小限の内容等に関して、県と市町の担当者の共通認識が必要であると感じている。

さらに、沿岸市町で文化財を担当する専門職員は1名～3名であるため、個人住宅の建設等に対する調査や埋蔵文化財以外の業務も担当していることから、遺物整理や報告書作成に取り組む余裕がない状況である。大規模な遺跡の整理に県から派遣された職員(派遣職員も含む)が協力しているところもあるが、派遣職員がいなくなった後の対応はどうするのか。以前、県の復興調査担当者から、市町への派遣職員の支援体制の中に必ず県職員を入れているのは、整理作業のことを考え

てのこともであると聞かされたことがある。その言葉に県の強い使命感を感じた。今後もさらに市町への人的支援を強力にお願いしたい。

遺物整理の民間委託については、もっと積極的に導入して遺物整理やデータの分析等について民間委託を行う方法を検討すべきと考える。

また、遺物整理や収蔵施設の問題を抱えている市町もあり、出土遺物や調査資料の保存管理も喫緊の課題である。

#### おわりに

これまで行われた宮城県の復興調査の中で、唯一遺跡の保存が実現した遺跡がある。それは山元町の合戦原遺跡である。54基の横穴墓の中で、最大の規模を有する38号墓の玄室から線刻画が発見された。線刻画は、人物・動物(鳥)・器財(靱・さしば等)などの様々な図柄があり、県内では初めての発見である。この直後から遺跡の現地保存が検討されてきたが、この用地は防災集団移転(高台移転)・災害公営住宅建設の計画地であり、被災者の生活再建を早期に整備することが優先されるとの判断に至り、横穴墓の現地保存は難しいとの結論に達した。そこで、この線刻画の保存について技術的に保存が可能か検討を行ってきた。その結果、現地から取り出して移設することになった。

保存が実現出来たのは、厳しい調査環境の中で、文化庁をはじめとして奈良文化財研究所や県教育委員会等の関係機関の協力、それに地元山元町教育委員会の熱意のお陰であると感謝したい。

東日本大震災による文化財への被害規模は、想像を絶するほど甚大なものであった。しかし、文化庁の指導のもと全国からの自治法派遣職員等による調査体制の強化により、高台移転等の大規模な調査は大きく進捗している状況である。発掘調査で様々な成果が挙げられるたびに、現地説明会には大勢の人々が関心を持って発掘現場に足を運んでくれた。復興調査に着手した当初に一部マスコミによる「埋文調査が移転の足かせ」の報道があったが、今ではその様な論調の記事は紙面から消えている。

このことについては、地元住民等に対して調査成果の説明会や報告会等で、遺跡の重要性や成果の意義を伝えてきたことと、他県から長期主張で復興調査の支援に来て頂いた派遣職員の皆さんの努力によるところが大きいと思う所である。

最後になりましたが、全国から本県の復興調査に派遣職員としてご尽力を頂いた皆様方に、衷心

宮城県における復興関連発掘調査の現地説明会

市町村名	遺跡名	調査原因	調査年度	期間	参加人数
山元町	谷原遺跡 涌沢遺跡	常磐自動車道建設	2012	2012/8/5	80
多賀城市	山王遺跡（多賀前地区）	三陸沿岸道路4車線化	2012	2012/9/1	175
多賀城市	山王遺跡（八幡地区）	三陸沿岸道路4車線化 多賀城 I C 建設	2012	2012/11/10	250
石巻市	中沢遺跡	防災集団移転促進事業	2012	2013/3/16	120
山元町	熊の作遺跡ほか	J R 常磐線移設工事	2013	2013/10/19	180
岩沼市	高大瀬遺跡	堤防復旧工事	2013	2013/11/10	180
多賀城市	山王遺跡（八幡）	三陸沿岸道路車線化 多賀城 I C 建設	2013	2013/7/21	152
気仙沼市	波怒棄館遺跡	防災集団移転促進事業	2013	2013/5/18	350
気仙沼市	台の下貝塚ほか	防災集団移転促進事業	2013	2013/12/14	86
南三陸町	新井田館跡	津波復興拠点整備事業	2013	2013/11/23	318
石巻市	中沢遺跡	防災集団移転促進事業	2013	2013/8/10	100
山元町	合戦原遺跡	防災集団移転促進事業 災害公営住宅建設	2014	2015/3/8	230
山元町	熊の作遺跡ほか	J R 常磐線移設工事	2014	2014/6/15	130
多賀城市	山王遺跡（八幡）	三陸沿岸道路車線化 多賀城 I C 建設	2014	2014/6/21	230
多賀城市	八幡沖遺跡	土地区画整理事業	2014	2014/10/11	137
女川町	内山遺跡	都市再生区画整理事業	2014	2014/6/21	122
女川町	崎山遺跡	都市再生区画整理事業	2014	2014/12/21	84
山元町	合戦原遺跡	防災集団移転促進事業 災害公営住宅建設	2015	2015/7/25	450
多賀城市	八幡沖遺跡	災害公営住宅建設	2015	2015/4/17	106
石巻市	羽黒下遺跡	防災集団移転促進事業	2015	2015/10/24	100
東松島市	江の浜貝塚	堤防復旧工事	2015	2015/10/17	60

文化庁記念物課 2016 『東日本大震災の復興と埋蔵文化財 中間報告』から

から感謝の意を表すものである。また、本稿の執筆に当たり、復興調査関連資料を提供して頂き、毎年年度ごとの復興調査の進捗状況等について、直接面談する機会をつくって頂いた県文化財保護課の天野順陽氏他復興調査担当者、沿岸市町の実態調査等にご協力を頂いた各市町教育委員会の担当職員の皆様に、心から感謝を申し上げて結びとします。

【引用・参考文献】

- 一般社団法人日本考古学協会 2012 『日本考古学協会会報 No. 176』
- 一般社団法人日本考古学協会 2012 『日本考古学協会第78回総会 研究発表要旨』
- 一般社団法人日本考古学協会 2013 『日本考古学協会会報 No. 178』
- 一般社団法人日本考古学協会 2013 『日本考古学協会第79回総会 研究発表要旨』

- 一般社団法人日本考古学協会 2014 『日本考古学協会会報 No. 181』
- 一般社団法人日本考古学協会 2014 『日本考古学協会第80回総会 研究発表要旨』
- 一般社団法人日本考古学協会 2015 『日本考古学協会会報 No. 184』
- 一般社団法人日本考古学協会 2015 『日本考古学協会第81回総会 研究発表要旨』
- 一般社団法人日本考古学協会 2016 『日本考古学協会会報 No. 187』
- 一般社団法人日本考古学協会 2016 『日本考古学協会第82回総会 研究発表要旨』
- 一般社団法人日本考古学協会 2016 『東日本大震災復興事業に伴う発掘調査の成果報告会「宮城県における復興調査の成果」』資料
- 山元町教育委員会 2016 『宮城県山元町合戦原遺跡第3回発掘調査現地説明会資料』
- 小谷 竜介 2012 「宮城県における文化財の被災状況

と被災文化財の救済活動』『宮城考古学 第14号』  
 宮城県教育委員会 2013 「平成24年度の復興事業に伴  
 う埋蔵文化財調査について」『宮城考古学 第15号』  
 佐久間 光平 2014 「平成25年度の復興事業に伴う埋  
 蔵文化財調査について」『宮城考古学 第16号』  
 天野 順陽 2015 「平成26年度の復興事業に伴う埋蔵  
 文化財調査発掘調査について」『宮城考古学第17号』  
 天野 順陽 2016 「平成27年度の復興事業に伴う埋蔵  
 文化財発掘調査について」『宮城考古学 第18号』

文化庁文化財部記念物課 2016 『東日本大震災の復興  
 と埋蔵文化財 中間報告』

宮城県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（1）

No.	調査地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
1	気仙沼市	2012	高谷遺跡	気仙沼市教委	235	21	個人住宅		
2	気仙沼市	2012	古館貝塚	気仙沼市教委	105	13	個人住宅		
3	気仙沼市	2012	星谷遺跡	気仙沼市教委	40	12	個人住宅		
4	気仙沼市	2012	磯草貝塚	気仙沼市教委	60	11	個人住宅		
5	気仙沼市	2012	平貝遺跡	気仙沼市教委	205	6	個人住宅		
6	気仙沼市	2012	高谷遺跡	気仙沼市教委	141	9	個人住宅に係る私道整備		
7	気仙沼市	2012	波怒楽館遺跡	気仙沼市教委	6,000	161	防災集団移転促進事業		
8	気仙沼市	2012	高谷遺跡	気仙沼市教委	170	17	店舗建設		
9	気仙沼市	2012	石川原遺跡	宮城県教委	375	5	三陸沿岸道路		
10	気仙沼市	2012	寺沢遺跡	宮城県教委	310	9	三陸沿岸道路		
11	気仙沼市	2013	高谷遺跡	気仙沼市教委	150	23	個人住宅		
12	気仙沼市	2013	高谷遺跡	気仙沼市教委	450	77	個人住宅		
13	気仙沼市	2013	高谷遺跡	気仙沼市教委	120	46	個人住宅に係る私道整備		
14	気仙沼市	2013	高谷遺跡	気仙沼市教委	75	30	個人住宅		
15	気仙沼市	2013	波怒楽館遺跡	気仙沼市教委	6,000	166	防災集団移転促進事業		2013/5/18
16	気仙沼市	2013	台の下貝塚他1遺跡	気仙沼市教委	7,342	234	防災集団移転促進事業		2013/12/14
17	気仙沼市	2013	猿喰東館跡	気仙沼市教委	1,536	133	個人住宅		
18	気仙沼市	2014	台の下貝塚	気仙沼市教委	7,040	24	防災集団移転促進事業		
19	気仙沼市	2014	猿喰東館跡	気仙沼市教委	1,300	60	防災集団移転促進事業		
20	気仙沼市	2014	嚮館跡	気仙沼市教委	5,697	90	防災集団移転促進事業		
21	気仙沼市	2015	緑館遺跡	気仙沼市教委	360	65	防災集団移転促進事業		
22	気仙沼市	2015	内の脇2号貝塚	気仙沼市教委	320	10	防災集団移転促進事業		
23	気仙沼市	2015	小屋館城跡	宮城県教委	39	1	三陸沿岸道路		
24	気仙沼市	2015	石川原遺跡	宮城県教委	513	5	三陸沿岸道路		
25	南三陸町	2012	若宮遺跡	南三陸町教委	950	9	個人住宅地造成	2015	
26	南三陸町	2012	新井田館跡	南三陸町教委	1,200	25	津波復興拠点整備事業	2015	
27	南三陸町	2013	新井田館跡	南三陸町教委	20,000	360	津波復興拠点整備事業	2015	2013/12/14
28	南三陸町	2014	新井田館跡	南三陸町教委	800	74	津波復興拠点整備事業	2015	
29	南三陸町	2015	伊里前牧野館跡	南三陸町教委	6	3	県道改良		
30	南三陸町	2015	近東遺跡	南三陸町教委	147	1	個人住宅再建		

宮城県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（２）

No.	調査地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
31	南三陸町	2015	大船沢板碑群	南三陸町教委	200	9	作業道附設		
32	南三陸町	2015	おたまや遺跡	南三陸町教委	220	12	ほ場整備		
33	南三陸町	2015	波伝谷東遺跡	南三陸町教委	3	3	県道改良		
34	南三陸町	2015	秋の沢遺跡	南三陸町教委	6	1	宿舍建設		
35	南三陸町	2015	おたまや遺跡	南三陸町教委	1,400	40	農業施設建設		
36	南三陸町	2015	城場遺跡	南三陸町教委	67	2	土地区画整理		
37	南三陸町	2015	おたまや遺跡	南三陸町教委	95	1	県道改良		
38	南三陸町	2015	おたまや遺跡	宮城県教委	240	19	県道改良		
39	女川町	2014	内山遺跡	女川町教委	4,400	102	土地区画整理		2014/6/21
40	女川町	2014	荒井田貝塚	女川町教委	263	32	土地区画整理		
41	女川町	2014	崎山遺跡	女川町教委	667	87	土地区画整理		2014/12/21
42	石巻市	2013	中沢遺跡	石巻市教委	19,800	129	防災集団移転促進事業		2013/3/16 2013/8/10
43	石巻市	2014	立浜貝塚	石巻市教委	3,178	92	防災集団移転促進事業		
44	石巻市	2014	羽黒下遺跡	石巻市教委	9,000	114	防災集団移転促進事業		
45	石巻市	2014	菝塚貝塚	石巻市教委	45	5	中学校移転新築		
46	石巻市	2015	羽黒下遺跡	石巻市教委	8,500	150	防災集団移転促進事業		2015/10/24
47	東松島市	2013	野蒜築港跡	東松島市教委	100	11	河川堤防復旧事業		
48	東松島市	2014	矢本横穴墓群	東松島市教委	10	45	治山事業		
49	東松島市	2014	横山貝塚	東松島市教委	38	30	雨水排水施設整備		
50	東松島市	2014	赤井遺跡	東松島市教委	66	18	個人住宅		
51	東松島市	2014	赤井遺跡	東松島市教委	90	8	事務所建築		
52	多賀城市	2011	新田遺跡(第75次)	多賀城市教委	35	9	個人住宅		
53	多賀城市	2011	新田遺跡(第78次)	多賀城市教委	25	15	個人住宅		
54	多賀城市	2011	新田遺跡(第81次)	多賀城市教委	70	15	共同住宅建設		
55	多賀城市	2011	新田遺跡(第82次)	多賀城市教委	30	1	個人住宅	2012	
56	多賀城市	2011	新田遺跡(第83次)	多賀城市教委	12	1	個人住宅	2012	
57	多賀城市	2011	山王遺跡(第92次)	多賀城市教委	42	10	共同住宅建設		
58	多賀城市	2011	山王遺跡(第94次)	多賀城市教委	95	22	宅地造成	2012	
59	多賀城市	2011	山王遺跡(第95次)	多賀城市教委	51	16	個人住宅	2012	
60	多賀城市	2011	山王遺跡(第96次)	多賀城市教委	37	2	個人住宅	2012	
61	多賀城市	2011	高崎遺跡(第91次)	多賀城市教委	20	1	個人住宅	2012	
62	多賀城市	2011	小沢原遺跡(第18次)	多賀城市教委	3	1	個人住宅		
63	多賀城市	2011	小沢原遺跡(第19次)	多賀城市教委	3	1	個人住宅		
64	多賀城市	2011	大日南遺跡(第10次)	多賀城市教委	88	14	個人住宅		
65	多賀城市	2011	安楽寺遺跡(第1次)	多賀城市教委	14	1	個人住宅	2012	
66	多賀城市	2011	新田遺跡(第84次)	多賀城市教委	52	16	河川堰復旧		
67	多賀城市	2011	山王遺跡(第97次)	多賀城市教委	90	15	個人住宅		
68	多賀城市	2011	山王遺跡(第98次)	多賀城市教委	67	22	共同住宅建設		
69	多賀城市	2011	山王遺跡(第99次)	多賀城市教委	20	22	個人住宅		
70	多賀城市	2011	市川橋遺跡(第83次)	多賀城市教委	60	13	個人住宅		

## 宮城県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（3）

No.	調査地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
71	多賀城市	2012	新田遺跡(第86次)	多賀城市教委	50	16	個人住宅		
72	多賀城市	2012	新田遺跡(第87次)	多賀城市教委	8	1	個人住宅		
73	多賀城市	2012	新田遺跡(第89次)	多賀城市教委	70	15	個人住宅		
74	多賀城市	2012	新田遺跡(第91次)	多賀城市教委	65	18	個人住宅		
75	多賀城市	2012	新田遺跡(第92次)	多賀城市教委	8	1	個人住宅		
76	多賀城市	2012	新田遺跡(第93次)	多賀城市教委	78	16	個人住宅		
77	多賀城市	2012	新田遺跡(第94次)	多賀城市教委	190	22	共同住宅建設		
78	多賀城市	2012	山王遺跡(第101次)	多賀城市教委	90	12	個人住宅		
79	多賀城市	2012	山王遺跡(第102次)	多賀城市教委	56	16	個人住宅		
80	多賀城市	2012	山王遺跡(第103次)	多賀城市教委	80	23	個人住宅		
81	多賀城市	2012	山王遺跡(第105次)	多賀城市教委	54	11	個人住宅		
82	多賀城市	2012	山王遺跡(第106次)	多賀城市教委	65	18	個人住宅		
83	多賀城市	2012	山王遺跡(第107次)	多賀城市教委	27	3	個人住宅		
84	多賀城市	2012	山王遺跡(第108次)	多賀城市教委	63	15	個人住宅		
85	多賀城市	2012	山王遺跡(第110次)	多賀城市教委	60	20	個人住宅		
86	多賀城市	2012	山王遺跡(第112次)	多賀城市教委	47	30	共同住宅建設		
87	多賀城市	2012	山王遺跡(第113次)	多賀城市教委	308	25	宅地造成		
88	多賀城市	2012	山王遺跡(第114次)	多賀城市教委	31	18	個人住宅		
89	多賀城市	2012	山王遺跡(第115次)	多賀城市教委	63	21	個人住宅		
90	多賀城市	2012	山王遺跡(第116次)	多賀城市教委	30	14	個人住宅		
91	多賀城市	2012	山王遺跡(第119次)	多賀城市教委	303	34	共同住宅建設		
92	多賀城市	2012	山王遺跡(第121次)	多賀城市教委	30	9	個人住宅		
93	多賀城市	2012	山王遺跡(第122次)	多賀城市教委	44	30	個人住宅		
94	多賀城市	2012	山王遺跡(第123次)	多賀城市教委	97	43	個人住宅		
95	多賀城市	2012	山王遺跡(第124次)	多賀城市教委	50	2	個人住宅		
96	多賀城市	2012	山王遺跡(第125次)	多賀城市教委	50	13	個人住宅		
97	多賀城市	2012	市川橋遺跡(第85次)	多賀城市教委	96	32	個人住宅		
98	多賀城市	2012	市川橋遺跡(第87次)	多賀城市教委	16	5	個人住宅		
99	多賀城市	2012	高崎遺跡(第94次)	多賀城市教委	16	1	個人住宅		
100	多賀城市	2012	高崎遺跡(第95次)	多賀城市教委	16	1	個人住宅		
101	多賀城市	2012	八幡沖遺跡(第6次)	多賀城市教委	156	47	仮設工場建設		
102	多賀城市	2012	山王遺跡(多賀前地区)	宮城県教委	6,060	251	三陸沿岸道路	2014	2012/9/5
103	多賀城市	2012	山王遺跡(八幡地区)	宮城県教委	9,292	365	三陸沿岸道路		2011/11/10
104	多賀城市	2013	新田遺跡(第96次)	多賀城市教委	50	17	個人住宅		
105	多賀城市	2013	山王遺跡(第127次)	多賀城市教委	36	17	個人住宅		
106	多賀城市	2013	山王遺跡(第130次)	多賀城市教委	106	19	個人住宅		
107	多賀城市	2013	山王遺跡(第131次)	多賀城市教委	42	22	個人住宅		
108	多賀城市	2013	山王遺跡(第132次)	多賀城市教委	173	33	共同住宅建設		
109	多賀城市	2013	山王遺跡(第133次)	多賀城市教委	50	19	個人住宅		
110	多賀城市	2013	山王遺跡(第134次)	多賀城市教委	61	32	共同住宅建設		

## 宮城県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧(4)

No.	調査地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
111	多賀城市	2013	山王遺跡(第135次)	多賀城市教委	37	35	個人住宅		
112	多賀城市	2013	山王遺跡(第138次)	多賀城市教委	42	27	個人住宅		
113	多賀城市	2013	山王遺跡(第140次)	多賀城市教委	7	3	個人住宅		
114	多賀城市	2013	山王遺跡(第141次)	多賀城市教委	45	24	個人住宅		
115	多賀城市	2013	市川橋遺跡(第88次)	多賀城市教委	28	15	個人住宅		
116	多賀城市	2013	高崎遺跡(第96次)	多賀城市教委	900	93	共同住宅建設		
117	多賀城市	2013	八幡館跡(第7次)	多賀城市教委	175	65	共同住宅建設		
118	多賀城市	2013	西原遺跡(第3次)	多賀城市教委	18	1	個人住宅		
119	多賀城市	2013	新田遺跡隣接地(第96次)	多賀城市教委	26	2	災害公営住宅建設		
120	多賀城市	2013	山王遺跡	宮城県教委	17,255	354	三陸沿岸道路(IC・4車線化)		2013/7/21
121	多賀城市	2013	山王遊跡・市川橋遺跡	宮城県教委	7,600	156	県道改良	2015	
122	多賀城市	2014	新田遺跡	多賀城市教委	62	9	個人住宅		
123	多賀城市	2014	山王遺跡	多賀城市教委	570	145	宅地造成		
124	多賀城市	2014	山王遺跡	多賀城市教委	227	71	機械化センター建設		
125	多賀城市	2014	市川橋遺跡	多賀城市教委	17	23	個人住宅		
126	多賀城市	2014	大日南遺跡	多賀城市教委	63	15	個人住宅		
127	多賀城市	2014	大代洞窟遺跡	多賀城市教委	52	7	個人住宅		
128	多賀城市	2015	山王遺跡(八幡地区)	宮城県教委	1,310	91	三陸沿岸道路		
129	多賀城市	2015	内館館跡ほか	多賀城市教委	6,389	115	ほ場整備		
130	多賀城市	2015	市川橋遺跡	宮城県教委	8,000	38	勿来川遊水池改修事業		
131	塩竈市	2015	前浜貝塚ほか	塩竈市教委	1,200	11	農地海岸災害復旧事業		
132	塩竈市	2015	朴島北貝塚	塩竈市教委	234	4	防潮堤改修		
133	塩竈市	2015	桂島貝塚	塩竈市教委	258	17	漁業集落防災機能強化事業		
134	塩竈市	2015	平戸貝塚ほか	塩竈市教委	65	2	防潮堤改修		
135	仙台市	2011	洞ノ口遺跡	仙台市教委	36	4	個人住宅	2011	
136	仙台市	2011	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	7	2	個人住宅	2011	
137	仙台市	2011	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	30	2	個人住宅	2011	
138	仙台市	2011	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	20	2	個人住宅	2011	
139	仙台市	2011	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	17	1	個人住宅	2011	
140	仙台市	2011	南小泉遺跡	仙台市教委	15	1	個人住宅	2011	
141	仙台市	2011	小鶴城跡	仙台市教委	27	1	個人住宅	2011	
142	仙台市	2011	下飯田遺跡	仙台市教委	21	1	個人住宅	2011	
143	仙台市	2011	沖野城跡	仙台市教委	30	1	個人住宅	2011	
144	仙台市	2011	欠ノ上Ⅱ遺跡	仙台市教委	20	1	個人住宅	2011	
145	仙台市	2011	下飯田遺跡	仙台市教委	24	1	個人住宅	2011	
146	仙台市	2011	南小泉遺跡	仙台市教委	10	1	個人住宅	2011	
147	仙台市	2011	南小泉遺跡	仙台市教委	16	5	個人住宅	2011	
148	仙台市	2011	南小泉遺跡	仙台市教委	21	1	個人住宅	2011	
149	仙台市	2011	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	16	1	個人住宅	2011	
150	仙台市	2011	南小泉遺跡	仙台市教委	13	1	個人住宅	2011	

## 宮城県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（５）

No.	調査地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
151	仙台市	2011	沖野城跡	仙台市教委	43	1	個人住宅	2011	
152	仙台市	2011	沖野城跡	仙台市教委	41	1	個人住宅	2011	
153	仙台市	2011	新宿囲遺跡	仙台市教委	11	1	個人住宅	2011	
154	仙台市	2011	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	18	1	個人住宅	2011	
155	仙台市	2011	南小泉遺跡	仙台市教委	25	3	個人住宅	2011	
156	仙台市	2011	南小泉遺跡	仙台市教委	23	3	個人住宅	2011	
157	仙台市	2011	城丸古墳	仙台市教委	32	5	個人住宅	2011	
158	仙台市	2011	今泉遺跡	仙台市教委	39	1	個人住宅	2011	
159	仙台市	2011	今市遺跡	仙台市教委	19	2	個人住宅	2011	
160	仙台市	2011	本町遺跡	仙台市教委	25	1	個人住宅	2011	
161	仙台市	2011	沖野城跡	仙台市教委	15	1	個人住宅	2011	
162	仙台市	2011	洞ノ口遺跡	仙台市教委	29	4	個人住宅	2011	
163	仙台市	2011	日辺館跡	仙台市教委	17	4	個人住宅	2011	
164	仙台市	2011	今市遺跡	仙台市教委	18	1	個人住宅	2011	
165	仙台市	2011	長喜城跡	仙台市教委	29	1	個人住宅	2011	
166	仙台市	2011	洞ノ口遺跡	仙台市教委	20	4	個人住宅	2011	
167	仙台市	2011	南小泉遺跡	仙台市教委	34	4	個人住宅	2011	
168	仙台市	2011	南小泉遺跡	仙台市教委	25	2	個人住宅	2011	
169	仙台市	2011	的場遺跡	仙台市教委	17	1	個人住宅	2011	
170	仙台市	2011	郡山遺跡	仙台市教委	4	1	個人住宅	2011	
171	仙台市	2011	郡山遺跡	仙台市教委	22	7	個人住宅	2011	
172	仙台市	2011	小鶴城跡	仙台市教委	21	1	個人住宅	2011	
173	仙台市	2011	今泉遺跡	仙台市教委	25	1	個人住宅	2011	
174	仙台市	2011	中田北遺跡	仙台市教委	18	1	個人住宅	2011	
175	仙台市	2011	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	17	2	個人住宅	2011	
176	仙台市	2011	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	20	1	個人住宅	2011	
177	仙台市	2011	中在家南遺跡	仙台市教委	20	1	個人住宅	2011	
178	仙台市	2011	南小泉遺跡	仙台市教委	25	2	個人住宅	2011	
179	仙台市	2011	稲荷館跡	仙台市教委	36	1	個人住宅	2011	
180	仙台市	2011	小鶴城跡	仙台市教委	20	3	個人住宅	2011	
181	仙台市	2011	薬師堂東遺跡隣接地	仙台市教委	24	1	個人住宅	2011	
182	仙台市	2011	南小泉遺跡	仙台市教委	12	4	個人住宅	2011	
183	仙台市	2011	沖野城跡	仙台市教委	15	1	個人住宅	2011	
184	仙台市	2011	沖野城跡	仙台市教委	40	1	個人住宅	2011	
185	仙台市	2011	沖野城跡	仙台市教委	32	1	個人住宅	2011	
186	仙台市	2012	小鶴城跡	仙台市教委	12	1	個人住宅	2012	
187	仙台市	2012	富沢館跡	仙台市教委	17	3	個人住宅	2012	
188	仙台市	2012	沖野城跡	仙台市教委	32	3	個人住宅	2012	
189	仙台市	2012	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	16	3	個人住宅	2015	
190	仙台市	2012	中在家南遺跡	仙台市教委	25	1	個人住宅	2012	

## 宮城県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧(6)

No.	調査地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
191	仙台市	2012	芳塚古墳	仙台市教委	39	2	個人住宅	2012	
192	仙台市	2012	南小泉遺跡	仙台市教委	29	10	共同住宅	2012	
193	仙台市	2012	養種園遺跡	仙台市教委	15	1	個人住宅	2012	
194	仙台市	2012	南小泉遺跡	仙台市教委	26	5	個人住宅	2012	
195	仙台市	2012	北屋敷遺跡	仙台市教委	146	30	共同住宅	2012	
196	仙台市	2012	南小泉遺跡	仙台市教委	36	9	個人住宅	2012	
197	仙台市	2012	洞ノ口遊跡	仙台市教委	26	3	個人住宅	2012	
198	仙台市	2012	郡山遺跡	仙台市教委	15	3	個人住宅	2012	
199	仙台市	2012	南小泉遺跡	仙台市教委	28	3	個人住宅	2012	
200	仙台市	2012	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	16	1	個人住宅	2012	
201	仙台市	2012	郡山遺跡	仙台市教委	32	16	個人住宅	2012	
202	仙台市	2012	大野田遺跡	仙台市教委	16	4	個人住宅	2012	
203	仙台市	2012	中田南遺跡	仙台市教委	37	11	個人住宅	2012	
204	仙台市	2012	今泉遺跡	仙台市教委	24	2	個人住宅	2015	
205	仙台市	2012	押口遺跡	仙台市教委	35	17	個人住宅	2015	
206	仙台市	2012	南小泉遺跡	仙台市教委	24	1	個人住宅	2012	
207	仙台市	2012	出花遺跡	仙台市教委	76	3	福祉施設	2012	
208	仙台市	2012	小鶴城跡	仙台市教委	30	1	個人住宅	2012	
209	仙台市	2012	南小泉遺跡	仙台市教委	30	1	個人住宅	2012	
210	仙台市	2012	郡山遺跡	仙台市教委	18	1	個人住宅	2015	
211	仙台市	2012	大野田官衙遺跡	仙台市教委	8	4	個人住宅	2015	
212	仙台市	2012	山口遺跡	仙台市教委	64	31	共同住宅	2012	
213	仙台市	2012	南小泉遺跡	仙台市教委	15	1	個人住宅	2012	
214	仙台市	2012	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	39	1	事務所	2012	
215	仙台市	2012	神柵遺跡	仙台市教委	17	1	個人住宅	2012	
216	仙台市	2012	郡山遺跡	仙台市教委	20	4	個人住宅	2015	
217	仙台市	2012	富沢遺跡	仙台市教委	112	9	共同住宅	2012	
218	仙台市	2012	元袋遺跡	仙台市教委	18	4	個人住宅	2015	
219	仙台市	2012	今泉遺跡	仙台市教委	66	3	長屋住宅	2015	
220	仙台市	2013	洞ノ口遺跡	仙台市教委	48	15	個人住宅	2015	
221	仙台市	2013	郡山遺跡	仙台市教委	40	16	個人住宅	2015	
222	仙台市	2013	郡山遺跡	仙台市教委	63	16	個人住宅	2015	
223	仙台市	2013	郡山遺跡	仙台市教委	50	8	個人住宅	2015	
224	仙台市	2013	郡山遺跡	仙台市教委	15	3	個人住宅	2015	
225	仙台市	2013	郡山遺跡	仙台市教委	19	3	個人住宅	2015	
226	仙台市	2013	東郊条里跡	仙台市教委	40	15	個人住宅	2015	
227	仙台市	2014	南小泉遺跡	仙台市教委	22	9	個人住宅	2015	
228	仙台市	2014	六反田遺跡	仙台市教委	20	6	個人住宅	2015	
229	仙台市	2014	辻遺跡	仙台市教委	120	13	ほ場整備	2015	
230	仙台市	2014	屋敷東遺跡他3遺跡	仙台市教委	520	87	ほ場整備	2016	

## 宮城県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（7）

No.	調査地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
231	仙台市	2014	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	16	3	個人住宅	2015	
232	仙台市	2014	荒井広瀬遺跡	仙台市教委	15	2	個人住宅	2015	
233	仙台市	2014	杏形遺跡	仙台市教委	46	10	戸建復興公営住宅	2015	
234	仙台市	2014	杏形遺跡	仙台市教委	1,500	98	土地区画整理事業	2015	
235	仙台市	2014	杏形遺跡	仙台市教委	179	29	土地区画整理事業	2015	
236	仙台市	2014	小鶴城跡	仙台市教委	27	2	個人住宅	2015	
237	仙台市	2014	荒井南遺跡	仙台市教委	286	40	復興公営住宅建設	2015	
238	仙台市	2015	陸奥国分尼寺	仙台市教委	86	8	個人住宅		
239	仙台市	2015	富沢館跡	仙台市教委	9	1	個人住宅		
240	仙台市	2015	大野田古墳群	仙台市教委	17	1	個人住宅		
241	仙台市	2015	六反田遺跡	仙台市教委	15	1	個人住宅		
242	仙台市	2015	洞ノ口遺跡	仙台市教委	48	11	個人住宅	2015	
243	仙台市	2015	郡山遺跡	仙台市教委	40	12	個人住宅	2015	
244	仙台市	2015	郡山遺跡	仙台市教委	63	12	個人住宅	2015	
245	仙台市	2015	郡山遺跡	仙台市教委	47	6	個人住宅	2015	
246	仙台市	2015	郡山遺跡	仙台市教委	22	2	個人住宅		
247	仙台市	2015	郡山遺跡	仙台市教委	15	2	個人住宅	2015	
248	仙台市	2015	南小泉遺跡	仙台市教委	16	1	個人住宅		
249	仙台市	2015	中在家南遺跡	仙台市教委	40	10	個人住宅	2015	
250	仙台市	2015	南小泉遺跡	仙台市教委	26	4	個人住宅		
251	仙台市	2015	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	20	1	事務所		
252	名取市	2011	原遺跡	名取市教委	789	30	工場建設		
253	名取市	2012	下余田遺跡	名取市教委	21	2	専用住宅新築		
254	名取市	2012	本村遺跡	名取市教委	90	12	宅地造成		
255	名取市	2012	本村遺跡	名取市教委	36	10	専用住宅新築		
256	岩沼市	2011	下野郷館跡第2地点	岩沼市教委	21	6	個人住宅	2012	
257	岩沼市	2012	下野郷館跡	岩沼市教委	87	7	個人住宅	2012	
258	岩沼市	2012	新筒下遺跡	岩沼市教委	1,100	9	防災集団移転促進事業	2012	
259	岩沼市	2012	鶴ヶ崎城跡	岩沼市教委	8	1	個人住宅	2012	
260	岩沼市	2012	貞山堀	岩沼市教委	135	16	藤曾根排水機場復旧工事	2015	
261	岩沼市	2013	高大瀬遺跡	岩沼市教委	306	30	排水機場建設		2013/11/10
262	岩沼市	2013	貞山堀	岩沼市教委	144	1	相の釜排水機場復旧工事	2015	
263	岩沼市	2013	貞山堀	岩沼市教委	140	1	三軒茶屋排水機場復旧工事	2015	
264	岩沼市	2013	高大瀬遺跡	岩沼市教委	170	26	岩沼臨空メガソーラー	2015	
265	岩沼市	2013	にら塚遺跡	岩沼市教委	369	4	岩沼臨空メガソーラー	2015	
266	岩沼市	2014	沼前遺跡	岩沼市教委	54	4	農産漁村地域復興基盤総合整備事業	2015	
267	岩沼市	2014	新筒下遺跡	岩沼市教委	48	7	農産漁村地域復興基盤総合整備事業	2015	
268	岩沼市	2014	前條遺跡	岩沼市教委	55	3	農産漁村地域復興基盤総合整備事業	2015	
269	岩沼市	2014	西土手遺跡	岩沼市教委	96	14	農産漁村地域復興基盤総合整備事業	2015	
270	岩沼市	2014	下野郷館跡	岩沼市教委	93	12	農産漁村地域復興基盤総合整備事業	2015	

宮城県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（8）

No.	調査地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
271	岩沼市	2014	刈原遺跡	岩沼市教委	156	18	農産漁村地域復興基盤総合整備事業	2015	
272	岩沼市	2014	高原遺跡	岩沼市教委	133	12	農産漁村地域復興基盤総合整備事業	2015	
273	岩沼市	2015	高大瀬遺跡	岩沼市教委	312	8	防災集団移転跡地利用	2015	
274	山元町	2011	西石山原遺跡 山王B遺跡 内手遺跡 上宮前遺跡 北山神遺跡 南山神B遺跡 影倉B遺跡 影倉C遺跡 上山遺跡 法羅遺跡	宮城県教委	10,800	360	常磐自動車道建設	2011	
275	山元町	2011	的場遺跡	山元町教委	6,300	90	常磐道建設	2013	
276	山元町	2011	石垣遺跡	山元町教委	4,750	60	常磐道建設	2013	
277	山元町	2011	日向遺跡	山元町教委	2,380	60	常磐道建設	2014	
278	山元町	2011	中筋遺跡	山元町教委	1,000	8	常磐道建設	2014	
279	山元町	2011	北経塚遺跡	山元町教委	1,770	60	店舗開発	2012	
280	山元町	2012	谷原遺跡 日向北遺跡 中筋遺跡	山元町教委	8,790	200	常磐道建設	2015 2013 2014	
281	山元町	2012	小平館跡	山元町教委	450	7	個人住宅		
282	山元町	2012	涌沢遺跡他計12遺跡	宮城県教委	26,650	365	常磐自動車道建設	2015	2012/8/5
283	山元町	2013	熊の作遺跡 戸花山遺跡 狐塚遺跡 向山遺跡 新中永窪遺跡 犬塚遺跡 雷神遺跡 山ノ上遺跡	宮城県教委	17,400	334	JR常磐線建設	2016	2013/10/19
284	山元町	2013	的場遺跡	山元町教委	500	30	常磐自動車道建設		
285	山元町	2013	小平館跡	山元町教委	300	10	個人住宅	2015	
286	山元町	2013	谷原遺跡	山元町教委	350	10	個人住宅		
287	山元町	2013	藁首城跡	山元町教委	1,100	20	町立小学校体育館改築		
288	山元町	2014	山下館跡	山元町教委	3,500	70	避難道路		
289	山元町	2014	合戦原遺跡	山元町教委	6,500	120	防災集団移転・災害公営住宅建設		2015/3/8
290	山元町	2015	合戦原遺跡	山元町教委	13,055	165	防災集団移転・災害公営住宅建設		
291	山元町	2015	新浜遺跡ほか	山元町教委	5,275	54	ほ場整備		2015/7/25
292	山元町	2015	北泥沼遺跡ほか	山元町教委	613	8	ほ場整備		
293	山元町	2015	犬塚遺跡	宮城県教委	300	22	JR常磐線建設		
294	山元町	2015	法羅遺跡	宮城県教委	380	2	常磐自動車道(坂元IC建設)		
295	栗原市	2015	大天馬遺跡	宮城県教委	1,552	32	県北高速幹線道路建設	2015	
296	栗原市	2015	後沢遺跡	宮城県教委	2,304	8	県北高速幹線道路建設	2015	
297	登米市	2011	沼崎山遺跡	登米市教委	1,650	4	工場用地	2013	
298	登米市	2012	沼崎山遺跡	登米市教委	2,620	20	工場新築	2013	

### (3) 福島県

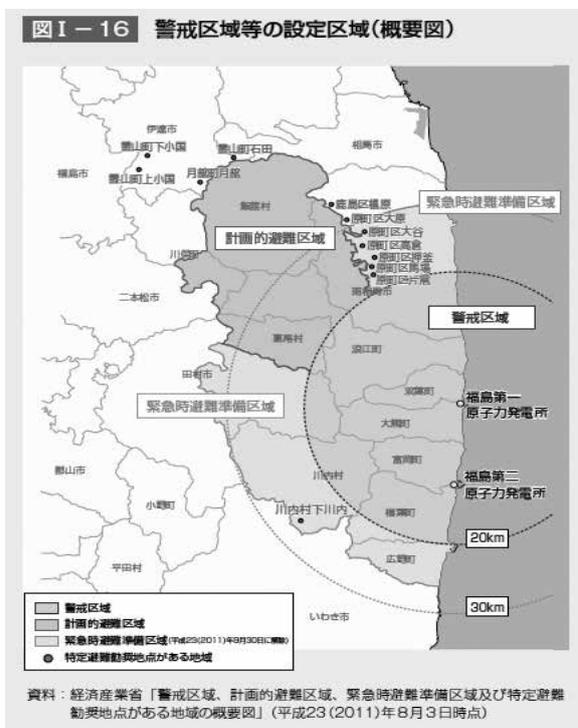
玉川 一郎

#### 1 福島県内の文化財の被害と復旧調査

##### (1) 福島県内の指定文化財の被害

【東日本大震災と原発事故による被害】 2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、福島県内においても浜通り地方や中通り地方では最大震度6弱ないし6強の激震に見舞われ、また太平洋沿岸地域では高さ10mを越える大津波により甚大な被害を被った。津波による被害を受けた自治体は、太平洋沿岸の3市7町全て(相馬市・南相馬市・いわき市・新地町・浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町・広野町、以下「沿岸被災自治体」)である。

これらの災害は後に東日本大震災とよばれることになったが、福島県ではこの震災に引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所の事故(1・2・3号機の炉心溶融、以下「原発事故」)による広範囲にわたる放射性物質の拡散があり、半径20キロメートル圏内には避難指示が出され、10万人を超える住民が悲惨な避難生活を強いられることになった。このため、福島県内の東日本大震災からの復旧・復興は、岩手・宮城各県と較べ性格の異なった困難さの中で進展している。



福島県の沿岸被災自治体と原発事故警戒区域

島県内の指定文化財及び登録文化財の被害は、浜通り・中通り・会津地方の県内一円に及んでいる。

このうち、津波の被害が直接及んだのは国史跡泉官衙遺跡(南相馬市)、県史跡観海堂(新地町)、県天然記念物マルハシャリンバイ自生地(南相馬市)である。史跡では整備事業が終了していた桜井古墳(南相馬市)と大安場古墳(郡山市)で復元した墳丘部分に亀裂が生じた。また二本松城跡(国史跡、二本松市)、小峰城跡(国史跡、白河市)、中村城跡(県史跡、相馬市)、棚倉城跡(県史跡、棚倉町)などでは石垣が崩壊した。また会津地方でも若松城(国史跡、会津若松市)、松平家墓所(国史跡、会津若松市、猪苗代町)などに被害が出ている。指定文化財等の復旧作業は2011年度から始まり、長期にわたる復旧期間を要する小峰城跡を除き2016年度で終了した。

##### (2) 被災文化財の復旧にともなう調査

国と県の指定及び登録文化財のうち、小峰城跡、観音堂石仏(国史跡、南相馬市)、専称寺境域(県史跡、いわき市)では、復旧工事にあたり遺構確認のための発掘調査が行われた。

【小峰城跡】寛永年間に白河藩丹羽長重によって改修・整備された梯郭式平山城であるが、石垣10箇所、総延長160mが大規模に崩落したほか、石垣6箇所に修復が必要な被害が生じた。石垣の復旧作業は2011年度から開始されたが、撤去する石材は個別の石材カルテを作成し、過去の写真記録と照合して極力崩落前の状態に復旧する作業が現在も続けられている。また復旧工事に先立って行われた本丸南側の石垣の調査では、本丸が慶長年間以前に谷地形を整地盛土で造成したことがわかったほか、従来の石垣の基底部の下部に2～4段の石垣を新たに発見した。小峰城跡の復旧は総事業費約50億円、2018年度末の完了を目標に工事が続けられている。

【専称寺境域】いわき市の専称寺は、応永2年(1395)開山の浄土宗寺院である。慶長年間と寛文年間に火災で焼失し、貞享年間に再建された建物のうち、本堂・総門・庫裡が現存し国の重要文化財に指定されている。東日本大震災により本堂と総門が大きな被害を受けた。解体・復旧工事に先立ち、2013年にいわき市教育委員会による発掘調査が行われた。調査の結果、本堂跡では創建期の整地面、慶長期・寛文期の遺構面が検出され、

【指定文化財の被災状況】 東日本大震災による福

文献記録との対比が行われている。

**【観音堂石仏】** 南相馬市小高区にある大悲山石仏群の一つ、国史跡観音堂石仏の覆屋が倒壊した。覆屋の復旧工事に先立ち、2013～14年にかけて石仏前面の平坦部の発掘調査が南相馬市教育委員会によって実施された。調査により4期の覆屋の遺構面が確認され、最下層の黒色土から10世紀前半代の赤焼き土器が出土したことから、観音堂石仏の造営が、平安時代初期に遡ることが考古学的に裏付けられた。造営期の最下層面は現表面から1.8mにあり、かつU字状の参道をともなっていた可能性が指摘されている。観音堂石仏の覆屋は、指導委員会の指導を受けながら、2017年度で復旧した。



観音堂石仏の覆屋倒壊状況 (2012.11.29)



観音堂石仏覆屋の復旧後の状況 (2016.12.12)

## 2 福島県内の復興調査体制

### (1) 復興調査の県と市町村の分担

**【原発事故による復興事業の遅れ】** 福島県は東日本大震災の直後に原発事故があり、福島第一原発から半径20km圏内に避難指示がだされ、その後20km圏外にも計画的避難区域が設定され、原発事故による被災市町村は12市町村（南相馬市・浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町・広野町・葛尾村・川内村・田村市・川俣町・飯舘村、以下「原発被災自治体」）となった。これらの原発被災

自治体では、役場を含め住民の避難生活が余儀なくされた。そのため、2011年度は県や市町村の文化財関係職員の業務も避難所の運営など避難住民への生活支援が優先され、指定文化財の被害状況調査や復旧調査は大幅に遅れて着手せざるを得なかった。また、原発被災自治体では、原発事故のため復興計画の策定も遅延したことから、復興事業にともなう埋蔵文化財調査体制の再構築や現地調査が本格化したのは2012年度下半期以降である。

**【復興調査の分担】** 福島県教委は2000年に策定した「発掘調査の取り扱い基準」があり、震災前はこの基準で県と市町村の発掘調査が分担されていた。この基準には、開発による本調査の要件が規定されているほか、開発主体を問わず複数市町村にまたがる事業、規模が大きいなど単独の市町村では対応できない事業は県が担当し、それ以外の事業については市町村が分担することなどを内容としている。復興事業が本格化するに伴い、この事業に伴う埋蔵文化財調査を従来の発掘調査の基準により県と市町村の役割分担で実施することは、想定される事業規模と復興期間を考えた場合、復興調査が復興事業の足かせとなることが明らかであった。

**【柔軟な発掘調査基準の運用】** そこで県教委は文化庁通知を受け復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護の整合を図るため、復旧・復興事業でも原状回復する場合は原則として本調査を要しないこと、新たな施設整備を行う場合、工事により掘削が及ぶ範囲のみ本調査を実施するなどの内容を県内市町村や関係機関に通知した。そして2013年度から、従来の発掘調査の基準を一部変更し、浜通り地区の被災市町村の復興事業に限り、国と県の復興事業に伴う埋蔵文化財調査は、県教委が対応することとした。なお、県教委では、これらの事業による表面調査と試掘調査は直営で実施し、本発掘調査は（公財）福島県文化振興財団（以下「財団」）に委託して行うこととした。

県教委が担当することになった復興調査は、復興計画に記載された福島県が事業主体である海岸堤防事業、海岸防災林事業、防災緑地事業、道路改良・新設事業、ほ場整備事業（土取り場合含む）、河川改修事業などに加え、復興道路に位置づけられた常磐自動車道、相馬福島道路建設事業などに伴う埋蔵文化財調査である。

県の発掘調査の基準の運用が一部変更されたことにより、浜通り被災市町村教委は、自治体内の防災集団移転計画、個人住宅の建設、民間事業な

どの復興調査を分担することになった。

【市町村への技術支援】震災前から、県教委には専門職員のいない市町村の埋蔵文化財調査を支援する「市町村埋蔵文化財技術支援」という特色のある発掘調査の支援制度があった。この制度は、財団の埋文専門職員を1名県教委に出向させ（人件費は県負担）、市町村からの依頼に基づき発掘調査を技術支援する内容であったが、復興調査に当たっては、この制度を拡充し、被災市町村の復興調査への要望に応えることになった。

## （2）福島県教育委員会の調査体制

【震災前の県教委】福島県教委文化財課では、震災前は課内に副課長を含め5名の埋蔵文化財担当職員（いずれも教員）が配置され、開発事業との調整を本務としていた。そして事業に関する試掘調査や本調査は、全ての事業を（財）福島県文化振興事業団（現在は（公財）福島県文化振興財団）に委託して対応してきた。しかし、原発事故が加わった震災からの復興調査に対応するためには、体制と調査業務の再構築が喫緊の課題となった。

このような状況の中、県教委は以下のような体制強化策をとることになった。

- ①文化財課内に新規の専門職員を採用する。
- ②文化財課に財団から専門職員を出向させる。
- ③文化財課に自治法派遣職員（以下「派遣職員」）を受け入れる。
- ④財団に県職員（教員）を出向させるとともに、財団はOB職員の再任用や嘱託調査員を増員する。

【専門職員の採用と復興班】福島県教委の文化財保護行政は、社会教育課・文化課時代から、専門職員は教員を充てる人事が続いてきたが、人材の不足は深刻な状況にあり、文化課内に復興調査に対応できる専門職員を新規に採用することが避けられない事態になった。そこで県教委は2013、2014、2016年度に、公募により各1名の専門職員を確保して埋文保護行政に当たることになった。

さらに文化財課では市町村技術支援制度の枠を活用し、財団から2013年度2名、2014年度1名、2015年度2名、2016年度1名の専門職員を、文化財課に出向させ調査員の確保を行った。

【自治法派遣職員による支援】福島県教委の調査体制の強化に大きな役割を果たしたのが、派遣職員による支援であった。福島県教委では、文化庁経由の派遣職員を以下により受け入れている。

2012年度：5名（兵庫県4月から、青森県・

長野県・京都府・さいたま市は10月から）

2013年度：9名（茨城県・富山県・長野県・京都府・兵庫県・和歌山県・高知県・福岡県・沖縄県・さいたま市）

2014年度：6名（茨城県・京都府・高知県・福岡県・沖縄県・さいたま市）

2015年度：4名（埼玉県・愛知県・長崎県・鳥取県）

2016年度：5名（北海道・山梨県・愛知県・鳥取県・神戸市）

特に2012・13年度の派遣職員は、県の復興関係部局や福島県の復興の拠点となる復興庁福島復興再生総局との調整に大きな力を発揮した。県の発掘調査の基準と復興調査の調整に苦労しながら、その後の復興調査の基盤づくりができたという点で高く評価される。また2013年度からは、復興事業が本格化し、これにともなう膨大な表面調査・試掘調査・本調査を実施することになったが、これを成し遂げた実働部隊が派遣職員であった。

【復興チームの南相馬市駐在】2013度には、文化財課内に副課長を含めた県の専門職員6名（内2名は財団からの出向）と派遣職員9名からなる復興調査班を新設し、復興調査が本格化した。福島市内の民間ビルに事務所を確保し、沿岸被災自治体の復興調査に月～金曜日の原則4泊5日の旅行命令を受けての調査が続けられたが、相馬市や南相馬市にはホテル・旅館の確保が困難である上に、本務地の福島市から出張しての調査では、職員の移動のため月曜日と金曜日の半日は現場作業ができないなどの新たな課題があった。

2014年度は、これらの課題を解消するため、南相馬市内に執務室と職員の宿舎をあらかじめ確保し、復興調査班を南相馬市駐在とした。この対応により、復興調査の現地調査期間（時間）が確保され、復興調査の効率化が図られた。

## （3）財団の調査体制

財団の遺跡調査課は、1977年、当時の（財）福島県文化センターに設けられた組織である。以後、県教委の実質的な調査組織として、県教委の埋蔵文化財調査業務の全てを事業受託してきた。震災前には、常磐自動車道路・相馬福島道路・会津縦貫北道路・阿武隈川上流河川改修事業などの試掘確認調査や本調査を実施していたが、震災後は常磐自動車道と相馬福島道路が復興道路に位置づけられたことに加え、沿岸被災自治体の復興事業に伴う復興調査の本調査を受託するためには、

遺跡調査課の調査体制の強化も喫緊の課題になった。

そこで、県教委は2013年度に教員5名を財団に出向させる一方、財団は全国の財団組織の派遣が可能になったことからこれを受け入れ、さらにOB職員の再任用や嘱託職員の採用などにより調査体制の強化を図った。財団間の派遣職員の支援状況は以下の通りである。

2013年度：4名（山形県・栃木県・東京都・大阪市）

2014年度：5名（山形県・栃木県2名・東京都・大阪市）

2015年度：3名（山形県・栃木県・東京都）

2016年度：3名（山形県・栃木県・東京都）

#### （4）沿岸被災自治体の調査体制

震災前の沿岸被災自治体3市7町のうち、新地町・相馬市・南相馬市・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町・いわき市に埋文専門職員（嘱託及び財団組織を含む）が配置され、浪江町と広野町が未配置の自治体であった。

【新地町】震災前から嘱託職員が1名おり、震災後の復興調査を担当していたが、2015年度に正規職員に採用され埋文保護行政を担当している。

【相馬市】震災前から生涯学習課に専門職員1名（2013年度からは再任用職員）が配置され復興調査を担当した。また2014年には他部署に配置されていた専門職員1名が復帰し、2人体制で復興調査にあっている。

【南相馬市】南相馬市は、震災前は文化財課に課長補佐を含めて6名の専門職員が配置されていたが、震災後は2名が被災住民支援などで他部署の業務に従事し、2013年度になって全員が復帰した。復興調査の事業量が多いため、県の市町村技術支援を活用し、県の派遣職員の中から、2013年度2名、2014年度4名、2015年度2名（内1名は山梨県から南相馬市への直接派遣）、2016年度1名による支援を、通年で受けている。

また、本調査が集中した2013年度は奈文研から短期の支援を受けると共に、文化財関係OB職員1名を、3ヶ月間の臨時職員として雇用した。さらに2014年度前半には奈文研の短期支援のほか、県内市町村の専門職員の支援があった。

【浪江町】震災前から専門職員がいない自治体で、復興関連の事業調整と復興調査は、県の指導と市町村技術支援に依存せざるを得ない状況が継続している。

【双葉町】双葉町は原発事故による全町避難が行われ役場機能も埼玉県加須市・いわき市などに移

転したが、歴史民俗資料館の専門職員1名が住民の生活支援業務を兼務しながら文化財保護行政を担当している。

【大熊町】指定震災前からの埋文担当者であった歴史民俗資料館の専門職員1名が、2013年度で退職したが、2015年度から新たな専門職員1名が新規に採用された。

【富岡町】震災前の専門職員1名がいて、震災後は住民の生活支援を兼務して文化財保護業務に当たっている。

【楡葉町】2013年の途中で専門職員1名が退職したが、2014年度に他部署から専門職員1名が復帰して埋文行政を担当している。

【広野町】広野町は震災前には専門職員がいない自治体であったが、復興事業の進展が早く、2013年度嘱託調査員を1名採用し、2014年度には新規の専門職員1名を採用し、県の技術支援を受けながら埋文行政が行われている。

【いわき市】震災前から市教委文化課に専門職員が2名（いずれも（公財）いわき市教育文化事業団の専門調査員の割愛人事）が配置されていた。震災後もこの体制が継続され、復興調査の調整を担当した。復興事業に伴う試掘調査と本調査は、（公財）いわき市教育文化事業団に委託して実施した。

復興期間中の（公財）いわき市教育文化事業団の埋文専門職員は、嘱託5～6名を含む10～11名の体制が維持された。

### 3 福島県の復興調査の進捗状況

#### （1）復興計画策定の遅れ

震災直後に始まった2011年度は、福島県は原発事故の避難騒ぎが加わり、県を含めた自治体は被災した住民の一次避難所の運営、学校の再開、仮設住宅の建設などに全庁をあげて取り組まざるを得なかった。そのため、沿岸被災自治体の復興計画の策定も、岩手・宮城県に較べて大きく遅れ、沿岸被災自治体の中では新地町・相馬市・南相馬市・いわき市などの自治体は2012年度までに復興計画（第一次）が策定されたが、避難指示が出て警戒区域が設定された浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町などは原発事故の影響が大きく、復興計画の策定がさらに遅れることになった。

このような状況の中では、県教委が実施する復興事業に伴う埋蔵文化財調査は、2012年度以降に本格化せざるを得ず、しかもその実施自治体は新地町・相馬市・南相馬市・広野町・いわき市の限定された自治体とならざるを得なかった。

## (2) 住宅の建設に関わる復興調査

【防災集団移転・災害公営住宅など】震災後の沿岸被災自治体では、被災者の住宅の確保が緊急課題であった。各地に設けられた仮設住宅や借り上げ住宅（見なし仮設）での生活からの一日も早い脱却を目指し、個人住宅の建設が震災直後から始まり、2013年度以降は沿岸被災自治体による防災集団移転地の造成計画や災害公営住宅（11市町に2,807戸、市町村営）の建設工事が具体化し、これらの事業は主に当該市町村教委が対応することになった。また、福島県は原発事故による避難者の住宅確保のため、県内に復興公営住宅（8市4町2村に4,890戸、県営）を建設することになった。震災後の復興事業の中では、最優先されたこれらの建設事業に伴う埋蔵文化財調査が県教委と市町村教委の課題となった。

住宅建設に関連した復興調査のうち、試掘調査は2012年に新地町・相馬市・広野町・いわき市で始められ、2013年度からは南相馬市が加わった。

沿岸被災自治体では、新地町は個人住宅や防災集団移転地などを2014年度までに試掘調査したが、盛り土対応で本調査を回避した。相馬市は個人住宅や防災集団移転15件を2014年度まで試掘調査し、14件は盛り土などの対応で本調査を回避し、本調査したのは細田B横穴群（測量調査が主）1件だけであった。

南相馬市は、住宅関連の復興調査が2013・2014年度の2カ年に集中した。試掘調査では2カ年で個人住宅関係30件、防災集団移転17件、災害公営住宅4件などに対応し、このうち個人住宅では榎内遺跡（396㎡）、桜井B遺跡（99㎡）桜井D遺跡（439㎡）、防災集団移転で東町遺跡（3,000㎡）と上渋佐原田遺跡（6,000㎡）、災害公営住宅で中才遺跡（800㎡）が本調査された。南相馬市ではこれらの本調査に加えて災害復旧道路（市道）の榎木沢C遺跡（7,400㎡）の本調査が



南相馬市東町遺跡の本調査（2014.6.21の現説）

2014年1月から7月までの期間に集中したため、調査の担当できるOB臨時職員の短期雇用と県教委から通年で支援を受けた派遣職員・財団・奈文研・県内市町村からの支援でこれに対応した。

広野町は2012年度に災害公営住宅の桜田IV遺跡が試掘調査され、引き続き6,400㎡が本調査されることになった。専門職員がいない自治体であったので、県教委の派遣職員による全面的な支援で調査が行われた。調査により8世紀の掘立柱建物跡が発見され、その配置状況から駅屋などの官衙的遺跡の可能性が指摘されことになった。広野町はこの成果を受けて、遺構集中部を住宅内広場に取り込むよう公営住宅の配置を変更して遺跡の一部保存を図ることにした。広野町関係者や現地説明会に集まった多くの地域住民に対し、遺跡の重要性を訴えた派遣職員の働きかけが遺跡の保存につながったものと評価したい。

いわき市は2012年度から防災集団移転（土地区画整理事業）関連の試掘調査に着手し、久之浜条里遺跡ほか5遺跡が本調査の対象となった。本調査は2013年に久ノ浜条里遺跡（6,450㎡）、小原遺跡（5,660㎡）、三反田遺跡（265㎡）を、2014年度は薄磯大平遺跡（1,160㎡）、薄磯貝塚（818㎡）三反田遺跡（265㎡）を調査した。

いわき市は双葉郡からの原発事故被災者が集中して避難していることもあり、震災後の個人住宅建設に伴う試掘調査や工事立会が急増した。また急激な人口増に伴う宅地の不足が深刻で、2014年からは民間の宅地造成に伴う試掘調査が増えている。しかし、個人住宅は盛り土で遺構を保存した上で建築されるケースが多く、立会は急増したものの、本発掘調査を実施したのは神谷作古墳群（101号墳、1,310㎡）など少数である。

住宅関連の復興調査では、福島県の場合は原発被災自治体を除き、2015年度で防災集団移転や災害公営住宅に関する埋蔵文化財調査は終了したと言える。ただし、南相馬市といわき市では、これ以降も個人住宅建設による試掘確認調査は高い件数で推移している。

## (3) 復興道路に関する復興調査

【常磐自動車道】浜通り地方を縦断する常磐自動車道は、震災前には相馬ICから宮城県山元IC間の発掘調査が残されていて、福島県分では新地町区間が進行中であった。この道路は震災後に復興道路に位置づけられ、浜通り地方の復興道路の中で、全線の開通が最も急がれる高速道路になった。

このような状況の中、震災前から県教委が財

団に委託していた常磐自動車道関連の本調査は2011年度も中断することなく実施され、相馬IC以北の新地町内の赤柴遺跡他5遺跡が発掘調査された。

2012年度は、同じく新地町内の10遺跡の本調査が行われたが、南狼沢A遺跡が2013年度に持ち越され、この年の8月で常磐自動車道関連の福島県分の発掘調査が終了した。

なお、常磐自動車道は2012年4月8日に南相馬IC～相馬IC、2014年12月6日に浪江IC～南相馬ICが、そして原発事故による放射線量が高い帰還困難区域を通る常磐富岡IC～浪江IC区間と宮城県と連結する相馬IC～山元IC間が2015年3月1日に開通し、常磐自動車道は全線開通した。これにより、福島県浜通り地方の復興事業が大きく進展することになった。

【相馬福島道路】相馬福島道路は、常磐自動車道と東北自動車道を結ぶ約45kmの高規格幹線道路で、震災前は県教委が財団に依託して相馬市区間の埋蔵文化財調査を実施されていたが、復興道路に位置づけられたため、発掘調査の迅速な対応と強化が求められた。

県教委は2013年には相馬市玉野地区・伊達市霊山町・同月館町区間の宝直館跡ほか5遺跡の本調査を実施し、2014年は相馬市玉野地区向山遺跡・今田遺跡、伊達市霊山町庚申向A遺跡の3遺跡を本調査した。また、2015年には相馬市横川B遺跡・東羽黒平遺跡、伊達市霊山町の福田遺跡他3遺跡を本調査している。

相馬・福島道路は2016年度末に相馬山上IC～相馬玉野IC間の供用開始が予定されているほか、常磐自動車道相馬IC～霊山IC間は2018年度の開通を目標に工事が進んでいる。

【県道・市町村道の新設や拡幅】県道広野・小高線、県道北泉・小高線は、通称「浜街道」とよばれる太平洋岸に沿った県道で、震災前は一部区間の拡幅・改良工事が残された状況であった。これらの県道は震災による津波被害を受けた箇所もあり、復旧と改良工事の早期完成が求められた。

沿岸被災自治体における県道改良・拡幅工事に伴う発掘調査は県教委が担当することになったことから、財団に委託して楢葉町南代遺跡の本調査(2014年度900㎡、2015年度3,400㎡、平安時代の製鉄遺跡)を実施した。この本調査は楢葉町が避難指示により全町民が避難している中で行われたが、作業員が数人しか確保できず、長期間にわたる発掘調査となった。原発被災自治体の中で実施する復興調査の、厳しい現実が突きつけられ

た事例となった。

南相馬市では県道北泉・小高線の改良工事で五畝田・犬這遺跡(2014年度、2,800㎡)、五畝田B遺跡(2015年度500㎡)が本調査されたが、畝田・犬這遺跡はこの工事に合わせたほ場整備が計画され、そのための本調査も行われている。

#### (4) ほ場整備関連の復興調査

【県営ほ場整備事業】東日本大震災により、浜通り地区の平野部は津波による震災被害を受けると共に、地盤沈下があり、水田の再ほ場整備が沿岸被災自治体の復興計画に位置づけられた。この復興事業は県営ほ場整備事業として行われるため、この事業に関わる埋蔵文化財調査は県教委の事業となったことは前述した。

県営ほ場整備事業の表面調査は2012年度から始まり、2015年度までに約2,900haを調査した。表面調査の結果を受けて2013年度からは試掘調査が開始されたが、その対象面積は、2013年度345ha、2014年度72ha、2015年度では82haであった。ほ場整備に関する試掘調査では、南相馬市鹿島区の真野川の両岸に分布する自然堤防と低位段丘面には、縄文時代以降の各時代の遺跡が高い密度で分布していることが改めて確認された。

復興事業としてのほ場整備計画は、その多くが過去に行われたほ場の再整備である。そのため、保存協議では盛り土により掘削を伴わない工事内容に調整できるケースが多く、本調査になったのは、段丘面に立地する南相馬市原町区の五畝田・犬這遺跡(2015年度調査、5,800㎡)と自然堤防上のある同市鹿島区の桶師屋遺跡(2016年度調査、2,600㎡)の2例だけとなっている。

【土取り場】復興事業としての県営ほ場整備事業は、地盤の低下した水田に盛り土をする工事が大きなウェイトを占めている。そのため、大量の盛り土材を確保する土取り場が必要になることから、周辺の丘陵地が土取り場の候補地として早い段階から取り上げられることになった。そこで県教委は、2012年度以降、ほ場整備事業計画地と併せて、土取り場候補地での表面調査を実施し、2013年度43ha、2014年度13haの試掘調査を行った。

ほ場整備に関連した土取り場では、阿武隈高地東縁に広がる標高20～50mの相双丘陵が採取地になった。しかし、浜通り地方の丘陵地は、古代の製鉄遺跡が密集する地域であり、この発掘調査は大規模なことになることから、試掘調査の結果をもとに、できるだけ工事箇所から外す地区除外の協議が続けられた。

福島県における復興関連試掘調査

市町村	調査原因	2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			計		
		件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数	件数	面積	日数
新地町	集団移転				4	890	109	1	300	90							5	1,190	199
	住宅建設										1	160	30				1	160	30
	道路建設							1	32	1	1	260	30				2	292	31
	土取り場							5	1,965	110	1	400	20	1	108	12	7	2,473	142
	小計	0	0	0	4	890	109	7	2,297	201	3	820	80	1	108	12	15	4,115	402
相馬市	公営住宅				2	1,130	9										2	1,130	9
	住宅建設				5	4,778	9	6	3,284	8	1	315	1	5	158	24	17	8,535	42
	道路建設							9	3,092	90	5	6,038	42	4	483	8	18	9,613	140
	土取り場							2	1,064	82	2	233	27				4	1,297	109
	公共施設										2	18	8				2	18	8
	ほ場整備							11	559	32							11	559	32
	防災林							1	48	6	2	256	5				3	304	11
	その他							1	5,789	2							1	5,789	2
	小計	0	0	0	7	5,908	18	30	13,836	220	12	6,860	83	9	641	32	58	27,245	353
	南相馬市	集団移転				5	780	91	12	5,801	153	2						19	6,581
公営住宅					3	490	71	2	149	24	3	152	4	2	926	14	10	1,717	113
住宅建設					11	860	133	20	992	90	15	445	33	14	1,259	46	60	3,556	302
道路建設											1	270	1	3	132	9	4	402	10
土取り場					1	3,000	11	4	1,574	95	8	1,389	90	8	829	119	21	6,792	315
公共施設					2	364	17	3	671	26	4	808	24	1	300	4	10	2,143	71
ほ場整備								79	13,847	289	12	3,609	102	32	7,833	150	123	25,289	541
防災林								5	1,273	31	9	952	24	8	2,037	35	22	4,262	90
工業団地					1	60	12	2	1,990	42							3	2,050	54
太陽光								3	826	14	2	291	13				5	1,117	27
その他建物														2	215	3	2	215	3
その他開発														4	316	11	4	316	11
その他					3	121	10	2	40	23	6	1,844	216	3	187	4	14	2,192	253
小計		0	0	0	26	5,675	345	132	27,163	787	62	9,760	507	77	14,034	395	297	56,632	2,034
浪江町	集団移転							1	10,000	12							1	10,000	12
	道路建設										1	32,400	13	2	7,380	32	3	39,780	45
小計	0	0	0	0	0	0	1	10,000	12	1	32,400	13	2	7,380	32	4	49,780	57	
双葉町	道路建設													1	150	4	1	150	4
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	150	4	1	150	4
大熊町	土取り場							1	1,600	30							1	1,600	30
	太陽光							1	244	17							1	244	17
	工業団地							1	374	10							1	374	10
	その他建物													7	2,677	24	7	2,677	24
	その他開発													8	3,568	29	8	3,568	29
	その他													2	873	5	2	873	5
小計	0	0	0	0	0	0	3	2,218	57	0	0	0	17	7,118	58	20	9,336	115	
富岡町	その他													3	460	30	3	460	30
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	460	30	3	460	30
楡葉町	道路建設							3	543	7				4	235	22	7	778	29
	駅東開発										1	60,000	28				1	60,000	28
	住宅建設													1	30	1	1	30	1
	その他建物													3	160	5	3	160	5
小計	0	0	0	0	0	0	3	543	7	1	60,000	28	8	425	28	12	60,968	63	
広野町	作業員宿舎	1	139	3	1	60	1				1	4,281	1				3	4,480	5
	公営住宅				2	84	2										2	84	2
	住宅建設				1	2	1				1	51,217	17	5	966	9	7	52,185	27
	道路建設							1	18	1	4	4,388	15				5	4,406	16
	区画整理										2	3,040	8				2	3,040	8
	防災林							1	328	15							1	328	15
	その他				2	436	14				1	2,240	1	2	49	2	5	2,725	17
小計	1	139	3	6	582	18	2	346	16	9	65,166	42	7	1,015	11	25	67,248	90	
いわき市	住宅建築				24	1,672	93	12	1,774	80	9	1,030		8	1,643	50	53	6,119	223
	公営住宅				1	160	3				3	453	16				4	613	19
	区画整理				13	1,102	90	1	82	3							14	1,184	93
	道路建設							2	155	14	3	165	9				5	320	23
	ほ場整備							6	429	27	13	559	58	1	106	2	20	1,094	87
	公共施設				1	108	3	2	115	4	1	179	6				4	402	13
	太陽光				1	277	9	1	178	10							2	455	19
	土取り場													1	64	14	1	64	14
	その他建物													2	223	7	2	223	7
	その他開発													1	107	4	1	107	4
	その他				2	207	12	5	330	24	5	339	28	1	64	5	13	940	69
小計	0	0	0	42	3,526	210	29	3,063	162	34	2,725	117	14	2,207	82	119	11,521	571	
合計	1	139	3	85	16,581	700	207	59,466	1,462	122	177,731	870	139	33,538	684	554	287,455	3,719	

出典：文化庁記念物課 2016 『東日本大震災の復興と埋蔵文化座保護 中間報告』

福島県教育委員会 2016 『福島県教育年報』

土取り場の試掘調査では、新地町福田地区1遺跡と南相馬市原町区の2遺跡で、いずれも古代の製鉄遺跡が候補地内に所在することが確認された。その後の保存協議で福田地区は遺構を外した部分で土取りすることになり、本調査を回避できが、南相馬市では天化沢A遺跡（2014年度調査、30,200㎡）と谷地中遺跡（2015年度調査、6,000㎡）が本調査の対象となった。

#### （5）その他の復興事業に伴う復興調査

震災後に最優先された被災者住宅関係の復興事業が本格化する一方、沿岸被災自治体では地域経済の再建に向けたさまざまな復興事業が計画されるようになった。これらの事業に、は公共事業に加えて民間による事業が多く含まれている。2015年度以降に具体化され、それに伴う復興調査は主に市町村教委が対応している。

南相馬市では2012年度から工業団地、メガソーラー、植物工場などの施設建設予定地の試掘調査が行われ、2015年度に鹿島区南海老南町遺跡（植物工場、6,500㎡）が本調査された。南相馬市では下太田地区の工業団地予定地での横穴墓群の本発掘調査が2017年度に予定されている。

避難指示区域にある大熊町の大河原地区は、東電第一原発従業員の給食センターや宿泊施設建設地となったほか、土取り場・植物工場などの計画があり、県の支援により数遺跡の試掘調査が実施されたが、本発掘調査になる遺跡はなかった。しかし、震災前から調査が行われていた大熊町南平G遺跡では、2015年度に本発掘調査が再開された。

事故を起こした原発の廃炉に向けた作業には、下請け企業を含め毎日数千人の作業員が集められている。その作業員や関係者の宿泊施設の建設に関連して、2012年度以降、避難指示区域の南側にある楢葉町や広野町で試掘調査が実施され、楢葉町は（公財）いわき市教育文化事業団に依託して高橋遺跡（2015年度4,000㎡、2016年度978㎡）を本調査している。

復興事業が伸展する中で、新たな課題になってきたのが、古代の製鉄遺跡が立地する相双丘陵地における民間による土取り場の対応である。林地開発は、1haを超える場合は県の許可を必要とするため、民間が開発する場合は面積を1ha以下に抑えて計画する例が多く、この計画における埋蔵文化財調査は、市町村教委の対応となる。南相馬市は2012年度以降にこの対応が急増し、文化財課の試掘確認調査の大きなウェートを占めることになった。幸いにも試掘確認調査後の保存協

議によって遺跡のある部分は計画区域から除外され、本発掘調査を免れているが、民間の土取りは今後も沿岸被災自治体の全体で行われる事が予想され、復興調査の最大の課題となっている。

## 4 復興調査の成果の公開

### （1）現地説明会などの普及活動

復興調査が進展する中で、調査の成果を地域住民に公開し、その成果を理解してもらうことは、地域の絆を強め、復興事業を前進させるためにも重要な活動である。復興調査ではこれらの考えに基づき発掘調査の現地での説明会が積極的に開催された。

**【現地説明会】**復興調査での現地説明会は、2013年の広野町桜田IV遺跡を初めとして、相馬市・南相馬市・楢葉町・広野町・いわき市の本発掘調査の現地で開催され、それぞれ50～270人の来跡者があった。特に、広野町も多くの住民が各地に避難している震災直後の時期の桜田IV遺跡では、災害公営住宅の予定地ということもあって住民の関心が高く、160名を超える見学者があった。この遺跡は奈良時代の海道十駅の一つである可能性も提起され、住宅の配置を変更して遺構の中心部を保存することになったが、その背景には地域住民の遺跡に対する理解と、この調査を支援した派遣職員の熱意があったことを明記しなければならない。

南相馬市では、復興調査のピークにあたり併行して本調査していた東町遺跡と上洪佐原田遺跡で、2014年6月21日に現地説明会を同時に開催した。一日に2遺跡の調査成果が見学できるとのことで住民の関心も高く、270人の来跡者があった。

相馬市向山遺跡、南相馬市東町遺跡・辻内遺跡、広野町桜田IV遺跡では、現地説明会に加えて、地元小・中学生の見学や発掘調査の体験活動を行った。復興調査への理解、地域の歴史の理解に大いに役立ったものと評価したい。

**【展示会・講演会の開催】**復興調査の成果を報告する展示会・講演会も活発に行われた。県内では、福島県立博物館、（公財）福島県文化振興財団、福島県文化財センター白河館（まほろん）、（公財）郡山市文化・学び振興公社、（公財）いわき市教育文化財団、南相馬市博物館、福島県考古学会などが主催した復興調査の成果報告会・展示会には、県内各地に避難している多くの住民が高い関心をもって来場したが、住民の地域とその歴史を愛する気持ちいかに高いものかを感じさせるも

のであった。

福島県の復興調査の成果は、山形県・栃木県・東京都・大阪府・福岡県・高知県などの各地でも報告され、また出土品の展示などが行われた。これらの取り組みは、本県に派遣された派遣職員が、自らの経験を派遣元に広く知らせたいという使命感に加え、福島県の復興状況と復興調査の現実を正確に伝えて欲しいという福島県民の願いに応えてくれた活動である。これらの活動により、岩手・宮城県と異なって、原発事故による避難騒ぎや風評被害に苦しむ福島県の正しい理解が深められたことに感謝したい。

## (2) 発掘調査報告書の刊行

復興調査は、現場作業が優先されたため、震災前のような調査報告書の刊行が不安視された。しかし、県教委の本調査を受託する財団は、従来通りの次年度ないし次々年度刊行を原則として資料整理・報告書作成業務を実施しており、常磐自動車道や相馬・福島道路関連などの報告書が刊行された。

なお、これらの報告書は、基本的には財団間派遣職員は資料整理まで関わるもの、原稿執筆には加わらないで刊行されている。

いわき市の復興調査報告書は、受託機関である(公財)いわき市教育文化財団が、2015年度で全ての遺跡分を刊行した。

市町村では、県の技術支援を受けて本発掘調査した広野町桜田Ⅳ遺跡の報告書が2014年度に刊行されたが、この報告書は派遣職員が中心になってまとめたものである。

その他の市町村の中では、南相馬市が多くの本発掘を実施しているが、整理作業が中心で報告書の刊行は今後の課題となっている。復興創生期間が終了する2020年までに刊行する目標で取り組んでいるが、通年で支援を受けた派遣職員の関わりは難しく、今後の大きな課題になっている。

## 5 復興調査の成果

福島県内の復興調査では、試掘調査で内容が確認されたものの本調査に至らなかった遺跡も含め、旧石器時代から近世に至る新しい発掘調査の成果があった。

### (1) 原始(旧石器時代～弥生時代)

【旧石器時代】赤柴遺跡(新地町、常磐道)では、後期旧石器時代のポイントなどの石器と共に、礫群が5箇所発見されている。焼石が多く含まれ、県内では喜多方市塩坪遺跡の例より良好な保存状態で発見された。2017年度の調査になるが、楢

葉町の大谷上ノ原遺跡のスマートIC建設予定地が県教委に依頼された財団によって本発掘調査されたが、数次にわたって確認されていたように、今回も後期旧石器が出土している。

【縄文時代】縄文時代では広野町柳町Ⅱ遺跡で早期後半から前期初頭の集落遺跡が調査され、海岸線に近い段丘面に立地する集落として注目される。また南相馬市原町区五畝田・犬這遺跡で、前期前半の集落跡の一部が調査されている。この遺跡は標高8m前後の段丘面にあり、先の大津波の浸水域にある遺跡である。4軒の住居跡は大木1式及び2a式期であり、浜通り地方の該期の集落として貴重な事例となった。

南相馬市原町区東町遺跡は、縄文時代中期末葉の集落遺跡である。狭い調査区の中から竪穴住居27軒が検出された。住居の拡張や重複が顕著であるが、ほとんどが複式炉を有する大木9・10式期の住居で、新田川南岸の拠点集落の存在が明らかになった。

後期・晩期の遺跡ではいわき市薄磯貝塚、楢葉町高橋遺跡、南相馬市鹿島区の中才遺跡で大きな成果があった。薄磯貝塚は、過去の調査で豊富な出土遺物があり、福島県浜通り地方を代表する貝塚であるが、今回の調査でも後期末葉から弥生時代中期前半にかけての貝層が確認され、縄文土器のほか骨角器・土偶・石棒・線刻礫など多くの資料が出土した。また製塩土器とみられるおびたしい筒型土器が9世紀の土師器・須恵器と併せていて、いわき市沿岸での古代の製塩を確認した意義は大きい。

高橋遺跡は縄文後期・晩期の集落遺跡で、奈良・平安時代の集落と重複している。縄文時代では円形の竪穴住居が19軒、51基の埋甕、40基以上の大型掘立柱群などが調査されている。大型の掘立柱穴には確実な柱痕跡が確認され、この集落が竪穴住居と掘立柱建物とが共存した集落であることが明らかになった。特徴的な点は、土偶が20点以上出土したことで、中には明らかに男性を象った土偶(後期後半)が1点含まれていて、マスコミにも大きく取り上げられた。高橋遺跡の出土品は『発掘された日本列島2016』に出品され、多くの人々に注目された。

中才遺跡は、現在の海岸線から4、5km内陸の真野川の南岸低位段丘に立地する遺跡で、下層には縄文後期中葉から後半の土器を若干包含するが、上層は晩期大洞C2式・A式土器を多量に含む遺物包含層になっている。特徴的なことは、上層には焼土や炭化物に加えて製塩土器が大量に含

まれていたことである。海岸線からの距離を考えると、ここが土器製塩の場であったとは即断できないが、消費地の問題を含めて、新たな課題が提起された。

また、大洞 C2 式土器の包含層から掘りこまれた貯蔵穴が 4 基検出されたが、その内 2 基では底面からクルミや網代が出土していて、低地性の貯蔵穴であることが明らかになった。

## (2) 古 代

**【古墳時代】** 古墳時代の遺跡では、南相馬市で新たな発見が相次いだ。

古墳では、鹿島区の榎内遺跡で円墳 1 基が調査された。この古墳は、福島県指定史跡横手古墳群 A 地区に隣接する位置にあることから、墳丘を失ったこの群の一つ(仮称 16 号墳)と考えられた。調査によって、礫郭を埋葬主体部とする後期の古墳であることがわかった。

真野川の北岸の丘陵地で新たに発見された永田古墳群 B は、前方後方(円?) 墳 2 基(全長 35 m、21 m)と円墳(直径 15 m、13 m) 2 基からなる。このうち全長 35 m の 1 号墳は前方部が低く前古墳、円墳の 2 号墳は中期の可能性が指摘されている。真野川北岸地域における首長系譜がたどれる古墳群として重要な発見になった。土取り場の計画で試掘調査されたが、地権者が古墳群の重要性を認識し、計画区域から外して保存が図られることになった。

鹿島区の国指定史跡真野古墳群 A 地区では指定地周辺の試掘調査で 4 基の墳丘を失った古墳の所在を確認している。

いわき市では個人住宅の建設に伴って、神谷作 101 号墳が本調査され、墳形が全長 40 m 以上の前方後円墳であることが確認された。人物・馬形・家形埴輪や円筒埴輪が多数出土したが、1958 年に国の重要文化財に指定され、「天冠埴輪」の愛称で知られる「男子胡座像」が出土した古墳の発掘調査であり、その意義は大きい。

集落遺跡では五畝田・犬這遺跡(竪穴住居 21 軒検出)と原町区中谷地遺跡(竪穴住居跡 6 軒)で塩釜式期の集落が確認された。いずれも海岸線に近い低位の段丘面に立地した古墳時代前期の集落遺跡で、国指定史跡桜井古墳(全長 75 m の前方後方墳)を築造させた背景を考察する新たな材料になった。また、原町区下渋佐にある港遺跡では、試掘確認調査で塩釜式後半の竪穴住居跡数軒を検出した。新田川流域の浜堤上に立地する前期の集落遺跡であるが、保存が図られた。

国指定史跡真野古墳群 A 地区に隣接する八幡林

遺跡の試掘調査では、塩釜期の住居跡や船の線刻画がある塩釜式土器破片が出土した。県内では最初で最古の絵画土器であるとともに、この地域の古墳時代社会の成立を考える上での重要な資料である。

古墳時代後期では、鹿島区南海老南町遺跡で栗園式期の竪穴住居が調査されたが、東北部の特色をもつ外来系土師器が伴っているなどの知見が得られた。

古墳時代の新たな成果に、豪族居館の発見と調査がある。南相馬市鹿島区南屋形の反町遺跡は、ほ場整備の予定地となり県教委が試掘調査を実施したが、古墳時代中期の L 字状に屈曲する区画溝や、その内側に配された柵列が発見されていて、5 世紀代の豪族居館と推定されることになった。遺跡の取り扱いについて、現在保存協議が進行している。

また、同じく鹿島区の北右田地区の自然堤防上にある桶師屋遺跡も、試掘調査で 5 世紀の豪族居館であることが明らかになったが、2016 年度にほ場整備のため財団により本調査が行なわれた。区画溝と内側の柵列、内部の竪穴住居跡などが調査され、豪族居館としては浜通り地方北部地域での最初の発掘調査事例になった。

**【奈良・平安時代】** 福島県の復興調査で最も大きな成果があったのは、古代の製鉄関連遺跡の調査である。本県浜通り地方は、7 世紀後半以降 10 世紀まで、相双丘陵地が鉄生産の舞台となったことが過去の調査で明らかになっているが、復興調査では、本調査された 10 遺跡で類例が加わり、また新たな知見が得られた。

新地町の沢入 B 遺跡、大清水 B 遺跡、南相馬市榎木沢 C 遺跡などは内陸部の、中谷地遺跡は金沢地区製鉄遺跡群に隣接する丘陵地にある製鉄遺跡で、9 世紀の踏みふいごを持つ長方形箱形炉が調査された。8 世紀後半以降に内陸部に操業範囲が拡大するというこれまでの見方をさらに補強することになった。

天化沢 A 遺跡では、17 基の製鉄炉が調査されたが、このうち 9 世紀後半の踏みふいご付き長方形箱形炉は 1 基だけで、他はすべて送風装置が不明な小型炉であった。この小型炉は、これまでの浜通り地方の製鉄遺跡の中ではみられなかった特徴があり、10 世紀の新たな製鉄炉として位置づけられることになった。

榎葉町南代遺跡では、8 世紀後半から 9 世紀初頭の製鉄遺構が 11 基見つかると、製鉄炉は箱形炉と竪形炉の両者が含まれていた。榎葉町は古代に

においては磐城郡（後に檜葉郡）に含まれる地域であり、古代の鉄生産が宇多郡・行方郡にとどまらず、浜通り地方の広い範囲で展開されたことが明らかにになった。

なお、いわき市久ノ浜にある磐出館跡は民間の宅地造成工事による本調査が実施され、横口付木炭窯が6基発見された。7世紀後半から8世紀の年代が考えられている。古代の鉄生産が、宇多・行方郡に加え、磐城郡においても7世紀後半に生産が開始された可能性も指摘されることになった。

奈良時代の遺跡では、前述した広野町桜田Ⅳ遺跡が、溝で区画された官衙的施設の可能性がある遺跡として取り上げられ、『続日本紀』養老三年(719)の石城国に置かれた駅屋10箇所の一つではないかとみる意見もある。今後の調査研究が待たれる。

南相馬市鹿島区の福島県指定史跡横手廃寺跡では、個人住宅の建設により、通称「日の丸石」と呼ばれている礎石周辺の確認調査が行われ、東西12.9m、南北13.5mの木材により外装されたとみられる寺院の塔跡が確定した。復旧調査が行われた小高区の観音堂石仏の調査成果を含め、平安時代の浜通り地方の仏教文化を考える重要な調査成果である。

### (3) 中世

中世では、南相馬市鹿島区の南海老南町遺跡で46棟の掘立柱建物跡が検出され、鎌倉時代初期のカワラケが集中して出土したことなどから、中世の在地有力者の邸宅などの可能性が指摘されている。

また、いわき市久ノ浜条里跡では13世紀の集落が調査された。ここでは2棟が一对になった4棟の掘立柱建物跡が検出された。13世紀代の陶磁器が出土しているが、中には中国産青磁も含まれ、遺跡の評価は今後の課題になっている。

新地町南狼沢A遺跡は平安時代の製鉄関連遺構の他に、13世紀前半の製鉄炉が4基発見調査された。そのうち1号製鉄炉は、遺存状況から踏みふいごを持つ横置き片側送風の長方形箱形炉が想定された。この調査により当地域の鉄生産が、技術的系譜も含めて中世につながる事が明確になった。復興調査の大きな成果である。

なお、新地町鈴山遺跡の製鉄遺構は、掘立柱建物跡の中心に箱形炉を配した中世から近世にかけての製鉄炉と推定されている。

## 6 福島県の復興調査の今後の課題

福島県における東日本大震災の復興事業は、沿

岸被災自治体の中でも、原発事故による避難指示を受けた自治体と受けなかった自治体で大きな違いをもって進展している。避難指示を受けなかった沿岸被災自治体は、震災後の緊急の課題であった災害公営住宅や防災集団移転に目途がつき、これらに関する復興調査は集中復興期間である2015年度で終了した。

2015年度までの住宅に関する本調査件数は個人住宅の建設を含め17件であった。岩手県や宮城県の本調査件数に較べると格段に少ない件数である。その理由としては、三陸沿岸地域に較べ福島県浜通り地区は低地部が広く、建設地の選定段階で周知の埋蔵文化財包蔵地を極力外す行政内の調整ができたことがあげられる。

また、沿岸被災自治体の復興調査に迅速に対応するため、県教委が専門職員を新規に採用し、さらに他県からの派遣職員を受け入れるなど、体制の強化を図り沿岸被災自治体への人的支援を行ったこと、復興調査に当たって県と市町村との従来の分担を変更し、沿岸被災自治体の国・県主体の復興事業に伴う復興調査を県教委が担当することにしたことなども集中復興期間における復興調査を成し遂げた要因であろう。

2020年までの復興再生期間の中で、復興調査の中心になるのは農業基盤整備事業、とりわけ県営ほ場整備関連の調査である。この事業は本県の主産業である農業の再生と経営基盤の確立のため重要な事業であるが、ほ場の再整備に加えて盛り土のための土取り場の対応が併せて求められる。復興調査は県教委が対応しているが、本調査をできるだけ回避するためには県教委の調整力が重要になる。

沿岸被災自治体の復興事業では、土取り場の確保は全ての自治体に共通する課題である。古代の製鉄関連遺跡が密集する相双丘陵地が、土取り場の候補地となることは明らかであり、この対応が今後大きな課題になる。

一方、原発事故による避難指示を受け、警戒区域になった沿岸被災自治体における復興事業は、除染作業が終わり避難指示が解除された段階から本格化する。すでに避難指示が解除された南相馬市・檜葉町・広野町に加え、2017年3月から4月にかけては、浪江町と富岡町の帰還困難区域を除いた地域で避難指示が解除される見通しであるが、これらの自治体では、復興住宅の建設、ほ場整備事業（土取り場含む）などが急速で展開されることになる。これらの市町村の復興調査は、現在の調査体制では対応しきれない事業量となるも

のと想定され、県教委がこれまで以上の体制で支援する必要がある。

2014年、原発事故により大きく失われた浜通り地方の産業基盤の再構築をめざして、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想が立ち上げられた。この構想は原発の廃炉やロボット技術の開発研究拠点の整備などを内容とした国家プロジェクトであり、関連した様々な開発事業が予定されている。楡葉町・富岡町・大熊町には廃炉に関する研究・開発センターの建設がは

じまり、南相馬市や浪江町ではロボット・テストフィールドの建設工事に向けた調整が行われるなど、構想は既に動き出している。これらの事業に対する埋蔵文化財調査は、広い意味での復興調査であり、その対応も大きな課題になっている。その意味では福島県の復興調査は現在進行中で、先は長いといわざるを得ない。

福島県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（１）

No.	所在地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
1	新地町	2011	赤柴前遺跡	福島県教委	5,800	60	常磐自動車道	2012	
2	新地町	2011	赤柴遺跡	福島県教委	8,700	163	常磐自動車道	2012	
3	新地町	2011	北狼沢A遺跡	福島県教委	1,400	35	常磐自動車道	2012	
4	新地町	2011	大清水B遺跡	福島県教委	4,000	83	常磐自動車道	2012	
5	新地町	2011	沢入B遺跡	福島県教委	800	25	常磐自動車道	2012	
6	新地町	2012	赤柴前遺跡	福島県教委	9,100	102	常磐自動車道	2013	
7	新地町	2012	赤柴遺跡	福島県教委	4,100	77	常磐自動車道	2013	
8	新地町	2012	鈴山遺跡	福島県教委	6,200	125	常磐自動車道	2013	
9	新地町	2012	南狼沢遺跡	福島県教委	2,300	55	常磐自動車道	2013	
10	新地町	2012	南狼沢A遺跡	福島県教委	3,200	75	常磐自動車道	2013	
11	新地町	2012	南狼沢B遺跡	福島県教委	9,400	115	常磐自動車道	2013	
12	新地町	2012	大清水B遺跡	福島県教委	12,100	195	常磐自動車道	2013	
13	新地町	2012	沢入B遺跡	福島県教委	3,900	85	常磐自動車道	2013	
14	新地町	2012	朴木原遺跡	福島県教委	2,800	30	常磐自動車道	2013	
15	新地町	2012	新田遺跡	福島県教委	9,000	140	常磐自動車道	2013	
16	新地町	2012	南狼沢A遺跡	福島県教委	3,100	80	常磐自動車道	2013	
17	相馬市	2012	細田B横穴群	相馬市教委	1,794	4	復興住宅団地造成		
18	相馬市	2013	姥ヶ岩遺跡	福島県教委	1,000	28	相馬福島道路	2014	
19	相馬市	2013	向山遺跡	福島県教委	2,400	45	相馬福島道路	2014	
20	相馬市	2013	東羽黒平遺跡（1次）	福島県教委	3,500	108	相馬福島道路	2014	
21	相馬市	2014	東羽黒平遺跡（2次）	福島県教委	500	36	相馬福島道路	2015	
22	相馬市	2014	向山遺跡	福島県教委	4,850	101	相馬福島道路	2015	2014/7/15
23	相馬市	2015	横川B遺跡	福島県教委	1,600	18	相馬福島道路	2016	
24	相馬市	2015	東羽黒平遺跡（3次）	福島県教委	800	40	相馬福島道路	2016	2015/10/17
25	南相馬市	2013	中才遺跡	南相馬市教委	840	58	復興住宅団地造成		
26	南相馬市	2013	榎木沢C遺跡	南相馬市教委	7,400	120	災害復旧道路		
27	南相馬市	2013	桜井D遺跡（11次）	南相馬市教委	329	13	個人住宅		
28	南相馬市	2013	桜井D遺跡（12次）	南相馬市教委	110	40	個人住宅		
29	南相馬市	2013	榎内遺跡	南相馬市教委	396	16	個人住宅		
30	南相馬市	2014	桜井B遺跡（10次）	南相馬市教委	99	6	個人住宅		

福島県における復興事業に係る埋蔵文化財本調査一覧（２）

No.	所在地	年度	遺跡名	調査機関	調査面積	調査日数	事業内容	報告書年度	現地説明会
31	南相馬市	2014	東町遺跡（3次）	南相馬市教委	3,000	110	防災集団移転		2014/6/21
32	南相馬市	2014	上洪佐原田遺跡（4次）	南相馬市教委	6,000	118	防災集団移転		2014/6/21
33	南相馬市	2014	天化沢A遺跡	福島県教委	30,200	198	土取り場（農林事務所）	2015	2014/11/1
34	南相馬市	2014	五畝田・犬這遺跡	福島県教委	2,800	62	県道北泉・小高線	2015	
35	南相馬市	2015	南海老南町遺跡	南相馬市教委	6,500	133	植物工場造成		
36	南相馬市	2015	五畝田B遺跡	福島県教委	500	27	県道北泉・小高線	2016	
37	南相馬市	2015	谷地中遺跡	福島県教委	6,000	86	土取り場（農林事務所）	2016	
38	南相馬市	2015	五畝田・犬這遺跡	福島県教委	4,700	78	ほ場整備	2016	2015/8/1
39	大熊町	2015	南平G遺跡	大熊町教委	2,120	30	工業団地		
40	檜葉町	2014	南代遺跡	福島県教委	900	180	県道広野・小高線	2015	
41	檜葉町	2015	南代遺跡	福島県教委	3,400	173	県道広野・小高線	2016	2015/11/7
42	檜葉町	2015	高橋遺跡	檜葉町教委	4,000	150	竜田駅東側開発		2015/12/13
43	広野町	2012	桜田IV遺跡	広野町教委	3,800	90	災害公営住宅	2014	2013/5/18
44	広野町	2014	桜田IV遺跡	広野町教委	800	19	町道新設		
45	広野町	2014	柳町II遺跡	広野町教委	47	5	町道新設		2015/6/20
46	広野町	2014	宮田条里遺跡	広野町教委	50	5	町道新設		
47	広野町	2014	本町遺跡	福島県教委	2,600	75	防災緑地	2015	
48	広野町	2014	宮田条里遺跡	福島県教委	2,500	37	防災緑地	2015	
49	広野町	2015	柳町II遺跡	広野町教委	1,176	52	宅地造成		
50	いわき市	2013	久之浜条里遺跡	いわき市教委	6,450	127	土地区画整理事業	2015	2013/10/12
51	いわき市	2013	専称寺境域（総門）	いわき市教委	50	50	災害復旧事業	2015	
52	いわき市	2013	専称寺境域（本堂）	いわき市教委	420	67	災害復旧事業	2015	
53	いわき市	2013	小原遺跡	いわき市教委	5,660	53	土地区画整理事業	2015	2013/11/9
54	いわき市	2013	三反田遺跡	いわき市教委	265	56	土地区画整理事業	2015	
55	いわき市	2014	薄磯大平遺跡	いわき市教委	1,160	29	土地区画整理事業	2016	
56	いわき市	2014	薄磯貝塚	いわき市教委	818	29	土地区画整理事業	2016	
57	いわき市	2014	三反田遺跡	いわき市教委	265	5	土地区画整理事業	2016	
58	いわき市	2014	神谷作古墳群（101号墳）	いわき市教委	1,310	71	個人住宅		2015/5/30
59	伊達市	2013	宝直館跡	福島県教委	1,600	58	相馬福島道路	2014	
60	伊達市	2013	行合道B遺跡	福島県教委	1,900	60	相馬福島道路	2014	
61	伊達市	2013	熊屋敷B遺跡	福島県教委	1,100	26	相馬福島道路	2014	
62	伊達市	2013	川向遺跡	福島県教委	2,400	34	相馬福島道路	2014	
63	伊達市	2014	庚申向A遺跡	福島県教委	1,700	42	相馬福島道路	2015	
64	伊達市	2015	福田遺跡	福島県教委	1,100	40	相馬福島道路	2016	
65	伊達市	2015	沼ヶ入遺跡	福島県教委	1,300	41	相馬福島道路	2016	
66	伊達市	2015	上ノ台遺跡	福島県教委	900	29	相馬福島道路	2016	

## (4) 福島第1原子力発電所事故への対応

菊地 芳朗 玉川 一郎

はじめに

この項では、東日本大震災に関連して行われた考古学的な活動のなかでも、特に東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故にともなう各種対応を取り上げる。

対象とするのは、一つは遺跡・遺構・遺物等の考古資料の救出・保護の活動であり、もう一つは事故後の復興事業を中心とする開発行為に関わる行政の埋蔵文化財対応である。両者は対象と主体者・実施者に小さくない相違があるため別個に論じることとし、1～4を菊地芳朗、5～7を玉川一郎が担当する。

### 1. 原発事故の概要と経過

最初に、簡単に事実関係を確認する。

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の揺れと津波により、福島県双葉郡双葉町と大熊町にまたがる福島第一原発の全電源が失われた結果、3月16日までに6基の原子炉のうち4基で爆発や火災が発生し、大量の放射性物質が放出された。爆発の原因はさまざまに分析されているが完全な解明にはいたっておらず、原子炉内部の状況も十分明らかになっていないなど、事故

は今も完全に収束したとはいえない状況にある。

この事故で放出された放射性物質は、福島県を中心とする東日本の広い土地と海洋を汚染した。汚染は福島第一原発が所在する福島県沿岸地域（「浜通り」）で特に深刻であったが、事故当時の気象や地形に左右され複雑な汚染範囲をしめすことになった。

2011年4月22日に国は福島県内で特に汚染状況が深刻な範囲を「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に3区分し（図1）、翌年4月1日には、後一者を解除するとともに、前二者を汚染度により「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の3つに再編した。この3区域は、浜通りを中心とする福島県内の2市6町3村の全てまたは一部の範囲におよび、その面積は約1,150km<sup>2</sup>、東京23区のおよそ2倍の広さに相当した（図2 以後この範囲を「避難区域」と呼ぶ）。2014年4月以降、放射線量の減衰にともなって避難指示の解除が徐々に進み、2017年4月における避難区域は、帰還困難区域を中心とする1市4町2村、面積369km<sup>2</sup>と、最大時の約3分の1に減少することになった（図3）。



図1 2011年4月22日時点の避難区域（経済産業省ホームページより）



図2 2012年4月1日時点の避難区域（経済産業省ホームページより）



図3 2017年4月1日時点の避難区域（経済産業省ホームページより）

避難区域ではすべての住民の居住が認められず、約8万人が避難を余儀なくされた。また、避難区域外でも、健康等への不安から自主的に福島県内外に避難する住民が相次ぎ、避難者総数は2012年には最大の16万人超に達した。その後、避難指示の解除等にもなつて帰還が次第に進んでいるものの、2017年3月時点でなお8万人弱が避難を続けている（福島県HPより）。一方で、避難が長期間におよんだことで、帰還を断念し避難先で定住する道を選択した人々も少なくなく、避難指示の解除がそのまま住民の帰還に結びつく状況には必ずしもなっていない。

## 2. 福島県の文化財被害

**文化財被害の概要** 東日本大震災で被災したのは当然ながら考古資料のみでなく、考古資料の被災状況と保護活動を他の文化財から切り分けて取り上げることが困難であると同時に、意味ある議論となりにくい。そこで以下では、福島県内の考古資料を中心とした文化財全般の被害とその保護活動を論じることとする。

東日本大震災では多くの文化財が被害を受けたが、その被害は、津波を原因とするものと、建物倒壊などによるものに大別することができる。岩手県と宮城県では、岩手県陸前高田市立博物館や宮城県石巻市文化センターなど多数の博物館・文化財収蔵施設・個人宅が津波にのまれ、多くの文

化財が壊滅的被害を受けたが、福島県では、津波による文化財被害は決して少なくないものの、幸いにも津波被害を受けた博物館や文化財収蔵施設はなかった。

集計されている指定文化財の被害状況から福島県の文化財被害の傾向をみると（表1 丹野2013）、被害が最も多かったのは建造物（127件；全体の43%）で、史跡（65件；22%）、彫刻（53件；18%）が続く。一方、絵画、工芸品、考古遺物などの被害は比較的少なかった。この表には未指定文化財が含まれていないことから、それらが相当数失われたことを考慮しておく必要があるが、ここから、史跡をはじめとする不動産文化財と大型の有形文化財の被害が多く、考古遺物をはじめとする小型の有形文化財に比較的被害が少なかったことがわかる。例えば、白河市に所在する史跡小峰城跡は、石垣10か所が大規模に崩落し、直後から復旧事業が開始されたものの2017年現在でも事業が続いている（図4、5）。

また、やはり表に入っていないが、“人”によって支えられている祭礼・技術・芸能などの無形文化財は、大震災発生後の地域コミュニティの変化により維持が難しい状況に直面しており、とくに原発事故により長期間にわたり避難を余儀なくされている浜通りでは、住民が散り散りになったことにより無形文化財の維持がきわめて困難となっている。その危機は有形文化財よりも本質的かつ深刻といえる状況にある。

そして、福島県特有の文化財被害は、原発事故にともなうものであり、全住民が避難を余儀なく

種別		国指定	県指定	市町村指定	計	
重要文化財	建造物	1			91	
	建造物	12	24	54		
	絵画	0	1	1		2
	彫刻	5	15	33		53
	工芸品	0	1	1		2
	考古資料	2	4	12		18
	有形民俗文化財	1	1	7	9	
重要伝統的建造物群保存地区	史跡	19	12	34	65	
	史跡及び名勝	1	3	3	7	
	名勝	2	0	0	2	
	名勝及び天然記念物	0	2	0	2	
	天然記念物	3	3	2	8	
重要伝統的建造物群保存地区	1			建造物計		
登録文化財	登録有形文化財	35			127	
小計		82	66	147		
合計		148				
総計		295				

表1 東日本大震災による福島県内の指定文化財の被災件数（丹野2013）



図4 崩落した白河市小峰城跡の正面石垣



図5 修復された白河市小峰城跡の正面石垣

された沿岸部の双葉郡を中心とする避難区域に多くの文化財が取り残される事態が発生した。この問題については、後に詳しく取り上げる。

福島県の文化財レスキュー 日本で災害等にもなう文化財の組織的な救援活動（文化財レスキュー）がおこなわれたのは、1995年の阪神淡路大震災が最初であり、大きく、国機関を中心とした「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」による公的機関を対象とした活動と、歴史研究者等を中心に結成された「歴史資料ネットワーク（史料ネット）」による民間の文化財を対象とした活動にわけられる。史料ネットは現在では25府県で組織され、行政の手のおよびにくい大規模災害の初期や、未指定文化財のレスキューに欠かせない存在となっている。

福島県における東日本大震災に関わる文化財レスキューは、大きく、史料ネットによるもの、基礎自治体独自のもの、文化庁や県が関与した半官的な組織によるもの、の三者にわけられる。

2010年11月に発足した「ふくしま歴史資料保存ネットワーク（ふくしま史料ネット）」は、2011年4月にレスキュー活動を開始し、特に行政が文化財にかんし身動きを取りにくかった震災発生後半年ほどの間は大きな役割を果たした（図6）。ただし、史料ネットはボランティアにより構成されるため、悉皆的なレスキューをおこなうのは難しく、また原発事故避難区域内での活動は基本的に自粛せざるをえなかった。

基礎自治体による文化財レスキューは2011年初夏ごろから始まったが、その対象は自治体所有品および国県市町村指定文化財にほぼ限定され、未指定品や他自治体所有品は対象にならなかった。また、考古学や歴史学を専門とする職員が配置されていない自治体では、活動そのものがほとんどおこなわれなかった。このような問題もあったものの、レスキューがおこなわれた自治体では



図6 ふくしま史料ネットによる個人宅のレスキュー（2011年4月）

指定品を中心に文化財の保護と復旧が着実に進んだ。

文化庁の働きかけにより2011年3月末に組織された「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（救援委員会）」は、同年中に岩手県と宮城県の沿岸部の博物館を中心に組織的な文化財レスキューをおこない、多くの文化財を救ったが、福島県では原発事故の影響が考慮され、同年中は須賀川市における活動1件にとどまった。

### 3. 原発事故避難区域内での文化財レスキュー

活動の経過 福島第一原子力発電所の爆発事故による避難区域の内部には、双葉町歴史民俗資料館、大熊町民俗伝承館、富岡町文化交流センター等の公立博物館や、教育委員会が設置した文化財収蔵施設があり、加えて、各種団体や個人宅に美術品や古文書などが所蔵されていた。それら文化財のほぼすべてが全住民避難によって現地に取り残されることになり、2011年秋ごろから関係者の間でこれらの盗難の恐れや空調停止による劣化が懸念されるようになった。

これに対し2012年春、福島県教育委員会の呼びかけで、当該自治体や県内の文化財関連団体からなる半官の任意組織「福島県被災文化財等救援本部（救援本部）」が発足した。救援本部は、避

難区域内に残された文化財を外部に搬出し、福島県教育委員会が文化庁「被災ミュージアム再興事業」補助金を受け福島県文化財センター白河館（通称「まほろん」）敷地内に建設した仮収蔵施設にこれらを移すことを当面の目標とした。

この開始のきっかけは、先述の救援委員会が避難区域の文化財レスキューの支援を決断したことが大きい。それにいたる経緯等については他に譲る（岡田編 2013 ほか）。救援委員会は救援本部の活動に全面的な支態態勢を取り、多大の人材と物資を提供した。救援委員会は 2013 年 3 月末で解散したものの、その後も「福島県内被災文化



図7 救援本部による双葉町長塚阿弥陀堂のレスキュー（2014年7月）



図8 救援本部による富岡町文化交流センターでのレスキュー（2013年6月）



図9 相馬市の一時保管施設に搬入された文化財（2013年7月）

財等救援事業」、「文化財防災ネットワーク」と継続し、今も福島への支援が続けられている。

以上により、避難区域の文化財レスキュー活動が2012年8月に開始され、2016年度までに双葉・大熊・富岡・楡葉の4町で約60回にわたっておこなわれ、楡葉をのぞく3町の博物館所蔵品のほぼすべてに相当する約3000箱が被災区域外に運び出された。活動は、搬出予定の文化財すべての放射線量を現地で計測したうえで、安全基準値1300cpm以内のものを相馬市に設けられた一時保管場所に運び（図7～9）、ここで再度放射線量測定や整理作業をおこなった後、まほろんの仮収蔵施設に移すという手順で進められた。仮保管施設は当初2棟建設されたが、最終的に5棟に増加し、救出された文化財がすべてここに保管されている（図10）。



図10 福島県文化財センター白河館敷地内に設置された仮保管施設

成果と課題 救援本部の活動は、指定の有無にかかわらず避難区域の博物館に展示・収蔵されていたすべての文化財を救援対象とし、自治体が主体となりつつ国の機関・大学・博物館など多数の団体と人員によって実施された世界にも例のない大規模なレスキュープロジェクトと評価できる。

一方で、課題も少なくない。第一に、まほろんの仮保管施設は通常は無人で収蔵以外の機能がなく、展示などの活用がほとんどおこなえないこと。第二に、仮保管施設は本来の保管場所から100km近く離れ、当該自治体担当職員が日常的な管理に当たれないこと。第三に、仮保管施設に収蔵されたのは「被災ミュージアム再興事業」に申請した3町の文化財であり、他の自治体や個人蔵の文化財は原則としてこの施設に収容できないことである。

#### 4. 避難区域の文化財の課題

以上みてきた原発事故避難区域内での考古資料をはじめとする文化財の救出と保護の活動をふま

え、その課題をまとめておきたい。

上述のとおり、避難区域内に所在した双葉・大熊・富岡3町の博物館資料は、まほろんの仮保管施設内で収蔵環境としては震災前と大きく変わらない状態で保管され、当面の劣化等の恐れはほぼなくなった。また、2017年4月1日に避難指示の大半が解除される富岡町は、本来の役場の機能が回復するとともに、役場内に「歴史・文化等保存プロジェクトチーム」が立ち上がり、職員有志が町内の個人宅にある文化財を救出・保全する活動を積極的に展開するなど、避難区域にある自治体のなかでは比較的将来の展望がみえつつある（富岡町ほか2017）。

このような状況の一方で、避難区域全体の文化財の今後は、決して予断を許さない。

第一に、先の指摘とも重複するが、比較的恵まれた条件と環境で保管されているのは「被災ミュージアム再興事業」に申請した3町（現地保管を選択した楡葉町を加えると4町）の博物館施設の文化財にほぼかぎられ、他の自治体の文化財は非常に厳しい状況にある。例えば、博物館施設をもたなかったため「被災ミュージアム再興事業」に申請できなかった浪江町や、博物館施設をもちながら同事業に申請しなかった南相馬市は、レスキュー活動で救出した資料を劣悪な環境下にある自治体内の遊休施設で保管せざるをえないのに加え、年々増加する救出資料に十分対応できなくなっている。

第二に、避難区域内の個人所蔵文化財の多くははまだレスキューがおこなわれていないばかりか所在状況調査も十分ではない。避難区域では除染や老朽化にともなって解体される建物が相次いでおり、土蔵等に保管されていた未指定文化財が人知れず失われている恐れも決して小さくない。指定文化財であっても、個人蔵に対しては十分な所在確認がおこなわれておらず、現状が変更されている可能性も考えられる。また、双葉町と大熊町にまたがって建設が計画されている除染土等を減容・保管する中間貯蔵施設は、これから本格的に建設が進む見通しであり、予定地内に建つ個人住宅が解体されることにともなって、上と同様の問題が発生する可能性が高い。

第三に、これまでみてきた動産文化財に対し、避難区域内にある遺跡や建造物などの不動産文化財は、一部の指定文化財をのぞいて保護や除染がほとんどおこなわれていない。例えば、装飾壁画をもつ双葉町の国史跡清戸迫横穴は、原発から約3kmの帰還困難区域に位置するため、不定期

の状況観察が現状で可能な最大限の保護対策であり、壁画の保存環境を維持することが容易でない状況にある。ましてや帰還困難区域内にある他の不動産文化財の保護が困難であることは、容易に察せられるであろう。

そして、第四に、無形文化財の保護が必ずしも十分におこなわれていない。無形文化財はそれを維持する人々と地域社会の存在が不可欠であり、地域コミュニティが大きく変貌したことにより維持がきわめて困難になっている。有志による保護や記録活動がおこなわれているものの、組織的保護に結びつくにはいたっておらず、多くが継承の危機にある。

以上のように、福島県の避難区域の文化財にかんする問題は、一見落ち着きを見せているものの時間がたつにつれむしろ深刻度が増していることがわかるであろう。これに対し、避難区域の基礎自治体の担当職員は、住民のサポートや帰還に関わる各種業務に追われ、わずかな時間を割いて文化財の保護に取り組むのが精一杯の状態であり、疲弊が進んでいる。また、司令塔となるべき福島県教育委員会も、長期的な視点からこれらの文化財を今後保存・継承し、活用していくための具体的な方向性を、今もってほとんどしめすことができていない。

このような状況は、たとえ避難区域全域の避難指示が解除されたとしても、ただちに解決に向かうとは考えにくく、相当長期間におよぶものと考えておくべきであろう。とくに帰還困難区域を多く抱える自治体ほどその困難さは大きく、現時点では将来の十分な展望をもつことができない状態にある。

これに対する解決策は容易に浮かばないが、一つには、福島県内の基礎自治体と県教育委員会は、問題点を内部にとどめおくことなく、機会あるごとにそのことを県内外にアピールし、少しでも事態の打開を目指すべきであろう。そのことが東日本大震災をすでに過去のものと考えがちな被災地以外の人々や社会への意識を呼び戻すことにもなるものと考えられる。

また、考古学界をはじめとする学界は、以上の状況を認識し、学界としていかなるサポートが可能か検討をおこなう必要がある。このことにおいて、日本最大の考古学会である日本考古学協会に期待される役割は決して小さくないが、その場合には、他学会や他分野との連携をたえず目指すべきと考えられる。文化庁では今回取り上げた各種文化財への対応が各課によりおこなわれており、

都道府県教育委員会でも担当や部署がわかれることが少なくないが、実際に被災文化財の対応にあたる基礎自治体の職員は、1人ないし数名でそれらすべてを担当しており、国や県、あるいは学会ごとの“タテ割り”は、被災地にとってさほど大きな意味をもたないばかりか時に障害になることもある。日本考古学協会をはじめとする学会と学界には、考古資料や埋蔵文化財の枠にとどまることなく、文化財全体や学界全体を見据え、原発事故被災地への支援を今後も継続していくことが求められる。(菊地芳朗)

## 5 避難区域の中での埋文調査

### (1) 警戒区域の再編と除染

原発事故による避難指示を受けた自治体は、2012～13年度にかけて、警戒区域と計画的避難区域の再編が行われたことは前述した。その区域再編基準はそれまでの福島第一原発からの距離によるものではなく、毎時0.23  $\mu$  Svの被ばく放射線量を基にして計算される1年間の想定積算放射線量によるもので、これを基に避難指示解除準備区域(年間積算放射線量20mSv以下)、居住制限区域(同20～50mSv)、帰還困難区域(同50mSv以上)の3区域に再編されたのであった。区域の再編により、避難指示解除準備区域と居住制限区域避難区域では国(環境省)が直轄の除染を実施することになり、生活空間と農地についての除染作業が開始されることになった。ただし、放射性物質の汚染が強い帰還困難区域は、基本的には除染を行わない、つまり現時点で住民の帰還を考えない区域ということである。

なお、土地についての除染作業は、放射性物質が付着している表土層約5cmをすき取り、汚染されていない土壌と入れ替える作業が基本で、すき取られた汚染土壌はフレコン・バックに入れられて各地に設置された仮置き場で保管されている。警戒区域が再編されたことにより原発被災自治体では避難指示解除準備区域と居住制限区域での復旧・復興計画の策定が進み、復旧と復興事業が開始されることになったが、これらの地域で行われる埋蔵文化財調査には、放射性物質への対応が求められることになった。

### (2) 避難区域での放射線管理

双葉郡の原発被災自治体の中で、緊急時避難準備区域(屋内待避指示)となった南相馬市の原町区を中心とした区域や広野町は、2011年9月30日に避難指示が解除された。これらの自治体では北の新地町・相馬市、南のいわき市と同様に、復

興関連の試掘調査・本調査は、原則的に震災前と同じ調査形態で行われた。

しかし、沿岸被災自治体の中の南相馬市小高区を中心とした区域と、双葉郡の浪江町、双葉町・大熊町・富岡町、楡葉町は区域再編による制限が設けられたため、これらの地域での埋蔵文化財調査も、厳しい放射線の管理の下でなければ実施できなくなった。

復興調査では、2013年度に浪江町・楡葉町などの避難指示解除準備区域と居住制限区域で復興道路の優先的試掘調査や本調査が求められた。しかし、双葉郡内の原発被災自治体は住民と共に役場も移転を強いられており、職員は避難住民の生活支援が優先されて、文化財専任の職員を置けない状況にあった。そのため、この地域の復興調査には、県教委の埋文担当の職員が保存協議段階から警戒区域に立ち入り、全面的な支援をすることになった。

原発事故後、福島県は警戒区域内で県職員が業務に従わずの場合は、個人毎の積算線量計による管理で年間20 m Sv以内という基準を設けていた。そのため、県教委の埋文担当職員も直営調査や市町村の支援調査に当たる場合は、この基準が適用されることになった。県の財団も、県に準じた基準で対応している。

なお、県教委に派遣された派遣職員に関しては、2013年1月の文化庁が主催した派遣職員の派遣元説明会において、福島県に派遣されている職員への放射線対策として、個人毎に配付する線量計で積算放射線量を管理し、年間1 m Sv以下になるよう作業内容を調整するとともに、警戒区域には立ち入らせない原則を説明した。また同年7月の派遣元への説明会では、南相馬市小高区と浪江町の避難指示解除準備区域への派遣職員の立ち入りと調査は、本人及び派遣元の同意を必要とすることとした。

これらの放射線対策をもって、2013年度には浪江町の大平山遺跡(集団墓地造成)が県教委の技術支援のもと試掘調査された。避難指示解除準備区域内で実施された初めての試掘調査になった。

### (3) 避難区域での復興調査

第4章(3)でも触れたが、避難区域の復興調査も2013年度以降には浪江町・大熊町・楡葉町などで実施されるようになった。双葉郡の自治体の復興調査と今後の見通しをまとめておく。

【浪江町】2016年度に災害公営住宅建設予定地を通る復興道路のため、大平山地区の横穴墓と仏

教関連施設が県教委の支援で本調査された。浪江町では、棚塩地区に浪江・小高原子力発電所建設が計画されていたが、東北電力は原発事故を契機にこれを断念した。2016年、この予定地が町に譲渡されたことから、福島県のロボット・テストフィールドの誘致と町の工業団地の造成が計画され、2017年度の試掘調査や本調査が協議されている。

浪江町は2017年3月末に避難指示解除準備区域と居住制限区域での除染が終わり、避難指示が解除される見通しである。2017年度以降に復興事業が急速に進展すると思われるが、遺跡の多い町であり復興調査も大規模なものになる可能性が高い。

【双葉町】双葉町は、町の96%が帰還困難区域になり、全町の避難指示の解除までには相当の年月を要すものと考えられる。4%の避難指示解除準備区域の中野地区の数十haには、復興祈念公園や復興産業拠点整備の計画があり、2017年度以降には埋蔵文化財の取り扱いが議論されることになる。

【大熊町】町の南西部にある大川原地区が復興行政拠点（コンパクト・タウン）として除染が進められ、2014年度から県教委の支援を得て、東京電力給食センターや社員寮、メガ・ソーラー、土取り場などの試掘調査・本調査が実施された。この地域も遺跡が多く知られる地域であり、復興事業が本格化すれば復興調査の増加が予想される。帰還困難区域が町域の62%を占めていて、避難指示の解除は今後の課題になっている。

【富岡町】居住制限区域と避難指示解除準備区域の除染が終了し、2017年4月に避難指示を解除して役場も再開する見通しである。2015年度から復興拠点の中の岡内・曲田地区の整備が進められているが、遺跡の分布が薄く埋文対応が避けられている。富岡町は双葉郡行政の中心に位置づけられており、復興事業でも国・県の公共施設が多く整備されることになっている。2017年度以降の復興調査の増加が予想される。

【楢葉町】避難指示解除準備区域の除染が進み、2015年9月に避難指示が解除されたが、住民の帰還が思うように進んでいない。楢葉町の復興計画では、町内に新たな産業を集積する3箇所の対象地が設定された。このうちの竜田駅周辺開発エリアではホテルや企業宿舍などの建設が具体化し、2015年度には縄文時代後・晩期の集落遺跡である高橋遺跡が、町教委から依託された（公財）いわき市教育文化財団によって本調査された。ま

た、震災前は町教委が調査していた県道広野・小高線の改良工事による発掘調査は県教委が担当することになり、2014・15年度に南代遺跡が本調査された。楢葉町の復興事業では、2017年度以降に本格化する事業も多く、復興調査は今後も続く。

## 6 中間貯蔵施設と埋蔵文化財

### (1) 中間貯蔵施設の建設

2013年12月、国は双葉町・大熊町・楢葉町に、県内各地に仮置きされている除染で汚染土壌や汚染廃棄物を一時的に保管する施設として、中間貯蔵施設の建設を要請した。その内容は、福島第一原発周辺の双葉町と大熊町にまたがる国道6号線から東の地域の東西約3km、南北約5kmの約16km<sup>2</sup>と楢葉町波倉地区の3km<sup>2</sup>を国有化し、貯蔵施設・分別施設・減容化施設などを設置し、福島県外に建設する最終処分場ができるまでの最長で30年間保管するというもので、2015年1月から仮置き場からの搬入を始める予定とするものであった。その後の調整で楢葉町浪倉地区が除外され、2014年12月に大熊町、15年1月に双葉町が受け入れを表明し、15年3月から試験的な搬入作業が始められた（図11）。



図11 中間貯蔵施設の建設予定地

しかし、この計画地内には地権者が2,360人いて、2017年2月時点で633人、面積では17.9%の287haが買収に応じたにすぎない。全域の買収までには長期間を要すものとみられている。

環境省のこの計画地には、周知の埋蔵文化財包蔵地が双葉・大熊両町で約70箇所所在していて、その中には古代標葉郡家跡とされる双葉町郡山五番遺跡が含まれることなどから、その取り扱いが注目されることになった。

## (2) 中間貯蔵施設内の埋蔵文化財の取り扱い

中間貯蔵施設の建設が受け入れられたため、計画区域内の埋蔵文化財の取り扱いについて2015年度から環境省と福島県・双葉町・大熊町教育委員会による保存協議が行われ、この計画区域の埋蔵文化財調査は県教委が担当すること、計画区域は放射線量の高い帰還困難区域であっても、その取り扱いは原則的に通常の手続きにより表面調査・試掘調査・本調査の対応をすることが確認された。現場での放射線管理を徹底すれば、発掘調査はできるという福島県教育委員会の判断であった。

この方針により2016年度には計画区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地と工事箇所の確認が行われ、掘削を受ける可能性のある遺跡が双葉町17遺跡、大熊町で30箇所になることが明らかになった。また、郡山五番遺跡の中心的範囲は緑地帯に取り込まれて保存が図られる計画であるが、隣接する堂ノ上遺跡が汚染土壌の保管施設建設地予定地となったため、試掘調査が実施された。調査では布掘りの柵列や掘立柱建物跡など、標葉郡家に関連するとみられる遺構が検出されたため、保存範囲を拡大した工事計画の変更について協議している。

中間貯蔵施設建設予定地は用地買収に手間取っており、埋蔵文化財の取り扱いも急進展する可能性は少ないと思われるが、今後も極力計画を変更しての地区除外（緑地帯など）や盛り土での保存を図り、試掘・本調査を回避する方向で保存協議が行われるものと期待している。

## 7 避難区域の復興調査の課題

以上にみたように、福島県の沿岸被災自治体の中で原発事故による警戒区域になった自治体は、役場を含めた全町避難の厳しい現実の中で復興への歩みを進めている。これらの自治体では本格的

な復興事業はこれからの課題となっていて、これら事業に伴う復興調査にも大きな課題がある。

双葉郡の自治体は、原発事故により著しく弱体化した中からの復興に取り組んでいるが、復興事業は遅れて開始された分、今後短期間で展開される可能性がある。また、帰還困難区域でも今後特定復興拠点が設定され、復興事業展開され復興調査も求められることになる。そのそのため、これに伴う埋文調査は当該自治体がそれぞれ調査体制を整えて対応するのは難しく、県教委の支援なしでは成し遂げることができないと考えられる。双葉郡支援のための調査体制を、県教委がいかにして確立し、維持するかが課題になろう。

避難区域では、住民が避難先で新たな生活を始めたため、著しく人口が減少することが現実になっている。このため、復興に関する発掘調査を実施する場合、作業員の確保は最大の難問になることは必至である。従来のやり方に拘らず、あらたな方法での発掘調査の工程管理を考えることが必要になる。

中間貯蔵施設の建設予定地では、県教委による長期にわたる高い放射線量地域での現地作業が続くことになるが、安心して安全な作業環境で発掘調査を実施するための方策が、優先的に検討されなければならない。  
(玉川一郎)

## 【引用・参考文献】

岡田健編 2013『語ろう！文化財レスキュー 被災文化財等救援委員会公開討論会報告書』東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局

丹野隆明 2013「福島県における被災文化財等救援活動の経緯と課題」『ふくしま再生と歴史・文化遺産』山川出版社

富岡町ほか 2017『ふるさとを想う まもる つなぐ～地域の大学と町役場の試み～』富岡町・福島大学・福島大学うつくしまふくしま未来支援センター

福島県庁ホームページ「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/shinsai-higaijokyo.html>

## (5) 復興調査成果報告会

河野 一也

日本考古学協会の東日本大震災対策特別委員会では震災以降の岩手県・宮城県・福島県で行われた復興調査について、調査の意義と考古学の成果を地域の人たちに広く知って頂くとともに、全国的な視野を含めて報告することが使命であろうとの考えから、2013年度、2014年度、2015年度の3年に亘り被災3県の県市町村や大学のご協力を頂き復興調査報告会を開催させて頂いた。

### 1 開催要項

#### (1) 2013年度

##### 盛岡大会

東日本大震災復興事業に伴う発掘調査の成果報告会「発掘調査でわかった沿岸部の歴史」

日時 2014年1月25日(土曜日)

午後1時30分～4時30分

会場 岩手大学工学部銀河ホール

(盛岡市上田3-18-8)

主催 一般社団法人 日本考古学協会

後援 岩手県教区委員会 岩手大学 岩手考古学会 岩手歴史民俗ネットワーク

##### 仙台大会

東日本大震災復興事業に伴う発掘調査の成果報告会「発掘調査でわかった沿岸部の歴史」

日時 2014年1月26日(日曜日)

午後1時～4時

会場 仙台市博物館ホール

(仙台市青葉区川内26)

主催 一般社団法人 日本考古学協会

後援 宮城県教育委員会 仙台市教育委員会 宮城県考古学会

#### (2) 2014年度

##### 宮古大会

東日本大震災復興事業に伴う発掘調査の成果報告会「発掘調査でわかった沿岸部の歴史」

日時 2015年1月31日(土曜日)

午後1時30分～4時30分

会場 宮古市民文化会館

(宮古市磯鶏沖2-22)

主催 一般社団法人 日本考古学協会

共催 宮古市教育委員会

後援 岩手県教育委員会 岩手考古学会 岩手歴史民俗ネットワーク

##### 福島大会

東日本大震災復興事業に伴う発掘調査の成果報告会「復旧・復興調査でわかった福島県の歴史」

日時 2015年2月1日(日曜日)

午後1時～4時45分

会場 福島県文化センター 小ホール

(福島市春日町5-54)

主催 一般社団法人 日本考古学協会

後援 福島県教育委員会 白河市教育委員会 南相馬市教育委員会 いわき市教育委員会 福島県考古学会

#### (3) 2015年度

##### 名取大会

東日本大震災復興事業に伴う発掘調査の成果報告会「宮城県における復興調査の成果」

日時 2016年1月30日(土曜日)

会場 名取市文化会館 中ホール

(名取市増田字柳田520)

主催 一般社団法人 日本考古学協会

後援 宮城県教育委員会 宮城県考古学会

##### 南相馬大会

東日本大震災復興調査に伴う発掘調査の成果報告会「復興調査でわかった福島県浜通りの歴史と今後の課題」

日時 2016年1月31日(日曜日)

会場 サンライフ南相馬

(南相馬市原町区小川町)

主催 一般社団法人 日本考古学協会

後援 福島県教育委員会 南相馬市教育委員会

(公財)福島県文化振興財団

福島県考古学会

#### 2 2013年度 盛岡大会について

進行：佐藤宏之(東日本大震災対策特別委員会委員)

挨拶・趣旨説明：石川日出志(東日本大震災対策特別委員会委員)

報告 1 復興計画と発掘調査の進捗状況

菅 常久(岩手県教育委員会)

2 復興調査による三陸の歴史の解明(1)  
小山内透((公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター)

3 復興調査による三陸の歴史の解明(2)  
高橋憲太郎(宮古市教育委員会)

4 派遣職員から見た復興調査

八木光則(元盛岡市から宮古市派遣)

## 5 復興調査の意義と地域文化の復興 渋谷孝雄(東日本大震災対策特別委員会委員)

報告後、意見交換を行った。

### (1) 菅 常久氏の報告内容

#### 1) これまでを振り返って

- ・2011年度の発災後1か月後から被災し出土遺物保管施設でのレスキュー作業、復興計画策定後の埋蔵文化財調査体制の構築、復興事業候補地と埋蔵文化財保護の調整を行った。
- ・2012年度を復興元年とし、区市町村の復興事業に係る埋蔵文化財調査の開始と専門職員の派遣を行うと共に内陸市町に支援を行った。
- ・2013年度は復興加速年とし、復興事業に係る発掘調査事業量の増加、区市町村への派遣専門職員のさらなる増員、県全体の支援の動きが高まったとしている。

#### 2) 復興関係事業と埋蔵文化財調査

- ・復興関係事業で①国事業として 三陸道路122km、東北横断自動車道釜石秋田線17km、宮古盛岡横断道路48km、②県事業として 復興公営住宅建設事業、県道整備事業、ほ場整備事業警察施設、県立病院建設事業等、③市町村事業として集団移転等、小中学校建設、市庁舎等建設、津波復興拠点整備事業、民間開発等の事業が見込まれていることを示された。
- ・埋蔵文化財調査として、復興開発事業に係る埋蔵文化財調査を推進するための調査体制を①県と市町村の役割分担について、県は国・県の公共事業(分布・試掘調査中心)、発掘調査は公益財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターで実施し、市町村では、市町村公共事業と民間開発に係る調査を実施することとしている。埋蔵文化財専門職員が未配置のところは県が支援する体制で臨むとしている。

### (2) 小山内 透氏の報告内容

#### 1) 2013年度復興関連調査の概要

- ・今年度から復興調査が本格化し、北は久慈市から南は陸前高田市まで5市3町2村で30遺跡、約17万㎡の調査を終了した。
- ・縄文時代の集落は、早期の久慈市・外屋敷ⅩⅨ遺跡、前期の田野畑村・野場Ⅰ遺跡、宮古市・赤前Ⅲ遺跡、大船渡市・峰岸遺跡、中期の岩泉町・小成Ⅱ遺跡、山田町・間木戸Ⅱ遺跡・沢田Ⅲ遺跡、大船渡市・中野遺跡、後期の田野畑村・菅窪遺跡と山田町・豊間根新田Ⅰ遺跡では366

基の陥し穴を調査した。

- ・弥生時代の集落は田野畑村・浜岩泉Ⅲ遺跡、奈良時代の集落は宮古市・津軽石大森遺跡を調査した。平安時代は山田町・沢田Ⅲ遺跡・間木戸Ⅴ遺跡・田の浜館跡・焼山遺跡では製鉄炉跡、山田町・焼山遺跡、宮古市・弘川Ⅲ遺跡・赤前Ⅲ遺跡では鍛冶炉跡を調査した。
- ・鉄生産関連遺跡の時期は出土遺物が少ないが、炭素年代の分析結果によると9～18世紀まで確認された。

### (3) 高橋憲太郎氏の報告内容

津波発生と津波の状況を克明に時系列で表記し最大津波は重茂・師吉地区で40.5㎡に達した事を報告した。2013年度は都市計画課、建設課、個人住宅の住宅再建のための調査を18か所で15,000㎡行った。

#### 1) 震災復興調査の成果

- ・縄文時代草創期の爪形文土器や早期初頭の無紋土器が検出された。
- ・古墳時代に伴うと思われる遺物が検出された。
- ・田老地区や重茂地区において古代の集落の様相が判明してきた。
- ・宮古湾に縄文時代以降大規模な津波が襲来しているが、具体的な内容は今後の調査で解明が必要としている。

### (4) 八木光則氏の報告内容

#### 1) はじめに

- ・宮古市は震災前の文化財行政が整っていたため復興調査がスムーズに開始された。
- ・調査方法に派遣元と派遣先の相違があったが、新鮮な感覚であった。
- ・体制のない市町村は新たな体制作りに意欲的に取り組んでいる。
- ・現地説明会には多くの被災者の参加があった。地域住民の文化財への理解に勇気付けられる。

#### 2) 調査体制の整備と現状

- ・被災前沿岸12市町村で20名体制が、被災後28名体制になり、さらに2013年度は全国から19名が派遣された。また、岩手県教育委員会に8名、埋蔵文化財センターに3名の11名の調査員が派遣された。
- ・埋蔵文化財センターでは17名増員し派遣を含めて44名体制となった。
- ・岩手県全体では復興調査を100名体制で運営し3割が派遣調査員である。
- ・復興計画の調整では膨大な事務量で派遣職員の支援や、事務の遅れにより調査時期が冬期間にずれ込む例も少なくない。

- ・復興交付金が2015年度までと見込まれるが復興事業が伸びる可能性、全国の自治体が職員を派遣することに限界があるのではないかと疑問視。

### 3) 派遣職員が直面する課題

- ・不慣れな土地での調査で時代・遺構・土壌の認識に苦労した。
- ・調査方法・遺物整理の不統一な成果品に対して調査マニュアルの作成と近隣市町村との連携が必要とし考える。
- ・2012年度には全体工程の管理に問題のあった市町村もあったが13年度はかなり解消された。しかし、派遣職員に任されている状況も散見された。市町村が工程管理の責任を明らかにすることが課題である。
- ・発掘調査報告書は年度内刊行にはできない例が目立つが、派遣職員にどの程度まで整理作業を依頼するのか。整理作業の見通しが立たないため、現場データを残すことに主眼を置いた整理作業のマニュアル作りが必要。

### 4) おわりに

- ・埋蔵文化財の復興調査は地元にとって邪魔なものではなく、現地説明会では地域の歴史や文化に強い関心があることが示された。
- ・岩手の歴史は内陸中心に叙述されてきたが、集中的な発掘調査により、三陸沿岸の歴史を塗り替える大きな転機になった。
- ・円滑な調査と、成果をいち早くより多くの人に伝える努力が必要と考える。

### (5) 渋谷孝雄氏の報告内容

#### 1) 阪神・淡路大震災の埋文調査の概要と教訓

- ・1995年1月17日の地震発生直後から埋蔵文化財の被災状況を確認。
- ・2月1日には、県教育委員会と文化庁により被災面積・必要な調査員の試算・補助金・支援体制の協議が行われた。
- ・兵庫県・兵庫県教育委員会は全国知事会・都道府県教員教育長あてに埋蔵文化財調査職員の派遣要請。
- ・文化庁は緊急事態を考慮した緩和措地を執りながら発掘調査を行うとした。3月25日には兵庫県文化財保護審議会から「文化の継承と再生に向けて」の緊急提言が出された。埋蔵文化財は、人々が地域に生きた証であり、再生都市の建設には地域の文化や文化遺産は不可欠の要素である。また、神戸新聞の社説では「地下の遺物を邪魔者にするな」として「埋蔵文化財は復旧・復興の阻害要因ではなく、自分たちの財産

であり、祖先の遺産として大事に扱われることを望んでいる」と、埋蔵文化財の重要性を後押しした。

- ・復興調査は1997年で終了し、3年間で1都2府33県4指定都市から延べ121名の人的支援があった。調査は県市町直営、県教委支援を含めて合わせて1,744件、466,658㎡が調査された。
- ・現地調査は終了し、町の復興が進んだが、資料整理・報告書作成は遅れ、いまだ未刊のものがある。各市町の職員は通常の調査に追われ、復興調査報告書作成に携われる時間が確保できなかった。

#### 2) 特別委員会の設置と活動経過

- ・2011年3月25日に東日本大震災緊急対応特別委員会準備会を設置
- ・5月28日(土)総会で「東日本大震災対策特別委員会」の設置を可決。
- ・翌29日(日)の第77回総会研究発表会において「緊急報告会：東日本大震災に直面して被災地からの報告及び阪神淡路大震災に学ぶ」を開催。
- ・これ以降、委員会の開催、被災地との協議、文化庁面談をを通して、復興事業に伴う埋蔵文化財の保護と調査、それに調査成果の報告・活用がスムーズに進行するよう各方面に働きかける諸活動を続け、総会時には毎回セッションを開催し、復興調査の成果と課題を巡る議論を行ってきた。

#### 3) 復興調査の意義と地域文化の振興

- ・阪神・淡路では現地復興であったが、今回の津波被災は移転復興である。
- ・住民の合意形成と移転地の確保が必要。その調整に時間を要している。移転地候補の段階で試掘を行うことが短時間で発掘調査を終了させるのに効果的。
- ・発掘調査は全国からの派遣職員の支援で成り立っている。
- ・発掘調査では規模の大小を問わず、地域の歴史を塗り替える諸資料が資料が得られることは明白。
- ・これらの資料を通じ新たな歴史像を組み立てていく必要がある。それが、地域文化の振興につながる。

盛岡大会の参加者は91名であった。

### 3 2013年度 仙台大会について

進行:渡邊泰伸(東日本大震災対策特別委員会委員)

挨拶：高倉洋彰（日本考古学協会会長）

趣旨説明：近藤英夫（日本考古学協会理事）

#### 報告 1 波怒棄館遺跡

鹿島直樹（気仙沼市教育委員会）

#### 2 新井田館跡

佐々木 潤（南三陸町教育委員会）

#### 3 派遣職員からみた復興調査

林 大智（石川県教育委員会）

#### 4 復興調査の意義と地域文化の復興

高倉敏明（東日本大震災対策特別委員会委員）

報告後、意見交換を行った。

#### (1) 鹿島直樹氏の報告内容

波怒棄館遺跡の報告を行った。

##### 1) 調査要項

遺跡名：波怒棄館遺跡（宮城県遺跡登録番号：

63012）

所在地：気仙沼市唐桑町荒谷前ほか

調査主体：気仙沼市教育委員会

調査協力：宮城県教育委員会

調査面積：約 6,000㎡

調査期間：確認調査：2012年7月9日～26日

1次調査：2012年10月22日～

2013年6月28日

2次調査：2013年8月21日～9月

17日

調査原因：大沢B地区 防災集団移転促進事業

##### 2) 遺跡の概要と調査に至る経緯

調査は、大沢B地区防災集団移転促進事業に伴い気仙沼市教育委員会が主体となり、高台移転事業を円滑に進めるため、宮城県教育委員会が示した発掘調査基準の弾力的な運用に準拠し、県職員の協力をえて期間内に調査を終了した。

##### 3) 調査成果

調査では丘陵の東西斜面部で縄文時代の遺物包含層、縁辺では土坑・小穴などが確認された。遺物包含層から縄文土器、石器、石製品、骨角器、獣骨、魚骨、貝類などが出土した。縄文時代早期末葉から中期初頭、晩期後葉に生活の場となっており、縄文時代前期にはマグロ漁のムラが営まれ、前記後葉頃に最も栄えたことがわかった。

##### 4) まとめ

今回の調査は気仙沼市唐桑地域の最初の本格的な調査となった。縄文時代前記後葉の貝層から大量のマグロの骨や土器、石器、骨角器が出土しており、マグロ漁のムラで暮らした人々の生業や食生活を知る貴重な資料が得られた。

#### (2) 佐々木 潤氏の報告内容

宮城県南三陸町の新井田館跡の報告を行った。

##### 1) 調査要項

遺跡名：新井田館跡（宮城県遺跡登録番号：

60030）

所在地：宮城県本吉郡南三陸町志津川字新井田

調査原因：津波復興拠点整備事業

調査主体：南三陸町教育委員会

調査協力：宮城県教育委員会

担当者：南三陸町2名（長野県原村、秋田県派遣）

宮城県7名（埼玉県、山梨県、新潟県、

福井県、徳島県、京都府より派遣）

調査期間：2013年3月～2014年3月（予定）

調査面積：約 20,000㎡

##### 2) はじめに

南三陸町では志津川中央地区に津波復興拠点整備事業が計画され、計画範囲内に「新井田館跡」があり消滅する事から、2013年3月から調査を開始した。宮城県教育委員会の調査員の協力を得て効率的で迅速な調査を行った。

##### 3) 新井田館跡について

新井田館跡は志津川旧市街地の北側、志津川湾を見下ろす標高67mの丘陵上に築かれた山城である。新井田館跡の歴史資料は少なく、館跡全体の調査で山城の実体が確認された。町内には朝日館跡（志津川城）、花要害館跡、小森館跡、論山館跡など室町時代から戦国時代の山城が多く確認されている。

##### 4) 調査成果

調査では、平場6カ所、堀6条、土塁8条を確認した。各平場では掘立柱建物跡、柱列を確認した。

###### ・平場

平場① 館跡の中央に位置し、北で堀②挟んで平場③、南で土塁⑤を挟んで平場②と接続する。標高は66～67m、規模は長さ47m、幅14m。掘立柱建物14棟、柱列14条、土坑1基を確認した。新旧2時期がある。

平場② 平場①の南側に位置する。標高60～64mで南と北で段がある。規模は長さ40m、幅20mで掘立柱建物12棟、柱列17条、土塁1条を確認した。新旧2時期ある。

平場③ 平場①の北東に位置する。平場①とは岩盤を削り出した階段で接続する。標高64mで規模は長さ・幅とも12mである。掘立柱建物5棟、柱列4条を確認した。

平場④ 平場①の東側に位置し、平場③とは80mのスロープで接続する。標高は59～60mで規模は長さ40m、幅4mです。

平場⑤ 平場①の北側に位置し、堀②と土塁③・⑦に囲まれ、標高 59 ～ 60 m で規模は長さ・幅とも 20 m である。

平場⑥ 平場②の東側に位置し、北側は堀②、南側は堀③がある。標高は 55 ～ 56 m、規模は長さ 25 m、幅 2 m である。

平場④・⑤・⑥にも柱列を確認した。

#### ・堀

平場を囲むように堀を廻らしている。最も大きい堀①は幅 8 m、深さ 3 m で台形から V 字のものに造り替えている。堀②の底には門が設置され、堀底は道としても利用されていた。

#### ・土塁

平場の縁辺と堀の周りにあり、最も大きい土塁④は総延長 100 m、幅 18 m、高さ 3 m である。

#### ・出土遺物

遺物は陶器、石鉢、砥石、羽口、鉄滓、古銭などが出土した。

#### 5) まとめ

新井田館跡は保存状態が良好で、平場、堀、土塁、掘立柱建物が確認された。2 度の改修が行われ、出土遺物から築城は 15 世紀前半頃(室町時代)と考えられ、17 世紀(江戸時代)には使用されていない。

山城全体の調査は南三陸町の歴史を明らかにするだけでなく、県内外の山城を理解するうえで、重要な成果と考えられる。

#### (3) 林 大智氏の報告内容

向山・狐塚遺跡、熊の作遺跡他 4 遺跡の報告を行った。

##### 1) 調査要項

遺跡名 : 向山・狐塚遺跡(約 900㎡)

(面積) : 熊の作遺跡(約 3,650㎡)

: 犬塚遺跡(約 2,700㎡)

: 新中永窪遺跡(約 2,500㎡)

: 雷神・山の上遺跡(3,900㎡)

所在地 : 宮城県亘理郡山元町坂本地内

調査原因 : J R 常磐線移設工事

(東日本旅客鉄道株式会社)

調査主体 : 宮城県教育委員会

調査担当 : 宮城県教育庁文化財保護課

調査期間 : 2013 年 4 月 15 日～継続中

##### 2) 調査の概要

山元町では、東日本大震災によって不通となっている常磐線の移設計画が進められている。坂本地区では計画路線内に 8 遺跡が確認され、縄文時代～中世の遺構・遺物が見つかっている。他県職員の応援を得て迅速に進めている。

今回報告する熊の作遺跡と向山遺跡は低丘陵上に営まれた遺跡である。奈良・平安時代の竪穴住居や掘立柱建物が確認され、土器・石製品・鉄製品・木製品などが出土した。

#### ・熊の作遺跡の調査

古墳時代～江戸時代の遺物が出土している。7 ～ 9 世紀代の竪穴住居 9 軒、掘立柱建物 10 棟以上、柱列、溝などが確認された。低地からは奈良・平安時代の柱や木製品が良好な状態で出土した。

#### ・向山遺跡の調査

平安時代前期(9 世紀頃)竪穴住居 8 件、掘立柱建物 5 棟が確認された。建物内からは多数の鍛冶炉、鉄滓や鞆の羽口など鍛冶関連遺物が出土したことから、鉄製品の工房があったと考えられている。

#### 3) 熊の作遺跡から出土した木簡について

熊の作遺跡から出土した木簡 1 は長さ 31.9cm、幅 3.6cm、厚さ 0.7cm で、赤外線写真で見ると「信夫郡安岐里人 大伴部法麻呂 丈部伊麻呂 大伴部口麻呂 丈部黒麻呂」と読める。信夫郡安岐里は現在の福島県福島市と川俣町の境付近にあり、熊の作遺跡のある山元町坂本から直線距離で南西に 40km 離れている。この木簡は(信夫郡安岐里に本籍を持つ大伴部法麻呂他 3 名を管理するための名簿)と思われる。また、「安岐里」の「里」表記は大宝令の国群里制が施行された大宝元年(701)～養老元年(717)に使用された木簡と考えられる。

熊の作遺跡・向山遺跡からは製鉄関連の遺構・遺物が出土している。木簡は製鉄関連の作業に亘理郡以外の工人が動員されたことを示す資料と考えられる。熊の作遺跡の大型建物から管理する有力者の存在がうかがえる。また、木簡が出土した湿地から出土した土器に「坂本願」の墨書のあるものがあり、坂本地区の起源が付近にあったことがわかる資料として重要である。

#### (4) 高倉敏明氏の報告内容

宮城県内の復興調査と成果の報告を行った。

##### 1) 宮城県内の復興調査の概要

###### 調査の方法と内容

- ・復興事業と埋蔵文化財の整合を図る。
  - ・発掘調査に当たって、宮城県発掘調査基準を弾力的に運用する。
  - ・調査の迅速化のため、県内・全国的に支援を受け担当者を集中配置する。
  - ・最新機器・技術を導入し、調査の効率化を図る。
- ###### 発掘調査体制の強化
- ・宮城県文化財保護課職員 17 名、東北歴史博物

館職員 2 名、多賀城調査研究所職員 1 名の 20 名体制とし、県総務部で任期付専門職員 4 名を採用し、沿岸市町に派遣している。(2013 年度は 3 名)

- ・自治法派遣職員は、文化庁ルートでの県派遣は 2013 年度は 24 名 (2012 年度は 17 名)、文化庁・総務省ルートほかによる沿岸市町への派遣は 2013 年度は 10 名 (2014 年度は 2 名) で、合計 34 名の専門職員の派遣を受けている。

#### 他機関から沿岸部市町への支援

- ・調査・測量・資料分析の支援を奈良文化財研究所・東北大学から受けている。
- ・県内の白石市から山元町に支援を受けている。
- ・調査に伴う委託業務については、大阪府・兵庫県から指導・助言を受けている。

#### 2) 主な復興事業と調査成果

復興調査に対する宮城県の方針では

- ・県が主体で調査：復興道路建設事業、J R 常磐線移設事業、沿岸部市町の試掘調査。
- ・市町が主体で調査：防災集団移転、土地区画整理の本調査、個人住宅、零細・中小企業移転調査などで、県は派遣職員の支援を行う。

#### 沿岸部市町の復興事業関連調査

- ・防災集団移転、土地区画整理など。遺跡数は 82 遺跡 (2013 年 10 月現在) うち試掘・確認調査済 39 遺跡、今後の調査予定 43 遺跡。発掘調査は 8 遺跡が確定している。調査終了は波怒棄館遺跡 (気仙沼市)・中沢遺跡 (石巻市) の 2 遺跡、調査中は台の下館跡・台の下遺跡 (気仙沼市)・新井田館跡 (南三陸町) の 3 遺跡、予定は羽黒下遺跡 (石巻市)、八幡沖遺跡 (多賀城市)、合戦原遺跡 (山元町) の 3 遺跡である。個人住宅、零細・中小企業移転は市町が主体で随時対応している。

#### 復興道路建設事業

- ・三陸沿岸道路：山王遺跡 (多賀城 I C) 2012 ~ 14 年度前半予定。小屋館城跡など 3 遺跡 (歌津 I C 以北) 調査予定。常磐自動車道：涌沢遺跡など 24 遺跡 (山元 I C 以南) 2013 年度で終了予定。県道泉塩釜線：山王遺跡 (多賀城 I C 周辺) 2014 年度で終了予定。

#### J R 常磐線移設事業

- ・発掘調査：熊の作遺跡など 8 遺跡 (山元町) 2013 ~ 14 年度前半予定。

#### 3) 復興調査の意義と地域文化の振興

今回の報告以外の遺跡の調査成果と説明会

- ・中沢遺跡 (石巻市) - 防災集団移転事業 - 牡鹿半島で初めての縄文時代集落の調査。縄文

時代前期の竪穴住居、建物跡、炉跡が検出され、遺物包含層から前期の土器や石器魚骨、獣骨、貝等 1,000 箱以上の多量の遺物が出土した。この他、古墳時代~奈良・平安時代の竪穴住居も 5 軒検出された。海浜部の集落を知ることができる貴重な遺跡である。

#### ・山王遺跡 (多賀城市) - 三陸沿岸道路 -

古墳時代中期の豪族館跡や古墳時代後期後半から中世にわたる多彩な遺構・遺物が発見された。古代の遺物には骨角製品、木製品「多賀」と墨書された土器や鳥形須恵器があり、道路跡、竪穴住居跡、掘立柱建物跡、堀跡など古代の町並みの様子が明確となった。

- ・復興調査の現地説明会には被災者の方も含め、多くの参加があった。波怒棄館遺跡では 350 名、中沢遺跡では 2 回合計で 163 名、山王遺跡では 2 回合計で 402 名、熊の作遺跡で 108 名等、震災復興調査がもたらす地域文化への関心が極めて高いことが浮き彫りとなった。

#### 今後の課題

- ・復興事業調査の拡大への対応が必要。沿岸市町の高台移転とそれに伴う県道等の道路改良、土地区画整理事業やほ場整備事業の予定がある。
- ・調査体制を充実させ、遺跡調査を迅速かつ効率的に進めることが求められている。
- ・出土量が膨大な遺跡もある。計画的な整理作業を行い、成果報告書の作成に努めることが重要である。
- ・日本考古学協会としても、行政の復興調査に協力するとともに、地域文化振興のため、一般市民への周知事業である報告会を継続していく。

仙台大会の参加者は 115 名であった。

#### 4 2014 年度 宮古大会について

進行：佐藤宏之 (東日本大震災対策特別委員会委員)

挨拶・趣旨説明：石川日出志 (日本考古学協会副会長)

報告 1 復興計画と発掘調査の進捗状況  
菅 常久 (岩手県教育員会)

2 宮古市での復興調査でわかったこと  
長谷川 真 (宮古市教育委員会)

3 復興調査の成果 - 縄文時代 -  
北村忠昭 ((公財) 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター)

4 復興調査の成果 - 古代・中世 -  
金子佐知子 ((公財) 岩手県文化振

興事業団埋蔵文化財センター)  
5 復興調査に派遣職員として携わって  
柏原正民（兵庫県教育委員会から岩  
手県へ派遣）

報告後、意見交換を行った。

(1) 菅 常久氏の報告内容

- 1) 2011年度からこれまでを振り返って
- 2) 復興調査が始まった頃
- 3) 野場Ⅰ遺跡の場合
- 4) 復興調査からうまれたこと

の4項目を2012年5月3日、7月7日、10月17日、10月20日の新聞記事から東日本大震災後の防災集団移転促進事業の埋蔵文化財調査の状況説明と遺跡の調査から新しい地域の歴史像が見えてきたこと説明された。

(2) 長谷川 真氏の報告内容

表や遺跡配置図を示して現状を報告された。

宮古市における復興調査の概要

- ・2005年～2014年までの調査件数は、2005年～2010年までは通常調査で5年が12件、6年が7件、7年が13件、8年が10件、9年が13件、10年が13件であったが、東日本大震災以降の2011年度には通常調査11件と16件の復興調査の合わせて27件の調査が行われた。12年は通常調査11件、復興調査15件の合わせて26件、13年は通常調査19件、復興調査22件の合わせて41件、14年は通常調査24件、復興調査9件の合わせて33件の調査が行われた。2013・2014年は通常調査が増加しており、大震災関連調査が増えた。
- ・2006～2014年の各年度調査面積を見ると、6年度は1,608㎡、7年度は4,221㎡、8年度は5,222㎡、9年度は2,883㎡、10年度は1,591㎡で、東日本大震災後の2011年度は11,885㎡に急増した。12年度は9,909㎡、13年度は15,288㎡で最大に達した。14年度は7,360㎡であった。震災以降に規模の大きな調査が増加した。

(3) 北村忠昭氏の報告内容

1) 概要

- ・2012年の復興調査開始から3年目になる。
- ・2012年は田野畑村の野場Ⅰ遺跡他3遺跡、2013年は久慈市の外屋敷ⅩⅨ遺跡他29遺跡、2014年は洋野町の西平内Ⅰ遺跡他36遺跡の発掘調査が行われた。
- ・埋蔵文化財センターの発掘調査の内、初年度は全事業量の2割であったが、2013年度には8割を占めた。

- ・復興調査で縄文時代の遺構・遺物が確認された遺跡は2012年度で3遺跡、13年度27遺跡、14年度34遺跡と復興調査の8～9割は縄文時代の遺跡が占めている。

2) 集落跡

縄文時代早期（約10,000～6,000年前）

- ・早期の集落は久慈市の外屋敷ⅩⅨ遺跡と山田町の石峠Ⅱ遺跡で検出された。この時期の集落は住居が2～3棟の小規模な遺跡が多く、2遺跡とも小規模な集落であった。
- ・住居の形状は外屋敷ⅩⅨ遺跡では方形、石峠Ⅱ遺跡からは円形と楕円形があり、定まっていない。
- ・外屋敷ⅩⅨ遺跡で見つかった竪穴住居跡は十和田火山が約8,600年前に噴火したときに飛散した火山灰で覆われており、この噴火以前の集落であることが判明した。

縄文時代前期（約6,000～5,000年前）

- ・前期の集落跡は普代村の力持遺跡、田野畑村の野場Ⅰ遺跡、宮古市の向新田Ⅲ遺跡、津軽石大森遺跡・赤前Ⅲ遺跡、山田町の石峠Ⅱ遺跡・澤田Ⅲ遺跡・間木戸Ⅱ遺跡、大船渡市の峯岸遺跡がある。
- ・早期に比べると遺跡数も多く、集落を構成する住居も多くなる。前期後半になるとロングハウスと呼ばれる長辺が10m以上になる長方形や長楕円形の住居跡が作られるようになる。
- ・力持遺跡や石峠Ⅱ遺跡では約5,000年前に十和田火山が噴火したときに飛散した火山灰が堆積した住居跡が見つかっている。

縄文時代中期（約5,000～4,000年前）

- ・中期の集落は普代村の力持遺跡、岩泉町の小成Ⅱ遺跡、宮古市の高根遺跡、山田町の石峠Ⅱ遺跡・沢田Ⅲ遺跡・間木戸Ⅰ遺跡、大船渡市の中野遺跡で見つかっている。
- ・中期の集落は数十棟の住居が存在する大規模な集落も確認されている。中野遺跡では30棟以上、間木戸遺跡では中期後半の住居が160棟以上も見つかっている。
- ・住居の平面形は円形が基本であるが、方形もある。規模は大きなものは8m以上、小さなものは2mのものもある。炉を中心に規則的な柱穴配置を持つものが多くなる。
- ・多彩な形態の炉が見つかっている。複数の石で組んだ部分と浅く窪む部分で構成される「複式炉」、石を方形や円形に配置した「石囲炉」、床面で火を焚いた「地床炉」、土器を埋め込んだ「埋甕炉」等がある。

縄文時代後期（約 4,000 ～ 3,000 年前）

- ・後期の集落には洋野町の南川尻遺跡、田野畑村の野場 I 遺跡・菅窪遺跡・菅窪長屋構 III 遺跡、遠野市の九重沢 III 遺跡がある。
- ・後期の竪穴住居跡は円形のものが多く、規則的な配置の柱穴はあまり確認されない。
- ・炉は石囲炉や地床炉が中心となる。

縄文時代晩期（約 3,000 ～ 2,300 年前）

- ・晩期の集落は田野畑村の野場 I 遺跡と宮古市田老の向新田 III 遺跡で検出された。
- ・晩期の遺跡は海岸沿いや河川沿いの比較的低い場所で見つかることが多い。
- ・住居の形状は円形のものも多く、住居の中心に石囲炉を持つものが確認されている。

弥生時代（約 2,300 ～ 1,700 年前）

- ・弥生時代の集落は田野畑村の浜岩泉 III 遺跡と宮古市の木戸井内 VI 遺跡で見つかった。
- ・浜岩泉 III 遺跡では後期の竪穴住居跡が 6 棟見つかり、沿岸部における弥生時代の様相を考える上で重要な遺跡になると考えられる。

### 3) 狩場跡

動物を捕まえるための罟である陥し穴を利用して狩りを行った場所と考えられる遺跡がある。

- ・陥し穴は多くの遺跡で見つかり、山田町の豊間根新田 I 遺跡と石峠 II 遺跡では 200 基以上の陥し穴があり、大規模な狩場であったことが分かった。
- ・陥し穴には細長い溝状のもの、幅広で楕円形状のもの、円形のものといろいろな形状のものがあり、楕円形や円形のものが多い。

### 4) その他

- ・墓と考えられる配石群がある。
- ・洋野町の西平内 I 遺跡では配石群が弧状になって見つかると、大槌町の赤浜 II 遺跡でも配石遺構が見つかった。

### 5) 広報活動

- ・県民の方々向けの現地説明会も積極的に行ってきた。
- ・震災前の現地説明会に 100 名の参加で多いという印象だったが復興調査では 150 名以上の方が参加されることが多く、関心の高さを感じている。
- ・2014 年の石峠 II 遺跡で、津軽石中学校の生徒の体験発掘を実施した。

## (4) 金子佐知子氏の報告内容

### 1) 概要

- ・埋蔵文化財センターでは三陸沿岸道路、高台移転などの調査で、2012 年度～ 2014 年度まで

に合計 64 遺跡を調査した。そのうち 26 遺跡が古墳時代末から中世の遺跡であった。

### 2) 古墳時代末～奈良時代

- ・野田村の中平遺跡・上泉沢遺跡、宮古市の田鎖車堂前遺跡・津軽石大森遺跡・沼里遺跡・磯鶏石崎遺跡、山田町の間木戸 II 遺跡・間木戸 V 遺跡がある。
- ・津軽石大森遺跡は 7 世紀後半～ 8 世紀前半に栄えた集落で、32 軒の住居跡を検出した。住居規模は 5㎡程度のものから 50㎡のものまで様々で、大型の住居跡からは、須恵器坏、琥珀などが出土した。

### 3) 平安時代

- ・田野畑村の野場 I 遺跡・浜岩泉 III 遺跡、宮古市の松山遺跡・田鎖車堂前遺跡・赤前 III 遺跡・荷竹日向 I 遺跡、山田町の沢田 3 遺跡・石峠 II 遺跡、釜石市の小滝沢遺跡など多くの集落がある。
- ・鍛冶炉を伴う工房跡は松山遺跡・赤前 III 遺跡・野場 I 遺跡・浜岩泉 III 遺跡から検出された。
- ・鉄の生産遺跡も多く焼山遺跡・赤前 III 遺跡からは製錬炉、鍛冶炉、炭窯が検出され、浜館跡・田屋遺跡では製鉄炉・炭窯などが検出された。
- ・田鎖車堂前遺跡は奈良時代～平安時代前半の集落跡で、18 軒竪穴住居跡を検出した。12 世紀の遺構には溝跡・井戸跡・土坑・堀跡などがある。遺物はかわらけ・中国産白磁皿・常滑・渥美産陶器のほか大鎧の小札・馬具・毛抜きなどの鉄製品が多く出土した。小札は白磁碗と溝底から相伴して出土しており、時代が特定できる貴重な資料となった。出土遺物から、平泉藤原氏との関係が窺える。

### 4) 中世

- ・久慈市の宇部館跡、野田村の伏津館跡、宮古市の荷竹日向 I 遺跡、陸前高田市の花館跡・高田城跡は中世城館である。
- ・宮古市の松山遺跡・金山 V 遺跡では中世の製鉄遺跡が検出された。田鎖車堂遺跡では掘立柱建物跡が宮古市の弘川 II 遺跡では段丘端部から経塚の基底部を確認した。
- ・伏津館跡では、主郭を含む曲輪 8 箇所、土塁、堀跡、切岸を確認した。曲輪 1 と曲輪 2 から掘立柱建物跡を 4 棟検出した。曲輪 1 の建物跡から廃棄された状態で陶磁器が出土した。遺物は 15 世紀のもので茶道具や書道具に用いるものがそろっている。
- ・高田城跡では五つの曲輪のうち曲輪 IV と V を対象に調査した結果、曲輪 IV までが城館の範囲で

あることが分かった。曲輪Ⅳからは曲輪 10 箇所、切岸 9 箇所、虎口 2 箇所、土塁 2 基、堀跡 1 条を検出し、最高所からは掘立柱建物を検出した。しかし、陶磁器などの遺物はほとんどなく、年代の推定には至っていない。

#### (5) 柏原正民氏の報告内容

兵庫県教育委員会に所属して、遺跡の発掘調査を担当し、2014 年 4 月から、復興事業に係る埋蔵文化財専門職員として岩手県教育委員会に派遣され、現在、県内で復興事業に伴う発掘調査に従事している。

#### 1) 大規模災害からの復興と発掘調査－阪神・淡路大震災での経験－

##### 阪神・淡路大震災の被災と復興事業

###### 兵庫県の位置と環境

近畿地方の西端に位置し大阪湾沿岸に県の人口の 6 割が集中している。

###### 阪神・淡路大震災の被災状況

人口密集地域を襲った直下型地震、被害の中心は住宅倒壊と延焼。

###### 阪神・淡路大震災からの復興事業

1995 年から 5 年で実施。住宅供給は遅れるが、災害に強い街づくりを目指し街区整理を実施。

##### 大規模災害からの復興と発掘調査

###### 被災地区における遺跡の状況

280 カ所で延べ面積 253.6ha の遺跡があり、復興事業への影響を懸念する声があった。

###### 復興事業と埋蔵文化財調査

迅速化に努力しつつ、災害時ではあっても法令に基づき、発掘調査が行われた。調査では地域の成り立ちを知る成果が相次いで見つかった。しかし、調査の迅速化により現地説明会の自粛が行われたため、復興を進める上で明るい話題となっただけの地域の歴史を知る成果について、地域住民が知る機会が失われ、その理解が得られるまで長い時間を要することとなった。

##### 発生から 20 年が経過して

###### 2015 年 1 月 17 日で 20 年が経過

痕跡は 震災遺構だけで、それを知らない世代が成人となった。

###### 早期復興をめざしたがゆえの、光と影

街は復興できたが、住民の心は離れ、人口は減少しつつある。本当の復興のために必要なものは何か。

###### 発掘調査の成果がもたらしたものは

考古学・歴史学－歴史の新情報を得、新たな歴史像の構築へ。

行政－人口密集地の地下にある遺跡の情報を精

度の高い埋蔵文化財の保護へ。

住民－自分たちの暮らしにどう生かすか、地域の歴史を知りたい。

#### 2) 東日本大震災の復興と発掘調査－岩手県での体験

##### 東日本大震災の復興と発掘調査

調査に求められる要件－迅速化をめざして、3 つの方針

- ・調査の効率化、
- ・発掘調査経費の公費負担
- ・全国からの専門職員の派遣

2014 年度は岩手県内に全国 12 の道府県から 36 人の支援職員派遣があった。

##### 復興と発掘調査－携われことで、得られる実感

- ・三陸沿岸の歴史を知る手がかりを得ることは、岩手、東北だけでのものではなく、日本の財産につながる。
- ・多様な調査技術や手法を知り、最新鋭機器を導入した発掘調査を学ぶことができた。
- ・調査成果を地域の方々と共有する大切さを学んだ。現地説明会の開催で、地域の歴史を地域の方々と共有でき、小中学校の体験学習は、次世代が地域にまなごしを向けることにつながるのではという期待感を持てたこと。

##### 環境と共生しながら、営みをつなぐ

- ・阪神・淡路は安全神話の中で発生、地震の痕跡が発見されていたが、それを生かせなかった。東日本は度重なる被災で、記念碑や言い伝え、自然と共生する心構えが備わっていた。
- ・個人的には地域の大規模災害に対する「覚悟」の有無の相違があることを感じた。

#### 3) 発掘調査の地域における意味－ある派遣職員の視点から－

##### 発掘調査の成果と、地域の受け止め

- ・発掘調査で突然出現した地域の新たな歴史像は地域住民にとって戸惑いとなることがある。しかし、発掘調査の成果は地域で営まれてきた「暮らし」の積み重ねであり、調査成果の中には地域への愛着や誇りを再確認できる情報が含まれている。

##### 「地域の文化」を受け継ぐ意味

- ・日常は意識されない地域への思いや愛着が大規模災害によって再認識される。発掘調査の成果は地域の文化であり、積み重ねられた営みの履歴と捉えられる。
- ・阪神・淡路大震災の復興に伴う尼崎市の猪名荘遺跡や 2004 年の台風 23 号で被災した淡路市の五斗長垣内遺跡の復興のための発掘調査は地

域住民による「遺跡をまちづくりに活かす取り組み」が始まり、遺跡の存在は、地域の魅力を発信する原動力となった。

#### 発掘調査でわかること

- ・地域の暮らしの積み重ねであり、「地域社会の喪失」という危機が迫る中、地域での営みをつなぎたいと希求する多くの住民がいることを復興調査でも実感できた。
- ・発掘調査の成果は明日への希望の力となる。
- ・文化財は地域文化の結晶であり、地域を結びつけるもの。

#### 真の復興のありかた

- ・早期復興を達成することは当然重要だが、地域文化を受け継ぐ意味の重要さに気づかないと取り返しがつかないことになる。
- ・文化財は地域文化の結晶であり、地域に残されている民俗行事の例にみるように、遺跡や遺物もまた地域を結び付ける。
- ・地域の紐帯となりうる遺跡や遺物をないがしろにした復興は真の復興とはいえない。

宮古大会の参加者は 80 名であった。

## 5 2015 年度 福島大会について

進行：石川日出志（東日本大震災対策特別委員会委員）

あいさつ・趣旨説明：菊地芳朗（日本考古学協会理事）

- 報告
- 1：福島県の復興調査とその成果  
轡田克史（福島県教育委員会）
  - 2：南相馬市の復興調査と成果  
荒 淑人（南相馬市教育委員会）
  - 3：いわき市の復興調査と成果  
木幡成雄（いわき市教育委員会）
  - 4：史跡小峰城跡の災害復旧  
鈴木 功（白河市建設部）
  - 5：派遣職員からみた復興調査  
宮地聡一郎（福岡県から派遣）
  - 6：福島県内の復興調査の意義と課題  
玉川一郎（東日本大震災対策特別委員会委員）

報告後に予定していた意見交換は割愛した。

### (1) 轡田克史氏の報告内容

#### 1) 福島県の被災状況

- ・最大震度 6 強・津波・東京電力福島第 1 原子力発電所事故。
- 2) 福島県教育委員会の埋蔵文化財保護の取組
- ・埋蔵文化財保護に関する指針の策定

- ・東日本大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財の取り扱いに関する連絡会（通称：浜通り会議）
- ・県事業の分布調査及び試掘・確認調査の実施（県事業の本発掘調査は財団調査組織に委託）

- ・市町村事業への支援

#### 市町村教育委員会への通知（過去含む）

- ・2000 年 4 月「埋蔵文化財発掘調査等取扱基準」
- ・2011 年 3 月 24 日「2011 年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱について」
- ・2012 年 6 月 1 日「東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱について」
- ・2012 年 8 月 1 日「放射能物質の除染作業」に伴う史跡等の取扱について」
- ・2013 年 11 月 9 日「復旧事業と通常事業における埋蔵文化財の取扱の対照表について」

#### 3) 県事業関連の埋蔵文化財調査

- ・天下沢 A 遺跡（南相馬市）
- ・五畝田・犬這遺跡（南相馬市）
- ・南代遺跡（楡葉町）
- ・宮田条里遺跡（広野町）
- ・本町遺跡（広野町）

#### 4) 市町村の埋蔵文化財調査

- ・桜田Ⅳ遺跡

#### 5) 復興調査の中で見えてきたもの

- ・調査体制づくり  
遺跡の地域特性等を踏まえた調査
- ・復興事業担当部局との調整  
複数の復興事業が同一地区で計画される等
- ・調査成果の公開・活用  
復興を目指す中での文化財の位置づけ
- ・復興が遅れていた地域での事業の急増  
除染の進捗（中間貯蔵施設の廃棄物保管箇所の整備）  
復興事業計画の具体化（避難指示の解除を見こした動き）
- ・公共事業に続き民間開発の動き  
土取事業から個人住宅まで様々な開発事業の展開

#### (2) 荒 淑人氏の報告内容

##### 1) はじめに

東北地方太平洋沖地震の津波により岩手県・宮城県・福島県の太平洋沿岸が壊滅的な被害を受けた。

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所の炉心熔融が発生し、放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故に発展した。

##### 2) 南相馬市の被害状況

南相馬市では最大震度6弱を観測し、津波では人的被害約1,024人、侵水域約40.8km<sup>2</sup>、浸水家屋約1,500世帯超が被害を受けた。

東京電力福島第一原子力発電所事故で、市域の南部が避難区域に指定された。

### 3) 復旧・復興事業と埋蔵文化財

2012年から復興事業へ対する埋蔵文化財の取扱いが本格化した。防災集団移転促進事業、災害公営住宅建設事業、居住環境整備、被災農地復興、ほ場整備事業、土砂採取、工業団地造成など開発事業面積は約1,400haに及ぶことが判明した。

### 4) 復興事業における発掘調査の成果

#### 縄文時代

- ・2012年度に調査した中才遺跡は約800m<sup>2</sup>の調査で、低地性の貯蔵穴4基と、細片化した土器の集積が見られた。貯蔵穴は直径1～1.8mで、内部から種実や網代が出土している。出土した土器片は二次的な被熱により細片化した製塩土器である。集落の中心域は外れているが、沿岸線から約4km離れた内陸部の製塩作業の実態を解明する上で重要である。
- ・2013年度に調査した東町遺跡の調査では竪穴住居跡27軒、貯蔵穴と思われる土坑70基が検出された。竪穴住居は大木9式・10式段階のもので、各住居は東北地方南部に特徴的な複式炉を備えている。調査区内に基本層序のローム層が欠層しており、住居はローム層下層にある砂質土を掘り込んでいる。集落域の造営に際して大規模な掘削が行われた可能性がある。

#### 弥生時代

- ・2012年度に調査した上渋佐原山遺跡では土器埋設遺構1基を検出した。土坑内部から弥生時代中期後葉の桜井式土器の壺が出土した。

#### 古墳時代

- ・2013年度に調査した上渋佐原山遺跡では木棺直葬の土坑墓1基が検出された。土坑墓は長軸5.5m、単軸2.7mで階段状の二段墓坑となっている。遺物は緑色凝灰岩製の管玉3個、円盤状石製品1点が連なる状態で出土した。
- ・2013年度に調査した湊遺跡では竪穴住居跡が4軒検出された。古墳時代前期から中期の塩釜式土器と南小泉式土器が伴った。
- ・2013年度に調査した榎内遺跡では古墳時代の円墳1基が確認された。古墳は墳径14.5m、周溝幅約1.8mである。周溝は、南西部分が掘り残されて陸橋となっており、陸橋の主軸線と墳丘中央を結んだ地点に埋葬施設があり、川原石を充填した長さ3m×幅1.8mの墓坑状の掘り

込みがある。箱式石棺の礫床部分とみられる。陸橋の北側から舞台式から栗囀式頃の土師器甕が出土しており、古墳時代後期後半に位置づけられる。

- ・2014年度に調査した南海老南町遺跡では、竪穴住居跡3軒が確認された。古墳時代前期の塩釜式土器が伴う。
- ・2014年度までに7地点で試掘調査が行われた真野古墳群は、墳丘を有する47基が真野古墳群A・Bとして国史跡に指定されている。今回の試掘で古墳3基が確認されたほか、竪穴住居跡2軒が検出された。竪穴住居跡からは塩釜式土器が出土した。

#### 奈良時代・平安時代

- ・2013年度に調査した桜井D遺跡では掘立柱建物跡1棟、竪穴住居跡2軒、大型土坑1基を検出した。掘立柱建物跡は3×3間の側柱式で建替えられている。柱の掘り方は一辺60cmと泉官衙遺跡に匹敵する規模がある。土坑は鍛冶関連の廃棄土坑と想定された。遺構の年代は8世紀後半～9世紀後半頃である。
- ・2013年度に調査した観音堂石仏は平安時代の磨崖仏として国史跡に指定されている。東日本大震災で保存覆屋が倒壊し、代替覆屋建設のために石仏前面の調査を行った。整地層から10世紀前半の赤焼土器が出土し、前庭部の造成・整地は10世紀前半頃に行われたと考えられる。
- ・2013年度に調査した横手廃寺は古代寺院として県史跡に指定されている。調査は塔心礎を中心に行われ、塔基壇と基壇周囲の溝が確認された。塔基壇は一辺14.4mで出土瓦から9世紀頃の造営と考えられる。
- ・2013年度の上渋佐原山遺跡ではA地区約2,500m<sup>2</sup>、B地区約3,500m<sup>2</sup>の調査を行った。A地区では竪穴住居跡3軒、掘立柱建物跡15棟を検出した。4時期の変遷を辿ることができ、出土土器から9世紀中葉～後葉位置づけられる。B地区では竪穴住居跡9軒、掘立柱建物跡10棟が検出され、掘立柱立物が古く、竪穴住居が新しいことが確認された。
- ・2014年度に調査した東町遺跡では竪穴住居跡5軒、掘立柱建物跡4棟が検出された。8世紀から9世紀後半の遺物が出土した。
- ・2013年度に調査した榎木沢C遺跡は製鉄遺跡である。踏みフイゴ付長方形箱型炉1基、廃滓場1基、木炭窯6基が確認された。

### 5) まとめ

- ・縄文時代で最も古い時期は早期の沈線文系土器

である。前期前半から遺跡が増加する。東町遺跡では大規模な造成が行われている可能性がある。中期には拠点的な集落が営まれ、晩期になると集落は小規模になる。

- ・弥生時代の前期から中期中葉の様相は不明である。中期後葉に桜井式土器が展開し、終末期には北関東から十王台式土器が持ち込まれる。
- ・古墳時代に入ると国史跡桜井古墳を中心とする古墳の造営が開始される。中期の明確な墳墓の存在は未発見である。震災以降の調査で、海岸部の浜堤上や微高地上に古墳時代人の足跡があることが判明した。真野古墳群では埋葬施設が箱式石棺・礫槨・木棺直葬と多様であることが明らかとなった。
- ・奈良・平安時代は上佐佐原山遺跡や東町遺跡で掘立柱建物と竪穴住居とで構成される集落の様相が明らかとなった。横手廃寺や観音堂石仏のように仏教遺跡の調査も進んでいる。

### (3) 木幡成雄氏の報告内容

#### 1) いわき市内の復興計画

久之浜地区、四倉地区、平地区、小名浜地区、勿来地区で復興事業が計画されている。

- ・久之浜地区では磐出館跡、久之浜条里跡で試掘調査が行われ、久之浜条里跡で6,000㎡の発掘調査が行われた。
- ・薄磯地区では薄磯貝塚他、三反田遺跡、高台地区で試掘調査が行われた。薄磯貝塚で360㎡、薄磯大平遺跡で1,160㎡発掘調査は行われた。
- ・豊間地区では原町遺跡、高台地区（北）、高台地区（南）で試掘調査が行われたが、発掘調査はなかった。
- ・岩間地区では試掘調査が小原遺跡で行われ、その後、1660㎡の発掘調査が行われた。

#### 2) 縄文時代の成果

- ・薄磯貝塚では1982年に行われたA地点の調査で縄文時代後期紅葉～弥生中期前半の貝層が検出され、大量の釣針・刺突具・石錘等の漁労具とマダイ・カツオ・サメなどの外洋性魚類が多数検出され、鹿骨集中遺構や大量の岩板が出土し、2003年のE地点の調査では弥生中期の土器、焼粘土塊が多量に出土がしていたが、今回の調査で縄文土器、弥生土器、岩板、魚骨、鳥骨、獣骨が出土した。

#### 3) 古墳時代～平安時代の成果

- ・薄磯貝塚で9世紀頃の4つのタイプの筒型土器が出土した。市内では平地区の小茶円遺跡、砂畑遺跡、夏井廃寺跡、大谷遺跡、好間地区の石坂遺跡、渡辺地区の岸遺跡、勿来地区の上の内

遺跡から出土している。

- ・磐出館跡では横口式木炭窯が6基検出された。7世紀後半～8世紀で北方に「金が沢」の地名あり、金が沢遺跡から鉄滓・羽口が出土している。

#### 4) 中世の成果

- ・久之浜条里跡で中世集落が検出された。掘立柱建物4棟が2棟一対になっている。13世紀代で舶載磁器の青磁皿・碗、国産陶器の渥美・常滑の甕が出土している。

### (4) 鈴木功氏の報告内容

#### 1) 遺跡の立地

小峰城跡は阿武隈川や谷津田川により形成された標高357m程の河岸段丘上に立地している。本丸が丘陵上、二の丸が・三の丸が河岸段丘上に位置する・外堀の範囲が54ha、この内本丸・二の丸の範囲となる16.3haが国史跡に指定されている。

#### 2) 小峰城の歴史

小峰城の成立は南北朝時代の興国～正平年間(1340～69)の頃、白河庄を納めていた結城宗広の嫡男親朝(小峰家を興す)が築城したことに始まる。

天正18年(1590)、豊臣秀吉による奥州仕置により結城氏は改易され、仕置後は蒲生氏郷・上杉景勝が会津を治めることになり、白河には城代が置かれ会津の支城時代を迎える。

寛永4年(1627)丹羽長重が棚倉より10万余国で入封し、白河藩が成立する。長重は幕命により同6年から4年をかけて城郭の大改修を行った。

#### 3) 石垣の現状

小峰城跡の石垣は、本丸、竹之丸、二ノ丸などに残り、総延長2km、面積で15,000㎡を測る。石垣の構築時期は明確でないが、会津領時代の慶長年間に遡る可能性がある。

#### 4) 被災石垣の調査

2011年3月11日、白河市を震度6強の地震が襲った。この地震で石垣9箇所、4月11日の震度5強の余震で1箇所の径10箇所が崩落した。崩落範囲は総延長160mに渡った。

#### 5) 石垣修復

石垣の修復は伝統工法で行う事を基本にした。本丸南面は調査により、本来谷地形だったところを、埋めて平坦地を造成していた。埋土の下部から16世紀前半代の遺物が出土し、造成はそれ以降に行われたことも確認された。

根石は現地表面から4段下に存在することと、

特徴から寛永年間の丹羽長重による大改修に伴い構築されたと考えられる。

搦手門跡は崩落箇所とハラミの著しい箇所を修復した。三度の改修が確認できた。

清水門跡は両側の石垣を解体した。調査により江戸期においても三度の改修が行われたことを確認した。

2014年12月より積み替え工事に着手し2015年3月に終了予定である。

#### 5) 修復工事の公開

今回の修復工事に当たっては、見学会の開催や公開日の設置などに努めてきた。

#### 6) まとめ

小峰城跡の災害復旧事業については、大規模な被害を受けた石垣をどのように記録し、どのように修復するかと言った問いかけから始まった。

また、災害復旧という枠組みの中で行った考古学的な調査や記録の方法についても、その有効性が今後整理出来るものと考えている。

### (5) 宮地聡一郎氏の報告内容

#### 1) 派遣職員の想い

大震災のニュースを知った、全国の埋蔵文化財職員の多くは復興調査に、全国から応援に行くことになるかと予想したに違いない。阪神・淡路大震災の経験があったことはもちろん、文化財が復興の足かせになると言われることが、震災復興だけではなく、日々開発と文化財の保護に直面している全国の埋蔵文化財担当者にとって、それを打開したいという共通の想いがあるのではないか。

#### 2) 特色ある各地域の文化財と調査方法

文化庁が新版『発掘調査のてびき』を刊行した。全国の発掘調査方法の標準化が第一の目的であり、全国の埋蔵文化財職員必携の書である。しかし、遺跡の立地や土壌、土器の特徴、歴史的環境は地域によって様々であり、派遣元で培った知識だけでは到底お役に立てない。

福島県浜通り地方は、全国屈指の古代の製鉄遺跡の宝庫である。福岡県にも製鉄遺跡はあるが携わった人は少ない。知識がないと存在自体に気づかない可能性もある。複式炉について、どのように調査すれば良いのかが分かっていないと、いたずらに時間が過ぎて行ってしまう。

#### 3) 復興調査の特色

復興調査と言えば派遣職員を投入して発掘調査を迅速に進めるといった光景を想像する人は多いだろう。復興を迅速に進めるにあたっては、寧ろ、できるだけ本調査を回避する方向に開発側と協議していくことが多い。試掘調査の結果をもって文

化財を破壊しない計画に変更することが多く見受けられる。文化財保護の基本を忘れがちであったことに気づかされる。

#### 4) 福島県特有の課題と派遣社員

東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響は文化財にも及んでおり、放射線量の高い地域では自ずと制限がかかる。年間放射線量の上限も福島県職員は20ミリシーベルト、派遣職員は1ミリシーベルトと差を持たせている。派遣元への配慮だが、派遣者としてみればもどかしい思いがある。正しい放射能の知識と計測器を持っていれば安全とといえる数字を越えない行動は可能である。

#### 5) 地域の魅力を物語る文化財

文化財は地域によって特色がある。浜通り地方に製鉄遺跡が多いことは原料の砂鉄と燃料となる森林資源の豊富さを物語り、当時の国としても重要な地域として認識していたことは間違いない。派遣職員が浜通り地方の弥生時代遺跡の説明に石包丁が多い凄さを説明されていた。関東地方では石包丁はほとんど見られない。派遣職員だから見える地域の魅力であろう。

#### 6) 派遣がもたらすもの

復興調査は全国から派遣職員が集まるため、他地域の専門職員と様々な情報が共有できる。調査手法や文化財保護の考え方学ぶことも多く、派遣元に帰った際にはこの経験が大きな財産になることは間違いない。

### (6) 玉川一郎氏の報告内容

#### 1) はじめに

福島県は東日本大震災による地震・津波被害に、福島第1原子力発電所の事故が加わったことにより、被災市町村における復旧・復興事業は、岩手・宮城にくらべ遅れが指摘されている。原発事故の警戒区域となった市町村では復旧・復興事業は大幅に遅れている。

#### 2) 復旧・復興調査の体制

##### 福島県教育委員会の取り組み

文化庁を通じた派遣、文化財課の専門職員の採用、財団からの派遣職員。

##### 組織の改編

2013年度には文化財課内に復興調査チームの設置、2014年度から南相馬市駐在を設置。

##### 市町村との業務の分担

2013年度から浜通り地区の被災市町村に限り、国や県の復興調査は原則として県教委が、市町村事業へは技術支援として人的支援を行う。

2014年度から県教委担当の復興調査は試掘調

査は文化財課の直営で本調査は財団に委託。

(財)福島県文化振興財団は2013年度から他県の財団から派遣職員を受け入れ、教員の派遣・正職員・嘱託職員の採用で調査体制を強化した。

## 2) 被災市町村教育委員会の取り組み

### 旧警戒区域以外の自治体

震災前の人員体制で対応しているが、県教委からの技術支援や奈良文化財研究所、県内市町村からの短期支援がある。

### 旧警戒区域の自治体

役場が避難し、生活支援が優先され、文化財保護業務は県教委の人的支援に頼らざるを得ない。

## 3) 旧警戒区域以外の自治体の復興調査の現状と課題

### 現 状

新知町・相馬市・南相馬市・広野町・いわき市・では地震・津波被害による復興調査は2014年度でおおむね終了する。

原発被災者を対象とする災害公営住宅建設と個人住宅建設に伴う復興調査は未定部分がある。

### 課 題

これらの地域では、地域経済再生のための復興事業や民間開発が計画されている。2015年度以降復興調査が急増する可能性が高く、調査体制の再検討が予想される。

## 4) 旧警戒区域の自治体の復興調査の現状と課題

### 現 状

復古計画が未策定な双葉町を除き、浪江町・大熊町・楢葉町の避難指示解除区域と居住制限区域などで復興事業が始まり、県財団による本調査と県教委の技術支援を受けた町教委の復興調査が行われている。

南相馬市小高区は旧警戒区域にあたり復興事業は2015年度以降本格化する。

### 課 題

旧警戒区域の自治体では、南相馬市を除き専門調査員が手薄な状況にあり、復興事業は県教委の人的支援が必要である。

復興調査の作業員が確保できない課題がある。

## 5) 中間貯蔵施設建設用地内の遺跡の取扱い

### 現 状

双葉町・大熊町の帰還困難区域16万平方kmに予定されている中間貯蔵施設計画は県・両町が受け入れ表明したが着工までに時間を要す。

計画地には60箇所を超える遺跡が所在し、古代標葉郡家とされる郡山五番遺跡が含まれる。

### 課 題

中間貯蔵施設建設予定地内の文化財の取扱いについては、高線量区域内での埋蔵文化財調査に課題が想定される。

重要な遺跡は緑地帯として保存するなどの手法は効果的と考えられる。

地域住民に情報を公開する必要がある。

## 6) まとめ

福島県内の復興調査は様々な成果を上げながらおおむね終了期が見えてきた。

- ・被災市町村での復興事業をできるだけ遺跡を外して計画しようと行政内部の調整が働いた。
- ・県教委は他県からの派遣職員を受け入れ体制を強化し、被災市町村への人的支援をし、国・県の復興事業に伴う復興調査を県事業に組み替えた。
- ・復興調査に地域住民の理解があった。

旧警戒区域以外の市町村では経済再生の復興事業がこれからの課題である。これに対応した調査体制を確立する必要がある。

旧警戒区域の市町村では復興事業が遅れて展開される。そのための体制の再構築が求められる。

埋蔵文化財は地域の歴史と文化を伝える宝物である。東日本大震災と原発事故の復興事業は今後も継続される。復興調査の成果は地域の住民に還元されなければならない。

福島大会の参加者は84名であった。

## 6 2015年度 名取大会について

進行：渡邊泰伸（東日本大震災対策特別委員会委員）

挨拶：高倉洋彰（日本考古学協会会長）

報告 1 宮城県の復興調査の成果と進捗状況

天野 順陽（宮城県教育庁）

2 石巻市羽黒下遺跡の調査成果

佐藤佳奈（石巻市教育委員会）

3 多賀城八幡沖遺跡の調査成果

村松稔（多賀城市埋蔵文化財センター）

4 山元町合戦原遺跡の調査成果

山田隆博（山元町教育委員会）

5 宮城県における復興調査の成果と課題

高倉敏明（東日本大震災対策委員会委員）

報告後 意見交換を行った。

### (1) 天野順陽氏の報告内容

1) 復興調査を迅速に進めるための取組  
連絡調整会議の開催

- ・「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」

震災直後、文化庁から埋蔵文化財発掘調査の取組における基本方針、調査体制の強化、発掘調査基準の弾力化、調査費用の確保等の骨子が示された。これを踏まえて2011年7月以降、文化庁、被災3県1市（宮城県・岩手県・福島県・仙台市）及び復興庁各県復興局、震災関係部局は「東日本大震災に伴う埋蔵文化財に関する会議」を適時開催し協議を重ねてきた。2012年度は復興調査を迅速に実施するための検討だったが、2013年度以降は専門調査員派遣に関わる協議・調整が議題の中心となっている。

- ・「復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る連絡調整会議」

各市町村の埋蔵文化財担当及び震災復興関連課を対象に、県内市町村の連携強化を図り、沿岸市町の調査体制強化及び内陸部から沿岸市町への支援体制の構築・充実について協力を求めた。

#### 発掘調査体制の強化

##### 宮城県

教育委員会では2012年度以降、自治法派遣職員の応援を得るなどして調査体制の強化を図っている。2015年度は合計37名の体制とした。

##### 沿岸市町

沿岸市町には、全国から上半期12名、下半期10名が派遣された。県教育委員会から1名を女川町に派遣、県総務部採用任期付き職員1名を2013年1月以降、東松島市に派遣した。

##### 内陸市町から沿岸市町への支援

2013年度から内陸市町から沿岸市町へ専門職員を短期出張で派遣した。

##### 技術的支援

2013～2014年度に実施した気仙沼市波怒棄館遺跡（縄文）の調査では縄文時代前期の貝塚から多量の動物遺存体が出土し、その分析及び整理・報告書作成に（独）奈良文化財研究所研究員の協力が得られた。

##### 発掘調査基準の弾力的な運用等

宮城県発掘調査基準を弾力的に運用し、本発掘調査の対象は原則として工事によって壊される範囲までとし、盛土施工等により壊されない場合は確認調査に留め、調査期間の短縮を図っている。

発掘調査報告書の作成に当たっては報告内容を厳選し必要最小限にすること、遺物整理等の作業に民間委託を積極的に検討することし、迅速に刊行することを目指した。

#### 復興調査費用の確保

復興交付金40事業の中に埋蔵文化財発掘調査事業も組み込まれた。これにより「集中復興期間（2011～2015年度）」の復興調査は全額国負担で実施できることになった。2016～2020年度までの5年間については、復興庁により「復興・創世期間」と位置づけられ、埋蔵文化財発掘調査事業は全額国負担となった。

#### 2) 復興調査の進捗状況等について

##### 県・市町の分担と調査体制

復興交付金基幹事業の沿岸市町の防災集団移転や土地区画整理事業については、分布・試掘調査は県、本発掘調査は市町が主体となる。基幹事業以外の復興事業は市町が主体となる。三陸沿岸道路建設・JR常磐線移設事業等の大規模事業は県が主体となる。

##### 主な復興事業と調査の進捗状況

##### 復興道路建設事業

三陸沿岸道路建設に係る調査のうち、多賀城市の山王遺跡・市川橋遺跡の県主体の調査は2014年度で終了した。歌津インター以北では気仙沼市小屋館城跡など4遺跡は2016年度以降になる。

常磐自動車道建設に係る調査は山元町桶沢遺跡など24遺跡は県と市が分担して実施し2013年度で終了した。

##### JR常磐線移設事業

2013年度から熊の作遺跡、新中長窪遺跡は県主体で行われ2015年度前半で終了した。

##### 沿岸市町復興事業

防災集団移転促進事業、ほ場整備事業、漁業集落整備事業と係わりがある遺跡は266遺跡があり、2014年度までに130遺跡の試掘・確認調査を実施した。試掘の結果、2015年度に本発掘調査を実施した遺跡は5遺跡である。

#### 3) 復興調査の現状と課題

##### 復興調査成果の公開

震災発生から2年程度は「発掘調査は復興の障害・壁」などと新聞等でしばしば報道されたが、現在はほとんど見られなくなった。周囲の状況が落ち着いてきたこともあるが、各教育委員会が復興調査を予定期間内で終了させたことや調査の成果を報告会や現地説明会等を通じ地域住民へ公開し、地域の歴史や遺跡の重要性を発掘調査の意義等を真摯に伝えてきたことによるものと考えている。

##### 迅速な復興調査の実施と調査体制の強化

2015年度までに三陸沿岸道路、常磐自動車道、JR常磐線建設、土地区画整理事業、防災集

団移転事業に伴う大規模な調査はほぼ終了し、復興調査のピークは過ぎたものと理解している。しかし今後とも場整備事業や県道改良事業に伴う調査が見込まれるため、2016年以降も調査体制を充実させ、復興調査及び報告書作成を迅速に進めたいと考えている。

## (2) 佐藤佳奈氏の報告内容

### 1) 調査要項

遺跡名：羽黒下遺跡（宮城県遺跡番号 74007）  
調査原因：防災集団移転促進事業（小湊浜地区高台移転宅地造成工事）

所在地：石巻市給分浜字羽黒下

調査主体：石巻市教育委員会

調査協力：宮城県教育委員会

調査期間：2014年11月4日～2015年11月13日

調査面積：約 8,500㎡

### 2) 遺跡の概要と調査経緯

羽黒下遺跡は、石巻市の牡鹿半島の西部、給分浜字羽黒下に所在する。石巻湾に面した小湊浜を見下ろす標高 28m の丘陵上に立地し東西 240m、南北 220m の範囲に広がっている。

### 3) 調査成果

縄文時代と中世の遺構・遺物を確認した。今回は縄文時代を中心に報告する。

#### 縄文時代の遺構・遺物について

・縄文時代の遺構は遺物包含層 3 箇所、竪穴遺構 11 基、土坑 15 基、焼土範囲 29 箇所、ピット群を確認した。

遺物包含層：遺物包含層 1 は東西 75m、南北 50m で面積は 2,400㎡で縄文時代前期を中心としている。遺物は縄文土器（大木 1 式～8 a 式）や石器（石鏃、石匙、磨製石斧、打製石斧、石皿、磨石など）、祭祀具や装飾品を含む土製品（板状土偶、勾玉）や石製品（石棒、玦状耳飾など）が出土している。

竪穴遺構：建物・住居などの性格を想定しているものも含まれる。11 基を検出した。平面形は円形、楕円形を基本にしていたと考えられる。長軸 3～4 m、短軸 2～3 m、深さは 20～40cm で貼床はなく、柱穴や炉跡を伴うものとそうでないものもある。遺物は出土していない。

#### 縄文時代以外の遺構・遺物について

平安時代の埋設土師器、中世の平坦面、掘立柱建物跡 1 棟、土坑 17 基、焼土範囲 18 箇所を検出した。陶器や椀型滓、鉄製品が出土した。

### 4) まとめ

調査例の少ない牡鹿半島・沿岸部の調査で、縄

文時代前期の竪穴遺構や遺物包含層を確認した。遺物包含層の形成要因や竪穴遺構についても、住居と判断するには検討が必要である。

## (3) 村松 稔氏の報告内容

### 1) 調査要項

遺跡名：八幡沖遺跡（やわたおきいせき）

所在地：多賀城市宮内一丁目地内

調査原因：第 7 次調査 宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業

：第 9 次調査 宮内地区災害公営住宅整備事業

調査面積：第 7 次調査 約 3,600㎡

：第 9 次調査 1,143㎡

調査期間：第 7 次調査 2014 年 5 月 8 日～2016 年度終了予定

：第 9 次調査 2015 年 3 月 3 日～5 月 19 日

調査主体：多賀城市教育委員会

調査担当：多賀城市埋蔵文化財調査センター  
所長 板橋秀徳

調査担当者：多賀城市埋蔵文化財調査センター

調査協力：宮城県教育庁文化財保護課（自治法派遣職員 長野県 奈良県 山口県）

：東北歴史博物館

：宮城県多賀城市調査研究所

：東北大学総合学術博物館

准教授 佐々木理氏

：東北学院大学教授 松本秀明氏

：独立行政法人産業技術研究所

### 2) はじめに

#### 発掘調査について

本市南部の宮内地区に位置しており、範囲は八幡神社の境内を含む南北 370m、東西 200m におよんでいる。

#### 八幡沖遺跡と八幡神社について

本遺跡は 13 回の調査が行われており、古墳時代から平安時代までの遺構と遺物を発見している。神社周辺からは 10～12 世紀の土器が多く出土する。2013 年度から震災復興事業に伴う調査によって多くの新たな事実が判明した。八幡神社は、建保年中（1213～1218）に平右馬助が古館（現在の八幡神社）に居館を定めたため、当初その場所にあった神社を宮内に移したとされている。

#### 遺跡が立地する地形について

本遺跡は、海岸線に沿って約 5,000 年前に形成された浜堤に立地している。標高は 1.4～1.8m で平坦であるが、神社境内が高く南に向かって低

くなる。

### 3) 調査成果

古代 四面庇付掘立柱建物跡を一棟確認した。身舎は桁行3間、梁行2間で、柱穴の掘方には10世紀前葉の火山灰が含まれていた。建物の創建年代は10世紀中葉と考えられる。

土坑から須恵系土師式土器が多量に出土した。103点出土し、10世紀中葉～末頃のものがほとんどを占めている。

中近世 区画溝を確認した。おおよそ15世紀～17世紀末頃の年代が推定される。

江戸時代 建物を確認した。18世紀以降の建物である。

### 4) まとめ

土地区画整理事業に伴う調査及び災害公営住宅建設の調査で四面庇付の掘立柱建物跡1棟、土器が多量に出土した土坑、中近世の区画溝、近世の建物跡等を検出した。古代末の八幡神社の位置付けなどの検討する必要がある。

#### (4) 山田隆博氏の報告内容

##### 1) 調査要項

遺跡名：合戦原遺跡(宮城県遺跡番号14014)  
所在地：宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原地内  
調査原因：宮城病院地区防災集団移転促進事業・災害公営住宅建設事業

調査主体：山元町教育委員会

調査協力：宮城県教育委員会・独立行政法人国立病院機構 宮城病院

調査面積：約13,000㎡(対象面積約89,000㎡)

調査内容：調査担当職員

[2013年度・確認調査]

調査期間：2013年4～5月・12月・2014年1月～2月

調査員：山田隆博・丹野修太(山元町)

：森秀之(北海道恵庭市派遣)

：草場啓一・小鹿野亮(福岡県筑紫野市派遣)

[2014年度・本発掘調査]

調査期間：2014年8月～2015年3月

調査員：山田隆博(山元町)

：大友邦彦(宮城県派遣)

：長橋 至(山形県派遣)

：小淵忠司(岐阜県派遣)

：石川智紀(新潟県派遣)

：東 影悠(奈良県派遣)

：御岳貞義(福井県派遣)

[2015年度・本発掘調査]

調査期間：2015年度4月～2016年5月予定

調査員：山田隆博(山元町)

：高橋洋彰 下山貴生 佐藤則之

：長内祐輔(宮城県派遣)

：長橋 至(山形県派遣)

：小淵忠司(岐阜県派遣)

：飯坂盛泰(新潟県派遣)

：杉山一雄(岡山県派遣)

：伊藤智紀(千葉県派遣)

##### 2) 遺跡の概要と調査に至る経緯

遺跡は阿武隈山地から東に延びる標高15～35mの丘陵及び中位段丘上に立地し、遺跡の範囲は東西400m・南北700mほどの広がりを持つ。これまでの調査から、古墳時代中期末～後期の集落、前方後円墳1基を含む古墳群、古代の窯業・製鉄遺跡として知られていた。

今回の調査は防災集団移転促進事業・災害公営住宅建設事業に伴うものである。調査にあたって県教委・他県の専門職員応援を受け実施した。

##### 3) 調査成果の概要

横穴墓の調査成果：7世紀～8世紀代の横穴墓53基を確認した。玄室奥壁に線刻画が発見された。副葬品として土師器、須恵器、刀類、馬具、玉類等が出土した。特に「銅製壺鐙」や「鉄地金銅張の花形杏葉」は県内初の出土例でこの他にも装飾付金銅製太刀や銅製、鉄製馬具等が出土した。地域を含めた有力者層の墓であったと考えられる。

製鉄関連遺構の調査成果：8世紀前半～9世紀代の竪穴建物2軒、製鉄炉3基、木炭窯20基、焼成土坑・土坑60基を確認した。製鉄炉・木炭窯・竪穴建物は古代の製鉄に係る遺構と考えられ、陸奥南部の古代鉄生産の様相を探る上で重要な発見となった。

##### 4) 横穴墓の調査成果

今回、発見された横穴墓は4つの支群に分けられる。玄室の特徴、玄門から墓道の特徴から分類が可能である。

出土遺物は土師器・須恵器の土器類、勾玉・切子玉・管玉・なつめ玉・ガラス製子玉などの玉類、装飾付金銅製太刀・直刀・蔵手刀・刀子・鉄族・馬具などの金属製品がある。土師器の坏には茨城県ひたちなか市周辺の製作技法と類似するものも確認されている。

横穴墓の年代は概ね7世紀後半～8世紀前半を中心とする年代に使用していたものと推定される。中には7世紀前半代まで遡る可能性がある遺物も含まれていることから、今後の整理作業で検討する。今回の調査成果は亘理郡の律令国家成

立前後の動向を探る上で重要な発見である。

#### 5) 山元町内における発掘調査と現状の課題

東日本大震災以後、山元町では発掘調査が劇的に増加している。山元町だけ見れば、2016年以降も年間を通じて発掘調査が予定されている。

2010年4月～2016年1月末の段階で、山元町において発掘調査が実施された遺跡は53遺跡65地点で、その面積は約181,000㎡にのぼる。

山元町では県や全国からの支援で調査体制の強化が図られてきたが、町自体の職員体制強化は図られていない。報告書の刊行が迫っているなかで、整理作業が滞っているのが現状である。今後、報告書を作成できる体制を作っていくのが大きな課題である。

#### (5) 高倉敏明氏の報告内容

##### 1) はじめに

宮城県で大震災により被害を受けた遺跡は、太平洋沿岸部全域にあたる15市町に及んでいる。

##### 2) 復興調査の成果

沿岸部の縄文集落の実体が明らかになった。

##### ・気仙沼市波怒棄館遺跡

マグロ漁のムラと見られる人々の生業や食生活を知る貴重な資料を得た。

##### ・石巻市中沢遺跡

縄文時代前期～中期にわたる集落で丘陵上から発見された竪穴住居や建物は地形に沿って弧状に並ぶ。時期は大木4式期の中に収まることから、計画的に配置されたものと考えている。

##### 3) 中世の山城の実態が明らかになった。

##### ・南三陸町新田館跡

築城は15世紀前半頃で、17世紀には廃絶したと思われる。

##### 4) 多賀城の時代とその前後の時代の様相を知る資料が蓄積された。

##### ・多賀城市山王遺跡・市川橋遺跡

奈良時代には道路が建設されておらず、溝と材木堀に囲まれたやや西に傾く長方形の区画のなかに竪穴住居や掘立建物などが見られる。

##### 5) 津波堆積物の堆積層を発見した

##### ・岩沼市高大瀬遺跡

東日本大震災の津波堆積層の下から、古い時代の津波による可能性がある堆積層2層が確認され、年代も推定できた。

##### 6) 古代亘理郡の役所に係る遺跡が発見された

##### ・山元町熊の作遺跡

掘立柱建物、木簡、墨書土器から、亘理郡衙関連遺跡として考えられる。

##### 7) 大規模な横穴墓群の調査と東北では珍しい線

刻画が発見された

##### ・山元町合戦原遺跡

横穴墓群の横穴墓54基を一度に調査し、全容を把握する上で貴重な調査となった。

##### 8) 復興調査の課題

##### ・発掘調査体制の強化について

派遣職員は被災3県で100名を超えるが、沿岸市町の復興調査は、終わる兆しが見えない。派遣職員がいなくなったことを考えると、宮城県全体として沿岸市町に対して調査支援体制を強化していくことが必要と考える。

##### ・復興調査の県と市町の分担について

復興調査は分布・試掘調査を県が担当し、確認調査・本発掘調査は市町が主体とされている。復興交付金以外の調査も市町が主体で行うこととし、県は随時協力することとしている。各県で対応が異なることから、対応マニュアルが必要と思われる。

##### ・復興調査の進捗状況について

2015年度までに調査はピークは過ぎたと考えられているが、三陸沿岸道の歌津IC以北、県道改良工事は今後実施される予定である。

##### ・遺物整理と報告書作成の問題について

市町の文化財担当職員は調査や文化財以外の業務に追われ、遺物整理や報告書作成に取組む余裕が無い状態である。県が提案した報告書作成の簡略化については、その内容に疑問を感じている担当者もいる。

##### 9) おわりに

復興調査に着手した当初は一部マスコミによる「埋文調査が移転の足かせ」の報道があったが、今ではそのような論調の記事は紙面から消えている。現地説明会や報告会での公開や、調査期間を縮小するなどの努力によるところが大きいと思うところである。

名取大会の参加者は73名であった。

##### 6 2015年度 南相馬大会について

進行：菊地芳朗（東日本大震災対策特別委員会委員）

挨拶：高倉洋彰（日本考古学協会会長）

報告 1：福島県の復興調査への取組と今後の課題

轡田克史（福島県教育庁文化財課）

2：南相馬市の復興調査と成果

川田 強（南相馬市教育委員会）

3：復興調査でわかった浜通りの製鉄遺跡

能登谷信康（（公財）福島県文化振興財団）

4：双葉郡の復興調査の現状と今後の課題  
三瓶秀文（富岡町役場）

5：東日本大震災と日本考古学協会  
渋谷孝雄（東日本大震災対策特別委員会委員）

#### （1）轡田克史氏の報告内容

##### 1）復興事業と埋蔵文化財の取扱いに関する県教委の取組

- ・県教員の体制の強化
- ・復興事業とその対応
- ・浜通り市町村への支援

##### 2）事例報告

- ・復興事業の推進と埋蔵文化財の保護の両立を目指した県教委の動き
- ・考古学的な成果

##### 3）今後の復興事業と課題

- ・再生加速化交付金事業の増加
- ・調査体制の整備

##### 4）復興事業の推進と埋蔵文化財の保護の両立を目指した県教委の動き

#### 調査の取扱いの弾力化

- ・既存のデータある場合は、試掘・確認調査不要  
試掘・確認調査割合の弾力化
- ・盛土により遺跡が保護される場合は、本発掘調査は不要
- ・どうしても避けられない掘削部分を調査
- ・調査面積、期間、費用の効率化

#### 事例1 盛土工法により遺跡を保存

- ・浅見川地区防災緑地予定地  
宮田条里遺跡・本町遺跡（広野町）  
2013年度 試掘・確認調査を実施  
2014年度 掘削が及ぶ範囲のみを本発掘調査

#### 事例2 前倒しによる調査期間の短縮

- ・基盤整備（土取り場候補地）  
天化沢（てんがさわ）A遺跡（南相馬市）  
2013・2014年度試掘調査  
2014年度末より表土除去を実施、2015年度に本発掘調査

#### 事例3 国・県・県内市町村・財団が一体となった調査

- ・防災移転促進事業  
東町（あずまちょう）遺跡（南相馬市）  
2014年度に本発掘調査

#### 事例4 事業者の理解を得る機会

- ・県相双農林事務所の研修（基盤整備事業と埋蔵文化財保護の関連について）

埋蔵文化財保護の概要、調査の実際  
埋蔵文化財について事業者の理解を得る機会

#### 5）考古学的な成果

- ・復興事業に伴う調査による成果  
→地域の歴史再確認
- ・南相馬市 東町遺跡  
防災集団移転促進事業に伴う調査  
縄文時代中期、複式炉を伴う住居跡多数検出。  
新田川沿いで多くの人々が暮らしていた。
- ・南相馬市 五畝田・犬這遺跡  
基盤整備事業に伴う調査  
古墳時代前期の大規模な集落。国史跡桜井古墳  
群築造との関連
- ・南相馬市 天化沢A遺跡  
基盤整備（土取り場候補地）に伴う製鉄  
平安時代、3方向から送風する小型炉を検出。  
様々な製鉄技術が研究されていた可能性。
- ・楢葉町 高橋遺跡  
龍田駅東側開発に伴う調査  
縄文時代中期・晩期、男性をかたどった土偶が  
出土。縄文人の精神世界の一端があきらかに。
- ・広野町 柳町Ⅱ遺跡  
広野町東側開発に伴う調査  
縄文時代早期後半～前期初の集落。海に近い平  
地の定住生活の様子が明らかに
- ・いわき市 神谷作101号墳  
被災住宅再建に伴う調査

#### 6）今後の復興事業と本県の課題

- ・本県は原発事故による復興事業のおくれ
- ・事業は復興交付金事業より再生加速化交付金事  
業へ移行、または再生加速化交付金事業の増加
- ・今後想定される事業（中間貯蔵施設、Jヴィレッ  
ジ再開による事業所・宿舍移転、各種復興計画  
に基づく拠点作り）への対応
- ・福島独自の調査体制・協力支援体制の整備

#### （2）川田 強氏の報告内容

##### 1）南相馬市の現状

- ・南相馬市の東日本大震災による死者は1,119人、  
全壊及び大規模半壊は1,255世帯にのぼった。
- ・南相馬市の人口は2011年3月11日に71,561  
人であったのが、2016年1月21日には24,271  
人減の47,290人となった。

##### 2）南相馬市の震災後の文化財保護体制

- ・南相馬市文化財系職員数  
震災時6名であったが2011年度には被災者支  
援等で他課への異動があったため2名に減員と  
なった。2012年には4名、そして2013年に  
6名と元に戻った。

・埋蔵文化財派遣職員 の 状況

2013 年度には福島県に派遣された職員のうち常時 2 名が、2014 年度は 4 名が南相馬市の業務に従事し、2015 年度には 1 名の直接派遣があり、県からの派遣 1 名とともに調査に従事した。

3) 南相馬市の復興事業関連調査の推移

- ・2012 年度は一部の防災集団移転の試掘を実施。
- ・2013 年度は防災集団移転、罹災者住宅事業の試掘がピーク。
- ・2014 年度は防災集団移転関連発掘調査、土砂採取の民間事業による調査が増加。
- ・2015 年度は植物工場事業関連発掘と民間事業の発掘調査。

4) 南相馬市の震災後の発掘調査事業の概要

縄文時代

・国指定史跡

浦尻貝塚、前期～晩期の貝塚を伴う集落。

- ・東町遺跡 複式炉を伴う住居が多数検出。
- ・中才遺跡 東北地方における晩期低地性貯蔵穴確認。多量の製塩土器も出土。
- ・植松遺跡 前・中期の良好な遺物包含層。

古墳時代

・国指定史跡

桜井古墳群 前期の全長 74.5m の 前方後円墳。

真野古墳群 後期を中心とする浜通りを代表する群集墳。金堂製魚佩が出土。

羽山横穴 後期の装飾横穴。

- ・八幡林遺跡 船を描いた前期の絵画土器が出土。
- ・港遺跡 浜堤上に営まれた前期集落。
- ・原山遺跡 古墳時代中後期の集落と新発見の古墳群。
- ・下太田地区横穴墓群 土砂採取中に発見された横穴墓群。
- ・永田地区古墳群 横手古墳群に先行する古墳群か？
- ・横手古墳群 礫郭を伴う後期古墳。

奈良・平安時代

・国指定遺跡

泉官衙遺跡 行方郡衙跡。

薬師堂石仏・観音堂石仏 東北地方最大・最古の石仏群。

横大道製鉄遺跡群。

- ・横手廃寺跡 平安時代の塔跡の内容確認。
- ・観音堂石仏 明確でなった石仏の年代が 10 世

紀前半以前と確認。

- ・楸木沢 C 遺跡 9 世紀代の製鉄遺跡。
- ・桜井 D 遺跡 大型柱穴をもつ掘立柱建物。鉄刀の他不明鉄製品出土。

中 世

- ・南海老南町遺跡 海岸部に位置する中世建物跡か

(3) 能登谷信康氏の報告内容

1) はじめに

4 年間の復興調査により製鉄遺跡及び製鉄関連遺跡も数多く調査されている。今回は福島県浜通り地方の製鉄遺跡及び製鉄関連遺跡について報告する。

2) 福島県浜通りの復興調査で発見された製鉄遺跡及び製鉄関連遺跡

浜通り北部の相馬地方から 8 遺跡、南部の双葉・いわき地方から 2 遺跡発見されている。

沢入 B 遺跡：平安時代の製鉄遺構 1 基、木炭窯 2 基を検出した。

大清水 B 遺跡：製鉄遺構 3 基、木炭窯 5 基、竪穴住居 2 軒を確認した。年代は 9 世紀前半と推測される。

南狼沢 A 遺跡：9 世紀中葉～10 世紀前葉の竪穴住居 10 軒、掘立柱建物 10 棟、鍛冶遺構 4 基が確認された。鎌倉時代の製鉄遺構も 4 基発見された。

鈴山遺跡：南区からは 9 世紀前葉～中葉の製鉄炉の廃滓場 2 箇所、竪穴住居 2 軒が検出された。北区からは中・近世の製鉄遺構 1 基、木炭焼成遺構 3 基が検出された。

東羽黒平遺跡：9 世紀代の鍛冶炉跡が 2 基並んで検出された。

向山遺跡：近世の製鉄炉 2 基が検出された。

天下沢 A 遺跡：平安時代の製鉄炉が 17 基、木炭窯 1 基、鍛冶炉跡 2 基、木炭焼成遺構 28 基が検出された。

楸木沢 C 遺跡：製鉄炉跡 1 基、木炭窯 6 基が検出された。

南代遺跡：奈良・平安時代の製鉄遺構 11 基、木炭窯 6 基が検出された。

磐出館跡：7 世紀後半から 8 世紀代の横口付木炭窯 6 基検出された。

3) まとめ

- ・相馬地方における古代の製鉄関連遺跡の調査例の増加と中世から近世の製鉄遺跡の発見。
- ・双葉地方における古代の大規模製鉄遺跡の発見
- ・横口式木炭窯の類例の増加。
- ・長方形箱形炉及び竪形炉と異なる形態の炉が

集中する遺跡の発見。

#### (4) 三瓶秀文氏の報告内容

2011年3月11日に発生した東日本大震災、それに伴う福島県第一原子力発電所の事故の影響により、事故を起こした原子力発電所の立地自治体のみでなく、福島県に広く地震・津波の被害に加えて放射線による影響を残し続けている。双葉郡は、政府が2011年4月22日に発電所から半径20kmの「警戒区域」設定から、2013年10月に「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」などに区域再編された。

震災から4年が経過した現在も未だ、立ち入りが制限される区域が多く残る状況が続いている。

##### 1) 埋蔵文化財行政と経過

双葉郡地域は、現在まで避難指示が続いている地域が多く存在しているため、文化財の保護・保全そのものの危機が継続し、文化財レスキュー事業は現在も行われている。放射線の影響によって地域から離され、資料自体の管理・保管が不可能になっている。

人々の生活が地域と切り離された状況下では地域の文化財を通して、歴史・文化を守り伝えていくことに文化財保護の意義が見出されるものであると考えられる。

双葉郡内では区域再編後から復旧・復興事業が始まり、除染廃棄物の仮置き場や仮設焼却施設、破碎施設の設置など新たな事業で、埋蔵文化財の事務が発生している。

##### 2) 調整の具体例など

埋蔵文化財に係る事務についても調整段階で極力、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲を開発範囲から外すことにより調整を進めている。

双葉郡内の動向について

[2012年度]

- 原発事故により手つかずの状態が続いている。
- 5月15日に福島県被災文化財等救援委員会が発足し、警戒区域についても文化財レスキューの体制が構築された。
- 公害公営住宅整備に伴って広野町の桜田Ⅳ遺跡が調査された。掘立柱建物11棟と竪穴式住居6軒を検出した。

[2013年度]

依然として埋蔵文化財の調査が殆ど不可能な状況が続いている。数例の調査事例がある。

- 2012年度より継続して調査された広野町の桜田Ⅳ遺跡で5月に現地説明会が開催された。
- 試掘確認調査が浪江町の大平山遺跡で大木8b

式の良好な資料が得られた。

[2014年度]

- 富岡町や楡葉町においては河川海岸整備事業や海岸防災林造成事業、県道整備の計画に伴って分布調査が行われた。
- 本発掘調査では広野町の本町遺跡、宮田条理遺跡の調査が行われた。
- 楡葉町では南台遺跡の調査が行われた。
- 富岡町では「富岡町歴史・文化等保存プロジェクトチーム」を組織し、地域の資料保全に対する事業に着手。

[2015年度]

- 各町村でメガソーラー計画のに伴う試掘、大熊町では東京電力新大熊単身寮建設に伴う試掘調査工業団地造成に伴う試掘調査を実施。

##### 3) 課題と展望

###### 放射線への対応

原則として除染が完了してから現地での調査を行う対応となる。

###### 作業員の雇用の課題

試掘調査、本調査ともに担当者不足と平行して作業員不足が深刻な状態。

###### 復興事業・大規模開発事業への対応

今後も、調査を支える担当者の不足や作業員の不足が慢性的に今後も発生すると予測される。除染事業の終了後に予定される大規模な復興事業に耐える埋蔵文化財行政の組織体制が充実したかたちで構築されていない現状がある。

###### 復興に向けて

埋蔵文化財調査の成果を含めて地域の歴史・風土・文化が住民と離れた状況下では、この分野から地域の歩みを地域住民に向けて発信する場と機会が必要。

#### (5) 渋谷孝雄氏の報告内容

##### 1) 震災に対する協会の初動対応

- 東北関東大震災緊急対応特別委員会準備会の設置。
  - 会長声明。
  - 会員の安否確認と文化財の被災状況などの情報収集活動。
  - 文化庁美術学芸課・記念物課との情報交換。
  - 特別委員会活動の理事会承認。
  - 寄付金の募金活動の開始。
  - 宮城・岩手両県を視察・関係者と協議。
  - 協会総会で「東日本大震災対策委員会」の設置を可決。
  - 第77回総会研究発表会
- ##### 2) 特別委員会設置後の活動経過（2011）

- ・東日本大震災復興事業に伴う文化財の保護・調査に望む」と題する会長声明を公式サイトに掲載。
  - ・茨城・福島を視察、関係者と協議。
  - ・寄付金の配布。
  - ・被災した市町村へのアンケート。
  - ・被災3県埋文担当者との協議。
  - ・文化庁記念物課との面談。
  - ・特別委員会の体制充実。
- 3) 特別委員会設置後の活動経過 (2012)
- ・第78回総会研究発表。
  - ・委員会の開催。
  - ・被災市町村の現地視察・協議。
  - ・文化庁記念物課と面談・協議。
  - ・特別委員会設置後の活動報告 (2013)
  - ・委員会の開催。
  - ・現地説明会での出張報告会。

- ・被災地視察・協議。
  - ・東日本大震災復興に伴う発掘調査の成果報告会の開催 (盛岡市・仙台市)。
- 4) 特別委員会設置後の活動経過 (2014)
- ・第80回総会研究発表
  - ・委員会の開催
  - ・東日本大震災復興に伴う埋蔵文化財関係予算措置の延長要望に関する会長声明。
  - ・東日本大震災復興に伴う発掘調査の成果報告会の開催 (宮古市・福島市)。
- 5) 特別委員会設置後の活動経過 (2015)
- ・第81回総会研究発表。
  - ・委員会の開催。

南相馬大会の参加者は101名であった。

## (6) 第I部まとめ

佐藤 宏之

協会は、2011年3月の東日本大震災の発災直後から、ただちに対応を開始した。通信手段の多くを閉ざされた中で会員の安否確認は困難を極め、被災地の文化財担当者のほぼ全てが被災者の対応に当たっていたため、文化財の被災状況の把握も遅々として進まなかった。

被災地の広大さと深刻さが次第に判明するにつれて、一刻も早く現地視察をする必要性を痛感したが、道路事情その他の理由から、岩手・宮城の沿岸被災地の視察が実現したのは5月に入ってからとなった。眼前に広がった津波被災地の現況に我々は息を飲み、ただ無言のまま車を走らせるのみだった。7月の福島・茨城視察では、各地で崩壊しつつある古墳や津波で跡形もなくなった海岸近くに有る国指定史跡、石垣が大規模に崩落した城跡等を、地元担当者のご案内で視察した。

2011年度は、東北地方の会員等から寄せられた情報(埋文委への情報も含む)や文化庁記念物課との綿密な意見・情報交換、被災市町村アンケートの結果等を加味して、全国学会の委員会として何を活動の主眼に据えるべきかについて、1年をかけて検討した。秋頃から復興計画策定の動きが始まり、年度末の補正予算によって復興交付金の仕組みが出来上がったのを受けて、2012年度から本格的な委員会活動を開始した。

理事の改選にあたっていたが、前年度の担当理事で退任した理事はそのまま継続委員3名として残り、新たな担当理事3名、被災3県から選出した3名と公募3委員からなる計12名で再スタートした。この体制は最終年度まで継続した。

委員会活動の主眼は、眼前に迫っていた復興事業に伴う埋蔵文化財調査(復興調査)が円滑に実施できるように支援することと定めた。「通常の文化財行政の枠内での対応を基本」とする文化庁方針を是認した上で、全国学会として埋蔵文化財のもつ意義を忍耐強く被災地の住民や国民に発信

し、同時に被災地の文化財担当者・機関や派遣職員の声、文化庁や国に対して伝え協議する活動を継続した。

初期の段階では、「埋蔵文化財は足かせ」というマスコミ報道が目立ったが、復興調査が進むにつれて次第になくなった。これはひとえに、被災地住民が地域コミュニティ再生の柱に「土地の記憶」「生きた証」が最も重要だと再認識していただいたためである。宮古市で開催した復興調査成果報告会で、阪神・淡路大震災からの復興を担当された派遣職員の方が発した「神戸の街は復興したが、地域社会の復興を我々は忘れていた」という訴えは、聴衆の心に響いたことだろう。

第1章から第4章まで、委員会活動の詳細を報告したので、詳しい内容についてはここでは触れないが、年4回の委員会開催、被災3県教委との定期的な協議、被災自治体や担当者等へのアンケート調査、文化財レスキュー活動への支援、定期的な文化庁との協議、3回の会長声明の発出、毎年の総会時での委員会セッションの開催、3回の被災地における復興調査成果報告会等、まだまだ不十分ではあるが出来うる限りの活動は行ったという若干の自負はある。

委員会の活動は、全国学会として何をすべきか、あるいは何が最も効果的かという観点から行ってきた。文化財レスキューや復興調査そのものへの参画という選択肢もありえたが、むしろ全国学会としての協会は、これらの活動を支援し社会に伝え発信することが重要と考える。活動の現場を担当する方々に寄り添い、埋蔵文化財の調査自体が復興の取り組みなのであることを、様々な機会を利用して社会に訴えることこそ協会の使命であろう。

本委員会の6年間の活動はひとまず終わるが、東日本大震災からの復興はいまだ途上である。協会は今後も対応を継続する所存である。

## 第Ⅱ部

学会・博物館の活動と埋文行政の取り組み



## 第5章 文化財レスキューの取り組み

### (1) 岩手県

鎌田 勉

#### 1 岩手県立博物館を中心としたレスキュー活動

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震に伴う大津波により岩手県太平洋沿岸も甚大な災害を被った。突如押し寄せた大津波は多くの文化遺産及び自然遺産、博物館及び関連施設等に深刻な被害を与えた。人命救助、行方不明者の捜索、被災者の救援活動に重点が置かれる中、文化財レスキュー活動の開始は3月末となった。文化財等を所管する沿岸市町村教育委員会の職員の多くは被災した人々の救援活動に追われ、文化財担当職員の何名かは大津波により命を奪われた。内陸から被災地への接近は、他部局による公用車の接収、燃料不足、進入路の制限、道路上の瓦礫等により困難な状況が続いた。岩手県教育委員会による文化財被災状況調査の後、3月末～4月初めの陸前高田市立図書館保管の県指定文化財・吉田家文書等の救出と岩手県立博物館（以降、県立博物館と略称）での応急処置は、岩手県における文化財レスキュー活動の始まりとなった。

吉田家文書等の救出後、岩手県教育委員会生涯学習文化課（以降、生文課と略称）は、広範な文化財レスキュー活動の必要性を認識し、博物館（県立博物館）・美術館（県立美術館）・埋蔵文化財センターを擁する公益財団法人岩手県文化振興事業団（以降、文化振興事業団と略称）を文化財レスキューの中核として位置づけ、それぞれの専門性を生かして救援活動を行うよう指示した。県立博物館は文化史系の歴史・考古・民俗の3部門、自然史系の地質・生物の2部門、その他に文化財科学の各部門の専門学芸員が所属していた。すでに生文課は文化振興事業団に対し、2011年度県の委託業務のうち、特別展示や教育普及事業、各種イベント等の業務中止を指示している。これは県の施策に伴う被災地の救援復旧活動に対応する予算のプール化に伴うものであったが、結果的に学芸員の活動の自由裁量化とレスキュー活動費への予算流用が可能になった。また、県立博物館文化財科学部門は受託業務として出土品の金属製品や木製品等の保存処理・修復、金属製品のEPMA分析等を行ってきた。文化財レスキューに当たっては文化財の応急処理を行うことのできる専門職員及び作業員と、備え付けの真空凍結乾燥機や超音

波洗浄機、錆落としの機械、脱塩のための容器等を活用することができた。

県立博物館は、4月以降、考古部門は主に陸前高田市立博物館（以降、市立博物館と略称）の土器・金属製品等の考古資料の捜索と応急処置に取り組み、歴史部門は吉田家文書を始めとする陸前高田市の古文書・絵図等の応急処置、民俗部門は市立博物館の民俗資料、特に登録有形民俗文化財・陸前高田の漁労用具の応急処置、生物部門は市立博物館の膨大な昆虫標本・植物標本・鳥類の剥製標本等の応急処置、地質部門は市立博物館等の岩石標本の洗浄に取り組んだ。昆虫標本・植物標本の応急処置に当たっては、対応が急がれることから学芸員のネットワークを通じて全国の自然史系博物館に被災標本を送り、全国的な規模での応急処置・修復を行うことができた。文化財科学部門は次々と館内に搬入される被災資料の応急処置と一時保管、脱塩処理等に追われる日々が続いた。

救出された吉田家文書等は、直ちに博物館職員、地元岩手大学・盛岡大学等の学生等により洗浄が行われた。水道水による一次洗浄を経て、超音波洗浄・真空凍結乾燥機による脱塩処理、刷毛による塵落とし、デジタル画像撮像と一連の工程を行った。真空凍結乾燥機の処理能力が限られていることから、一次洗浄の被災資料を凍結保存する必要があったが、（株）デンソーからの大型冷凍庫の無償貸与により、古文書類だけでなく応急処置を待つ民俗資料等の冷凍保存が可能になった。吉田家文書等は県立博物館の判断で、応急処置から脱塩処理（安定化処理）を進め、特に吉田家文書は2011年度内で一応の処理を終えることができた。安定化処理を終えた吉田家文書であったが、今後の活用・保存に向け黒カビの痕跡や虫食い穴等の欠損やダメージを修復する必要があった。修復の指導支援を行っていた国立国会図書館に抜本修復を依頼することとなり、2ヶ年に及ぶ無償での抜本修復が行われた。修復前後にデジタル画像の撮像を行っており、県立博物館の収蔵庫内では経過観察を行いながらデジタル画像公開に向け準備を進めている。

## 2 出土品の救出と岩手歴民ネットの活動

大津波は埋蔵文化財収蔵施設にも押し寄せ、陸前高田市・山田町・大槌町等の出土品が大きな被害を受けた。レスキューは生文課の呼びかけで県内市町村教委・埋蔵文化財センター等の文化財担当者が参集するかたちで実施された。山田町の出土品は残念ながら全て流失しコンクリートの土台だけが残っていた。陸前高田市の収蔵庫も完全に破壊されたが、出土品の多くは周辺に散乱し砂に埋もれていた。レスキュー活動は出土品の再発掘となり、県埋蔵文化財センターに搬入され水洗・整理が行われたが、土器片・石器すべてに注記がなされていたため遺跡・遺構・層位の復元が可能になった。

震災から1ヶ月半、岩手県文化財愛護協会・岩手考古学会・岩手史学会・岩手民俗の会・蝦夷研究会の5団体により岩手歴史民俗ネットワーク・東日本大震災対策プロジェクト（以降、歴民ネットと略称）が発足した。歴民ネットでは、沿岸市町村の文化財被害状況調査から、文化財の被災状況の調査が不十分であった大槌町内の悉皆の被害調査を行った。個人所有の被災資料のうち前川家資料（古文書と掛け軸）の陰干し・写真撮影等を行い、応急処置のため県立博物館に搬入し安定化処理を実施している。

## 3 陸前高田市立博物館の活動

陸前高田市では市立博物館・市立図書館・海と貝のミュージアム・埋蔵文化財保管庫の4施設が壊滅的な被害を受けた。学芸員唯一の生存者、熊谷賢氏を中心に市独自の被災資料の救出が始まったのは4月初めである。ツチクジラの剥製は国立科学博物館筑波収蔵庫に移送された。各施設の資料の多くは山間の旧生出小学校に移送され、6月中旬に搬入はほぼ完了した。救出・移送には県立博物館、内陸市町村の博物館等の職員、自衛隊の献身的な支援があった。市立博物館資料約23万点、海と貝のミュージアムには約11万点の資料が保管されていたが、図書館・埋蔵文化財収蔵庫を含めると56万点に及び、流失した資料も多かったが約8割を救出することができた。夏場を迎え被災した資料はカビの発生等が危惧されたが、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（以降、救援委員会と略称）の支援により、旧生出小学校の収蔵施設としての体制が整備された。また、東京国立博物館・県立博物館等の物的・技術的支援により、施設内での安定化処理を行うことが可能になった。旧生出小は2012年4月市

立博物館として再出発し、市立博物館の人々は「文化財の残らない復興は本当の復興ではない」を合言葉に地道な活動を続けている。

## 4 安定化処理とその後

海水損資料の「安定化処理」は単なる脱塩処理ではなく、資料を安定的に長期にわたり保管できる状態にすることである。先例はなく試行錯誤の連続であったが、現在は県立博物館別棟の修復施設で、古文書や民俗資料、教科書等の紙資料、油絵等の多岐にわたる資料の処理が進められている。処理後の資料の異臭が新たな課題となったが、中性洗剤や活性炭による脱臭処理等を試行している。県内の被災資料の安定化処理には10年以上の年月を要する。経過観察中に新たな課題が見つかる可能性があり、処理後の資料の修復と安定的な保管、公開への道を考えれば道半ばといえる状況である。安定化処理で人材が育っており、またこの活動が地域再生の一環であると理解されてきていることも確かである。

## 5 救援活動のその後

1～5で述べたことは岩手県における活動の一端にすぎない。全国美術館会議による美術品の応急処置、遠野市立博物館・図書館の図書・古文書類の応急処置、釜石市の民俗資料の救出・安定化処理、吉田家住宅の部材回収、山田町・陸前高田市の行政文書の乾燥・整理等、文化財の枠を超えて地域の人々の活動全般を網羅するような取組みとなった。岩手県の場合、少なくとも1ヶ月間、文化庁・救援委員会とのパイプは繋がらず、現地本部は設置されなかった。とりあえずはこれまで培ってきたものをフル活用することで緊急事態を乗り越えようとした。培ってきたものとは、例えば博物館等のネットワークや学芸員の繋がり、地域文化の研究の成果等である。県立博物館には応急処置・安定化処理の基盤があった。文化振興事業団を使うという生文課の方針は学芸員等の自由裁量による活動を促したといえる。地域における博物館等の学芸員や文化財担当者の力は地域を再生する原動力となる。自治体の文化財担当者は数も限られ立場が弱い場合がある。岩手県の場合、未だ文化財保護のシステムやネットワークが明確に整備されていない。文化財担当者や博物館等の学芸員を中心に、歴民ネット等や地域の生活文化や自然を愛好する人々を巻き込んだ形でのネットワーク構築を行うことが文化財行政の課題と考える。

## (1) 宮城県

藤沢 敦

宮城県での文化財の被害状況は、地震の揺れによる被害も大きかったが、沿岸部の津波による被害は甚大なものであった。そのため、空前の規模の文化財レスキュー活動が、さまざまな枠組みによって繰り広げられることとなった。文化庁が枠組みを作り東京文化財研究所をはじめとする国立文化財機構が事務局を努めた被災文化財等救援委員会の「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」、NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク（宮城資料ネット）による歴史資料保全活動が、宮城県における文化財レスキュー活動では主要なものであったが、これら以外の機関や団体による活動も様々な形で行われている。これらの活動は、相互に連携・協力、あるいは補完して行われ、総体として膨大な資料のレスキューを実現することとなった。

宮城県においては、県教育委員会文化財保護課が中心となって被災文化財の救援リストが3月末に作成された。それを踏まえて4月中旬には、仙台市博物館に被災文化財等救援委員会の現地本部が設置され、文化財レスキュー事業が始まった。文化庁や国立文化財機構をはじめとする救援委員会に参加する機関・団体のメンバーが交代で現地本部に参加し、県教委をはじめとする地元の博物館・大学等の関係機関のメンバーと協力し、現地の教育委員会などと調整を行いつつ、被災文化財等の調査・回収・応急処置が進められた。回収された文化財等は、それぞれの種類に応じて、県内外の博物館等の機関に搬送され、一時保管と応急処理が行われた。被災地現地からの回収作業に目処がたったことから、現地本部は7月末に撤収され、それ以降は必要に応じて救援委員会のメンバーが県内に入って作業する形となった。

救援委員会のレスキュー活動の対象は、博物館・資料館、自治体の資料収蔵施設、個人所有の資料などであったが、石巻文化センターをはじめとする博物館等の収蔵資料が多数を占めている。生物資料、自然史資料、考古資料、歴史資料、民俗資料、美術工芸品に至る幅広い種類の資料が対象となった。

宮城資料ネットは2003年の宮城県北部連続地震を契機に発足し、歴史資料の保全活動を続けてきた。災害発生後の保全活動にとどまらず、災害発生前に地域に残る歴史資料の所在データを作成

し、デジタルカメラでの資料撮影によって歴史情報を記録する手法を提案し活動してきた。東日本大震災では、宮城県全域と岩手県の一部において、主に個人所蔵の歴史資料を中心に、100件近い件数のレスキュー活動を行っている。中には、戦前のレコードや、明治から昭和期の着物などもレスキューの対象となった。水損紙資料をはじめとする多数かつ多様な被災資料を前に、宮城資料ネットでは全国各地からの支援を得て、被災資料の応急処理から本格的修復も手がけていくこととなった。

地方自治体独自の取り組みも、各地で行われてきた。多賀城市では、県外の市町の専門職員の応援も得て、市内に所在する倉の調査と資料保全などを行っている。仙台市では市史編さん室が調査や保全に活躍するなど、自治体の特質に合わせた多様な活動が行われている。自然史資料の保全にあたった東北大学総合学術博物館や民俗資料を担当した東北学院大学博物館など、大学の機関も保全活動にあたった。震災以前の調査研究におけるつながりを活かした独自の取り組みも、神奈川大学や国立歴史民俗博物館などの研究機関によって行われている。

今回の震災では津波の被害が甚大であったため、古文書をはじめとする紙資料の扱いが大きな問題となった。津波で濡れて汚れた紙資料を、固着させずに乾燥させるためには、真空凍結乾燥法が有効である。今回の震災では対象資料が膨大なため、全国的な支援体制が不可欠であった。奈良文化財研究所をはじめとする各地の研究機関などが所有する真空凍結乾燥器による処理の支援体制が組まれた。奈良市と宮城県岩沼市の冷凍倉庫と物流システムを利用して、水損紙資料を凍結・一時保管し輸送することが可能となったことは重要であった。このような民間事業者からの冷凍倉庫の提供をはじめ、さまざまな機関・団体・個人からの協力があつたことを銘記しておきたい。

文化財レスキュー事業で保全された資料等は、応急処理後の安定化のための処理作業や、資料の再整理などが必要となり、それらには多大な労力と時間が必要となった。そのため救援委員会の事業を引き継ぎ、被災文化財等の保全を図るために必要な活動を行うことを目的として、レスキュー事業に関係した県市町の教育委員会、博物館等の

施設による「宮城県被災文化財等保全連絡会議」が2011年10月に発足した。当初は21機関で発足したが、その後増加し、30機関で運営されるようになった（下図参照）。設置期限は、当初は2013年度末までであったが、保全活動の長期化が見込まれたことから2016年度末まで延長されている。連絡会議では、以下の5項目が活動方針となっている。

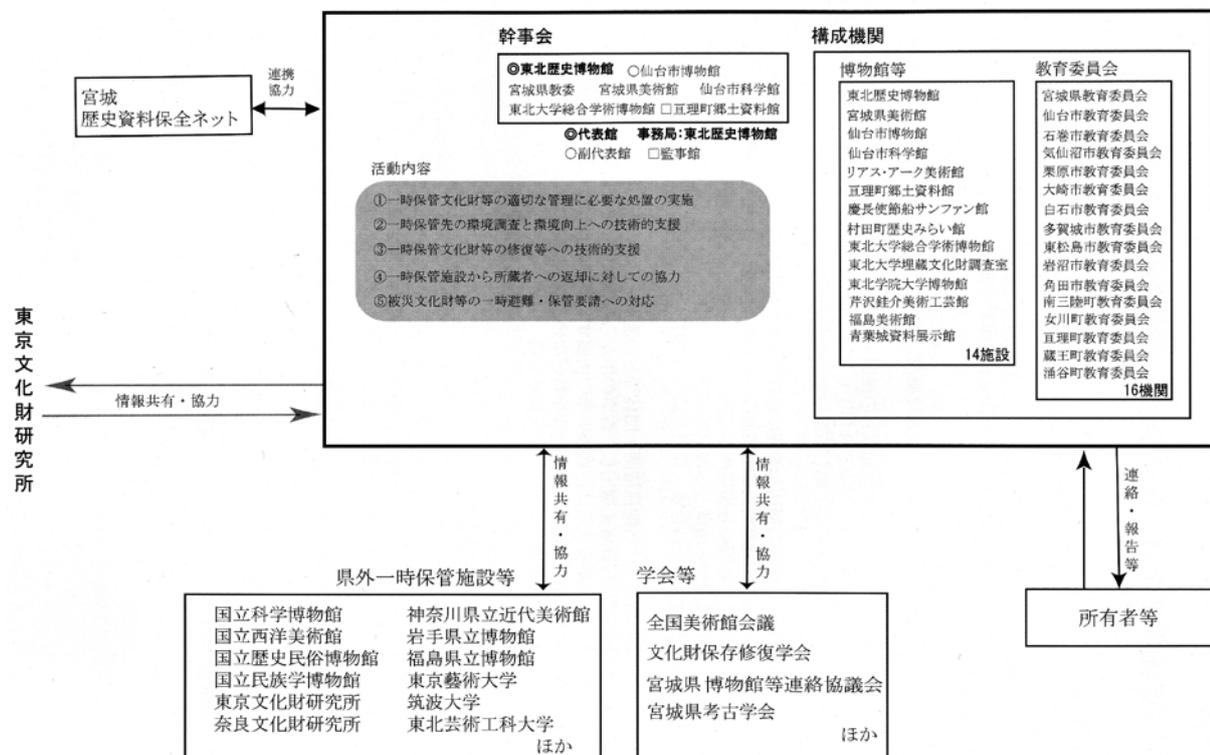
- (1) 一時保管文化財等の適切な管理に必用な措置
- (2) 一時保管施設の環境調査と環境向上への技術的支援
- (3) 一時保管文化財等の修復等への支援
- (4) 一時保管施設から所蔵者への返却に対する協力
- (5) 被災文化財等の一時避難・保管要請への対応

2012年度からは、文化庁の補助事業である「被災ミュージアム再興事業」が開始された。被災資料の保管環境の維持、安定化処理や資料の再整理などに活用されることとなった。被災資料を保有する機関は、この再興事業を用いて、資料の保全

活動を行うことができるようになったことは重要であった。さらに、個々の機関では対応が難しい事案については、保全連絡会議で対処し、そのための費用も再興事業を活用することができるようになった。当初は被災資料の回収と一時保管施設への搬送や応急処理、一時保管施設の整備が中心であったが、事業の進展とともに保管環境維持対策やもとの収蔵機関への返却などに事業が移っていった。

2018年度末をもって被災ミュージアム再興事業は、ほぼ終了する見込みで、保全連絡会議も活動を終える。しかし、被災した博物館・資料館や資料収蔵施設が復旧せず、なお仮設収蔵施設を利用している機関もある。資料の再整理や再活用までには、まだ課題も多く残っている。宮城資料ネットでも、資料の安定化処理や整理作業が、多数のボランティアの参加のもとに進められているが、まだ多くの作業が残っている。これらの資料が整理され、地域の歴史を物語る資料として活用されていくまで、文化財レスキュー事業は続いていくこととなる。

### 宮城県被災文化財等保全連絡会議 (平成27年12月10日)



## (3) 福島県

本間 宏

### 1. 指定文化財の被災状況

平成 23 年度における福島県教育委員会の集計によると、国・県・市町村の指定文化財の被災件数は、295 件となっている。

このうち、最も多いのは建造物被害で、計 91 件に上っている。国指定史跡の白水阿弥陀堂（いわき市）、専称寺（いわき市）、天鏡閣（猪苗代町）、旧福島尋常中学校（郡山市）、旧伊達郡役所（桑折町）が甚大な被害を受けている。国登録有形文化財の竹屋旅館（福島市）等は、復旧のめどが立たないため、文化財登録を解除して解体撤去が実施された。

このほか、国指定史跡の小峰城跡（白河市）、若松城跡（会津若松市）、二本松城跡（二本松市）などにおいても、石垣や土塁等が崩壊した。また、県指定史跡観海堂（新地町）は、津波によって上屋が流失し、礎石を残すのみとなった。

### 2 ふくしま史料ネットの活動

東日本大震災発生直後における動産文化財の初期救出活動を担ったのは、ふくしま歴史資料保存ネットワーク（以下「ふくしま史料ネット」と記す）であった。

ふくしま史料ネットは、2006 年に福島県文化振興事業団（現：福島県文化振興財団）が組織した「ふくしま文化遺産保存ネットワーク」を、同財団・福島県立博物館・福島大学・福島県史学会の 4 機関が呼び掛け人となって 2010 年 11 月 27 日に改組したものであった。

改組にあたっては、少子高齢化・過疎の進行により文化遺産保護の担い手が減少していること、行政では対処しきれない非指定文化遺産の所在調査の必要性があること、災害時における文化遺産保護態勢を整える必要があること、という三点の認識に立脚し、「歴史資料を後世に伝える」という一点において共鳴できる機関・個人の参集を呼びかけた。再結成後は、福島県全域に及ぶ情報網の構築と、資料の所在把握を当面の目標としていたが、2011 年 3 月 11 日、発足後わずか 3 ヶ月半にして、東日本大震災の発生を迎えてしまったのである。

全くの準備不足のまま迎えた大災害であったが、大学の歴史系スタッフ、総合博物館と学会の中心メンバー、そして文書館と文化財保護施設を

運営する財団とが協調する体制を整えていたことは、決して無駄ではなかった。

電気・水道・ガス・有線電話・携帯電話・インターネット通信網が回復し始めた 3 月 16 日、ふくしま史料ネット事務局は、文化財被災状況の情報収集と発信を行うための暫定ツールとして、インターネット上にブログを開設した。そのうえで、関係機関などに対し、文化財被災情報の提供を依頼するメールを一斉送信した。

一方、原子力発電所の爆発と住民の強制避難という、国内未曾有の危機に直面した地方行政は、危急の文化財保護施策を講じる手立てを失っていた。このため、ふくしま史料ネット事務局は、福島県教育庁文化財課と交渉し、「被災した文化財の取扱いについて（通知）」と題する文化財課長名の文書の作成を依頼し、3 月 25 日付けで市町村に通知された。この通知文において、被災文化財に関する問い合わせ窓口としてふくしま史料ネットの名が記載された。危急時の文化財保護を担う存在として、ふくしま史料ネットが公式に認知された形となったのである。

ふくしま史料ネットは、財政基盤を持たない連絡体に過ぎなかったが、歴史資料ネットワーク（事務局：神戸大学）、新潟歴史資料救済ネットワーク、宮城歴史資料保全ネットワーク、山形文化財防災ネットワーク、茨城史料ネットなど民間レベルで活動する有志連携体や、日本博物館協会、歴史学研究会、日本考古学協会などの文化財保存関係団体、さらには文化財保存に携わる機関・企業・個人からの善意と協力が寄せられたことにより、4 月以降は福島県内 37 箇所において、状況調査・資料救出・資料保全活動を行うことができた。

この活動は、福島大学・福島県立博物館・福島県文化振興財団など発起機関の自主的な活躍と、被災地の有志、全国からのボランティアの支援に支えられていた。しかしながら、未指定文化財の被災状況を悉皆的に調査するところまでは手が及ばず、もっぱら被災者あるいは被災自治体からの要請に基づく救出活動に終始したというのが実情であった。

福島県の被害が、岩手県・宮城県と大きく異なるのは、博物館、図書館、役所などの公的収蔵施設のうち、津波被害を受けたのが福島海洋科学館「アクアマリンふくしま」のみであった点である。

このため、ふくしま史料ネットの活動は、個人蔵資料の救出に注がれるケースが多く、自治体との協働で救出活動を実施した事例は、須賀川市・国見町・飯舘村等の一部に限られた。この3市町村は、ふくしま史料ネットとの協働のほか、国の特別交付金や緊急雇用創出基金事業を活用したり、地元の文化財審議委員・文化財ボランティア・郷土史研究会の協力を得るなどして、文化財保全の体勢を整えている。

このうち、最も甚大な被害があったのは、須賀川市長沼の文化財収蔵庫であった。地震によって農業用ダムが決壊し、土石流が収蔵庫を呑み込んで二棟のプレハブ収蔵庫が流失するという事態となった。唯一残った一棟も倒壊の危険が高かったため、ふくしま史料ネットは、山形文化遺産防災ネットワークの支援を得て、泥土にまみれた考古資料の救出作業を実施している。

原子力災害により全村避難の政府指示が下された飯舘村の文化財については、ふくしま史料ネット事務局の呼び掛けにより、2011年6月に一括搬出が実行された。文化財を劣化・盗難・災害から守るためには、住民とともに文化財も避難させなければならないという考え方に基づいた行動であった。このとき搬送された文化財は、その後福島県歴史資料館における企画展「いいたての歴史と風土」において公開された。この際には、飯舘村の各種芸能の上演や、村民の作品展示を行う村民文化祭も同時開催され、村民の1/3にあたる約2,000人が来場している（本間2013a・b）。

飯舘村の場合、全村避難の政府指示が発令されてから避難完了までの間に約2ヶ月の余裕があったので、村教育委員会とふくしま史料ネット事務局との間で、対策を打ち合わせる時間があった。しかし、震災発生直後に避難指示が下され、警戒区域の設定がなされた地域（福島第一原発から半径20km圏内）の文化財については、ふくしま史料ネット事務局及び加盟機関の自己判断で対応できるものではなかった。

### 3. 福島第一原発20km圏内の文化財

2011年3月12日、前日の大地震に起因する大津波で冷却用電源を喪失した福島第一原子力発電所（以下「原発」と記す）の1号機が爆発した。この日政府は、原発から半径20km圏内の住民に強制避難指示を発動し、この範囲内の住民全てが直ちに避難する事となった。2日後の3月14日には3号機が爆発し、15日にも2号機と4号機で重大なトラブルに見舞われた。

原発から放出された放射性物質は、3月15日から北西方向へと向かい、原発から半径20km圏外にも大量の放射性物質が降り注いだ。

政府は、原発から半径20～30km圏内については屋内待避区域とする指示を下していたが、これによりこの区域への物資の流入が途絶えたため、各市町村あるいは個人の自主判断による避難が加速した。その後、4月22日には半径20km圏内が警戒区域として立入禁止となり、半径20km圏外にも計画的避難区域が設定されるなどの追加措置がなされた。

3月30日、文化庁次長通知により、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（以下「文化財レスキュー事業」とする）の実施が発表された。そして、国立文化財機構東京文化財研究所に事務局を置く「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（以下「救援委員会」と記す）」が組織された。しかし、未曾有の原発被害に苦しむ福島県は、県庁が被災したことも手伝い、この事業の受け入れ体制をすぐには整備できなかった。

原発事故発生から約3ヶ月を経過した2011年6月、福島第一原発の至近に立地する双葉町歴史民俗資料館の吉野高光氏が、収蔵資料の一部を保護し、福島県立博物館に一時預かりを依頼した。この際、双葉町歴史民俗資料館内外の放射線量測定が実施された結果、資料館外は2マイクロSv/hであったものの、館内は0.2マイクロSv/h程度で、資料表面の放射線密度は300cpm未満であった（吉野2012）。気密性の高い館内においては、放射性物質の影響を認めにくいことが判明した。

また、福島県教育委員会は、警戒区域内の楢葉町歴史民俗資料館に収蔵されている国指定重要文化財の現況調査を実施し、放射線量を測定した結果、ここでも資料館内の安全性が確認された。

7月27日、福島県教育委員会は、福島第一原発から半径20km圏内に取り残されている文化財の救出について、文化庁に協力要請を行った。しかし、同年11月7日、救援委員会主催の専門会議が招集され、警戒区域における文化財等の救出方針が協議された結果、電離放射線障害防止規則と人事院規則を遵守し、これに抵触する警戒区域内での文化財等については、救援委員会を通じたレスキュー隊参加の呼び掛けは行わないという方針が決定された。救援委員会は時限付きの任意団体であるため、救援活動参加者の健康記録等、永年管理が必要な作業が実施不可能であるというのも理由の一つとなっていた。このため、平成23年

度内における警戒区域内作業については、救援委員会の参画は見送られることとなったのである。

福島県教育庁文化財課は、一時は福島県内公務員の手で救出作業を行うほかないという覚悟を固めた。しかし、文化庁・双葉町の担当者とともに双葉町歴史民俗資料館内の調査を行い、館内の放射線量が0.2～0.3マイクロSv/hで、収蔵資料表面の放射線密度が60～120cpmにとどまることを再確認するなどの基礎データを積み重ねた。そして、電気・空調が失われた結果、資料の一部にカビが発生しており、放射線よりもカビ対策の方が急務であるとの認識に至った（荒木2012）。

2012年度に入り、事態は急速に進展した。まず、国の被災ミュージアム再興事業予算の交付により、救出すべき資料の保管・保全体制が準備された。また、救援委員会の設置期間が一年間延長されたことにもない、国立文化財機構に属する各機関が、警戒区域内の活動に従事する職員の健康管理方針を決定した。

特に重要だったのは、警戒区域内の資料館における放射線量が、厚生労働省による「特定放射線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（2012年6月15日付）」に定める基準に満たないことが判明し、文化財レスキューを実施するという前提のもとで作業マニュアルが作成されたことであった。東京文化財研究所が作成した「警戒区域内からの資料の搬出作業マニュアル」は、原子力災害にともなう日本で最初の文化財レスキューマニュアルとなった（東京文化財研究所2013）。

福島県内の体制整備も進み、2012年5月には、県関係機関と被災市町村による福島県被災文化財等救援本部（以下「県救援本部」と記す）が組織された。このとき、震災発生直後の歴史資料救出



旧警戒区域内での美術品救出活動（2013年5月28日）

という特殊事情を考慮した継続支援を文化庁に要請した。これを受けた文化庁は、国立文化財機構にあらためて救援要請を行い、同機構は2013年7月19日付けで福島県内被災文化財等救援事務局の設置を決定し、これに（公財）日本博物館協会と全国美術館会議、県救援本部が参画して、これ以降の活動を実施した。

警戒区域内にある双葉町・大熊町・富岡町の資料館収蔵資料の搬出作業は、2012年9月5日から始まった。これらの資料は、相馬市内の廃校校舎に一時保管され、点検・記録・薫蒸を経たのちに、福島県文化財センター白河館に順次設置された仮保管施設に搬送されている。

仮保管施設は、前室と収蔵室とに分離した仕様となっており、天井石膏ボード、壁面キュアライト、床面ブナフローリングの背面に、いずれも二層のアルミ不透湿板が設けられており、年間を通じて安定的な湿度環境を保つことができる構造となっている。2012年度以降段階的に設置され、これまでに5棟の設置が完了している。資料の移送は、2016年度内にすべて完了する見込みとなっている。

#### 4. 解体除染という現実

上述の文化財レスキュー作業は、文化庁の「被災ミュージアム再興事業」の実施方針に基づいて行われてきたものである。したがって、「ミュージアム」を持たない被災市町村の文化財は対象にならず、ミュージアムに収蔵できない無形文化財も対象にならないのである。地域に根差した文化財は、人を育てながら、人の手によって守り伝えていかなければならない。

しかし、文化財の守り手は、被災地に再び根付くのであろうか。福島県災害対策本部による「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1674報：2015年12月26日午前8時現在）」によると、福島県における東日本大震災の犠牲者は、死者3,934人、行方不明者3人となっている。死者の内訳は、直接死が1,604人、行方不明のまま死亡届等が提出された事例が224人、関連死が2,106人となっている。津波等による犠牲よりも、原発事故に伴う避難中に体調を崩して死亡に至った数の方が上回っている。

避難者数は、2012年8月9日時点において161,500人で、福島県内への避難が100,622人、県外への避難が60,878人を占めていた。2016年11月30日時点では、避難者総数が83,000人に半減しているものの、県外への避難者はいまだ

40,245 人に上っている。

住民が故郷で生活再建を図れる見通しは、必ずしも得られているわけではなく、地域間格差がより顕著となっている状況である。故郷での生活再建をあきらめ、新たな生き甲斐を模索するなど、被災者の感情は変化しつつある。避難区域のコミュニティ再生は至難であり、住民が地域と分断されている状況では、地域ぐるみによる文化財保護などという台詞は全く通用しない。

双葉郡楢葉町や、南相馬市小高区など、避難指示が解除される地域が増える一方で、自宅を除染して帰還するのではなく、解体処分してしまう「解体除染」が盛んに実施されている。長く放置された住家は、傷みが激しく、ネズミやイノシシに荒らされ、カビも生え、除染しても住める状態には戻せないというケースが多いのである。

ところが、こうした家屋の中には、先祖伝来の古文書や生活用具が残っている場合があり、家屋解体とともに、これらが廃棄される危機に瀕している状況にある。南相馬市や富岡町は、民家の解体作業の情報が入った場合、所有者に連絡を取り、可能な限り資料調査を行い、その資料が歴史的価値を有すると判断される場合はこれを保護するという対応を続けている。一般的に言われる「歴史資料レスキュー」は、避難区域においては、実は今が本番となっているのである。

## 5. 新たな取り組み

福島県立博物館が事務局を担当する「ふくしま震災遺産保全プロジェクト実行委員会」は、東日本大震災によって生じた様々な震災資料を、次世代に伝えるべき「震災遺産」と位置付け、平成 26 年度から、資料の調査・収集・保全活動と、防災教育への活用を目的としたアウトリーチ事業に取り組んでいる。その手法はきわめて考古学的で、高橋満氏らの指揮により、震災遺構内の状況証拠を記録する分布図の作成、多角的な写真撮影、震災遺物の状態の記録、その時間的前後関係を認定するための物的証拠と状況証拠の記録などが、精緻に実施されている。言葉では伝えられない震災の事実を、客観的証拠として保存していく画期的な取り組みである。

2016 年 5 月から 7 月にかけては、同実行委員会と福島県文化振興財団の共同主催事業として、福島県文化財センター白河館において「震災遺産と文化財」と題する企画展も開催された。ここでは、縄文時代の津波の遺産との説が提唱されている双子遺跡の丸木舟を、震災遺産と並列展示し

た。歴史の証人である「文化財」と、震災の物的証拠である「震災遺産」は、同様の意義を持つものであるというメッセージを込めたものであった。

全国の民俗芸能研究者が属する民俗芸能学会は、2011 年度から 13 年度までの 3 年間、福島調査団（団長：懸田弘訓氏）を組織し、無形民俗文化財の被災調査を実施した。津波と原発事故により甚大な被害を受けた浜通り地方 13 市町村の 147 団体を対象として、民俗芸能や祭礼行事の伝承の現状や今後への希望・要望などが調査された。住民が全国に避難していたため、調査は困難を極めたが、保存会を解散した団体は無く、各方面からの支援や、住民の意欲なども相俟って、芸能を再興させた団体は、2016 年度時点で 30 を超えるに至っている（民俗芸能学会福島調査団 2014）。

その一方、避難区域に伝承されてきた民俗技術は、消滅の危機に瀕している。原子力災害によって工房を失い、材料採取もままならず、「生業」としての継承は絶望的である。技術伝承者の「ワザ」の情報を収集できる時間は限られている。福島県文化財センター白河館では、こうした伝統技術を後世に伝えるため、伝承者への取材のみならず、学芸員による実験研究を実施し、体験学習活動を通じて伝承を図るという、新たな取り組みに着手している。

## 【引用・参考文献】

- 荒木 隆 2012 「福島県における文化財レスキュー事業の取り組み」『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成 23 年度活動報告書』東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 pp59-63
- 吉野高光 2012 「警戒区域における文化財レスキュー」『東京低地災害史』葛飾区郷土と天文の博物館 pp110-113
- 本間 宏 2013a 「地域崩壊の危機と地域資料展—福島県 飯館村の事例—」『歴史学研究』第 909 号 pp26-29
- 本間 宏 2013b 「『計画的避難区域』における文化遺産の保護—復活した飯館村文化祭が語るもの—」『ふくしま再生と歴史・文化遺産』山川出版社
- 東京文化財研究所 2013 「警戒区域内からの資料の搬出作業マニュアル—測定・梱包作業まで—」『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成 24 年度活動報告書』東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 pp169-176
- 民俗芸能学会福島調査団 2014 『福島地域の無形民俗文化財被災調査報告書』

福島県文化財センター白河館 2015「よみがえる文化財  
—震災からの救出活動と再生への取り組み—」公益  
財団法人福島県文化振興財団



避難指示区域から救出された文化財の展示（於：福島県文化財センター白河館）  
（左：2014年度に開催された「救出された双葉郡の文化財Ⅲ」解説会の様子）  
（右：2015年度に開催された「よみがえる文化財」子ども向け解説会の様子）

## (4) 茨城県

茨城大学

田中 裕

はじめに

2011年3月11日の東日本大震災は、茨城県でも大きな被害をもたらした。そこで、2011年7月2日にボランティア団体「文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク」（代表：高橋修・茨城大学教授、以下、「茨城史料ネット」という）が結成され、文化庁文化財レスキュー事業等の支援をうけながら、緊急避難措置が開始された。茨城史料ネットは文化財一般の救済を目的とするが、時間的・量的問題から、文書史料の一時避難措置が優先された（高橋 2012）。一方、保護システムがある埋蔵文化財や考古資料の救済は、震源に近かった茨城県内でも、震災に伴う業務量増加の煽りを受けながらも行政が機能したため、各自治体で可能な限り自助的に行われたというのが実際である。ただし、埋蔵文化財専門職員や博物館職員の個人的努力に依存する部分が多かった。関係者の努力に改めて敬意を表す。

以下は、自治体等で対応しきれなかった場合で、ボランティア組織等が補助的に活動を行った案件を書き留めたものである。活動に当たっては、茨城史料ネットのほか、茨城大学人文学部考古学研究室と、茨城大学考古学研究会に独立した窓口を設け、茨城史料ネットと協力しながら多角的に対応できる体制を構えて受け付けた。以下、該当4件を報告する。

### 1 筑西市新治汲古館レスキュー（2011年9月～10月）

「新治汲古館」（藤田幸雄館長）は、茨城県筑西市の個人博物館である。地震により建物の屋根と壁が毀損し、個人管理は困難な状況に陥った。茨城史料ネットでは、文化庁、県教育委員会、地元及び周辺自治体の協力を得て救済措置を講じることとし、同館の意向により、近隣の桜川市真壁伝承館への資料移動を行うこととなった。作業経過は次の通り。

9月6日：現地確認・打合せ

9月7日～15日：現地調査準備・資材手配

9月16日：現地調査

9月17日～10月9日：ボランティア募集・作業準備

10月10日・11日：救出作業本番（参加者延べ80名強）。移管資料数705箱、推定1万点～1万5千点。

「新治汲古館」では、故・藤田清（1982-1965）やその意志を継いだ高井悌三郎ら「常総古代文化研究所」による学術的な評価が加えられ、「展示」されていた。資料の保存だけでなく、資料に込められた文化財保護と地域研究への「こころざし」を含む文脈の保全が必要とみられた。そのため、「新治汲古館」を一つの遺跡（site）とみなし、まるごと「記録保存」を行った。（田中・太田 2014）。成果として、桜川市真壁伝承館歴史資料館の第2回企画展では、新治汲古館の展示の一部が再現された（越田 2012）。

### 2 ひたちなか市磯崎東古墳群緊急調査レスキュー（2012年2月～3月）

震災に際し、茨城県の埋蔵文化財がほとんど注目されなかった中で、新潟大学学長裁量経費による「東北地方太平洋沖地震に関わる被災文化財レスキューの実践及び研究プロジェクト」（研究代表者：橋本博文）において、文化財レスキュー活動を行っている旨の打診がもたらされたことは、貴重な機会であった。茨城大学人文学部考古学研究室も合同事業としてこれに参加することとし、当研究室を窓口として、茨城県内自治体宛にレスキュー受入れの意向伺いを、2012年1月25日付けFAXにより行った。その結果、回答があった2件のうちの1件が、ひたちなか市教育委員会からの本件である。

回答の内容は、磯崎小学校校舎が被災し、長期使用に耐える仮設校舎の4月運用開始が急遽決定され、市直営の緊急発掘調査に入ったものの、予定地は予想以上に高密度の古墳群であるため、2月末の引き渡しには到底間に合わないというものであった。埋蔵文化財の取扱いに係る通常の協議が成立しないことは明白であったため、橋本教授と協議し、緊急発掘調査の記録作成補助として、支援することに決定した。経過は以下の通りである。

2月20日：現況確認・打合せ

2月27日～3月2日：古墳及び横穴式石室1基の記録作業（新潟大学学生2名、茨城大

学学生 5 名、教員各 1 名)。調査図は調査後、茨城大学考古学研究室で整理し、2013 年 3 月にひたちなか市教育委員会宛返却した。

なお、工事計画は、刻々と変わる予算状況に翻弄され、被災校舎の現位置での恒久施設建替えが決まったため、調査地点はそのまま埋め戻されて、現地保存されている。

### 3 東茨城郡大洗町被災収蔵庫レスキュー (2012 年 6 月～7 月)

レスキュー受入れの意向伺いに対し回答があったもう 1 件である。日程の都合により、本件は茨城大学考古学研究室の主催 (茨城資料ネット、大洗町教育委員会生涯学習課共催) により実施した、文化財収蔵庫の津波浸水被害に対する考古資料レスキューである。

収蔵庫のあった大洗文化センターでは、鉄筋コンクリートのため流失を免れたものの、高さ 1 m まで津波で浸水し、収蔵されていた 150 箱弱のうち 60 箱余、貝サンプル 30 袋が、潮水に浸かった。箱は収蔵単位が保たれていたが、塩がふいた土器や、海水が溜まったまま、油が浮いている箱が見受けられた。活動の詳細は以下の通りである。

2012 年 5 月 15 日：打合せ

2012 年 6 月 3 日及び 7 月 9 日：脱塩処理、洗浄、乾燥、ラベル復元、収納 (茨城大学教員 1 名、学生 19 名、一般 3 名)【加曾利貝塚博物館・東海村職員ほか】が参加。塩がふいた遺物は干し網に並べて高圧洗浄を行うとともに、被災した収蔵庫内の清掃と大型扇風機による乾燥もあわせて実施した。

### 4 石岡市個人宅所蔵考古資料レスキュー活動 (2012 年 11 月～2015 年 3 月)

震災では個人蔵の文化財が危機に瀕した。そこで、個人宅で被災した細々とした考古資料等については、日程の許す限り救済措置を講じ、遺産の継承を手助けすることとした。これが石岡市における活動事例である。経過は以下の通りである。

2012 年 9 月 12 日：現地確認

11 月 20 日：破損資料回収 (対象：壺 1 点・甕 1 点。茨城大学教員 1 名、学生 8 名)、

2015 年 3 月 23 日：修復完了、報告書作成、所有者へ引渡し。

## 5 まとめ

茨城県域における考古資料の文化財レスキューは、行政の文化財担当者による個人的な努力に頼った部分が多い。文化財専門職員が地域にいることの重要性を改めて痛感する。普段から横断的な連絡・連携システムの構築をすると同時に、茨城県内の専門職員配置について、近年改善しつつあるその流れを続けて、着実に充実させていくことが、ひいては文化の薫り高い豊かな社会の実現に寄与するものとする。

## 【引用・参考文献】

越田真太郎 2012『第 2 回企画展 新治汲古館の 継承～文化財レスキューの一事例～』桜川市教育委員会文化財課

田中裕・太田有里乃 2014「東日本大震災に伴う考古資料救出活動の意義と方法—茨城県「新治 汲古館」レスキュー活動の事例から—」『文化 財の壺』vol.3 No.1 文化財方法論研究会

高橋修 2012「茨城史料ネットの設立と歴史資料 の救済・保全活動」『葛飾区制施行 80 周年紀 年特別展図録 東京低地災害史 地震、雷、火事? …教訓!』葛飾区郷土と天文の博物館

## 第6章 文化庁の諸政策とアンケート結果

### (1) 復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いをめぐる文化庁の政策

渋谷 孝雄

はじめに

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いをめぐって、文化庁はその両立を図るために各種の通知や依頼を発出した。前例となった阪神・淡路大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の調査の反省を踏まえながら対応にあたった結果、広範囲にわたる復興事業が行われたにもかかわらず、各章で述べられたように、事業者側との間に大きなトラブルもなく、学術的にも大きな成果を出して山場を越えることができた。その施策を振り返ってみたい。

#### 1 復旧・復興事業にかかる埋蔵文化財の取扱いにかかる初期の通知

文化庁記念物課や被災した3県教育委員会の文化財担当部局では、被災直後から復旧・復興事業が埋蔵文化財の保護に大きな影響を及ぼすことを予測し、その調整が大きな課題であると認識していた。埋蔵文化財は土地に埋蔵されているという性格上、震災の被害を直接受けることは稀であるが、復旧・復興事業の実施によって埋蔵文化財が破壊される場合には、記録保存調査が行われることになる。この調査が、速やかな復旧・復興を妨げる恐れがあるため、復興と埋蔵文化財保護の両立をいかに図るかということが、最大の課題であったのである。1995年に起こった阪神・淡路大震災の復興事業と埋蔵文化財の保護でとられた各種政策は、東日本大震災における復旧・復興事業と埋蔵文化財保護の両立という課題解決に繋がった(文化庁記念物課2016)。

震災後に最も早く出された国からの文書は2011年3月25日に22庁財第1213号で文化庁次長から関係教育委員会教育長宛の「東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について(通知)」(文書1)である。震災直後の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについて示した通知である。2000年の文化財保護法の改正で権限が都道府県教育委員会に委譲されていたが、この通知は2005年の阪神・淡路大震災でだされた通知と同じ内容で、ライフラインなどの復旧工事に際しての届出、通知を不

要とするものであった。史跡についても同様な措置が執られた(文書2)。

3月28日には岩手県知事・岩手県教育委員会教育長から文部科学省あてに、「平成23年東北地方太平洋沖地震被害に係る緊急要望」が提出された。その中で、埋蔵文化財については「災害復興に伴う埋蔵文化財調査等への人的、財政的支援について」として、「被災地の迅速な復興のため、住宅建築と都市基盤整備等に関わる埋蔵文化財調査等に対する全面的な財政支援と専門職員の派遣支援を求めます。」という一言が盛り込まれた。(http://www.pref.iwate.jp/dbps\_data/\_material/\_files/000/000/031/086/youbou\_230328.pdf)。

このような要望は被災三県一市からも3月下旬から4月にかけて数回提出されていた。

続いて2011年4月28日には23庁財第61号で文化庁次長から関係教育委員会教育長宛に「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて(通知)」(文書3)が出された。この通知は、「早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図ることが必要との判断で発せられた。阪神・淡路大震災時後の2005年3月29日付け庁保記念第144号「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針について(通知)」に対応する。その内容・構成は次のとおりである。

#### (1) 取扱いの基本原則

復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図る。

埋蔵文化財の取扱い基準によって、適正な措置を執りつつ、被災地の実情に合わせて弾力的運用の措置を執ることができる。

#### (2) 適用範囲等

この取扱いの適用範囲は復旧・復興事業の実施に伴う埋蔵文化財についての取扱いとする。

その適用期間は各都県、政令指定都市教育委員会が定める。

#### (3) 埋蔵文化財の取扱い等

##### 1) 弾力的運用を図るものは

①埋蔵文化財包蔵地で従前の知見がある場合は  
試掘・確認調査を要しない。

※本件は、平成23年3月25日付け(22庁財第1213号)で、文化庁次長から関係教育委員会教育長宛に発出した通知です。

(宛先) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、山梨県、石川県、愛知県、岐阜県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市教育委員会教育長

東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について(通知)

文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第6章に規定する埋蔵文化財に係る事務については、法第184条及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条第1項第5号及び第2項並びに第7条により、都道府県又は政令指定都市の教育委員会が自治事務として行うこととされています。

これらの事務のうち、法第93条、第94条、第96条及び第97条に規定されている届出又は通知に係るものに関し、東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、別紙の取扱いとすることができるものと考えられます。また、その対象とする復旧工事の範囲については、下記の工事が考えられます。

貴教育委員会におかれては、この旨御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。なお、別紙の取扱いとする場合には、被災状況に応じ、この取扱いを適用する期間及びその適用範囲について適切に御判断願います。

また、貴管下の関係市町村に対し、この趣旨に基づき、適切に御指導くださるよう、お願いいたします。

#### 記

- ① 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧
- ② 仮設住宅の建設
- ③ 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
- ④ その他緊急を要する復旧工事

#### 文書1-1

(別紙)

東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について

#### 1 法第93条関係

- (1) 土木工事等のための発掘については、法第93条に規定されている。
- (2) 同条第1項において読み替えて準用する法第92条第1項により、発掘に着手する日の60日前までに届け出ることが必要であるが、同項ただし書により、「文部科学省令の定める場合」は例外とされている。
- (3) これを受けて、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則(昭和29年文化財保護委員会規則第5号。(4)において「規則」という。)第3条が定められている。
- (4) 一般の東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事は、規則第3条第1項第2号に規定する「非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合」に該当すると考えられる。

#### 2 法第94条関係

- (1) 国の機関等が行う発掘については、法第94条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、発掘に係る事業計画の策定前に通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条の制定の趣旨としては、法第93条の特例的な規定であるとされており、「(文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について)(昭和50年9月30日付文化庁次長通達)第五一三参照)法第93条の規定を参考として、法第92条第1項ただし書の規定を類推適用することが可能であると考えられる。
- (4) 以上の解釈により、一般の東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、事業計画策定前の通知を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

#### 3 法第96条関係

- (1) 遺跡の発見については、法第96条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく届け出ることが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第1項ただし書には「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の遅滞のない届出を求めることは、必ずしも妥当ではないと考えら

#### 文書1-2

れる。  
(5) 以上の解釈により、一般の東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の遅滞のない届出を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

#### 4 法第97条関係

- (1) 国の機関等の遺跡の発見については、法第97条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第1項ただし書には「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の遅滞のない通知を求めることは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、一般の東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の遅滞のない通知を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

#### 文書1-3

※本件は、平成23年3月25日付け(22庁財第1214号)で、文化庁次長から関係教育委員会教育長宛に発出した通知です。  
(宛先) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、仙台市教育委員会教育長

東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法第125条及び第168条の規定の適用について(通知)

史跡名勝天然記念物の現状変更については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第125条第1項本文により文化庁長官の許可が必要ですが、同項ただし書において「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」は許可を要しないこととされています。本条に関し、東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧事業で貴県市内の史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、下記により、「非常災害のために必要な応急措置」として取り扱うこととします。

また、国の機関が災害復旧事業を行う場合における文化財保護法第168条の規定の適用についても、同様の取扱いとします。

貴教育委員会におかれては、この旨御了知の上、事務処理に遺漏のないようお取り計らい願います。

また、貴教育委員会の管下の関係市町村に対し、この趣旨を徹底するとともに、適切に御指導くださるようお願いいたします。なお、個別の事案について疑義が生じた場合は、その都度御照会願います。

#### 記

対象となる災害復旧事業の範囲は、東北地方太平洋沖地震に伴う復旧事業のうち、以下の①から⑦までにいずれかに該当し、かつ、平成23年6月30日までに着手するものとする。

- ① 崩落した土砂、落石等の撤去及び除去
- ② 崩落した法面等の応急的な崩落防止対策
- ③ 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
- ④ 津波等により堆積した土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除去及び整地
- ⑤ 緊急車両のための仮設道の設置
- ⑥ 撤去物の仮置き
- ⑦ その他緊急を要するもの

なお、災害復旧事業の進捗状況等にかんがみ、上記取扱いの延長が必要な場合は、別途通知する。

(照会先)

文化庁文化財部記念物課調査係

T E L : 03-5253-4111(内線 2878)

F A X : 03-6734-3822

#### 文書2

②被災前の規模・構造を改変しない場合は発掘調査を要しない。

## 2) 取扱いの留意事項

- ①埋蔵文化財への影響が少ないものについては、復旧・復興事業の推進に配慮すること。
  - ②相当程度の埋蔵文化財への影響が予想される事業については事業者側の諸事情を配慮しつつ、埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。
  - ③相当広い範囲にわたって行われる事業ではその計画の初期の段階から事業者側と調整すること。
- ①②および③ではあらかじめ範囲や性格を把握しておくことが、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護のため望ましい。

## (4) 発掘調査の体制

発掘調査の実施では、全国的な協力を得て、各県が市区町村を支援し、発掘担当者を集中的に投入することで迅速な対応をおこなう。

この通知は被災後50日を経ずして出されたもので、この段階での津波被災地では行方不明者の捜索が続き、瓦礫も残されたままであり、復興事業に伴う発掘調査は、まだ1件も行われていなかった。復興事業に伴う埋蔵文化財の記録保存調査が直面するであろう課題に対応する基本的な方針を示したものだ。この中には埋蔵文化財の範囲や性格の把握の重要性、発掘調査への人的支援が盛り込まれていた。

このような方針が示されたが、2011年度の発掘調査は震災前からの事業で復興事業に組み入れられた道路整備を除けば、国庫補助事業による個人住宅対応が中心で、「住まいの確保」に関わるいわゆる高台移転事業に伴うものはなかった。

※本件は、平成23年4月28日付け(23庁財第61号)で、文化庁次長から関係教育委員会教育長宛に発出した通知です。  
(宛先)青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、仙台市教育委員会教育長

### 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて(通知)

埋蔵文化財の取扱いについては、これまで「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日庁保記第75号文化庁次長通知)等によって通知しているところであり、貴教育委員会において埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところでもあります。

さて、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、被災地の状況にかんがみ、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図ることが必要であります。

ついては、別紙「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」に御留意の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

また、貴管下の関係市区町村に対し、この趣旨に基づき、適切に御指導くださるよう、お願いいたします。

文書3-1

## 2 復興事業に伴う発掘調査の開始に伴う迅速化の方針

2012年度に入ると後述する「職員派遣」による本格的な発掘調査が始まるが、復興に伴う発掘調査への専門職員の派遣の開始を受け、2012年4月17日に24庁財第62号で文化庁次長から関係教育委員会教育長宛に「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて(通

別紙

### 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

#### 1 取扱いの基本原則

- (1)被災地の状況にかんがみ、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図るものとする。
- (2)具体的には、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日庁保記第75号文化庁次長通知。以下「平成10年通知」という。)を踏まえて各都県・政令指定都市が作成した埋蔵文化財の取扱い基準によって、適切な措置を執りつつ、被災地の実情にあわせて弾力的な運用の措置を執ることができるものとする。

#### 2 適用範囲等

- (1)この取扱いの適用範囲は、東日本大震災の復旧・復興事業(被災建物その他の工作物の撤去・整地・修理・復旧等、被災地域等における建物その他の工作物の新設、土地区画整理事業・土地改良事業等)の実施に伴う埋蔵文化財の取扱いとする。
- (2)この取扱いの適用期間は、各都県・政令指定都市における復旧・復興事業に応じ、各都県・政令指定都市教育委員会において定めるものとする。

#### 3 埋蔵文化財の取扱い等

- (1)復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは、平成10年通知を踏まえつつ、以下の点について、弾力的な運用を図るものとする。
  - ① 試掘・確認調査  
周知の埋蔵文化財包蔵地内であって、従前の分布調査等によって知見がある場合は、原則、試掘・確認調査を要しないものとする。
  - ② 記録保存のための発掘調査  
被災前の規模・構造を大きく改変しないで行われる建物その他の工作物の復旧の場合は、原則、発掘調査を要しないものとする。

文書3-2

#### (2) 取扱いに関する留意事項

- ① 個人の住宅・店舗、小規模又は簡易な集合住宅、電気・水道等の生活関連公共施設の改修及び新築、道路の改修等、住民の生活に密着しており、かつ、埋蔵文化財への影響が比較的に少ない事業については、復旧・復興の推進に配慮すること。
- ② 大規模な集合住宅・事務所、公共施設の改修・新設等、相当程度の埋蔵文化財への影響が予想される事業については、事業実施に当たり時間的余裕等の事業者側の諸事情に配慮しつつ、埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。
- ③ 道路建設や土地区画整理事業等相当範囲にわたり都市の基盤全体に係わって行われる事業及び田畑における土地改良事業等相当範囲にわたり農地全体に係わって行われる事業については、その事業計画の初期の段階から事業者側と調整し、埋蔵文化財の調査等を当該事業の内容・進行過程の一部として組み込むこと等により、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。
- ④ 上記②及び③に掲げる事業については、周知の埋蔵文化財包蔵地外において、遺構や遺物が発見されることに備え、分布調査(現地踏査)や試掘調査を行い、あらかじめ埋蔵文化財の範囲や性格等を把握することが、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に資する観点から望ましいこと。

#### (3) 発掘調査等の体制

事前の試掘・確認調査及び記録保存のための発掘調査の実施については、全国的な協力を得て、各都県・政令指定都市において市区町村に対する支援等の措置を執り、発掘担当者を集中的に投入するなどして、迅速な対応に努めるものとする。

文書3-3

※本件は、平成24年4月17日付け（24庁財第62号）で、文化庁次長から関係教育委員会教育長宛に発出した通知です。  
（宛先）岩手県、宮城県、福島県、仙台市教育委員会教育長

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う  
埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、これまで「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（平成23年4月28日付け23庁財第61号文化庁次長通知）により通知しており、貴教育委員会においてもこの通知のほか、地域の現状等を踏まえ、迅速な埋蔵文化財の発掘調査の実施に御尽力いただき感謝申し上げます。

東日本大震災から1年が経過し、各地方公共団体の復興計画の策定等が進み、個人住宅の高台移転等の本格的な復興事業が進められつつある中で、迅速な埋蔵文化財の発掘調査の実施は、円滑な復興と埋蔵文化財保護の両立を図る上で一層重要となってきます。

そこで、このたび、埋蔵文化財の発掘調査の実施に際し、特に留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので、これらの点を十分に踏まえ、迅速な埋蔵文化財の発掘調査を実施していただきますようお願いいたします。

また、貴管下の関係市町村に対し、この趣旨に基づき、適切に御指導いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 関係部局との連携体制の確保による事業計画の早期把握

管下の各復興事業について、貴県内の復興担当部局等の関係する部局や復興庁各復興局等の国の機関との連携を強化し、当該復興事業の計画の早期把握に努めること。

#### 2 事業者との調整における留意事項

- ① 速やかな復興事業を遂行するため、開発事業計画が周知の埋蔵文化財包蔵地が対象となることを可能な限り回避するように努めること。
- ② 周知の埋蔵文化財包蔵地が復興事業の対象地となることが予想される場合には、可能な限り早期から分布・試掘等の調査を行い、遺跡の存在や

文書4-1

知）」（文書4）が出された。

迅速な発掘調査を実現するための具体的な方針を示した文書である。その具体的な方針は次のように示された。

（1）関係部局や国の機関との連携を強化し復興事業計画を早期に把握するよう努めること。

（2）事業者との調整では以下に留意すること。

1）速やかな復興事業を遂行するため、開発事業計画が周知の埋蔵文化財包蔵地が対象となることを可能な限り回避するように努めること。

2）周知の埋蔵文化財包蔵地が復興事業の対象地となることが予想される場合には、可能な限り早期から分布・試掘等の調査を行い、遺跡の存在や内容把握に努めること。

（3）発掘調査の迅速化

1）埋蔵文化財の発掘調査が必要となる場合は、分布・試掘等の事前の調査の結果を踏まえ、復興と埋蔵文化財保護の両立を念頭に、発掘調査期間の設定に配慮を行うこと。また、設定した期間を厳守し、限られた期間の中で発掘調査を完遂できるよう、発掘調査の弾力的な運用に努めること。

2）いわゆる民間調査組織の導入については「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報

内容把握に努めること。

#### 3 発掘調査の迅速化

① 埋蔵文化財の発掘調査が必要となる場合は、分布・試掘等の事前に行われる調査の結果を踏まえつつ、復興と埋蔵文化財保護の両立を念頭に、発掘調査期間の設定に配慮を行うとともに、設定した同期間を厳守し、限られた期間の中で発掘調査を完遂できるよう、発掘調査の弾力的な運用に努めること。

② いわゆる民間調査組織の導入については「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）」（平成20年3月31日文化庁埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）において言及しており、埋蔵文化財の発掘調査に当たっては、民間調査組織の適切な導入も含めて調査体制の充実を図り、迅速な実施に努めること。

#### 4 発掘調査実施について理解を得る取組み

復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査の実施に当たっては、地元住民及び事業者等の理解と協力が必要不可欠であることから、地元住民や事業者等に対して、事前説明及びその調査結果等について積極的かつ丁寧な説明を行うように努めること。

（本件担当連絡先）

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一（内線2874）

係長 堀 敏治（内線4768）

電話：（代表）03-5253-4111（直通）03-6734-2876

#### 文書4-2

告）」（2008年3月31日文化庁埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）に示したように、埋蔵文化財の発掘調査に当たり、民間調査組織の適切な導入も含めて調査体制の充実を図り、迅速な実施に努めること。

（4）発掘調査実施について理解を得る取組み

復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査には、地元住民及び事業者等の理解と協力が必要不可欠であり、地元住民や事業者等に対して、事前説明を行うとともに調査結果についても丁寧な説明を行うように努めること。

被災後に「復興に遺跡の壁」、「埋文調査移転の足かせ」などのような報道が見られるようになり、埋蔵文化財が復興事業の妨げとなるような記事が散見された。各自治体内部でもこのような意見が少なくはなかったことを背景に、復興事業と埋蔵文化財の両立への意志を明確にした文書であったといえよう。

その後、2013年2月18日に24庁財第691号で文化庁次長から関係教育委員会教育長宛に「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する平成23年4月28日付け文化庁次長通知（23庁財第61号）について（通知）」（文書5）が出され、可能な限り早期に分布調査や試掘・確認調査を行い、事業者が埋蔵文化財包蔵地を回避することを通じて、埋蔵文化財発掘調査を最小限に抑えることが円滑な復興と埋蔵文化財の保護の両立に重要であるとの見解が改めて示さ

※本件は、平成25年2月18日付け(24庁財第691号)で、文化庁次長から関係教育委員会教育長宛に発出した通知です。  
(宛先) 岩手県、宮城県、福島県、仙台市教育委員会教育長

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する平成23年4月28日付け文化庁次長通知(23庁財第61号)について(通知)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」(平成23年4月28日付け23庁財第61号文化庁次長通知。以下「23年通知」という。 )及び「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」(平成24年4月17日付け24庁財第62号文化庁次長通知)により、迅速な埋蔵文化財発掘調査の実施をお願いしていますが、23年通知の解釈について問合せを受けましたので、下記のとおり周知いたします。

貴管下の関係市町村に対して周知いただくとともに、迅速な埋蔵文化財発掘調査の実施に向けて、御指導と御協力をお願いいたします。

#### 記

#### 【問合せ内容】

23年通知の別紙3(2)②「埋蔵文化財の適切な保護に漏れないよう措置すること」及び④「分布調査(現地踏査)や試掘調査を行い、あらかじめ埋蔵文化財の範囲や性格等を把握すること」は、防災集団移転促進事業等の復興事業に関し、周知の埋蔵文化財包蔵地として設定されていない地域に当該復興事業が行われることとなった場合にも分布調査や試掘・確認調査を行うことを求めているのか。

#### 【本件に関する考え方】

(23年通知の別紙3(2)②及び④の基本的な考え方)

23年通知の別紙3(2)②及び④の趣旨は、円滑な復興と埋蔵文化財保護の両立の観点から、防災集団移転促進事業等の復興事業の事業地の決定前に埋蔵文化財の有無を把握するとともに、当該事業地が埋蔵文化財包蔵地に

文書5-1

重ならないよう計画段階から事業者と調整することを求めているものです。

(復興事業について埋蔵文化財保護担当部局との調整を終えているもの)

防災集団移転促進事業等の復興事業の事業地の決定に際し、埋蔵文化財保護を担当している教育委員会の文化財担当部局と十分な調整を経ている場合は、特別な事情が生じた場合を除き、改めて分布調査や試掘・確認調査を行う必要はありません。

(復興事業について埋蔵文化財保護担当部局と調整中又は未調整のもの)

未開発の山林など十分に分布調査や試掘・確認調査が行われていない地域については、

① 事業計画決定前から事業者と十分な情報共有を行うこと、

② 可能な限り早期に分布調査や試掘・確認調査を行い、事業者が埋蔵文化財包蔵地を回避すること、

を通じて、埋蔵文化財発掘調査を最小限に抑えることが、円滑な復興と埋蔵文化財保護の両立にとって重要と考えています。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話:(代表)03-5253-4111

(直通)03-6734-2876

F A X: 03-6734-3822

E-mail: toshi-h@bunka.go.jp

文書5-2

れた。

2013年3月15日の国土交通省都市局都市安全課・文化庁文化財部記念物課から関係防災集団促進事業担当課長・関係教育委員会文化財担当課長宛に事務連絡として出された「東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業における埋蔵文化財発掘調査の実施に関する取扱いについて(通知)」(文書6)は、次のような問いに対しての回答であった。「東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業を実施するためには、事業主体となる市町村は、集団移転促進事業計画を国土交通大臣の同意を得て策定することが必要だが、当該事業を実施するにあたって、記録として保存するための埋蔵文化財発掘調査が予定されている場合、当該事業計画に係る国土交通大臣の同意を得る前から当該発掘調査を行うこと(先行調査)は可能か。」の問いに、復興交付金を使用しての先行調査が可能であるとの回答であった。ここにも、迅速化への強い意志が表れている。

2013年3月15日に文化庁文化財部記念物課・岩手県教育委員会事務局生涯学習文課から大船渡市教育委員会教育長宛に事務連絡として出された「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化

財発掘調査に関する取扱いについて(回答)」(文書7)は、市教委の要望に対する回答であった。

1) 比較的良好な状態で保存できる場合、発掘調査は不要。

2) 測量機器の支援については、要望からさらに踏み込んで測量会社への委託も含めて知見のある職員を派遣することもありうる。

3) 報告書作成期限も柔軟に対応することと帰任した派遣職員からも支援を受けられよう要請すること。

4) 引き続き職員を派遣できるよう努力する。

2013年3月25日には24財記念第183号で文化財部記念物課長から独立行政法人国立文化財機構理事長宛に「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査への協力について」が出され、奈良国立文化財研究所の持つ現場撮影技術や効率的な図化、地下探査技術が迅速化に寄与した。

以上のように、文化庁から発出された文書には復興事業と埋蔵文化財保護との両立についての並々ならぬ決意を読み取ることができる。

※本件は、平成25年3月15日付け（事務連絡）で、国土交通省都市局都市安全課・文化庁文化財部記念物課から関係防災集団促進事業担当課長・関係教育委員会文化財担当課長宛に発出した通知です。  
（宛先）岩手県、宮城県、福島県、仙台市

東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業における埋蔵文化財発掘調査の実施に関する取扱いについて（通知）

このたび、標記の件について問合せを受けましたので下記のとおり周知いたします。貴管下の関係市町村に対して周知いただくとともに、埋蔵文化財発掘調査の迅速な実施に向けて、引き続き御指導と御協力をお願いいたします。

記

【質問内容】

東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業を実施するためには、事業主体となる市町村は、集団移転促進事業計画を国土交通大臣の同意を得て策定することが必要だが、当該事業を実施するにあたって、記録として保存するための埋蔵文化財発掘調査が予定されている場合、当該事業計画に係る国土交通大臣の同意を得る前から当該発掘調査を行うこと（以下「先行調査」という。）は可能か。

【回答】

お問い合わせの先行調査については、当該先行調査の実施についてその対象となっている土地所有者の同意が得られれば、実施することが可能です。また、当該先行調査の費用については、防災集団移転促進事業における事業計画策定費等の調査事業として、復興交付金を使用して実施することが可能です。

○防災集団移転促進事業に係る連絡先

国土交通省都市局都市安全課  
広域防災専門官 服部 卓也（内線32312）  
係長 高畑 佳史（内線32355）  
電 話：（代表）03-5253-8111（直通）03-5253-8402  
E-Mail: takahata-y27d@mlit.go.jp

○埋蔵文化財発掘調査に係る連絡先

文化庁文化財部記念物課  
専門官 草野 純一（内線2874）  
係長 堀 敏治（内線4768）  
電 話：（代表）03-5253-4111（直通）03-6734-2876  
E-Mail: toshi-h@bunka.go.jp

文書6

※本件は、平成25年3月15日付け（事務連絡）で、文化庁文化財部記念物課・岩手県教育委員会事務局生涯学習課から大船渡市教育委員会教育長宛に発出した回答です。なお、本件については、岩手県、宮城県、福島県、仙台市教育長宛に周知しています。

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に関する取扱いについて（回答）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いや発掘調査の迅速化等に関し、2月28日に貴市から要望のありました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

【回答】

要望1. について

今回の震災における埋蔵文化財発掘調査の弾力的な取扱いについては、平成23年4月28日付け23庁財第61号文化庁次長通知及び平成24年4月17日付け24庁財第62号文化庁次長通知により周知しています。

御要望の盛土などにより比較的良好な状態で保存できる場合は記録保存を目的とする発掘調査（本発掘調査）を不要とすることは弾力的な取扱いに含まれるものです。

なお、盛土を行う場合には、大規模な盛土では重量による地下遺構・遺物への損壊のほか、柱状改良等地盤対策を伴うことによる地下遺構・遺物への損壊もあり得ますので、発掘調査の可否にあたって御考慮願います。

要望2.（1）及び（2）について

御要望の新しい測量機器や重機の使用は発掘調査の迅速化につながるものであり、積極的に支援してまいりたいと考えています。具体的には、そのような機器を有する会社から賃借して貴市で使用いただく方法のほか、測量そのものを新しい測量機器を有する測量会社に委託することが考えられます。これらの費用については、現在活用いただいている東日本大震災復興交付金で負担することが可能です。

また、このような新しい測量機器の調達や、測量会社への委託に関する具体的な実施を支援する観点から、これらの知見を有する他の地方公共団体職

文書7-1

員を一定期間派遣することを検討しているところであり、発掘調査の迅速化に向けて引き続き支援してまいります。

要望3.（1）について

上記1. で言及していますとおり、今回の震災における埋蔵文化財発掘調査については弾力的な取扱いを依頼しているところであり、御要望の発掘調査報告書の刊行の期限についても柔軟に対応することが適切と考えています。

なお、阪神・淡路大震災時も同様の対応が行われましたが、発掘担当者の記憶の衰退等による非効率化により報告書の刊行が発掘調査終了後から10年を超えた例もありました。発掘調査の整理作業から報告書刊行までの期間が長期に及ぶことにより、同様の課題が生じることが想定されますので、発掘担当者の負担を軽減できるよう整理作業における外部委託等を行い、冬期間の効率的な活用にも御留意いただくことが適切と考えています。

要望3.（2）について

今回の埋蔵文化財発掘担当者の派遣においては、いずれの地方公共団体も御要望の報告書の作成支援を前提として協力いただいておりますが、今回の要望を受けて、改めて、関係地方公共団体に依頼しています（平成25年3月15日付け24庁財第737号文化庁次長通知）。

要望4. について

御要望に応えられるよう、今後とも対応してまいります。

（本件担当連絡先）

文化庁文化財部記念物課  
専門官 草野 純一（内線2874）  
係長 堀 敏治（内線4768）  
電話：（代表）03-5253-4111  
（直通）03-6734-2876

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課  
文化財専門員 菅 常久（内線6180）  
電話：（代表）019-651-3111  
（直通）019-629-6170

文書7-2

平成25年2月28日大船渡市教育委員会要望事項

【要望事項】

1. 埋蔵文化財の取扱いに係る弾力的な取扱いを要望いたします。  
『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（平成12年3月31日教文第1341号）』では、発掘調査基準についての基本的な考え方が示されています。例えば『恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人の関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は発掘調査を行う。』として建築物外が挙げられています。  
ついでには、盛土等により比較的良好な状態で保存できる場合には、盛土等の取扱いとするなど、調査期間の短縮化ができるように要望いたします。
2. 発掘調査を迅速に実施するための支援について  
(1) 発掘調査が迅速に実施できる測量器具（光波）等の支援を要望いたします。  
本市においては、発掘調査は重機のほか、ほぼ人力で実施していることから、長期間の調査となっております。ついでには、発掘調査が迅速に実施できる測量器具（光波）等の支援をお願いいたします。  
(2) 発掘調査を迅速に実施するための指導・助言を要望いたします。  
本市においては、震災以前は開発事業に係る埋蔵文化財調査を実施した事例が少なく埋蔵文化財保護と復旧・復興事業との整合を図る上で、対応に苦慮していることから、御指導・御助言を要望いたします。
3. 発掘調査報告書について  
(1) 刊行期限の延長を要望いたします。  
報告書の刊行は、報告書の完成が発掘調査の完了であること、調査成果は可能な限りすみやかに公表する必要があることから、発掘作業終了後、おおむね3年以内に行うとなっております。住民の高台移転などに係る発掘調査を最優先に行わなければならないこと、また調査員が不足している中で、一年を通じて室内整理作業に従事する調査員の確保は困難であることから、発掘調査ができない冬期期間の作業となり、すべての発掘調査事業の報告書を3年以内に刊行することは困難な状況にありますので、刊行期限の延長を要望いたします。  
(2) 発掘調査報告書の作成に係る支援を要望いたします。

文書7-3

3 職員派遣

「事前の試掘・確認調査及び記録保存のための発掘調査の実施については、全国的な協力を得て、各都県・政令指定都市において市区町村に対する支援等の措置を執り」と2011年4月28日の通知に記されたように、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の調査にも阪神淡路大震災時に倣った措置が執られた。阪神・淡路大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の調査には延べ121人が全国の自治体から派遣されて復興調査に従事したが、東日本大震災の復興事業に伴う調査は広範囲に及ぶことが確実であったため、相当数の派遣が必要との認識があった。

職員派遣について文化庁が最初に発したのは2011年9月30日に文化庁次長から各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長と各都道府県・政令指定都市総務部長宛の「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（依頼）」（文書8）と同時に出された記念物課長から関係都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛の事務連絡「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（調査）」（文書9）である。

発掘調査終了後、担当派遣職員は派遣元に戻り、担当者ではない職員が報告書を作成することになります。担当者でなければ作成できない箇所があることから、派遣元に帰ってから、報告書作成への支援を要望いたします。

4. 今後も職員派遣の継続を要望いたします。  
当市の埋蔵文化財調査体制は十分に体制ができていないことから、今年度は当市嘱託職員、他市派遣職員とそれを統率する岩手県内他市職員により、調査を実施いたしました。  
平成25年度は、文化庁ルートによる他市職員派遣で、函館市から1名、神戸市から2名、盛岡市から1名が当市に派遣されることになっております。  
平成25年度採用予定の新規職員を育成するため、また県外他市派遣職員は東北地方の埋蔵文化財に慣れていないことから、県外他市派遣職員を統率していただくため、今後も県内他市派遣職員に支援いただきたいと思います。  
今後、時間が経過することにより震災が忘れられ、他市からの派遣職員が減少することが懸念されることから、今後とも文化庁ルートにより、被災地への他市からの職員派遣を継続いただきますよう要望いたします。

文書7-4

文書9では10月末までに別紙2（文書9-5）により2012年度に派遣できるかどうか、派遣できる場合にはその人数と時期について回答を求め、別紙1（文書9-4）で派遣できるかどうか、派遣できる場合には派遣できる職員の性別、年齢、発掘経験年数、派遣できる期間の記入と、2013年度以降の派遣見込みと、派遣にあたっての要望事項について11月末までの回答を求めたものであった。また、この事務連絡では被災3県の①受け入れ希望期間は2012年度から5年間（さらに延長もあり得る）であること。②各職員は可能な限り1年以上が望ましいこと。③派遣希望職員数は3県合計で2012年度上半期は30名程度、下半期は40～45名程度、2013年度はさらに増える見込み。という2011年9月時点での希望が記された。

この回答を受け2011年12月27日付けで岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課・宮城県教育庁文化財保護課・福島県教育庁文化財課・文化庁文化財部記念物課から関係都道府県・政令指定都市文化財行政担当課長宛に「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（通知）」（文書10）が出された。各都道府県・市の派遣希望人数が想定を上回っ

23庁財第288号  
平成23年9月30日

関係各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿  
関係各都道府県・政令指定都市総務部長 殿

文化庁次長  
吉田大輔

(印刷印刷)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興につきましては、既に各都道府県・市において積極的に対応していただいているところであり、感謝申し上げます。

今回の震災により甚大な被害を被った岩手県教育委員会、宮城県教育委員会及び福島県教育委員会より、今後、復旧・復興事業の本格化に伴い相当の埋蔵文化財発掘調査量が予想されることから、平成24年4月1日以降における埋蔵文化財専門職員の派遣について、各都道府県等教育委員会に特段の配慮をお願いしたい旨の要請が寄せられております。

ついでには、各都道府県等教育委員会におかれても事情を御賢察の上、岩手県教育委員会、宮城県教育委員会及び福島県教育委員会からの職員の派遣の要請について、特段の御理解、御協力をお願いします。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課  
専門官 草野 純一 (内線2874)  
係長 堀 敏治 (内線4768)  
電話：(代表) 03-5253-4111 (直通) 03-6734-2876

文書 8

事務連絡  
平成23年9月30日

関係各都道府県・政令指定都市教育委員会  
文化財行政担当課長 殿

文化庁文化財部記念物課長  
矢野和彦

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（調査）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣については、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成23年9月30日付け23庁財第288号）により、依頼したところでありますが、この度、円滑な職員派遣を図るため、具体的な派遣予定職員に関する調査を実施しますので、御協力をお願い申し上げます。

各都道府県等教育委員会におかれては、別添資料を参照の上、別紙様式1により平成23年11月30日（水）までに御回答くださいますようお願いいたします。また、様々な調整の必要上、10月末日までに、派遣に関する現状を別紙様式2において御回答くださいますよう、御協力をお願いします。

なお、岩手県、宮城県及び福島県においては、復興事業の進捗状況に応じて、今後、追加の派遣要請を行うこともあり得ることであり、各都道府県等教育委員会におかれては、追加の職員派遣要請があった場合についても特段の御配慮・御協力をお願い申し上げます。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課企画調整係  
係長 堀 敏治 (内線4768)  
係員 青木 絵美 (内線4760)  
電話：(代表) 03-5253-4111 (直通) 03-6734-2876

(調査票送付先)  
メールアドレス (kinen@bunka.go.jp)

文書 9-1

別添

派遣に係る留意事項等

**1 派遣の種類**  
本派遣調査は、災害復旧に伴い、地方自治法第252条の17の規定に基づくものを想定しています。

**2 派遣先及び業務**  
派遣先は岩手県教育委員会、宮城県教育委員会（必要に応じて、仙台市教育委員会）又は福島県教育委員会になります。  
派遣後、各県の事情にあわせて、県事業・市町村事業に従事していただくこととなります。

**3 派遣を希望する3県からの希望（平成23年9月時点）**

(1) 受け入れ希望期間  
平成24年度から5年間  
※開発事業計画によって、さらに派遣の延長をお願いすることも考えられます。

(2) 各職員の派遣希望期間  
発掘調査から報告書作成までの一貫した作業遂行の観点から、可能な限り1年以上をお願いします。  
※各都道府県の事情により、1年未満の期間での派遣を希望される場合はその旨を要望事項にご記入下さい。

(3) 派遣希望職員数（3県合計）  
平成24年度 上半期 30名程度  
下半期 40～45名程度  
平成25年度 具体的な数字は未定  
※平成25年度以降の人数は未定ですが、さらに派遣をお願いする人数は増えるものと予想されます。  
※今後も事業計画の変化が予想され、流動的なものであることをご了解下さい。

**4 回答にあたっての留意事項**

(1) 平成24年度の派遣期間について  
・可能な限り1年以上の派遣をご検討ください。

文書 9-2

・上半期（4月）又は下半期（10月）からの派遣のいずれでも構わない場合はその旨をご記入ください。  
・半年未満（例えば3ヶ月間）の派遣であれば可能な場合は、その旨を要望事項にご記入ください。

(2) 平成25年度以降の派遣の見込みについて  
・可能であれば、中長期（25年度から28年度等）の派遣の見込みをご記入ください。（平成〇年度から派遣が可能、平成〇年度から〇人程度なら可能など。）

(3) 派遣に際しての要望事項  
派遣される県が3県あり、調査体制も教育委員会による直接実施、財団による実施又はそれぞれを併用しているところがあります。各都道府県の事情（友好関係を結んでいる県があるなど）で、特に、派遣先や条件等に際しての要望事項、留意事項等がありましたら、参考までに、ご記入ください。

**5 その他**

(1) 今回は、各都道府県、政令指定都市に依頼をしています。各都道府県内のそれ以外の市町村で派遣ができるのであれば、各都道府県の判断で照会ください。

(2) 派遣先は、文化庁と岩手県、宮城県、福島県で調整して決定することを検討しております。その後、派遣元と派遣先のそれぞれの県において派遣に関する協定等を締結することになります。

文書 9-3

別紙 1

派遣予定職員に関する調査等  
(埋蔵文化財専門職員)

■都道府県・政令都市名 \_\_\_\_\_

■連絡先

担当部署 \_\_\_\_\_

氏名(ふりがな) \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-Mail \_\_\_\_\_

1. 平成24年度の派遣について  
(1) 「派遣できる」又は「派遣できない」を回答願います。

①派遣できる                      ②派遣できない                      回答【                      】

(2) 上記(1)の回答が①の場合、派遣可能な職員について以下の欄にご記入願います。

No	性別	年齢	発掘経験	派遣期間(○月から○月まで)
(例) 1	男	48	約15年	平成24年4月から 平成25年3月の1年間
2	○	○○	○○年	○月から○月まで

2. 平成25年度以降の派遣の見込みについて(自由回答)

3. 派遣にあたっての要望事項等(自由回答)

文書 9-4

別紙 2

派遣予定職員に関する調査等  
(埋蔵文化財専門職員)

■都道府県・政令都市名 \_\_\_\_\_

■連絡先

担当部署 \_\_\_\_\_

氏名(ふりがな) \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-Mail \_\_\_\_\_

平成24年度の派遣についての現状

「派遣できる」又は「派遣できない」を回答願います。

①派遣できる                      ②派遣できない                      回答【                      】

①派遣できる場合(その時期と人数)

平成24年【4月1日から、10月1日から】(                      )人。  
\*派遣人数は、各地方公共団体から派遣していただける人数の枠としてご回答ください、

文書 9-5

事務連絡  
平成23年12月27日

関係都道府県・政令指定都市教育委員会  
文化財行政担当課長 殿

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課  
宮城県教育庁文化財保護課  
福島県教育庁文化財課  
文化庁文化財部記念物課

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(通知)

先般実施しました東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣に関する調査(平成23年9月30日付け事務連絡)に御協力いただきまして、ありがとうございました。

各都道府県等教育委員会とも、厳しい財政状況の下で専門職員が削減される中、多くから、積極的に職員派遣の意向を示していただき、深く御礼申し上げます。

この度、岩手県教育委員会、宮城県教育委員会、福島県教育委員会及び文化庁の協議により、各都道府県等教育委員会の要望や地域バランス等を踏まえ、別紙のとおり派遣先についてとりまとめましたので、御了承いただきますよう、お願いします。

各都道府県等教育委員会におかれは、別紙について御意見等がありましたら、平成24年1月5日(木)までに下記文化庁担当者へ御連絡いただきますよう、お願いします。

なお、この度の調査では、各都道府県等教育委員会から平成24年度開始時点が必要と想定する人員数を上回る職員派遣の意向をいただいたため、やむを得ず職員派遣の抑制をお願いしたところもありますので、深く感謝申し上げます。また、平成24年度下半期以降における職員の派遣については、岩手県、宮城県及び福島県における復興事業の進捗状況に応じて、追加の派遣要請を行うこともあり得ます。各都道府県等教育委員会におかれは、追加の職員派遣要請があった場合についても特段の御配慮・御協力をお願い申し上げます。

文書 10-1

(本件担当連絡先)

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課  
文化担当課長 村上 宏治(内線6170)  
文化財専門員 菅 常久(内線6180)  
電話:(代表)019-651-3111  
(直通)019-629-6170

宮城県教育庁文化財保護課  
副参事兼課長補佐(総括担当)  
内出 正則(内線3681)  
技術主幹(埋蔵文化財第一班長)  
天野 順陽(内線3684)  
電話:(代表)022-211-2111  
(直通)022-211-3681

福島県教育庁文化財課  
主幹兼副課長 大平 好一(内線5121)  
文化財主査 荒木 隆(内線5123)  
電話:(代表)024-521-1111  
(直通)024-521-7787

文化庁文化財部記念物課  
専門官 草野 純一(内線2874)  
係長 堀 敏治(内線4768)  
電話:(代表)03-5253-4111  
(直通)03-6734-2876

文書 10-2

(別紙)

都道府県	人数	派遣先	都道府県	人数	派遣先
北海道	1	岩手県	愛媛県	1	宮城県
青森県	1	岩手県	熊本県	1	岩手県
秋田県	1	岩手県	鹿児島県	1	岩手県
山形県	1	宮城県	神戸市	1	宮城県
群馬県	1	岩手県	合計	20	
埼玉県	1	宮城県			
千葉県	1	岩手県			
神奈川県	1	宮城県			
新潟県	1	福島県			
山梨県	1	宮城県			
岐阜県	1	宮城県			
静岡県	1	岩手県			
滋賀県	1	岩手県			
大阪府	1	岩手県			
兵庫県	1	宮城県			
岡山県	1	宮城県			

(平成24年4月1日から予定している派遣先)

岩手県 10人  
 宮城県 9人  
 福島県 1人  
 計 20人

文書 10-3

事務連絡  
平成24年3月12日

関係都道府県・政令指定都市教育委員会  
文化財行政担当課長 殿

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課  
 宮城県教育庁文化財保護課  
 福島県教育庁文化財課  
 文化庁文化財部記念物課

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査  
のための職員派遣について（通知）

先般通知いたしました「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成23年12月27日付け事務連絡）」に係る職員派遣の派遣先等については、各都道府県等教育委員会から御了承をいただきまして、深く御礼を申し上げます。

このたび、平成24年1月18日に実施いたしました職員派遣に関する意見交換や今後の発掘調査の実施体制等を踏まえ、岩手県教育委員会、宮城県教育委員会、福島県教育委員会及び文化庁の協議により、別紙のとおり、平成24年4月当初からの派遣先をとりまとめましたので、改めて通知いたします。

現在、復興事業の詳細が明らかとなりつつあります。平成24年度4月以降における職員の派遣については、早晚、追加の派遣をお願いすることになると思われます。各都道府県等教育委員会におかれましては、職員配置等において厳しい状況にあることは重々了知しているところでありますが、平成24年度追加の職員派遣につきましても、特段の御配慮・御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

文書 11-1

(本件担当連絡先)

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課  
 文化担当課長 村上 宏治（内線6170）  
 文化財専門員 菅 常久（内線6180）  
 電話：（代表）019-651-3111  
 （直通）019-629-6170

宮城県教育庁文化財保護課  
 副参事兼課長補佐（総括担当）  
 内出 正則（内線3681）  
 技術主幹（埋蔵文化財第一班長）  
 天野 順陽（内線3684）  
 電話：（代表）022-211-2111  
 （直通）022-211-3681

福島県教育庁文化財課  
 主幹兼副課長 大平 好一（内線5121）  
 文化財主査 荒木 隆（内線5123）  
 電話：（代表）024-521-1111  
 （直通）024-521-7787

文化庁文化財部記念物課  
 専門官 草野 純一（内線2874）  
 係長 堀 敏治（内線4768）  
 電話：（代表）03-5253-4111  
 （直通）03-6734-2876

文書 11-2

ため、抑制をお願いしたことが記され、2012年度上半期に19の道府県と1つの政令指定都市から1名ずつ合計20名の派遣先を一覧で記し、派遣元にそれについての意見を求めるものであった。このような手続きを経て2012年度上半期に

(別紙)

都道府県	人数	派遣先	都道府県	人数	派遣先
北海道	1	岩手県	愛媛県	1	宮城県
青森県	1	岩手県	熊本県	1	岩手県
秋田県	1	岩手県	鹿児島県	1	岩手県
山形県	1	宮城県	神戸市	1	宮城県
群馬県	1	岩手県	合計	20	
埼玉県	1	宮城県			
千葉県	1	岩手県			
神奈川県	1	宮城県			
新潟県	1	宮城県			
山梨県	1	宮城県			
岐阜県	1	宮城県			
静岡県	1	岩手県			
滋賀県	1	岩手県			
大阪府	1	岩手県			
兵庫県	1	福島県			
岡山県	1	宮城県			

(平成24年4月1日からの派遣先)

岩手県 10人  
 宮城県 9人  
 福島県 1人  
 計 20人

文書 11-3

は岩手県に10名、宮城県に9名、福島県に1名が派遣されることが2012年3月12日に通知された（文書11）。

その後、2015年度まで職員派遣にかかる派遣依頼、事務連絡の文書が毎年ほぼ同じ時期に出された。その文書は右記に記すとおりである。なお、2012年9月27日の依頼からは「派遣予定職員等に関する調査票」（文書13-6）と総務省自治行政局総務部長から各都道府県知事・指定都市市長に2012年2月24日付けで出された「東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」（文書13-7）が添付された。総務省の文書には地方自治法に基づいて派遣を受ける被災自治体の受け入れ経費（給料、各種手当、赴任・帰任旅費、共済等負担金、宿舍借上等の派遣職員の受け入れに要する経費）の全額が特別交付税によって措置されることが明記されており、派遣職員にかかる被災自治体の負担がまったくなくなったことは、派遣先自治体の一部負担があった阪神・淡路大震災時の職員派遣に比し、被災自治体にとって大きな前進であったといえよう。

また、2013年度の依頼からは市町村への直接派遣の文言が入り、法人間の協定による法人間出向という職員の不利益にならない方法での支援が可能ということになり、2013年9月の文化庁での会議により、2013年度以降の職員出向について、全国埋蔵文化財法人連絡協議会によって調整が行われることとなった。

2012年度下半期、2013年度、2013年度下半期の派遣決定通知は文書14、15、16に転載した。

2013年7月30日付けで記念物課長から3県文化財担当課長宛に派遣された職員の健康管理について注意喚起を促す文書が出された。不慣れた環境で単身赴任している派遣職員の心身の健康保持に特段の配慮をお願い知するというものであった（文書17）。

2015年度までの4年間で、文化庁経由で全国から派遣された職員数は280名を越え、他に地方公共団体間の交流支援や短期間の出張派遣もあった。延べ121人であった阪神淡路大震災の復興事業に伴う職員派遣の数を大幅に上回った。広範囲で多くの自治体が被災したことに加え、派遣先自治体の負担がなかったこと、市町村への直接派遣が出来たこと、法人間の出向も加わったことなどが、その理由であろう。

なお、右記の文書一覧は文化庁記念物課：2016『東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護中間報告』から、通知文書等は文化庁のホームページの「東日本大震災関連情報（<http://www.bunka.go.jp/earthquake/>）」からダウンロードしたものを転載した。

#### 職員派遣にかかる2012年6月以降の文書一覧

- 1 2012年6月4日 24財記念第45号 文化庁文化財部記念物課長から各都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（依頼）」
- 2 2012年7月10日 事務連絡 三県・記念物課から 関係都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（通知）」
- 3 2012年7月31日 事務連絡 三県・記念物課から 関係都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（通知）」（文書14）
- 4 2012年9月27日 24庁財第414号 文化庁次長から 関係各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長・関係各都道府県・政令指定都市総務部長（文書12）  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（依頼）」
- 5 2012年9月27日 24財記念第108号 文化庁文化財部記念物課長から各都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長（文書13）  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（依頼）」
- 6 2012年11月22日 事務連絡 全国史跡整備市町村協議会会長・文化庁文化財部記念物課長から全国史跡整備市町村協議会加盟市町村長  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための平成25年度職員派遣について（依頼）」
- 7 2012年12月28日 事務連絡 三県・記念物課から 関係都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（通知）」
- 8 2013年3月15日 24庁財第737号 文化庁次長から 関係各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長・関係各都道府県・政令指定都市総務部長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（依頼）」
- 9 2013年3月21日 事務連絡 三県・記念物課から 関係都道府県・政令指定都市教育委

- 員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(通知)」  
(文書 15)
- 10 2013年7月4日 25財記念第40号 文化庁文化財部記念物課長から各都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(依頼)」
- 11 2013年7月30日 25財記念第56号 文化庁文化財部記念物課長から三県文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のために派遣された職員の健康管理について(依頼)」(文書 17)
- 12 2013年9月17日 事務連絡 三県・記念物課から 関係都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(通知)」  
(文書 16)
- 13 2013年10月24日 25財記念第89号 文化庁文化財部記念物課長から各都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(依頼)」
- 14 2013年12月27日 事務連絡 三県・記念物課から 関係都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(通知)」
- 15 2014年3月28日 事務連絡 三県・記念物課から 関係都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(通知)」
- 16 2014年7月28日 26財記念第56号 文化庁文化財部記念物課長から各都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(依頼)」
- 17 2014年10月3日 事務連絡 三県・記念物課から 関係都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(依頼)」
- 18 2014年11月4日 26財記念第99号 文化庁文化財部記念物課長から各都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(依頼)」
- 19 2014年11月4日 事務連絡 記念物課埋蔵文化財部門から各都道府県市教育委員会文化財行政担当課長・市町村教育委員会文化財担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(依頼)」
- 20 2014年12月25日 事務連絡 三県・記念物課から 関係都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(状況報告)」
- 21 2015年3月27日 事務連絡 三県・記念物課から 関係都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(通知)」
- 22 2015年10月6日 27財記念第94号 文化庁文化財部記念物課長から各都道府県・政令指定都市教育委員会文化財行政担当課長宛  
「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(依頼)」

24庁財第414号  
平成24年9月27日

関係各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿  
関係各都道府県・政令指定都市総務部長 殿

文化庁次長  
河村潤子

(印影印刷)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査  
のための職員派遣について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興については、既に各都道府県・政令指定都市において積極的に対応していただいているところであり、感謝申し上げます。

復旧・復興事業の本格化に伴う埋蔵文化財発掘調査への人的支援については「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」（平成23年9月30日付け23庁財第288号。別添）により依頼し、御協力いただいているところではありますが、平成25年度以降の対応については、岩手県、宮城県及び福島県（以下「岩手県等」という。）より更なる職員派遣の要望を受けていること等を踏まえ、一層の御協力をお願いしたいと考えています。

つきましては、岩手県等からの職員派遣の要望への更なる御協力を検討いただくとともに、関係都道府県教育委員会におかれましては、管下の市教育委員会に周知いただき、当該職員派遣の趣旨の理解を図り、協力を促していただきますよう、お願いいたします。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111 (直通) 03-6734-2876

文書 12

別添

23庁財第288号  
平成23年9月30日

関係各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿  
関係各都道府県・政令指定都市総務部長 殿

文化庁次長  
吉田大輔

(印影印刷)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査  
のための職員派遣について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興につきましては、既に各都道府県・市において積極的に対応していただいているところであり、感謝申し上げます。

今回の震災により甚大な被害を被った岩手県教育委員会、宮城県教育委員会及び福島県教育委員会より、今後、復旧・復興事業の本格化に伴い相当の埋蔵文化財発掘調査量が予想されることから、平成24年4月1日以降における埋蔵文化財専門職員の派遣について、各都道府県等教育委員会に特段の配慮をお願いしたい旨の要請が寄せられております。

ついては、各都道府県等教育委員会におかれても事情を御賢察の上、岩手県教育委員会、宮城県教育委員会及び福島県教育委員会からの職員の派遣の要請ごついて、特段の御理解、御協力をお願いします。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111 (直通) 03-6734-2876

文書 13-1

24財記第108号  
平成24年9月27日

関係各都道府県・政令指定都市教育委員会  
文化財行政担当課長 殿

文化庁文化財部記念物課長  
矢野和彦

(印影印刷)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査  
のための職員派遣について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査については、本年4月から、関係都道府県・政令指定都市より埋蔵文化財専門職員を岩手県、宮城県及び福島県に派遣していただくなど、積極的に対応していただいております。深く感謝申し上げます。

当該職員派遣については、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成23年9月30日付け23庁財第288号及び平成24年9月27日付け24庁財第414号）により、依頼しているところではありますが、今般、岩手県、宮城県及び福島県より、今後更なる復興事業の増加が見込まれていることから、来年度上半期については今年度の派遣規模を引き続き維持した上で、更なる追加派遣について特段の配慮をお願いしたい旨の要請がありました。

つきましては、留意事項等（別添1）を参照の上、様式（別添2）により11月26日（月）までに御回答をお願いします（関係都道府県教育委員会におかれては管下の市教育委員会に照会いただき、各市の回答を取りまとめの上、貴都道府県分と合わせて御回答願います。）。)

なお、市から派遣いただける職員については、岩手県、宮城県及び福島県の各県の判断と調整により、被災した市町村に直接派遣いただくことをお願いする場合があります。

また、職員派遣を検討いただくに当たっては、東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について（平成24年2月24日付け総行公第15号各都道

文書 13-2

府県知事・各指定都市市長宛総務省自治行政局公務員部長通知。別添3）において言及されているとおり、派遣される職員が行っていた業務に再任用職員等を充てる等の対応も考えられますので、併せて御検討をお願い申し上げます。

さらに、岩手県、宮城県及び福島県においては、復興事業の進捗状況に応じて、引き続き、平成25年度下半期以降においても追加の職員派遣を希望し得ることですので、追加の職員派遣要請があった場合についても特段の御配慮・御協力をお願い申し上げます。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111

(直通) 03-6734-2876

F A X : 03-6734-3822

E-mail : toshi-h@bunka.go.jp (調査票回答先)

文書 13-3

派遣に係る留意事項等

1 派遣の種類

本派遣は、災害復旧に伴い、地方自治法第252条の17の規定に基づくものを想定しています。

2 派遣先及び業務

派遣先は原則、岩手県教育委員会、宮城県教育委員会又は福島県教育委員会となります。ただし、主として市からの派遣職員については、これらの県の判断と調整により、管下の被災市町村教育委員会が派遣先となることもあります。

派遣後、それぞれの事情に合わせて、県事業・市町村事業に従事していただくこととなります。

なお、埋蔵文化財発掘調査の迅速化を進める観点から、各県の事情に応じて、発掘調査に加えて復興事業の進捗に合わせた開発事業との事前調整業務を担っていただくこともあります。

3 派遣を希望する3県からの希望

(1) 受け入れ希望期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

※開発事業計画の状況によって、更に派遣期間の延長をお願いすることもあります。

(2) 各職員の派遣希望期間

発掘調査から報告書作成までの一貫した作業遂行の観点から、可能な限り1年以上をお願いします。

※市におかれては、3か月又は6か月単位での派遣が可能である場合は、その具体的な時期を含めて御記入ください(例えば、平成25年10月から平成26年3月まで等)。

(3) 派遣希望職員数

平成25年度 上半期 70名程度

下半期 未定(上半期は維持、増加する可能性あり。)

※平成25年度上半期の数字については、平成25年度における総数であり、平成24年度に派遣されている人数から更に追加される人数ではありません。

※平成26年度以降の人数は未定ですが、更に派遣をお願いする人数が増える可能性があります。

※今後も事業計画の変化が予想され、流動的なものであることを御了解ください。

4 回答に当たっての留意事項

(1) 回答全般について

- ・別添2の様式の電子媒体は、下記のサイトに掲載しています。各市への照会の際に、適宜活用ください。  
http://www.bunka.go.jp/bunkazai/tohokujishin\_kanren/index.html
- ・派遣可能な者を記入する場合は1名ごとに行を変えて御記入ください。
- ・平成24年度に既に被災地への派遣を行われ、平成25年度も引き続き派遣する場合も御回答ください。

(2) 平成25年度の派遣期間について

- ・上記3(2)も踏まえ、可能な限り1年以上の派遣を御検討ください。
- ・上半期(4月)又は下半期(10月)からの派遣のいずれでも構わない場合はその旨を御記入ください。

(3) 平成26年度以降の派遣の見込みについて

可能であれば、中長期(平成26年度から平成28年度)の派遣の見込みを御記入ください(平成27年度から派遣が可能、平成28年度から1名程度なら可能など)。平成26年度以降の派遣については改めて本調査と同様の調査を行います。この回答で確定ではありません。

(4) その他

各都道府県等の事情で、特に、派遣先や条件等について要望事項、留意事項等がありましたら、要望事項等の欄に御記入ください。ただし、平成24年度の派遣と異なり、平成25年度以降は要望派遣者数が多いため、要望等に沿えない場合も予想されますので、あらかじめ御了承願います。

また、平成24年度から引き続き派遣いただける者については、基本的に同一の派遣先となるよう調整したいと考えていますので、要望事項等の欄に「24年度〇〇県(派遣先県名)派遣」と御記入ください。

5 その他

派遣先は、文化庁と岩手県、宮城県及び福島県で調整して決定します。その後、派遣元と派遣先のそれぞれの県・市において派遣に関する協定等を締結することになります。

文書 13-4

文書 13-5

別添2

派遣予定職員等に関する調査

1. 当該派遣先  
 (1) 担当課長  
 (2) 担当係長  
 (3) 担当室長(ふりがな)  
 (4) 電話番号  
 (5) Fax  
 (6) E-mail

2. 平成25年度の派遣について  
 平成25年度に派遣可能な者について派遣可能な期間等を御記入ください。  
 ※都道府県においては、各市に照会の上、取りまとめるを御願います(高令指定都市分については不要です)。  
 ※高令指定都市においては、市町村の照会の上、取りまとめるを御願います。  
 ※派遣先が市町村の場合は、派遣先が市町村であることを御記入ください。  
 ※平成24年度から引き続き派遣される場合は、派遣先が市町村であることを御記入ください。  
 ※平成24年度から引き続き派遣された場合は、派遣先が市町村であることを御記入ください。

地方公共団体名	派遣期間(〇月〇日から〇月〇日まで)	派遣先(〇〇県)	要項事項等(自由回答)
例 × × 県	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	〇〇県	24年度岩手県派遣
例 × × 県	平成25年10月1日から平成26年3月31日まで	〇〇県	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

文書 13-6

総行公第15号  
平成24年2月24日

各都道府県知事  
 (人事担当課・市町村担当課取り)  
 各指定都市市長  
 (人事担当課取り) 殿

総務省自治行政局公務員部長

東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

東日本大震災による被災地への人的支援については、既に各地方公共団体において積極的な対応をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

被災地方公共団体においては、各地方公共団体からの人的支援を得ながら、懸命に復旧・復興事業を進めているところですが、本格的な復旧・復興に係る事務量の増大に対応するため、平成24年度においては広範な職種にわたって職員不足が避けられない状況にあります。

各地方公共団体におかれては、被災地方公共団体の現状をご察察いただき、被災他地方公共団体に対する人的支援について、下記の事項に留意し、なお、一層のご理解とご協力を賜りますとともに、被災地方公共団体におかれても、下記の事項を参考にさせていただきますようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を確実にお伝えいただけますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的助言)に基づくものです。

記

1. 被災地方公共団体における地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受け入れ経費(給料、各種手当、赴任・帰任等の旅費、共済等負担金、宿舍借上費等の派遣職員の受け入れに要する経費)については、その全額を特別交付税により措置することとしております。

2. 被災地方公共団体における本格的な復旧・復興に係る事務量の増大への対応としては、別紙のとおり、他の団体からの職員の派遣の他、任期の定めのない常勤職員の採用、再任用職員の採用、必要な期間における任期付職員の採用が考えられるところです。

文書 13-7

なお、被災地方公共団体において東日本大震災への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を特別交付税により措置することとしておりますので申し添えます。

併せて、雇用創出基金事業を活用して臨時・非常勤職員を採用することができることを申し添えます。

3. 被災地方公共団体に人的支援を行う団体においては、被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に再任用職員等を充てる等も考えられるところであり、別紙の内容も参考にしながら、更なる職員派遣についてご検討をお願いいたします。

【連絡先】  
総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、西啓  
電話 03-5253-5542  
FAX 03-5253-5552  
e-mail t.osada@soumu.go.jp

文書 13-8

(別紙) 本格的な復旧・復興に係る事務量の増大へ対応するための職員の派遣以外に考えられる職員の確保策について

- 1 被災地方公共団体における職員採用の手法及び留意事項
- ①任期の定めのない常勤職員の採用（地方公務員法第17条）  
新卒者を中心とした採用以外に、経験者を中心とした中途採用を行うことが考えられる。
- ②再任用職員（常勤/短時間勤務）の採用（地方公務員法第28条の4～第28条の6）  
定年退職に引き続いて再任用するほか、現在再任用されていない元職員を採用し、その経験を活用することが考えられる。
- ③任期付職員（常勤/短時間勤務）の採用（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条、第5条）  
震災からの復旧・復興に係る事業については、任期付職員法第4条第1項に定める要件に当てはまるものであり（第5条第1項に定める短時間勤務職員においても同じ。）、年齢に関わらず本人の能力に応じて任期付職員の採用が可能である。また、任期付職員の採用においては、専門的な知識と経験を有する退職した元職員を活用することも考えられる。  
特に市町村においては、任期付職員法に基づく条例を制定していない団体が多いことから、既に総務省から示している条例（例）（別添参照）を参考に条例を制定し、積極的に活用いただきたい。
- ④臨時・非常勤職員の採用（地方公務員法第3条第3項第3号、第17条、第22条）  
上記の他、臨時的・補助的業務又は特定の学識・経験を要する職務に従事させる場合には、臨時・非常勤職員を採用することにより対応することも考えられる。
- ※ ①～③に要する経費についてはその全額を特別交付税により措置することとしている。また、④については雇用創出基金事業を活用することができる。

- 2 被災地方公共団体に人的支援を行う団体における対応方法及び留意事項
- ①再任用職員の採用（地方公務員法第28条の4～第28条の6）  
被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に従事させるため、定年退職に引き続いて再任用するほか、現在再任用されていない元職員を採用することも考えられる。  
また、採用した元職員を被災地方公共団体へ派遣することも考えられる。
- ②任期付職員（常勤）の採用（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条）  
任期付職員法第4条第2項に基づき、被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に従事させるため、任期付職員の採用を行うことも可能である。

文書 13-9

また、任期付職員法第4条第1項に基づき採用した職員を、被災地方公共団体へ派遣することも考えられる。

任期付職員の留意事項等については、1、③も参照のこと。

- ③臨時・非常勤職員の採用（地方公務員法第3条第3項第3号、第17条、第22条）

上記の他、臨時的・補助的業務又は特定の学識・経験を要する職務に従事させる場合には、臨時・非常勤職員を採用することにより対応することも考えられる。

文書 13-10

(別添)

〇一般職の任期付職員の採用に関する条例（例）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第二条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- 一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- 二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- 三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- 四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第三条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- 一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- 二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

文書 13-11

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第四条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成〇年〇月〇日〇県条例第〇号）第〇〇条（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）（平成六年八月五日付け自治能第六十五号）第十八条相当規定）の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十九条第一項の規定による承認

(任期の特例)

第五条 法第六条第二項の規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第三条第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

二 〇〇県〇〇計画に基づき平成〇〇年までに期間を限定して実施する〇〇業務に従事させる場合

(任期の更新)

第六条 任命権者は、第二条から第四条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

附 則  
この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(別紙)

都道府県	人数	派遣先
青森県	1	福島県
埼玉県	1	宮城県
長野県	1	福島県
京都府	1	福島県
兵庫県	1	宮城県
島根県	1	宮城県
香川県	1	宮城県
佐賀県	1	宮城県
宮崎県	1	宮城県
さいたま市	1	福島県
京都市	1	宮城県
神戸市	1	宮城県

(平成24年10月1日から追加の職員派遣を予定している派遣先)

宮城県 8人  
福島県 4人  
計 12人

(参考：平成24年4月1日からの派遣先)

岩手県 10人  
宮城県 9人  
福島県 1人  
計 20人

文書 13-12

文書 14

(別紙)

平成25年度上半期からの職員派遣状況について

◎公務員職員派遣

都道府県	人数	派遣先	派遣期間
北海道	岩手県	25年4月～26年3月	
青森県	岩手県	25年4月～26年3月	
秋田県	岩手県・宮城県	25年4月～26年3月	
山形県	宮城県	25年4月～26年3月	
茨城県	福島県	25年4月～26年3月	
埼玉県	宮城県	25年4月～26年3月	
群馬県	宮城県・宮城県	25年4月～26年3月	
千葉県	岩手県	25年4月～26年3月	
神奈川県	宮城県	25年4月～26年3月	
新潟県	宮城県	25年4月～26年3月	
富山県	宮城県	25年4月～26年3月	
石川県	宮城県	25年4月～26年3月	
福井県	宮城県	25年4月～26年3月	
山梨県	宮城県	25年4月～26年3月	
長野県	福島県	25年4月～26年3月	
岐阜県	宮城県	25年4月～26年3月	
静岡県	岩手県	25年4月～26年3月	
滋賀県	岩手県	25年4月～26年3月	
京都府	福島県	25年4月～26年3月	
大阪府	岩手県	25年4月～26年3月	
兵庫県	宮城県・福島県	25年4月～26年3月	
奈良県	宮城県	25年4月～26年3月	
和歌山県	福島県	25年4月～26年3月	
鳥取県	宮城県	25年4月～26年3月	
岡山県	宮城県	25年4月～26年3月	
広島県	宮城県	25年4月～26年3月	
山口県	宮城県	25年4月～26年3月	
徳島県	宮城県	25年4月～26年3月	
香川県	宮城県	25年4月～26年3月	
福岡県	福島県	25年4月～26年3月	
佐賀県	宮城県	25年4月～26年3月	
熊本県	宮城県	25年4月～26年3月	
宮崎県	宮城県	25年4月～26年3月	
鹿児島県	岩手県	25年4月～26年3月	
沖縄県	福島県	25年4月～26年3月	

◎財団法人職員（公益財団法人を含む）

派遣元	人数	派遣先	派遣期間
北海道埋蔵文化財センター	岩手県文化振興事業団	25年4月～26年3月	
山形県埋蔵文化財センター	福島県文化振興財団	25年4月～26年3月	
とちぎ未来づくり財団	福島県文化振興財団	25年4月～26年3月	
東京都スポーツ文化事業団	福島県文化振興財団	25年6月～26年3月	
大阪府文化財センター	岩手県文化振興事業団	25年4月～26年3月	
大阪市博物館協会	福島県文化振興財団	25年4月～26年3月	

(平成25年度上半期から職員派遣を予定している派遣先（岩手県の場合は市町を含む。）)

	【内訳】	(公務員)	(財団法人職員)
■岩手県	22人	19人※	3人
■宮城県	24人	24人	0人(財団法人不設置)
■福島県	14人	9人	5人
計	60人	52人	8人

※4月からは18名、7月から1名増

文書 15

(別紙)

平成25年9月13日現在決定分

派遣元	人数	派遣先	派遣期間	備考
秋田県	1名	宮城県南三陸町	25年10月～26年3月	
高知県	1名	福島県	25年12月～26年3月	
青森県弘前市	1名	岩手県釜石市	25年10月～25年12月	
福岡県太宰府市	1名	岩手県釜石市	25年10月～25年12月	
長野県長野市	1名	岩手県釜石市	25年12月～26年3月	うち2ヶ月
愛媛県松山市	1名	宮城県気仙沼市	25年10月～25年12月	
福岡県筑紫野市	1名	宮城県山元町		期間調整中
福岡県筑上町	1名	福島県南相馬市	25年10月～25年12月	
大阪府高槻市	1名	福島県広野町	25年10月～26年3月	

※この他にも、派遣を検討している県市があるが、それらについては決定次第、別途通知する。

※奈良文化財研究所から福島県南相馬市に発掘調査の支援を予定（2名）

文書 16

25財記念第56号

平成25年7月30日

岩手県教育委員会  
宮城県教育委員会  
福島県教育委員会  
文化財行政担当課長 殿

文化庁文化財部記念物課長  
榎 本



東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査  
のために派遣された職員の健康管理について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施等に際して、全国から岩手県、宮城県、福島県（以下「被災三県」という。）及び被災三県内の市町村に対し、職員が派遣されているところですが、これらの職員の多くは不慣れた環境の中、単身で赴任しているという実状を鑑み、職員の心身の健康の保持を図るため、以下の点について、格段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、埋蔵文化財発掘調査を行う職員の派遣を受けている市町村に対して伝達し、その徹底を図るよう御指導ください。

#### 記

1. 労働環境・勤務内容等、派遣職員に過度の負担をかけていないか、適宜、勤務状況を確認・管理し、必要に応じて改善を図る。
2. 健康診断の受診を徹底し、派遣職員の健康状態を把握するとともに、派遣元である地方公共団体とも情報共有を図る。
3. 心身に関するカウンセリングの場を設けるとともに、その必要性を派遣職員に周知徹底し、定期的に受診することを促す。

以上

## (2) 復興事業に関連する発掘調査についてのアンケートと結果

八木 光則

### 1. アンケートの趣旨及び回答状況

#### (1) アンケートの趣旨

東日本大震災復興にともなう関連埋蔵文化財調査は、全国から多くの埋蔵文化財担当者が岩手・宮城・福島3県に派遣され、未曾有の調査体制が組み立てられた。その結果多くの調査成果があり、地域への文化的貢献が行われつつあり、文化財行政や考古学界へ与えた影響は大きい。

復興調査の進行度合いは県によって差があるものの、5年間の集中復興期間が終了し調査も一定の目途が付き始めた県もあることから、復興調査を総括し、その意義や成果をあらためて確認するとともに、今後に残された課題を整理する段階と判断される。

そのため、日本考古学協会では実のある復興調査の総括に資するため、公表されているデータ以外に、関係機関の取り組みの状況や関係者の体験や意見を集約するためのアンケート調査を実施した。

アンケートは被災地の関係機関と派遣機関及び派遣職員に依頼した。

#### ①被災地機関

岩手・宮城・福島県教育委員会

3県の市町村教育委員会

埋蔵文化財センター

#### ②派遣機関

#### ③派遣職員

アンケートの対象期間は、集中復興期間のうち派遣が行われた2012～2015年度の4年間に限った。

### (2) 回答状況

アンケートの依頼は郵送により、それぞれの機関と派遣職員の所属機関、または協会会員名簿などで確認できた住所に送付した。回答は郵送またはメールにより協会事務局へ返送してもらったこととした。

回答数は別表のとおり、全体で70%を超える回答を得ることができた。

被災地機関では、専門の担当職員が配置されていない市町村などを除き、27機関から回答を得た。集計にあたっては、組織の体制や規模の違いが結果に反映されるものと考え、県教委、県財団、市教委、町村教委に分けた。

派遣機関からは84機関、照会の80%の回答があった。集計は、地域性や組織、規模による傾向をみるため、全国を大まかに北・東・西日本に地域区分し、都道府県、財団(県・市)、政令市、市、町村に分類した。機関によっては担当課が教育委員会または首長部局の所管となっているところがある。

派遣職員は160名、照会の69%の回答を得た。地域や組織の分類は派遣機関と同じとした。

なお、アンケート結果の公表にあたっては機関名や職員名の公表の可否を確認したが、自由記載欄の記述を引用するにあたっては、可否に拘わらず表現を統一し、機関や個人が特定できない表現で地域や組織の種別を記載した。また派遣職員の記述の引用についても個人が特定されないよう、政令市と町村は市に含めて表記した。

多忙の中ご協力いただいた関係機関、関係者に深甚なる謝意を表したい。

アンケート回答状況(被災地機関)

被災地機関	照会	回答	割合
岩手県	県教委	1	100%
	県財団	1	100%
	市教委	5	100%
	町村教委	7	43%
	計	14	100%
宮城県	県教委	1	100%
	市教委	7	71%
	町村教委	4	50%
福島県	県教委	1	100%
	市教委	3	100%
	町村教委	7	71%
計	37	27	73%

アンケート回答状況(派遣機関)

派遣機関	照会	回答	割合
北日本	道県	7	71%
	財団	3	100%
	市	9	89%
	町村	2	100%
東日本	都県	15	73%
	財団	6	67%
	政令市	2	100%
	市区	9	89%
	町村	1	100%
西日本	府県	25	80%
	財団	3	100%
	政令市	6	83%
	市	14	71%
	町村	3	67%
計	105	84	80%

アンケート回答状況(派遣職員)

派遣職員所属機関	照会	回答	割合
北日本	道県	22	73%
	財団	7	86%
	市	14	71%
	町村	2	50%
東日本	都県	37	62%
	財団	9	56%
	政令市	3	100%
	市区	15	67%
西日本	府県	65	69%
	財団	9	78%
	政令市	23	74%
	市	21	62%
町村	3	100%	
計	231	160	69%

## 2. アンケート結果

### (1) 被災地機関

#### 1) 復興調査の苦勞と成果

復興調査を進めていく上での苦勞 復興事業に係る埋蔵文化財調査を進める上において町内や事業主体、地権者の理解が不可欠である。

それぞれの機関の庁内調整が「ほぼ円滑」に行われたのは19%、「やや苦勞」したのは30%、「大変苦勞」したのは41%と、かなり厳しい状況であった。岩手県教委は「ほぼ円滑」だったのに対し、市町村教委は「大変苦勞」している。宮城は県教委が「大変苦勞」しているが、市町村教委は「やや苦勞」が多い。福島では県教委が「やや苦勞」、町村教委が「大変苦勞」している。3県でもこのような違いがあり、県や市町村の規模とは相関しないようである。なお復興関連の土木、農政等各分野の事業が同時進行することによって日程や県と市の役割分担の調整にも苦勞した市もあった(福島)。

地権者などとの調整については、「ほぼ円滑」に行われたのは33%、「やや苦勞」したのは22%、「大変苦勞」したのは26%と、庁内調整より苦勞した割合が少なくなっている。埋蔵文化財理解の障壁は意外と身近なところにあることが窺われる。

岩手の市では、個人や民間事業者等からの埋蔵文化財の有無及び取り扱いについての照会件数が激増し、それらに対応する業務量がほぼ倍増(400件から800件前後)し、また通常の文化財保護業務(埋文以外も含む)と復興調査の両立が難しかったという。

福島の市では、包蔵地外の開発に対して市町村間の格差があり、統一的な対応が図られていないことへの説明に苦慮したとある。これは各県共通の課題といえる。

作業員の確保については「やや苦勞」したのは33%、「大変苦勞」したのは30%と、作業員確保が容易ではなかったことが結果に出ている。調査が近隣で集中することや瓦礫処理などの単価に比べて賃金が低いことなどがその理由と考えられる。

また調査器材の調達については「ほぼ円滑」が41%と、比較的順調だったが、プレハブ等が復興工事などと重複し、また重機のオペレーター不足などに苦勞したことなどが寄せられている。

放射線汚染対策では、福島県の市は「ほぼ円滑」が67%、町は「大変苦勞」が60%で、原発に近い町の苦勞が鮮明となっている。

#### I-1-(1) 庁内の調整(調査の是非、調査日程など)

被災地機関	ほぼ円滑	やや苦勞	大変苦勞	無回答	計
岩手県	県教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	県財団	0 0%	0 0%	0 0%	0 1
	市教委	1 20%	1 20%	3 60%	0 5
	町村教委	0 0%	0 0%	2 67%	1 3
宮城県	県教委	0 0%	0 0%	1 100%	0 1
	市教委	1 20%	2 40%	2 40%	0 5
	町村教委	0 0%	1 50%	0 0%	1 2
福島県	県教委	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	市教委	1 33%	2 67%	0 0%	0 3
	町村教委	1 20%	1 20%	3 60%	0 5
計	5 19%	8 30%	11 41%	3 27	

#### I-1-(2) 地権者との調整(調査の是非、調査日程など)

被災地機関	ほぼ円滑	やや苦勞	大変苦勞	無回答	計
岩手県	県教委	0 0%	0 0%	0 0%	1 1
	県財団	0 0%	0 0%	0 0%	1 1
	市教委	2 40%	0 0%	3 60%	0 5
	町村教委	1 33%	1 33%	0 0%	1 3
宮城県	県教委	0 0%	0 0%	1 100%	0 1
	市教委	1 20%	1 20%	2 40%	1 5
	町村教委	1 50%	0 0%	0 0%	1 2
福島県	県教委	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	市教委	2 67%	1 33%	0 0%	0 3
	町村教委	2 40%	2 40%	1 20%	0 5
計	9 33%	6 22%	7 26%	5 27	

#### I-1-(3) 作業員の確保

被災地機関	ほぼ円滑	やや苦勞	大変苦勞	無回答	計
岩手県	県教委	0 0%	0 0%	0 0%	1 1
	県財団	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	市教委	1 20%	2 40%	2 40%	0 5
	町村教委	1 33%	0 0%	1 33%	1 3
宮城県	県教委	0 0%	0 0%	1 100%	0 1
	市教委	0 0%	2 40%	1 20%	2 5
	町村教委	0 0%	1 50%	0 0%	1 2
福島県	県教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	市教委	1 33%	1 33%	1 33%	0 3
	町村教委	1 20%	2 40%	2 40%	0 5
計	5 19%	9 33%	8 30%	5 27	

#### I-1-(4) 調査器材(プレハブ・発掘用具など)の調達

被災地機関	ほぼ円滑	やや苦勞	大変苦勞	無回答	計
岩手県	県教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	県財団	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	市教委	2 40%	3 60%	0 0%	0 5
	町村教委	1 33%	0 0%	1 33%	1 3
宮城県	県教委	0 0%	0 0%	1 100%	0 1
	市教委	2 40%	0 0%	2 40%	1 5
	町村教委	0 0%	1 50%	0 0%	1 2
福島県	県教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	市教委	3 100%	0 0%	0 0%	0 3
	町村教委	1 20%	2 40%	1 20%	1 5
計	11 41%	7 26%	5 19%	4 27	

#### I-1-(5) 放射線汚染対策(福島・宮城)

被災地機関	ほぼ円滑	やや苦勞	大変苦勞	無回答	計
岩手県	県教委	0 0%	0 0%	0 0%	1 1
	県財団	0 0%	0 0%	0 0%	1 1
	市教委	1 20%	0 0%	0 0%	4 5
	町村教委	0 0%	0 0%	0 0%	3 3
宮城県	県教委	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	市教委	2 40%	0 0%	0 0%	3 5
	町村教委	1 50%	0 0%	0 0%	1 2
福島県	県教委	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	市教委	2 67%	1 33%	0 0%	0 3
	町村教委	0 0%	1 20%	3 60%	1 5
計	6 22%	4 15%	3 11%	14 27	

なお、専門職員の配置されていない自治体では、発掘調査の実務がよくわからず、派遣職員に頼ることが多かったようである。

県教委と市町村との連絡調整 県教委からみた市町村の対応（県教委が回答）と市町村教委からみた県教委の対応（市町村教委が回答）のアンケートでは、比較的良好な結果が得られた。「震災後より緊密な連絡調整が図られた」、「全般的に円滑な調整が図られた」との回答がほとんどで、スムーズな連絡調整が図られていた。

そういった中で、「全般的に市町村の意見や要望が届きにくいことが少なくなかった」との回答が岩手の2市から寄せられた。沿岸市町村と岩手県との調整や情報を交換するような定期的な担当者会議が次第に開かれなくなったことや、県教委の窓口担当者が現場などへの出張で連絡が取りにくかったことや、市町村との連絡会議開催が滞りがちになったことが大きな要因と思われる。内陸部も含めた県全体の担当者会議がなく、県内での情報共有がスムーズに図られなかったという意見も出されている。

また福島市の市からは「県と市の情報共有は図られていたが、県教委の指導力や主体性が欠けている点が多く、計画的、組織的な調整、調査体制の構築につながらない点があった」、「調査体制の弱い市町村への県の対応が十分ではなく、開発に対する市町村間格差が認められた」との指摘もあった。

整理作業及び報告書刊行 復興調査に伴う刊行すべき報告書の遺跡数と冊数（概数）は、岩手全体で140遺跡132冊、宮城では173遺跡31冊、福島39遺跡19冊となっている。

3県を通してみると、遺跡数では10遺跡以下がほとんどで19機関、20遺跡以下が4機関、21遺跡以上が4機関となっている。広域的に調査を実施した岩手県埋蔵文化財センターと宮城県教委が60遺跡以上となっている。

刊行すべき報告書の冊数は、岩手では遺跡数に近い冊数、宮城では遺跡数の約2割、福島で約5割と、県によって開きがある。報告書の簡略化に対する県ごとの当初の方針の違いが表れたものとなっている。

整理作業及び報告書の刊行の進行状況について、「震災前と変わらず、順調に進んでいる」が3県で19%、「震災前に比べると遅れ気味であるが、ほぼ順調に進んでいる」が26%、「報告書の刊行が遅れている、または遅れる見通し」が37%となっている。特に岩手の市町村教委の多

## I-2 報告書刊行予定

被災地機関	～2016年度		～2020年度		2020年度～		計	
	遺跡	冊数	遺跡	冊数	遺跡	冊数	遺跡	冊数
岩手県	県教委	0	0	0	0	0	0	0
	県財団	17	14	61	56	0	0	78
	市教委	10	10	46	44	0	0	56
	町村教委	8	8	1	1	0	0	9
宮城県	県教委	8	1	7	2	0	0	15
	市教委	9	2	4	4	0	0	13
	町村教委	31	2	3	1	0	0	34
福島県	県教委	0	1	0	0	0	0	1
	市教委	3	3	8	7	1	1	12
	町村教委	0	0	1	1	0	0	1
計	86	41	131	116	1	1	218	158

## I-3-(0) 機関が抱える遺跡数

被災地機関	0～10	11～20	21～30	31～50	50～	計
	岩手県	県教委	1	0	0	0
県財団		0	0	0	0	1
市教委		4	0	1	0	5
町村教委		2	1	0	0	3
宮城県	県教委	0	0	0	0	1
	市教委	4	0	0	1	5
	町村教委	0	2	0	0	2
福島県	県教委	1	0	0	0	1
	市教委	2	1	0	0	3
	町村教委	5	0	0	0	5
計	19	4	1	1	2	27

## I-3-(1) 整理作業及び報告書刊行の進行状況

被災地機関	順調	ほぼ順調	遅延	無回答	計	
	岩手県	県教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 0%
県財団		0 0%	1 100%	0 0%	0 0%	1
市教委		0 0%	1 20%	4 80%	0 0%	5
町村教委		1 33%	0 0%	2 67%	0 0%	3
宮城県	県教委	0 0%	1 100%	0 0%	0 0%	1
	市教委	0 0%	3 60%	1 20%	1 20%	5
	町村教委	0 0%	1 50%	1 50%	0 0%	2
福島県	県教委	0 0%	0 0%	0 0%	1 100%	1
	市教委	2 67%	0 0%	1 33%	0 0%	3
	町村教委	1 20%	0 0%	1 20%	3 60%	5
計	5 19%	7 26%	10 37%	5 19%	27	

## I-3-(2) 整理作業や報告書刊行の課題（複数回答）

被災地機関	時間	人員	予算	場所	その他課題	無	計
岩手県	県教委					1	1
	県財団				1		1
	市教委	4	2		1	1	8
	町村教委		2	1	1	2	6
宮城県	県教委	1	1			1	3
	市教委	2	3	1	2	1	9
	町村教委	1	2				3
福島県	県教委					1	1
	市教委	1	1	1			4
	町村教委		1				4
計	9	12	3	4	6	6	40

くが遅れる見通しと回答している。遅れている量は3県で、「半数以下」4機関、「半数以上」2機関、「すべて」4機関となっている。

整理作業及び報告書の刊行について課題があるかとの設問に対し、「課題がある」17機関、「課題は特にない」は7機関、空欄3機関であった。「課題がある」と答えた内容は、時間確保9機関、人員の確保12機関、予算の確保3機関、整理場所の確保4機関、その他6機関となっている。

時間と人員の確保が大きな課題と言える。

報告書作成の見通しについて、2016年度までに86遺跡41冊が予定されており、復興・創生期間の2020年度までに終了予定は131遺跡116冊、2021年度以降に持ち越されると予測される報告書は1遺跡1冊である。ほとんどが財政的裏付けのある2020年度を目指している。

**資料収蔵庫** 復興調査で蓄積された資料の収蔵庫について、既存施設があるところは21機関、なしは2機関、(回答空欄4機関)で、そのうち9機関で被災している。被災後に建設予定があるところは8機関となっている。

宮古市では震災前から史跡に隣接した施設の建設が計画されていたもので、震災でやや遅れたが展示施設とともに2016年度に開館した。また復興交付金効果促進事業により整理室や収蔵施設の確保がされた市もあり(福島)、また旧小学校やプレハブ店舗跡を収蔵施設に改築するところもある(岩手)。

アンケートでは「計画したいが、適当な公有地がない」、「財政が厳しく単独での建設にはかなりの困難を伴う」、「計画はあるものの調査対応で精一杯で遅れている」、「建設を担当する技師職員と事務職員の確保が大きな課題となっている」(いずれも岩手)との実態も寄せられている。

福島の帰還困難地域のある町では、レスキューされた資料は仮設収蔵庫に収蔵されている。福島県が国に広域的恒久的な収蔵展示施設の建設を要望しているとのことである。

## 2) 職員体制

**震災後の組織の見直し** 組織については、増員や配置換、内部支援による見直しにより、職員体制が充実したことが窺われる。特に岩手県においてその動きが大きかった。一方減員され、他の部局への配置換えが2例みられた。宮城県教委の24名増員は派遣職員を含むものと思われる。このほか「見直しあり」と回答された中に内容が不明な4例があり、増員された可能性がある。なお詳細は第4章で各県ごとの調査体制についての記述を参照されたい。

**派遣職員の受け入れ** 派遣職員の受け入れは、3県の多くの機関で行われた。のべ期間やのべ人数は回答のあった数字なので、参考程度である。受け入れる側としての留意点や苦勞などは、①調査マニュアルの準備や②調査方法などの説明会実施は県教委や埋文センターで行われたが、市町村ではほとんど実施されていない。

③健康への配慮は多くの機関で行われている。

無事に派遣元に帰任できるよう、派遣職員の精神的孤立や職員間の融和に気を遣ったり、休日・祝日は完全フリー、超過勤務も極力控えたりなどの配慮がなされた。また派遣のベテラン職員が調査しやすいように調査環境や方法を派遣元に合わせるようにしたところもあった(岩手)。

派遣を受け入れたことによる成果と課題については、④調査が進展、⑤異なる調査法を学べたとの回答が多い。⑥異なる調査方法の調整に苦慮したところはあまり多くなく、比較的スムーズに調査が進められたとみられる。

「地元の市の調査員が主導したため、調査方法についての大きな混乱はなかった」としたところがあった(岩手)。

また派遣元自治体とも全国的なネットワークが生まれたことで、今後の埋蔵文化財保護行政にとって、大きな財産が得られたとの積極的な肯定的意見も出された(岩手)。さらに経験を有する

### I-4-(1)(2) 資料収蔵庫

被災地機関	既存施設 建設予定	あり		被災		なし		計	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
岩手県	県教委	0	1	0	0	0	0	0	1
	県財団	0	1	0	0	0	0	0	1
	市教委	2	1	0	1	0	0	2	2
	町村教委	0	1	0	1	1	0	1	2
宮城県	県教委	0	1	0	0	0	0	0	1
	市教委	0	2	1	0	0	1	1	3
	町村教委	0	1	1	0	0	0	1	1
福島県	県教委	0	1	0	0	0	0	0	1
	市教委	0	0	2	0	0	0	2	0
	町村教委	0	1	1	2	0	0	1	3
	計	2	10	5	4	1	1	8	15

### II-1 震災後に組織の見直し

被災地機関	増員		配置換		減員		計		
	機関	人数	機関	人数	機関	人数	機関	人数	
岩手県	県教委	1	5	0	0	0	0	1	5
	県財団	1	11	0	0	0	0	1	11
	市教委	4	7	1	2	0	0	5	9
	町村教委	2	3	0	0	0	0	2	3
宮城県	県教委	1	24	0	0	0	0	1	24
	市教委	0	0	0	0	1	-1	1	-1
	町村教委	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	県教委	0	0	0	0	0	0	0	0
	市教委	0	0	0	0	0	0	0	0
	町村教委	2	3	1	1	1	-1	4	3
	計	11	53	2	3	2	-2	15	54

### II-2 派遣職員受け入れ(複数回答)

被災地機関	のべ 期間	のべ 人数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
岩手県	県教委	60	42	0	1	1	1	1	0	0
	県財団	206	18	0	1	0	1	1	0	0
	市教委	198	48	1	0	2	3	4	1	2
	町村教委	65	7	0	0	1	2	0	1	1
宮城県	県教委	48	73	1	1	1	1	1	1	0
	市教委	158	26	0	0	2	2	1	2	4
	町村教委	48	6	0	0	1	1	0	0	0
福島県	県教委	250	30	1	1	1	1	1	0	0
	市教委	98	11	0	0	1	1	1	1	0
	町村教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1131	261	3	4	10	13	10	6	7

派遣職員の積極的な県教委への働きかけにより、財源の確保、調査体制の整備が図られたとすると  
ころもあった（福島）。

一方、課題として、多数の派遣を受け応援してもらったが、市職員1名だけだったことや派遣職員の入れ替え等もあり、調査体制及び安全管理等が不十分な面が表れたという意見がみられた（宮城）。測量記録の方法の違いに苦慮したとする声もあった（福島）。なお派遣職員へのアンケートでは、調査方法に対する疑義が複数寄せられている（宮城）。

⑦同様の災害時にはまた派遣職員受け入れを希望するかという問いに希望するところは7機関26%で、3県の県教委とも希望していない。

### 3) 復興調査への周辺の理解

庁内でのトラブル 庁舎内での理解があり、特にトラブルはなかったかの設問に、「なかった」、「少しあった」がそれぞれ40%超と、比較的穏やかな印象を受けるが、一方で「多かった」も11%あり、庁内調整には苦労したとみられる。「震災前から、開発部局と情報共有、協議を重ねていたため、庁舎内では震災復興であっても、埋蔵文化財調査の必要性は理解されていた」、「震災当初から埋文の情報を関係する各課に提供して、お互いの情報を共有するように努めた」、「調整の際には、根気強く説明すると共に、与えられた調査期間内に完了させることを最優先として調査にあたった」（いずれも岩手）など、日常的な調整や丁寧な連絡、説明が重要との指摘があった。

「復興関連事業担当課職員の多くが派遣職員であったため、事業途中で担当替があり、その都度、調査等についての引き継ぎがあったか確認や説明は必要であった」、「事務引き継ぎが不十分で、再調整に苦慮した」（宮城）ところもあった。

復興工事の遅れの理由に埋蔵文化財調査があげられたかどうかについては、「少しあった」44%、「多かった」15%と、埋蔵文化財への風当たりが強かったようだ。「庁内の手続きによる事業の遅れでも埋蔵文化財の調査が遅延の言い訳にもされることがあった」（宮城）、「事業区域に遺跡が入っているというだけで、復興の壁、妨げの原因とされたこともあった」（宮城）との声もある。実際は埋蔵文化財調査前の諸手続の遅れが大きかったことは3県に共通している。

地域住民の理解 地域住民の理解が得られ、調査をスムーズに進めることができたかどうかについて、「はい」がやや多いが、「どちらともいえない」も44%あり、微妙な雰囲気を感じられる。

### Ⅲ-1(1) 庁内でのトラブル

被災地機関	なかった	少しあった	多かった	無回答	計
岩手県	県教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	県財団	0 0%	0 0%	0 0%	1 1
	市教委	0 0%	4 80%	1 20%	0 5
	町村教委	1 33%	2 67%	0 0%	0 3
宮城県	県教委	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	市教委	4 80%	1 20%	0 0%	0 5
	町村教委	0 0%	2 100%	0 0%	0 2
福島県	県教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	市教委	2 67%	1 33%	0 0%	0 3
	町村教委	3 60%	0 0%	2 40%	0 5
計	12 44%	11 41%	3 11%	1 27	

### Ⅲ-1(2) 復興工事の遅れの理由に埋蔵文化財調査

被災地機関	なかった	少しあった	多かった	無回答	計
岩手県	県教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	県財団	0 0%	0 0%	0 0%	1 1
	市教委	1 20%	3 60%	1 20%	0 5
	町村教委	1 33%	2 67%	0 0%	0 3
宮城県	県教委	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	市教委	2 40%	3 60%	0 0%	0 5
	町村教委	0 0%	1 50%	1 50%	0 2
福島県	県教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	市教委	1 33%	1 33%	1 33%	0 3
	町村教委	3 60%	1 20%	1 20%	0 5
計	10 37%	12 44%	4 15%	1 27	

### Ⅲ-2 地域住民の理解

被災地機関	住民の理解		地域の歴史への高い関心		
	はい	どちらとも	はい	どちらとも	いいえ
岩手県	県教委	1 0	1 0	0 0	0 0
	県財団	1 0	1 0	0 0	0 0
	市教委	3 2	4 1	0 0	0 0
	町村教委	2 1	2 0	0 1	0 1
宮城県	県教委	0 1	1 0	0 0	0 0
	市教委	2 3	2 2	2 0	0 0
	町村教委	1 1	0 2	0 0	0 0
福島県	県教委	0 1	0 1	0 0	0 0
	市教委	2 1	2 0	0 0	0 0
	町村教委	3 2	2 0	0 1	0 1
計	15 12	15 6	2 2	0 0	0 2

### Ⅲ-2(3) 地域住民からのクレーム

被災地機関	なかった	どちらとも	多かった	無回答	計
岩手県	県教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	県財団	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	市教委	2 40%	2 40%	1 20%	0 5
	町村教委	2 67%	1 33%	0 0%	0 3
宮城県	県教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	市教委	3 60%	2 40%	0 0%	0 5
	町村教委	0 0%	2 100%	0 0%	0 2
福島県	県教委	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	市教委	2 67%	0 0%	1 33%	0 3
	町村教委	4 80%	0 0%	0 0%	1 5
計	16 59%	8 30%	2 7%	1 27	

また現地説明会に多くの住民が参加し、地域の歴史への関心の高さが示されたかは、「はい」が多く、「いいえ」は少なかった。

地域住民から調査に対しクレームがつくことが多かったかについては、「なかった」59%、「どちらともいえない」30%と、比較的穏やかだった

たと見るべきなのか、判断に迷う。

住民の理解が得られるようさまざまな配慮もなされている。「震災当初はマスコミ報道等の影響もあったためクレームも多かったが、遺跡調査を広報でも周知し、市内の主な施設での分布図公開、埋蔵文化財取扱い説明会を開催するなど、市民への理解を得るように努めた」(岩手・宮城)。また「調査依頼者の希望にできるだけそえるように協議の時間を短縮したり、相手に合わせた日程で協議にのぞむようにした。さらに調査の作業員はなるべく地元住民を雇用するように配慮し、通りかかる住民に挨拶や積極的な対話するなどを心がけた」(岩手)。

やはり通常時から住民に対して埋蔵文化財への理解を深める活動がいかに大事か、震災時などで痛感させられる。

**マスコミ報道** マスコミの報道が文化財側にとって中立的だったかどうかの設問に、「どちらともいえない」56%、「いいえ」19%となっている。

また、マスコミが復興調査を「復興の壁」と報道し、その收拾に苦労したかについては、「はい」22%、「どちらともいえない」26%、「いいえ」48%となっている。

現場や役所への取材に対して、「記事内容を作ってから取材に来るマスコミが多くなった」ことや、「『復興の壁』記事を読んだ住民が視察に訪れた上級官庁に伝えたため、その收拾に追われたことがあった」という。また「工事の遅れを埋蔵文化財調査の遅れとする間違っただけだった」（いずれも岩手）との声も出た。

「最初からの思い込みのある記者もいるので、現場での対応は控えさせ、調整担当が一元的に管理をし、情報の錯綜や誤解のないように努めた」(岩手) ところもあった。

「中央紙は『復興の壁』と報道したが、地元紙は復興のための調査というように応援するような内容であった」(岩手) と声もあった。また「マスコミ報道が批判的だったのは24年度頃だけだったように感じ」(宮城)、次第にマスコミの論調も、真の復興のためには、文化財等の活用が欠かせないことを理解している報道に変わっていった。

「行政目的の発掘調査に対する理解が進んでいない背景が、『埋蔵文化財調査が復興の壁』といった報道に繋がったものと思われ、今後も緊急調査の意義を周知していく必要を感じた」(岩手) という意見も出ている。

**普及活動** 埋蔵文化財への理解を深めるために

### Ⅲ-3-(1) マスコミの報道が中立的

被災地機関		はい	どちらとも	いいえ	無回答	計
岩手県	県教委	0	0%	0	0%	0
	県財団	0	0%	1	100%	0
	市教委	1	20%	3	60%	1
	町村教委	1	33%	2	67%	0
宮城県	県教委	0	0%	1	100%	0
	市教委	0	0%	4	80%	1
	町村教委	0	0%	0	0%	2
福島県	県教委	0	0%	1	100%	0
	市教委	1	33%	2	67%	0
	町村教委	3	60%	1	20%	0
計		6	22%	15	56%	5
					19%	1
						27

### Ⅲ-3-(2) 「復興の壁」報道の収集に苦労

被災地機関		はい	どちらとも	いいえ	無回答	計
岩手県	県教委	1	100%	0	0%	0
	県財団	0	0%	1	100%	0
	市教委	2	40%	1	20%	2
	町村教委	0	0%	0	0%	3
宮城県	県教委	1	100%	0	0%	0
	市教委	1	20%	2	40%	2
	町村教委	1	50%	0	0%	1
福島県	県教委	0	0%	1	100%	0
	市教委	0	0%	1	33%	2
	町村教委	0	0%	1	20%	3
計		6	22%	7	26%	13
						48%
						1
						27

### Ⅲ-4-(1) 震災前と後と普及活動の回数

被災地機関		増やした	震災前と同じ	減らした	無回答	計
岩手県	県教委	1	100%	0	0%	0
	県財団	0	0%	1	100%	0
	市教委	2	40%	3	60%	0
	町村教委	1	33%	2	67%	0
宮城県	県教委	1	100%	0	0%	0
	市教委	0	0%	3	60%	2
	町村教委	1	50%	1	50%	0
福島県	県教委	0	0%	1	100%	0
	市教委	0	0%	2	67%	1
	町村教委	1	20%	1	20%	3
計		7	26%	14	52%	6
						22%
						0
						27

### Ⅲ-4-(2) 普及活動で特に意識したこと(複数回答)

被災地機関		現地説明会	報告会	講座	シンポジウム	その他
岩手県	県教委	1	0	0	1	0
	県財団	1	0	0	0	0
	市教委	2	2	0	1	1
	町村教委	1	1	0	1	1
宮城県	県教委	1	1	0	1	0
	市教委	2	0	0	0	4
	町村教委	0	0	0	0	1
福島県	県教委	0	0	0	0	0
	市教委	0	0	0	1	2
	町村教委	0	2	0	2	0
計		8	6	0	7	9

は普及活動が不可欠であるが、震災前と後とで普及活動の回数などが変わったかの設問に対し、「増やした」26%、「震災前と同じ」52%、「減らさざるを得なかった」22%と、普及活動に意を注いでいたことが示された。減らさざるを得なかったところも現場対応が優先されたためであった。岩手では県教委が支援した市町村でこれまで現地説明会を実施したことのない自治体で開催したりした。

次に普及活動で特に意識したことは何かについ

て、現地説明会、遺跡報告会・講座などを積極的に開催し、シンポジウムや研究会などを主催、共催、後援したりした機関も少なくなかった。調査件数が増加したため結果的に説明会が増えたという県もある（宮城県）。

そのほか、岩手では復興シンポジウムで埋蔵文化財調査の発表を行い復興調査の周知に努めたり職員派遣元の各市との交流展も開催したところもあった。

宮城では埋蔵文化財の手続きをパンフレット等で周知を図ることなどが行われている。

福島では現地説明会ができなかった遺跡をパネル展などで普及活動を図っていた。また町民が全国に分散避難している町では、心の拠り所として埋蔵文化財を含めた文化財の啓蒙普及の講座等を主要な避難地域において実施している。

市町村の広報誌で出土資料や発掘調査の様子を掲載したところも多かった。

#### 4) 派遣システムと調査委託

**派遣システム** 同様の事態が起きた場合に今後も派遣を実施すべきかについて、「はい」は88%、「どちらともいえない」が12%、「いいえ」はまったくなかった。岩手、宮城はすべて「実施すべき」であるが、福島では「どちらともいえない」が目立ち、慎重さが窺われる。

財団と自治体の枠を超えた派遣について、「柔軟に対応すべき」と「どちらともいえない」がほぼ同数、「現行のまま」は1機関だけであった。

派遣システムそのものは、「現在の法制度の下、文化庁は、可能なことはすべて実施したものと思われる」（岩手）との評価の声がある。「埋蔵文化財だけではなく文化財の復旧作業やレスキューなど専門性を有するものの派遣も含めた総合的な支援を検討すべき」との意見、「財団が大規模発掘

### II-3 派遣システム

被災地機関	今後も派遣実施		自治体・財団間の派遣			
	はい	どちらとも	現行	どちらとも	柔軟に	
岩手県	県教委	1	0	0	1	0
	県財団	1	0	0	0	1
	市教委	5	0	0	3	2
	町村教委	3	0	0	2	1
宮城県	県教委	1	0	0	1	0
	市教委	5	0	1	2	2
	町村教委	2	0	0	0	2
福島県	県教委	0	1	0	1	0
	市教委	0	2	0	1	1
	町村教委	4	0	0	0	4
計	22	3	1	11	13	

### II-4 調査の委託

被災地機関	測量など部分委託		民間発掘会社			
	はい	ケースバイ	はい	ケースバイ	いいえ	
岩手県	県教委	0	1	0	0	1
	県財団	1	0	0	0	1
	市教委	5	0	1	3	1
	町村教委	2	1	1	2	0
宮城県	県教委	1	0	0	1	0
	市教委	3	2	2	3	0
	町村教委	1	1	0	2	0
福島県	県教委	0	1	0	1	0
	市教委	1	1	1	1	0
	町村教委	3	1	1	2	1
計	17	8	6	15	4	

の調査経験を有していることが多く財団が市の発掘調査に入ることや財団から市町村への職員派遣を行う方が良い」との意見、さらには「短期間の派遣は受け入れ自治体にかえって負担が大きい場合がある」という意見も出されている（福島）。

**調査の委託** 測量などの部分委託の積極的活用について、「はい」が68%、「ケースバイケース」が32%、「いいえ」がゼロと、活用を肯定する意見が多くみられた。

民間発掘会社の積極的活用について、「はい」が24%、「ケースバイケース」が60%、「いいえ」16%と慎重～否定的な意見が多い。

「復興交付金制度による発掘調査事業が、営利

### 派遣機関と派遣先(アンケート回答分)

派遣機関の地域	岩手県				宮城県			福島県			複数県	計	派遣元地域別	
	県教委	財団	市教委	町村教委	県教委	市教委	町教委	県教委	財団	市教委				
北日本	道県	1				1		1	0			2	5	17
	財団		1						1	1		0	3	
	市			5	2			1				0	8	
	町村				1							0	1	
東日本	都県	1				4			1			5	11	26
	財団		2			0	1					1	4	
	政令市			1					0			1	2	
	市区			2	3	1		2				0	8	
町村							1				0	1		
西日本	府県	4				8			2		1	5	20	41
	財団		2									1	3	
	政令市			2			1	1				2	6	
	市			1	3		2	2				2	10	
町村				1							1	0	2	
計	6	5	11	10	14	4	8	4	1	2	19	84		
県別計				32			26				7	19	84	

目的の対象となることはあってはならない」（岩手）という意見と、「今後全国動向として発掘調査ができる職員が減少するのであれば、民間導入をより促進すべき」（岩手）という意見が出ている。

また「受け入れ側と派遣職員との意識統一が難しいことが多いので、民間企業の積極的導入を図るべき」（福島）との意見もあり、派遣職員との関係があまりうまくいかなかったため、民間発掘会社導入の根拠とする意見もある

## （2）派遣機関

### 1) 派遣に伴う内部調整

全国の自治体や機関から被災地へ職員派遣が行われた。地域別には北日本から 21 機関、東日本から 33 機関、西日本から 51 機関となっている。派遣先は、アンケート回答分に限るが、前ページの表のとおりである。

**派遣のための組織の見直し** 派遣のための組織の見直しがあったかについて、回答のあった 84 機関のうち 29%にあたる 24 機関で組織の見直しがあった。内訳は定数増が 9、任期付・再雇用の延長・嘱託・臨時職員の採用が 11、組織内での配置換えや内部支援が 4 となっている。東日本では定数の増員が多くみられ、積極的な支援体制が取られている。それぞれ各 1 名のため機関数と人数が一致している。

**派遣に対し庁舎内での理解** 理解が得られやすかったかについての設問に、半数の機関で「はい」との回答があった。「ある程度」も 40%、「いいえ」もいくつかのところではみられ、庁内での調整に苦労したことが窺われる。

**派遣職員分が余剰人員** 派遣職員分が余剰人員とみなされ、定数減などが話題になったところは少なかった。派遣職員の間でこのことが話題になったため設問を用意したが、実際には大きな危惧にまで至っていないことがわかる。ただし長期になるほどその懸念が出てくる可能性は考慮されるべきであろう。

**派遣職員の選任や交替** 派遣にあたって、選任や交替がスムーズに進んだかについては、35%がスムーズであったが、反面そうではなかったところも 13%あり、職員のさまざまな事情などで人選に苦労した機関もあった。

ある県では「派遣職員は希望者に限ることとし、その上で任務が遂行可能かを判断して選考した」（西日本県）という。別の県では「阪神大震災の際に比べて職員の高齢化も進む中での対応であったため、派遣職員の捻出・人選にも苦慮した」

## 1 派遣のための組織の見直し

派遣機関	増員_定数		増員_嘱託等		配置換え		計	
	機関	人数	機関	人数	機関	人数	機関	人数
北日本	道県	0	0	0	0	0	0	0
	財団	0	0	0	0	0	0	0
	市	0	0	2	2	0	0	2
	町村	0	0	0	0	0	0	0
東日本	都県	4	4	0	0	1	1	5
	財団	0	0	3	3	0	0	3
	政令市	1	1	0	0	0	0	1
	市区	2	2	0	0	1	1	3
西日本	町村	1	1	0	0	0	0	1
	府県	0	0	3	3	2	2	5
	財団	0	0	0	0	0	0	0
	政令市	1	1	1	1	0	0	2
計	市	0	0	2	2	0	0	2
	町村	0	0	0	0	0	0	0
	計	9	9	11	11	4	4	24

## 2-(1) 派遣に対し庁舎内での理解が得られやすかった

派遣機関	はい	ある程度	いいえ	無回答	計
北日本	道県	5 100%	0 0%	0 0%	0 0
	財団	1 33%	2 67%	0 0%	0 3
	市	4 50%	3 38%	1 13%	0 8
	町村	1 50%	1 50%	0 0%	0 2
東日本	都県	6 55%	5 45%	0 0%	0 11
	財団	1 25%	2 50%	0 0%	1 4
	政令市	0 0%	1 50%	1 50%	0 2
	市区	4 50%	3 38%	0 0%	1 8
西日本	町村	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	府県	12 60%	7 35%	1 5%	0 20
	財団	2 67%	1 33%	0 0%	0 3
	政令市	4 80%	1 20%	0 0%	0 5
計	市	2 20%	6 60%	2 20%	0 10
	町村	1 50%	1 50%	0 0%	0 2
	計	43 51%	34 40%	5 6%	2 84

## 2-(2) 派遣職員分が余剰人員とみなされ、定数減などが話題

派遣機関	はい	ある程度	いいえ	無回答	計
北日本	道県	0 0%	0 0%	5 100%	0 5
	財団	0 0%	0 0%	3 100%	0 3
	市	0 0%	1 13%	7 88%	0 8
	町村	0 0%	1 50%	1 50%	0 2
東日本	都県	0 0%	2 18%	9 82%	0 11
	財団	0 0%	0 0%	3 75%	1 4
	政令市	0 0%	0 0%	2 100%	0 2
	市区	0 0%	0 0%	7 88%	1 8
西日本	町村	0 0%	0 0%	1 100%	0 1
	府県	0 0%	1 5%	19 95%	0 20
	財団	0 0%	0 0%	3 100%	0 3
	政令市	0 0%	0 0%	5 100%	0 5
計	市	0 0%	1 10%	9 90%	0 10
	町村	0 0%	0 0%	2 100%	0 2
	計	0 0%	6 7%	76 90%	2 84

## 2-(3) 派遣職員の選任や交替がスムーズに進んだ

派遣機関	はい	ある程度	いいえ	無回答	計
北日本	道県	3 60%	2 40%	0 0%	0 5
	財団	1 33%	2 67%	0 0%	0 3
	市	3 38%	4 50%	1 13%	0 8
	町村	1 50%	1 50%	0 0%	0 2
東日本	都県	1 9%	9 82%	1 9%	0 11
	財団	1 25%	3 75%	0 0%	0 4
	政令市	0 0%	1 50%	1 50%	0 2
	市区	3 38%	3 38%	0 0%	2 8
西日本	町村	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	府県	8 40%	8 40%	4 20%	0 20
	財団	1 33%	1 33%	1 33%	0 3
	政令市	2 40%	3 60%	0 0%	0 5
計	市	4 40%	4 40%	2 20%	0 10
	町村	1 50%	0 0%	1 50%	0 2
	計	29 35%	42 50%	11 13%	2 84

(西日本県)との声もあった。

派遣先でのことについて、「派遣先での業務内容や生活に関する情報が全く得られず、派遣にあたって生活環境の説明もなかった。このため、派遣職員の心身の健康管理などの問題上、送り出す側、行く側にも大きな不安があったので、この点の改善を求める」(西日本市)意見も出された。なお定期的に経過報告のため派遣元へ戻り、連絡調整を行った機関も少なくなかった(複数機関)。埋蔵文化財関係者ではないが派遣職員で自死した人もおり、やはり派遣元としての心配は尽きなかったようである。

**通常業務に大きな支障** それぞれの機関で重要な役割を担う職員が長期に不在になるわけで、通常業務に支障が出るのは当然であるが、内部調整などで支障を軽減させたところが多くみられた。その結果、大きな支障が出なかった、あるいは少しあったとするものが72%になった。ただし25%が大きな支障となったことは重く受け止めなければならないであろう。

例えば、「担当職員2名のうち1名を派遣した市では通常業務に大きな支障となって」(西日本市)おり、派遣元の体制も大きく影響している。職員派遣の意義を共有し、残された職員が協力して進めていかねばならないという共通認識に立ったところも多かったようである。

**派遣職員に業務の一部を派遣地で作業** 報告書作成など業務の一部を派遣地に持ち込んでやってもらうことがあったとする回答が26%あった。実際には多少なりとも派遣元の業務を持ち込んでいた派遣職員も少なくなかったようである。

## 2) 派遣の成果

**復興調査の大きな進展に貢献** 復興調査の大きな進展に貢献できたかについて、74%が「はい」、26%が「ある程度」と回答し、派遣の手応えを感じているようである。ただ岩手県では県教委や県埋文センターへの派遣に比べ、市町村への派遣で「ある程度」の比率が高いのは気になるところである。

**被災地での経験を地元でも役立てる** 派遣機関や地域で被災地での経験を役立てることができそうかについて、「はい」57%、「ある程度」36%、「いいえ」7%となっている。「被災地での経験知や人脈は、被災した際の対策・対応に役立つ」(西日本市)。

**被災地自治体の今後が心配** 派遣を引き上げた後の被災地自治体の今後が心配という点については、38%が心配し、54%がある程度心配として

## 2-(4)通常業務に大きな支障は出なかった

派遣機関	はい	少しあった	いいえ	無回答	計
北日本	道県	1 20%	4 80%	0 0%	0 5
	財団	1 33%	2 67%	0 0%	0 3
	市	0 0%	6 75%	2 25%	0 8
	町村	0 0%	1 50%	1 50%	0 2
東日本	都県	4 36%	4 36%	2 18%	1 11
	財団	2 50%	1 25%	1 25%	0 4
	政令市	0 0%	1 50%	1 50%	0 2
	市区	1 13%	1 13%	5 63%	1 8
西日本	町村	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	府県	8 40%	9 45%	3 15%	0 20
	財団	1 33%	2 67%	0 0%	0 3
	政令市	1 20%	2 40%	2 40%	0 5
計	市	3 30%	3 30%	4 40%	0 10
	町村	0 0%	2 100%	0 0%	0 2
	計	22 26%	39 46%	21 25%	2 84

## 2-(5)業務の一部を派遣地で作業

派遣機関	はい	少しあった	いいえ	無回答	計
北日本	道県	1 20%	0 0%	4 80%	0 5
	財団	0 0%	1 33%	2 67%	0 3
	市	1 13%	3 38%	4 50%	0 8
	町村	0 0%	1 50%	1 50%	0 2
東日本	都県	0 0%	0 0%	11 100%	0 11
	財団	0 0%	1 25%	3 75%	0 4
	政令市	0 0%	0 0%	2 100%	0 2
	市区	1 13%	2 25%	4 50%	1 8
西日本	町村	0 0%	0 0%	1 100%	0 1
	府県	1 5%	2 10%	17 85%	0 20
	財団	0 0%	1 33%	2 67%	0 3
	政令市	1 20%	1 20%	3 60%	0 5
計	市	0 0%	4 40%	6 60%	0 10
	町村	1 50%	0 0%	1 50%	0 2
	計	6 7%	16 19%	61 73%	1 84

## 3-(1)復興調査の大きな進展に貢献できたと思う

派遣先	はい	ある程度	いいえ	無回答	計
岩手県	県教委	4 67%	2 33%	0 0%	0 6
	県財団	4 80%	1 20%	0 0%	0 5
	市教委	5 45%	6 55%	0 0%	0 11
	町村教	5 50%	5 50%	0 0%	0 10
宮城県	県教委	11 79%	3 21%	0 0%	0 14
	市教委	3 75%	1 25%	0 0%	0 4
	町村教	7 88%	1 13%	0 0%	0 8
福島県	県教委	4 100%	0 0%	0 0%	0 4
	県財団	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	市教委	1 50%	1 50%	0 0%	0 2
複教県	17 89%	2 11%	0 0%	0 19	
計	62 74%	22 26%	0 0%	0 84	

## 3-(2)被災地での経験を地元でも役立てることができそう

派遣機関	はい	ある程度	いいえ	無回答	計
北日本	道県	3 60%	2 40%	0 0%	0 5
	財団	2 67%	1 33%	0 0%	0 3
	市	3 38%	2 25%	3 38%	0 8
	町村	1 50%	1 50%	0 0%	0 2
東日本	都県	6 55%	4 36%	1 9%	0 11
	財団	1 25%	3 75%	0 0%	0 4
	政令市	1 50%	1 50%	0 0%	0 2
	市区	4 50%	3 38%	1 13%	0 8
西日本	町村	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	府県	14 70%	6 30%	0 0%	0 20
	財団	3 100%	0 0%	0 0%	0 3
	政令市	5 100%	0 0%	0 0%	0 5
計	市	4 40%	5 50%	1 10%	0 10
	町村	1 50%	1 50%	0 0%	0 2
	計	48 57%	30 36%	6 7%	0 84

いる。詳細については派遣職員の項目で述べる。  
 今後の職員派遣 今後同じような災害等がおきた場合、また派遣職員を送り出したいかとの設問に、24%が「はい」、75%が「ケースバイケース」と回答している。特に西日本で肯定派が多く、全国的には市町村がやや慎重な姿勢となっている。被災地で、災害時にはまた派遣職員受け入れを希望するかについて、26%しか希望しないという回答と重ねてみると、興味深い。

### 3) 派遣システムと調査委託

派遣システム 自治体や財団からの派遣は、同様の事態が起きた場合にも今後も実施すべきかについては、「はい」86%、「どちらとも言えない」14%と、肯定的意見が大勢を占めた。

また、財団から自治体へ、あるいはその逆への派遣が制限されたことについて、「現行のままが良い」5%、「どちらともいえない」29%、「柔軟に対応すべき」66%となっている。

派遣先での業務について、埋蔵文化財に関しては調査を行う職員とともに埋蔵文化財事務の支援も重要である。これには「同様の事態が起きた場合、専門職員が災害対応や復旧業務で疲弊していることがあり、企画・調整等の業務量も多いことから、行政対応ができる職員の派遣は実施すべき」（西日本市）、「被災した自治体の埋蔵文化財保護体制によって必要とされる人材に大きな差が認められ（調査のみか、調整も含むか等）、派遣の可否、人員の選択等を検討する際に派遣を受け入れる側がどのような人材を求めているのか、事前に情報提供が必要」（東日本県）との意見が出されている。

なお、「文化庁からの派遣についての照会、派遣先への調整時期が遅く、派遣に対して庁内での検討及び調整が十分に出来なかった」点や、「派遣先について派遣元の意見が反映されなかった」（西日本県）、「近畿では関西広域連合でカウンターパートが決まっていたのに考慮されなかった」（西日本県）などに対して改善を求める声もある。

なお、財団から自治体へあるいはその逆への派遣が制限されたとのアンケート設問に対し、「人為的に制限したわけではない」（北日本県）との指摘もあった。

調査の委託 測量などの部分委託などをもっと積極的に活用すべきかについて、「はい」が57%、「ケースバイケース」が43%と、活用を肯定する意見が多くみられた。西日本の機関の66%が積極的活用を支持している。北日本の56%が

### 3-(3) 派遣を引き上げた後の被災地自治体の今後が心配

派遣先	はい	少し心配	いいえ	無回答	計
岩手県	県教委	2 33%	3 50%	1 17%	0 6
	県財団	2 40%	3 60%	0 0%	0 5
	市教委	3 27%	6 55%	1 9%	1 11
	町村教	5 50%	5 50%	0 0%	0 10
宮城県	県教委	3 21%	11 79%	0 0%	0 14
	市教委	1 25%	3 75%	0 0%	0 4
	町村教	5 63%	2 25%	1 13%	0 8
福島県	県教委	2 50%	2 50%	0 0%	0 4
	県財団	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	市教委	1 50%	1 50%	0 0%	0 2
複数県	8 42%	8 42%	2 11%	1 5	19
計	32 38%	45 54%	5 6%	2 2	84

### 3-(4) 今後の職員派遣

派遣機関	はい	ケースバイケース	いいえ	無回答	計
北日本	道県	0 0%	5 100%	0 0%	0 5
	財団	1 33%	2 67%	0 0%	0 3
	市	0 0%	8 100%	0 0%	0 8
	町村	0 0%	2 100%	0 0%	0 2
東日本	都県	4 36%	7 64%	0 0%	0 11
	財団	0 0%	4 100%	0 0%	0 4
	政令市	0 0%	2 100%	0 0%	0 2
	市区	0 0%	8 100%	0 0%	0 8
西日本	町村	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	府県	8 40%	12 60%	0 0%	0 20
	財団	2 67%	1 33%	0 0%	0 3
	政令市	3 60%	1 20%	0 0%	1 5
計	市	2 20%	8 80%	0 0%	0 10
	町村	0 0%	2 100%	0 0%	0 2
	計	20 24%	63 75%	0 0%	1 84

### 4-(1) 派遣システム

派遣機関	今後も派遣実施		自治体・財団間の派遣		
	はい	どちらとも	現行	どちらとも	柔軟に
北日本	道県	5 0	1 3	0 0	0 0
	財団	3 0	0 0	0 0	0 3
	市	7 1	0 3	0 5	0 0
	町村	2 0	0 2	0 0	0 0
東日本	都県	8 3	2 3	0 5	0 4
	財団	2 2	0 0	0 4	0 1
	政令市	2 0	0 1	0 1	0 6
	市区	4 4	0 2	0 6	0 1
西日本	町村	1 0	0 0	0 1	0 13
	府県	19 1	1 5	0 13	0 3
	財団	3 0	0 0	0 3	0 2
	政令市	4 0	0 2	0 2	0 8
計	市	9 1	0 2	0 8	0 2
	町村	2 0	0 0	0 2	0 53
	計	71 12	4 23	0 53	

### 4-(2) 調査の委託

派遣機関	測量など部分委託		民間発掘会社		
	はい	ケースバイ	はい	ケースバイ	いいえ
北日本	道県	1 4	0 5	0 0	0 1
	財団	1 2	0 2	0 1	0 1
	市	5 3	3 4	0 1	0 2
	町村	1 1	0 1	0 1	0 1
東日本	都県	7 4	4 5	0 2	0 1
	財団	2 2	1 2	0 1	0 0
	政令市	1 1	1 1	0 0	0 0
	市区	3 5	4 4	0 0	0 0
西日本	町村	1 0	0 1	0 0	0 3
	府県	12 7	3 13	0 1	0 2
	財団	2 1	0 2	0 1	0 0
	政令市	3 1	1 3	0 0	0 2
計	市	7 3	2 6	0 2	0 0
	町村	1 1	1 1	0 0	0 12
	計	47 35	20 50	0 12	

ケースバイケースとし、東日本はその中間の割合となっており、地域差が出ている。

民間発掘会社などをもっと積極的に導入すべきかについては、「はい」24%、「ケースバイケース」61%、「いいえ」15%となった。東日本の機関38%は積極的導入派で、北日本や西日本は17%程度に留まる。ここにも地域的な意識の差が認められる。

民間発掘会社の導入には、「緊急事態なので、組織の枠にとらわれずに支援体制を組むことが必要、しかもスピード感をもって行わないといけないし、あらゆる支援、協力に民間か否かは問題ではない」（西日本財団）という意見が出されている。また特に「大規模災害の復興事業対策であるならば、民間調査組織を活用することで、自治体からの職員派遣数を必要最低限に抑えることが可能となるため、もっと積極的に導入すべき」（東日本市教委）との意見もあった。

このような積極的意見とは異なる慎重な立場からは、「発掘調査を全部委託するのでは無く、まず重機や作業員などの部分委託の導入も視野に入れて検討する必要がある。また出土品整理作業については、当該県に限定せずに全国の自治体に部分的にでも委託できる方法や体制を構築していく必要がある」（西日本県）との提言もある。

さらに「30年前の関空関連の調査のように、大きな受け皿（当時は財団法人）をつくった方が柔軟に人材・人員を活用できると思う。柔軟な仕組みづくりには、国や学界の力が働かないと、個々の自治体や法人組織のみの力では限界があるのではないか」（西日本財団）との声もある。

#### 4) その他の意見

派遣機関から寄せられたアンケートの自由記載欄の意見をいくつか、順不同に紹介しておきたい。

- 都道府県単位と比して市町村単位は人的余裕がない傾向にあり、出したくても出せない市町村は多かった。もともと担当者が少ない中での派遣は負担が大きい。市町村単位からの派遣を進めるならば、派遣元への支援策など、出しやすいシステムを構築すべき（東日本市）。
- 文化庁の各都道府県への支援要請は、阪神大震災の経験から速やかに実施されたと思うが、一方で国（奈良文化財研究所）の職員派遣が遅れた点は、今後の改善点と考える（西日本県）。
- 震災派遣の受け入れ側の苦労や留意点についても詳しく知りたい。被災自治体が、厳しい環境下で組織を建て直し、復興による開発と文化財保護に向けた調整をどのように行ったかを時系列で聞きたい（西日本県）。
- 派遣職員が半年で体調不良となり、休職を余儀なくされ、帰還した。過重な職務を負わせない体制づくりと心身の健康への十分な配慮が必要だった（西日本県）。
- 派遣先県の埋蔵文化財保護体制が非常に脆弱で、派遣職員への依存度が高かった。被災県で大変だと思うが主体的に復興事業を進めてほしい（西日本県）。
- 熊本地震も、東日本大震災同様な支援を必要とすることになると思われるが、これまでのノウハウを情報共有して、迅速な対応が求められるし、政府による復興事業債等予算面でも担保が必要（西日本財団）。
- 当法人の場合、派遣する職員の使命感の高さや動機付けが、きわめて大切であったと感じる。負担は重かったと思うが、どの職員も1年を通じ、明るく前向きであった点は尊敬に値する（西日本財団）。
- 三陸海岸の縄文遺跡など、復興関係調査を契機とし歴史を塗り替える画期的な調査成果があ

派遣職員の所属機関と派遣先(アンケート回答分)

派遣職員の所属機関	岩手県				宮城県			福島県				複数県	計	派遣元地域別	
	県教委	財団	市教委	町村教委	県教委	市教委	町教委	県教委	財団	市教委	町教委				
北日本	道県	8	0	0	0	3	1	2	1	0	0	0	1	16	33
	財団	0	1	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	6	
	市	0	0	7	1	0	0	1	0	0	0	0	1	10	
	町村	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
東日本	都県	4	0	0	1	11	0	0	7	0	0	0	0	23	42
	財団	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	5	
	政令市	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	
	市区町村	0	0	3	4	1	0	2	0	0	0	0	0	10	
西日本	府県	10	0	0	1	22	0	1	10	0	0	0	1	45	85
	財団	0	5	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	7	
	政令市	0	0	12	0	2	2	0	0	0	0	0	1	17	
	市町村	0	0	4	3	0	2	3	0	0	0	1	0	13	
計	22	8	27	13	39	6	10	24	5	1	1	4	160	160	
県別計				70			55				31	4	160	160	

る。日本考古学協会にこそ、このような成果を喧伝する企画を期待したい（西日本財団）。

- ・体制・待遇面の格差が大きい市町村への派遣については、事業の一貫性と業務の連続性を確保するため、臨時調査組織の設置や体制整備等の方策や調査基準が必要と考えられる（西日本市）。
- ・派遣職員個人だけでなく、学習会などの開催により、他の職員にも大規模自然災害時の文化財保護の対応について、学習する機会が与えられてよかった（西日本県）。

### (3) 派遣職員

#### 1) 派遣職員としての経験

全国の自治体や機関から 231 名の職員が被災 3 県に派遣された（一部遺漏の可能性あり）。地域別にみた派遣先は前ページの表のとおりである（アンケート回答分）。

派遣職員からの回答は、特に自由記載欄での声は派遣機関よりも実感のこもったもので、派遣そのものや派遣先の今後の調査方法に参考になるものが少なくない。この項目では派遣職員の声、要約して多く取り上げることとしたい。

派遣期間 派遣期間は 2 ヶ月から 36 ヶ月まで幅があるが、12 ヶ月が最も多く、約半数を占めている。なお後述の復興調査への貢献や達成感と派遣期間はほとんど相関しておらず、短期間でも達成感を得られたりその逆もあったり、職員個々の感じ方はさまざまである。

復興調査の大きな進展に貢献 復興調査の大きな進展に貢献できたかについて、「はい」が 23%（派遣機関の同一設問の回答が 74%）、「ある程度」が 73%（同 26%）、「いいえ」が 4%（同 0%）となっており、派遣職員の自らの評価は派遣機関の回答よりかなり控えめになっている。

アンケートの自由記載でも、精一杯頑張ったものの本当に役に立てたのか自問する声が多数みられた。そういった中で次のような声もあった。

- ・定年退職前ギリギリの派遣であり、これまでの自分の仕事の経験や技術を、少しは震災復興に役立てたかなと思う（東日本県から宮城へ）。
- ・復興調査の進展については、効率よく調査が行えたかはかなり疑問に感じる部分がある。反面、様々な問題点が浮き彫りになった事については将来受入れ側になった場合に大いに役立つと感じている（西日本県から宮城へ）。
- ・復興調査の大きな進展はあったのか疑問（西日本県から宮城へ）。

被災地での経験を地元でも役立てる 被災地での経験を役立てることができそうかの問いに

### 1 派遣期間

所属派遣機関	～3ヶ月	～6ヶ月	～12ヶ月	～24ヶ月	～36ヶ月	無回答	人数
北日本	道県	0	2	11	3	0	16
	財団	0	0	3	2	1	6
	市	2	0	6	2	0	10
	町村	0	1	0	0	0	1
東日本	都県	1	3	15	3	0	23
	財団	0	0	3	2	0	5
	政令市	0	0	2	1	0	3
	市区	5	2	1	1	1	10
西日本	町村	0	0	0	1	0	1
	府県	1	8	26	9	1	45
	財団	1	0	3	2	0	7
	政令市	0	5	9	1	1	17
計	市	6	4	2	1	0	13
	町村	1	1	1	0	0	3
	計	17	26	82	28	4	160

#### 1-(1) 復興調査の大きな進展に貢献

派遣先機関	はい		ある程度		いいえ		計	
岩手県	県教委	8	38%	13	62%	0	0%	21
	県財団	1	14%	6	86%	0	0%	7
	市教委	2	7%	25	93%	0	0%	27
	町村教委	4	31%	9	69%	0	0%	13
宮城県	県教委	11	28%	25	64%	3	8%	39
	市教委	0	0%	5	83%	1	17%	6
	町村教委	2	20%	7	70%	1	10%	10
福島県	県教委	6	25%	16	67%	2	8%	24
	県財団	2	40%	3	60%	0	0%	5
	市教委	0	0%	1	100%	0	0%	1
	町村教委	0	0%	1	100%	0	0%	1
複数県	0	0%	4	100%	0	0%	4	
計	36	23%	115	73%	7	4%	158	

#### 1-(2) 被災地での経験を地元でも役立てることができそう

派遣先機関	はい		ある程度		いいえ		計	
岩手県	県教委	15	71%	5	24%	1	5%	21
	県財団	4	50%	4	50%	0	0%	8
	市教委	10	37%	15	56%	2	7%	27
	町村教委	5	38%	8	62%	0	0%	13
宮城県	県教委	16	41%	19	49%	4	10%	39
	市教委	2	33%	3	50%	1	17%	6
	町村教委	5	50%	3	30%	2	20%	10
福島県	県教委	11	46%	11	46%	2	8%	24
	県財団	2	40%	3	60%	0	0%	5
	市教委	1	100%	0	0%	0	0%	1
	町村教委	0	0%	1	100%	0	0%	1
複数県	3	75%	1	25%	0	0%	4	
計	74	47%	73	46%	12	8%	159	

「はい」47%（同 57%）、「ある程度」46%（同 36%）、「いいえ」8%（同 7%）となっている。派遣機関と職員ともにほぼ同じ割合となっている。

- ・経験は、遺跡の調査や実務に関するものだけでなく、被災地の地域社会や実情に即するものも併せ持ち、『語り部』にもなれる（西日本市から岩手へ）。
- ・大規模災害発生時における埋蔵文化財保護対応についての取り組み方を学べた」（東日本県から宮城へ）
- ・阪神淡路の時に支援いただいた恩返しをする機会となった。地元との比較ができ、仕事を考え直す機会となった（西日本県から宮城へ）。
- ・全国 8 自治体から派遣された職員が一緒に一現

場の発掘調査を行ったので、調査方法や工程管理など、いろいろな面で新しい知識や方法を教えてもらうことができました。現職復帰後、さっそく仕事にとり入れて、業務改善に生かしている（北日本県から宮城へ）。

- ・派遣先と派遣元の交流が活発になるよう、東京において講演会やミニ展示などを実施することができた（西日本財団から福島へ）。
- ・派遣を経験した後は、本来の所属先の職場状況や業務のあり方（通常時と非常時）を見つめ直し、改善点や良い点を確認することができた（西日本県から宮城へ）。
- ・今回東日本震災で構築された体制を、今後災害が起きた際に生かせることができるように、東北から全国に情報を発信してほしい（西日本県から岩手へ）

被災地自治体の今後が心配 派遣を引き上げた後の被災地自治体の今後が心配という点については、「はい」60%（同57%）、「ある程度」31%（同36%）、「いいえ」9%（同6%）とかなり心配している。その多くが整理作業や報告書作成をあげており、現実には3県の大きな課題となっている。また文化財保護体制への懸念も出されている。

- ・今後担当・専門職員を配置できなければ文化財に対する取組が停滞しないかと心配（東日本市から宮城へ）。
- ・今後線量の高い地域での業務が増加した際の調査体制等が心配される（西日本県から福島へ）。
- ・福島の復興はまだまだ入り口段階、今後とも文化庁を中心とし中・長期的な計画のもと、継続した職員の派遣や支援が必要。特に市町村支援が今後必須である。市町村には職員配置はあっても経験の少ない職員もおり、今後予想される大規模継続的な復興調査には、県職や財団といった大規模調査の経験豊富な職員の支援が必須（西日本財団から福島へ）。
- ・派遣先の自治体がその後体制など十分に取れているか不安を残す（業務また心労）（西日本町から福島へ）

達成感 34%の派遣職員が達成感を得られたとし、「ある程度」は56%、「いいえ」は10%と、概ね派遣での仕事に手応えを感じている。

ただ、期間が短く中途半端な状態で期限切れと感じた職員は41人、整理作業や報告書刊行が残っているため心残りと感じた職員は45人となっている。達成感を得られた人でも期間の短さや報告書が残っていることを気にしている職員はかなり多くみられる。

### 1-(3) 派遣を引き上げた後の被災地自治体の今後が心配

派遣先機関		はい	ある程度	いいえ	計			
岩手県	県教委	8	38%	10	48%	3	14%	21
	県財団	7	88%	0	0%	1	13%	8
	市教委	14	52%	7	26%	6	22%	27
	町村教委	8	62%	5	38%	0	0%	13
宮城県	県教委	26	67%	12	31%	1	3%	39
	市教委	4	67%	1	17%	1	17%	6
	町村教委	8	80%	1	10%	1	10%	10
福島県	県教委	15	63%	7	29%	2	8%	24
	県財団	2	40%	3	60%	0	0%	5
	市教委	0	0%	1	100%	0	0%	1
	町村教委	0	0%	1	100%	0	0%	1
複数県		3	75%	1	25%	0	0%	4
計		95	60%	49	31%	15	9%	159

### 1-(4) 達成感が得られた

派遣先機関		はい	ある程度	いいえ	計			
岩手県	県教委	14	67%	7	33%	0	0%	21
	県財団	3	38%	5	63%	0	0%	8
	市教委	6	23%	16	62%	4	15%	26
	町村教委	3	23%	9	69%	1	8%	13
宮城県	県教委	10	26%	24	62%	5	13%	39
	市教委	0	0%	3	50%	3	50%	6
	町村教委	2	20%	7	70%	1	10%	10
福島県	県教委	12	50%	10	42%	2	8%	24
	県財団	3	60%	2	40%	0	0%	5
	市教委	0	0%	1	100%	0	0%	1
	町村教委	0	0%	1	100%	0	0%	1
複数県		0	0%	4	100%	0	0%	4
計		53	34%	89	56%	16	10%	158

その他の意見では、実務能力の不足で迷惑をかけたことへの後悔の念と反省、といった声などが寄せられている。

- ・震災復興を進めるにあたり、自分の知識や経験が少しでも寄与できたことを誇りに感じる（西日本市から岩手へ）。
- ・文化財保護の理念を再確認する良い機会となった（西日本県から福島へ）。
- ・3ヶ月間という短さだと、派遣先においても仕事を任せづらく、できる仕事を用意しなければならず、段取りを含めて負担増となってしまうようである。派遣職員にとっても慣れた頃に終了となり、達成感を感じることは少なかった。どちらにとっても中途半端（東日本市から岩手へ）。
- ・復興が進まず、いまだに仮設住宅に住まざるを得ない人や仕事を失った人が多々いる一方で、復興バブルに湧く工事関係者や我々派遣職員等々、達成感などはほど遠い（西日本県から宮城へ）。

調査方法や調査対象へのなじみ 調査方法や調査対象に比較的早くなじめたかという設問に、「はい」53%、「ある程度」39%、「いいえ」7%とかなりの割合で違和感が少なかったといえる。やや西日本で「ある程度」が多くなっているのは、縄文時代より弥生時代以降の遺跡を扱うことが多

かったり、道具などの違いがあったりしたようである。実測や記録の取り方などのマニュアルがないこと、さらには効率的な現場運営などに対する考え方の違いも多くの派遣職員がとまどったようである。

- ・東北は遺跡の残りが良く、西日本の調査手法は通用しない。通常では重機掘削する包含層中に遺構が包含されていることに驚いた。土の色が一年足らずでは分からない。まして右も左もわからない調査員が数か月で交代すると、逆に受け入れ側の負担になる例があると思う（東日本市から岩手へ）。
- ・調査の方法や手順の違いには確かに驚いた。一長一短があり今後の参考になることも多かった（西日本市から岩手へ）。
- ・調査方法、記録の取り方が定まっておらず、記録の保管方法もずさんで、職員自身その意識が薄かった（西日本市から岩手へ）。
- ・調査方法の違いなどが現場の混乱の原因となるので、事前にある程度のルール作りをしておくことが大切。また整理作業をスムーズに進めるためにも、遺物・図面の整理や台帳の作成方法も事前に調査員間で確認しておく必要がある（西日本市から岩手へ）。
- ・人力掘削に剣スコやベルコンを導入するなど、調査のスピードアップのための工夫が必要（西日本市から岩手へ）。
- ・機械力の導入（ベルトコンベア）や民間組織の導入（作業員管理・測量・調査）、安全衛生などかなり能率は悪かったが、すぐに変えられるものでなく、宮城県のやり方に合わせた（東日本県から宮城へ）。
- ・派遣職員の能力をいかしきれていないと思うことが多々あった。職員が実測要員となることは大きな時間ロスで、別枠で実測要員を採用するか業者委託すべきだ（北日本県から宮城へ）。
- ・受け入れ側の一部で旧来の調査方法に固執し、各地から様々なノウハウをもったベテラン職員の助言に耳を貸そうとはしなかった。しかし若い職員は貪欲に派遣職員の知識・技術の吸収に勤めてくれたので不満はなく、将来が楽しみ（東日本県から宮城へ）。
- ・全国から経験豊富な職員が派遣されたにもかかわらず、県では震災前の方法で調査を進めようとしたり、市町では大規模調査の経験がないため新しい方法の導入に消極的だったりした（西日本県から宮城へ）。
- ・県から調査基準を示してもらえず、調査期間の

## 2-(1) 調査方法や調査対象に比較的早くなじめた

派遣機関	はい	ある程度	いいえ	無回答	計	
北日本	道県	9 56%	6 38%	1 6%	0	16
	財団	6 100%	0 0%	0 0%	0	6
	市	5 56%	3 33%	1 11%	0	9
	町村	1 100%	0 0%	0 0%	0	1
東日本	道県	14 58%	9 38%	0 0%	1	24
	財団	3 75%	1 25%	0 0%	0	4
	政令市	1 33%	1 33%	1 33%	0	3
	市区	6 60%	3 30%	1 10%	0	10
西日本	町村	1 100%	0 0%	0 0%	0	1
	府県	23 51%	17 38%	4 9%	1	45
	財団	3 38%	4 50%	1 13%	0	8
	政令市	7 41%	10 59%	0 0%	0	17
計	市	5 38%	6 46%	2 15%	0	13
	町村	0 0%	3 100%	0 0%	0	3
	計	84 53%	63 39%	11 7%	2	160

## 2-(2) 地元の人たちや言葉に比較的早くなじめた

派遣機関	はい	ある程度	いいえ	無回答	計	
北日本	道県	14 88%	2 13%	0 0%	0	16
	財団	6 100%	0 0%	0 0%	0	6
	市	7 78%	2 22%	0 0%	0	9
	町村	1 100%	0 0%	0 0%	0	1
東日本	都県	21 88%	1 4%	1 4%	1	24
	財団	4 100%	0 0%	0 0%	0	4
	政令市	1 33%	2 67%	0 0%	0	3
	市区	8 80%	2 20%	0 0%	0	10
西日本	町村	1 100%	0 0%	0 0%	0	1
	府県	26 58%	16 36%	3 7%	0	45
	財団	4 50%	4 50%	0 0%	0	8
	政令市	8 47%	9 53%	0 0%	0	17
計	市	5 38%	6 46%	2 15%	0	13
	町村	2 67%	1 33%	0 0%	0	3
	計	108 68%	45 28%	6 4%	1	160

- 短縮と調査水準の向上という意識は薄いように感じられた。計画通りにいかないことは承知しているが、原因者など関係機関との協議をもどかしく感じるが多かった（西日本県から宮城へ）。
  - ・自治体内での文化財の発言力の弱さにより計画通り調査に入れなかったことが多く、そのつけを埋文側が払わされているように感じられた。市や町では大規模発掘の経験が無く、発掘道具の用意や作業員の安全管理がきわめて不十分。その後は少しずつ改善されたと聞く（西日本県から宮城へ）。
  - ・県によって、高規格道路の現場において、①全掘、②遺構確認・一部の遺構は調査、③盛土保存と対応が分かれた（東日本県から宮城へ）。
  - ・栃木県と福島県はかつて毎年1回協議会をやっていたため比較的早くなじめた。他県の調査員と一緒に調査することにより、その遺跡・遺構にあった調査方法など話し合うなど、有意義であった（東日本財団から福島へ）。
- 地元の人たちや言葉へのなじみ 東北の人たちや言葉と異なる地域からの職員にとって、大きな負担になると思われたが、調査方法などに比べ比較的早くなじめた割合が高くなっている。

言葉も共通語が一般的に話されており、会話にもあまり影響がなかったと思われる。

- ・地元の方や作業員の方には、逆に気を遣っていただき、円滑に業務を行うことができた（西日本本市から岩手へ）。
  - ・派遣先の職員とは良好な人間関係を築くことができ、円滑に仕事を行うことができたと考えている（西日本本市から岩手へ）。
  - ・赴任1ヶ月くらいで作業員の方言がよくわからないと漏らしたら「聞き取る意欲がないからだ」と作業員になじられた。猛省している（西日本県から宮城へ）。
  - ・当初、予想していたよりも、派遣先の職員や作業員・整理作業員または派遣職員の方々と円滑なコミュニケーションをとることは難しいと感じた。しかしながら決められた業務を遂行するためには不可欠なことであり、辛抱強く対応することが必要だと思った（西日本本市から複数県へ）。
- 自身の健康管理　健康管理は派遣職員にとって最も基本的なことであり、自らの体調を崩すことは是非避けたいと心がけていたと思われる。健康管理がうまくいったかについて、「はい」63%、「ある程度」31%、「いいえ」6%と、ほぼ健康管理は順調だったようである。なお持病のため派遣先で亡くなった職員もおり、慣れない土地での長期の健康管理の難しさも感じられた。
- ・やはり健康管理が一番問題。毎週、沿岸を点々としながら泊まり込む生活だったので、知らず知らず疲労が蓄積したこともあった（西日本県から岩手へ）。
  - ・派遣職員としては、迅速な震災復興のために貢献したいという意識を強く持って皆が臨んでいたが、派遣先の調査方法や求められる支援業務とのギャップでとまどいやストレスを感じることもあった（西日本県から宮城へ）。
  - ・派遣先でうつ症状が出て、吐き気や不眠に悩まされた。帰任後一旦回復したが、再び精神のバランスを崩してしまい、現在も完全に回復していない。派遣元、派遣先双方でメンタル面におけるサポートをきちんとしていくことが重要だと思う（西日本県から宮城へ）。
  - ・派遣期間中の後半、帰任後数ヶ月は心身のバランスを崩していた（西日本県から福島へ）。
  - ・体調を崩さないよう大酒のみであるにもかかわらず、自らを禁酒に近い状況に置いて耐えている人もいた（西日本財団から宮城へ）。
  - ・気候が大きく違い、体調管理にやや苦勞した（西

### 2-(3) 自身の健康管理がうまくいった

派遣機関	はい	ある程度	いいえ	無回答	計
北日本	道県	11 69%	5 31%	0 0%	0 16
	財団	4 67%	1 17%	1 17%	0 6
	市	4 44%	3 33%	2 22%	0 9
	町村	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
東日本	都県	15 63%	7 29%	1 4%	1 24
	財団	4 100%	0 0%	0 0%	0 4
	政令市	2 67%	1 33%	0 0%	0 3
	市区	5 50%	5 50%	0 0%	0 10
町村	1 100%	0 0%	0 0%	0 1	
西日本	府県	28 62%	15 33%	2 4%	0 45
	財団	5 63%	3 38%	0 0%	0 8
	政令市	13 76%	4 24%	0 0%	0 17
	市	7 54%	3 23%	3 23%	0 13
町村	2 67%	1 33%	0 0%	0 3	
計	101 63%	49 31%	9 6%	1 160	

### 2-(4) 業務上の密な連絡や派遣地での作業

派遣機関	頻繁に	ときどき	いいえ	無回答	計
北日本	道県	2 13%	9 56%	5 31%	0 16
	財団	1 17%	2 33%	3 50%	0 6
	市	1 11%	4 44%	4 44%	0 9
	町村	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
東日本	都県	5 21%	13 54%	5 21%	1 24
	財団	1 25%	3 75%	0 0%	0 4
	政令市	1 33%	0 0%	2 67%	0 3
	市区	3 30%	4 40%	3 30%	0 10
町村	0 0%	0 0%	1 100%	0 1	
西日本	府県	9 20%	21 47%	14 31%	1 45
	財団	1 13%	5 63%	2 25%	0 8
	政令市	2 12%	9 53%	6 35%	0 17
	市	0 0%	9 69%	4 31%	0 13
町村	0 0%	3 100%	0 0%	0 3	
計	26 16%	83 52%	49 31%	2 160	

### 3-(1) 派遣先で意見や提言を遠慮なく発言できた

派遣先機関	はい	ある程度	いいえ	無回答	計
岩手県	県教委	14 64%	7 32%	0 0%	1 22
	県財団	1 13%	6 75%	1 13%	0 8
	市教委	9 33%	16 59%	2 7%	0 27
	町村教委	6 46%	7 54%	0 0%	0 13
宮城県	県教委	14 36%	23 59%	2 5%	0 39
	市教委	1 17%	4 67%	1 17%	0 6
	町村教委	5 50%	5 50%	0 0%	0 10
福島県	県教委	13 54%	9 38%	2 8%	0 24
	県財団	2 40%	3 60%	0 0%	0 5
	市教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	町村教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
複数県	1 25%	2 50%	1 25%	0 4	
計	68 43%	82 51%	9 6%	1 160	

日本県から福島へ）。

- ・被災地自治体の職員の健康面が大変心配（西日本財団から福島へ）。

業務上の密な連絡や派遣地での作業　派遣元と業務上の連絡を密に取り合ったり、報告書作成などの業務を派遣地で行っていたりしたかについて、「頻繁に」16%、「ときどき」52%、「いいえ」31%となっている。派遣職員がそれぞれの機関で重要な役割を担っていることから予想されたことであるが、一方で「いいえ」と答えた背景には送り出した機関内での配慮やサポートがあったと思われる。

- ・派遣元の配慮もあり、派遣元の業務を切り離し

てもらえたことは、派遣先での業務に集中することができて助かった（西日本市から岩手へ）。

- 派遣の間派遣元の業務がとまっていたので、戻ってからが大変だった（西日本財団から岩手へ）。
- 派遣元からも報告書刊行の先送りや情報の寸断無い提供を受け、職員派遣による業務負担の増加があるにもかかわらず、全面的バックアップがあった（西日本市から岩手へ）。

派遣先での意見や提言 派遣先で意見や提言を遠慮なく発言できたかについて、「はい」43%、「ある程度」51%、「いいえ」6%となっており、概ね良好な意見交換の雰囲気できていたことが示された。一方で行き過ぎた発言に眉をひそめることもあったようである。

- 今回の派遣先は派遣職員の意見を広く聞いて柔軟に対応してくれた。仕事はやりやすかった（東日本県から岩手へ）。
- 派遣先で意見交換できる環境は非常に良かった。全体の調整が大変だったと思うが、個々の調査計画は開発側との連絡調整により準備し、条件に合わせてたてることができた（東日本県から岩手へ）。
- 派遣先へ意見や提言をすることは可能であったが、派遣職員の立場や派遣元の事情を熟知しているわけではないので、遠慮なく意見や提言を言えばよい、というわけでもない。派遣職員が最終的に発言の責任を持てるわけでもないが、このことを認識していない職員もおり、それが原因のトラブルもあったように感じる（西日本市から岩手へ）。
- 派遣職員の中には、自分の意見の押しつけや批判的意見ばかり言っている者も少なくなかった。現行の方法・進め方などには課題もあるが、我々が「足かせ」のために来ているのではなく「寄り添う」ために来ていることの自覚をもってほしい（西日本県から岩手へ）
- 派遣職員の意見や提言については、度を越すものがあり、違和感があった。復興業務については、事業者側も派遣職員が対応しており、派遣職員に任せきっている感じがあった（北日本県から福島へ）。
- 派遣職員から派遣先への提案事項が提起され、どのように改善したか、または改変しなかったかを公開することによって、他県での体制づくりの有効な資料となる（東日本県から宮城へ）。

調査の準備 用地取得など調査に入る前の準備が円滑に進められたかについて、「はい」26%、「そうでないときもあった」56%、「いいえ」11%と

### 3-(2) 調査に入る前の準備が円滑に進められた

派遣先機関	はい	そうでない時	いいえ	無回答	計
岩手県	県教委	7 32%	12 55%	1 5%	2 22
	県財団	2 25%	4 50%	0 0%	2 8
	市教委	12 44%	8 30%	3 11%	4 27
	町村教委	2 15%	9 69%	1 8%	1 13
宮城県	県教委	5 13%	27 69%	5 13%	2 39
	市教委	1 17%	3 50%	2 33%	0 6
	町村教委	4 40%	4 40%	2 20%	0 10
福島県	県教委	7 29%	16 67%	1 4%	0 24
	県財団	1 20%	4 80%	0 0%	0 5
	市教委	1 100%	0 0%	0 0%	0 1
	町村教委	0 0%	0 0%	1 100%	0 1
複数県	0 0%	3 75%	1 25%	0 4	
計	42 26%	90 56%	17 11%	11 160	

### 3-(3) 調査の準備が円滑に進められた

派遣先機関	はい	そうでない時	いいえ	無回答	計
岩手県	県教委	11 50%	10 45%	0 0%	1 22
	県財団	3 38%	3 38%	0 0%	2 8
	市教委	15 56%	7 26%	3 11%	2 27
	町村教委	2 15%	10 77%	1 8%	0 13
宮城県	県教委	16 41%	19 49%	2 5%	2 39
	市教委	1 17%	3 50%	2 33%	0 6
	町村教委	2 20%	6 60%	2 20%	0 10
福島県	県教委	11 46%	12 50%	1 4%	0 24
	県財団	2 40%	3 60%	0 0%	0 5
	市教委	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
	町村教委	0 0%	1 100%	0 0%	0 1
複数県	1 25%	2 50%	1 25%	0 4	
計	64 40%	77 48%	12 8%	7 160	

の回答があった。

また作業員の確保や器材準備など調査の準備が円滑に進められたかについては、「はい」40%、「そうでないときもあった」48%、「いいえ」8%との結果になっている。

これらについては、年度や地域によっても条件が変化してきているので、派遣職員の声に折々の苦勞が表れている。

- 現地での資材不足、人材不足は甚だしく、現場でも未経験の作業員が日替わりで来て、苦勞していた現場もあった（西日本県から岩手へ）。
- 未曾有の災害、市町村にとって未経験の調査量・現場数のため、人員資材共に足りず、調査開始まで非常にバタバタしていた（東日本市から岩手へ）。
- 事務所設置場所が津波により水道などのインフラが機能不全になっていたため、これらに対応する必要があった。また、ガレキ撤去などの復旧工事の賃金が高く、そちらに人手がとられ、作業員の確保に非常に苦勞した（東日本町村から宮城へ）。
- 用地取得が滞って、調査業務が大幅に遅延し、想定よりも復興調査が少なく、本調査もなかった（北日本市から岩手へ）。

### 2) 派遣先と派遣元の体制

自由記載欄に派遣先の体制について、多くの声が寄せられている。いくつかに分類し、要約を列

挙する。

派遣受け入れ先の体制 受け入れた機関でかなり気を遣ってもらい恐縮したとの声が多数寄せられ、受け入れ側の配慮が行き届いたものであることが示された。一方で手厳しい意見も出されている。

- ・災害時等の職員派遣は必要と考えるが、同時に受入先での人材確保（正規採用）があまりうまく進んでいない（北日本県から岩手へ）。
- ・現場の安全管理等、調査以外の仕事が多く、こちらの調査員の方々の大変さを感じた（西日本財団から岩手へ）。
- ・文化財担当者がおらず、どこまでやるべきなのかとまどうことがあり、また文化財行政に対する理解が庁内で乏しかった（東日本市から岩手へ）。
- ・派遣先の発掘調査の経験が少ないこと、派遣職員数が非常に多いこと（入れ替わりが激しく、引継ぎ不足）などから、事前準備・調整は十分でなかった（西日本市から岩手へ）。
- ・受け入れ体制が整わないのに、多くの派遣職員を受け入れることは今後考慮すべき（北日本市から岩手へ）
- ・市町村により求められている人材が異なっており、町では文化財だけでなく生涯学習全般の業務が出来る職員を求めている。職員のミスマッチを防ぐためにも、極力業務内容を知らせた方が良い（西日本市から岩手へ）。
- ・宮城県では夏場に埋蔵文化財以外の派遣職員も含めた研修があり、色々と有益な情報を得ることが出来た（北日本県から宮城へ）。
- ・阪神淡路大震災の復興調査に宮城県から兵庫県へ派遣された職員が受け入れの文化財保護課に在籍しておらず、せっかくの経験が生かされず残念だった（東日本県から宮城へ）。
- ・協議を担当する職員数が不足しており、協議が不十分な場面がみられた。被災市町はもともと規模が小さく、大規模調査の経験の乏しいことから運営に困難な場面もあった（西日本県から宮城へ）。
- ・県も市も調整では事業者に振り回されっ放しであった。被災自治体であり、忙殺されているという状況もあったが、平常時からの調整がこなれていない。逆算ができず、計画・見通しが甘すぎ、派遣職員をフル稼働できていない期間があった（西日本県から宮城へ）
- ・本調査の県職員来援を要請する際には、関連事務（派遣依頼・旅費の支弁・作業員雇用・各種

契約・現地折衝）をすべて地元教育委員会が行わなければならなかった。県の事務的な支援も必要（北日本市から宮城へ）。

- ・派遣の主たる目的の調査が動かない場合があり、他の業務を担当した時期もあった。事業に合わせた対応ができるような体制構築が必要（北日本県・西日本市から宮城へ）。
  - ・受け入れ先が文化財保護行政に不慣れであり、手探り状態であった（北日本県から福島へ）。
- 受け入れ先の埋蔵文化財への理解 受け入れ先の自治体で埋蔵文化財に対する理解が十分でないところもみられた。通常時においても自治体による埋蔵文化財への温度差はあるが、今回それが顕在化した。
- ・町の開発部局や財政部局等の幹部に、埋蔵文化財の認識が薄く、再度の調整を行わなければならず苦勞したこともあった（西日本市から岩手へ）。
  - ・庁内関係課との調整に時間がかかり、発掘調査への着手が遅れた。庁内にまだ埋文が浸透していない雰囲気であったことと、入札の不調が調査着手の遅れの要因（北日本市から岩手へ）。
  - ・町役場内には100人を超える派遣職員が各部署に配置されていて、発掘調査に関係する開発部局の職員も他県からの派遣職員で、おおむね円滑に進められた。（北日本県から宮城へ）
- 派遣先での福利厚生 派遣職員は自らの心身のケアを心がけているが、派遣先でも留意してほしいという要望や、派遣先で大きく異なる待遇についての意見が寄せられている。
- ・遠方からの派遣職員は何かにつけて不案内のため、心細い思いをしていたと思うので、派遣先・派遣元共に親身なケアが必要と思った（北日本県から宮城へ）。
  - ・複数の県や市町村にまたがっての派遣となる場合には、各自自治体の派遣職員間で待遇に不公平がないような統一的な指針を文化庁として示してほしい（東日本県から宮城へ）
  - ・派遣側と受け入れる側との間での考え方には大きな隔たりがあった。メンタルヘルスについては派遣元と共に受け入れる側も関心を払っていく必要がある（東日本市から福島へ）。
  - ・発掘調査の現場環境や作業員の安全衛生管理、対策が全般的に不十分であった。安全な作業環境の構築はもちろん、作業員の健康管理に配慮した事務所やトイレ等の設置等に一層、配慮すべき（東日本市から福島へ）。
  - ・派遣職員の受け皿となる組織の体制（体質？）

によって派遣職員の処遇・待遇に差があり、ある程度の共通性をもつべき（東日本県から福島へ）。

派遣元への報告 派遣にともない派遣元の理解が機関によって大きく異なっていることも浮き彫りになった。派遣元への報告だけでも異なる対応であったこと寄せられている

- 派遣元への業務報告（帰庁）は派遣先財源による年4回、派遣元の財源による年2回が設けられ、心身ともにリフレッシュできる環境であった（西日本市から岩手へ）。
- 派遣元は報告の必要はないと、盆暮れの一時帰任は認められなかった。次の派遣職員には年2回の一時帰任を認めてもらったが、派遣元の対応は千差万別である（東日本県から宮城へ）。
- 派遣元は報告のための帰庁命令や上司等の視察は一切なく、自主的に報告を送った（東日本県から岩手へ）。
- 派遣元には1週間毎に画像をまじえながら日々の業務を電子メールで報告した（東日本県から福島へ）。

派遣元の無理解 派遣元の無理解を指摘する声も寄せられている。

- 派遣元は今回の派遣に対し組織として取り組む姿勢はほとんど見られなかったため、おそらく個人的な経験以上のものにはならないと思われる。今後は行政から離れた立場で役立てられないか検討している（東日本県から岩手へ）。
- 派遣元の被災地や復興調査への関心は薄く、経験を伝える機会は限られた。強調すると孤立させられたので、伝え切れていない（西日本市から岩手へ）。
- 地元に戻ってから派遣の報告をする場がなく、こちらから嫌がられるくらいに求めなければ、報告する機会を作ることが難しかった。国・自治体とも派遣の経験を扱いかねている印象を受ける（西日本県から宮城へ）。
- 派遣元での復興支援の意識は、組織レベルでは高いのだが、職員レベルでは決して高いとは言えない。また、正確な情報が職員に伝わっていない、あるいは伝え切れていない（西日本財団から福島へ）。

派遣元での福利厚生

- 財団職員にとって必要な、公務員の災害派遣手当に代わる代替措置としての単身赴任手当の活用などが、派遣元も受け入れ先も無関心であった。基本的な話は国側から双方に伝達されてしかるべき（西日本財団から宮城県へ）。

#### 4-(1) 派遣システム

派遣機関	今後も派遣実施		自治体・財団間の派遣			
	はい	どちらとも	現行	どちらとも	柔軟に	
北日本	道県	14	2	2	1	13
	財団	6	0	0	0	6
	市	7	2	0	2	7
	町村	1	0	0	1	0
東日本	都県	22	1	2	6	15
	財団	4	0	1	0	3
	政令市	3	0	1	0	2
	市区町村	9	1	0	1	9
西日本	府県	42	2	7	9	28
	財団	7	1	0	2	5
	政令市	17	0	1	5	10
	市町村	12	1	2	3	8
	計	148	10	16	30	110

- 派遣元の職場への順応が不調（逆適応障害）で、実務経験の乏しい業務を命じられたことから心身に不調を来し、心療内科での治療を受けた後、心理カウンセリングを継続している。帰任後のメンタルケアや適切な職場復帰の支援が必要。（西日本市から岩手へ）。

#### 3) 派遣システムと調査委託

派遣システム 自治体や財団からの派遣は、同様の事態が起きた場合にも今後も実施すべきかについては、「はい」94%、「どちらとも言えない」6%と、肯定的意見が圧倒的となった。

多数の意見が寄せられているが、重複を避け、いくつかを挙げておきたい。

- いつどこで起こるかかわからない災害に対し、いつでも支援にいけるように広範囲の支援体制を普段から構築すべき（西日本県から岩手へ）。
- 調整や調査事務などの後方支援を行う人材を確保することで、復興に伴う発掘調査をスムーズに行える。特に文化財担当者がいない自治体に職員を派遣する場合は、文化財事務に慣れている職員を派遣することが良い（東日本町村から宮城へ）。
- 普段から大規模災害に対するマニュアルを各地方自治体で整備しておくべき。また、遠隔地での自治体間の協力関係を構築しておくべき。（西日本県から岩手へ）。
- 埋文庶務のできる職員と調査員がセットで支援に入ればもっと効率的（北日本市から岩手へ）。
- 市町村単位に都道府県単位の職員が派遣された場合の、意識レベルの違和感は予想以上に大きいようであり、できれば同程度の自治体規模の職員が理想的（東日本市から岩手へ）
- 復興事業が大都市近郊の住宅開発や地域基盤整備の広域開発と同様なので、大規模開発に伴う行政調査を経験した職員が有効に対応できる（西

日本市から岩手へ)。

- ・昨今の人員削減や現地調査数の減少に伴う職員・機関の経験値の低下を考慮すれば、今回と同等の派遣・同質の支援が今後可能かどうかは疑問であり、対応の検討が必要(西日本市から岩手へ)。
- ・震災から5年、自治体はいよいよ人手不足で、派遣したくても派遣できるような状況ではなく、善意や熱意だけに頼った派遣の呼びかけは無理(西日本町村から岩手へ)。
- ・未来の災害に対する調査の準備を行うため、地域ブロックごとに派遣や技術交流を日常から進めていくべき(東日本県から宮城へ)。
- ・様々な状況があるため、一概には言えないが、被災地および自治体の状況を把握しながら、密度の濃い支援をするためには同一職員の通年単位での派遣が望ましいと感じた(西日本県教委から宮城県へ)。
- ・支援先職員が今後整理をする上でこの面でも派遣元に戻ってから組織として協力ができるようにしていけると良い(西日本県から宮城へ)。
- ・震災直後には緊急を要するので、派遣もありうるが、根本的には長期的視野にたち、自治体の専門職員の増員、育成が望ましい(北日本町村から岩手へ、西日本市から宮城へ)。

自治体と財団間の弾力的な職員交流 財団から自治体へ、あるいはその逆への派遣が制限されたことについて、「現行のままで良い」10%、「どちらともいえない」19%、「柔軟に対応すべき」71%となっている。共済保険など職員の厚生面に関わる問題もあり、一概には解決しないと思われるが、このような結果を今後に生かすことが考えられるべきであろう。

- ・災害時の復興支援に備えるとともに、調査量の地域間変動等を緩和するため、弾力的な職員の派遣等を行えるシステムがあっても良い(東日本県から宮城へ)。
- ・発掘のみでなく行政的調整も多いので財団から自治体派遣はむずかしい。自治体から財団で発掘のみならいずれも可(東日本県から岩手へ)。
- ・調査だけなら柔軟に対応してもいいと思われるが、調整は自治体の専門職員でないと、特に専門職不在の被災自治体では難しい(東日本県から岩手へ)。
- ・財団職員の場合、発掘調査業務にのみ従事してきた職員の場合、事務や調整、市民への対応など、あまり経験したことのない業務をこなさなければならぬ場合がでてくると思われる。財

#### 4-(3) 調査の委託

派遣機関	測量など部分委託			民間発掘会社			
	はい	ケースバイケース	いいえ	はい	ケースバイケース	いいえ	
北日本	道県	13	3	0	1	14	1
	財団	2	4	0	1	4	1
	市	6	3	0	3	5	1
	町村	0	1	0	0	0	1
東日本	都県	9	12	1	4	12	7
	財団	2	2	0	1	2	1
	政令市	2	1	0	0	3	0
	市区町村	5	5	0	5	5	0
西日本	府県	22	22	0	5	31	8
	財団	5	3	0	0	5	3
	政令市	7	10	0	0	13	4
	市町村	11	2	0	1	9	3
	計	88	68	1	24	104	30

団から自治体、県から市町村など性格が異なる機関同士の職員派遣は問題が増えるだけではないかと心配(西日本市から岩手へ)。

- ・調整事務はともかく、試掘など、部分的に財団職員などができないものか(北日本財団から福島へ)。
- ・福島県文化振興財団職員が福島県に出向したことは、調査を円滑に進める上で助かった(東日本県から福島へ)。
- ・県外派遣においては制限すべきであると思うが、同一県内においては柔軟に対応すべきである(西日本県から岩手へ)。

調査の委託 測量などの部分委託などをもっと積極的に活用すべきかについて、「はい」が56%、「ケースバイケース」が43%、「いいえ」1%と、活用を肯定する意見が多くみられた。西日本の職員の66%が積極的活用を支持している。北日本の56%がケースバイケースとし、東日本はその中間の割合となっており、地域差が出ている。

民間発掘会社などをもっと積極的に導入すべきかについては、「はい」15%、「ケースバイケース」66%、「いいえ」19%となった。東日本の職員38%は積極的導入派で、北日本や西日本は17%程度に留まる。ここにも地域的な違いが認められる。

調査委託については、多くの自由記載があるが、民間導入の積極的意見の記載はほとんどなく、慎重あるいは条件付きの意見が目立った。重複を避け、いくつか列挙したい。

- ・測量や土工に係る委託は積極的に活用した方が良いが、従来から導入しているところならともかく、ノウハウのない自治体が急に導入しても効率化につながらず、かえって受入職員の事務量を増加するだけで受入側を苦しみ、時間と金

- の無駄遣いになると思われる（全国から多数の意見）。
- ・委託契約に不慣れな自治体の方が多いので、埋蔵文化財業務に特化した契約書の様式を共有化できればよい（西日本県から宮城へ）。
  - ・調査スピードが求められる復興の調査では、民間発掘会社や部分委託を行うことが必要なケースもあるが、その監督や委託方法について精通している自治体からの派遣が望ましい。（西日本市から岩手へ、西日本県から宮城へ）
  - ・昨今のような職員がどんどん減少していく状況で、次に災害が起こった場合、今回のような職員派遣は望めないという姿勢で、どうやって調査できる環境を確保するか考えた方がよい（西日本市から岩手へ）。
  - ・作業員などの人材や重機や道具などの物資も調達が難しくなっている中で、市町村直営よりも民間調査会社のネットワークや後方支援などのノウハウが必要と感じる部分が多かった。自治体や財団からの職員派遣と民間調査組織支援のハイブリッド策も有効（東日本市から岩手へ）。
  - ・予算措置の期限もあり、整理調査（報告書刊行）について、積極的に民間を利用することが文化庁から示されているが、「丸投げ」にならないようにしなければならない。安易な民間導入が、通常時にスタンダードになってはいけない。市町村にしっかりとした体制を確立するためにも（西日本県から岩手へ）。
  - ・民間はあくまで営利企業であり、文化財の保存活用や記録を目的とする発掘調査を全面的に委託するのは好ましくないと思うが、状況によって部分的に活用することはあってもよい（西日本県から宮城へ）。
  - ・復興事業の増加により委託契約が不調になると調査が滞る可能性があり、職員により対応できる体制は持っておくべき。自治体による臨時職員の雇用は時給を相場まで上げられないため、人の確保に苦勞する場面もある。賃金を高く設定できる民間会社の導入は一つの方法か（東日本県から福島へ）。
  - ・調査や関連事務などすべてを直営で行うことは少人数の市町村では無理があり、委託も必要であるが、その際のルール作りが必要（北日本市から岩手へ）。
  - ・民間調査組織の導入などは地域の実情に合わせるべき。いずれにせよ、最終的に行政がきちんと責任をとれる体制を構築すべきである（東日本市から岩手へ）。
  - ・民間会社は真にやむを得ない場合のみ徹底管理のもと本発掘調査に導入可と考える。分布・試掘調査など行政判断を要する事業には十分な管理は不可能であり、導入すべきでないとする（東日本県から福島へ）。
  - ・自治体の体制が整備されていなければ、民間発掘会社を導入すべきではなく、それは災害時であっても、その段取りだけは変えるべきではない（北日本財団から福島へ）。
  - ・非常時だからといって民間を軽々しく導入すると、体制の弱い自治体は復興後にも文化財行政を行いにくい体制となる場合が考えられる（西日本県から岩手へ）。
  - ・民間発掘会社の導入について、調査が終了しても長年資料整理が行われず、報告書刊行の目途が立たない状況では慎重かつ柔軟な議論が必要（北日本市から岩手へ）。
  - ・委託経験が無いことにつけ込んで法外な金額で受託する業者が見られる（東日本市から宮城へ）。
  - ・民間導入は慎重に考えるべき。管理、チェック体制が未熟な自治体が多く、業者が基準に達していない場合、現場の尻ぬぐいの手間が大変なばかりか、報告書作成をその業者に引き続き委託できないケースが考えられる（西日本県から宮城へ）。
  - ・部分委託や民間などの考え方は各自治体によって違いはあると思うが、緊急時に限らず、通常事業でも考えなければいけない問題である（西日本県から岩手へ）。
  - ・民間会社への委託を避けるための自治体職員の派遣であったが、派遣元では派遣職員の穴埋めを民間委託し、本末転倒となった（西日本市から岩手へ）。
  - ・岩手県の市では、未刊行の報告書を積み残さないようにするため、民間発掘会社と教育委員会の職員と一緒に現場を運営する体制となった。ただ、民間委託のノウハウがもともと無かったために、色々と契約に至るまで、またその後の苦勞も多かった（北日本市から岩手へ）。
  - ・地元の人たちが発掘に関与する、自分たちの手で発掘するということの重要性は最大限大切にすべき（西日本市から岩手へ）。
- 4) 派遣職員にとっての成果や今後の取り組みなどへの意見
- 派遣職員の精神的な動き 派遣職員の精神的な動きとして、①最初の3ヶ月（お客様期）②半年程度（反発期）③1年以降（平準化期）の3期間

に区分できるという（北日本県から岩手への派遣職員による）。

①の時期には、派遣職員も受け入れ側も遠慮があるためなんとなくうまくいく。

②の時期になると、派遣職員は元々モチベーションが高いので、「なぜもっと円滑に進まないのか？」といらだち始め、その原因を受け入れ側の体制不備に求める。受け入れ側は不自由な条件下で頑張っているのに、逆に「条件のいいところに合わせて好き勝手言っている」と不快に思い、お互いにぎくしゃくする。

③の時期になると、派遣職員は現地の状況になじみ大体のペースが飲み込めてあまりいらだたなくなり、業務が円滑に進み始める。

このような心の動きがあることを、あらかじめ派遣職員・受け入れ側・派遣元に周知しておくこと心の準備ができる。精神的な動きに予測を立てておくことで、派遣職員は自己分析して、受け入れ側とあまりぶつからなくてすむだろうし、受け入れ側も、そういう時期だからとうまくいなすことができるという。

派遣職員にとっての成果と反省 派遣された職員は、これまでとは異なる日常の中で奮闘し、その中から得たものは決して小さくはない。

- ・派遣は自分自身にとって地域と文化財保護について深く考える時間と課題をもちうることができた。非常に良い勉強になった（西日本県から岩手へ）。
- ・常に念頭に置いていることだが、あらためて、埋蔵文化財・埋蔵文化財調査・文化財保護行政の「社会的意義とは何か」について考える契機となった。つまり、我々の仕事が、埋蔵文化財が、「今」のそして「これから・未来」の生活・社会にどのように、どれだけ貢献できるのか。考古学・歴史学の学問の立場においても、原点であり、基盤であることを、学生、若い研究者に伝えていかなければならない（西日本県から岩手へ）。
- ・派遣に手を挙げたことに後悔はしていないし、地元で少しでも貢献できたことに誇りを感じている。考古学に携わってきたが、学問が初めて人の役に立ったと感じた。被災地三陸の歴史が明らかになっていく中、この成果を地元の人びとの誇りになるように結び付けてこそ、派遣業務の結実といえる（西日本市から岩手へ）。
- ・被災地での文化財情報の共有がうまくできなかったのが残念である。県レベルの情報は提供されるが、市町村レベルの情報はほとんど届い

てこない。県境を挟んだ隣市の遺跡現地説明会の開催を知る機会がなかったことがある。これは派遣先の自治体や文化庁の問題ではなく、派遣された職員同士がつながって行って共有化を構築しなければならないもので、私自身振り返って反省するところである（西日本市から岩手へ）。

- ・派遣先だけではなく、他県の職員と情報交換できたことは非常に有意義であった。また、自分の県の立ち位置も明確になるように感じた（北日本県から宮城へ）。
  - ・どこまで貢献できたか？「あの時こうしていれば良かったとか、ああしていれば…」などと反芻する日もあるが、自分としては出来ることを行ったと考えている。被災地の今後のことを考えると「胸が張り裂けそう」。これからも、自分にできることはないかと、考えてしまう（東日本県から福島へ）。
  - ・親しくさせていただいた被災者の方の言葉です。「ここに箔をつけるために支援にくる人がたくさんいる。わかっているけど丁寧な対応をしなくてはならない。他にしなければならないことが沢山あるのに・・・本当に助けてほしいこともたくさんあるのに・・・」（西日本県から宮城へ）
- 今後に向けて
- ・発掘調査については、大規模復興事業の本体工事部分について、先が見えてきたが、これに関する付帯工事や、優先順位を下げていた通常調査についても、急増する見込みである。また、あくまでも現地調査の先が見えつつあるのみであり、整理調査・報告書刊行、そして地域・社会への還元については、まさにこれからであり「目途がついた」との表現には違和感を覚える（西日本県から岩手へ）。
  - ・集中復興から復興創生の5年に移行するので、この機会に被災三県の復興に係る埋蔵文化財保護事業を総括する必要性を強く感じる。分布・試掘・本発掘調査の事業名、その目的、調査面積、期間、成果、予算（費用・科目）、調査員の員数など。加えて各年度の県の埋蔵文化財保護の人的体制、自治体派遣、財団間派遣の状況について。事業の無駄、無理が見えてくるかもしれないが、埋蔵文化財保護関係者の共通の情報として、また、国民やメディアのためにもこうした情報は明確化しておくべきである（東日本県から福島へ）。
  - ・自分を含め、派遣職員が携わった復興調査によって、地元の人たちが、地元の歴史や自分たちの祖先のことを考え、同時に自分たちのまちの復

興を考え、それらが結びつくきっかけになったのではないのか。このことが、きっと復興自体を、また復興後のまちや人々を支える地域のチカラになっていくことを期待している（西日本県から宮城へ）

- ・震災から5年がたち、また派遣元へ戻って月日がたつと、我々派遣経験者ですら、被災地への思いがうすらぐ時がある。いつまでも被災地に寄り添い、一緒に復興への道のりを歩んでいく思いを皆で持ち続けたいと思う（西日本市から岩手へ）。
- ・県教委と市町村教委の連携が非常に大事と感じた。派遣以前には連携が上手くいってなかったのが、以後の調査遅延にまで発展したのでは、と感じる。普段からの連携が大事（西日本市から岩手へ）。
- ・震災から5年が経過し、復興の進捗に大きな地域差が生まれていると感じる。復興が遅れている、あるいは担当者が1名しかいないような市町村へのさらなる支援が必要であろう。調査のみならず報告書刊行までの十分な支援が必要と感じる（西日本県から宮城へ）。
- ・多くの大切なものが失われた地で実施された大規模な復興調査は、結果として、これまでの認識に見直しを迫るような多くの調査成果をもたらした。地域の誇るべき新たな歴史像を築きあげるうえで、これらの調査成果を、地元だけに負担を負わせることなく、しっかりと整理・報告できる体制が構築されるよう祈念する（東日本県から宮城へ）。
- ・次の災害に備え、各自治体（都道府県単位か）は大規模災害時の発掘調査や整理作業・報告書作成の基準を事前に作成すべきだと思う（北日本県から宮城へ）。
- ・確認調査の結果を、地域住民に周知する機会がなく心残りであったが、派遣終了後に当時の生涯学習課長に、その機会を与えてもらい感謝している。復興にもっと歴史・文化を取り入れて欲しかった（西日本市から岩手へ）。
- ・派遣中、マスコミの誤った報道（誤解、意図的な悪意）により困ったことが何度もあった。誤った報道を一般の人々が信じれば、派遣職員の士気は下がり業務にも支障をきたす恐れがある。普段からの広報や啓発がより必要であると思う（西日本県から宮城へ）。
- ・復興とは、一に生業の確保、二に住居の確保であった。開発工事箇所が遺跡として発掘調査の必要性を説明しても理解や協力を得るのは骨が

折れた。ましてや、東北に多い石碑や板碑、民俗文化財資料などの保存や調査には前向きな理解は少なく、有形無形の文化財保護の重要性を訴え続けるしかなかった（東日本市から宮城へ）。

- ・福島への継続的な支援が必要だ。特に今後増加する中間貯蔵施設に関連する大規模な調査、市町村の復興に伴う街づくり計画に伴う調査等、国が主体となり、県・市町村・財団の役割分担が必要となる。国が率先して調整をはかるべきである。文化庁の役割が重要だ。規模の大小を問わず災害派遣は今後も増加する可能性が高い。阪神淡路・東日本などの経験を伝え、断絶することなく今後に生かす必要がある（西日本財団から福島へ）。
- ・九州にいと、東北の情報が殆ど入らない。震災から5年、復興事業は大々的に取り上げられるが、文化財部門は取り上げられ方（どう復興に役立ったか、等）が少な過ぎる。速報展などを大都市ばかりで開催するだけでなく、もっと細かい地域で巡回展示した方が良い（西日本市から岩手へ）。
- ・遺跡はほとんど被災しなかったこと。また、過去の災害の歴史を明らかにできる埋文調査は防災にとっても役立つことを強く感じた。今後はこれらのPRにもつとめたいと思っている（西日本市から岩手へ）。

#### その他の個別意見

- ・他市町村に来ていた派遣職員の方々からも、派遣元での業務量が多く、ギリギリの状態でも職員を被災地に出しているという声が多く聞かれた（北日本市から複数県へ）。
- ・県教委の担当職員（情報をまとめ判断を下せる）が出張などで不在が多く、沿岸市町村の連絡や問い合わせに支障が少なくなかった（北日本市から岩手へ）。
- ・県庁から2時間かかる沿岸に現地事務所を設け、被災自治体の状況把握や要望などを積極的に把握してもよかった。沿岸の南北間の移動も時間がかかり課題もあるが、県庁と沿岸ではさまざまな温度差がある（北日本市から岩手へ）。
- ・岩手県内での自治体間の交流があまり行われなかったことが残念（震災前は毎年研修会や交流会が行われていた）（北日本市から岩手へ）。
- ・派遣職員間での派遣に来ていることの意識の違い、スタンスの違いを非常に感じた（西日本市から岩手へ）。
- ・派遣先よりも派遣元の職員数が仕事量に比べ少ないと感じた。

- ・本市より、派遣先の業務量が極端に少なかった  
ので、社会人になって一番健康的な時間が過  
ぎた（西日本市から岩手へ）

#### 5) 日本考古学協会への意見

- ・自助努力も限界があり抜本的な人的体制の強化  
を考古学協会として考え、提案しなくてはなら  
ないのではないか（東日本県から福島へ）。
- ・多くの派遣職員が不慣れな土地で調査にあたる  
必要に迫られていたわけだから、考古学協会側  
も組織としてもう少し積極的なサポートをすべ  
きだった（東日本県から岩手へ）。
- ・今後起きるかもしれない第3の震災に対して、  
考古学協会がより良い対策をみちびき出して  
くれることを期待している（西日本県から岩手  
へ）。
- ・今まで発掘調査事例が少なかった沿岸部である  
ので、発掘成果をいかにまとめ、今後に生か  
せるかが問題。これは考古学協会として訴え  
るべきである（西日本県から岩手へ）。
- ・協会にはもう少し活躍を期待していた。ボラン  
ティア会員の登録をして協会派遣はいかがか。  
協会は自由に活躍できる。新たな可能性を求  
めて（北日本市から岩手へ）。
- ・考古学協会が主体的に何をしたかとともに、何  
ができなかったのかを報告し、分析してほしい  
（西日本市から岩手へ）。
- ・考古学協会これまでの報告会等のチラシ、配  
布資料なども保存し、被災各県や大学の図書  
館に「震災資料」として寄贈してほしい。埋文  
業界内だけでなく、「震災・復興史」の中に復  
興調査が位置づけられることを望む（西日本  
県から宮城へ）
- ・文化財の保護・管理・啓発といった意識が低い  
ところもあると、今回の派遣で実感した。考  
古学協会だけに限らず、日本史学会、民俗学  
会など、文化財に関する専門機関が連携協  
力して声をあげてほしい（東日本市から宮  
城へ）。
- ・東北での経験を派遣元のHPに連載し、作  
業員さんたちから喜ばれてやりがいを感じ  
た。被災自治体の体制強化については、考  
古学協会としても積極的に助言、提言を行  
ってほしい（西日本県から宮城へ）。

### 3 アンケートから見えてくるもの

#### (1) 復興調査実施の問題点

##### 1) 復興調査の課題

アンケート結果をまとめてみると、さまざまな課題が明らかになってきた。

被災地機関では、それぞれの機関の庁内での調整に苦勞した割合が高く、トラブルが多かったところもあった。埋蔵文化財に対する理解の障壁が内部にあったともいえる。これには、災害時に文化財側の論理を付け焼き刃的に振りかざしても説得力が弱く、通常時から足腰を鍛えておく必要がある。実際に2011年度から早めに動いた機関は通常時から文化財保護行政を充実させているところが多かった。

県教委と市町村教委との連携について、全般的に円滑に進められたようであるが、信頼関係があまり築かれていないのではないかとみられる指摘があった。県の担当者が全体を取り仕切り過ぎたり、組織としての蓄積が生かされない場面があったりした。市町村も県に対して過剰な期待を抱いているように思える回答もみられた。概して県の担当者は異動で替わり、市町村では長く担当する機会が多い。やはり通常時から信頼関係を築く努力が双方に求められている。

職員体制について、岩手では被災市町村で職員が増員されたが、宮城や福島では増員の動きはほとんどみられなかった。この違いは、県への依存度と市町村の自立度のバランスなどが影響しているものとみられるが、さらにその要因を探って、他の自治体の参考にしたい。

復興調査は、被災地の職員と全国からの派遣職員の奮闘によって成り立っていたと言っても過言ではない。アンケートによると、派遣職員を送り出した機関の3割で職員増や配置換え、内部支援が行われた。組織の見直しがない機関でも業務の内部調整が行われていた。

問題点として、通常業務に大きな支障があった機関は25%あり、多くは市町村であった。また派遣元での無理解を嘆く声も聞かれた。こういった問題点を一過性ではなく今後の改善に結びつける努力が必要である。

#### 2) 整理作業及び報告書作成

3県で218遺跡158冊分の整理作業と報告書作成があり、すでに刊行されたものも多い。一応報告書刊行の年次計画も立てられているが、整理作業に職員が専念できない状態が続いており、見通しがはっきりしないものも少なくない。こういった状況を再点検し、支援策を講ずることが喫緊の課題である。

派遣機関や派遣職員は整理作業や報告書作成を最も心配していた。報告書作成で問題となるのが派遣職員の手がけた遺跡や遺構の整理と思われる。報告書作成まで携われない派遣職員に派遣期

間内に行う基礎整理の項目や方法を記載した整理マニュアルがあれば、派遣職員がいなくとも問題は大幅に減少するはずである。

また、報告書の作成に対する考え方は県によって異なっていた。災害緊急時において特例として簡略的な報告書作成を考えていた県と、これまでとあまり変わらない内容を考えている県とがあった。しかし、簡略化の方向を出した県でも実際は報告書作成を進めていくと、簡略化の中で提示されない調査データをそのままにせず、公表する方向に変わってきている。

### 3) 調査方法

今まで各機関で固定化していた調査方法は、職員派遣により大きく揺らいだ。岩手や福島では派遣職員の自主性が比較的尊重され、軋轢までには至らなかったようであるが、宮城では実測方法や調査員の職務をめぐる派遣職員との間で意見の違いが2012～13年度頃にみられた。

伝統的な宮城方式の是非はともかく、各地のすぐれた調査方法を吸収し、より効率的で精度の高い調査を目指す度量があっても良かったのではないかと思われる。これは岩手や福島、また県だけでなく市町村にも言えることである。

また慣れない土壌や遺構、遺物に向かう派遣職員のために発掘マニュアルが必要であろう。

## (2) 調査運営、組織

### 1) 派遣システム

大規模災害時における職員派遣の必要性は、機関、派遣職員のおよそ9割が認めている。一方で同様の災害時に受け入れを希望する被災地の機関は26%、派遣機関で再び派遣職員を送り出すとしたところは24%、ケースバイケースが75%となっている。職員派遣の必要性を認めているが、本音では尻込みしていることが窺われる。受け入れ側と送り出し側双方に疲労感があるのだろう。その疲労感は、派遣そのものが大きな負担を強いられること、非効率的な業務運営、派遣先からの情報不足、福利厚生面での不公平や心身のケア不足などが要因となっていると思われる。

### 2) 民間委託

測量などの委託については、推進や容認する意見がやや多いが、委託事務に不慣れの場合はかえって負担が増えるだけとの声も少なくない。導入には、総合的な効率性の担保が求められている。

また発掘調査そのものを民間発掘会社に委託する方式については、賛成より反対がやや多いだけで、ケースバイケースも6割強を占めており、議論が分かれている。

仮に発掘会社導入を図る場合でも、委託する側の体制が整い、調査に責任をもつことが前提である。そのことを踏まえ、なし崩し的な導入が図られないよう、議論が進められることを望みたい。

### (3) 普及活動

地域社会の理解があって、文化財保護が地に足を付いたものになる。被災地の各機関は、現地説明会や遺跡報告会など普及活動などに力を入れ始めている。地域住民の反応も良く、失われた地域の歴史や文化に関心をもつ人も増えている。

アンケートの自由記載欄に、発掘調査成果をまとめ今後にかかして行く役割を考古学協会に期待する声があった。3県の考古学会や関係団体が自治体と連携して、普及活動を充実させていくことを考えていければと思う。

### (4) 今後に向けて

復興調査にたずさわった被災地の機関、派遣職員を送り出した機関、派遣職員のアンケート結果には、それぞれの立場で復興調査に真摯に向かい合った声が詰まっている。また今後に向けての提言も数多く含まれている。

ここで明らかになったさまざまなケーススタディや課題などを、今後にかかす行政的取り組みが必要であろう。そのことが埋蔵文化財保護行政の充実に確実につながっていくはずである。

## 第7章 マスコミ報道と復興調査

### (1) 復興事業と埋蔵文化財に関する報道

渡邊 泰伸

はじめに

2011年3月11日14時46分、私は仙台市の自宅前で大震災に遭遇した。地面が揺れ、電線がうなり、屋根瓦やガラスが落下する音が響いた。私の地震体験は新潟地震、仙台沖地震に続く3度目であったがその中でも最も強い揺れを感じた。余震が続き恐怖で建物の中に入れずおりしも降り出した小雪の中に立ち尽くした。自宅は半壊であった。すべてのライフラインが止まり10日に渡る耐乏生活を余儀なくされた。こんな中で一番欲しかったのは正しい情報であった。携帯電話のテレビもバッテリー不足で役立たず、ラジオだけが頼りであった。マスコミによる報道がいかに必要であり欠かせないものであるかを痛感した。そこで、ここでは震災後のマスコミ報道と復興調査のあり方を通して危機管理の時の文化財は如何にあるべきかを、被災者そして地域に生きる研究者として考えてみたい。

#### 1. 「復興の妨げ」

2012年3月21日(水)

河北新報

に大見出しで「埋文調査移転の足かせ」[一南三陸町の高台遺跡多数一文化庁迅速化へ職員増援一]との記事が掲載された。

大きな被害があった南三陸町での計画されている高台移転地に、未調査の遺跡が多数あり移転が遅れかねないとして、復

興を急ぐ自治体の要望を受け専門職員20名を派遣して調査を急ぐという内容である。宮城県文化財保護課・専門家は「きちんとした調査」の必要性を説き、行政の立場から佐藤仁町長、行政区長の佐藤徳郎氏は「生活者の立場を優先」の意見を述べている。さらに、岩手県下でも同様な事例が起きているとしている。

文化庁も全国から支援の専門職員を集めて派遣し、調査を迅速に済ませて復興につなげたいとしていると、まとめている。

立場の異なる両者の意見を取り上げその対策を紹介している記事となっているが、必ずしも公平な記事ではない。

この記事の視点には埋文は「足かせ」、すなわち復興を遅らせる障害という視点がうかがえる。この事は文化財特に埋蔵文化財に対する考えかたに見られる表現でマスコミはスクープ性を重視し、「開発か埋蔵文化財か」という二項対立でとらえがちである。

市町村で埋文担当者採用の時に試験担当者から「専門バカはいらない」「生活保護と文化財保護どちらが優先する」という言葉を掛けられたことがあったのも事実である。

平常は少人数で埋文調査、関連事務から教育委員会の関連業務まで対応が迫られ、発掘調査でフィールドワークをこなし、出土遺物を整理して報告書を作成しなければならない。過労から体調を崩す職員や、部署を変えてほしいと希望する職員もいる。

支援を受けて臨時に調査チームを編成して対応しても、調査終了後は一人で報告書作成をしなければならない。この現状では職員を募集してもなかなか集まらないのが実態である。ましてや期限付きなど都合のいい専門職は早々いない。

今後、市町村の埋文体制をゆとりのあるものに整備するか、他の方法を考える必要があるのかもしれない。埋文担当者の立場を考慮した言葉の使い方が切望される。

## 2. 津波警告碑

津波に関する警告碑は各地に残っていた。しかし、それらが気が付いたのは津波による大被害が起きてからであった。まさに後の祭りである。

2011年)9月29日(木)の河北新報

[「過去の大津波教訓伝承」記念碑倒壊・流失相次ぐ 「風化防止へ工夫必要」]

明治三陸大津波(1896年)、昭和三陸津波(1933年)の教訓を伝えるために気仙沼市内に建て

られた津波記念碑33基のうち、22基に東日本大震災の津波が到達していたことを紹介している。海から約800m内陸にある気仙沼市波路上の地福寺にある大震嘯災(しょうさい)記念碑に集団移転の効果が書かれていた。記事の最後に、識者の意見として教訓を後世に伝えるために設置の方法や場所には工夫が必要であることが述べられている。

このことについては先人の、そして今の人の考えた二つの事例がある。

仙台市南小泉の波分神社は慶長16(1611)年の慶長三陸地震で発生した大津波が二つに分かれその後、水が引いた場所とされ、本殿の下に浪分神社創建当時の石祠が納められている。「神社が創建された後、大津波があり何度も大波が押し寄せ多くの溺死者が発生した時、海の神が白馬に乗って降臨し、襲い来る大津波を南北二つに分断して鎮めた。」という「白馬伝説」が天保6(1835)年の宮城県沖地震以降に語られ稲荷神社を「浪分大

明神」という名で呼ばれるようになった。

「桜ライン 311」とは、岩手県陸前高田市の認定特定非営利活動法人の桜並木を植える活動である。

東日本大震災津波で壊滅的被害を被った陸前高田市内の約 170km に渡る津波の到達ラインに、10m おきに桜を植樹して桜並木を作り、津波の恐れがある時に並木より上に避難するよう伝承していく活動をしている。

古い工夫と、新しい試みが行われている。報道には先達の努力を今に生かして活用し、地域に貢献するという視点が欠かせないのではないだろうか。

### 3. 復興の光と影

2015 年 9 月 3 日 朝日新聞

[文化・文芸 復興の裏 失われる遺跡 宮城 集団移転・道路建設の予定地に ]

2015 年 8 月 1 日 読売東京版夕刊

[探Q 宮城の合戦原遺跡 なぜ注目]

宮城県山元町合戦原遺跡と栗原市入の沢遺跡を紹介し、どのように対応すればよいのかの問題点を投げかけている。

合戦原遺跡は 7～8 世紀の横穴墓 54 基や製鉄遺跡、前方後円墳などが見つかっている。この地は病院関連の土地として広い空地があったことから、山元町の集団移転用地としての開発が行われることになった。用地内からは続々と遺跡が発見され本調査が多くの派遣職員の支援を受けて実施された。

この遺跡の最大の成果は「線刻壁画のある横穴」(A 区 38 号)が発見されたことである。線刻壁画は「葬送の場面でないか」とも見えると評価されている。さらに、横穴群からは金銅製の太刀、壺鏡(馬具)、須恵器などが多量に出土した。これらは中央政権と古代亶理郡との係りを考えさ

せるものであり、亶理地区で重要な役割をはたした一族の墓と考えられる。

この横穴群に対する関心は高く、多くの研究者が見学を訪れその重要性を指摘しその保存を訴えた。一般の関心も高く現地説明会には 450 名を超える参加者が押し掛けた。

しかし、工事の大幅な遅れは許されず、この問題に対処した山元町の関係者の努力は如何ばかりであったろうか。

協議の結果「線刻壁画のある横穴」は線刻壁画のある横穴の壁を、切り取り保存することに落ち着いた。

栗原市入の沢遺跡は国道 4 号線築館バイパス予定地でその建設のために発掘調査が始まった。遺跡は古墳時代前期の集落跡で台地上に柵で囲まれ、鏡、鉄製品(刀など)、玉類などが出土した。このような組み合わせは、通常は古墳に埋納される遺物である。さらに集落跡群は火災にあっている。これらのことからこの遺跡は 4 世紀の栗原地区と中央の王権との関係を知る重要な遺跡であることが分かった。

日本考古学協会からは保存を求める要望書が提出された。この遺跡に対する関心は高く地元の栗原市文化会館で「古代倭国北縁の軌轢と交流—栗原市入りの沢遺跡で何が起きたのか」と題するシ

東日本大震災からの復興のために全国の自治体から種々の形で支援職員が派遣されて被災関連の仕事に従事している。

2013年1月に岩手県大槌町に派遣されていた男性(45)が自殺してしまった。事務系の仕事をしていたと聞く。

これが契機となって派遣職員のメンタルヘルスが大きな問題となってきた。

派遣元も財政状況などから職員が削減されその中で派遣は大きな負担であり、中核となっている職員を長期の派遣に出すことはできない。文化財関係の派遣で各地から来た方々とお会いする機会があった。派遣職員の方々は再雇用された方と勤務して2~3年目の方が多かった感がある。

慣れない風土・環境の中で派遣職員として働くことの大変さは想像に難くない。冬場に雪かきをした後に調査を行う体験は西日本からの派遣職員にとっては初めてであったらう。

宮城県山元町の合戦原遺跡で7月、人や鳥とみられる多彩な図柄を繙刻した壁面がある。7世紀後半~8世紀前半頃の横穴墓が見つかったと発表された。高松塚古墳(7世紀初め)やキトラ古墳(7世紀末~8世紀初め)の豪華な壁面に比べはるかに稚拙に見えるが、考古学者の注目度が高い。なぜなのか。(清岡央)



同遺跡では、町教委の発掘調査で、丘陵の凝灰岩を基とした7世紀の横穴墓5基が見つかった。壁面は、うち一つの墓に描かれ、墓の入り口付近からは金銅の装飾が付いた大刀が出土。他の墓からも馬具やメノウの勾玉、碧玉の管玉など豪華な副葬品が見つかり、被葬者たちがこの地域一帯で大きな勢力を誇ったことを感じさせる。

# 探!

## 宮城の合戦原遺跡 なぜ注目?



合戦原遺跡で見つかった繙刻壁面

### 九州の横穴墓と類似

いた。中央付近には、目や口がはつきり確認できる人物2人が描かれ、片方の人物は手に長い棒状の道具を持っているように見える。上部には、空を飛ぶ複数の鳥とみられる生き物が描かれ、人物の横には、高床式建物のような絵も描かれている。

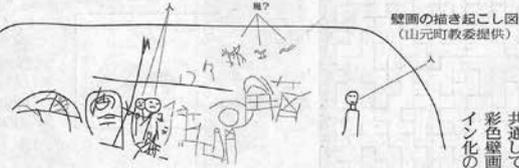
阪口和弘・元同志社大学教授は、「葬送の場面ではないか」とみる。人物は葬列を組む、長い棒状の道具はのほりみ、そのもので、建物は遺体を埋葬する前に仮に安置した「喪屋」ではないか」という見立てで、古墳や横穴墓の壁面といえは、人物、馬、

舟、幾何学模様などを個別に描いたものが多く、「具体的な場面を表現したとみられるものは極めて珍しい」という。「死者があの世の世界で暮らしているイメージではないか」という声も多く、いずれにしても、当時の世界観を強く反映しているという見方は

10~20枚もの長い巻道を持ち、途中で折られたものもある構造で、壁面の繙刻が彫りの深い表現で表現されているのが、九州の横穴墓の特徴と似ているという。もと、装飾古墳・横穴墓は、福岡・熊本両県など九州と、関東地方から南東北にかけての太平洋側で数多く確認されている。後者は、赤い彩色で幾何学模様を鮮やかに描いた虎塚古墳(茨城県ひたちなか市)や、人物や鳥などの繙刻壁面を持つ長柄横穴群(千葉県長柄町)などが知られている。遠く離れた九州と東日本の間に何らかのつながりがあった可能性は、これまでも指摘されていたが、文献などに具体的な手がかりはな

共通している。「繙刻壁面は彩色壁面よりも象徴化、アサイン化の度合いが低く、それだけ古代の思考に関する情報を読み取れる」(松木武彦・国立歴史民俗博物館教授)という評価もある。

さらに、今回改めて注目されているのが、九州との関連だ。「合戦原遺跡の図面だけを、九州の研究者が見ればみんな「これは九州の横穴墓」と言ってしまう」。現場を訪れた高倉洋彰・西南学院大学名誉教授は、そう驚く。玄室の手前に



壁面の描き起こし図 (山元町教委提供)

「合戦原遺跡の図面だけを、九州の研究者が見ればみんな「これは九州の横穴墓」と言ってしまう」。現場を訪れた高倉洋彰・西南学院大学名誉教授は、そう驚く。玄室の手前に

は黒潮の流れに沿った地域」と指摘し、何らかの事情で、九州の人々が海路、集団で移動し、その子孫が東日本に九州に似た墓を造ったとみる。7世紀は、中央集権化が着々と進められ、東北では蝦夷との緊張関係が高まっていた時代だ。新たに見つかった壁面は、古代の日本列島内で、人々がどう移動したのかを巡る議論に、新たな材料を提供したと言える。

ンポジウムが開催され多くの市民の参加があった。

これを受けて、栗原市は保存の方向で検討することになった。入の沢遺跡は多くのハードルを乗り越えて開発と遺跡保存が両立した好例となった。

しかし大震災関連で調査された多くの遺跡は記録保存となっているのが現実である。可能な限り保存するという姿勢は必要であろう。

埋蔵文化財は一度壊すと二度と元に戻らないものである。埋蔵文化財を私達の次の世代に、可能な限り残し伝える必要がある。

#### 4. 復興派遣職員

2015年9月8日 河北新報  
[助っ人疲弊 余裕なし 復興応援職員の派遣長期化 激務 単身赴任生活 自殺も]

また、宮城をはじめ全国で震災に係る多くのシンポジウムが開催された。大学主催、諸学会によるシンポジウムが毎月のように開催された。宮城にいながらすべての会には対応できなかった。救済ネットワークもシンポジウムもこれほど多くなると掌握するには無理がある。

ネットなどを活用して一覧する仕掛けはできないものであろうか。今後同様な震災が発生した時に備え、人材を有効に活用する方法を考えておくべきであろう。

## 6、もう一つのマスコミ

現在はネット社会である。ネットによる発信も大きな情報源である。問題のあるブログもあるが率直な姿が語られているものもある。

「IMF」Iwate Miyagi Fukushima

東日本大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る派遣専門職員交流会

(略称「東北埋文派遣会」超略称「IMF」) 記念誌 VO1.1 2013.5.31 PDF のみの刊行

岩手・宮城・福島に派遣された方々の経験、感想と今後の抱負をまとめたものである。巻頭言に曰く「・・・今後、各地で地震の発生が予測される昨今、この記録集が少しでも参考になれば、法外

の喜びであります。」

各地から派遣され文化財調査に従事した方々の記録集である。建前論もあり、派遣生活の寂しさ・地元担当者との確執・方法論の違いなどネット環境という媒体ならではの赤裸々な文章が綴られている。

阪神・淡路大震災を乗り切った大阪府や兵庫県の調査体制・手法に学ぶものも多い。全国から派遣された方々と交流できたことをプラスの体験として生かして行きたいものである。「東北埋文派遣会」はブログで見ることができる。

## 7、おわりに

東日本大震災に伴う文化財調査はこれまでの20年分の調査量が1年で出現したようなものである。これまで慣例、前例に従ってできたものが機能しなくなった。

全国からの派遣された職員が一つ現場ですり合わせをするというこれまで無かった体験もあった。後日振り返った時、今回の大震災関連調査が、埋蔵文化財のあり方にとって大きな画期となっているのかもしれない。

## (2) マスコミの復興調査報道の課題

岩手日報論説委員  
黒田 大介

はじめに

東日本大震災から6年。被災3県の状況を概観すれば、地震・津波被害が甚大だった岩手・宮城県では、復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査は概ね一段落し、高台造成や災害公営住宅の整備が進み、新しい復興のまちの姿が少しずつ目に見えてきている。一方、福島県は東京電力福島第1原発事故の収束が見通せず、今なお過酷な状況にある。

筆者は、岩手県の地方紙「岩手日報」の記者、そして論説委員として、復興調査の現場を見つめてきた。本稿では岩手を中心に、宮城と福島も視野に入れつつ、「復興の壁」という言葉に象徴されるマスコミの復興調査報道の課題を振り返り、今後の展望を考察したい。

### 1. 「復興の壁」への違和感

2011年3月11日、筆者は学芸部記者として文化財を担当していた。その日から1カ月、文化欄は休載となり、その間は避難者名簿の入力作業などに携わっていた。「文化どころではない」状況で、文化（財）を報じることに何の意味があるのか。これから何年かかるか分からない復興の歩みの中で、文化は何の役に立つのか。自問自答を続けていた。

3月下旬から徐々に始まった文化財報道は当初、被災博物館資料のレスキューが中心。その時、直面したのが「人命か、文化財か」という二者択一だった。人命救助が最優先であることは言うまでもないが、津波をかぶった古文書などをいつまでも放置していると、古里の歴史文化を再構築する手がかりが永遠に失われてしまう。とはいえ、全国の警察官や自衛隊員らが懸命に人命救助を続けている中で、文化財を救うことについて報じるのはモラルに反する行為ではないか…。

そんな思いを抱えつつ、博物館など文化施設の被災状況取材するため、沿岸部へ。津波で壊滅した陸前高田市立図書館に足を踏み入れると、そこには、泥にまみれた郷土資料のレスキューに励む市民の姿があった。陸前高田古文書研究会の有志だった。会員3人を津波で失いながらも、「郷

土の歴史を守ることが、生き残った者の使命」と涙をこらえて作業に励む様子を、4月15日付で報じた。

会員たちの姿に、「人命」と「文化財」は二者択一ではなく、等しく救うべきであることを学び、かつ、励まされた。この学びが、復興調査報道に際し、「復興か、発掘か」の二者択一ではなく、両立を図るためにどうあればいいのかを模索する姿勢につながったように思う。

博物館資料など有形文化財は、岩手では50万点以上が救出された。県立博物館を中心に、全国の博物館などの協力を得て今なお修復作業が続く。復興が長期化し、なお多くの住民が帰郷を願いつつも遠方への避難生活を強いられる中、文化財は住民と古里とをつなぐ紐帯として、その価値を一層増しているように思われる。

一方で埋蔵文化財は、膨大な調査量に加え、有形文化財ほど住民に馴染みがないだけに、調査に大きな困難が伴うことは早くから予想された。

岩手県の埋蔵文化財行政は1970年代、東北新幹線など大規模開発に伴い本格化した。調査は内陸部が中心。津波で大きな被害を受けた沿岸部では調査事例が少なく、埋蔵文化財専門職員の数も少なかった。発掘調査の現地説明会に足を運んだことのある住民も、内陸に比べ少なかったことだろう。沿岸12市町村には縄文時代や古代を中心に3635遺跡が確認されているが、その大半が丘陵や尾根上に立地。復興のまちづくりの候補地とは、すなわち、遺跡の密集地である。

そんな中、本紙は発掘調査が本格化する前に、いち早く「復興と発掘の両立」を提唱した。2011年10月8日付論説「高台移転と遺跡 歴史をつないで進もう」では、阪神・淡路大震災の復興調査が地域の土地の歴史を見直す機会になり、復興の手助けになったことを例に挙げ「人々は遠い祖先が住んでいた場所に再び戻ろうとしている。安心できるまちづくりはどうあるべきか。学べるものがきっとあるはずだ」と結んだ。

だが、全国から駆けつけた専門職員の支援を受け発掘調査が始動すると、主に全国紙やテレビで、調査を「復興の壁」と見なす報道が散見され

るようになった。典型的な例を挙げる。

『500年前よりも私たちの今を考えてほしい』…仮設住宅で暮らす男性は怒っていた。町が災害公営住宅の建設予定地の高台で造成工事を始めたところ、数百年前の陶磁器や古銭が出土。調査のため、工事がストップした。…」

「被災地の高台移転に意外な『壁』が立ちはだかっています。…高台にある移転候補先に遺跡が埋まっているため発掘調査が行われています。調査は1年半。その間、住宅は建てられません。…」

このような報道に見られる「復興か、発掘か」の二者択一的思考は、どこから生まれたのだろうか。おそらく、用地確保の困難、作業員や資材不足など、被災者の速やかな生活再建を阻む様々な課題の中で、一見のんびりした発掘調査の光景が最も分かりやすい「壁」と映ったからであろう。

こうした報道について、筆者は二つの意味で違和感を覚えた。一つには、本当に住民の思いを代弁し、反映している報道だったのか。

2012年5月27日、復興調査では岩手初の現地説明会が宮古市の赤前I牛子沢遺跡（縄文・奈良時代）で開かれ、取材に向かった。地域住民ら計133人が参加。先人の生活様式など質問も活発で、住民の関心は非常に高かった。その後、復興調査のみならず様々な取材で被災地を何度も訪れているが、復興の遅れに憤りを訴える住民にしても、調査がその元凶とする認識は、ついぞ耳にしたことがない。さらに、津波避難路工事に伴う調査で出土した縄文貝塚・屋形遺跡について、釜石市が保存を決めた背景には、保存活用を願う市民の声があったことも指摘しておく。

もう一つの違和感は、「貞観以来」「千年に一度」などと称された今回の大震災津波の報道が、「復興か、発掘か」という表層的、近視眼的なレベルで留まっていっているのか、ということだ。

大陸プレートの下に太平洋プレートが沈み込む境界に位置する三陸沿岸には、数百年から千年に一度、大津波が襲来していたと考えられる。だが、文献は乏しく、その実相はほとんど分かっていない。貞観地震津波（869年）にしても、「日本三代実録」に多賀城下の惨禍を記すのみだ。

三陸は近年も明治と昭和の大津波で甚大な被害を受け、今回も悲劇は繰り返された。さらに、近い将来、大津波はこの地に再び襲来する。それゆえ、復興のまちづくりは「安心できるまちづくり」

でなければならない。その「安心」を確立する上で、考古学は大きな手がかりになる。埋蔵文化財調査に基づいて先人の土地利用を明らかにし、その成果を住民が共有することで、安心できるまちづくりを共に考えていくことができる。

「悲劇を繰り返さず、安心できるまちを次代に継承したい」というのが住民の真の願いであり、そのための判断材料を提供し、どうあるべきか提言していくのが、報道の本来的役割であろう。

## 2. 「津波と先人」特集について

上記のような考えを、筆者がまとめた形で発表したのが、2013年1月11日付の1ページ特集「先人の知恵 復興に力」である。三陸沿岸での過去の調査の蓄積に、最新の復興調査成果を重ね合わせ、先人の土地利用の歴史的変遷を分かりやすく紹介するよう心掛けた。

対象とした時代は、縄文から平泉期（12世紀末）。縄文遺跡は県内各地に濃密に分布し、一戸町の御所野遺跡は「北海道・北東北の縄文遺跡群」としてユネスコ世界遺産登録を目指している。

12世紀の平泉町・柳之御所遺跡など奥州藤原氏関連遺跡の発掘調査は、毎年大きく報じられてきた。多年にわたる調査の蓄積が、震災から3カ月後の世界遺産登録実現につながり、惨禍に打ちひしがれる県民に希望をもたらした。

対象とした地域は、北は洋野町から南は陸前高田市まで。さらに貞観地震津波の関連で、宮城県多賀城市までを視野に入れた。

紙面の約半分を占めるカラーのグラフィックは、考古情報処理を手がける盛岡市の株式会社ラングの協力を得て、高低差が一目で分かるランドサット衛星画像に、3635遺跡のうち時代と地域バランスに配慮して40遺跡を選びプロットした。

紙面下段には三陸歴史年表を付した。三陸の時間的・空間的広がりを読者がイメージしやすいように、グラフィックと年表を、時代別の色分けと遺跡番号で対応させた。

トピックとして取り上げたのが、山田町・房の沢古墳群（古墳時代末～奈良時代）と、宮城県東松島市・宮戸島の室浜貝塚（縄文前期）である。

房の沢古墳群は、なぜ高台に造られたのか。震災前の認識は「海を舞台に活躍した蝦夷の首長にふさわしい立地」だったが、震災を経て「津波が来ても安全な場所を選んだ可能性がある」という新たな解釈を報じた。さらに9世紀後半～11世紀、製鉄遺跡が尾根上に立地していたことと貞観津波の関連など、災害と復興の古代史を概観した。



室浜貝塚については、出土した縄文人骨が、当時の津波で被災した可能性があるとの調査研究成果を紹介。青森県から福島県沿岸部の貝塚集落のほとんどが津波被害を受けていないことから、縄文人は海の恵みを楽しみつつも、住まいは津波を避けて高台を選んでいた可能性にも触れた。

「先人の知恵」を生かした復興を提唱する特集は、幸い、多くの読者から好評を得た。

### 3. 「中央と地方」をめぐって

復興調査報道については、概ね、全国紙やテレビによる「復興か、発掘か」という論調と、本紙のような「調査を復興に生かす」という論調に大別される。異なる論調の背景に、中央と地方のスタンスの違いが反映しているとすれば、地方紙は長きにわたって被災地と共にある使命を担っている以上、復興報道についても、自ずと長期的な視野に立脚することが求められるからと言えよう。

震災以前から人口減や高齢化などの課題を抱え、震災がその傾向に拍車を掛けている沿岸部で、復興を遂げたまちがおしなべて画一的、没個性だったとしたら、住民にとってそこが「古里」という実感は持てまい。古里らしさを規定するのが、歴史文化に根差した有形無形の文化財である。

中央と地方のせめぎ合いを歴史に探った時、岩手における画期となるのが12世紀の奥州藤原氏時代だ。だが、そのルーツである蝦夷の実像の解明は道半ばであり、特に海の蝦夷については、これまで断片的な手がかりしかなかった。

その意味でも、復興調査の意義は大きい。調査によって、閉伊地方（宮古市周辺）の蝦夷が盛んに鉄作りに励み、生産工程の分業化も進んでいたことが分かってきた。さらに、宮古市の田鎖車堂前遺跡や釜石市の川原遺跡は、藤原氏関連の有力者の拠点だったことも調査で浮かび上がった。藤原氏の権力構造の解明につながる成果だ。

調査の蓄積は、地方が中央と対峙しつつ自律的な発展を遂げ、「平泉」に至る道筋を明らかにし、ひいては多様性に開かれた日本史を描くことをも可能にする。地域住民が郷土に愛着を持ち歴史文化を生かした復興まちづくりを進める原動力にもなるだろう。「復興か、発掘か」のレベルで思考停止しては、このような展望は描けない。

なお、当初の「調査は復興の壁」とする報道は徐々に減少し、「調査をより良い復興に生かす」という視点の報道も見られるようになった。

時間経過に伴い、そもそも報道の総量が減少し

たことと無縁ではあるまい。だが、ポジティブな理由として、被災し修復され里帰りした博物館資料の展示会、復興調査の現地説明会などの取材を通じ、住民が古里の歴史文化に寄せる愛着や、文化財が心の復興に果たす役割の大きさを実感したゆえ、「調査が復興の壁」というストーリーからの脱却が図られたであろうことも指摘しておきたい。

### 4. 来るべき災害を前に

復興調査の真価が問われるのは、これからだ。来るべき大津波襲来時に、今度こそ悲劇を防ぐことができたならば、その時初めて、調査は評価されるであろう。

歴史の教訓に目を背けると、どうなるか。最たる例が原発だ。東京電力は震災前に明治三陸、貞観クラスの大津波被害を試算していたにもかかわらず、対策を先送りし、未曾有の人災を招いた。岩手・宮城では調査が「復興の壁」とされたが、福島では原発こそが厳然たる「復興の壁」となって、避難者の前に立ちはだかっている。

東電、そして原発の安全を繰り返し強調してきた国の責任は重い。だが、文化財関係者にもマスコミにも、責任の一端はある。過去の津波被害の教訓を、社会全体でリアリティーを持って共有し継承していくための啓発活動や報道は、明らかに不十分だった。反省を踏まえ、今回と過去の津波被害の調査成果を共有し、復興のまちづくりや実効性ある防災教育などに活用しなければならない。

今回の調査では、宮城県岩沼市の高大瀬遺跡で、貞観と江戸時代の慶長地震津波の可能性がある津波堆積物が確認された。岩手県野田村の米田海岸でも、地学研究者によって貞観や慶長などと考えられる津波堆積物が見つまっている。

こうした「点」と「点」を、考古、文献史学、地学、防災などの研究者が連携して「線」「面」へと広げ、来るべき災害の備えとして広く生かすという学際的調査研究から活用までの一連のスキームを、被災3県をはじめ全国に普及させたい。

今後30年以内に70%程度の確率で発生が予想される南海トラフ地震津波。内閣府の被害想定によると、死者数は関東以西30都府県で最大32万人超。単純計算で東日本大震災の16倍だ。

まさに「文化どころではない」危機を前にして、今回と過去の災害経験をどう生かすか。文化財関係者もマスコミも、これからが問われている。

## 第8章 震災に関する研究・普及活動

### (1) 考古学関連学会・研究会・科研費

富山 直人

#### 1. 考古学関連学会

震災直後から各学会は、活発な活動を行っており、それぞれに声明を出している。

考古学研究会では、「東日本大震災にかかる緊急声明」、全日本博物館学会「東日本大震災により被災した博物館等の復興に関する声明」、日本歴史学協会・国立公文書館特別委員会・史料保存利用特別委員会・文化財保護特別委員会「東日本大震災に対する緊急声明」、セインズベリー日本藝術研究所「文化遺産の喪失」、日本民具学会「東日本大震災により被災した民具をはじめとする文化財の保全処置について」など災害の大きさと人命に配慮しながらも、真の復興の為にも貴重な文化財の保全、保存と活用が必要と訴えている。

日本学術会議の「東日本大震災にかかる協力学術団体の活動調査」平成25年6月27日作成資料によると、各活動の活動数としては、シンポジウム・講演会等の活動が156と最も多く、提言・報告等の活動、被災地等での支援活動が続く結果となっている。

考古学関連学会の活動としてみれば、シンポジウム・講演会等の活動が多いと考えられるが、文化財レスキュー等支援活動も相当数になる。

#### 2. シンポジウム・講演会

2011年8月27日には、滋賀県野洲市銅鐸博物館にて、寒川旭が「東日本大震災と琵琶湖周辺の地震考古学」と題した講演会を行っている。

2012年1月21日には、鹿児島大学総合研究博物館特別講演会にて中山清美による講演会「豪雨災害を越えて―奄美遺産を未来へ―」が行われている。2011年度内では、被災地以外の地域で、主に「災害と考古学」関連の講演会やシンポジウムが開催された。

東北学院大学にて、東北学院大学アジア流域文化研究所主催による「歴史学は地域の再生・復活のために、どのように関わり、また寄与できるのだろうか。」を主題としながら、斎藤善之による「三陸沿岸地域における史料調査のあゆみと震災の影響」と題する講演、並びにシンポジウム

「大震災を越えて―歴史遺産を後世に残すために―」が開催された。

仙台市縄文の森広場にて、2012年2月19日に縄文講座2011―縄文学最前線第3回にて相原淳一による「縄文時代の自然災害」講演が行われているのが被災地における講座・シンポジウムとしては早い時期の開催となる。

兵庫県大手前大学にて2011年7月3日に「被災文化遺産支援コンソーシアム第1回拡大連絡会」、2012年3月3日に「第1回防災遺産学フォーラム 災害からの文化的復興にむけて―文化遺産の役割―」が開催されており、被災文化財の支援、並びに災害からの文化的復興に向けてがテーマに掲げられた。

2011年9月8日には愛知県豊川市にて、「河考古学談話会東三河部会9月例会」が開催され、岩山欣司・天野雄矢による「南三陸町東日本大震災復興支援業務について」と題する報告が行われている。復興支援に関する報告としては早い時期のものである。

2012年度に入り、2012年5月12日に考古学研究会岡山5月例会にて、金田善敬による「文化財からみた東日本大震災レポート」と題する発表が行われた。2012年5月20日には、特集「宮城県における歴史地震・津波被害 - 考古学的検討を今後深めるための第一歩 - 」をメインテーマに東北歴史博物館講堂にて、「縄文時代における古津波堆積層」相原淳一、「仙台平野の弥生時代・平安時代の津波痕跡」斎野裕彦、「発掘調査により知られる貞観11年(869)陸奥国巨大地震・津波の被害とその復興」等の発表が行われた。

2012年12月1日に東北学院大学にて、東北学院大学アジア流域文化研究所主催によるシンポジウム「大震災を越えて―北上川流域の歴史災害と復興―」が開催された。

この年度内でも、2012年12月8日に大阪府立狭山池博物館ホールにて「13回関西縄文文化研究会 縄文遺跡における災害の痕跡」が開催されるなど、地域の過去の災害に関する報告とそれによる防災意識を高める努力が続けられた。

2013年2月15日には、埼玉県立嵐山史跡の

博物館にて、埼玉県立嵐山史跡の博物館 企画展「中世の災い―合戦と災害」関連講演会（第3回）として、「東日本大震災と歴史資料の保全―福島県の現場から―」と題する報告が阿部浩一によって行われ、これ以降、このような報告が、博物館の展覧会にあわせ多数行われることとなる。

2013年2月16日には、福島県立博物館にて、福島県立博物館館長講座「特集 被災地の文化財レスキュー―福島県の被災状況と民俗芸能の再興」が開催された。

2013年3月24日に大手前大学では、「第2回防災遺産学フォーラム 災害からの復興と文化遺産―国内と海外の事例―」が開催された。

2013年度では、2013年5月19日に、宮城県考古学会平成25年度総会・研究発表会 特集：「東日本大震災から復興に向けて」が開催された。

2013年7月13日には、岡山大学にて考古学研究会岡山7月例会「東日本大震災復興調査をとおして～被災地の今と遺跡～」が開催された。

2013年10月14日には、名古屋大学にて、日本文化財科学会2013年公開講演会「文化遺産と科学」過去に学ぶ防災が開催された。

2013年12月7日には東北学院大学にて、東北学院大学アジア流域文化研究所主催によるシンポジウム「大震災を越えてⅢ 塩竈に残る仙台筆筒」が開催された。

2014年度では、2014年5月11日に、東北歴史博物館にて、宮城県考古学会平成26年度研究発表会「東日本大震災と考古学」が開催された。

2014年度は、阪神・淡路大震災が20年を迎える為、兵庫県各地で、関連するシンポジウムや講演会が開催された。

2015年度では、2015年10月10日にトークイベント「過去の災害とこれから」、2015年10月17日にトークイベント「ふたつの震災からの復興」が宮城県多賀城市にて開催された。

2015年11月28日には北秋田市にて、秋田考古学協会設立60周年記念研究会「火山災害と古代社会」が開催された。

2016年1月24日に九州国立博物館にて、公開シンポジウム「地域と共に考える文化財の防災減災Ⅱ」が開催された。

2016年3月5日に大手前大学にて、『災害と復興の考古学』と題して、大手前大学史学研究所・埋蔵文化財研究会の主催にて開催された。

講演会やシンポジウム開催のテーマとして、過去の災害を調査成果などから明らかにし、その事実を広く周知させると共に、防災意識を高める

ことを目的としたものが多かった。過去の災害について克明に実資料を持って示せる考古学の特長を持って、災害に対する学会としての役割を果たしていたといえる。

### 3. 復興調査と文化財レスキュー

2012年3月17日には、福島県白川郡棚倉町文化センターにて、北日本近世城郭検討会講演会「東日本大震災による城郭の被災」が開催され、状況の被災状況が示された。

2014年1月18日には、明治大学にて、考古学研究会東京例会第34回例会特集1「東日本大震災被災地域の現状」が開催された。

2014年1月25日には、岩手大学にて、同26日には、仙台市博物館にて「東日本大震災復興に伴う発掘調査の成果報告会」が日本考古学協会の主催にて行われた。

2014年2月16日には、宮古市にて、八木光則による「岩手県沿岸部の復興発掘調査からみえてくること」と題する講演会が行われた。2014年6月28日には大阪府立弥生文化博物館にて、三好孝一・廣瀬時習による「岩手県での発掘調査震災復興のために」と題する講演が行われた。

2014年7月26日には、龍谷大学にて、考古学研究会関西例会第189回研究会 ミニシンポジウム『被災地の考古学―東北派遣職員の証言―』が開催された。発表は、東北各地で行われた復興調査成果報告で、「岩手県の復興調査の現状と課題」横田明、「陸前高田市の復興調査から」安井宣也、「石巻市中沢遺跡の調査から」池田征弘、「多賀城市山王遺跡の調査成果―平安京との比較を中心に―」鈴木久史、「広野町桜田Ⅳ遺跡の調査から」甲斐昭光、「南相馬市の復興調査から得られた成果」古川匠らによって行われた。

2014年11月8日には、「まほろん文化財講演会Ⅳ 被災文化財の救出と保全」として、熊谷賢によって「ふるさとを守るために～陸前高田市における文化財レスキュー～」と題する講演会が行われた。

2014年12月6日にシンポジウム「災害史を研究し続けること、史料を保全し続けること―新潟地震50年・中越地震10年―」が新潟大学にて、新潟大学災害・復興科学研究所主催にて行われた。内容としては、「第1部 史料保全と被災地」、「第2部 災害史研究の意義」をテーマに多数の発表が行われた。

2015年1月31日岩手県宮古市にて、東日本大震災復興に伴う発掘調査の成果報告会「発掘調

査で分かった沿岸部の歴史」2月1日には福島県文化センターにて、「発掘調査で解かった福島県の歴史」が日本考古学協会の主催にて行われた。

2015年3月7日には、東北学院大学にて、東北学院大学アジア流域文化研究所主催によるシンポジウム「大震災を越えてIV 民族と文化の試練」が開催された。

2015年5月16日には三重県埋蔵文化財センターにて、渡辺和仁による「東日本大震災復興における埋蔵文化財発掘調査～宮城県山元町の新中永窪遺跡・熊の作遺跡の調査を通じて～」の発表が行われた。

2015年5月17日には、宮城県宮城郡松島町文化観光交流館にて、宮城県考古学会平成27年度総会・研究発表会「復興関係調査で拓かれた地域の歴史1 古代国家形成期の地域社会―山元町の調査から―」開催された。

2015年9月20日には、陸前高田市コミュニティーホールにて、日本文化財科学会公開講演会シリーズ「文化遺産と科学」被災文化財を守る-陸前高田からの視点-が開催された。

2016年1月30日には、宮城県名取市文化会館にて、宮城県テーマ「宮城県における復興調査の成果」、31日には福島県南相馬市サンライフ南相馬にて、福島県テーマ「復興調査でわかった福島県浜通りの歴史と今後の課題」が一般社団法人日本考古学協会の主催にて行われた。

復興調査が本格化する2013年度以降に、復興調査関連の博物館の展示が増加するのと同じように、研究会等、学会の活動として各地で、調査成果の報告が行われた。これは、復興調査の成果を還元すると共に、復興調査が高台移転等の復興への足かせ論に対して、調査の必要性を訴えると共に、その調査の進捗や成果等の透明性を測る上で重要な意味を持つ活動とされた。

東北大震災では、多くの人命が失われ、過去にない大規模且つ広範囲に及ぶ被害が起きた。

このような状況の中で、文化財の保全やレスキューを行うことは当初は困難な状況下に置かれたが、これは、文化財はなぜ残さないといけないのかという根幹の問題を改めて見つめ直させる機会ともなった。

考古学関連学会では、直接的に人命を救うといった活動はできない。しかしながら、過去の災害を見つめ、今後の防災に備える為の防災意識を高めることによる、減災には少なからず関与することが可能であることが示された。また、被災者に対して、文化財を通じて、多くのメッセージを発

信することができる事も示された。これにより、間接的にはあるが、被災者への心のケアに貢献できることを示している。

#### 4. 研究会・学会活動

宮城考古学会では、2012年以降、総会などで、震災関連の特集を組み活動を続けてきている。その成果は、会誌『宮城考古学』14号から18号にかけて5度の特集を組み、成果が出されている。また、『台地からの伝言―宮城の災害考古学―』を刊行している。

秋田考古学協会では、会誌『秋田考古学』にて、柳沢和明 2013「出羽国における9世紀の地震・火山災害」57号、秋田考古学協会事務局設立60周年記念研究会 2015「『火山災害と古代社会』開催報告」59号などの掲載を行い、活動している。

岩手考古学会では、会誌『岩手考古学』25号において、駒木野智寛・相原淳一 2014「岩手県における古津波堆積層と遺跡」が掲載されている。

福島県考古学会では、2011年12月に開催した「福島県考古学会第53回大会」にて、今泉隆雄氏による「古代東北の地震災害」と題する講演の他、「東日本大震災と文化財」として2本の発表が行われた。「福島県考古学会第54回大会」にて、2012年7月22日に遺跡報告会（東日本大震災による被災状況・復旧への取り組みなど）が行われた。「福島県考古学会第56回大会」にて、2014年7月6日に「双葉郡の歴史再発見！！」が開催された。

2013年2月3日に福島大学うつくしまふくしま未来支援センター主催、ふくしま歴史資料保存ネットワーク共催にて開催したシンポジウムの記録が、『ふくしま再生と歴史・文化遺産』阿部浩一・福島大学うつくしまふくしま未来支援センター編として刊行された。

日本文化財科学会では、2011年6月11日に、「日本文化財科学会第28回つくば大会」にて、特別セッション「東日本大震災への対応と課題」が開催された。「日本文化財科学会第29回京都大会」にて、2012年6月23日に特別セッション「遺跡と自然災害」が開催された。2012年10月21日には、文化遺産と科学「過去に学ぶ防災」が東北大学川内萩ホールにて、2013年10月14日には、文化遺産と科学「過去に学ぶ防災」が、名古屋大学野依記念学術交流館にて、2015年1月24日には、文化遺産と科学「文化財科学が解き明かす自然災害Ⅲ」が、九州国立博物館ミュー

ジウムホールにて、開催された。さらに、日本文化財科学会公開講演会シリーズ「文化遺産と科学」被災文化財を守る - 陸前高田からの視点 - として、2015年9月20日に陸前高田市にて開催された。

考古学研究会では、2011年4月23日と24日にかけて、考古学研究会震災緊急フォーラム「東日本大震災に直面して」を開催し、その成果を、『考古学研究』230号に掲載した。

また、『考古学研究』231号より、特集「震災と向き合う考古学として、1. 災害と人間社会、2. 宮城県の津波痕跡、3. 様々な災害痕跡、4. 西日本の津波痕跡、5. 被災地文化財の現状と課題と5度の特集を組んだ。さらに、『考古学研究』237号にて、「特報2 文化財から見た原子力災害と復興調査」を掲載している。『考古学研究』241号と242号にて、被災地での復興調査の成果を紹介するほか、『考古学研究』244号と245号にて、展望として、3本の報告を掲載している。

日本考古学協会では、「東日本大震災対策特別委員会」を立ち上げ、復興調査の支援の取り組みや調査成果の還元を中心としながら、現地の状況を把握し、復興に向けての柔軟な支援を達成すべく、学会としてできる限りを尽くした。

## 5. 科研費

科研費における災害関連の研究としては、以下のようなものがある。

a. 「災害と交流からみる近世アジア民衆史の考古学研究」石井 龍太 2013年8月30日～2015年3月31日東京大学

b. 「東北地方における古津波堆積層の考古学的研究—古津波災害科学の提唱—」駒木野 智寛 2014年4月1日～2016年3月31日東北大学

c. 「発掘調査データの再精査にもとづく前近代三陸地震津波の研究」齋藤瑞穂 2014年4月1日～2017年3月31日（予定）新潟大学

d. 「考古・歴史・地質学的複合解析による災害履歴地図の開発」村田泰輔 2015年4月1日～2018年3月31日独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

e. 「気仙地域の歴史・考古・民俗学的総合研究」石川日出志 2014年4月1日～2017年3月31日 明治大学

f. 「簡易写真測量とGISの狭域運用による火山・地震性地形変動と人間活動の関係性の研究」岩城克洋 2015年4月1日～2017年3月31日東京大学

文化財科学会による研究成果公開促進費によるものとして、2012年「過去に学ぶ防災 文化財科学が解き明かす自然災害（Ⅰ）」、2013年「過去に学ぶ防災 文化財科学が解き明かす自然災害（Ⅱ）」、2014年「過去に学ぶ防災 文化財科学が解き明かす自然災害（Ⅲ）」、2015年「被災文化財を守る —陸前高田からの視点—文化遺産の継承と科学Ⅰ」、2016年「ふくしまの被災文化遺産の継承」がある。

考古学関連の研究としては、「遺跡に記録された地震・洪水の痕跡を磁化から探る研究」酒井英男 2013年4月1日～2016年3月31日 富山大学がある。

## 6. まとめ

考古学関連学会の活動は、震災後のその中心的な活動の一つとしては、被災した文化財の救出と保全ではあるが、それに関しては、文化財レスキューの項にすでに詳しく記載されている。

その他の活動として、学会内では、被災した不動産としての文化財の被災状況の把握に始まり、各地での過去の災害の精査が行われた。

外的には、復興に伴う埋蔵文化財に対する円滑な調査の進行を促進する活動並びにそれらの成果を広く広報していく活動などがあった。

また、各地で、過去の災害について調査成果を報告する機会も多く持たれ、各地で防災意識を高め、災害に備え、減災への効果を目的とした講演会やシンポジウムなども多く開催された。

災害による多くの人命の喪失に対して、考古学は無力である。阪神・淡路大震災以降、災害と向き合いながら、『考古学』の果たせる役割とは何かは、問われ続けている。

災害発生時における直接的な行動は、無理としても、発生後、アフターケアとして文化財の活用による様々な活動は可能であり、大きな成果を上げることが可能と思われる。

過去にも、阪神・淡路大震災発生以降、幾つかの学会等で取り上げられてきた。しかしながら、災害が発生して以後、しばらくしてその取り上げは、減少したと認識している。

今回の東北大震災以降、確かに各地で災害に関する講演会やシンポジウムは多数開催されている。減災への役割を果たす為には、一過性に終わらず、定期的な継続による開催が必要不可欠である。それによる、減災効果が少しでも現れるとすれば、考古学もまた、少なからず、人命を救う役割を担える可能性があるといえる。

## (2) 学術会議

石川 日出志

東日本大震災が現代日本社会に与えた影響の広がりとその深刻さは計り知れない。そのために、日本における科学者の代表機関である日本学術会議でも、あらゆる分野の委員会が各種の検討を行って東日本大震災にかかる提言を發した。

(<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/shinsai/hyoshutsu.html>)

考古学分野では、史学委員会・文化財の保護と活用に関する分科会が審議結果を取りまとめて、2014年6月24日に「提言 文化財の次世代への確かな継承 ―災害を前提とした保護対策の構築をめざして―」を公表した。

(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t193-6.pdf>)

今後の災害を前提とした文化財保護政策の効果的な実現のために、関係する行政機関と研究・高等教育機関に向けた提言である。日本考古学協会でもHPにおいて全文を掲載して周知を図った。本文16ページに及ぶため、本報告書ではその要旨を以下に引用する。

### 【要旨】

#### 1 作成の背景

日本列島には自然災害が多く、平成23年(2011年)の東日本大震災を経験した今日では、災害への備えが日常に不可欠であることを誰もが認識するようになった。文化財保護も例外ではない。

平成25年(2013年)、文化庁は文化財部に文化財等災害対策委員会を設置して、文化財の救出、修復等の方針の検討を開始し、さらに独立行政法人国立文化財機構に文化財防災・救出センター(仮称)(以下「防災・救出センター」という。)を設置する計画を示し、平成26年(2014年)度の文化庁概算要求・要望に掲げた。結果的に平成26年(2014年)度予算では、文化庁からの補助金として、大規模災害時の文化財等の防災・救出のために必要な全国的な体制整備等のための事業費が計上されるに留まったものの、国レベルの施策は一步前進した。

東日本大震災から3年を経た現在、被災文化財の救援活動は、一部の地域を除き、応急的な作業から本格的な修復作業に重心を移しつつあり、被災文化財の保護は次の段階に進んでいるといえる。

こうした状況をふまえ、今後の災害を前提とした文化財保護政策の効果的な実現のために、関係する行政機関(文化庁、地方公共団体、博物館・美術館等施設)と研究・高等教育機関(文部科学省、大学)に向けて4項目の提言をおこなうものである。

#### 2 現状及び問題点

(1) 東日本大震災を契機に、被災時における文化財保護政策は、国レベルの機関と官民諸組織が連携し、効率的な保護を実現させる必要性が明確になった。そのためには以下の実現が強く望まれる。

- ・行政と、文化財の関係学会・団体、地域に根ざした歴史資料等の保全・保存ネットワーク(以下「資料ネット」という。)との連携・協力
- ・災害に備えた文化財データの組織的な構築と把握
- ・放射能汚染を受けた文化財の救援

(2) 文化財の防災と救出には地域ごとの文化財専門職員の活動が不可欠であるが、市町村においてはしばしば文化財専門職員を欠き、今後の災害時に支障をきたすことが危惧される。

(3) 災害遺構(震災遺構を含む)は、災害と復興の記憶を後世に伝える上できわめて高い歴史的・文化的価値をもっているが、現在の文化財保護法では天然記念物としての意味づけにならざるをえず、恒久的な保護政策を実現しにくい状況がある。

(4) 被災地の復旧から復興において、当該地域の大学が果たす役割は極めて大きい。それぞれの日常的な研究・教育分野を通して、災害に備える役割の一端を担うことが、社会から強く期待されるようになっている。

#### 3 提言等の内容

(1) 文化財の防災と救出にむけた国レベルの常設機関の必要性と期待される業務

災害に備えた文化財保護の実現のために文化財の防災・救出を担う国レベルの拠点の設置を強く望み、以下の業務を期待する。

- ・歴史資料・民俗資料・自然史資料などについて、行政機関と、関係学会・団体ならびに「資料ネット

ト」との連携・協力（人材の提供、情報の共有、資金面での補助）による一体的な文化財救援の実現。

- ・文化財データベースの組織的整備に向けた長期・短期プランの策定と段階的実現
- ・放射能汚染を受けた有形文化財の救済と国外への情報発信

#### （２）文化財専門職員配置の必要性

市町村における文化財専門職員の配置が、文化財の防災・救援、地域の伝統的精神性の存続の担保、復興とともに地域づくりに極めて有効であることから、文化財専門職員が配置されていない市町村への配置ならびに一層の充実が必要である。

#### （３）災害遺構保護の必要性

災害遺構（震災遺構を含む）は、多くの人命や生活を奪った動かぬ証であり、①鎮魂、②歴史事実、③災害の教訓、④復興への象徴の諸点において、後世に伝えるべき歴史的・文化的遺産としての高い価値をもつ。地元のさまざまな検討をふまえて現地での保存が決まった遺構であれば、その意思を積極的に評価し、文化財として恒久的な保護政策の検討が望まれる。

#### （５）被災文化財救援における大学の役割

被災地の復旧から復興において、当該地域の大学が果たす役割は極めて大きい。大学は、関係学会・団体等への参加や被災文化財を活かした教育によって、災害への備えに協力し、専門教育においては、災害時をも想定した文化財保護教育を工夫することが望ましい。（以上）

なお、この分科会の構成は以下の通りで、副委員長以下は連携会員である。

委員長：木下尚子（第一部会員・熊本大学文学部教授）

副委員長：関 雄二（国立民族学博物館研究戦略センター教授）

幹 事：石川日出志（明治大学文学部教授）、新美倫子（名古屋大学博物館准教授）

委員：井上洋一（九州国立博物館学芸部長）、岩本通弥（東京大学大学院・総合文化研究科教授）、宇野隆夫（帝塚山大学文学部教授）、坂井秀弥（奈良大学文学部教授）、佐川正敏（東北学院大学文学部教授）、武末純一（福岡大学人文学部教授）、常木晃（筑波大学人文社会系教授）、新田栄治（鹿児島大学名誉教授）、芳賀満（東北大学高度教養教育・学生支援機構教授）、福永伸哉（大阪大学大学院文学研究科教授）、本田光子（九州国立博物館特任研究員）

また、日本学術会議第一部史学委員会、地域研究委員会、第三部地球惑星科学委員会及び東京大学地震研究所が共催で2013年11月に学術フォーラム「地殻災害の軽減と学術・教育」を開催した。その講演記録が、『地殻災害の軽減と学術・教育』（学術会議叢書22）として刊行され、考古学部門では奈良文化財研究所埋蔵文化財センター遺跡・調査技術研究室小池 伸彦・村田 泰輔「考古学における地殻災害研究の今後」（pp.169-204）が収録されている。

さらに、日本学術会議では、東日本大震災に関する総合的な学術調査の推進のために、2013年3月28日：東日本大震災に係る学術調査検討委員会<提言 東日本大震災に係る学術調査一課題と今後について>を公表して、次の6項目の提言を行った。より広範な連携による学術調査の必要性と、被災地への配慮、政府の支援を求めたもので、今後を考える上で重要であり、ここに掲示しておく。

提言1：学協会、大学等は、災害に関する学術調査を実施することを想定し、事前に災害時の学術調査に関する指針を策定しておくべきである。この指針の中には、被災者、被災自治体の側に立った倫理的な規範、学術調査に関する様々な情報・データを集約し、公表するシステム及び学術調査結果を社会に還元するシステムが含まれている必要がある。

提言2：学術界は、災害時に重複した学術調査が行われ、被災者や被災自治体の過度の負担とならないように、災害時に実施されている学術調査の概要を把握し、公表できるようなシステム・制度を準備しておくべきである。将来の防災・減災政策に役立つ情報を纏めるためには、被災地全域にわたる悉皆調査と統計的整理が必要であり、そのためにも、調査にあたる科学者全体の行動を調節する仕組みが必要である。

提言3：被災地域・被災者及び被災乳幼児や障害者等社会的弱者に関する実態調査など、東日本大震災に関して実施すべき学術調査が多く残っていると同時に、今後の災害対策、被害の軽減のための調査研究の推進が必要であり、政府はこれらの支援を引き続き進めるべきである。

提言4：被災した企業や団体、学校等は、今後の災害対策、被害の軽減のために、学術調査に積極的に協力すべきである。

提言5：学術界は、災害対応のための分野を越えた学協会連携の組織を平時から準備し、万一の災

害発生時には学際的な学術調査を迅速に開始すべきであり、政府は、迅速な学術調査を支援すべきである。また、政府及び学術界は、様々な課題に対して学術の見解を迅速にとりまとめるシステムについて検討すべきである。

提言6：災害時情報のデータを収集し、一元化することは、学術の振興のためにも、また、学術の成果を被災者、被災自治体を含む社会に還元する

ためにも重要であり、政府はそのための体制を平時より準備すべきである。また、このような集約された情報の解析に当たっては、長期的な取り組みと国際的な協力が重要であり、政府及び学術界は、そのための体制の整備を図るべきである。また、政府は、学術調査により得られた情報を一元化のために加工する際の支援を行うべきである。

### (3) 博物館等の展示普及活動

富山 直人 飯島 義雄

東北での激甚災害の後、博物館等では幾つかの動きがあった。

その活動には時間と共に変化が現れているが、大きくは、早期の復興を願う応援展示として始まり、各地での地震の痕跡を示す展示へと移り変わる。そして、関西では、阪神淡路大震災20年に関する展示へと移り変わり、東北・阪神の災害を考える傾向へと移っていった。

#### 1. 2011年度の活動（被災地応援展示）

愛知県陶磁資料館は「臨時テーマ展示 みちのくの焼き物—東日本大震災被災地応援展—」と題して2011年6月4日～7月31日いち早く応援展示を行っている。

この展覧会では、東北地方の陶磁史を概観し、この地方各地の文化について理解を深め、被災地応援の一助としようとするものであった。展示内容は、奈良時代から鎌倉にかけて、福島県で生産された須恵器・中世陶器、福島・宮城・岩手・青森の代表的な窯業地で作られた陶磁器、江戸時代以降に、東北地方各地で作られた土人形など、愛知県陶磁資料館および個人の所蔵品 計約700点が展示された。展示品目・内容共に準備期間が短いにも関わらず、充実した内容となっている。

滋賀県立安土城考古博物館第1常設展示室では、「夏休み特別展示・東日本大震災復興祈念展示 時空を駆ける馬」が2011年7月24日～10月23日にかけて開催された。地元の出土品を展示する企画ではあるが、東北への早期復興を祈念する強い思いが示されている。

このコーナーでは、現代の馬に関する代表的な神事である、「相馬野馬追」をパネルで紹介し、文化財の価値魅力を広く発信する立場の施設とし

て、「相馬野馬追」という国民的文化財の保護と継承に少しでも役に立つべく、「馬と祈り」のコーナーに、「復興祈念絵馬」（紙製）と、記帳台および義援金箱を設置していた。記入された「復興祈念絵馬」は、博物館入り口に設けた絵馬棚に、会期中多くの人々の祈りが懸けられた。

国士舘大学 イラク古代文化研究所では、「東日本大震災 文化遺産の被災調査と救援活動」と題して、岩手県と福島県で行った文化施設や遺跡の現状調査から見えてきたこと、そして宮城県で行った水損資料の洗浄作業についてパネル展示が9月26日から12月22日まで行われた。

東北大学では、片平キャンパスエクステンション教育研究棟 広報展示スペースにおいて、「東日本大震災 ～何が起こったか～ その記録と解析」と題して、2011年10月～2012年6月29日まで開催している。この展覧会では、「どのような災害だったのか」、「大学関係者による災害対応」、「東北大学の復興」、「行政機関等による救援活動（予定）」という4つのテーマから構成し、大学の研究者だけでなく、河北新報社や海洋研究開発機構（JAMSTEC）、防衛省、宮城県警察などの協力も得て、東日本大震災がどのようなものであったかを示したものであった。

滋賀県立安土城考古博物館は、3・11東日本大震災復興祈念「昇る！昇れ！！昇るとき 日輪と龍のメッセージ」と題して、2011年12月3日～2012年1月22日に応援展示を行っている。

奈良大学博物館では、企画展～保存修復、そして戦争・災害・開発・環境～『文化財はいかに守られてきたか』と題して、2012年1月16日～5月19日まで展示を行っている。

文化財の修理や文化財の被災に関する展示と共

に、災害に関する展示として、阪神淡路大震災噴砂切取遺構、東日本大震災津波被災植物・昆虫標本（陸前高田市立博物館）、東日本大震災津波被災図書（野田村立図書館）、東日本大震災津波被災文書（宮城県南三陸町西光寺）、杵形遺跡 弥生時代津波土層転写パネル（仙台市教育委員会）などが展示された。

東北大学総合学術博物館では、東北大学総合学術博物館のすべてXⅡ-「復興、南三陸町・歌津魚竜館-世界最古の魚竜のふるさと」と題して、仙台市科学館 3階エントランスホールにて2012年02月07日～2012年03月25日まで開催された。南三陸町歌津は、世界最古の魚竜の化石産地であり、震災からの復興を祈念して、南三陸町・歌津魚竜館から救出された標本類を展示していた。

遠野市（遠野文化研究センター・博物館）、陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、都立中央図書館、日本ミュージアム・マネジメント学会、NPO法人日本子守唄協会は、実行委員会を組織し、「震災からよみがえった東北の文化財展」と題し、2012年2月26日～3月11日まで、東京都立中央図書館（4階企画展示室・多目的ホール）、3月16日～3月28日まで遠野市立博物館（企画展示室）にて展示を行っている。

2011年度の博物館の活動は、予算化されていない中、各地で応援展示が実施された。また、大学や様々な機関が東北支援へと迅速な動きが認められ、後半にはそれらの成果が、展示という形を持って、示され始めるのが特徴であろう。

## 2. 2012年度の活動（支援活動報告と各地での災害検証展示）

東北大学では片平キャンパス エクステンション教育研究棟 広報展示スペースにおいて、「東日本大震災 ～何が起こったか～ その記録と解析 第2弾」と題して、第1弾に引き続き2012年7月18日～2014年まで展示が行われた。

2012年6月29日まで展示していた内容を大幅に入れ替え、震災から1年が経過して明らかになった東日本大震災の全容と、震災からの復興に向けての東北大学の取り組み“東北大学復興アクション”を紹介していた。

茨城県桜川市の真壁伝承館歴史資料館では、企画展「新治汲古館の継承～文化財レスキューの一事例～」と題して2012年7月28日～10月31日にかけて開催された。「新治汲古館」には故・

藤田清氏が戦前より蒐集していた土器・石器などの資料が収められており、地域の歴史を語る上で非常に重要な資料だが、東日本大震災により収蔵庫が被災し、管理運営が困難になっていた。そこで、藤田家より平成23年に桜川市へ資料の一括寄託を受け、文化庁の行う「文化財レスキュー事業」を経て市へ移管された。

今回の展示では、寄託資料の中から特徴的なものを選び出し、往時の新治汲古館の様子と、文化財レスキュー事業の紹介も合わせて行い、広く市民にこれら資料の存在を知ってもらうよう展示を行った。

大阪歴史博物館では、特別企画展「大阪を襲った地震と津波」と題して、2012年7月25日～8月26日にかけて開催された。

この展覧会では、古文書などが残されていない縄文時代にまでさかのぼって、大阪を襲った地震・津波とその被害の実態について紹介した。また、関西を中心に防災や震災復興に向けて活動している様々な機関・団体・個人の取り組みも紹介した。

東京国立博物館では、「地震研究と歴史資料」と題して、本館 特別1室にて、2012年7月31日～9月9日かけて開催された。

東日本大震災の後、「貞観地震」と呼ばれる、同じような性質を持った地震が1100年以上前に起こったことが、広く知られるようになった。これに限らず、地震や火山の噴火など自然現象とそれに伴う災害の研究には、古記録、古文書、絵図などの歴史資料が大きな役割を果たしている。現在では、歴史資料の記述をもとに地震の特徴や周期性を推定し、自然科学的なデータや考古学の知見などとの整合性を検証することによって、地殻変動の動向を把握することが行われている。

この特集では、歴史資料が地震研究にどのように利用されているかを、古代以来周期的に発生している巨大地震や、幕末に起こった連続地震に関する具体的な資料とその自然科学的な分析の事例によって紹介し、自然のふるまいと防災に対する理解を深めた。

国立民族学博物館では、企画展「記憶をつなぐ 一津波災害と文化遺産」と題して、本館企画展示場Aにて、2012年9月27日～11月27日にかけて開催された。

東日本大震災後、地域コミュニティそのものの存続があやぶまれるなかで、被災地では例年以上に祭りや芸能の奉納が活発に行われた。それは、人間の「生」にとっての、有形・無形の文化遺産

の価値を改めて認識させられる出来事であった。こうした文化遺産の復興の背後には、さまざまな形の復興支援があり、国立民族学博物館も、同じ人間文化研究機構に属する国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館などと連携し、復興の支援に関わってきている。この企画展では、文化遺産の復興の作業に目を向け、私たちにとっての文化遺産の意義を改めて見直すとともに、その文化遺産を通じて、この震災・津波の記憶をいかに未来に継承し、次代の社会を築き上げていくのかを考える契機となればと願っての企画であった。

葛飾区郷土と天文の博物館では、「東京低地災害史」と題して2012年10月7日～11月25日にかけて開催された。

この展示では17世紀以降、東京低地が立地する関東平野における歴史災害の検証を試みた。多くの災害は避けては通れないものだが、先人は、自然と共生しながらも、発生した諸災害と立ち向かい、復興をとげていた。残された史料から、災害の教訓を少しでも未来に継承し、改めて自然と向かい合う契機を意図した企画であった。

仙台市地底の森ミュージアムでは、「企画展 それでも生きる！考古学からみる災害のあと」と題して、2012年10月12日～12月2日にかけて展示が行われた。

この展示では、遺跡に刻まれた、自然災害の痕跡を中心に展示し、先人たちがどのように自然災害の脅威と向き合ってきたのか、そして私たち現代人は、どのように先の震災を記憶にとどめ、未来に残していくべきなのかを主題としていた。主な展示資料は、2000年前の大津波による海岸部農耕集落の消失一杓形遺跡、貞観地震(869年)からの復興に新羅の職人派遣の証一与兵衛沼竊跡(青葉区新堤)、915年十和田火山の噴火火山灰で埋まったと推定されている泉区赤生津遺跡であった。

埼玉県立嵐山史跡の博物館では、「企画展 中世の災難 合戦と災害」と題して、2012年12月8日～2013年2月24日にかけて展示が行われた。

展示内容は、中世は合戦による戦乱と、地震・噴火・洪水・干ばつなどの自然災害にみまわれた時代であるとし、一般の住民たちはこれらの様々な災難をどのように生き抜いていたのかを主題としていた。そこで、合戦の影響や様々な自然災害の歴史と、そこからの復興について絵画資料や古文書、出土品等の歴史資料を展示し、中世の災難と復興について考えようとした。

主な展示資料は、紙本着色一の谷・宇治川合戦図屏風、火山灰で埋まった土器、火災により溶けた鎌倉時代の梵鐘(無量寿寺蔵)、洪水により埋まった中世墓地出土の板碑(埼玉県教育委員会蔵)などであり、関連事業として、ロビー展示「東日本大震災と文化財」写真展も併設していた。

岩手県立博物館では、テーマ展「平成の大津波被害と博物館 ～被災資料の再生をめざして～」と題して2013年1月5日～3月17日にかけて開催された。

岩手県内では、これまで15機関が所管する文化財および自然史標本等救出された資料は31万点を超え、うち約9万点が岩手県立博物館に搬入されている。その後、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会(以下、被災文化財等救援委員会)をはじめとする様々な機関、およびボランティアの支援を得、救出した資料の再生を図ってきた。これまでの活動状況を報告し、今後の課題を整理して被災施設に対する支援の一層の充実を図ること、および様々な支援の成果の一端を明らかにすることを目的として、展示を行った。

この展示は、陸前高田市を中心とした、岩手県内の被災した歴史文化資料の再生に取り組む継続的な活動を紹介する特集展示として、東京都江戸東京博物館(2014年2月8日～3月23日)、と昭和女子大学光葉博物館(2013年05月15日～2013年06月22日)が共催で開催した展覧会の巡回展でもあった。

高浜市やきものの里かわら美術館では、「一東日本大震災復興祈念ーみちのくの瓦 東北と三州をつなぐもの」と題して、2013年2月2日～2013年3月17日にかけて開催された。

この展覧会では、今回の東日本大震災の復興を祈念する思いを込めて、東北地方の瓦を取り上げた展示を行った。古代東北の発展を象徴する古代瓦を紹介するとともに、城郭などあらたに発展した近世の瓦、近年の三州瓦の流通など愛知県と東北の結びつきも交えながら、東北に花開いた瓦文化を紹介した。

福島県文化財センター白河館(まほろん)では、『特別企画展』文化財復興展「救出された双葉郡の文化財Ⅰ」を2013年3月7日～6月9日にかけて開催した。

東日本大震災で被災し、原発事故の影響により警戒区域に取り残された浜通り地方の双葉町、大熊町、富岡町の各資料館から、文化財レスキューにより救出した考古資料、民俗資料、古文書などの歴史資料を展示・公開した。主な展示資料は、

煙草盆（双葉町歴史民俗資料館所蔵）や小浜代遺跡 軒丸瓦（富岡町歴史民俗資料館所蔵）などである。

日本新聞博物館では、企画展「再生への道—地元紙が伝える東日本大震災」と題して2013年3月9日～6月16日にかけて開催した。

本企画展では、被災地が直面する課題を検証し、懸命に生きる人々の声を伝えてきた東北の地元紙4紙（岩手日報、河北新報、福島民報、福島民友新聞）の紙面や号外、報道写真など約180点を展示した。震災発生以降の2年を振り返るとともに、復興を妨げる要因や被災地の現状、再生に向けた取り組みにも焦点を当て、その中で報道が果たす役割を考えた。

下関市立考古博物館では、「被災した東北の文化財—3.11からの再生に向けて—」と題して、2013年3月9日～4月14日にかけて開催された。本展では、津波により壊滅的な打撃を受けた沿岸部の被災地を取り上げ、被災した文化財の状況、並びに被災直後から文化財の救済のために努力を続けてきた人々の地道な活動について、現地から提供を受けた写真と情報によって紹介しており、併せて、下関市で過去発生した災害事例についても紹介した。

宮崎県総合博物館では、「被災資料を救え！」と題して、ロビーにおいて、2013年3月13日～4月14日にかけて開催され、山形文化遺産防災ネットワークの活動を紹介するパネル展示を行った。

国立歴史民俗博物館では、人間文化研究機構連携展示「東日本大震災と気仙沼の生活文化」と題して、第4展示室にて2013年3月19日～9月23日にかけて開催された。

東日本大震災は三陸沿岸の広大な地域で甚大な被害をもたらした。同博物館では震災直後から気仙沼市小々汐地区の旧家である尾形家住宅など、被災した個人の住宅を対象に生活用具や民具、文書などを救う活動をしてきた。また取り組みを通じて、生活の復旧と再編に向けて、博物館が担う役割について検討してきた。

尾形家住宅の一部は当館の新しい総合展示第4室「民俗」で再現展示をした。今回の特集展示では、被災地における当館の取り組みを紹介し、さらにはその取り組みからみえてきた気仙沼の人びとの生き方、生活文化に迫った。

2012年度は、各地で文化財レスキューの成果や資料の救済活動を中心とした展示が多く認められた。また、水害や地震の被害を記録した文献や

遺跡の痕跡を元に、各地での災害が起きた実態を示し、防災意識を高めるような展示が相次いだ。

### 3. 2013年度の博物館活動（資料の救済報告と各地での災害展示）

宮城県気仙沼市にあるリアス・アーク美術館にて、「東日本大震災の記憶と津波の災害史」と題する常設展示が2013年4月3日よりオープンした。

常設展示で「東日本大震災の記録と津波の災害史」の展示が、全国美術館会議の助成により設けられた。同館学芸員が震災直後から市内をくまなく歩いて撮影した被災状況の写真約3万点、収集した被災物約250点、新聞や過去の津波を記した歴史資料から、約500点を選んで展示している。市内各地域の被災直後の状況写真が、すべて場所と状況を記した説明つきで並んでいる。被災物は、津波の破壊力の大きさを示すものと、地域の人々の日常生活の記憶を呼び起こすものという二つの基準で採集している。破壊された船の一部、フレームだけになった軽自動車、洗濯機や足踏みミシンなど、地域の人々の暮らしに関わるものが原形を大きく変えた状態で展示されている。

展示は「東日本大震災をいかに表現するか、地域の未来の為にどう活かしていくか」をテーマに構成されており、「表現」という語が意図的に使われている。この点について同館では、「私たちに与えられた役割は、単に記録資料を残すことではなく、それを正しく伝えていくことです。伝えるためには『伝える意志と伝わる表現』が必要です。私たちは、これまで美術館として蓄積してきたノウハウを駆使し、多様な視点で東日本大震災を表現することに努めました」と説明している。『地元の人たちは、写っている場所周辺の説明や、津波が来たときの状況、さまざまな物にまつわる自分の思い出などを話しながら見るのだという。しかも、自分の知り合いを連れて何度も訪れ、そのたびに土地のこと震災のことなどを、いわば語り部のように話すという。震災後、多くのミュージアムでは、「癒やし」や「安らぎ」をテーマにした展示を行なったが、真正面から震災を見つめたリアス・アーク美術館の展示は、ミュージアムの役割について再考をうながしている。』（アートスケープ 学芸員レポート 福島県立美術館 伊藤匡 より引用）

高知県立歴史民俗資料館では、企画展「命の碑—土佐の地震・津波碑」と題して、2013年4月27日～6月30日にかけて開催された。

土佐では、早くより南海地震との関連で地震碑が注目されており、今回の企画展では、先学の調査・研究により明らかにされてきた地震碑などを取りあげ、その拓本を展示した。当時の人々が造立した碑で、後世になにを伝えたかったのかを示した。

福井県立歴史博物館では、ギャラリー展「福井震災」と題して2013年6月13日～7月9日にかけて開催された。

昭和23年(1948)6月23日、福井県嶺北地方を襲った大地震。当時の被害状況や避難生活の様子を写した貴重な写真を公開した。

京都府立山城郷土資料館では、企画展「南山城の災害史」と題して、2013年7月6日～8月25日にかけて開催された。

東日本大震災以降、地域の災害史に対する関心が高まり、南山城でも、過去の災害記録や古文書が注目されている。今回の展示では、過去の水害や地震の記録を振り返り、被災状況だけでなく、災害からの復旧や予防に努力してきた地域の人びとの姿をふりかえる。また、昭和28年の災害に関する記録や写真により、災害を忘れないように思いを新たにする機会とするべく企画された。

群馬県埋蔵文化財調査センター発掘情報館では、「創立35周年記念展示会 ぐんま発掘35年—自然災害と考古学」と題して2階の研修室にて2013年7月7日～17日にかけて開催された。

古墳時代から江戸時代の災害と復旧・復興の歴史をコンパクトに文字・写真パネル・出土遺物・剥ぎ取り標本等で展示したものであった。表面のクリーニングが終了した渋川市金井東裏遺跡の2号甲と当時の地面に残された足跡の型取りも展示し、発掘からわかった榛名山の噴火に伴う火砕流による被害状況だけでなく、災害から立ち上がり、復興を遂げていく人々の力強さにも注目させた。

福島県歴史資料館展示室にて「ふくしま再生と文化財」展と題して、2013年7月3日～9月13日にかけて開催された。

縄文時代の津波関係資料、「被災地の伝統」コーナーや伝統工芸品の出土資料コーナーなど過去の災害と共に、郷土の伝統について焦点を当てた展示であった。最後に「ふくしま再生へ」コーナーをもうけ、東日本大震災の被災地に育まれてきた歴史と文化を見つめ直し、「ふくしま再生」を考える展示であった。

奈良市史料保存館では、展示会「記録にみる幕末奈良の大地震」と題して、2013年8月6日～

9月29日にかけて開催された。

この展覧会では、今から約160年前の嘉永7年(1854)に発生した大地震について、「大地震難渋日記」をはじめとする市内に残る貴重な史料から、当時の人々の驚きや対応の様子をわかりやすく紹介した。主な展示品は、「大地震難渋日記」、「地震帳」、などである。

大阪歴史博物館では、特集展示「近現代大阪の地震」と題して、2013年8月7日～9月23日にかけて開催した。

今回の展示では、幕末の安政南海地震から昭和南海地震までの大阪を襲った地震による被害の実態について、瓦版や写真、新聞資料などを通して紹介した。また、関東大震災時に大阪で救援活動に従事した様々な団体・人々の取り組みについても、当事者が残した資料を通して紹介している。

東北歴史博物館では、「修復された被災文化財中ノ内A・B遺跡の縄文土器」と題して、テーマ展示第1室にて2013年10月1日～2014年3月16日にかけて開催された。浮島収蔵庫内の考古資料の多くが被害を受け、修復作業を行っており、修復が完了した資料の中から、縄文時代中期の縄文集落である川崎町中ノ内A・B遺跡から出土した見応えのある縄文土器を厳選して紹介した。

盛岡市遺跡の学び館にて、「企画展 災害の歴史 遺跡に残されたその爪跡」と題して、2013年10月12日～2014年1月19日にかけて開催された。

展示では、防災意識の向上を目的とした盛岡周辺の遺跡に残された災害の痕跡やその記録をたどるとした。その上で、古からまた先人の方々がいかに災害と立ち向かい乗り越えたかの、その歴史をたどり、これから沿岸地域での郷土の歴史・文化・自然を取り戻そうという地元の強い願いへの支援の一助を目的に企画された。

東北歴史博物館では、「よみがえった被災文化財—石巻市阿部家資料—」と題して、テーマ展示第3室にて2013年11月6日～12月8日にかけて開催された。

2カ年にわたって修理を実施した石巻市阿部家資料について、深刻な状態からよみがえった現在の状態と修理の実施状況を中心に紹介された。

東北歴史博物館では、上記展示に続き「神さま仏さまの復興—被災文化財の修復と継承」と題して、特別展示室にて、2013年11月16日～2014年1月13日にかけて開催された。

この特別展は、修復された文化財のうち神像や仏像などに特に焦点を当て、修復された姿を公開

するとともに、文化財を修復することや未来へ引き継ぐ意義について考えていこうとする。

文化財を未来へ引き継ぐ理由はいくつかあるが、この特別展で公開される神像や仏像などについて言えば、これらは永らく地域の心のよりどころであり、地域の歴史を背負った存在でもある。作られた当時はもちろんのこと、今日まで伝えられてくる間には、さまざまな困難に直面しながらも積み重ねられた地域の歴史があったはずである。この特別展がその歴史をふり返し、復興へと歩む地域にあらためてまなざしを向けてもらう機会を願っての展覧会でもあった。

長野県立歴史館では、企画展「山国の水害～戊の満水と善光寺地震～」と題して、2013年11月23日～2014年1月19日にかけて開催された。今回の展示では、戊の満水と善光寺地震による犀川の湛水と決壊の2つを取り上げ、水害の原因や規模、被害とともに、先人たちが「満水」、「山津波」、「鉄砲水」、「蛇抜け」などと呼び恐れてきた水害に、これからどのように対応していったらよいかを考えるきっかけとした。

大阪府高槻市のあくあびあ芥川では、企画展「博物館の東北支援」と題して、2013年12月7日～2014年3月16日にかけて開催された。

この企画展は、あくあびあ芥川を含む関西の博物館が行っている、東日本大震災で被災した東北の博物館と自然資料に対する支援事業を紹介するものであった。

福島県文化財センター白河館（まほろん）では、『特別企画展』文化財復興展「救出された双葉郡の文化財Ⅱ」と題して、2014年年1月18日～3月23日にかけて開催された。

大船渡市立博物館では、「東日本大震災被災状況写真展 Part 1」と題して、特別展示室にて、2014年1月28日～7月21日にかけて開催された。

東日本大震災後3年を迎えるにあたり、大船渡市が収集してきた震災記録写真の一部を公開したものである。今回の展示は、3月12日、13日、14日の3日間の状況を紹介している。

北茨城市歴史民俗資料館では、特別展示「発見！土蔵の中の文化遺産（たからもの）」と題して、2014年1月28日～3月2日にかけて開催された。

東日本大震災の地震と津波で大きな被害を受けた北茨城市で、茨城史料ネットが、文化財・歴史資料の救済・保全活動に取り組んできた活動の中から新たに発見された史料が語る「北茨城の歴史」が展開された。

一関市芦東山記念館では、冬季特別展「つながる つづける つたえる活動～歴史資料保全のネットワーク～」と題して、2014年2月1日～3月23日にかけて開催された。

東日本大震災で被災した文化財のレスキュー活動や地域の歴史資料保全のため、実作業や支援などを行っている団体、NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク、山形文化遺産防災ネットワークの日々の地道な活動をパネルを通して紹介した。

国立歴史民俗博物館では、企画展「歴史にみる震災」と題して、企画展示室にて2014年3月11日～5月6日にかけて開催された。

本展示は、東北地方の歴史上の震災と、近現代の震災という、大きく二つの角度から構成している。前者が、歴史を大きくさかのぼりながら、長いスパンで、3・11に至るまでの地震災害の連続性を捉えるものであるのに対して、後者は、近い時代の震災の中に、今日と通底する問題を見いだしていこうとするものである。

本展示は、いわば人や社会によって、震災がどう経験され、何が学ばれ、そして何が忘れられるのかといった点を、時代性や社会史の視点から紐解くと同時に、自然科学的な知見と人文科学を交差させる形で、災害史の研究成果を反映させつつ、震災を立体的に捉え直す場が意図された。

2013年度の展示では、各地で、過去の災害を振り返り、防災意識を高める展示が多く認められた。それと共に、リアス・アーク美術館の常設展示に見られるような、災害と真正面から向き合うような展示が行われ、大船渡市の展示のように、災害の状況を報道的に行うのではなく、災害を見つめ直す機会として展示された傾向が強い。これは、大震災から2年が経過し、復興へと進み始める中で、被災者がようやく災害と向き合えるように変わっていったことにもこれらの展示が実現可能となった要素があろう。

また、復興とは物理的な復興だけでなく、社会や文化が復旧されることが望まれており、東北各地での展示でも、地域の伝統や文化が思い出されるような展示も多数見られた。

文化財レスキューなどによって、救済された文化財の修復展示も多く見られた。これらの文化財がなぜ修復され、未来へ引き継ぐ必要があるのかといった根本問題に対して、地域の伝統や文化が、災害によって消し去られない為にも、こういった文化財がいかに重要かを改めて考えさせる展示も多く認められた。

2013年度は、災害と向き合い、復興に向けて、

地域のコミュニティや伝統文化、アイデンティティなど災害後に失われる危険性のあるものに対し、その維持や復旧に地域の博物館が関わろうと様々な努力が払われた年度でもあった。

#### 4. 2014年度（復興支援と阪神・淡路大震災20周年）

福島県文化財センター白河館（まほろん）では、ふくしま復興展「発掘された大堀相馬焼—まほろん収蔵資料を中心として—」と題して、2014年4月26日～6月29日にかけて開催された。

この展覧会では、ふるさとに育まれた文化を広く紹介し、福島県民の「こころの復興」を応援する企画である。福島県の代表的な伝統工芸品である大堀相馬焼について、収蔵資料を中心とし、主に江戸時代から明治・大正時代にかけての製品や技術が紹介された。

東北歴史博物館では、「復興と創造のために—宮城の復興 発掘調査—」と題して、テーマ展示第1室にて2014年5月20日～7月13日にかけて開催された。

震災からの復興の円滑な推進と埋蔵文化財の保護は相容れないもののように思われがちであるが、阪神・淡路大震災においても発掘調査によって自らが住む土地の歴史が明らかになることが必要であるとし、その実施は最終的には好意的に受けとめられた。こうした経験をふまえ、「復興のための文化力」を合い言葉に、全国からの派遣職員の方々の協力で復興に関わる調査が継続している。本展では、この調査で得られた県内各地の重要な成果が紹介された。

長崎県島原市雲仙岳災害記念館（がまだすドーム）多目的ホールでは、「企画展 埋もれた町から～平成噴火発掘展」と題して、2014年6月1日～7月6日にかけて開催された。

雲仙普賢岳噴火災害から22年を経て、発掘された家屋より当時の生活が感じられる「かまど跡」が発見された。出土品と共に、忘れてはならない噴火の爪痕を紹介する企画展であった。

愛媛人物博物館では、平成26年度共同企画展「えひめ災害の考古学 災害の過去と未来を結ぶ」と題して、3F企画展示室にて、2014年6月21日～7月27日にかけて開催された。

山梨県北杜市郷土資料館では、企画展「忘るな、北杜の災害記憶」と題して、2014年7月26日～11月16日にかけて開催された。

北杜市では、明治以降の風水被害だけでも、市内に大きな爪痕を残した歴史が、複数確認でき

る。同時に、災害の記憶を後世に伝える石造物等も数多く残されている。しかし、ここ30年程は、市内での甚大な被害の記録が見当たらず、若い世代には、大きな災害の記憶はないといえる。

この企画展では、災害を乗り越え、治山治水に尽力した先人たちの知恵を学ぶと同時に、現在の防災への取り組みを紹介した。

同館では、「明治大学震災復興支援事業特別展覧会 明治大学コレクションの世界—氷河期から昭和まで—」と題して、2014年7月26日～8月31日にかけて開催された。

大船渡市立博物館では、「大船渡市と明治大学との震災復興に関する協定」に基づき、明治大学博物館による震災復興支援事業の一環として、開催された。

展示は、明治大学博物館の考古・刑事、商品の個性的な歴史コレクションをもとに、氷河期から昭和時代までの歴史をたどる。また、東北地方にゆかりのある考古・歴史コレクションもあわせて展示された。

東北歴史博物館では、「よみがえった被災文化財—被災した芸能用具とその再生—」と題して、テーマ展示第3室にて、2014年9月2日～11月30日にかけて開催された。

東日本大震災後の早い時期から、津波被害地においても地域の暮らしの中で息づいてきた民俗芸能を再開しようとする動きが出てきている。まだ仮設住宅もできない中、流された民具を直し、また支援などを受けて用具をそろえる動きがあった。この展示では、そうした民俗芸能の再開過程について、用具をとおして振り返ることで、民俗芸能が震災後も地域社会の中で息づいていることを紹介し、民俗芸能の持つ意味を示した。

福島県文化財センター白河館「まほろん」では、被災文化財復興展「救出された双葉郡の文化財Ⅲ」と題して、2014年10月4日～2015年1月12日にかけて開催された。

本「被災文化財復興展」は、東日本大震災と原子力災害によって被災した双葉町歴史民俗資料館・大熊町民俗伝承館・富岡町歴史民俗資料館から救出された文化財を公開展示し、双葉郡の1日も早い復興を祈念する企画である。

第3回目となる今回は、会場を「くらしと生業」、「歴史と遺産」、「記憶と記録」に分け、世代を超えて受け継がれてきた3町の歴史と伝統を紹介した。

神戸市埋蔵文化財センターでは、「特別展 阪神淡路大震災 20年大地に刻まれた災害史」と題

し、企画展示室にて2014年10月18日～12月7日にかけて開催された。

同展では、縄文時代の土石流に埋まった流木や古墳時代の地震による噴砂など、発掘調査からわかる災害の生々しい爪痕を紹介した。

多賀城市埋蔵文化財調査センターでは企画展「災害の歴史と救出された文化財」と題して、2014年10月30日～2015年1月25日にかけて開催された。

仙台平野で見つかった弥生時代から江戸時代にかけての津波の痕跡や市内の文化財被害と市教委による文化財保全活動を記録したパネル写真、資料100点などが展示された。

兵庫県立歴史博物館では、特別企画展「阪神・淡路大震災20年「災害と歴史遺産―被災文化財等レスキュー活動の20年―」と題して、2015年1月10日～3月15日にかけて開催された。

東日本大震災において被災・レスキューされた諸資料については、(公財)日本博物館協会の仲介によって構成される展示会が企画されており、本展もこの企画を構成する柱の一つであった。この展示会は、同館と同時期に東京国立博物館、宮崎県総合博物館でも開催された。

さらに本展では、あわせて県内における被災資料や災害史資料をも独自に収集し、地域の事例にそくして阪神・淡路大震災以後の被災文化財等レスキュー活動の意義や災害の歴史も紹介した。兵庫県が展開する「阪神淡路20年―1.17は忘れない―」事業の一環として、文化財の側面から今後の防災・減災への備えを促した。

東京国立博物館本館では、特別展「3.11 大津波と文化財の再生」と題して、特別2室・特別4室にて、2015年1月14日～2015年3月15日にかけて開催された。

震災後、東京国立博物館は、陸前高田市立博物館、岩手県立博物館やその他の機関と協力し、被災文化財の再生に取り組んできた。本展覧会では、これまでの約4年にわたる成果と現状を紹介し、被災文化財再生への取り組みを伝えた。

大船渡市立博物館では、「東日本大震災被災状況写真展 Part2 ― 3.11 巨大津波襲来 大船渡の1000時間 ―」と題して、特別展示室にて2015年1月24日～6月28日にかけて開催された。

東日本大震災後4年を迎えるにあたり、大船渡市が収集してきた震災記録写真や、個人・事業所等が撮影した、震災発生から1000時間(約40日間)までの大船渡市民の姿や市の動きを写真パネル等で紹介した。

東北歴史博物館では、「修復された被災文化財―色麻古墳群―」と題して、テーマ展示第3室にて、2015年3月3日～9月27日にかけて開催された。色麻町色麻古墳群出土資料は、震災による被害を受けた資料の一つである。

この展示では、無事修復が終了した、修復土器の他、未公開資料も含め7世紀から8世紀前半に築かれた色麻古墳群出土資料が紹介された。

平塚市博物館では、春期特別展「天変地異―平塚周辺の自然災害―」と題して、2015年3月11日～5月10日にかけて開催された。

福島県文化財センター白河館「まほろん」では、館内特設ギャラリーにて、国際シンポジウム「文化遺産と災害に強い地域社会」関連パネル展示が2015年3月13日～3月20日にかけて行われた。

2014年度は、阪神・淡路20周年ということで、阪神区を中心に各地で20年の記念事業展示が行われた。また、東北大震災と阪神・淡路大震災双方の災害写真を中心としたパネル展示も行われた。地震の教訓を元に防災意識を高める活動は、各博物館で行われていた。

復興調査の進展と共に、復興の進展、居住区の移転が現実味を帯び始める中で、各博物館は、伝統や地域文化の継承を強く意識した展示が目立っており、災害により、地域の伝統や文化までもが失われる危惧を感じ、地域の博物館がなし得る最大限の努力が払われた印象が強く感じられた。

## 5. 2015年度(発掘成果と伝統文化の復旧)

兵庫県立考古博物館にて、兵庫県立考古博物館特別展「地震・噴火・洪水―災害復興の3万年史」と題して、2015年04月18日～2015年06月21日にかけて開催された。

本展では兵庫県内で発生した自然災害と人間の歴史的な関係を、遺跡からの出土品によって紹介し、将来発生する災害に備えて私たちは何が出来るのかを考えるきっかけが提示された。

福島県文化財センター白河館(まほろん)では、ふくしま復興展Ⅰ「古代の文字―出土文字資料から見たふくしま―」と題して、2015年5月30日～7月5日にかけて開催された。

本「ふくしま復興展Ⅰ」は、かけがえのないふるさとの文化を県民に紹介し、福島の復興を願う企画であった。今回は、「古代の文字」を取り上げ、木簡や墨書土器などの文字資料から見た遺跡の姿や、遺跡間のつながりが紹介された。

福島県立博物館では、夏の企画展「被災地からの考古学Ⅰ―福島県浜通り地方の原始・古代―」

と題して、企画展示室にて2015年7月18日～9月13日にかけて開催された。

福島県浜通り地方は、東北と関東をつなぐ南北文化の交流の地域と位置付けられる。縄文時代から平安時代にかけて、各時代の文化的要素を見ると、関東、東北、両者の折衷した文化の3様が見られ、時としてそれよりもはるか遠い地域の影響が見られる場合もある。福島県は東北地方の玄関口として、南北二つの文化の橋渡しをしながら、独特の文化風土を形成した地域であったことがわかる。今回の展示では、新しい福島県の歴史を解き明かす取り組みの第一歩として浜通り地方が南北交流の上で如何に重要な役割を果たしていた地域であったかを発掘資料をもとに解説した。

国立公文書館では特別展「災害に学ぶ 一明治から現代へ」と題して、2015年9月19日～10月12日にかけて開催された。

地震、噴火、台風、洪水などの自然災害だけでなく、火災や戦災等についても取り上げるほか、救護活動や復興の様子、防災対策などの資料も合わせて展示することにより、災害と向き合い、苦難を教訓として活かしてきた、これまでのあゆみを示した。

多賀城市埋蔵文化財調査センターでは、第26回企画展「震災復興」と「遺跡」と題して、企画展示室にて、2015年8月30日～10月18日にかけて開催された。東日本大震災の復興事業に伴って行った発掘調査の成果を展示するとともに、震災復興の様子が紹介された。

また、平安時代に起こった大地震（貞観地震）から、多賀城はどのように復興したのか、文献資料や出土資料から理解できるように展示された。

福島県文化財センター白河館（まほろん）では、ふくしま復興展Ⅱ「よみがえる文化財―震災からの救出活動と再生への取り組み―」と題して、2015年10月17日～12月6日にかけて開催された。今回は、南相馬市や須賀川市をはじめ、県内各地で被災した文化財等を展示し、東日本大震災以降に行われてきた文化財救出活動や、民俗芸能等の無形民俗文化財の保護活動等について紹介された。

目黒区美術館では、「気仙沼と、東日本大震災の記憶 一アース・アーク美術館 東日本大震災の記録と津波の災害史一」展と題して2016年2月13日～3月21日にかけて開催された。

地域のミュージアムとして、これまで現代美術の啓蒙だけでなく、歴史、民俗、生活文化を伝え

る資料の収集・展示にも力を入れてきたアース・アーク美術館は、この震災以前より「津波」を地域の文化を築く文化的要素の一つと捉え、過去の大津波も研究し、展覧会で取りあげてきた。東日本大震災の記録活動を、単に記録資料を残すことで終わらせるのではなく、正しく伝えていかねばならないとして、これまでの経緯と経験を、東日本大震災の常設展示に結実した。「被災現場写真」には場所と状況の説明が付けられ、「被災物」は、生活の記憶の再生装置と捉え、従来の博物資料の展示手法ではなく、一種のインスタレーションとして展示された。さらに、震災発生から2年のあいだに得た様々な情報や見えてきた課題を、完全にテキストのみで表現した108つの「キーワードパネル」が加えられ、鑑賞者にさまざまなことを伝え、考えさせる内容となっている。

本展は、「東日本大震災をいかに表現するか、地域の未来の為にどう活かしていくか」をテーマに編集された、この「東日本大震災の記録と津波の災害史」を、東京地区では初めて大規模に紹介するものであった。写真パネル約260点と被災物（現物）11点に、関係歴史資料を加えて展覧された。

2015年度は、埋蔵文化財の復興調査が進み、調査成果を紹介する展示が増加した。また東北各地で震災と向き合うような、災害そのものを振り返るパネル展示も開催された。また、救済された資料の展示により、伝統文化の継承を促すような意識を持った展示もみとめられた。

## 6. まとめ

震災以後の博物館等の活動は、まず被災地の早期復興を願う応援展示から始まった。

また、国士舘大学イラク古代文化研究所では、文化施設や遺跡の現状調査や水損資料の洗浄作業についてパネル展示が行われた他、東北大学でも「東日本大震災がどのようなものであったか」を様々な角度から分析しパネル展示を行っている。また、東北大学が、仙台市科学館にて南三陸町・歌津魚竜館から救出された標本類を展示したのは、救出資料の展示としては早い事例であろう。その後、真壁伝承館歴史資料館において、「文化財レスキュー事業」の紹介が行われた。

これに関して、岩手県立博物館で、テーマ展「平成の大津波被害と博物館 ～被災資料の再生をめざして～」、福島県文化財センター白河館（まほろん）で、『特別企画展』文化財復興展「救出された双葉郡の文化財Ⅰ」、東北歴史博物館「修

復された被災文化財 中ノ内A・B遺跡の縄文土器」など、被災した文化財の修復後のお披露目も相次いだ。

大阪歴史博物館で行われた「大阪を襲った地震と津波」で地域の過去の災害を紹介し、防災意識を高める活動がその後各地で見られるようになって行く。葛飾区郷土と天文の博物館「東京低地災害史」、地底の森ミュージアム「企画展 それでも生きる！考古学からみる災害のあと」、埼玉県立嵐山史跡の博物館「企画展 中世の災難 合戦と災害」、高知県立歴史民俗資料館で、企画展「命の碑—土佐の地震・津波碑」、福井県立歴史博物館では、ギャラリー展「福井震災」、京都府立山城郷土資料館では、企画展「南山城の災害史」などが主なものである。

国立民族学博物館では、企画展「記憶をつなぐ—津波災害と文化遺産」にて、東日本大震災後の地域コミュニティそのものの存続があやぶまれると言及した上で、被災地では例年以上に祭りや芸能の奉納が活発に行われたとして、人間の「生」にとっての、有形・無形の文化遺産の価値を改めて認識させられる出来事であったと締めくくっている。いち早く地域と文化財の関係に言及し、真の復興が地域のアイデンティティーや文化・伝統並びに精神世界を含めた形であることを示した。この方向性について、国立歴史民俗博物館では、人間文化研究機構連携展示「東日本大震災と気仙沼の生活文化」で、更に発展した方向性を示すべく、「生活の復旧と再編に向けて博物館が担う役割について検討」を始めたことを明らかにした。

国立民族博物館や国立歴史民俗博物館の考え方が示される中、真正面から震災を見つめたリアス・アーク美術館の常設展示がオープンする。

記録作業の中心となった山内 宏泰 リアス・アーク美術館 学芸係長の言葉によれば、「私は震災発生直後から被災現場に出て、当館学芸スタッフ数名とともに地域内の被災現場をくまなく記録した。その目的は単に震災被害を記録することではなく、これまで築き上げられてきた地域の最後の姿を記録することだった。津波は文化まで奪い去るわけではない。ただ、再生するための手がかりを残さなければ、地域住民はそれを思い出すことができなくなる。われわれは地域再生のために、文字通り命がけで震災を記録した。」

さらに「当館が公開している資料は津波災害を拡大させた歴史的背景を見つめるためのものであ

る。そしてそれらは時代を越えて「今をどう生きるべきなのか」を考えるための歴史資料にならないといけない。」と語られている。

「再生するための手がかりが残らず、地域住民はそれを思い出すことができなくなる。」この言説は、地域の博物館や図書館で、それぞれの地域の文化や伝統に関わる記録や資料を保管している意義がまさにそこにあることを示している。

福島県歴史資料館展示室「ふくしま再生と文化財」では、郷土の伝統について焦点を当てた展示を行い、東日本大震災の被災地に育まれてきた歴史と文化を見つめ直し、「ふくしま再生」を考えるとした。

東北歴史博物館「神さま仏さまの復興—被災文化財の修復と継承」では、修復された文化財のうち神像や仏像などに特に焦点を当て修復された姿を公開するとともに、文化財を修復することや未来へ引き継ぐ意義について考えていこうとする。また、福島県文化財センター白河館（まほろん）、ふくしま復興展「発掘された大堀相馬焼—まほろん収蔵資料を中心として—」では、ふるさとに育まれた文化を広く紹介し、福島県民の「こころの復興」を応援する企画がもたれた。

リアス・アーク美術館の展示以降、各地で郷土の伝統や文化、芸能など地域のソフト面での復興に貢献するような展示が多く認められるようになって行った。さらに、日本各地で報道的に行われてきた被災状況の展示が、災害と向き合うような展示として大船渡市立博物館「東日本大震災被災状況写真展 Part 1」などで開始されるなど、地元

の地域でも散見できるようになっていった。

東北歴史博物館「復興と創造のために—宮城の復興 発掘調査—」では、「復興のための文化力」を合い言葉に、全国からの派遣職員の方々の協力で復興に関わる調査が継続しているとして、この調査で得られた県内各地の重要な成果が紹介された。復興調査が進み始め、その成果を示した早い段階の展示である。復興調査に関しては、それぞれの調査で現地説明会を実施するなど、様々な形で調査成果を還元する努力が継続されており、その一環として、各地で成果発表会や展示が行われていった。また、大船渡市立博物館「明治大学震災復興支援事業特別展覧会 明治大学コレクションの世界—氷河期から昭和まで—」は、災害支援を実施した様々な大学の活動の一端を示すものとして注目される。

東北における復興において、地域コミュニティの存続を含めた文化・伝統などのソフト面を含めた復興が真の復興と早い時期から声が上げられたことは、極めて重要であろう。それにより、東北では、移転などの復興が進み始めた中で、地域の文化や伝統をいかに引き継ぎ復興させていくかが、新たな課題となり、それぞれの多くの学芸員が創意工夫を凝らした展示活動を行い、地域の復興に貢献すべく努力が続けられている。しかしながら、甚大な被害をもたらした災害は、多くの博

物館や図書館を襲い、未だに閉館に追い込まれたままの館も多い。地域の伝統の継承の為にも早期の開館が待ち望まれるところである。

最後に、災害によって犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表しご冥福をお祈り致します。

また、文化財の救出・修復に奔走されている多くの学芸員や関係者の方々、並びに東北で地域の文化の保全と復興にたゆまぬ努力を傾けられているの方々へ尊敬の念を抱いてやみません。

# 第Ⅲ部

## 総括と提言



# 第9章 特別委員会活動の総括

渋谷 孝雄

## (1) 職員派遣と調査体制および発掘調査

### 1. 復興事業と埋蔵文化財調整の基本方針と試掘調査

東日本大震災は東北地方太平洋沿岸地域である岩手、宮城、福島県の3県に津波の来襲による甚大な被害をもたらした。直下型であった阪神淡路大震災の復興事業は被災した場所での再建が主となったが、今後の津波被災の心配のない高台での復興事業が主となった。また、被災した住居等の再建に加え、高速道路・高規格道路の整備も復興事業に組み込まれた。

文化庁と被災3県教育委員会には、できるだけ埋蔵文化財を回避して復興事業を計画するよう調整を図ることが、被災者の生活再建と、文化財の保護に欠かせない施策であるとの共通認識があった。

復興事業地が埋蔵文化財包蔵地でない場所に求

めるためには、まずは埋蔵文化財包蔵地のある場所と範囲を把握することが必要となる。被災した地方公共団体は、埋蔵文化財が存在する可能性がある土地を丹念に踏査し、また、過去に行われた試掘や発掘調査の結果を調べた。そして、復興事業計画が予想される地域に埋蔵文化財包蔵地があるのかどうか、また、その可能性があるのかどうかを把握し、こうした調査成果を復興事業担当部に示し、埋蔵文化財が存在する場所を可能な限り回避して事業を計画するよう協議を続けた。

2015年度までに実施された試掘調査の延べ日数は岩手県で2,674日、宮城県で4,449日(2014年度まで)、福島県で3,719日に上り、統計にない表面踏査等を含めれば所在確認及び、遺跡の内容確認に費やされた事業量は極めて大きかったといえることができる。

復興事業に伴う埋蔵文化財包蔵地試掘調査実績一覧

県名	調査組織名	2011年度調査		2012年度調査		2013年度調査		2014年度調査		2015年度調査		面積合計	日数合計
		面積	日数										
岩手県	久慈市	-	-	1	1	-	-	8	-	-	-	-	9
	野田村	1,831	2	1,369	5	52,556	23	-	-	-	-	55,756	30
	田野畑村	-	-	-	-	2,298	8	132	2	-	-	2,430	10
	岩泉町	-	-	43	2	-	-	40	1	-	-	83	3
	宮古市	3,919	183	3,446	205	4,408	197	1,745	151	23	15	13,541	751
	山田町	-	-	180,050	662	75,336	112	37,162	318	16,680	21	309,228	1,113
	大槌町	-	-	-	13	861	65	7,460	7	47	1	8,368	86
	釜石市	-	4	-	27	-	15	15,396	17	3,665	7	19,061	70
	大船渡市	144	13	11,016	134	632	20	4,054	31	433	6	16,279	204
	陸前高田市	76	2	23,332	8	101,044	89	110,245	95	124,130	52	358,827	246
	複数市町村	-	-	-	54	-	98	-	-	-	-	0	152
	小計	5,970	204	219,256	1,111	237,135	635	176,234	622	144,978	102	783,573	2,674
宮城県	気仙沼市	138	9	5,996	96	5,853	171	7,272	320	-	-	19,259	596
	南三陸町	-	-	1,707	22	12	1	4,117	72	-	-	5,836	95
	女川町	-	-	440	17	4,359	91	1,087	38	-	-	5,886	146
	石巻市	-	-	8,946	81	841	18	1,868	45	-	-	11,655	144
	東松島市	63	59	1,515	475	1,001	129	1,221	248	-	-	3,800	911
	松島町	-	-	3	1	94	2	18	1	-	-	115	4
	多賀城市	-	-	-	-	2,454	55	5,314	719	-	-	7,768	774
	塩竈市	-	-	336	34	22	2	-	-	-	-	358	36
	七ヶ浜町	5	2	1,329	82	1,433	270	311	319	-	-	3,078	673
	利府町	48	1	138	4	-	-	-	-	-	-	186	5
	仙台市	-	-	100	4	745	52	885	229	-	-	1,730	285
	名取市	478	16	3,140	71	7,553	134	4,210	121	-	-	15,381	342
	亘理町	108	3	1,101	16	935	23	220	21	-	-	2,364	63
	岩沼市	-	-	63	21	574	35	795	92	-	-	1,432	148
	山元町	672	5	75	2	9,250	192	410	28	-	-	10,407	227
小計	1,512	95	24,889	926	35,126	1,175	27,728	2,253	-	-	89,255	4,449	
福島県	新地町	-	-	890	109	2,297	201	820	80	108	12	4,115	402
	相馬市	-	-	5,908	18	13,836	220	6,860	83	641	32	27,245	353
	南相馬市	-	-	5,675	345	27,163	787	9,760	507	14,034	395	56,632	2,034
	浪江町	-	-	-	-	10,000	12	32,400	13	7,380	32	49,780	57
	双葉町	-	-	-	-	-	-	-	-	150	4	150	4
	大熊町	-	-	-	-	2,218	57	-	-	7,118	58	9,336	115
	富岡町	-	-	-	-	-	-	-	-	460	30	460	30
	楡葉町	-	-	-	-	543	7	60,000	28	425	28	60,968	63
	広野町	139	3	582	18	346	16	65,166	42	1,015	11	67,248	90
	いわき市	-	-	3,526	210	3,063	162	2,725	117	2,207	82	11,521	571
小計	139	3	16,581	700	59,466	1,462	177,731	870	33,538	684	287,455	3,719	
合計	7,621	302	260,726	2,737	331,727	3,272	381,693	3,745	178,516	786	1,160,283	10,842	

文化庁記念物課 2016 『東日本大震災の復興と埋蔵文化財 中間報告』に岩手・福島県の2015年度実績を加筆

## 2. 発掘調査体制の確立と費用負担

記録保存の発掘調査は、どうしても避けきれない場所に限るという方針を徹底したが、工事に影響を与えないような迅速な発掘調査を実施できる被災自治体は極めて少なかった。

このため、迅速に発掘調査を進めるため文化庁はつぎのような施策を示した。

第一点は発掘調査の効率化である。調査する場所を限定し、復興事業の工事とできる限り併行して調査を行うこととし、最新の機器と技術を導入して省力化を図ること。

第二に阪神淡路大震災の復興事業で導入されたことを踏襲し、全国から埋蔵文化財専門職員を派遣していただいて調査を進めること。

第三は発掘調査費用は国が全額を負担することである。阪神淡路大震災の復興事業に伴う発掘調査は国庫補助事業で被災自治体の負担があったのを、全額交付金で対処するという事になった。

宮城県では復興調査の実施にあたって「宮城県発掘調査基準」を弾力的に運用することとし、調査の範囲を工事で壊される範囲に限り、盛土施工で遺構が壊されない場合は、確認調査にとどめることを原則とし、調査期間の更なる短縮化を図った。

埋蔵文化財発掘調査復興交付金は2016年度までに16回にわたり、合わせて33億8千9百万円余りが交付された。岩手県と県内市町村に12億6千4百万円余り、宮城県と県内市町村には12億5千万円余り、そして、福島県には8億7千3百万円余りとなる。これとは別に、復興道路に位置づけられた高速道路関連の調査費も計上された。

## 3. 被災自治体への埋蔵文化財専門職員の派遣と調査体制の整備

さて、阪神淡路大震災に続く埋蔵文化財専門職員の派遣は復興事業に伴う発掘調査が本格化した2012年度から始まった。2012年度の文化庁ルートでは全国の自治体から3県の教育委員会に派遣され、県教委の主体事業に従事するか、市町村の求めに応じて、市町村主体の事業に県教委から再派遣されるかたちとなった。この方式だと市町村主体事業に臨機応変に対応できないという問題があり、本協会も文化庁に改善の要望を行った。その結果、2013年度以降は市町村への直接派遣も実現した。さらに、当初は法律上困難とされた法人の調査機関同士の派遣も同じく2013年度から実現した。2015年度までの4年間で、文化庁経

2012年度の派遣職員一覧

派遣先	氏名	派遣元	派遣先	氏名	派遣元		
岩手県	藤原 秀樹	北海道	宮城県	伊丹 徹	神奈川県		
	永嶋 豊	青森県		西岡 巧次	兵庫県神戸市		
	宇田川 浩一	秋田県		西岡 誠司	兵庫県神戸市		
	深澤 敦仁	群馬県		伴瀬 宗一	埼玉県		
	安井 健一	千葉県		大橋 雅也	岡山県		
	田村 隆太郎	静岡県		山下 平重	香川県		
	北原 治	滋賀県		末木 啓介	埼玉県		
	横田 明	大阪府		小淵 忠司	岐阜県		
	長谷部 善一	熊本県		田口 明子	山梨県		
	平 美典	鹿児島県		遠藤 武	愛媛県		
岩手県	宮古市	八木 光則	岩手県盛岡市	武谷 和彦	佐賀県		
	山田町	菅野 紀子	岩手県一戸町	中川 寧	島根県		
		齋藤 仁	山形県山形市	松本 茂	宮崎県		
	大槌町	五十嵐 貴久	山形県山形市	上田 健太郎	兵庫県		
		竹村 吉史	滋賀県愛荘町	家原 圭太	京都府京都市		
	釜石市	佐藤 浩彦	岩手県遠野市	宮城県	南三陸町	佐々木 潤	長野県原村
	大船渡市	神原 雄一郎	岩手県盛岡市		気仙沼市	西園 勝彦	鹿児島県
		首藤 久士	静岡県浜松市	福島県	山本 誠	兵庫県	
	岩田 貴之	岩手県北上市	野村 信生		青森県		
	陸前高田市	河北 直知	京都府京都市		若林 卓	長野県	
岩渕 計		岩手県	福島 孝行		京都府		
宮城県	高橋 保雄	新潟県	妹尾 聡	埼玉県さいたま市			
	阿郎 明彦	山形県					

※文化庁記念物課 2016 『東日本大震災の復興と埋蔵文化財 中間報告』から

2013年度の派遣職員一覧

派遣先	職員氏名	派遣元	派遣先	職員氏名	派遣元		
岩手県	宗像 公司	北海道	宮城県	小淵 忠司	岐阜県		
	斉藤 慶史	青森県		鈴木 久史	京都府京都市		
	宇田川 浩一	秋田県		池田 征弘	兵庫県		
	安井 健一	千葉県		須藤 好直	奈良県		
	武田 寛生	静岡県		大庭 俊次	島根県		
	北原 治	滋賀県		岡本 泰典	岡山県		
	横田 明	大阪府		河村 靖宏	広島県		
	平 美典	鹿児島県		上山 佳彦	山口県		
岩手県	野田村	井上 雅孝		岩手県滝沢市	宮城県	西本 和哉	徳島県
	宮古市	似内 啓邦		岩手県盛岡市		蔵本 晋司	香川県
		土屋 了介		神奈川県小田原市		吉本 健一	佐賀県
		竹内 宇哲		愛知県名古屋		中村 幸弘	熊本県
		服部 哲也				和田 理啓	宮崎県
		村木 誠				橋本 雄一	(公財)松山市文化・スポーツ振興財団埋蔵文化財センター
		北野 俊明		大阪府堺市		西園 勝彦	鹿児島県
		高上 拓		香川県高松市		南三陸町	谷地 薫
	今野 沙貴子	青森県弘前市	志村 有司	東京都世田谷区			
	釜石市	飯島 哲也	長野県長野市	南三陸町		佐々木 潤	長野県原村
		宮崎 亮一	福岡県太宰府市	多賀城市		宮崎 正裕	奈良県奈良市
		山田町	平野 功	千葉県香取市		塩竈市	嘉見 俊宏
	荒井 世志紀		名取市			横道 隆一	兵庫県高砂市
	佐藤 喜一郎		山元町			森 秀之	北海道恵庭市
	鬼澤 昭夫					草場 啓一	福岡県筑紫野市
	小林 高範			富山県富山市		小鹿野 亮	
	犬槌町	竹村 吉史	滋賀県愛荘町	福島県	作山 智彦	茨城県	
		尾方 農一	宮崎県延岡市		橋本 正春	富山県	
		大學 康宏	宮崎県高原町		岡本 淳一郎	富山県	
	大船渡市	佐藤 智雄	北海道函館市		島田 修一	富山県	
		神原 雄一郎	岩手県盛岡市		藤原 直人	長野県	
		安田 滋	兵庫県神戸市		古川 匠	京都府	
	佐伯 二郎	葛西 智義			北海道深川市	甲斐 昭光	兵庫県
	陸前高田市	桐木 亮	京都府京都市		萩野谷 正宏	和歌山県	
安井 宣也		奈良県奈良市	山崎 孝盛		高知県		
阿部 泰之		福岡県福岡市	宮地 聡一郎		福岡県		
今井 隆博		福岡県福岡市	中山 晋		沖縄県		
宮城県		村上 義直	秋田県		福島県	南相馬市	高尾 栄市
	阿部 明彦	山形県	広野町			早川 圭	大阪府高槻市
	矢口 裕之	群馬県	(公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター		佐藤 剛	(公財)北海道埋蔵文化財センター	
	伴瀬 宗一	埼玉県			三好 孝一	大阪府近つ飛鳥博物館	
	岡本 健一				廣瀬 時習	(公財)大阪府文化財センター	
	加藤 勝仁	神奈川県	(公財)福島県文化振興財団	天本 昌希	(公財)山形県埋蔵文化財センター		
	山崎 忠良	新潟県		後藤 信祐	(公財)とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センター		
	潮田 憲幸	新潟県新潟市		池田 敏宏	(公財)東京都スポーツ文化事業団埋蔵文化財センター		
	林 大智	石川県		飯塚 武司		(公財)大阪市博物館協会大阪文化財研究所	
	山本 孝一	福井県		岡村 勝行			
	保坂 和博	山梨県					

2014年度の派遣職員一覧

派遣先	職員氏名	派遣元	派遣先	職員氏名	派遣元	
岩手県	村本 周三	北海道	宮城県	谷 和隆	長野県	
	中澤 寛将	青森県		小瀬 忠司	岐阜県	
	加藤 竜	秋田県		渡辺 和仁	三重県	
	浅野 晴樹	埼玉県		垣内 拓郎	兵庫県	
	今福 利恵	山梨県		井上 主税	奈良県	
	丸杉 俊一郎	静岡県		東影 悠		
	上垣 幸徳	滋賀県		守岡 正司	島根県	
	関 真一	大阪府		岡本 泰典	岡山県	
	柏原 正民	兵庫県		上山 住彦	山口県	
	小林 昭彦	大分県		本下 晴一	香川県	
	坂井田 端志郎	熊本県		細川 金也	佐賀県	
	上床 真	鹿児島県		和田 理啓	宮崎県	
	岩手県	野田村		井上 雅孝	岩手県滝沢市	気仙沼市
宮古市		似内 啓邦	岩手県盛岡市	野崎 進	山梨県笛吹市	
		土屋 健作	神奈川県小田原市	南三陸町	生田 和宏	宮城県（文化財保護課）
		服部 哲也	愛知県名古屋	石巻市	庄司 祐一	山形県河北町
		近藤 康司	大阪府堺市	女川町	福沢 佳典	長野県松本市
		北野 俊明			古田 和誠	宮城県（文化財保護課）
		波多野 篤	香川県高松市	塩竈市	嘉見 俊宏	愛知県みよし市
山田町		平野 功	千葉県香取市	多賀城市	中島 和彦	奈良県奈良市
		荒井 世志紀		名取市	奥井 智子	京都府京都市
		佐藤 喜一郎		岩沼市	須田 富士子	神奈川県
		鬼澤 昭夫		山元町	小南 裕一	福岡県北九州市
		羽生 俊郎			長野県飯田市	中村 昇平
平林 大樹		長野県千曲市	福島県	斎藤 貴史	茨城県	
大槌町		山中 良平		兵庫県赤穂市	妹尾 聡	埼玉県さいたま市
釜石市		松岡 淳平		兵庫県養父市	中居 和志	京都府
		中村 茂央		福岡県太宰府市	山崎 孝盛	高知県
大船渡市		佐藤 智雄		北海道函館市	宮地 聡一郎	福岡県
		花井 正香		岩手県盛岡市	中山 晋	沖縄県
陸前高田市		桐木 亮	京都府京都市	佐藤 剛	(公財)北海道埋蔵文化財センター	
		阿部 敬生	兵庫県神戸市	宮内 勝巳	(公財)千葉県教育振興財団文化財センター	
		西岡 誠司		鈴木 次郎	(公財)かながわ考古学財団	
		加藤 隆也	福岡県福岡市	伊藤 武	(公財)大阪府文化財センター	
宮城県		長橋 至	山形県	河本 純一	(公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター	
	矢口 裕之	群馬県	中村 利至矢	(公財)北九州市芸術文化振興財団		
	西口 正純	埼玉県	天本 昌希	(公財)山形県埋蔵文化財センター		
	加藤 勝仁	神奈川県	後藤 信祐	(公財)とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センター		
	石川 智紀	新潟県	池田 敏宏	(公財)東京都スポーツ文化事業団埋蔵文化財センター		
	潮田 憲幸	新潟県新潟市	及川 良彦			
	西田 昌弘	石川県	小倉 徹也		(公財)大阪市博物館協会大阪文化財研究所	
	御嶽 貞義	福井県				

由で全国から派遣された職員数は280名を越え、他に地方公共団体間の交流支援や短期間の出張派遣もあり、延べ121人であった阪神淡路大震災の復興事業に伴う職員派遣の数を大幅に上回った。

当初は円滑な復興事業に伴う発掘調査のためには、民間調査組織の活用も視野に入れる必要があるのではないかと危惧されていたが、結果的に

は、その必要がなかった。文化庁が主導した施策に呼応して、すべての都道府県教委やその傘下の法人組織、そして、政令指定都市をはじめ多くの市町村教育委員会による職員派遣があり、それに加え、被災県教委で採用した任期付き職員を管下の市町村に派遣したこと、そして市町村が独自で専門職員を採用するなど、被災地での埋蔵文化財調査体制の充実に向け、それぞれが努力した結果

2015 年度の派遣職員一覧

派遣先		職員氏名	派遣元	派遣先	職員氏名	派遣元	
岩手県		赤井 文人	北海道	宮城県	大本 朋弥	兵庫県	
		新海 和広	秋田県		堤 英明	佐賀県	
		岩名 建太郎	静岡県		気仙沼市	野崎 進	山梨県笛吹市
		小竹森 直子	滋賀県			永濱 功治	鹿児島県
		篠宮 正	兵庫県		石巻市	西岡 誠司	兵庫県神戸市
		友岡 信彦	大分県			庄司 祐一	山形県河北町
		上床 真	鹿児島県		女川町	古田 和誠	宮城県（文化財保護課）
		具志堅 清大	沖縄県		名取市	新田 和央	京都府京都市
岩手県	野田村	井上 雅孝	岩手県	岩沼市	川島 秀義	神奈川県	
	宮古市	渡辺 千尋	神奈川県小田原市	山元町	木下 晴一	香川県	
		酒井 将史	愛知県名古屋		城門 義廣	福岡県	
		内本 勝彦	大阪府堺市		熊代 昌之	福岡県久留米市	
		高上 拓	香川県高松市		沖田 陽子	福岡県筑紫野市	
	山田町	佐藤 淳一	岩手県滝沢市	福島県	杉崎 茂樹	埼玉県	
	大槌町	中川 猛	兵庫県姫路市		木川 正夫	愛知県	
		三好 栄太郎	熊本県熊本市		山梨 千晶	長崎県	
	釜石市	遠藤 茜	福岡県太宰府市		小口 英一郎	鳥取県	
	大船渡市	佐々木 亮二	岩手県盛岡市		業天 唯正	青森県	
	陸前高田市	瀧本 正志	福岡県福岡市		真鍋 貴匡	香川県	
		藤元 剛史	京都府京都市		宮崎 敬士	熊本県	
宮城県		伊藤 智樹	千葉県		福島県	南相馬市	吉岡 弘樹
		岩崎 仁志	山口県	(公財)岩手県文化振興事業 団 埋蔵文化財センター	佐藤 剛	(公財)北海道埋蔵文化財センター	
		須田 正久	群馬県		宮内 勝巳	(公財)千葉県教育振興財団 文化財センター	
		小淵 忠司	岐阜県		伊藤 武	(公財)大阪府文化財センター	
		廣田 和穂	長野県		河本 純一	(公財)大阪市博物館協会 大阪文化財研究所	
		杉山 一雄	岡山県	高橋 工	(公財)山形県埋蔵文化財センター		
		飯坂 盛泰	新潟県	植松 暁彦	(公財)とちぎ未来づくり財団 埋蔵文化財センター		
		和田 理啓	宮崎県	(公財)福島県文化振興財団	谷中 隆	(公財)東京都スポーツ文化事業 団 埋蔵文化財センター	
		長橋 至	山形県		山田 和史	(公財)東京都スポーツ文化事業 団 埋蔵文化財センター	
		潮田 憲幸	新潟県新潟市				

と、高く評価される。

このような施策が展開されたことにより、第4章で述べられたように、被災3県での復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査はほぼ順調に進行し、復興事業の妨げとなったということは皆無であった。

4. 発掘調査の事業量

復興事業に伴う被災3県の発掘調査は2011年から2015年までの5年間で605件1,240,563㎡に上った。

岩手県では宮古市で被災後の個人住宅再建の調査が2011年から始まったが、2011年度の沿岸各地の調査は7件1,666㎡と多くはなかった。復興事業が本格化した2012年度は34件93,817㎡と大幅に増加し、2013年度には68件270,182㎡とピークを迎えた。2014年度は58件169,177㎡、

そして、2015年度は54件180,602㎡とピーク時の3分の2ほどとなったが、総調査面積は715,444㎡に上った。事業別では防災集団移転促進事業や区画整理事業などのいわゆる高台移転関連が全体の42%にあたる約300,000㎡、三陸沿岸自動車道や宮古西道路など復興道路に位置づけられた高速道路関係が約40%の280,000㎡となり、この二つで8割を超えた。

宮城県では仙台市や多賀城市で2011年度から住宅移転に伴う小規模な調査が始まり、山元町では震災前から継続して進められていた常磐自動車道が復興道路として位置づけられたため、その調査が大規模な復興調査の開始となった。2011年の調査は88件31,428㎡となった。2012年度から県北の気仙沼市や南三陸町で高台移転関連の調査が始まり、また復興道路として位置づけられた三陸自動車道の調査など104件68,606㎡となっ



復興事業に伴う発掘調査が開始された。また、これとは別に、震災前から工事が進められていた常磐自動車道が復興道路に位置づけられたことから、原発事故の被災地とならなかった浜通り北部の新地町、相馬市で被災直後の2011年から大規模な調査が続けられ、2011年度には常磐道路だけで5件、20,700㎡、2012年度には常磐道で11件65,200㎡の調査と、相馬市と広野町で住宅団地造成と区画整理事業で2件、5,594㎡が調査された。2013年度には相馬福島道路の調査が開始され、いわゆる高台移転に関係する防災集団移転事業等に伴う調査が7件と本格化し、合わせて17件、35,820㎡の調査が行われた。2014年度には高台移転等の調査が7件、12,652㎡と前年度から面積はやや減少したが、合わせて18件59,599㎡となった。2015年度は地域経済再生事業が加わったが合わせて13件34,096㎡と減少しつつある。2015年度までの総調査面積は221,009㎡に上った。事業別では復興事業に位置づけられた高

## (2) 発掘調査報告書

発掘調査が行われた遺跡は538遺跡である。被災した自治体へのアンケート調査によれば、2016年度以降、352遺跡、182冊の報告書が刊行される予定となっている。未回答の自治体もあるため、この数字を囲さらに上回することは確実である。

東日本大震災と同様、派遣職員とともに発掘調査が進められた阪神淡路大震災の復興事業に伴う発掘調査では報告書が未刊行となっているものが少なくない。

特別委員会では2013年度末の文化庁面談において、整理・報告書作成の課題解決に向けて要望を行った。阪神淡路大震災の経験を踏まえ、未刊行となることを避けるため、被災3県と検討を進め、つぎのような協議を行っているということであった。派遣職員は必ず記録を残すこと、年報を作成し、誰がどこをいつ、どこを担当したか等のデータを残すこと、また、文化庁からは整理については民間委託もあり得るとの提案を行っており、身の丈にあった報告書の作成も視野に入れることなどである。

岩手県では2015年度までに、県教委が10遺跡、埋蔵文化財センターで105遺跡、市町村教委で117遺跡の調査を実施しているが、それぞれ6、49、28遺跡の報告書が2016年12月までに刊行

速道路の整備等の交通網の整備が128,447㎡で全体の58%を超え、高台移転との住宅関連が17%程の37,472㎡、震災復興のための土取りや工業団地整備、ほ場整備、植物工場整備などの経済再生関連が55,090㎡と約25%を占めている。

高台移転などの住宅関連事業は岩手県で42%、宮城県では50%となり、この両県では、ほぼ終了したと見てよい。原発被災でなお、帰還困難地域がある福島県は17%と低かった。今後も事業が続くものと見られる。

高速道路をはじめとする交通網の整備事業によるものは3県とも多く、岩手・宮城県ではそれぞれ約40%、福島県では58%と半数を超えた。

福島県では原発事故の被災で大きな痛手を被った地域経済再生のための事業が25%を占めた。宮城県で揺れや津波で被災した水田のほ場整備事業が広大な地域で進められる計画があるが、面工事での遺構面保護を図る方針で、大規模な調査を回避する方針を示している。

された。残る報告書は県教委で4遺跡、埋蔵文化財センターで61遺跡、市町村教委で89遺跡となっている。県教委、埋蔵文化財センター、市町村教委とも2020年までと、新たに設定された交付金事業「復興・創生期間」内に残りの報告書を刊行するという計画を示している。

宮城県では2015年度までに県教委が34遺跡、市町村が263遺跡の調査を実施している。県教委は被災3県と文化庁の協議を受け、いち早く報告書の簡略化の方針を示した。その基本的な考えは①調査した遺跡は、内容にかかわらず報告すること。②報告書は必要最小限の内容とすること。③調査主体となった県又は市町村が整理・刊行すること（ただし、市町村の遺物整理体制が整わない場合は県が協力する）。④作業の一部を民間会社に委託することを検討する。というものであった。このような方針で刊行された報告書数は2011年度に県で1冊、市町で1冊、2012年度に市町で4冊、2013年度に市町で4冊、2014年度に県で1冊、市町で3冊、2015年度に県で3冊、市町で7冊と、まずは、順調に刊行を重ねてきており、2016年度には県で1冊、市町で5冊が刊行される予定である。

福島県では2013年度から新たに設けられた「福島再生加速化交付金」事業として埋蔵文化

### 報告書作成状況と作成計画

自治体・団体名	調査遺跡数	既刊行遺跡	刊行率%	未刊行遺跡	報告書遺跡数	刊行予定冊数	刊行予定年						
							2016年まで		2020年まで		2021年以降		
							遺跡数	冊数	遺跡数	冊数	遺跡数	冊数	
岩手県教委	10	6	60	4									
埋文センター	105	49	47	56	61	56	17	14	61	56			
岩手県市町村	117	28	24	89	79	76	20	18	21	21	9	9	
宮城県教委	34	26	76	8	34	8	26	5	8	3			
宮城県市町	263	157	60	138	99	29	66	9	15	8	0	0	
福島県教委	40	33	83	7	40		7	1					
福島県市町	26	12	249	14	19	18	3	3	9	8	1	1	

財の調査も行われるようになった。復興調査の開始が岩手、宮城の両県より遅れて始まったが、2015年度までに県教委（埋蔵文化財センター含む）が40遺跡、市町村教委が26遺跡の調査を実施している。原発事故で被災した双葉郡内の復興調査を中心に、まだ、復興事業に伴う発掘調査の先が見えない状況が続いている。このような中で、双葉郡の北にある新地町、相馬市、南にある楢葉町、広野町、いわき市では復興調査がピークを過ぎ、県教委が主体となった調査報告書は2016年度までにすべて刊行されることとなっている。一方、市町ではいわき市、広野町を除くと未刊行となっている。とくに、発掘調査事業量が大きかった南相馬市については、多くの報告書作成が残り、現段階でも2020年までには終了しないという見通しが立てられている。

3県とも、順調に進んでいるように見受けられるが、特に市町村教委が主体となった報告書刊行には多くの課題がある。これらの市町村に共通する課題は、派遣職員の支援を得て現地調査はほぼ

終了したものの、その多くが帰任した現在、残された市町村職員だけで膨大な調査資料に立ち向かわなければならないことである。特に、被災市町村の多くは担当者が不在か、一人というところが少なくない。復興事業に伴う発掘調査が一段落したとはいえ、決して少なくはない通常の業務にあたりながら、整理と報告書を作成しなければならないという重い課題を背負うことになる。

このような状況の中、交付金事業で刊行するためには、県教委が整理計画の策定から刊行までのタイムスケジュールの策定にまで踏み込んだ積極的な支援と、帰任した派遣職員の特別招聘に加え、整理を民間委託するなど、その積極的な活用は不可欠となろう。また、宮城県教委が示した簡略化についても市町村の意見を斟酌した上で進める必要がある。

それぞれの関係者が「阪神淡路の二の舞は踏まぬ」という強い気持ちで、報告書刊行に努力していただきたい。

### (3) 復興調査の意義と活用

#### 1. 被災市町村の専門職員数の変動

岩手県では震災後に市町村の埋蔵文化財担当専門職員が増員された。震災前は15名の正規職員と5名の非常勤職員の体制であったが、2016年度には正規職員21名、任期付職員7名、非常勤職員4名となった。震災前に比べ正規職員が6名、そして、全体では12名の増となった。職員の増員は第1義的には復興調査に対応するためであったが、あって当たり前で、普段の生活では気づくことのなかった地域の文化・文化財を震災で失って、はじめてその大切さに気づかされた地域住民の方々の後押しもあったと考えられる。この

体制は今後も継続されることになる。市町村の専門職員は文化財全般を担当することになるが、それぞれの地域文化の向上に向けて活躍することが期待されている。

宮城県では、震災前の沿岸市町の専門職員数は、仙台市と多賀城市を除けば1～2名体制であり、南三陸町、女川町、塩釜市は不在であった。発掘調査は市町村が担当するという宮城県の方式で復興調査が実施されてきたが、未配置の市町には県教委職員を派遣し、さらに全国からの派遣職員とともに、調査を担った。発掘調査の主体者となった未配置市町村のなかで、南

三陸町は2017年度から正規職員が配置されることになり、塩竈市でもその動きがあるという。

福島県では震災前には新地町、相馬市、南相馬市、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、いわき市に埋蔵文化財担当専門職員が配置されていた。震災後は新地町、相馬市、いわき市で震災前の人員体制で復興調査に対応し、一部帰還困難区域を抱えた南相馬市は専門職員も他業務を担う分野に配置されていたが、2013年度に震災前の体制が復活し、13年度2名、14年度4名、15年度2名の通年派遣を受け入れて、復興調査に対応してきた。一方、一部に帰還困難区域を抱える双葉郡の富岡・大熊・双葉・浪江の各町は住民も役場も避難することになり、富岡・大熊・双葉の各町の文化財専門職員も避難住民の生活支援業務と文化財保護業務を兼務する状況が続いたことにより、この地域の復興調査は県教委の人的支援を得て行われてきた。また、復興事業の進展に伴い広野町が2014年度に、大熊町では2015年度に専門職員各1名を正規職員として採用した。

福島の復興調査のうち、双葉郡内に予定されている中間貯蔵施設の建設用地内など、まだ、調査の目処がたっていないものが少なくない。

以上のように復興調査への対応を契機とした専門職員の増は岩手県で大きな進展があり、宮城、福島でもそれまで未配置であった町で新たに配置されるなど、その波及効果があった。

## 2. 調査成果の概要

被災3県の復興調査では、当該地域での新たな成果も多かった。各県毎の成果については第4章に詳述されているが、その要点をまとめると以下ようになる。

### (1) 岩手県

縄文時代では草創期の爪形文土器が宮古市で出土し、これが沿岸部で初めての草創期の調査となった。早期では2～3棟の竪穴からなる集落が久慈市、山田町で検出された。前期の集落跡は沿岸の各市町村で10遺跡以上が調査された。中期に入ると田野畑村以南の各市町村で調査され30棟以上の竪穴からなる集落もあり、この時期も10遺跡以上が調査され、中期の資料が充実するとともに、特に中期末の複式炉から三陸に特有な地域性が明らかにされた。

弥生時代の集落も田野畑村と宮古市といった沿岸中北部で調査され、新たな資料を提供した。

古墳時代以降、古代、中世までの調査例も増加し、集落に加え、製鉄遺跡や城館跡も調査対象と

なり、平泉藤原氏関連の遺跡もあり、多彩な遺物が出土した。

### (2) 宮城県

縄文時代では気仙沼市と石巻市でいずれも前期の大規模な遺跡の調査があり、貝塚から出土した解体痕のあるマグロ骨やそれに突き刺さった石器、十和田中振火山灰の上下から出土した遺物が編年研究に寄与するなど、新たな成果が得られている。

山元町では終末期古墳である横穴墓群の全面調査が行われた。調査された54基の中には人物・鳥・靱・サシバなどの線刻画が描かれたものもあった。同じく山元町では古代の亶理郡衙と考えられる遺跡や古代の製鉄遺跡も調査された。また、岩沼市では小面積の発掘ながら今回の津波痕跡が詳細に記録されるとともに、過去の2回の津波痕跡も特定できた。

多賀城跡に近い遺跡からは古墳時代後期後半の集落、奈良時代の溝と塀の区画施設を持つ竪穴や掘立柱建物跡が、平安時代に入ると整備された複数の街区内から建物の規模や井戸の形態に相違を持つ遺構群が検出された。

南三陸町では15世紀前半につくられ17世紀には廃城となった中世の山城の全面調査が行われ、山城を理解する上での貴重な資料が得られた。

### (3) 福島県

福島県の復興事業については、本発掘を極力避けるというギリギリの調整により、調査された遺跡は多くはなかったが、各時代でつぎのような成果があった。

縄文時代では、広野町で早期後半から前期初頭の平地での定住集落の様子が明らかとなり、南相馬市では中期末の住居跡が密集して多数検出され、楡葉町では男性をかたどった土偶が出土した。

古墳時代では重文に指定されている「天冠埴輪」同じ埴輪が出土し、南相馬市では史跡桜井古墳と同時期の前期の大規模な集落が発見された。奈良時代では広野町で駅家と考えられる遺跡が調査され、遺跡の主要部は現状保存となった。また当該期の製鉄遺跡が双葉・いわき地方で2遺跡が調査され、製鉄遺跡の分布がさらに南に広がった。

平安時代では相馬地方で8遺跡の製鉄遺跡が調査された。西日本が起源とされる横口付木炭窯が検出され、長方形箱形炉と整形炉に加え、それに後続する時期と考えられる3方向からの送風

口をもつ小型炉が集中して発見されたことなど新たな成果があった。

### 3. 調査成果の活用に向けて

3県での復興調査ではこれまでの歴史を塗り替えるものも少なくなかった。これらの調査成果をまとめた報告書の作成には様々の課題があることは前述したが、これらの課題をクリアしなければならない。

さて、発掘調査では各時代にわたる多量の遺物が出土した。被災した市町村では、今後、調査資料と出土遺物の展示など、活用に向けた取組が必要となる。そのためには、資料の収蔵施設の整備が不可欠となる。

復興交付金で収蔵施設の建設も可能であったが、被災市町では復興事業に係る発掘調査が最優

先となったことに加え、建設用地が確保できない等の理由もあり、これを活用した収蔵施設整備は進まなかった。第3章(5)-2-(1)述べられたように、被災した施設も含め収蔵施設を保有していた自治体は3県で21機関、保有していないのが2機関であった。そして、被災後に建設或いは建設計画を持っているところは8機関であった。しかし、用地や財政上の課題があり、計画はあっても思うように進まないという。

復興調査によって出土した資料をどのように地域住民の方々に還元していくのか、その展示・収蔵施設の整備は、現地での発掘調査が一段落した今、整理・報告書の作成とともに、喫緊の課題となっている。復興交付金事業での整備が間に合わないという現状を踏まえれば、地元負担のない国の支援は不可欠である。

## (4) 考古学の力の再確認

東北地方の太平洋沿岸地域を中心に広大かつ甚大な被害をもたらした東日本大震災から6年が経過しようとしている。土地に刻まれた地域の歴史としてかけがえのない埋蔵文化財は、地域の文化的財産として大きな価値を持っている。それを発掘調査することで知りうる地域の歴史・文化を地域コミュニティで共有することは、地域に対する愛着に繋がる。

阪神・淡路大震災から学んだ災害に対する埋蔵文化財への対応は、今回の震災では調査費の全額国庫負担とさらに前進した。当初は「埋蔵文化財は復興の壁」との報道もあったが関係者の熱意と努力で、それは杞憂に終わった。特に住宅再建など「住まいの確保」に関連する防災集団移転事業等は最優先で進められ、埋蔵文化財の調査の遅れが事業の遅れに結びついた例はほとんどなかった。

この背景には次のようなことがあった。

- 1) 分布調査と試掘調査を徹底したことにより、復興事業が埋蔵文化財に影響を与えないような調整を進めたこと。
- 2) やむを得ず記録保存となった場合にも、遺構の保存が困難な地域に限定し、工事と同時並行に進めることとしたこと。
- 3) 阪神・淡路にならい、地方自治法に則って、文化庁の主導で全国から埋蔵文化財専門職員の派遣を要請し、全国の自治体が余裕の乏しい中

でもこの施策に応じていただいたこと。

- 4) 今回は、法人間での職員派遣（出向）が実現したこと。
- 5) 文化庁ルート以外にも総務省ルートや自治体間交流による職員派遣もあったこと。
- 6) 派遣された職員は調査環境がいいとはいえない中、異なる調査方法にも迅速に対応して貢献していただいたこと。

また、発掘調査で明らかにされた事実は、現地説明会で地域住民にいち早く還元され、報告会等でさらに踏み込んだ成果が伝えられ、新たな歴史像の組み立てに役立つ多くの情報が提供された。

出土品と調査記録は地域の文化的財産として、適切に保存され、また活用されることが望まれる。

地域住民の方は第4章でも記されたように、発掘調査の成果に極めて高い関心を示してくれた。すべて流されてしまった地域特有の文化的遺産の喪失に呆然とした地域住民の方にとって、土地に埋まって残ってきた考古資料は地域再生のアイデンティティーの確立にとって欠かせないものとなったと考えられる。

全国各地からの支援で発掘された調査成果は、地域再生の精神的な支えとして大きな力となっている。それこそが「考古学の力」といえるのである。

## 第10章 今後への提言

佐藤 宏之

### (1) 復興調査の見通し 報告書積み残し問題

復興調査の予算根拠となる2012年度に開始された復興交付金制度は、当初5年間とされた期間が幸いにして2021年度まで延長された。

岩手県の復興調査はほぼ終了したが、整理作業と報告書作成は、復興交付金の期限との戦いとなっている。大規模調査は県の財団が受託し整理と報告書の刊行までを担当するが、これは終了する見通しである。しかしながら市町村が直接調査を担当した遺跡においては、同作業の終了見通しが立たない状況にある。交付金終了後に用意されるであろう補助金が確保されたとしても、整理と報告書を担当する人的資源自体が著しく脆弱であるため、今後は何らかの支援または対策(派遣職員の再派遣、補助率のアップ等)が急務となっている。

宮城県では復興調査のピークは越しつつあるが、まだまだ継続するだろう。調査の終結の見通しは、現段階では持ち得ない。宮城県は調査を県直営で対応しているので人的資源の問題は比較的軽減されると思われるが、調査量が膨大であるため、整理と報告書刊行の見通しは立たない。阪神・淡路大震災では、未だに未刊行の報告書が山積し

ているので、阪神・淡路の二の舞は避けねばならない。

福島県は、原発事故旧警戒地域外の復興調査は目処が立ちつつある。旧警戒地域内では、ようやく進んできた除染による警戒地域の部分的解除によって旧住民の立ち入りが可能となり復興事業が開始される条件が整いつつあるが、これらの地域の復興調査はこれからである。福島における復興調査は、別途福島再生加速化交付金が措置されているが、調査の終了は見通せない。汚染土の仮置き場とされている中間貯蔵施設の建設も目処がたっていない。また福島第一原発周辺の立ち入り制限区域の解除の見通しは、いまだない。

言うまでもなく、埋蔵文化財の調査は発掘だけではなく整理作業を通じて報告書として調査成果を社会に還元することが主目的である。復興調査に伴う各地の発掘調査現地説明会には、従来よりもはるかに多数の参加者があった。それぞれの地域が本来持っているはずの地域の歴史を再構成し、地域コミュニティの再生を遂げるためにも、報告書刊行は考古学のもつ社会的使命である。

### (2) 文化財行政の再建

東日本大震災の特異性は、巨大津波と福島原発事故による広範囲にわたる面的激甚災害にある。被災地域の自治体の多くは、これまで文化財担当者が少ないか未配置であったため、復興調査の実施にあたり、多くの支援が必要となった。復興事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いでは、阪神・淡路大震災の経験を生かして、文化庁主導によりすみやかな措置がとられたことは特筆できよう。復興調査は復興交付金で賄われ、地方自治法に基づき全国から専門職員が派遣された。2013年度からは、全国埋蔵文化財法人連絡協議会等の協力により、財団組織間の専門職員の派遣も実現した。文化庁と被災3県1市の連絡会議や派遣職員の合同会議等も頻繁に開催され、絶えず復興調査体制に関する調整が図られた。試掘調査の結果を受け

た復興事業計画の調整も行われ、一定の成果を見た。少数の遺跡ではあるが、復興調査の成果を受けて保存された遺跡もある。

一方派遣職員の任期は年度単位または月単位であることが多く、その業務は発掘調査が主務とされることがほとんどである。そのため発掘調査が完了しても、資料整理から報告書作成までの業務が山積した自治体が少なくない。こうした事態に対処するには、発掘調査から報告書作成までの支援の連続性を担保するために、民間調査機関の活用を考慮してもよいのではないかと委員会では考えたが、担当部局等では慎重論が多かった。

岩手県や福島県の幾つかの自治体では、通常文化財行政の体制に戻ったところも少なくない。震災対応に合わせて、これまで文化財担当者が少

ないか未配置であった自治体では担当者の採用により、文化財行政の要員が確保された自治体もある。発掘調査データ・資料の整理と報告書の作成が今後の大きな課題であるので、それらを収蔵し今後の地域の復興に資するための施設と人員の確

保が今後肝要となろう。資料の獲得・整理・報告・活用までがセットとなって実現することで初めて、文化財行政の再建を達成することができる。そのためにも、基礎自治体への文化財担当専門職員の配置を原則化することを強く求めたい。

### (3) 原発事故に伴う今後の埋蔵文化財行政

原発事故に伴う埋蔵文化財行政の実施は、これまで経験したことのない初めての事例である。放射能汚染地域における埋蔵文化財の取り扱い、文化庁の主導する「通常の文化財行政」の枠組みをそのまま適用できない事例が頻出している。福島県における復興調査の担当者や作業員は、放射能測定器の携帯を義務付けられており、一定値以上の空間での作業は厳しい制限を受けている。警戒地域からの文化財レスキューは、地域の担当者の献身的努力によりかろうじて敢行されたが、まだまだ充分ではない。毎回の委員会では原発事故関連の報告を受けて議論が続けられたが、効果的な対応策は立てようもなかった。

放射能の低濃度汚染地域では、除染作業の進展

により立ち入り制限が徐々に解除され、住民の帰還が少しずつ実現しつつあるが、旧居住者のかなりの方が帰還を果たせず、当初策定された復興計画の修正や変更を余儀なくされている。そのため復興調査の予定も立ちにくい状況が続いている。一方福島第一原発周辺の高濃度汚染地域では、立ち入り制限の解除が見通せていない。汚染土を一時保管する予定の中間貯蔵施設建設も進んでいないと聞く。

こうした地域における埋蔵文化財行政の実施にあたっては、従来の枠組みにとらわれないより一層の柔軟な対応と新たな対処法の考案・適用等の対策が必須と考える。

### (4) 将来の大災害に向けた対策

本特別委員会は本書の刊行を持って解散するが、東日本大震災からの復興は未だ途上にある。2016年4月には平成28年熊本地震が発生し、激甚災害をもたらした。協会では直ちに5月総会において、「平成28年熊本地震対策特別委員会」を立ち上げた。また委員会の活動期間中に、広島土石流災害や茨城の洪水被害等の激甚災害も多発している。

以上のような状況に対し、現在協会では常置の「災害対応委員会」(仮称)の設置準備を進めており、2017年5月開催予定の大正大学総会にて設置提案を行う予定である。個別の災害に対応するだけではなく、阪神・淡路大震災対策特別委員会以来協会が蓄積してきた対応策の「経験知」を集積し継承することが重要と判断するためである。さらに文化遺産防災ネットワーク推進会議等の全国レベルで設置されている災害対策組織・団体と経常的に連携すること、また全国学会として発災時への対応を常日頃から準備しておくこと等も理由の一つである。常置委員会の設置に対しては、会員からの要望も強い。

一方日本学術会議史学委員会「文化財の保護と活用に関する分科会」(第22期)では、東日本大震災を受けて、提言「文化財の次世代への確かな継承-災害を前提にした保護対策の構築をめざして-」(2014年6月24日)を発出しているが、その中で以下のような提言を行っている(第8章(2))。

「(1)文化財の防災と救出にむけた国レベルの常設機関の必要性と期待される業務

- ・災害に備えた文化財保護の実現のために文化財の防災・救出を担う国レベルの拠点の設置を強く望み、以下の業務を期待する。
- ・歴史資料・民俗資料・自然誌資料などについて、行政機関と、関係学会・団体ならびに「資料ネット」との連携・協力(人材の提供、情報の共有、資金面での補助)による一体的な文化財救援の実現
- ・文化財データベースの組織的整備に向けた長期・短期プランの策定と段階的实现
- ・放射能汚染を受けた有形文化財の救援と国外への情報発信」

この提言を受けて、国は前述した文化遺産防災ネットワーク推進会議(震災時に臨時に組織された被災文化財等救援委員会の後継組織)を常設で設置した(国立文化財機構内)。しかしながら、それだけでは初動期の文化財レスキュー対応に偏る傾向が強いので、十分ではない。文化財データベースの整備(国立歴史民俗博物館等で試行開

始)や、特に放射能汚染有形文化財の救援と国際情報発信のためには、災害考古学研究機関あるいは「震災ミュージアム」のような国レベルの研究機関の設立が要望される。福島の実験を資料として保管・管理し、内外に発信し続けることは我々の責務である。

## (5) 学協会・自治体・国の連携

前述した学術会議文化財分科会の提言には、「(2)文化財専門職員配置の必要性 (3)災害遺構保護の必要性 (4)被災文化財救援における大学の役割」も提言された。前述したように、学術会議の提言をきっかけとして国レベルの体制整備に関する予算措置等が実現する場合もあり、当該分科会の役割は決して小さくない。

また本委員会活動にあたっては、従前にも増して埋蔵文化財行政の監督官庁である文化庁との密接な意見・情報交換が重要であることが理解されており、今後も連携を強めていきたい。考古学の社会的意義のひとつには、埋蔵文化財の調査成果の発信と活用があることは自明であり、そのためにも文化庁との連携は欠かせない。

さらに考古学関係の他学会との連携も重要となる。東日本大震災への対応はひとり考古学協会の

みが行ったわけではない(第8章(1))。被災地の地域学会である岩手県考古学会・宮城県考古学会・福島県考古学会では、それぞれ独自の対策・対応を取られているし、本委員会の被災地域選出委員も各学会からの推薦を受けた。考古学研究会等の各地の研究会では、研究集会やシンポジウム等の開催等を通じて、震災対応を積極的に行っている。また考古学以外の日本文化財科学会・日本第四紀学会・日本地質学会等の文化財防災に関する他学会との連携も必要とされる。

災害対策が考古学だけでなしえないことは自明であるので、今後は上記の他学会や自治体・国と積極的な連携を行い、平常時から備えておくべきであろう。学協会・自治体・国の密接な連携があって初めて、防災・減災は実現可能となる。

## 英文要旨

On the 11th of March 2011, the Great East Japan Earthquake, a 9.0 magnitude quake of unprecedented size and scope, occurred off the coast of Miyagi Prefecture, causing devastation over 22 prefectures and leading to over 22,062 dead or missing people, and damaging or destroying 401,488 homes. Most of the damage was concentrated in Iwate, Miyagi and Fukushima (hereafter referred to as the three affected prefectures) which were struck by the resulting tsunami. Additionally, the total loss of power at the Fukushima No. 1 Nuclear Power Station, resulting from damaged caused by the tsunami, lead to the meltdown of the nuclear core, releasing radioactive contamination over the wide area, including Futaba County in Fukushima Prefecture. Local residents were forced to evacuate and few have been able to return home, even after 6 years.

Immediately following the disaster, the Japanese Archaeological Association worked to determine the extent of the damage, and in the May of the same year, established the Special Great East Japan Earthquake Response Committee to formulate plans to solve the various issues connected with the damaged buried cultural properties. Initially, priority was given to securing and improving the living conditions of the disaster-stricken residents, but simultaneously, work on the rescue of disaster-affected cultural properties started. When the large-scale reconstruction efforts commenced in the autumn of that year, archaeologists shifted their focus to the survey of buried cultural properties to cooperate with the regional reconstruction.

In accordance with the guidelines of the Agency for Cultural Affairs, the Board of Education of the affected prefectures were directly responsible for the reconstruction projects, and were required, as much as possible, to preserve the current state of buried cultural properties, and to avoid excavation where possible. A total of 605 sites were surveyed in the three affected prefectures over the five year period (2011-2015), totaling 1.24 million square meters over an accumulated 31,500 days. The research expenses came from the restoration subsidy provided by the national government. This enormous project as also made possible through the tireless efforts of people and institutions concerned with cultural properties from within the affect regions along with the cooperation of 280 specialist dispatched from municipalities nationwide.

During the 5 years between 2011 and 2015 the main activities of the committee consisted of: initially confirming and checking the damage situation to the areas of association members and their response; supporting cultural property rescue activities; inspecting the damage situation of cultural properties in the disaster area; holding face-to-face meetings with the departments in charge of the villages, towns and cities in the three affected areas (twice); conducting questionnaires with the affected municipalities (twice); regular consultation with the Agency for Cultural Affairs,

Monuments and Site Division (annually); reporting the results of recovering activities to the local people in the three affected prefectures (six times); reporting on and disseminating the activities of the Committee at the General Assembly Meeting (five times); issuing the Association's Chairman's statement (three times); communicating and coordinating with relevant organizations and academic societies, such as the National Task Force for the Japanese Risk Mitigation Network.

This report has summarized the achievements of the committee over the past five years. While the reconstruction project for the Great East Japan Earthquake is still ongoing, regional infrastructure at least has been restored, though the full-scale renewal of the communities is yet to come. Excavations in advance of reconstruction in Iwate and Miyagi Prefectures have almost ended, but there is now a backlog of reports to be compiled and published. Also from now, recovery from the nuclear accident in Fukushima Prefecture will be crucial for the future of this region and will require an extended effort over a long period of time. There is also certainly a strong demand for historical heritage activities that utilize the results of the reconstruction survey. Although this committee will dissolve with the publication of this book, as the Japanese Archaeological Association, we would like to continue to give attention to these problems.

Our irreplaceable buried cultural properties are a tangible link to the past and as such form the basis of the history and culture of each region. Through the sharing of these "memories of the land" that were revealed by excavation in the affected area in the process of recovery from the earthquake, there was a revitalization of the spirit of community. This is the power of archaeology.

(translated by Robert Condon & Katsuyuki Okamura)



---

2017年3月25日 印刷

2017年3月31日 発行

## 日本考古学協会東日本大震災対策特別委員会報告書

編集 一般社団法人日本考古学協会東日本大震災対策特別委員会

発行 一般社団法人日本考古学協会

132-0035 東京都江戸川区平井5-15-5

平井駅前協同ビル4階

TEL. 03-3618-6608

FAX. 03-3618-6625

印刷 藤庄印刷株式会社

990-0025 山形市あこや町3-18-30

---

